行之是令、此謂一終、三旬二日、季冬行秋令、則白露蚤降、介蟲爲妖、四隣入保、行春令、則胎夭多傷、國多固疾、

命之曰逆、行夏令、則水潦敗國、時雪不降、冰凍消釋、

淮南子國字解下　終

雨汁、瓜瓠不成、國有大兵、行春令、則蟲螟爲敗、水泉減竭、民多疾癘、

呂氏季冬紀

一曰、季冬之月、日在婺女、昏婁中、旦氐中、其日壬癸、其帝顓頊、其神玄冥、其蟲介、其音羽、律中大呂、其數六、其味鹹、其臭朽、其祀行、祭先腎、鴈北鄉、鵲始巢、雉雊雞乳、天子居玄堂右个、乘玄駱、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與彘、其器宏以弇、命有司大儺、旁磔出土牛、以送寒氣、征鳥厲疾、乃畢行山川之祀、及帝之大臣、天地之神祇、是月也、命漁師始漁、天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟、冰方盛、水澤復、命取冰、冰已入、令告民出五種、命司農計耦耕事、修耒耜、具田器、命樂師、大合吹而罷、乃命四監收秩薪柴、以供寢廟及百祀之薪燎、是月也、日窮于次、月窮于紀、星廻于天、數將幾終、歲將更始、專於農民、無有所使、天子乃與卿大夫、飭國典、論時令、以待來歲之宜、乃命太史、次諸侯之列、賦之犧牲、以供皇天上帝社稷之享、乃命同姓之國、供寢廟之芻豢、令宰歷卿大夫至于庶民土田之數、而賦之犧牲、以供山林名川之祀、凡在天下九州之民者、無不咸獻其力、以供皇天上帝社稷寢廟山林名川之祀、

其蟲介、其音羽、律中黃鐘、其數六、其味鹹、其臭朽、其祀行、祭先腎、冰益壯、地始坼、鶡鴠不鳴、虎始交、天子居玄堂太廟、乘玄駱、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與彘、其器宏以弇、命有司曰、土事無作、無發蓋藏、無起大衆、以固而閉、發蓋藏、起大衆、地氣且泄、是謂發天地之房、諸蟄則死、民多疾疫、又隨以喪、命之曰暢月、是月也、命閹尹、申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、省婦事、毋得淫、雖有貴戚近習、無有不禁、乃命大酋、秫稻必齊、麴蘗必時、湛饎必潔、水泉必香、陶器必良、火齊必得、兼用六物、大酋監之、無有差忒、天子乃命有司、祈祀四海大川名原淵澤井泉、是月也、農有不收藏積聚者、牛馬畜獸、有放佚者、取之不詰、山林藪澤、有能取疏食、田獵禽獸者、野虞敎導之、其有侵奪者、罪之不赦、是月也、日短至、陰陽爭、諸生蕩、君子齋戒、處必弇、身欲寧、去聲色、禁嗜慾、安形性、事欲靜、以待陰陽之所定、芸始生、荔挺出、蚯蚓結、麋角解、水泉動、日短至、則伐林木、取竹箭、是月也、可以罷官之無事者、去器之無用者、塗闕庭門閭、築囹圄、此所以助天地之閉藏也、仲冬行夏令、則其國乃旱、氣霧冥冥、雷乃發聲、行秋令、則天時

九卿大夫、以迎冬於北郊、還乃賞死事、恤孤寡、是月也、命太卜禱祠、龜策占兆、審卦吉凶、於是察阿上亂法者、則罪之無有掩蔽、是月也、天子始裘、命有司曰、天氣上騰、地氣下降、天地不通、閉而成冬、命百官謹蓋藏、命司徒循行積聚、無有不斂、坿城郭、戒門閭、修楗閉、愼關籥、固封璽、備邊境、完要塞、謹關梁、塞蹊徑、飭喪紀、辨衣裳、審棺槨之厚薄、營丘壟之小大、高卑薄厚之度、貴賤之等級、是月也、工師效功、陳祭器、按度程、無或作爲淫巧、以蕩上心、必功致爲上、物勒工名、以考其誠、工有不當、必行其罪、以窮其情、是月也、大飲蒸、天子乃祈來年于天宗、大割祠于公社及門閭、饗先祖五祀、勞農夫以休息之、天子乃命將率講武肄射御角力、是月也、乃命水虞漁師、收水泉池澤之賦、無或敢侵削衆庶兆民、以爲天子取怨于下、其有若此者、行罪無赦、孟冬行春令、則凍閉不密、地氣發泄、民多流亡、行夏令、則國多暴風、方冬不寒、蟄蟲復出、行秋令、則霜雪不時、小兵時起、土地侵削、

呂氏仲冬紀

一曰仲冬之月、日在斗、昏東壁中、旦軫中、其日壬癸、其帝顓頊、其神玄冥、

丁入學習吹、是月也、大饗帝嘗犧牲、告備于天子、合諸侯、制百縣、爲來歲、受朔日與諸侯所稅於民輕重之法、貢職之數、以遠近土地所宜爲度、以給郊廟之事、無有所私、是月也、天子乃教於田獵、以習五戎獀馬、命僕及七騶咸駕、載旍旐、輿受車以級、整設于屏外、司徒搢扑、北嚮以誓之、天子乃厲服厲飭、執弓操矢以射、命主祠、祭禽於四方、是月也、草木黃落、乃伐薪爲炭、蟄蟲咸俯在穴、皆墐其戶、乃趣獄刑、無留有罪、收祿秩之不當者、其養之不宜者、是月也、天子乃以犬嘗稻、先薦寢廟、季秋行夏令、則其國大水、冬藏殃敗、民多鼽窒、行冬令、則國多盜賊、邊境不寧、土地分裂、行春令、則暖風來至、民氣解墮、師旅必興、

呂氏孟冬紀

一曰、孟冬之月、日在尾、昏危中、旦七星中、其日壬癸、其帝顓頊、其神玄冥、其蟲介、其音羽、律中應鐘、其數六、其味鹹、其臭朽、其祀行、祭先腎、水始冰、地始凍、雉入大水爲蜃、虹藏不見、天子居玄堂左个、乘玄駱、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與彘、其器宏以弇、是月也、以立冬、先立冬三日、太史謁之天子曰、某日立冬、盛德在水、天子乃齋、立冬之日、天子親率三公

都邑、穿竇窌、修囷倉、乃命有司、趣民收斂、務蓄菜、多積聚、乃勸種麥、無或失時、行罪無疑、是月也、日夜分、雷乃始收聲、蟄蟲俯戶、殺氣浸盛、陽氣日衰、水始涸、日夜分、則一度量、平權衡、正鈞石、齊斗甬、是月也、易關市、來商旅、入貨賄、以便民事、四方來雜、遠鄉皆至、則財物不匱、上無乏用、百事乃遂、凡舉事、無逆天數、必順其時、乃因其類、行之是令、白露降三旬、仲秋行春令、則秋雨不降、草木生榮、國乃有大恐、行夏令、則其國旱、蟄蟲不藏、五穀復生、行冬令、則風災數起、收雷先行、草木早死、

呂氏季秋紀

一曰、季秋之月、日在房、昏虛中、旦柳中、其日庚辛、其帝少皞、其神蓐收、其蟲毛、其音商、律中無射、其數九、其味辛、其臭腥、其祀門、祭先肝、候鴈來賓、爵入大水爲蛤、菊有黃華、豺則祭獸戮禽、天子居總章右个、乘戎路、駕白駱、載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬、其器廉以深、是月也、申嚴號令、命百官、貴賤無不務入、以會天地之藏、無有宣出、命冢宰、農事備收、舉五種之要、藏帝籍之收於神倉、祇敬必飭、是月也、霜始降、則百工休、乃命有司曰、寒氣總至、民力不堪、其皆入室、上

有罪、嚴斷刑、天地始肅、不可以贏、是月也、農乃升穀、天子嘗新、先薦寢廟、命百官始收斂、完隄防、謹壅塞、以備水潦、修宮室、坿牆垣、補城郭、是月也、無以封侯立大官、無割土地、行重幣、出大使、行之是令、而涼風至三旬、孟秋行冬令、則陰氣大勝、介蟲敗穀、戎兵乃來、行春令、則其國乃旱、陽氣復、還、五穀不實、行夏令、則多火災、寒熱不節、民多瘧疾、

呂氏仲秋紀

一曰、仲秋之月、日在角、昏牽牛中、旦觜嶲中、其日庚辛、其帝少皞、其神蓐收、其蟲毛、其音商、律中南呂、其數九、其味辛、其臭腥、其祀門、祭先肝、涼風生、候鴈來、玄鳥歸、羣鳥養羞、天子居總章太廟、乘戎路、駕白駱、載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬、其器廉以深、是月也、養衰老、授几杖、行糜粥飲食、乃命司服、具飭衣裳、文繡有常、制有小大、度有短長、衣服有量、必循其故、冠帶有常、命有司、申嚴百刑、斬殺必當、無或枉橈、枉橈不當、反受其殃、是月也、乃命宰祝、巡行犧牲、視全具、案芻豢、瞻肥瘠、察物色、必比類、量小大、視長短、皆中度、五者備當、上帝其享、天子乃儺、禦佐疾、以通秋氣、以犬嘗麻、先祭寢廟、是月也、可以築城郭、建

巡勸農事、草木方長、無撓民心、蕤賓之月、陽氣在上、安壯養佼、本朝不靜、草木早槁、林鐘之月、草木盛滿、陰將始刑、無發大事、以將陽氣、夷則之月、修法飭刑、選士厲兵、詰誅不義、以懷遠方、南呂之月、蟄蟲入穴、趣農收聚、無敢懈怠、以多爲務、無射之月、疾斷有罪、當法勿赦、無留獄訟、以亟以故、應鐘之月、陰陽不通、閉而爲冬、修別喪紀、審民所終、

呂氏孟秋紀

一曰、孟秋之月、日在翼、昏斗中、旦畢中、其日庚辛、其帝少皞、其神蓐收、其蟲毛、其音商、律中夷則、其數九、其味辛、其臭腥、其祀門、祭先肝、涼風至、白露降、寒蟬鳴、鷹乃祭鳥、始用行戮、天子居總章左个、乘戎路、駕白駱、載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬、其器廉以深、是月也、以立秋、先立秋三日、太史謁之天子曰、某日立秋、盛德在金、天子乃齋、立秋之日、天子親率三公九卿諸侯大夫、以迎秋於西郊、還乃賞軍率武人於朝、天子乃命將帥、選士厲兵、簡練桀儁、專任有功、以征不義、詰誅暴慢、以明好惡、巡彼遠方、是月也、命有司、修法制、繕囹圄、具桎梏、禁止姦、愼罪邪、務搏執、命理、瞻傷察創、視折、審斷、決獄訟、必正平、戮

帝、黃帝、其神后土、其蟲倮、其音宮、律中黃鐘之宮、其數五、其味甘、其臭香、其祀中霤、祭先心、天子居太廟太室、乘大輅、駕黃騮、載黃旂、衣黃衣、服黃玉、食稷與牛、其氣圜以揜、

二曰、黃鐘生林鐘、林鐘生太蔟、太蔟生南呂、南呂生姑洗、姑洗生應鐘、應鐘生蕤賓、蕤賓生大呂、大呂生夷則、夷則生夾鐘、夾鐘生無射、無射生仲呂、三分所生、益之一分、以上生、三分所生、去其一分、以下生、黃鐘大呂太蔟夾鐘姑洗仲呂蕤賓爲上、林鐘夷則南呂無射應鐘爲下、大聖至理之世、天地之氣合而生風、日至則月鐘其風、以生十二律、仲冬日短至、則生黃鐘、季冬生大呂、孟春生太蔟、仲春生夾鐘、季春生姑洗、孟夏生仲呂、仲夏日長至、則生蕤賓、季夏生林鐘、孟秋生夷則、仲秋生南呂、季秋生無射、孟冬生應鐘、天地之風氣正、則十二律定矣、黃鐘之月、土事無作、愼無發蓋、以固天閉、地陽氣且泄、大呂之月、數將幾　終、歲且更起、而農民無有所使、太蔟之月、陽氣始生、草木繁動、令農發土、無或失時、夾鐘之月、寛裕和平、行德去刑、無或作事以害羣生、姑洗之月、達道通路、溝瀆修利、申之此令、嘉氣趣至、仲呂之月、無聚大衆、

中、其日丙丁、其帝炎帝、其神祝融、其蟲羽、其音徵、律中林鐘、其數七、其味苦、其臭焦、其祀竈、祭先肺、涼風始至、蟋蟀居宇、鷹乃學習、腐草化爲蚈、天子居明堂右个、乘朱輅、駕赤騮、載赤旂、衣朱衣、服赤玉、食菽與雞、其器高以觕、是月也、令漁師伐蛟取鼉、升龜取黿、乃命虞人入材葦、是月也、令四監大夫合百縣之秩芻、以養犧牲、令民無不咸出其力、以供皇天上帝名山大川四方之神、以祀宗廟社稷之靈、爲民祈福、是月也、命婦官染采、黼黻文章、必以法故、無或差忒、黑黃蒼赤、莫不質良、勿敢僞詐、以給郊廟祭

祀之服、以爲旗章、以別貴賤等級之度、是月也、樹木方盛、乃命虞人入山行木、無或斬伐、不可以興土功、不可以合諸侯、不可以起兵動衆、無舉大事以搖蕩於氣、無發令而干時以妨神農之事、水潦盛昌、命神農將巡功、舉大事、則有天殃、是月也、土潤溽暑、大雨時行、燒薙行水、利以殺草、如以熱湯、可以糞田疇、可以美土疆、行之是令、是月甘雨三至、三旬二日、季夏行春令、則穀實解落、國多風欬、人乃遷徙、行秋令、則丘隰水潦、禾稼不熟、乃多女災、行冬令、則寒氣不時、鷹隼早鷙、四鄙入保、中央土、其日戊己、其

危中、其日丙丁、其帝炎帝、其神祝融、其蟲羽、其音徵、律中蕤賓、其數七、其味苦、其臭焦、其祀竈、祭先肺、小暑至、螳蜋生、鵙始鳴、反舌無聲、天子居明堂太廟、乘朱輅、駕赤騮、載赤旂、衣朱衣、服赤玉、食菽與雞、其器高以觕、養壯狡、是月也、命樂師、修鞀鞞鼓、均琴瑟管簫、執干戚戈羽、調竽笙壎篪、飭鍾磬柷敔、命有司、爲民祈祀山川百原、大雩帝、用盛樂、乃命百縣、雩、祭祀百辟卿士有益於民者、以祈穀實、農乃登黍、是月也、天子以雛嘗黍、羞以含桃、先薦寢廟、令民無刈藍以染、無燒炭、無暴布、門閭無閉、關市無索、挺重囚、益其食、游牝別其羣、則縶騰駒、班馬正、是月也、日長至、陰陽爭、死生分、君子齋戒、處必揜身、欲靜、無躁、止聲色、無或進、薄滋味、無致和、退嗜慾、定心氣、百官靜事、無刑、以定晏陰之所成、鹿角解、蟬始鳴、半夏生、木堇榮、是月也、無用火南方、可以居高明、可以遠眺望、可以登山陵、可以處臺榭、仲夏行冬令、則雹霰傷穀、道路不通、暴兵來至、行春令、則五穀晚熟、百螣時起、其國乃饑、行秋令、則草木零落、果實早成、民殃於疫、

呂氏季夏紀

一曰、季夏之月、日在柳、昏心中、旦奎

性禮、其事視、其味苦、其臭焦、其祀竈、祭先肺、螻蟈鳴、丘蚓出、王菩生、苦菜秀、天子居明堂左个、乘朱輅、駕赤騮、載赤旂、衣赤衣、服赤玉、食菽與雞、其器高以觕、　是月也、以立夏、先立夏三日、太史謁之天子曰、某日立夏、盛德在火、天子乃齋、立夏之日、天子親率三公九卿大夫、以迎夏於南郊、還乃行賞封侯、慶賜無不欣說、乃命樂師、習合禮樂、命太尉、贊傑儁、遂賢良、擧長大、行爵出祿、必當其位、是月也、繼長增高、無有壞隳、無起土功、無發大衆、無伐大樹、是月也、天子始絺、命野虞、出行田原、勞農勸民、無或失時、命司徒、循行縣鄙、命農勉作、無伏于都、是月也、驅獸無害五穀、無大田獵、農乃升麥、天子乃以彘嘗麥、先薦寢廟、是月也、聚蓄百藥、靡草死、麥秋至、斷薄刑、決小罪、出輕繫、蠶事既畢、后妃獻繭、乃收繭稅、以桑爲均、貴賤少長如一、以給郊廟之祭服、是月也、天子飮酎、用禮樂、行之是令、而甘雨至三旬、孟夏行秋令、則苦雨數來、五穀不滋、四鄙入保、行冬令、則草木早枯、後乃大水、敗其城郭、行春令、則蟲蝗爲敗、暴風來格、秀草不實、

呂氏仲夏紀

一曰、仲夏之月、日在東井、昏亢中、旦

天子布德行惠、命有司發倉窌、賜貧窮、振乏絶、開府庫、出幣帛、周天下、勉諸侯、聘名士、禮賢者、是月也、命司空曰、時雨將降、下水上騰、循行國邑、周視原野、修利隄防、導達溝瀆、開通道路、無有障塞、田獵罼弋罝罘羅網餧獸之藥、無出九門、是月也、命野虞無伐桑柘、鳴鳩拂其羽、戴任降于桑、具栚曲篆筐、后妃齋戒、親東鄉躬桑、禁婦女無觀、省婦使、勸蠶事、蠶事既登、分繭稱絲、效功、以共郊廟之服、無有敢墮、是月也、命工師、令百工、審五庫之量、金鐵皮革筋角齒羽箭幹脂膠丹漆、無或不良、百工咸理、監工日號、無悖於時、無或作爲淫巧、以蕩上心、是月之末、擇吉日大合樂、天子乃率三公九卿諸侯大夫、親往視之、是月也、乃合纍牛騰馬、游牝于牧、犧牲駒犢、擧書其數、國人儺、九門磔禳、以畢春氣、行之是令、而甘雨至三旬、季春行冬令、則寒氣時發、草木皆肅、國有大恐、行夏令、則民多疾疫、時雨不降、山陵不收、行秋令、則天多沈陰、淫雨早降、兵革竝起、

呂氏孟夏紀

一曰、孟夏之月、日在畢、昏翼中、旦婺女中、其日丙丁、其帝炎帝、其神祝融、其蟲羽、其音徵、律中仲呂、其數七、其

乃發聲、始電、蟄蟲咸動、開戶始出、先雷三日、奮鐸以令于兆民曰、雷且發聲、有不戒其容止者、生子不備、必有凶災、日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗桶、正權概、是月也、耕者少舍、乃修闔扇、寢廟必備、無作大事以妨農功、是月也、無竭川澤、無漉陂池、無焚山林、天子乃獻羔開冰、先薦寢廟、上丁命樂正入舞舍采、天子乃率三公九卿諸侯親往視之、中丁又命樂正入學習樂、是月也、祀不用犧牲、用圭璧、更皮幣、仲春行秋令、則其國大水、寒氣總至、寇戎來征、行冬令、則陽氣不勝、麥乃不熟、民多相掠、行夏令、則國乃大旱、煖氣早來、蟲螟為害、

呂氏季春紀

一曰、季春之月、日在胃、昏七星中、旦牽牛中、其日甲乙、其帝太皡、其神句芒、其蟲鱗、其音角、律中姑洗、其數八、其味酸、其臭羶、其祀戶、祭先脾、桐始華、田鼠化為鴽、虹始見、萍始生、天子居青陽右个、乘鸞輅、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服青玉、食麥與羊、其器疏以達、是月也、天子乃薦鞠衣于先帝、命舟牧覆舟、五覆五反、乃告舟備具于天子焉、天子焉始乘舟、薦鮪于寢廟、乃為麥祈實、是月也、生氣方盛、陽氣發泄、生者畢出、萌者盡達、不可以內、

皆修封疆、審端徑術、善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之、田事既飭、先定準直、農乃不惑、是月也、命樂正、入學習舞、乃修祭典、命祀山林川澤、犧牲無用牝、禁止伐木、無覆巢、無殺孩蟲胎夭飛鳥、無麛無卵、無聚大衆、無置城郭、是月也、不可以稱兵、稱兵必有天殃、兵戎不起、不可以從我始、無變天之道、無絶地之理、無亂人之紀、孟春行夏令、則風雨不時、草木早槁、國乃有恐、行秋令、則民大疫、疾風暴雨數至、藜莠蓬蒿竝興、行冬令、則水潦爲敗、霜雪大摯、首種不入、

呂氏仲春紀

一曰、仲春之月、日在奎、昏弧中、旦建星中、其日甲乙、其帝太皞、其神句芒、其蟲鱗、其音角、律中夾鐘、其數八、其味酸、其臭羶、其祀戶、祭先脾、始雨水、桃李華、蒼庚鳴、鷹化爲鳩、天子居青陽太廟、乘鸞輅、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服青玉、食麥與羊、其器疏以達、是月也、安萌芽、養幼少、存諸孤、擇元日、命人社、命有司、省囹圄、去桎梏、無肆掠、止獄訟、是月也、玄鳥至、至之日、以太牢祀于高禖、天子親往、后妃率九嬪御、乃禮天子所御、帶以弓韣、授以弓矢于高禖之前、是月也、日夜分、雷

す、管子は幼官、四時、五行、輕重己等の諸篇に於て、錯綜反復す、禮記は月令に明解す、呂覽は尤も詳悉を見る、蓋し呂覽は原本にして、他の諸書は後人が古に溯りて之を補修したるものなりとの說有り、而して管禮の兩書は、此の國字解の第二第三兩輯中に在り、因て此に呂覽の大要を摘錄す、

呂氏孟春紀

一曰、孟春之月、日在營室、昏參中、旦尾中、其日甲乙、其帝太皞、其神句芒、其蟲鱗、其音角、律中太蔟、其數八、其味酸、其臭羶、其祀戶、祭先脾、東風解凍、蟄蟲始振、魚上冰、獺祭魚、候鴈北、天子居青陽左个、乘鸞輅、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服青玉、食麥與羊、其器疏以達、是月也、以立春、先立春三日、太史謁之天子曰、某日立春、盛德在木、天子乃齋、立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫、以迎春於東郊、還乃賞卿諸侯大夫於朝、命相布德和令、行慶施惠、下及兆民、慶賜遂行、無有不當、迺命太史、守典奉法、司天日月星辰之行、宿離不忒、無失經紀、以初爲常、是月也、天子乃以元日祈穀于上帝、乃擇元辰、天子親載耒耜、措之參于保介之御間、率三公九卿諸侯大夫、躬耕帝籍田、天子三推、三公五推、卿諸侯大夫九推、反執爵于太寢、三公九卿諸侯大夫皆御、命曰勞酒、是月也、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木繁動、王布農事、命田舍東郊、

而行欲ㇾ方、能欲ㇾ多、而事欲ㇾ鮮、の三句は、孫思邈の言として、稱揚せらる、然れども是れ亦此の篇中に在り、以て淮南の襟懷を察すべし、

繆稱篇は、多く誠心を述ぶ、新詞は人を駭し、妙論は世を戒む、古人味而不ㇾ貪、今人貪而不ㇾ味、の如き、座右の金針は、疊疊として來る、

齊俗篇は、最も複雜たり、然れども細に之を尋ぬれば、亦自から條緒有り、材の長短を齊くし、論の是非を齊くし、世の汚隆を齊くす、要するに之を虛一に歸す、不齊を以て之を齊くして道に總ぶ、其の文は特に博贍なり、

道應篇は、百氏を雜へ引き、證するに道德を以てす、妙麗精深なり、且つ格言多し、以て王者の法度を明にし、以て苛士の肺腸を廓にす、蓋し段段に老を解き、韓非を黜して、管莊を挿み、遂に無名に歸す、

氾論篇は、古今の變を叙し、同異の分を述べ、之を至道の和に歸納す、文氣は濶大雄駿なり、筆態は曷揚錯落なり、

詮言篇は、至人の自己を虛にして、世に遊ぶを寫す、故に萬變して括せず、其の宗に復歸す、

兵略篇は、兵の貴ぶべきを推して、道の無形に入る、故に其の愼むべくして、妄に加ふべからざるを言ふ、

說山篇は、次の說林篇と均しく、殊形竝び採る、必らずしも相貫通せず、要するに泛覽を以て、胸度を横肆にするのみ、

說林篇は、起手疎勁なり、筆を進めて、妙喩を連發す、

人間篇は、性道事變を以て、說き起し、中段に至り、利害、損益、功罪、予奪、遠近、親疎、微著等、相反し相合する情態を數へ來り、之を收めて篇末に總ぶ、蓋し鴻烈の極めて局有るものなり、

修務篇は、截然として兩段を成し、治を興すを說き、學を力むるを論ず、自から是れ一格なり、其の筆は突として起る、甚だ鋒鋩有り、

泰族篇は、神化を以て一貫す、

要略は、詞華にして喩妙なり、筆は新奇多し、全書の梗概、窺知するを得べし、

時則訓の參考書

時則訓は、管子禮記呂覽の三書に叙する所と相類

は彼を務めずして、此を務む、

茅鹿門の要略の評

此篇は淮南の自序なり、文は牽合する多し、之を班馬の自序に較ぶれば、類せざること遠き甚し、

張賓王の評

原道篇は、虚無を以て宗旨と爲し、萬物を精神の恬夷に歸納す、其の天性の一段は、樂記を用ひて、文字を潤色し、遂に精簡を失ふ、其の萍樹の一段は、造語典麗ならざる無し、一字千金なり、更に水の至德を鋪張して、高華の辭を成し、說きて人情に入り、篇末に至りて、神を養ひ氣を守るを轉說す、微言窺ふべし、蓋し世の文品の高貴なるものは、材を取る閎ならず、其の妍美なるものは、思を抽きて貫かず、獨り原道篇は、百斛の明珠の如く、千箱の雲錦の如し、目を炫し心を駭す、其の玄奥に入る處は、往往にして直に中扃を叩く、

俶眞篇は、玄洞に入り、其の幽を抉る、詞彩扶疎たり、譬喩精切なり、而して筆氣清爽たり、以て人心を快適にす、

天文篇は、陰陽物類の相感ずるを叙す、列星正しければ衆星齊し、經星亂るれば衆星墜つ、以て君と民とに喩す、

地形篇は、九藪八風水道流沙等を叙し、呂覽と相異同し、文脈井井として大道に通ず、

時則篇は、概ね呂覽より取る、篇末の六制は、韵語を雜出し、詞氣遒深なり、

覽冥篇は、天人の應を論じ、道德を以て本と爲す、上下感通の理を推して、博洽精微なり、蓋し道德と刑罰とは、終に相和す、但屑屑として相照さゞるのみ、

精神篇は、造語娟娟奕奕たり、意適し神和なり、達者の言として味ふべし、

本經篇は、五遁を講說し、宏博典麗なり、間に韵語を挿む、子虛三都の諸賦と、共に千古に馳騁するに足る、

主術篇は、名言層見す、非二澹漠一無三以明二德一、非二寧靜一無三以致二遠一、の兩語は、諸葛武侯の訓として、世人の尊重する所なり、而も其實は、此の主術中より出でたるを知らず、心欲レ小、而志欲レ大、智欲レ圓、

ざれば、小者も稱するに足る、既に大道を見れば、小者は取るに足らず、
小を以て大を知り、近を以て遠を察し、易にして難無し、是れ道に止るものゝ能くする所以なり、人は各自に能有り、不能有り、是れ器用に局ればなり、不能者も其の能を用ふれば宜しきを得るなり、故に此に因りて彼を廢すべからず、

茅鹿門の說林訓の評

此の篇は、諸家の說を剽竊して、頗る漫然たり、故に評隲を爲さず、

茅鹿門の人間訓の評

損益利害禍福は、倚伏を相爲す、是非功罪毀譽は、互に相反對す、是れ天下の至理なり、唯其の心の至明なるもの能く之を知る、
禍福損益は、微小より發せざる無し、
聖人衆人の相異なるは、先後に在り、先づ忤ひて後に合ふを神聖とす、先づ合ひて後に忤ふを庸衆とす、

茅鹿門の修務訓の評

世俗は學を知らず、故に古の聖を知らず、今の時を知らず、學は宜しく務むべし、古は必らずしも貴ぶべからず、今は必らずしも賤しむべからず、
學は時に通ずるを貴ぶ、其の概略を得て、其の精微に達せざれば、妄に古今を是非するに至る、

茅鹿門の泰族訓の評

聖人能く神にして、天下は之に化す、春雨の萬物を濕すが如し、
五帝三王の治は、皆能く時變に通ず、故に賢を求めて之に任じ、衰頽せしめず、
治は人に在り、法に在らず、法に任ずるものは、有爲にして神化する能はず、故に聖人は法に拘らず、其の治に適するに取るのみ、
自己の欲を縱にして、民を得る能はざるものは、身を養ふ所以を知らず、唯學は能く道を知る、故に能く身を養ふ、故に能く民を治む、
法制は仁義に如かず、仁義は道德に如かず、故に聖人

靜を以て動を制し、逸を以て勞を待つ、衆寡に在らず、心力を一にするに在り、是を兵の要とす、

機と動とは無形なり、無形は道なり、將の盡すべきは、道を以て本と爲すに在り、

五官は將の佐のみ、勝の本に非ず、勝の本は、士民の心に在り、

秦楚は道を失ふ、故に兵は强しと雖も、國亡ぶ、聖王は道を得たり、故に兵は寡(スクナ)しと雖も、國興る、

茅鹿門の說山訓の評

山は常有り、故に草木禽獸は之に生ず、聖人は道有りて無爲なり、山の常有るが如し、

魄は見るを得べし、魂は見るを得べからず、人は魄の運動を知るも、魂の能く爲すを知らず、要するに無に歸するのみ、道に於て亦然り、

人は學ぶ所の狹くして、見る所の小なるに由り、大道を知る能はず、

專一なるものは、感じて通ぜざる所無し、故に無爲に事一なれば、自から能く有爲なり、

念慮有るは不可なり、念慮を止めんと欲するは不可なり、自然に念慮無きに至れば、無爲の至德なり、是れ聖人に非れば能はず、

此に能くして彼に能くせざるは、至德に非ず、人の道に入るは、得る所のもの同じからず、

心中の不平なるものと、心に累無きものとは、相去る遠し、以て道を視るべし、

稻は水に生ずるも、奔湍に生ぜず、芝は山に生ずるも、盤石に生ぜず、物の相通ずる能はざる、此の如し、

利害に明なるも、道に明ならざれば、利に就きて、害を避くる能はず、

仁義は道德の包に在り、是れ夜の歲中に在るが如し、

針を先にして縷を後にすれば、以て帷を成すべきも、縷を先にして針を後にすれば、以て衣を成すべからず、道を求むるものも然り、之に入るに漸有り、故に先後の序を要す、

雨は止むを待ちて、能く物を濡す、人は止るに至りて、後に能く爲す有り、蓋し勢の自然に就くなり、

微を察し著を知り、始に就きて終を見る、故に道に至る、

有用は無用に賴り、有爲は無爲に由る、未だ大道を見

猗頓は玉を知り、易牙は水を知り、聖人は賢を知る、其の道は一より出づ、聖人の見る所は、之を常人に喩すべからず、故に鬼神を假りて、禁制を立つ、常人は難より免れんと欲して、難無き所以を知らず、是れ利害の反覆に明ならざればなり、蟄蟲鵲巢の天に嚮ふは、至和を仰ぐなり、故に帝王も至和を得れば、兆民其の澤に浴す、

茅鹿門の詮言訓の評

天下の事物は、理に於て一に歸す、聖人は其の御する所を得たり、其の餘は尙ぶ所に非ず、一とは何ぞや、虛にして無爲なる是なり、智を以て爲すべからずの數語は、治道を論じ、大體に關し、日用に切せり、柔弱自得の說は、總て老子の窠臼を離れず、霜雪雨露の一解は、玄虛を說き得て、聖人の無爲を明にす、禍福を論じて、之を天理に歸す、其の道に通ずるを見るべし、蓋し聖人能く道を盡して、天下知る無し、是を神と謂ふ、道を盡す能はざるものは、聖人と相反す、蓋し爲す有るを喜ぶものは、皆心有り言有るものなり、故に道を盡す能はず、巧を用ふるは自然に如かず、湯武の王たるも自然の遇なり、其の我に在るを盡して、其の人に在るを聽く、是れ道の然るべき所なり、聖人は功を求めずして、功自から成る、是れ智勇を用ひずして、智勇に賢り、外に役せずして、獨り其の神を存すればなり、易簡は一なり、天地の道なり、唯一は能く大なり、物ならずして能く物を物とす、餘は其小なるものなり、神妙にして一を致す、皆天なり、人に非ず、太沖の稱有る所以なり、

茅鹿門の兵略訓の評

此篇は諸兵家の見る所を錯綜し、論を持すること正しきに近し、先づ兵の由りて起る所を敍し、其の已むを得ざるを說く、

晏子は此を解す、
道は忠孝の名を事とする無し、已むを得ずして之を有つのみ、故に道は忠孝と相忘る、

茅鹿門の氾論訓上の評

聖人は時に順ひ道を行ふ、故に先づ上古の情態を叙し、民風にして改らざれば、許多の制度を要せざるを説く、
三代の政は相同じからず、五帝は相沿襲せず、苟くも民に利有れば、古に循はず、是を大指とす、
常に襲らずして、之を變通す、是れ道なり、
周公は一身にして三變す、是れ時に應じて行ふ所以なり、世移り勢換れば、舊法を固守すべからず、
事は道の行はるゝ所なり、道は定理有り、事は定用無し、
其の常を必せず、唯其の當を求むれば、事は道に合はざる無し、
古今の民風は同じからず、故に法は變せざるべからず、然れども時に因り推移するは、道を知るに非れば、爲す能はず、

天道は時と變化す、聖人も之に從ふ、其の恩を推し刑を推す、皆繩の卷舒するが如し、
剛柔竝び用ひ、其の中に主有りて、道を得るを要す、
國の興亡は、王道を得ると得ざるとに由る、聖人は興亡に先だちて、興亡を知る、是れ地を度らずして道を察すればなり、
周公は唯之を道に求む、其の地を恃まず、常人は粟を量り金を稱る、
尾生の信は過と爲り、弦高の誕は功と爲る、道は拘泥すべからず、唯事に尙ぶに在り、
聖人は道の權を知る、故に能く化す、故に能く治に適す、

茅鹿門の氾論訓下の評

萇弘蘇秦等の諸人は、知る所有るも知らざる所有り、故に禍亂を致す、聖人は知らざる所無し、故に成治有り、敗亂無し、
周公は缺有り、義を以て之を補ふ、桓公は醜有り、功を以て之を掩ふ、人は其の大を取るべし、小に拘るべからず、

れず、
上の治化は、遂に民俗を成す、
本を務めずして事を務むるは、治道に益無し、

茅鹿門の道應訓の評

弱を以て强と爲し、晦を以て明と爲し、外に飾らずして之を内に求め、人に勝つを必せずして、能く自己に反求す、淵默を以て道と爲して、天下服從す、是れ其の道應と稱する所以なり、
事實を歷擧し、之を證するに老子の言を以てす、
法術必らずしも用ふるを要せず、唯能く忍ぶ、故に能く勝つ、
無爲にして能く爲す、剛强も用ふる所無し、是れ道なり、
民を勞して敵に勝つは、自から保つ道に非ず、惡を視て美を忘るは、人を用ふる術に非ず、
道術は精に在り、粗に在らず、
精を得て粗を忘れ、內に在りて外を忘る、是れ道の道たる所以なり、之を知るは難し、之を行ふは更に難し、
吳起の禍と宋景の福とは、以て道を知るべし、以て應を知るべし、
惟能く謙を守り、唯克く小を持す、自から保つ所以なり、
周文は能く身を無道の時に保つ、蓋し聖人は死地無し、
秦穆は始に於て道を知らず、終に至りて能く悔悟す、故に書に稱揚せらる、
顏子の坐忘を叙す、是れ其の道に深きを見る、然れども顏子を論ずる所以に非ず、
小人大人、其の見る所は同じからず、而して道は之に因り得失有り、
罔兩と光耀とは、莊子の寓言に出づ、今之を引きて、莊老の言を證す、是れ夢中に夢を說くのみ、
道は形影の外に在り、故に其の形を忘れて神に入るを尙ぶ、
道を求むるものは、佽非の蛟を斬るが如し、得ざるものの有らんや、
一を執りて變通せざるものは、道を知る能はず、
明察を以て、外に炫耀するは、道の貴ばざる所なり、

茅鹿門の齊俗訓の評

禮義飾り、珠玉尊し、是れ太上の道に如かず、故に之を衰世の造と曰ひ、末世の用と稱す、

高有れば下有り、長有れば短有り、二者相形す、道德の仁義に於けるも亦然り、

聖人は微を見て著を知る、禮義一形は、必らず其の弊有り、

彼に便なれば此に便ならず、物理は皆然り、各其の適する所を取るのみ、

人は其の習ふ所に移る、蓋し習は皆其の上の化する所に由る、

性未だ嘗て在らざるにあらず、人の見る所に由りて異なるのみ、

性は失ふべからず、故に聖人は性を以て事に從ふ、

虛は性なり、一の道も性なり、

各其の俗に因り其の宜しきを失はず、皆以て治むべし、

古の禮樂は簡易なり、今よりも異なること遠し、

聖人は時勢に順ひ、禮義を制す、而も禮義は竟に道德に如かず、

道德を務めずして、其の文章制度を用ふるは、是れ氣を養はずして、仙を學ばんとするが如し、

扁鵲も造父も猶其の道の存する有り、況んや天下を治むるに於てをや、

帝者と王者とは、其の治を爲すこと同じからざるも、道に得るは一なり、

父は以て子に敎る能はず、兄は以て弟に喩する能はず、是れ道德の形迹無きを謂ふ、

天下には禮義を是として、道德を非とするもの有り、

蓋し見る所は人に由りて異なり、

自から察する能はずして、見聞に從ふものは、候風器の風に舞ふが如し、

高きに過ぎて、及ぶべからざるものは、以て常と爲すに適せず、故に至人は之を務めず、

道術の公行すべきと、度量の汎く傳ふべきとは一なり、

道德は日月の如し、禮義は室宅の如し、

聖人は道を自己に盡して、之を時世に聽く、故に其の天下を治むるは、中を得るのみ、是非の迹に拘牽せら

能く興亡の來由を歴観すれば、其の智は環轉して端無し、之を圓とす、

能く成業を守り、繩に從ひ歩趨す、之を行方といふ、

能有るも之を用ふることを妄にせず、故に事少し、

六反は、心小、志大、智圓、行方、能多、事少の六者に背反するを指す、

具に仁智を論じて、其の詞多く孟浪に屬す、觀者は之を驪黃の外に求めて、其の實質を知るを要す、

耕は勞し織は擾る、然れども竟に利有り、謂はゆる先に忤ひて後に合ふものなり、

人は忠孝の義たるを知るも、之を行ふ所以を知らず、盲者の黒白を言ひながら之を知らざるが如し、

弓は弦調ひて後に勁を求め、馬は車に服して後に良を求む、人は仁智有りて後に果敢辯慧を求むべし、

卑隱より上達する道を推論して、自己に反求するを明にす、

茅鹿門の繆稱訓の評

口を開けば、道を以て主とす、

一國の治は一人に本くより說きて、仁義行はれ道德

亡ぶる意を推す、

聖人は人を棄つる無し、其の材に應じて之を用ふ、

心治れば宜しからざる所無し、

聖人は自己の治に復る、然るを期せずして然り、

卓然として見有るものに非れば、自己に反求する能はず、

聖人の少きは、自己を修むるもの丶其の道を得ざるを以てなり、

心は身の主なり、君は國の主なり、

中心に誠有りて外に形る、是を治の要道とす、

君子は其の自己に在りて盡すべきものを修む、是れ其の天に在るものに順ふなり、

聖人は時に違はず、故に能く其の功を成す、

情の至るものは、能く人を感動せしむ、人も能く之を測る無し、

小を知りて大を知らず、近を察して遠を察せざるは、見る所に局するなり、

天下の情に順ふものは、天下之に從ふ、

小中聖の三等を論じて、其の人の言行を推し、前段の治亂興亡禍福成敗を收結す、

闇主は邪枉を近け、忠良を疎んず、故に才は用を爲さず、聰明は日に塞る、

人主は法を廢すべからず、故に法の字を累說す、

法籍禮義は終に無爲に復す、前段と相呼應す、

度量と聲律とは、有爲なれども、無爲より生ず、以て人君の道に喩す、

人主は自から檢式儀表を爲して、其の令は天下に行はる、是れ無爲の用なり、

造父は轡銜の術を得たり、故に能く道を取り遠きを致す、人主は大臣を御する術を得たり、故に耳目は勞せず、精神は倦まず、

呑舟の魚は、老子の語に於ける魚は淵より脫すべからずといふを祖述し、其の詞を新にす、

反覆論辯し、御馬の術を以て、人を用ふる道を喩す、亦無爲と相應ず、

想を滅し意を去る四句は、無爲を稱し、名に循ひ實を責むる四句は、有意を推す、

劍を握り牛を牽き勝を制する三喩は、倶に法令の時勢に順適すべきを說く、蓋し時勢に順適せんと欲すれば、民害を防ぎ、民利を開くを要す、齊桓は之に順ふ、故に霸たり、殷紂は之に逆ふ、故に亡ぶ、其の時は審にせざるべからず、

人主の車輿衣食は、歲の豐凶と民の積貯とを計量して、之を定むべし、虞周の世は然り、

內に充つる有りとは、年穀の豐熟を指し、像を外に成すとは、樂器武具を稱す、

獺は群禽を掩ひ盡さず、麑は滿一年ならざれば之を食はず、是等は王者の時序に順ひ、仁意を廣むる禮制なり、

心を小にして志を大にし、智を圓にして行を方にし、能を多にして事を少にす、此の數語は、君子の德を養ひ、身を養ふ所以を說き盡す、蓋し歷代瑰琦絕特の士が、鴻業を興建し、後世に聲譽有るは、此に由らざる無し、淮南は荒唐にして雅馴に乏しと雖も、此の三句は、世敎を裨補すること淺尠に非ず、讀者宜しく沈思して之を自得すべし、

聖人は廣く納諫の途を開く、其の心の小なること知るべし、

周武は乾坤を呑吐する氣有り、其の志の大たる所以なり、

蘧伯玉は不治を以て之を治む、皐陶は瘖を以てし、師曠は瞽を以てす、是れ皆神化有りて、法令見聞の外に遊ぶなり、

齊の崔杼の亂も、楚の昭奇の難も、其の國君の非行に由りて起る、蓋し神化の人を感ぜしむるは、響の聲に應ずる如し、

桀啓期の彈も、鄒忌の絃も、寗戚の歌も、其の事は微賤なり、道ふに足る無し、但其の誠心の施す所は、能く人をして感動せしむ、

湯王は誠を以て桑林の雨を致す、故に誠を以て法を懸け賞を行ふものは、必らず能く風を移し俗を易ふ、蓋し誠は神化なり、

轄を折り舟を破るも、人は木石を怨まず、故に治を爲すものは、巧詐を用ふべからず、

規矩權衡の設置は、無爲を用ふるが爲めなり、蓋し無爲は道の宗なり、智勇は天下を治むるに足らず、

千里の馬も、兎を搏つは豺狼に如かず、人の才智相兼る能はざる、此の如し、

灌輸と斟酌とは、群臣竝び進み、其の職責に任ずるを謂ふなり、故に曰く、戸を出でずして、天下を知り、牖を窺はずして、天道を知る、

禹王の江を決し河を疏する一段は、總て自然の性に從ひ、詭くべからざるを言ひ、聖人必らず才に因り用を爲すを明にし、遂に才を用ふることの愼まざるべからざるを論ず、

名實二字を叙して、治國亂國自から判す、

豫讓は主に報じ、周民は節に死す、是れ恩澤の然らしむる所なり、人主は權勢に處し、爵祿を持し、以て一世を籠絡する、此の如し、

茅鹿門の主術訓下の評

靜に處して節儉なるは、唯堯帝なり、衰世は之に反す、

人を用ふるは、巧工の木を制するが如くすべし、良醫の毒を調するが如くすべし、

朝廷の擧げざる所も、鄉曲の譽めざる所も、其の國に益有るものは、之を用ふべし、故に囚より拔き、盗より擢く事有り、

明主は臣を用ふるに謀畫の是非を以て之を論ず、身分の貴賤を以て之を議せず、故に聰明は蔽はれず、

要を釋て詳に索るは、未だ至道を語るに足らず、是れ上段の以て敗を救ふべきも、通治の至りに非るに應ず、

堯舜湯武は、世の災害に因りて、其の德を施すに過ぎず、

至人は無窮の智を抱き、言はずして死す、故に其の精は竹帛に著れず、金石に鑄ず、晩世の學者は、之を知る能はず、

太一に禮り、陰陽に法り、四時に則り、六律を用ふ、是れ政道の一體なる所にして、德の總要する所なり、

侵削辱廢の四者は、帝王霸君の職分相亂るべからざるを明にす、

故無く眞人一語を挿入す、此れ漢儒の整頓せざる所なり、

五通の鋪張甚だ麗し、三都の賦も其の步を爭ふ能はず、

天地の財を生ずる一語を以て、別に新意を下文に起す、

喜を飾り怒を飾り哀を飾る諸具は、五行を節する所以なり、末世は五節を行はず、故に治を害す、

思慕の心未だ絕えざるは、喪の本なり、戲笑して喪に居るは、晩世の俗のみ、

王者の兵を擧げて、諸侯を征するは、已むを得ざるに出づ、

喪に居り兵を用ふるは、前段に應ず、親に事るに道有り、朝廷に容儀有り、此の二語は、未だ前に見えず、蓋し古人の文字は、賓を借りて主を形する法有り、

茅鹿門の主術訓上の評

此の篇は人主の術を論ず、要するに無爲の二字を重んず、蔓衍千餘言に及ぶも、此の根株を出でず、蓋し皆老子の意なり、

在る所は邇く、守る所は小なり、故に明を蔽ひ、聰を掩ふ、

神農の治は、正に是れ守りて失ふ無し、故に能く治を致す、老子の謂はゆる營魄を以て、一を抱き、能く離るる無きもの是なり、

末世の治は、本に背きて末を修む、是れ神農と相反す、老子曰く、法令彰はれて盜賊多しと、信なるかな、

聖人の修むる所は本なり、本とは何ぞや、神化なり、

窮部の社の一段は、是れ小を視て大を知らざるものなり、

陰を破り陽を墜し、內崩れて狂を生ず、此れ蓋し根塵煎蕩して、喜怒相紛れ解くる無きなり、

巖穴の休も長夜の安とは、此れ精を凝し神を存するもの丶逍遙して自在なる景象なり、

墻の立つは偃すに如かず、水の凝るは解くるに如かず、此れ淸淨無爲にして至道に入る意なり、

世儒は驕奢情欲の生ずる所以を制せず、徒に雕琢矯飾して、趨翔周旋を尙ぶ、此れ其の情欲の禁ずるを得ざる所以なり、

顏淵の夭死し、子路の殺害せられし如きは、天の厄に遭ふのみ、之を性に迫り情に戾ると謂ふは、漢儒の醇ならざる所以なり、

子夏は心に先王の道を得て、其の身肥えたり、何ぞ其の中心の和を得ずと謂ふを得んや、

儒者は刑を以て情欲を禁ぜんとす、其の情欲の本を制するに如かず、是れ前段の心に原き本に復るに應ず、

情欲の禁じ難きは、其の竟に無用なるを知らざるに由る、故に大鐘を貪り、美玉を利り、女樂に耽り、自から滅亡の禍を求むる有り、

冬扇、夏裘は、外物無用の喩を設爲す、情欲の關門を破らざれば、終身世路の羅網に入るのみ、其の無用を知れば、何の煩惱か之れ有らん、

情欲は火の膏を消する如し、滅せざれば止まず、故に曰く、火を去るのみ、

茅鹿門の本經訓の評

此の篇の立論は、多く幻渺にして聯貫せざるが如し、而も其の中に錦心繡腸有り、古今を囊括す、試に之を採覽して、經生の言に備ふ、亦謂はゆる一字千金なり、

三皇の世は、天地四時風雨日月五星其の軌に順はざる無し、瑞物は備り至り、機僞は萌さず、謂はゆる造化と相雌雄するものなり、

衰世の一段は、機械巧詐を述べ、禽獸草木民生を以て、其の禍を劣次す、

天地宇宙の四句は、太淸衰世の兩段を結ぶ、

仁義禮樂の衰世に起るを論ず、是れ莊生を祖述す、

朝露のみならんや、若しも久しく勞役馳騁せば、精神必らず消耗せん、

盛に精神保存の益を述ぶ、紫霄眞人曰く、之れを含めば元精たり、之を用ふれば萬靈たりと、以て印證とすべし、

耳目搖動して、聲色に淫すれば、精神は馳せ去りて、內を守らず、

生を厚くするは生を傷ふ所以なり、縊死を福と爲し、休息と爲す、人をして慨然たらしむ、

埴を埏し水を汲む兩喩は、以て生死の喜惜するに足らざるを見る、是れ前段の生は何ぞ益せん死は何ぞ損せんと曰ふに應ず、文勢起伏して、烟波嫋娜たり、

聖人は無を以て有に應じ、眞人は有するも無きが如し、皆其の神を養へばなり、

大澤焚の四句は、王倪が至人を論じたる語なり、王倪は古に道を得たり、

神家は六合を塵芥とす、是れ形を忘れ氣を養ひ、氣を忘れ神を養ふものに非れば、此に至る能はず、

荒忽虛幻なり、人をして手に入る處無からしむ、此れ佛氏の超悟して、空虛に遊ぶ所以なり、

精神の登りて道に至るは、方士の修むる所なり、當時李少君文成等は、此の說を以て遞に寵幸を取る、故に淮南の招致したる儒者は、多く其の論旨を取りて之を革む、

老楓は化して羽人と爲り、朽麥は化して蝴蝶と爲る、是れ無情よりして有情に之くなり、賢女化して貞石と爲り、山蚯化して百合と爲る、是れ有情よりして無情に之くなり、其の千變萬化は、未だ始より極まること有らず、

天下を輕とし、萬物を細とし、死生を齊くし、變化を同くす、是等數句は、始めて胸襟を開く、何等の識量、輕細齊同の四字は、下し得て深味有り、堯、禹、壺子、子求等に覩れば、自から明なり、此より悟入するも、不二法門なり、

至人は天命を抱きて相離れず、精神は胸中に聚り、別に一般の境界有り、

晏子、殖華は、唯義を爲すものなり、而も勢位爵祿に籠絡せられず、亦以て至人の物外に超然たるを見る、

人は至言を聞き、大道を知れば、此の身乃ち天宮に遊ぶ、回視すれば世界は野馬塵埃たり、

るも大に明ならず、以て世の小術に任じて、有道に昧(クラ)き者に喩す、

小動の迹は、王良造父(ホ)の御なり、大節の由る所は、鉗(ケン)且(シヨ)大丙の御なり、小動は智巧に任ずるも、大節は大和に通ず、甘臥して大虛に遊ぶべし、而も其の由る所を知るを得ず、

青龍飛黃等を叙し、力を極めて形容す、博士家之を採りて、時文の中に入るときは、富麗絶倫ならん、

力牧、山稽の黃帝を輔けたる功は、大ならざるに非ず、然れども未だ伏羲氏の道に及ばず、是れ其の日月陰陽を治め、四時を節し、律數を正すを以て、其の智巧に任ず、未だ大道に通ぜざればなり、

浮游消搖一段は、伏羲氏の功を説く、

西姥(ボ)、黃神の數語は、神經に出づと雖も、其の眞僞は辨じ雖し、

夏桀の世は、禮壞れ樂崩る、亂兆有り、亂形無し、周末の七國に至れば、日に甲卒を起し、死傷は道に滿つ、是れ各國其の法を制し、其の力に任じ、遂に止むべからざるを以てなり、

當今の時一段に於て、武帝を推尊す、此れ孔子の春秋に於て、定哀の際を叙せし意に似たり、

鄭人刑書を鑄て、民は爭端を知る、申、韓の治は、其の弊を此に見る、

申、韓、商鞅は治道の大本を知らず、后羿(ゲイ)は仙藥の由り生ずる所を知らず、故に彼等は、其の喪亡に於て相均し、

茅鹿門の精神訓の評

此の篇は養生家の言に類す、大意は老莊より來る、

二神有り、陰陽を以て天地を經營す、是れ本篇の骨髓なり、

靜漠なるものは、神明の宅なり、虛無なるものは、道の居る所なり、故に老者は性命を以て宗旨とす、無欲を以て靈妙を觀る、終に之を虛靜に歸す、佛者は空寂を以て宗旨とす、情を絶ち念を去り、竟に之を不卽不離に歸す、此れ老佛が世事を玩び、物理を棄て、其の精神を全くする所以なり、淮南は、此の間に遊ばんとす、

天地も其の章光を節せず、其の神明を愛せざれば、薄蝕毀折は、往往にして見る、人身の危脆(ゼイ)なるは、豈唯

損し、秋令を行へば、金氣淫す、仲冬季冬、亦相類す、

周禮に依れば、仲冬に大閱を敎ふ、此の時則訓には、仲冬に大衆を起す無しと言ふ、是れ呂覽に本くのみ、

五位の極は、其の氣自から中土と異なり、故に更に地に隨ひ、令を制す、

六度の言ふ所は、甚だ簡古なり、蓋し先秦の傳ふる所ならん、

茅鹿門の覽冥訓の評

覽冥の語は、異典を捃拾し、其の間を聯綴す、蓋し古今事類の神怪なるものなり、之を譬ふるに、神犀を牛渚に燃して、萬怪呈露するが如し、以て遊神玄覽の一助に充つるに足る、

壙虚幽間の四句は、至冥の處を極言す、以て天人の精祲相通じ、幽玄と雖も、貫穿せざる無きを見るべし、是れ君子が冥冥に處して、行を惰らず、自己の正しきを固持する所以なり、

魯陽の日を麾せしは、事頗る不經なり、然れども瞽師、庶女の精誠が、天を感動せしを觀れば、亦其の理を推すべし、

雍門の哭は、秦青の謳と相似たり、

釣と射とは微技のみ、而も其の道術を知るを以て、之を稱す、此れ亦莊子の寓言なり、

東風至れば酒沸く以下は、物類の相應じ、玄妙深微なるを言ふ、

無爲の道を論じて、天下を有つ者は、遠近に順ひ、四時に因り、然る後に功を立て、治を成すべきを明にす、

物は輕重を以て論ずべからず、一語は、前段の得失の度は深微窈冥なりといふに應ず、

藥と石火とを觀れば、其の體に定る有り、謂はゆる之に順へば利なり、之に逆へば凶なりとの理を見る、

耳目の察と心意の論とは、無爲に非ず、是れ自然の應を持する能はざるなり、

淮南の文は、往往其の喩上に喩を轉ず、連珠の如く、層臺の如し、此の篇尤も勝る、

赤螭青虬の冀州に遊ぶも、鳳凰の至德に翔るも、皆純溫にして道の宗を離れず、故に蛇鱓燕雀は之を知る能はず、

蛇鱓の螭虬に爭ふ、燕雀の鳳凰に競ふ、是れ皆小に知

て綴りたる所とす、

昏明の中星は、大略を擧げて言ふのみ、曆と同じからず、一月の間に於て、中するもの有れば、即ち之を載するを得るも、二十八宿の星體は、廣狹有り、其の相去るに遠近有り前星は既に午を過ぎて、後星未だ正南に至らず、且つ星に明暗有り、其の出るに早晩有り、故に昏明の星は、正しく曆法に依るを得ず、其の大要を揭ぐるのみ、

天子の四時に尙ぶ所の色は、倶に五行に從ふ、其の政令を出すも、此の如し、

春に於ては、木德に順ひ、仁恩を尙ぶ、

孟春に夏の令を行へば、此れ火氣の泄るゝ所となる、秋の令を行へば、金氣の傷る所となる、冬の令を行へば、水氣の淫する所となる、仲春季春、亦相類す、

他の月に於ける昏旦の中星は、二十八宿を擧ぐ、仲春は獨り弧と建星とを擧ぐ、是れ弧星は井に近く、建星は斗に近く、的指に便なるを以てなり、

化とは舊形に反歸する謂ひなり、故に鷹化して鳩と爲ると曰ひ、鳩復化して鷹と爲ると曰ふ、彼の腐草の螢と爲り、雉の蜃と爲り、雀の蛤と爲るが如きは、其の化を言はず、是れ其の本形に復せざるものなればなり、

王者親ら耕し、后妃親ら桑し、以て天下の先となる、

夏に於ては、火德に順ひ、長養を尙ぶ、

孟夏に秋令を行へば、金氣泄れ、冬令を行へば、水氣傷ひ、春令を行へば、木氣淫す、仲夏季夏、亦相類す、

四時の中に於て、惟季夏と孟夏とは相叶はず、蓋し土氣は盛を中央に托す、季夏は陽消し陰長ずる關門たり、故に天子の尙ぶ所も、從ひて其の色を變ず、

內に在れば、有司に命じて奉行せしめ、外に在れば、諸侯を勉めて順施せしむ、是れ天子の德惠なり、

茅鹿門の時則訓下の評

秋に於ては、金德に順ひ、斷制を行ふ、

陽道は常に饒し、陰道は常に乏し、故に化を贊するものは、陰氣をして盛ならしむべからず、

孟秋に冬令を行へば、水氣泄れ、春令を行へば、木氣損し、夏令を行へば、火氣傷る、仲秋季秋、亦相類す、

冬に於ては、水德に順ひ、固守を尙ぶ、

孟冬に春令を行へば、木氣泄れ、夏氣を行へば、火氣

茅鹿門の地形訓上の評

漢世以來、堪輿家は、地形を指畫して、經典を解釋し、方志を撰述し、新異を競ひ、其の眞を失ふ、此の地形訓は、舊聞を采取し、迹を詩書に考へ、其の文は職方氏の源を尋ねて按ずべきものなり、天地を錯綜し、宇宙を點綴す、畫史の如し、

九州、八極、山塞、澤藪、風水、總て之を詳敍す、蓋し天下の情勢に順ふものは、天下之に從ふ、

四海の道里を總計し、覽者をして世界を黍米にする思有らしむ、

丹水、黄水を添へ、以て靈境に入る、

九州の外に、八殥、八紘、八極有り、卽ち騶衍が稱する所の中國は、世界に對して、其の八十萬の一を占むとの說なり、

諸方の物産の美は、皆是れ八紘八殥雲雨の生ずる所とす、

東西を緯と爲す、四句は、此れ地形脈絡の處なり、

山氣は男多し一段は、單に人類を說く、後段に至りて天地の跂行蟯息するものを合敍す、悉く概見すべし、

奇偶の數は、上段の之を昭にするに日月を以てする四句に應ず、

茅鹿門の地形訓下の評

五方の民生、及び物産を摸擬す、禹貢に入るべし、

五行の生は、各其の本に歸す、以て物極れば反するを見るべし、是れ唯人の爲す所のみに非ず、蓋し亦天道なり、

三十六國の民は、其の形に於て大に異なり、五方海外風氣の相舛錯する此の如し、

宴、羽、毛、鱗、介の五類は、倶に無情に由りて有情に之く、相代謝して盛なり、

五土の氣は、上りて天に御し、其の陰陽相逼りて雷電と爲るに及べば、復下りて海に合す、此れ五行の精が、化生既に極りて、其の宅に歸藏するを說くなり、

茅鹿門の時則訓上の評

大概は呂覽の中より、其の要を撮り、其の煩を去る、末篇の五位、六合、六度に至りては、乃ち其の創撰し

て曰く、父は之を生じ、子は之を養ふ、母は之を成し、子は之を藏す、故に春は仁を生じ、夏は德を長じ、秋は義を成し、冬は禮を藏すと、此れ四時の序なり、聖人の則る所なり、

甲子氣燥濁より下は、五行を以て歳を占する法を說く、

日の至る所にして、萬物の生ずる處は、凡そ十五所有り、其の間の支干十二律、亦此を以て推驗す、

斗の指す所を以て、分ちて地文と十二律とに屬し、兼ねて律の義を釋く、

斗は十二律に應ず、是れ天の五行八正の氣に通じ、萬物を成熟する所以なり、

秋分に蔈定る、十二蔈にして一粟に當る、此れ度量權衡の始なり、

陽は陰を生ず、是を下生とす、陰は陽を生ず、是を上生とす、律書に曰く、下生の者を以て、其の實を貳倍し、之を參除す、上生の者を以て、其の實を四倍し、之を三除す、

二十八宿の經度する所は、本より定位有り、故に太陰の行は、之と對を爲す、

五行生死の屬する所を擧げ、金木水火土の窮極を說き盡せり、

五行の互に盛なる所以は、其の旋轉して相生じ、終始を成せばなり、其の相害する所以は、天地の性相制する所有ればなり、蓋し衆は寡に勝つ、故に水は火に勝つ、精は堅に勝つ、故に火は金に勝つ、剛は柔に勝つ、故に金は木に勝つ、專は散に勝つ、故に木は土に勝つ、實は虛に勝つ、故に土は水に勝つなり、

經星の屬する所の分野は、特に其の梗概を撮るのみ、漢書の載する所に至りては、其の疆域風土治亂、總て具らざる無し、

歳星の臨む所は、其の國の吉凶以て知るべし、

寅より丑に至る十二歳の豐凶は、其の歳支を以て占ふ所を揭ぐ、

表を用ひ景を測る法は、漸く其の初を失ふ、漢の天數を爲むるものは、星に就て唐都とす、氣に就て王朔とす、歳に就て魏鮮とす、當時の淮南諸儒は、陳套の語を襲ぬるのみ、其の要を知らんと欲せば、之を唐の貞觀中に於ける暦家の言を參觀すべし、

俗世の名聲を招號するも、亦能く神を損す、故に譽も勸めず、非も沮まず、斯くすれば虧る無し、

用ふるものは之を用ひざるに假る、故に曰く、能く名譽を有つものは、必らず趨行を以て求むること無きものなり、

聖人眞人は、前後相呼應す、總て養神の一語を離れず、

神を養はずして、徒に肢體を役するは、其の聰明も治に益無し、

憂患の來るより論じて、神の濁り易く淸め難きを示す、

聖人も其の時に遇はざれば、身を脱するも猶難し、故に曰く、飛鳥も翼を殺ぐ、

末段に證を引き、道の世に係りて行藏するを言ふ、

茅鹿門の天文訓上の評

天文を論じて、之を日月火水木金土より筆を起し、五音六律分野支干に及び、逐一詳次す、其の間に災異の變有り、陰陽の化有り、四時の序有り、終始を洞徹す、

金杯蛤貝は、國の政と共に其の天文に感ずるは、應景の如し、萬物以て相連る有り、精祲以て相引く有り、

天吏天使天期天忌の四句は、本篇の要領たり、

五星の行る所は、皆陰陽の精を見る、其の本は地に在りて、上に登る、政事は此に失へば、災異は彼に現ず、響の聲に應ずるが如し、是れ自然の符なり、

八風は八音八節の氣に分配す、是れ聖人が時序に遵ひて、令を出し、土方を按じて、官を定むる所以なり、

蔡邕の律曆記に曰く、鐘律を候ひ、土炭を權る、冬至には陽氣有り、黃鐘に應じ、土炭に通ず、炭輕くして衡昂る、夏至には陰氣有り、蕤賓に應じ、土炭に通ず、炭重くして衡低ると、蓋し先後進退は、之を陰陽に總ぶ、一盛一衰は、毫も差ふ無し、

斗の指す所の支干は、十五日に一變す、因て二十四氣有り、其の律に於けるは、各屬する所有り、圓の端無きが如し、此れ陰陽の神妙なり、

茅鹿門の天文訓下の評

淮南元年は、王の封を受けたる元年なり、之を著書の元年、或は僭號の元年と稱するは、皆非なり、

江都の相たる董生は、陰陽四時相繼ぐ所以を推言し

至道を論じて、之を結ぶに形氣神を以てす、此れ長生久視の左道なり、衣の遺棄したる如く、機の發動したる如きに至りては、尤も老子の宗旨なり、漢儒の道を議するに醇ならざるは此の如し、

茅鹿門の俶眞訓上の評

此の篇の眼目は、專ら神を養ひ道を持するを重んず、必らず至德の世に遇ひて、後に之を行ふを得べし、多く莊子の馬蹄、胠篋等諸篇より來る、

夢に魚鳥と爲り、或は化して虎と爲る、倶に是れ千變萬化なり、其の極る所を見ず、

善く形を養ふものは、必らず先づ神を養ふ、形神倶に沒するを得ず、

哺を含み腹を鼓し、天地の和氣に遊ぶものは、正に能く神を養ふものなり、

眞人の人事に解構せざる所以は、其の一の道を得るに由る、

形の外に遊ぶものは、其の神定る、死生を視ること晝夜の如し、

墨、楊、申、商は、治道に於て偏僻なる所有り、之を同異の理に達せずと謂ふなり、

物は無有より生ず、故に小大優遊す、是れ俶眞の本旨なり、

仁義を非詆し、金樽と斷木との比喩に及ぶ、倶に莊子を祖とす、其の意は神を養ひ本性を得るに在り、

内に道術を修めて、外に仁義を飾らず、釋迦の聖も此の如し、

多く聖人眞人を以て並び言ふ、是れ沖虛黃白の術に溺るるものなり、蓋し其の當時神仙の說流行し、儒士も之に習ひ、詭談を爲すか、雷公を臣とする四句は、眞に虛無を描出する處なり、

茅鹿門の俶眞訓下の評

凍死者は兼衣を春に期し、熱病者は冷風を秋に望む、是れ他の故無くして藥を求むるものと、共に其の神明を失ふものなり、

陰陽を呼吸すれば、形は繫らずして、神は泄れず、旁薄して一と爲り、萬物大に優なれば、能く虛に遊ぶ、

伏羲以下の四段は、遞降して衰頹するを言ふ、是れ其の虛無に復りて、至德を成さんと欲するなり、

茅鹿門の原道訓下の評

萬物には其の根を守り、百事には其の門を守る、是れ道の柄を執るなり、

剛ならんと欲すれば、柔を守り、强ならんと欲すれば、弱を保つ、是れ老子の宗旨、

先に唱れば窮し、後に動けば達す、是れ老子の雄を知れば雌を守るより來る、

力を極めて水を形容す、正に是れ至德を說く、

斷れども斷えず、焚けども燃えず、水を借りて德を形す、實するに老子の言を以てす、其の文を讀めば、淸淨無爲の妙を想見すべし、

無形は物の大祖なり、無音は聲の大宗なり、是れ原道の本來面目とす、

物に音有り形有るは、道の一に由りて成る、故に一の能く萬物を生ずるを言ふ、

無形、無聲、無味、無色は、俱に謂はゆる一なり、而も一は變化して窮むべからざるに至る、故に能く上は九天に通じ、下は九野を貫く、

喜怒、好惡、憂悲、嗜欲は、是れ吾の淸淨を害す、至人の能く道に進む功は、其の胸中に一を持して、外物に震撼せられざるに在り、此れ其の天下に聽くは、風を負ひて馳するが如し、

直に水上より影出して、源源窮極無し、以て至德の樂を言ふ、

深く至德の樂を知るに非れば、說き得て此に至る能はず、沈思して之を悟らば、釋氏の眞空なる景界に涉るべし、

其の得を失ひて樂まざるものは、其の心に得ざるに由る、其の心に得ざる所以は、之を天性に反求する能はざるに由る、蓋し天性は前に謂はゆる一なり、是れ人をして道に入らしむる扃鑰（トグチ）なり、

許由の能く天下を遺忘したるは、其の能く自得したるに由る、此の自得は道を得たるを以て成る、

普通の民は、樂に處れば溺れ易し、憂に處れば鬱（ウラ）み易し、唯道を得たる聖人は、自得する所以を失はず、

道を得たるものは、能く憂樂を齊くす、性命の情に由り、其の安んずる處に居る、故に形氣神の三字を以て、之を描出し來る、

形氣神を愼守せざるは、狂者たり、貪饕（タンタウ）者たり、

を性命とし、道の手を得る處を無爲とす、其の文は燦爛として、錦繡の如し、

麟游び鳳翔るより上の文は、道の洪大微妙にして、至人に非れば得る能はざるを言ふ、

無爲にして之を爲し、而も道に合す、此の語は、本篇の關節なり、

泰古の二皇は、道を得て、神は化と遊び、以て四方を撫す、此に力を極めて描寫し、殊に生色有り、其の詞の複を厭はず、

馮夷大丙は道を得たり、故に其の御する法は、車馬鞭策の外に在り、

道を得たる大丈夫は、恬澹にして思慮無し、正に是れ無爲なり、天を蓋と爲し、地を輿と爲し、春夏秋冬を馬と爲し、陰陽を御と爲す、是れ黃白沖虛の祕術なり、其の言は洸洋不羈なり、以て達者の道と爲すべし、

曰く、道の柄を得たりと、曰く要道の柄を執ると、柄とは何ぞや、曰く無爲のみ、

鏡と水とは、智巧を設けず、而も方圓曲直は、之を逃る能はず、以て道に達するもの丶自から有無を必せざるを見る、

大丈夫の恬澹にして道を得る妙は、能く物と化して情を失はざるに在り、

釣射の兩喩は、句法變化す、

魚を釣り鳥を射るは、精工の具を設け、名手をして之を用ひしむ、而も猶網と羅との使用者に競爭する能はず、以て小數の大道に及ばざるを見るべし、

小數に任ずるものは、蟹をして鼠を捕へしむる如し、機心の治を爲すべからざる所以なり、

天地萬物民居土俗は、各其の自然の性有り、聖人能く之に處す、謂はゆる無爲にして、道德に合するもの是なり、

民俗は土に因る、故に聖人は民に因る、此れ道に達するものに非れば能はず、

天門、天解、天機は、皆道なり、老子の謂はゆる同出にして異名なり、

天に循ふものは、道と游ぶ、此の一語は、上文に於ける人は天に如かずとの理を表明して、之を揭出す、

利を爭ふものは必らず窮す、是を以て古の聖人は爭はざるを以て、治を致す、

し、

黄氏日抄に曰く、淮南鴻烈は、淮南王劉安が文辯を以て、天下方術の士を招致し、諸子を會粹し、異聞を旁搜し、以て編成したるものなり、凡そ陰陽、造化、天文地理、四夷、百蠻の遠きより、昆蟲草木の細きに至るまで、其の瓌奇詭異にして人の耳目を驚駭するに足るものは、森然として其の書中に羅列せざる無し、蓋し天下類書の博きものなり、

蘆泉劉氏曰く、淮南の一書は、全く文子を取りて、其の言を分析し、雜るに呂覽、莊列、鄧析、愼子、山海經、爾雅の諸書、及び當時招致したる賓客の言を以てす、故に其の文は駁亂にして、叙事は自から相舛錯す、漢の許愼記し上りて、高誘は之が註を爲す、記し上ると は標題して進呈すと言ふが如きなり、故に自から其の官職を書し、臣と稱す、然るに先儒は誤りて愼の註と爲す、更に誘の註に非るを疑ふ、今按ずるに註中に本文の解するを得ざる處は、書して誘不敏と曰ふ、是に由りて察すれば、其の誘註たるは明なり、抑も淮南は取るに足る無しと雖も、其の律呂を論ずるは、古樂を存し、星度を說くは曆數を推す、天文地形以て留心するに足る、

王氏文訓に曰く、淮南子は道德仁義を總統し、虛を踏み靜を守り、經道に出入するを以て、文を爲す、

王氏巵言に曰く、淮南鴻烈は、錯雜に似たりと雖も、而も氣法は一の如し、是れ必ず劉安の手裁に出る、

孫鑛曰く、淸淨無爲は、老莊の陳套なる語のみ、淮南は其の旁喩の奇峭俊拔なるを以て勝るものとす、淮南を讀む要處は、此に在り、彼に在らず、

四庫簡明目錄に曰く、淮南子は漢の淮南王劉安之を撰し、高誘之を註す、安の書は本來內外の兩篇に分つ、此の二十一卷は、其の內篇なり、大旨は道德に原本して、縱橫曼衍し、旁涉する所多し、故に漢志は之を雜家に列す、誘註は或は許愼撰と題す、蓋し愼註は散逸し、誤りて誘註を以て之に當てたるなり、今詳に考定を爲し、仍て誘の名を題す、

茅鹿門の原道訓上の評

淮南の著述たるや、其の言は盡く一人に由るに非ず、先づ原道の篇に就きて、道術を兼括す、事情最も麗雜たり、然れども其の梗概は老莊に襲ぐ、蓋し道の竅隙

二十一篇、淮南外三十三篇を雜家に列す、今の世に存する所の二十一卷は、蓋し內篇なり、壽春に八公山有り、是れ淮南王安が賓客を延致せし舊蹟なり、傳記には姓名を見ざるも、高誘の序には、蘇飛、李尙、左吳、田由、雷被、毛被、伍被、晉昌等八人と爲す、然れども惟左吳、雷被、伍被は史に見ゆ、雷被は、竟に淮南王に斥けられ、逃げて長安に之き上書せり、故に疑ふらくは、是れ賓客の賢者と爲すを得ず、

高氏子略に曰く、少時楚辭の淮南小山篇を讀み、其の聳峻瓌磊なるを喜ぶ、因て謂ふ、是れ他人の制作して企攀すべからざるものなりと、又其の窈窕多思の趣を離騷より得たるを慕ふ、每に曰く、淮南は天下の奇才なりと、又其の書の二十篇を讀む、篇中の文章は、莊列、呂覽、韓非子、諸書と相經緯表裏して、包有せざる所無し、何ぞ其れ意の雜出して、文の沿複する甚しきや、蓋し淮南の奇は、離騷より出づ、淮南の放は、莊列より得たり、淮南の議論は、不韋の流よりも錯綜す、而も其の精好なるものは、玉杯繁露の書の如し、是れ亦獨り淮南より出でたるに非ず、謂はゆる蘇飛、李尙、左吳、田由、雷被、毛被、伍被、大山、小山諸人が、其の各自の才智辯謀を以て、奇を出し雋を馳せたるものなり、其の書の駁然として、一ならざる所以は、此に在り、

高氏曰く、淮南の文字は、殊に新異なるもの多し、故に士の常を厭ひ、俗を玩ぶものは、往往其の書を愛す、況んや其の物理を推測し、陰陽を探索し、大に卓然として人の意表に出るもの有るをや、

高氏又曰く、淮南王は奇謀を尙び、雋士を慕る、盧館一たび開きて、天下馳騁絕特の流は、雷奮雲集せざる無し、是を以て蠭議橫起し、瓌詭にして新を作す、一時の傑製を見る所以なり、

周氏涉筆に曰く、淮南子は多く文子に本源し、因て儒墨名法の諸家に出入す、

陳氏曰く、唐志を按ずるに、又高誘の註有り、今日の諸本は、許愼の注と記題す、然るに序文を詳にすれば、是れ高誘の撰なり、甚だ曉るべからず、其の文に曰く、誘は少時より同縣の盧君に從ひ、淮南の句讀を受けたりと、盧君とは盧植なり、之と同縣なれば、誘は涿郡の人なり、其の建安十年十七年の官歷を見れば、誘の漢末人なるを知る、其の出處は以て察すべ

淡春臺の天文訓補注の跋

淮南子二十一篇、初め鴻烈と名く、高氏の謂はゆる鴻は大なり、烈は明なり、以て大に道を明にする言とす、其の中の天文訓一篇は、論述閎深なり、尤も三代の遺術多し、許注既に逸し、高注は簡略なり、且つ殘缺を見る、故を以て學者益其の研究に艱む、嘉定を錢溉亭先輩、學問奥博なり、而して天文律呂の術に於て、測算尤も邃なり、嘗て此の篇を取り、之が補注を爲す、名物訓詁、其の說皆精なり、太陰太歲の分より四仲四鉤の辨に至るまで、律呂相生じ、月日相比し、毫釐を度り、深大を穿ち、無限に明にして有象に達す、又補ふに十五圖を以てし、其の尤も明にし難きものを著す、是れ碩儒に非れば、作る能はざるなり、道光八年戊子三月望、

諸家の總評

楊氏法言に曰く、或は淮南を稱して云ふ、其れ多知なるか、何ぞ其れ雜なるやと、蓋し人は多知を以て雜と爲す、惟聖人は雜ならずと爲す、淮南は一出一入、其の字は皆百金に値る、

劉氏の文心雕龍に曰く、天を傾け地を折るは、淮南の說なり、

劉氏の史通に曰く、淮南は天地を籠め、古今を極む、

晁氏曰く、漢の劉安は、淮南厲王長の子なり、封を襲ぎて諸儒方士を招致し、道德を講論し、仁義を總統す、遂に內書二十一篇を著す、號して鴻烈と曰ふ、鴻は大なり、烈は明なり、以て大に道を明にする言と爲す、其の書中には、父の諱を避け、長を以て脩の字に改む、後漢の許愼は、之を註し、自から署名して、託し上ると曰ふ、今は原道、俶眞、天文、地形、時則、覽冥、精神、本經、主術、繆稱、齊俗、道應、氾論、詮言、兵略、說山、說林等十七篇を存す、李氏書目に云ふ、第七第十九の兩篇は亡すと、崇文目に云ふ、存するものは十八篇と、蓋し李氏は二篇を亡すとし、崇文は三篇を亡すとす、吾の藏する所は、更に其の壹篇を缺きて十七篇となる、故に善本を求めて、之を是正するを俟つ、

洪氏隨筆に曰く、淮南王安は賓客方術の士を招致し、內書二十一篇を作爲す、外書甚だ衆し、又中篇八卷有り、神仙黃白の術を言ふ、漢書の藝文志には、淮南內

舍てゝ、之を取らず、蓋し天事微妙にして、其の名以て之に命じ、數以て之を紀するもの、皆人の爲す所に出づるを以て、時に隨ひ轉遷すべしと爲すか、太陰が四仲に在れば、歳星は三宿を行る、太陰が四鉤に在れば、歳星は二宿を行る、四鉤の義は、高注に之を詳にす、三宿二宿は高氏に注無し、蓋し本書の後文に曰く、太陰が丑に在れば、歳星は尾箕に舍る、太陰が寅に在れば、歳星は斗牛に舍ると、是れ二宿なり、後文に又曰く、太陰が子に在れば、歳星は氐房心に舍り、太陰が午に在れば、歳星は胃昴畢に舍ると、是れ三宿なり、錢氏は左傳の説を引き、大梁鶉火大火の三宿を以て、輾轉相證するも、本書の自から後文に注したるを忘るゝに似たり、然れども淮南も、亦唯漢時十二宮の次舍に就きて、之を言ふのみ、之を今に揆れば、多く合はざる有り、蓋し恆星は東に移れば、約そ七十年にして差一度なり、故に柱に膠して瑟を鼓くは不可なり、錢氏は竹汀先生の姪たり、學を好み深思し、著述を喜ぶ、此の卷以て其の一斑を見るべし、識者其れ徒に陰陽五行家を以て、之を目する勿れ、道光八年春、

翁方綱の天文訓補注の序

溉亭進士、其の著淮南天文訓補注上下二卷を以て示さる、余讀みて其の賅洽を歎ず、其の書中に臣許愼記し上ると曰ふは、道藏に從ふなり、余は曩に道藏を就きて、此の文を讀む、既にして證するに、晁陳二家の書を以てす、晁は許愼其の首に標記すと曰ふ、陳は高誘の叙言に由りて曰ふ、誘は少時より同縣の盧君に從ひ、淮南の句讀を受く、盧君とは盧植なり、植と同縣なれば、誘は涿の人なり、其の建安十年に司空の掾に任じ、東郡濮陽の令に轉じ、十七年に河東に監に遷りたるを見れば、誘は漢末の人なりと、是れ許叔重と合せず、余又嘗て昭明文選の李善注に引く所の高誘淮南注を校するに、是れ卽ち今の道藏注本なり、更に此の卷の九野一條を觀れば、呂覽の正文に屬す、而して高注は詳略有りと雖も、竟に殊別の旨義無し、然らば許愼の記し上りたる文は散亡したるものならん、溉亭亦此の説を存す、他日訂定せば、幸に之を寄示せよ、乾隆庚子五月、

に、宣尼の易を贊したる語より始る、其の語に曰く、一陰一陽は之を道と謂ふ、道に變動有り、故に爻と曰ふ、爻に等有り、故に物と曰ふ、物相雜る、故に文と曰ふと、乃ち知る、天文は卽ち天道なるを、夫れ經傳の天道を言ふものは、皆七政五行吉凶休咎を主として言ふ、然れども天道は之を知るに難し、子貢は億れば屢中る、而も性と天道とは聞くを得べからずと謂へり、故に天道の微妙なる指歸は、箕子周公孔子に非れば、以て此に與るに足らず、此れ子產が裨竈を譏りて、何ぞ天道を知らんと云ひ、梓愼が叔孫昭子に屈せられし所以なり、然れども古者祝宗、卜史は太宰、馮相に亞ぎ、官以て氏を世にし、其の業を習ふ、皆其の傳授は本有り、矯誣に非ず、五紀六物七衡九行子卯の忌共に存す、昏旦の中に天道を紀すべし、是を以て名卿學士は就きて咨訪し、以て時變を察し、火流を視て、閏位を知る、小道と雖も觀るべき有り、夫子何ぞ學ばざらん、彼の後世の學者が未だ六甲を窺はずして、便ち先天を說き、未だ五行を辨ぜずして、乃ち洪範を言ひ、算を握りて勝負の數に昧く、門を出でゝ鉤繩の方に迷ふが如きは、何ぞ取るに足らんや、秦火以降は、典籍散亡し、淮南の一篇は、纔に古法を略存す、溉亭は引きて之を伸し、類に觸れて之を長ず、之を讀めば、上は渾天宣夜の原を窺ひ、旁く大地叢辰の應を寃むべし、但君山より外に、之を好むもの無ければ、醬を覆ふに過ぎざるを恐るゝのみ、

陶澍の天文訓補注の序

漢の淮南王安は、八公大小山の徒を招同して、書二十一篇を作り、統名して鴻烈と曰ふ、之が注を爲したるものには、許愼高誘の兩家有り、今や許注は既は亡し、高誘獨り存す、然れども亦其の舊に非ず、間には許注有り、其の攙入して錯雜したるを見る、此の鴻烈の中に、天文訓の一篇有り、後世陰陽五行の說は多く此より祖述せらる、高注は未だ悉く其の義例を得る能はず、蓋し天文の學は宿學世業に非れば、其の奧に通ずる能はず、乾隆中嘉定の錢進士塘は、特に取りて之が補注を爲し、淮南の用ふる所を以て、顓頊の曆と爲す、信にして徵有り、八風を以て奇門に配す、亦術家休生相次ぐ謬を訂するに足る、惟本書の言ふ所たる、土は午に生じ、戌に壯にして、寅に死すとの說を

之が注解を爲ると、乃ち知る、道家の書は、由來する既に久しきを、夫れ天道は遠し、人道は近し、人を言ふは儒書より精なるもの無し、天を談ずるは道藏を廢するを得ず、昔時班生曰く、道家は本來史官より出づと、蓋し天文の學は、原より異術に非ず、漢志七略には、太一、雜子、陰陽、候歳、雲氣、星の諸篇有り、此れ其の傳ふる所は、專門名家有り、其の後に至り、唐都洛下之を方士の伎とす、儒者は業を習ふもの少し、易に曰く、仰ぎ以て天文に觀ると、今一たび首を翹ぐれば、七政二十八宿を見ざる無し、必らずしも睿聖にして始めて之を辨ずるを得るに非ず、世の幽を探り隱を索る士が、晨夕の懸象に於て、一二をも識る能はざるは嗤ふべきなり、天文の官廢して、學は四夷に在り、許叔重の淮南を注したるは、其の道藏に存するもの固に宜し、余嘗て宋の廬陵羅氏の路史を讀む、是れ多く丹壺諸書を援きて證とす、要するに亦古を訪ひ旁く捜る一道なり、溉亭の天文訓を許高兩家の後に補注するも、此の志なるかな、夫れ律曆は算數の始なり、而して日景は律曆の原なり、天文を言ふものは、算を習はざる能はず、算學を言ふものは、日景を求めざる能はず、尺寸は冬至より生じ、即ち日景に由りて定る、淮南の天文を訓して、之を終るに律度を以てするは、其の義を此に取るなり、溉亭は善く其の意を知る、既に其の業を精にして、之に注釋し、且つ之が圖說を爲り、以て之を彰す、其の旨は正し、其の文は博し、以て八公大小山の徒に視れば、大に逕庭有り、是の書を讀むものは、其れ慨亭の學を以て、淮南の學と爲す勿れ、溉亭は經學に深し、是を以て賢に擧らる、著書の歲月は方に多し、其れ道藏を以て儒書を證せよ、儒術をして道流に淪ましむる勿れ、敢て勗めよ、

乾隆庚子六月二十日、

錢大昕の天文訓補注の序

溉亭主人は、默して深く思ふを好む、子雲の如し、一物を知らざるを恥とするは、吉茂の如し、嘗て淮南の天文訓を讀みて曰く、是れ三代の遺術多し、今人其の旨を究むる少しと、乃ち之を群書に證し、其の大義を疏す、或は意の盡きざる有れば、圖し以て之を顯す、洵に淮南九師の功臣たり、許高の未だ備らざるを補ふものなり、余は天の文を言ふことに就きて考ふる

四を增す、其間には許注有るべきなり、夫れ淮南は博辯にして、文辭を善くし、武帝に尊重せられ、四方の賓客九師八公の徒を得て、群籍を博採し、以て此の書を作る、固に既に魁瑋琦麗の觀を極む、而して東漢兩大儒は、各其の博識多聞の學を以て、事には之が證を爲し、言には之が詁を爲す、亦既に疏解して、略之を盡せり、道藏本は全からずと唯も、兩家の注を雜へ有す、訓解の唯一家を出して、更に庸妄氏に芟削せられたるものに比すれば、道藏の勝れるを見る、獨天文訓の一篇は、道藏未だ嘗て訓解に一字を增さず、且つ篇中には、誘不敏也の四字有りて、其の注を簡略にす、蓋し此の篇は正に誘の注する所なり、而も誘は天文術數に於て未だ諳んぜず、遂に其の義を詳言する能はざるのみ、然れども吾は謂ふ、三代の古術は、往往周禮、左氏春秋傳、史記律曆天官等の書中に見ゆ、其の以て相質し證すべきものは、賴に此の篇有り、儒者此の天文を明にせざるときは、經史の奥旨を洞悉せんと欲するも、何ぞ疑無きを得んや、因て自から揆らず、推すに算數を以てし、之を載籍に考へ、高氏の未だ及ばざる所のものに於て、皆之を詳言す、亦時に其の舛謬を正す、天一の元始は正月に寅に建す、日月は營室の五度に入り、天一以て始めて建す、是れ顓頊曆の上元なり、故に天一は太一に作るべし、而るに高氏は注無し、二十四時の變は、反覆して十二律に比す、故に一氣は一音に比す、而るに注は十二月の律を以て、之を釋す、淮南元年太一は丙子に在り、冬至は甲午なり、立春は丙子なり、是れ曆術の無き所とす、蓋し其の時に己酉冬至なり、其の日の甲子を脫し、自から立春の日と爲し、丙子を重言す、是れ下文の二陰一陽は氣二を成し、二陽一陰は氣三を成すと相連り、即ち太一丙子の義を釋す、而るに立春丙子を截り、以て注す、語は立春の冬至を去ること、僅に四十二日なるに似たり、此れ皆舛錯の尤も大なるものなり、余の補注は、高氏の爲めに疏を作るに非ず、直其の失を糾すのみ、書は己亥の夏に成り、戊申秋復數條を改正し、遂に繕ひて定本とす、乾隆五十三年九月九日、

謝墉の天文訓補注の序

高誘は淮南を注す、其の序に曰く、深く先師の訓を思ひ、參るに經傳道家の言を以てし、其の事を比較して

と、而して其の民の衣せざるを言はず、以て本文の殊異多く、注釋の脱訛亦多きを見るべし、故に鷫鸘を釣射するは、太平御覽に依れば、潚湘に釣射すと稱す、潚湘は瀟湘なり、是れ其の本文の殊異を證するに足る、牛蹄の涔には、尺の鯉無し、塊阜の山には、丈の材無し、皆其の營宇狹小にして巨大を容るゝ能はずは、太平御覽に、之を引きて、牛蹄の涔には、經尺の鯉無し、魁父の山には、營宇の材無し、皆其の狹小にして巨大を容るゝ能はずに作る、夫れ塊阜は小丘なり、之を魁父とす、是れ其の脱訛を證するに足る、蓋し唐宋以前は、古本尚存す、之を展轉して引據するを得たり、今は之を失ひ、更に庸夫に散亂せらる、其の考正を言ひ難し、錢別駕は此の書を校訂して、既に精に且つ博なり、余も亦一得の愚を抒べ、之が疏を爲す、以て程文學、孫編修に示し、遂に刊して之を行ふ、因て淮南著作の始末、及び許高注解の端緒を考へ、敍目の後に書す、蓋し錢別駕の校に由り、此の書天下に亡びず、余亦名を附して傳ふ、斯れ厚幸と爲すと云ふ

乾隆五十三年戊申三月、

錢塘の天文訓補注の序

淮南鴻烈解は、許愼高誘兩家の注有り、隋書の經籍志には、並に之を列す、劉昫の唐書經籍志を作るに及び、唯高注を載す、乃ち知る、許注は既に五代の騷亂中に散逸したるを、然るに新唐及び宋史藝文志は、猶兩家を列す、是れ唐時許注未だ亡せず、歐陽氏其の故籍を得て、志と爲すと謂へば可なり、然れども宋時何ぞ復許注有るを得ん、史志を修むるもの、何に由りて之を採入するを得ん、陳氏の書錄解題を觀るに、許愼記し上ると曰ふも、序文は高誘の撰を用ふ、蓋し許注は既に散逸し、宋人は其の零落して僅に存するものを取り、之を高注に攙入し、遂に許愼の名を題す、而して其の未だ攙入せざるものは、猶高注と名けたり、是れ推知するを得べきなり、要するに其の高誘の序を冠するを視れば、高注の多きは明なり、今世に傳ふる所の高氏訓解は、既に全書に非ず、而して明の正統十年道藏の刊本は、首に高誘の序有り、内に太尉祭酒臣許愼記し上ると題す、一に陳氏の云ふ所の如し、是れ宋時攙入の書なり、之を世の高注に較れば、十に三

言へり、何ぞ本注の外に於て、別に撰作有るを得んや、公武は許注題記と謂ひ、陳振孫は世に今本を稱して、皆許注とするも、叙文を詳にすれば、高誘なりと曰ふ、余は謂ふ、此れ後人が誤りて、兩家を合し一と爲し、相混じて分たざるのみ、試に各篇を檢すれば、地形訓の大汾の如きは、誘注に云ふ、晉に在りと、呂覽の注には、未だ聞かずと曰ふ、夫れ同一の手に成れる語釋にして、此に聞くも彼に聞かずと曰ふは、怪むべし、俶眞訓の剞劂を注して曰く、剞は巧なる鉤刀なり、劂は規度して黑線を刺畫するなりと、本經訓には曰く、剞は巧に刺畫す、劂は鑑刀なりと、同一の書に載せたる語釋にして、前後惑亂する此の如きは、何ぞや、是れ亦許高の兩家を分たざる明驗なり、文選の注には、許注の三光を引きて、日月星と云ふ、其の明月珠を引きて、夜光の珠は明月に似たる有りと云ふ、歐陽詢の藝文類聚には、許注の柳下惠を引きて云ふ、展禽は柳を樹ゑて惠を行ふと、釋の元應の一切經の音義には、許注奇屈の服を引きて曰く、屈は短なり、奇は長なりと、太平御覽には、許注の畫は灰に隨へば月暈闕くを注して云ふ、軍事有り相圍守すと、更に土龍の雨を致すを引きて云ふ、以て雲龍に象ると、皆是れ高注なり、殷敬順の列子釋文には、許注の策錣を引きて云ふ、馬の策端に利鋒有り、刺して進ましむる所以なりと、太平御覽には、許注の方諸を引きて云ふ、諸は珠なり、方は石なり、盛るに銅盤を以てして、月に向へば水を下す數升と、皆高注と異なり、文選の注には、許注の流瀿に鑒る無きを引きて云ふ、楚人は水の暴に溢るを謂ひて瀿とすと、更に鷄の井幹に棲むを引きて云ふ、是れ屋の裝飾なりと、太平御覽には、許注の麒麟鬭ひて日月食し、鯨魚死して彗星出づを引きて云ふ、麒麟は大角獸なり、故に日月と符す、鯨魚は海中の魚王なり、故に彗星と應ずと、更に一堁の江を塞ぐを引きて云ふ、堁は塊なりと、是等は高注に見えず、文選の注には、綄の風を候ふを引き、許注を擧げて云ふ、綄の風を候ふものは、楚人稱して五兩と曰ふと、然るに今の高注には、綄を俔の字に作りて、世に之を五兩と謂ふと釋す、西南より東南に至る裸人の國有り、黑齒の民有りは、許注に依れば、其の人は衣せず、其の人は黑齒と稱す、高注には曰く、裸國は東南に在り、黑齒は東北に在り、其の人は黑齒なり

內篇新に出づれば、天子之を愛祕すと、而して漢書の藝文志中雜家の部には、淮南內二十一篇、外三十三篇有りと稱し、天文の部には、淮南雜子星十九卷有りと稱す、然れども其の傳は、雜子星の事を說かず、其の志は、神仙黃白の作を載せず、但後代相傳ふる黃白變幻の仙術は、謂はゆる中篇の遺蹟なるか、西京雜記に曰く、安は鴻烈二十一篇を著すと、鴻は大を指し、烈は明を示す、大に禮敎を明にするを言ふなり、鴻烈の義は、一に本書の要略に見ゆ、而して高誘の敍中にも、道德を講論し、仁義を總統して、此の書を著し、號して鴻烈と曰ふと稱せり、以て此內篇は、一に鴻烈と名けたるを知るべし、誘又曰く、光祿大夫劉向は、之を校正して淮南と名くと、蓋し藝文志は、本來劉向及び其の子歆の述べし所なり、故に淮南內外の稱は、劉向の定めたるものとす、然れども唯淮南と題し、未だ必らずしも子と稱せず、志は儒家を論次し、小說に至り、名けて諸家十家と曰ふ、後遂に之に緣りて、子の字を加へたり、隋書の經籍志には、淮南子二十一卷と稱す、許愼の注有り、高誘の注有り、亦二十一篇なり、唐書の經籍志には、淮南子注解二十一卷、高誘撰とす、別に何誘の淮南鴻烈音二卷と稱す、新唐書の藝文志には、鴻烈音も高誘撰とす、而して高許兩家の注を竝列したるは、隋志に同じ、宋史の藝文志には、許注二十一卷、高注十三卷と云ふ、其の當時には、兩本相別ちたるが如し、然れども劉昫は、許注無しとす、元修宋志に、高書を十三卷と爲すも、之を晁公武の讀書志に考へ、崇文總目に據れば、其の三篇を亡ふ、李淑の邯鄲圖志には、其の二篇を亡ふと云ふ、或は訛脫に由り、此の說有るか、淮南は本來二十篇なり、其の要略一篇は是れ敍目のみ、其の例は揚子法言、王符潜夫等の書と相同じ、故に高似孫は、直に指して淮南二十篇とす、說者は似孫の言を以て、晁李を互證し、其の書の殘缺を稱す、斯れ更に誣なり、高誘の時には、切音の學無し、故に鴻烈音は劉煦の說に從ひ、何誘の撰と見るを可とす、之を高誘の撰と稱するを得ず、歐陽氏は古を精攻せず、高誘と何誘との名字相涉るを以て、之を錯亂して、高誘と誤傳したるのみ、試に徐堅の初學記、李善の文選注、李昉の太平御覽を視れば、書中に淮南を引き、或は其の翻語有り、蓋し淮南は高誘既に自から其の注解を爲して、音讀を併せ擧ぐと

何れに往きてか、此の理の發現する所に非んや、吾は惛惛として之を窮むる能はざるを恐る、博物に由らざるときは、何ぞ之を知るを得ん、但余は天性善く忘る、書卷を披く毎に、茫然たる恨有り、一日淮南鴻烈解を得て、之を讀み、休止する能はず、乃ち起ちて曰く、嗟君子は人を以て言を廢せずと、是れ味有る言なり、昔時劉安は蕃臣の職任に遵はず、漢の天子を輔翼せず、偏に邪辟の計を持して、身死し國亡び、天下の笑と爲る、今に至るまで、人は之を稱するを恥づ、然れども其の著書二十一篇の如きは、其の義彰にして其の文富む、君子は之を稱揚して、大は天地を覆載し、細は無涯に淪み入る、古今の治亂より存亡禍福を推し、華夷詭異瓌奇の事に及ぶまで、具備せざる無しと云ふ、實に適評なり、抑も淮南は儒墨、老莊、陰陽、儀秦、董賈諸君の說論を剽剝すと雖も、其の氣法は一に歸す、之を要するに大道を去ること遠からず、烏程の溫允文氏は、嘗て余の爲めに諸子を論じて曰く、文字の奇宕なるものを、莊子とし、論議の溫醇なるものを、文中子とし、學問の該練なるものを、淮南子とすと、余は甚だ此の說を喜ぶ、但高誘の註は、繁蕪にして脫字有り、誤傳有り、且つ魯魚の訛多し、今年の春に於て、允文と共に諸本を參照校正し、經傳を捃ひ取り、稍之が損益を爲す、試に襟を披きて讀めば、其の謂はゆる支派分流の六合に渙散したるものは、裒然として聚り來り、我の几席間に在るを覺ゆ、或は曰く、此れ鴻烈の完善なるものなりと、因て出して之を木に鏤し、以て世の博物の君子と之を共にす、萬曆壬子の夏四月、

莊逵吉の序

歲は甲辰に在り、逵吉は道藏を南山の說經臺に讀み、淮南內篇の註を覽て、其の後人の删改に係るを病み、之を錢別駕に質す、別駕曰く、道書中全本無し、然れども之を流俗の行ふ所に較すれば、十の五六多しと、因て其の篋笥を開きて示されたり、逵吉は此を以て、其の同異を校し、其の僞舛を正し、遂に之を刻す、乃ち之に敘して曰く、漢書淮南王の傳に稱す、安は賓客方術の士數千人を招致し、內書二十一篇を作爲す、外書甚だ衆し、更に中篇八卷有り、神仙黃白の術を言ふ、亦二十餘萬言なり、安は入朝して其の著を獻ず、

澹なり、商韓の論は慘刻なり、然れども學者は其の道を求めて、之を觀るに由り、其の文を稱して厭かず、或は曰く、淮南の後に、復た淮南無しと、世の之を尙ぶことを知るべし、揚子雲は俊材なり、法言太玄を著す、然れども哀平兩帝の時に窮居して、七十餘歲を送り、纔に侯芭の從ひ學び、桓譚の來り問ふ有るのみ、此の外には絕えて聞えず、後四十餘年を歷て、法言始めて行はる、而も太玄は終に其の聲稱を顯はさず、抑も何ぞ眇なるや、之に反して淮南は、其の當時より盛譽有り、豈啻電雷鬼神と云ふのみならんや、世人言ふ有り、竹杖は瘻を醫す、山芋は飢を療すと、淮南の以て空腹を治するに足るや信なり、余は是を以て之が序と爲す、

王宗沐の序

余は休暇を得て田間に臥し、日に友人鹿門子に從ひ、百氏兩漢諸家の言を品評す、馬班二子は、信史を成し、千古の不朽なり、而も淮南王安は、建元右文の世に當り、亦能く賢豪を集め、局を分ち館を列ね、莊列百家を採り、間に壹意を持し、浩蕩汪洋として、萬言娓娓たり、乃ち天地の剖判より論じて、本末を究極せざる無し、詳なるかな、其の之を言ふや、世の批評家は、其の語氣溫雅ならざるも、之を譬ふるに、鄙曲の大音に和して、聽者を感動せしむるが如し、故に句に就きて之を櫛し、字に從ひて之を縷し、其の脈理に由り、隙を批ち穴を導きて、正途に歸せしむ、此の類の評釋が、本文と竝び行はるゝは、固に學者の符劵なり、鹿子の姪一桂は、書を嗜み、既に淮南鴻烈解を訂して、海內に行ふ、而も鹿門は、尤も其の文義の詳ならざるを病み、之に批評を加ふ、是に於て本文は、句櫛し字縷し、兵の左右陣を張り、之を前隊に導くが如し、抑も鴻烈の書は、其の說に於て、曲學者流に屬す、能く吾儒に尊重せられず、鹿門子の評隲を得てより、馬班の外に聲稱有るに至ると云ふ、

茅一桂の序

余は古人の書に於て、蒐獵を欲せざるに非ず、其の意に云ふ、六合の內は、馮馮たり灟灟たり、唯是れ一理なり、彼の天の覆ひ地の載せ、日月の明に、山峙ち海流れ、鳥飛び獸走り、昆蟲生じ、草木萠す類の如きは、

究して、之が注解を爲る、悉く本文を載せ、併せて音讀を擧ぐ、其の八卷は典農中郎將の卞揖に借し、揖の死に由り、之を失ふ、建安十七年に至り、誘は遷りて河東に監たり、復吏に補ひ足す、淺學寡見、未だ之を備悉する能はず、其の達せざる所は、註するに未聞の兩字を以てして、疑義を表す、唯冀ふ博物の君子、覽て之を詳にし、以て後の學者を勸めんことを、

陸時雍の序

西漢の學者は、賈太傅董江都より以下、皆淮南を推す、余は淮南を讀む、蓋重ねて感ずる所有りと云ふ、夫れ武帝は文學の士を好み、司馬相如、枚皐、嚴助の徒は、數親倖せらる、淮南王安は諸父の尊を以て、辯博にして文詞を善くし、甚だ禮重せらる、其の賜書或は報書の有る毎に、帝は相如等を召し、文草を視て、後に之を遣る、安は內篇を獻ず、帝之を愛祕して出さず、是の時に當り、淮南は名聲天下に高し、而も內外諸書は、愛慕する者も、之を見るを得ず、之を見れば拱璧を獲たるが如し、千金を以て一字に敵つるに至る、往昔箕子は範を陳べ、仲尼は韶を聽く、而も其の人世を傾動すること、淮南の如く盛なるを聞かず、余は淮南を觀るに、其の書は道德を述べ、禮樂を斥け、天地を經紀し、人事得失の理と、國家治亂の原とを推究し、冥閒倏忽たり、儻惘として際涯無し、而も其の言に曰く、書は言を盡さず、言は意を盡さずと、此れ周易の繫辭に、易簡を以て、天下の理を得といふ所以のものなり、老子は道を先きにして德を後にす、德を先きにして仁を後にす、仁を先にして義を後にす、義を先きにして禮樂を後にす、未だ嘗て術を韓非に開かず、韓非は名に因りて實を責め、表を候ひて裏を測る、其の途を呂氏に假るに非ず、嗚呼蘭陵に封ぜられて、荀子の書成り、奇貨を賣りて、呂氏の書出づ、著作の從り來る所は久し、淮南子は幽玄に於て、天帝の座に呼吸し、深粹に於ては、大司馬の鉤を製する理に入る、當時の天子は、雄材大略にして、善を喜び道を推究するを樂む、而るに公孫弘、衞靑、霍去病の徒は、學理を解せず、之を譬ふるに、越人が魯に往き、古の禮冠を覩て、驚懼したるが如し、天は自から高からず、地は自から深からず、聖人は自から神たらず、唯其の理の然る所以を推して、此に至る、故に老莊の言は虛

して王は淮南に在り、黄屋の車に乘り、左に大纛を建て、東帝と稱す、遂に罪に當り、蜀の嚴道に遷され、雍縣に死す、帝は之を憫み、其の四子を封じて、列侯と爲す、當時の民は、之を歌ひて曰く、一尺の繒も、好くして童童たり、一升の粟も、飽きて蓬蓬たり、何事ぞ兄弟二人にして、相容るゝ能はずと、帝は之を聞きて曰く、民は我を以て弟の地を貪るものと謂ふかと、乃ち四侯を召して、之を封じ王とす、其の一人病み死す、因て長子を以て、淮南王を襲がしめ、次を衡山王と爲し、次を廬江王と爲す、太傅賈誼諫めて曰く、怨讎の人は貴くすべからずと、果して後年に至り、淮南王謀反し、衡山王亦畔逆す、賈誼の言の如し、淮南王安は辯達にして善く文を作る、孝武皇帝に對しては從父たり、因て數上書し召されて見ゆ、帝甚だ之を敬重す、詔して離騷の傳を爲らしむ、淸晨に命を受け早食にして文を成す、帝愛して之を祕藏す、天下方術の士は、多く往きて淮南王に歸す、王乃ち蘇飛、李尙、左吳、田由、雷被、毛被、伍被、晉昌等八人、及び諸儒大山小山の徒と、共に道德を講論し、仁義を總統して、此の書を著す、其の旨は老子に近し、淡泊にして無爲なり、虛を踏み靜を守り、經道に出入す、其の大を言ふや、天を燾ひ地を載す、其の細を說くや、限界無き處に淪み入る、延きて古今の治亂より、存亡禍福を推し、世間の詭異瓌奇なる事に及ぶ、其の義は彰に、其の文は富む、事物の類は載せざる無し、然れども、其の大要は之を道に歸す、號して鴻烈と曰ふ、鴻は大を指す、烈は明を示す、大に道を明にする意なり、故に世の學者は、淮南を論ぜざれば、以て大道の深きを知るに足らず、是を以て先賢通儒述作の士は、此の書を援き採りて、經傳を考驗せざる無し、王は父の諱長なるを以て、書中の諸長字を脩とす、光祿大夫劉向は、之を校定して淮南と名く、別に十九篇有り、之を淮南外篇と謂ふ、誘は少時より故の侍中たりし同縣の盧君に從ひ、淮南の句讀を受け、大義を誦擧す、既にして兵災に遭ひ、天下棋峙するに及び、書傳を亡失し、之を廢して、尋修せざること二十餘年なり、建安十年、司空の掾に登用せられ、東郡濮陽の令と爲る、時人の淮南を讀むもの少きを覩て、其の道の廢れんことを恐れ、乃ち朝夕官事の餘暇を以て、深く先師の訓を思ひ、之に參ふるに經傳道家の言を以てし、比較考

後數年、衡山賜は、謀反して自殺し、國除して衡山郡と爲る、濟北王勃は、孫寛に至り罪を以て死し、國は北安縣と爲る、東城侯良は、先づ薨じて後嗣無し、故に厲王長の子孫は、前後相踵ぎて殘滅に歸す、復た祭祀を存せず、當初賈誼の言に曰く、怨讐の人は貴くすべからずと、信なるかな、

淮南子の序跋評

注解の序評に於けるは、形の神に於けるが如し、注解は原文に就きて、字面の意義を説くも、序評は原文を離れて、言外の趣旨を明にす、故に單に注解を觀て、序評を遺す(ノコ)は、形を知るのみにして、未だ其の神を得たるものと謂ふべからず、淮南子の如き玄妙の旨義を有するものは、殊に然り、因て諸家の序跋評中に就き、其の要を收む、

高誘の序

淮南子は名を安といふ、厲王長の子なり、長は高皇帝の子なり、其の母は趙氏の女なり、趙王張敖の美人たり、高皇帝は漢の七年を以て、韓王信を銅鞮に討ず、信逃れて匈奴に走る、帝遂に北征して樓煩に至る、還りて趙を過ぐ、趙王禮せず、趙王は其の美人なる趙氏の女を獻ず、寵幸を得て孕む有り、趙王は敢て之を宮に內(イ)れず、爲めに舍を外に築く、既にして貫高等の謀反發覺し、漢は趙王を逮(アツカ)治し、盡く其家族及び美人を捕ふ、趙氏の女も之に與る、漢吏は其の寵を得て、妊娠したるを奏上す、帝は方に趙王を怒り、未だ美人を理治するに遑有らず、美人の弟趙兼は、辟(ヘキ)陽侯審(シン)食(イ)其(キ)に因り、之を呂后に言ふ、然れども呂后は之を白するを肯んぜず、辟陽侯も之を强爭せず、美人は男子を生み、憤恚(キ)して自殺す、吏は其の子を奉じて進む、帝は呂后に命じ、之に母たらしむ、遂に封じて淮南王と爲す、孝文皇帝の卽位に及び、淮南王は上書して相見えんことを願ふ、因て詔し、長安に至らしめ、日に遊宴に從はしむ、王は驕蹇なり、帝に對して家人兄弟の如くす、往年其の母を呂后に爭はざりしことを以て、辟陽侯を怨み、之を椎(ツキ)殺す、帝は之を非とす、王は北闕に肉袒(タン)して謝罪す、乃ち四縣を奪ひて還らしむ、既に

ひて曰く、群臣の用ふべき者は、皆既に拘繫せられ、復與に事を擧ぐるに足るもの無し、王は此の非時を以て發するも、其の功無からん、姑く時を待つに若かず、臣願くは逮捕に就かんと、王も計窮し、苟且に休まんと欲す、卽ち太子に許す、太子退きて自刄す、未だ全く死せず、伍被自から吏に詣り、王と謀反して、蹤跡此の如しと告ぐ、吏因て太子遷と后荼とを捕へ、王宮を圍む、王の謀反に關係したる賓客の淮南に在るものを捕へ盡し、反具を索め得て、之を奏す、天子は公卿に命じ、之を治せしむ、其の連引する所の列侯二千石豪傑數千人は、皆其の謀反に關係の輕重に由り、誅を受く、衡山王賜は、淮南王の弟なり、連累として捕へらるべし、有司は其逮を請ふ、天子曰く、諸侯は各其の國を以て本と爲す、相連坐すべからず、其れ諸侯王列侯と議せよと、是に於て、趙王彭祖、列侯讓等四十三人議して曰く、淮南王安は、大逆無道なり、謀反明白なり、伏誅に該當すと、膠西王端議して曰く、淮南王安は、法を廢し邪を行ひ、詐僞を懷抱し、以て天下を亂し、百姓を惑し、宗廟に畔き、妖言を作す、春秋傳に曰く、臣は罪を犯さんとするを得ず、犯さんとすれば誅に當ると、今や安の罪は犯さんとするよりも重し、反形は既に定る、故に臣端の見る所に於ては、其の書印圖及び他の大逆無道事驗明白なり、其の法に伏すべし、而して其の國吏二百石以上のもの及び其の官等の待遇者を論ずれば、皇族親近の臣にして、法中に在らざるも、此の謀反に就きて、之を敎正する能はざるものは、皆其の官を免し、爵を削り、士伍と爲すべし、官に仕るも吏と爲るを得ざらしむべし、其の吏に非るものは、金四十兩を以て、死を贖はしむべし、斯くして臣安の罪を明にし、天子をして臣子の道を知悉せしめ、邪辟背畔の意無からしむべしと、丞相弘廷尉湯等之を奏す、天子乃ち宗正をして、符節を以て王を治せしむ、未だ淮南に至らず、王は自殺す、后荼太子遷及び其の謀反に關係のものは、皆族滅せらる、天子は伍被の雅辭、多く漢の美を引くを以て、誅する無からんと欲す、廷尉湯曰く、被は首として是が爲めに反謀を畫す、其の罪は赦すべからずと、遂に被を誅す、淮南の國を廢して、九江郡とす、

後傳　（厲王の子孫全滅）

僥倖すべし、十中の一の成功を見んと、王曰く、此れ可なり、然れども吾は此の若きに至らず、專ら發せんのみと、王乃ち官奴をして宮に入り、皇帝の璽、丞相、御史、大將軍、軍吏、中二千石、都官、令、丞の印、附近の郡太守、都尉の印、及び漢の使節の法冠を作らしめ、更に人をして罪を得たるものゝ如く僞り、西行し大將軍丞相に事へしめ、淮南に兵を興すとき、直に大將軍衛青を刺殺さしめんと圖る、蓋し斯くして丞相に說かば、之を下すこと頭巾を脫ぐよりも易しと思惟したり、是に於て、王は國中の兵を發せんと欲す、其の相と二千石との聽かざるを恐る、乃ち伍被と謀り、宮中に失火せしめ、相二千石の來り火を救ふを待ちて、之を殺さんとす、其の計未だ決定せず、更に人をして捕盜吏の衣を着け、羽檄を持し、東方より來り呼ばしめ、南越の兵侵し入ると曰はしめ、以て兵を發するに便せんと圖る、其の事未だ行はず、乃ち人をして廬江、會稽に至り、求盜を爲さしめんとす、未だ之を發せず、王は伍被に問ひて曰く、吾は兵を擧げて西向せば、諸侯必ず來り應ずる有らん、若しも應ぜざるときは奈何せん、被曰く、南は衡山を收め、以て廬江を擊ち、尋陽の船を有ち、下雉の城を守り、九江の浦を結び、豫章の口を扼し、强弩大江に臨みて守り、以て南郡の下るを禁め、東は江都、會稽を收め、南は勁越に通じ、堅く江淮の間に據らば、猶歲月の壽を延すを得べし、王曰く善し、以て此に易る無し、危急に臨まば、越に走らんのみ、

本傳の十　（淮南の滅亡）

是の時に當り、廷尉は王孫建の取調に由り、淮南王及び其の太子遷に連累する事實を奏上す、天子乃ち廷尉をして之を監せしめ、因て淮南中尉を任命し、太子を捕へんとす、中尉淮南に至る、王は之を聞き、太子と謀り、相と二千石とを殺して、兵を發せんと欲し、相を召す、相至る、內史は外出を以て解脫し、來らず、中尉曰く、臣は詔を受けて使たり、王に見ゆるを得ずと、是に於て、王は念ふ、獨り相を殺すも、內史中尉來らざれば益無しと、卽ち相を退出せしむ、王猶豫して計未だ決せず、太子は念ふ、吾の罪たる所は、漢の中尉を刺さんと謀りしに在り、然るに其の謀に與るものは既に死せり、今は其の口絕えたりと、乃ち王に謂

しめ、陳定をして南陽の兵を發し、武關を守らしめ、以て漢に當らんと欲す、斯くすれば河南の太守は、獨り洛陽を有つのみ、我は何ぞ憂ふるに足らんや、然れども此より北には臨晉關有り、河東上黨有り、以て河内趙國と相界し、溪谷の通行するを得べきもの有り、世に稱す、成皐の道を絶たば、天下相通ぜず、三川の險に據れば、山東の兵を招くに足ると、事を擧ぐる此の如く完し、公は如何と謂ふか、被曰く、臣は其の禍を見る、未だ其の福を見ざるなり、王曰く、左吳、趙賢、朱驕如は皆此の擧を以て、福有り十中の九を成功とす、公獨り禍有り福無しと謂ふは、何ぞや、被曰く、大王の群臣親近にして、士衆を使ふに足るものは、既に漢廷の獄に繫がれ、其の餘は用ふべきもの無し、王曰く、陳勝吳廣は立錐の地無く、千人の衆無し、然れども大澤より起りて、臂を奮ひ大呼すれば、天下響應し、西に進みて戯に至れば、兵百二十萬有り、今吾國は小と雖も、優勝の兵を徵せば、十餘萬を得べし、武器亦具る、是れ唯遠謫の戍卒が、鎌を揮ひ梃を舞はす類に非ず、公何を以て禍無しと謂ふか、被曰く、曩に秦は無道を爲し、天下を殘賊す、故に陳吳一呼して、群雄景從す、當今陛下は海内を制馭し、汎く衆庶を愛す、德を布き惠を施し、威は萬里に動く、口未だ言はずと雖も、聲は雷霆よりも疾し、令未だ出でずと雖も、化の行はるゝ神の如し、下の上に應ずるは、影響の形聲に從ふが如きなり、而も大將軍衞青の材能は、唯章邯、楊熊の比に非ず、大王は陳吳を以て之に譬ふ、臣は之を過てりと謂ふ、

本傳の九　(伍被の計策)

淮南王は、更に伍被に問ひて曰く、苟くも公の言の如くならば、以て僥倖を期すべからざるか、被曰く、臣に愚計有り、王曰く奈何、被曰く、當今諸侯異心無し、百姓怨氣無し、朔方の郡は、田地廣く水草は美なり、民の徙るもの、以て其の地に實るに足らず、故に臣の愚計としては、漢の丞相御史の請書を僞造して、郡國の豪傑任俠富者罪人に命じ、皆其の家族を朔方に徙さしめ、甲兵を發して其の期日を促し、更に左右都司空、上林中都官の詔獄書を僞造して、諸侯の太子寵臣を逮捕せしむべし、此の如くすれば、民怨み諸侯懼れん、乃ち辯士を遣り、隨ひて之に說かしむ、或は以て

長幼の序も、皆其の理を得たり、上の擧措は、古の道に遵ひ、風俗紀綱は、未だ缺けたるを見ず、富賈は珍寶を重装して、天下を周遊し、道は通せざる所無し、故に貨物の交易普く行はれ、南越は服從し、羌僰は入獻し、東甌は入降す、乃ち長楡の塞を廣め、朔方の郡を開く、匈奴は翅を折り翼を傷ひ、援を失ひて振はず、是れ未だ古の太平の時に及ばずと雖も、猶以て治ると謂ふに足ると、王は之を聽きて怒る、被は死罪を謝す、

本傳の八　（伍被の論難）

淮南王は後又伍被に謂ひて曰く、山東に兵有らば、漢必ず現在の大將軍をして之を制せしめん、公は大將軍を如何なる人と謂ふか、被曰く、臣の親交する黄義と曰ふものは、今の大將軍に從ひ、匈奴を擊ち還りて、臣に告げ曰く、大將軍は、士大夫を待遇するに禮有り、士卒に對して恩有り、衆は皆之が用たるを樂しむ、其の騎して山を上下するは、飛ぶが如し、材幹は人に絕れたりと、臣謂ふ、材能の此の如き大將軍に向ひては、數將の兵に習ふものも、未だ當り易からずと、更に謁者の黄梁が、長安より來るに及び、其の言を聞く、曰く、大將軍は號令精明なり、敵に當りて勇敢なり、進み爲すには士卒に先だち、休み舍るには士卒に後る、井を穿ち未だ通せざれば、士卒の盡く水を得るを待ちて飲む、軍退き河を渡るに、士卒既に過りて乃ち度る、皇太后の賜ふ所の金帛は、擧げて之を軍吏に與ふと、此の言に依れば、大將軍は、古の名將と雖も之に過ぎずと、王默然たり、既にして王は國の陰事發覺せんとするを恐れ、先づ發せんと欲し、復被に問ひて曰く、公は吳の兵を擧げしを以て、是と爲すか非と爲すか、被曰く、以て非と爲す、夫れ吳王は甚だ富貴なり、然るに事を興して當らず、身は丹徒に死し、頭足は處を異にし、子孫遺類無きに至る、臣聞く、吳王自から之を悔ゆる甚しと、願くは王之を熟慮せよ、吳王の悔に倣ふ勿れ、王曰く、男子の死する所は、一言以て相許すに在るのみ、且つ吳王は何ぞ自から反逆を知らんや、吳王は坐して成皐の險を塞がず、故に漢將は一日にして成皐を突過するもの四十餘人有り、今我は然らず、先づ緩をして成皐の口を塞がしめ、周被をして潁川の兵を下し、轘轅伊闕の道を扼せ

必らず成らずして、語先づ泄るゝを見ん、臣聞く微子は故國を過ぎて悲む、因て麥秀の歌を作る、是れ紂王が王子比干を用ひざるを痛むなり、故に孟子曰く、紂は貴くして天子たり、然れども其の死するや、匹夫に若かずと、是れ紂は先づ自から天下より絶つ久し、天下の紂を去るは、其の死の日を待つに非るを言ふなり、今は臣も竊に悲む、大王は千乘の君たる尊位を棄て、必らず絕命の書を賜はり、群臣の先と爲りて、東宮に死せんとするをと、是に於て、淮南王は怨氣凝結して揚らず、涕涙は眶に滿ちて横流す、伍被即ち起ち、階を歷へて退き去る、

本傳の七　（王孫建の上書）

淮南王安に庶子有り、不害と曰ふ、年最も長じたり、王は之を愛せず、王后太子は皆不害を以て、子兄の數に列せず、不害に子有り、建と曰ふ、材高くして氣概有り、常に太子が其の父不害を省せざるを怨望す、當時諸侯は、皆其の子弟を分家して、侯と爲すを得たり、然るに淮南には獨り二子有り、一は太子たり、一は侯たるを得ず、建は之を怨み、陰に外人と交り、太子を敗滅し、其の父不害を以て、之に代らしめんと欲す、太子は之を知り、數捕繫して建を笞つ、建は具に太子が漢の中尉を殺さんと謀りしを知る、因て其の親交なる壽春の莊芷を遣り、元朔六年を以て、天子に上書せしむ、其の文に曰く、毒藥は口に苦きも、病に利有り、忠言は耳に逆ふも、行に利有り、今や淮南王の孫建は、材能獨り高し、淮南王、王后荼、及び荼の子なる太子遷は、常に建を疾害す、建の父不害は罪無し、然るに數捕繫せられ殺されんとす、建在り、徵して問ふべし、建は具に淮南の陰事を知ると、天子乃ち其の治を以て、廷尉及び河南の令に命ず、是の時に當り、故の辟陽侯の孫審卿は、漢の丞相公孫弘に親交有り、厲王が其の大父を殺害せしを怨む、乃ち深く淮南の事を弘に構ふ、是に由り、弘は淮南に畔逆の計謀有るを疑ひ、其の獄を窮探す、河南は建を治して、其辭は太子遷及び黨與に連る、淮南王は之を憂慮し、兵を發せんと欲す、因て伍被に問ひて曰く、漢廷治るか、亂るか、被曰く天下治る、王悅ばず、被に謂ひて曰く、公何を以て天下治ると言ふか、被曰く、被は竊に朝廷の政を觀るに、君臣の義も、父子の親も、夫婦の別も、

遂に東海の亶州に至り、平原廣澤を得て之に止り、王と爲り、還らず、是に於て、百姓悲痛し、相思ひて亂を爲さんと欲するものは、十家の中には六家有り、秦は更に尉の佗をして五嶺を踰えしめ、百越を攻めしむ、尉の佗は中國の疲勞甚しきを知り、之に止りて王たり、還らず、人をして上書せしめ、女の夫家無きもの三萬人を求む、以て士卒の衣を補はしめんとす、秦の皇帝は、其の萬五千人を裁可す、是に於て百姓離心して瓦解し、亂を爲さんと欲するものは、十家の中に七家有り、秦は更に萬乘の駕を興し、阿房の宮を作り、人民の實收する大部分を租稅として、徵收し、里閭の左側に住居する窮民をも、徵發して、之を兵役に用ひ、父は子を寧んずる能はず、兄は弟を安んずる能はず、刑は慘く、政は苛し、衆庶は頸を延して望み、耳を傾けて聽き、悲號して天を仰ぎ、胸を叩きて上を怨み、亂を爲さんと欲するものは、十家の中に八家有り、是に於て、客は高皇帝に謂ひて曰く、時は可なり、高帝曰く、之を待て、聖人は東南の間に起るべしと、後未だ一年ならず、陳勝吳廣發れり、高帝は始めて豐沛に於て一唱すれば、天下は期せずして響應す、此れ謂はゆる瑕を踏み間を候ひ、秦の亡に因りて動くものなり、百姓の之を願ふは、旱の雨を望むが如し、故に高帝は行陣の中より起りて、忽ち天子と爲り、功は三王よりも高く、德は無窮に傳ふ、今や大王は高帝の天下を得たる易きを見る、獨り近世の吳楚を觀ざるか、夫れ吳王は號を賜ひ、劉氏の祭酒と爲り、甚だ尊顯なり、更に入朝せざる特禮を賜へり、四郡の民衆に王として、其の領域は數千里四方を占む、內は銅を鑄て錢と爲し、東は海水を煮て鹽と爲し、上は江陵の木を取りて船と爲す、其の一船の載する所は、中國數十輛の車に當る、國富み民衆し、珠玉金帛を以て、皇族大臣諸侯に賂ふ、獨り竇氏は與らず、斯くして吳王は計定り謀成り、兵を擧げたり、然れども大梁に敗れ、狐父に潰え、奔走して東し、丹徒に至る、遂に越人に擒へられ、身は死し祀は絕え、天下の笑と爲れり、夫れ吳越の衆を以て、功を成す能はざるものは、何ぞや、誠に天道に逆ひて、時を知らざればなり、方今大王の兵衆は、吳楚に比して、其の十分の一にも足らず、而も天下の安寧は、吳楚の時に萬倍す、願くは大王小臣の計に從へ、苟くも然らざるときは、大王の事

りと、被は材能を以て稱せられ、淮南の中郎將たり、當時淮南の英俊は、百を以て數ふるも、被は其の冠首たり、王は被を呼びて曰く、將軍上れ、被悵然として曰く、天子既に大王を寬赦せり、王復何ぞ亡國の言を爲すを得んや、昔時子胥は吳王を諫めて用ひられず、乃ち曰く、臣今は麋鹿の來りて姑蘇の臺に遊ぶを見んとするなりと、臣亦王の宮中に荊棘を生じ、草露の衣を濕すを見んとす、是に於て、王怒り、被の父母を繫ぎ、之を囚すること三月に及ぶ、既にして復被を召して曰く、將軍は寡人に許すか、被曰く、否らず、小臣は唯來りて大王の爲めに計畫するのみ、臣聞く、聽者は無聲に聽き、明者は無形に視る、故に聖人は萬擧萬全なり、古昔周の文王は、一たび干戈を動かして、功を萬世に顯し、列して三王の一たり、是れ謂はゆる天心に因り、以て動作したるものなり、故に海內の衆庶は、相期せずして之に隨ふ、此れ千歲の見るべきものとす、夫れ百年の秦も、近世の吳楚も、以て國家の存亡を喩するに足る、臣敢て子胥の誅を避けず、願くは大王吳王の聽を爲す勿れ、秦は先王の道を絕ち、術士を殺し、詩書を燔き、禮義を棄て、詐力を貴び、刑罰に任じ、海國の米を轉送して、之を西河に致す、是の時に當り、男子は疾く耕すも、糟糠に足らず、女子は紡績するも、身を掩ふに足らず、蒙恬を遣り、長城を築く、東西數千里に亙る、兵を暴し師を露す、常に數十萬人有り、死者は數ふるに勝ふべからず、伏屍は千里に連り、血は郊野に流れ、百姓の力竭き亂を爲さんと欲するものは、十家の中に五家有り、秦は更に徐福をして海外に神異の物を求めしむ、乃ち還りて僞辭を爲し曰く、臣は海中の大神を見る、神曰く、汝は西皇の使か、臣答へて曰く、然り、神曰く、汝何をか求む、臣曰く、願くは年益壽の藥を請はん、神曰く、汝秦王の禮薄し、往きて觀るを得べきも、取るを得べからずと、卽ち臣を從へ東南し、蓬萊山に至る、靈芝を以て成れる宮闕有り、神の使者に逢ふ、銅色にして龍形なり、其の身より光を放ちて天を照す、是に於て、臣は再拜して問ひ曰く、宜しく何を貢として獻ずべきか、海神曰く、妙年の男女及び百工の事を獻ぜば、其の藥を得んと、秦の皇帝は、徐福の此の奏上を聽きて、大に悅び、直に童男童女三千人を遣り、之に五穀の種、及び凡百の工藝人を貢として、共に行かしむ、徐福は

て衞士の衣を着け、戟を持し、王の傍に居らしめよ、若しも不虞の變有らば、漢使を刺し殺さん、臣亦人をして淮南中尉を殺さしめん、而る後に兵を擧ぐるも、未だ晩からずと、是の時、天子は公卿の請を許さず、漢の中尉殷宏を遣り、王を訊驗す、王は漢使來ると聞き、太子の計を用ふ、既にして中尉至る、王は其の顏色を視れば、溫和なり、王に訊ふに雷被を斥けたる事を以てするのみ、王自から度る、何の罪も無しと、遂に衞士を發せず、中尉還り以て奏す、公卿治者皆曰く、淮南王安は、匈奴を奮擊せんとする雷被等を壅遏し、明詔を廢格す、其の罪は棄市に當すと、然れども天子は之を許さず、公卿は之を廢して王とする無きを請ふ、天子は猶聽かず、遂に五縣を削るを請ふ、乃ち詔して二縣を削らしむ、中尉宏を遣り、其の罪を赦さしめ、罰するに地を削るを以てす、中尉淮南界に入り、王を赦すことを宣す、

本傳の五　（淮南王の反謀）

淮南王は初め公卿の誅戮を請ふと聞き、未だ削地の寛典を得るを知らず、漢使來ると聞き、逮捕に遭ふを恐れ、乃ち太子と共に謀りて之を刺さんとす、前計の如し、中尉至るに及び、其の王を賀するを見る、王は之に由り兵を發せず、其の後自から傷みて曰く、吾は仁義を行ひて、領地を削らる、吾甚だ之を恥づと、此より幽憤激發し、反謀を爲す、更に甚し、諸使の長安を經て來るものは、妄妖の言を爲す、天子に男無く、漢廷治らずと言へば王喜ぶ、漢廷治り上に男子有りと言へば王怒る、而して王は其の男有り治るとの言を以て、妄なりとし非なりとす、因て伍被、左吳等と輿地の圖を按驗し、兵の從り入る所を部署し、夜以て晷に繼ぐ、王曰く、上に太子無し、龍駕登遐せば、大臣必らず膠東王を迎へん、否らざるときは常山王ならん、諸侯竝び爭はん、吾以て備無かるべけんや、且つ吾は高帝の孫なり、親から仁義を行ひ、陛下我を待遇する厚し、故に吾は今能く之を忍ぶ、陛下崩御の後に、吾何ぞ能く北面して豎子に臣事せんやと、

本傳の六　（伍被の苦諫）

淮南王は東宮に坐し、伍被を召し、與に事を計らんと欲す、被は楚人なり、或は言ふ、是れ伍子胥の後裔な

辯有り、王は陵を愛し、常に多く金錢を與へ、以て長安の事情を偵察せしむ、因て上の左右に約結す、

本傳の三（雷被の上書）

元朔三年、天子は淮南王に几杖を賜ひ、其の入朝せざることを許す、王に后有り、荼と曰ふ、王に愛幸せらる、后は太子遷を生む、遷は皇太后の外孫修成君の女を迎へて妃とす、王は謀反し、太子の妃が之を知り、内部より之を洩さんとするを恐れ、太子と謀り、之を愛せざるが如くし、三月枕席を同くせず、王乃ち陽に怒り、太子を一室に閉ぢて、妃と同じく居らしむること三月に及ぶ、太子終に妃を近けず、妃は去らんことを求む、王乃ち上書し謝して之を歸去せしむ、是に於て、后荼太子遷及び女陵は王に寵遇せられ、國權を擅にし、民の田宅を侵奪し、妄りに人を拘繫す、元朔五年、太子は劍を用ふるを學び、自から謂ふ、他人能く及ぶ無しと、既にして郎中雷被の擊刺に巧なるを聞き、之を召して共に戲る、雷被は一再辭讓して、第三次に至り、誤りて一擊を太子に加ふ、太子怒る、被恐る、此の時に當り、從軍せんと欲するものは、皆長安に詣る、被は因て淮南を去らんと欲し、匈奴を奮擊せんことを願ふ、太子遷は數被を王に毀る、王乃ち郎中令をして、被を斥免せしめ、以て後人の被に傚ふを禁ぜんと欲す、被は遂に亡げて長安に至り、上書して其の事情を述べ、以て自から明にす、天子は詔して、其の治を廷尉と河南の令とに命ず、河南は之を治して、淮南の太子を捕へ來らんとす、淮南王及び后は、計りて太子を遣る無らんと欲し、遂に兵を發せんと欲す、然れども計未だ定らず、猶豫して十餘日を過ぐ、會詔有り、淮南に就きて、太子に訊問せんとす、

本傳の四（淮南二縣の削減）

是の時に當り、淮南の相は、壽春の丞が太子を留めて、逮捕に應せしめざるを怒り、丞の不敬を論奏す、王は相に請へども相は聽かず、是に於て、王は人をして漢廷に上書し相を論ぜしむ、天子は廷尉に命じ之を治す、其の罪責は王に連累す、王は人を遣り漢廷の情態を偵察し、其の公卿が王を逮捕せんと請ふを知り、事の發覺を恐れ、兵を擧げんと欲す、太子遷謀りて曰く、漢使來りて王を逮捕せんとせば、先づ人をし

淮南王安は、其の性質として書を讀むを好み、琴を鼓するを樂しむ、弋獵を喜ばず、狗馬馳騁を悅ばず、亦陰德を行はんと欲し、百姓を安撫せんと欲し、譽を天下に流さんと欲す、居常其の父厲王の末路を怨望し、畔逆せんと欲するも、未だ因る所有らず、大に賓客方術の士を招致し、數千人に至る、高材のもの八人有り、蘇非、李尙、左吳、田由、雷被、伍被、毛被、晉昌と曰ふ、世に之を八公と稱す、內書二十一篇を作爲し、外書甚だ衆し、又中篇八卷有り、神仙黃白の術を言ふ、亦二十餘萬言に及ぶ、此の時に當り、孝武帝は文藝を喜ぶ、淮南王安は、血屬に於て天子の叔父たり、其の博辯にして善く文辭を爲るを以て、天子甚だ之を尊重し、王に對して書を報じ、或は書を賜ふ每に、必らず司馬相如等を召し、草を視て、文字を精錬し、而る後に之を遣る、王嘗て入朝し、其作りたる內篇の書を獻ず、天子愛して之を祕藏す、王に命じ屈子離騷の傳記を作らしむ、淸晨に詔を受け、食時にして完成し、之を上る、別に頌德及び長安都國の頌を獻ず、其の宴見する每に、得失を談說し、方技の賦頌に及ぶ、日暮に至りて罷む、

本傳の二　（王女陵の偵察）

建元二年、淮南王安入朝す、王は素より武安侯に善し、武安侯は太尉たり、王を霸上に迎へ、語りて曰く、今上は太子無し、大王は正しく高帝の孫なり、仁義を行ひ、天下之を聞かざるもの無し、一旦宮車晏駕せば、天位に上るものは、大王に非ずして誰ぞと、王大に喜び、厚く武安侯に遺るに、金玉財物を以てし、陰に賓客を結合し、百姓を撫綏し、逆謀を企畫す、蓋し江淮の間の民俗輕薄なるを以て、厲王の遷死に由り、安を感激せしめたるなり、建元六年、彗星見る、淮南王は心に之を怪む、或は王に說きて曰く、前時吳軍の時に、彗星出づ、長數尺なり、然れども、流血の慘は千里に及べり、今や彗星は天に竟る、是れ天下に大亂の作る兆候なりと、王乃ち謂ふ、上に太子無し、天下に變有らば、諸侯竝び爭はんと、因て益其の器械攻戰の具を治め、金錢を積み、郡國諸侯に賂遺す、是に於て天下の游士奇材諸辯士の方略を爲すもの、妄りに妖言を作し、王に諂諛す、王は之を喜び、多く賜與し、謀反滋甚し、淮南王に女有り、陵と曰ふ、慧にして口

前傳の六（遺子の分封）

孝文の八年、天子は厲王を憐み、其の遺子四人を分封す、子安を阜陵侯とし、子勃を安陽侯とし、子賜を周陽侯とし子良を東城侯とす、皆七八歳なり、孝文の十二年、民は歌を作り厲王を傷みて曰く、一尺の布も尙縫ふべし、一斗の粟も尙舂くべし、兄弟二人相容れずと、蓋し一尺の小布も、斗米の少量も、之を縫ひ之を舂きて、二人の衣食と爲すを得べし、然るに天下の廣大を以てしながら、兄弟二人相容るゝ能はずと、天子は之を聞き歎じて曰く、堯舜は骨肉を放逐し、周公は管蔡を殺す、然れども、天下は之を稱して聖とす、何となれば、私を以て公を害せざればなり、今の天下に、此歌有るは、我を以て淮南王の地を貪ると爲すに由るかと、乃ち城陽王喜を徙して、淮南王の故地に王たらしめ、淮南王長を追尊して、厲王と諡す、墓所を封じ、祭ると諸侯の儀の如くす、孝文の十六年、淮南王喜を徙して、故の城陽に復り王たらしめ、厲王の漢法に背き國を亡ひ蚤く死せしを憐む、乃ち其の三子を立てゝ均しく王とす、阜陵侯安を淮南に、安陸侯勃を衡山に、周陽侯賜を廬江に、皆厲王の時の故地を復し得て、之を三分し以て王たらしむ、東城侯良は前に薨じて後嗣無きなり、孝景の三年、呉楚七國叛亂す、呉の使者淮南に至る、淮南王安は、兵を發し呉に應ぜんと欲す、其の相曰く、大王必らず兵を發し、呉に應ぜんと欲せば、臣願くは將と爲らんと、王乃ち之に委任す、相は其の兵を以て城守し、王に聽かずして漢の爲にす、漢亦曲城侯蟲捷をして兵に將とし赴き援はしむ、淮南は因て完きを得たり、呉の使者廬江に至る、廬江王賜は應ぜずして、使を越に發す、呉の使者衡山に至る、衡山王勃は堅守して、二心無し、孝景の四年、呉楚既に破れ、衡山王入朝す、天子以て貞信なりとし、之を慰勞す、曰く、南方は卑濕なりと、乃ち衡山王勃を徙して、濟北に王たらしむ、之を褒賞する所以なり、其の薨ずるに及び、諡を賜ひ貞王とす、廬江王賜は越に隣り使をして相交らしむ、故に之を徙して衡山王とし、江北に王たらしむ、而して淮南安は故の如し、

本傳の一（淮南王安の文藝）

是に於て、張倉、馮敬等は列侯二千石四十三人と議す、皆曰く、長は漢法を奉ぜず、天子の詔を聽かず、乃ち陰に徒黨及び謀反者を聚め、厚く亡命者を養ひ、以て爲す所有らんと欲す、宜しく之を處するに法の如くすべしと、因て之を奏す、制して曰く、朕は法を王に加ふるに忍びず、其れ長が死罪を赦せ、之を廢し王とする勿れと、倉敬等乃ち請ひて曰く、長は大死罪有り、陛下は之を恩赦し、王とする無し、臣請ふ之を蜀郡の嚴道、邛來山下、郵置の處に居らしめん、其の婢妾の子有るものも從ひ往かしめん、縣は爲めに家室を作り、食を給し、薪菜鹽米より食器席蓐に至るまで、皆之を支給せん、請ふ之を天下に布告せんと、天子は制して曰く、長には日に肉五斤酒二斗を給せよ、故の美人宮女の寵を得たるもの十人をして從ひ居らしめよ、其他は奏上の如く裁可すと、因て其の叛亂の共謀者を誅滅す、是に於て厲王を載するに、輜車を以てし、沿道の諸縣をして、順次に之を傳送せしむ、是の時に當り、袁盎は上を諫めて曰く、陛下は素より淮南王を驕らせり、王の爲めに嚴正なる傅相を置かず、故を以て此に至る、且つ淮南王は其の性剛なり、今暴に之を摧折す、臣は其の霧露に逢ひて病死せんことを恐る、陛下は弟を殺せりとの名有らん、之を奈何せんと、天子曰く、吾は特之を苦しむるのみ、其の自から改むるを待ちて、之を復らしめんと、既にして縣の傳送者は、皆敢て輜車の檻封を發かず、厲王乃ち侍者に謂ひて曰く、誰か乃公を勇者と謂ふ、吾は何ぞ能く勇ならん、吾は驕傲を以て、吾の過失を聞かず、遂に此に至る、人生の短き一世の間に、何ぞ能く悒悒として此の如く幽鬱に居らんやと、乃ち食を絶して死す、其の輜車の岐州雍縣に至るや、縣令は其の檻封を發き、死を以て奏上す、天子悲み哭す、袁盎に謂ひて曰く、吾は公の言を聽かず、卒に淮南王を亡へり、盎曰く、奈何ともすべからず、願くは陛下自から寛くせよ、天子曰く、之を爲す奈何せん、盎曰く、獨り丞相と御史とを斬り、以て天下に謝せよ、乃ち可なりと、天子乃ち丞相張倉御史馮敬に命じ、諸縣の淮南王を傳送して檻封を發かず、餽侍せざりしものを追捕し、皆棄市に處す、遂に列侯の格式を以て、淮南王を雍縣に葬り、其の塚を守るもの三十戸を置く、

其の爵は關內侯を賜ふに至る、其の祿は縣令の取るを得ざる高給を以てす、蓋し以て爲す所有らんと欲すればなり、大夫但、士伍、開章等七十人は、棘蒲侯の太子奇と謀反し、以て宗廟社稷を危くせんと欲し、開章をして淮南に密行せしめ、長と相謀り、閩越及び匈奴をして、其の兵を發せしめんとす、開章の淮南に至るや、長は與に坐し語り、飲食し、開章の爲に婦を娶らしめ、縣令の俸を以て之に給す、開章は人をして但に告げしめて曰く、既に事を王に言上せりと、春は更に使をして之を但等に報ぜしむ、漢の吏は之を覺知し、長安の尉奇等をして淮南に赴き、開章を捕へしむ、長は之を匿して與へず、故の中尉蕑忌と謀りて開章を殺し、以て謀反の口を閉絕し、棺槨衣衾を爲りて、開章を肥陵縣に葬り、漢の吏を欺きて曰く、開章の在る所を知らずと、又佯りて土を聚め、表を其の上に樹てゝ曰く、開章死して此の下に埋むと、長は更に自身に於て無罪者一人を賊殺し、吏をして無罪者六人を論殺せしめ、之に棄市の罪を命じ、亡命者を捕ふるが如く詐りて、罪人を逃れ去らしむ、擅に人を罪して告劾する無し、城旦の役夫以上十四人を繋治し、其の罪人を赦免し、或は死刑に處するもの、城旦の役夫以下五十八人に及ぶ、人に爵を授くると、關內侯以下九十四人に及ぶ、前日長の病むに當り、陛下は之を憂苦し、使者をして書と脯とを賜はしむ、長は之を受くるを欲せず、使者を拜するを肯んぜず、南海の民にして廬江界中に處るもの叛亂す、淮南の吏卒は之を擊つ、陛下は淮南の民の貧苦を察し、使者をして長に帛五千匹を賜ひ、以て吏卒勞苦者に與へしむ、然るに、長は之を受くるを欲せず、謾言して曰く、勞苦するもの無しと、南海の民王織上書して、璧を皇帝に獻せんとす、蕑忌は擅に其の書を燔き、以て言上せず、漢の吏は請ひ召して、蕑忌を處分せんとす、長は忌を出さず、謾言して曰く、忌は病むと、其の相の春は入朝せんことを願ふ、長は怒りて曰く、汝は我を離れて漢に附かんと欲するかと、斯く罪狀多く備る、長は棄市に當す、臣請ふ之を論ずること法の如くせんと、天子は制して曰く、朕を法を王に致すに忍びず、其れ列侯及び二千石の諸官と議せよと、

前傳の五　(厲王の自殺)

常態を以て、天子に望まんと欲す、是れ得べからざるなり、吏の國を亡げて遊宦し、他の諸侯に事るもの、及び之を匿し舍すものは、皆論ずるに漢法有り、其の王の所に在る遊宦者も、吏の其の罪を見るものは、之を處分す、今の王に事へて相位に在るものは、其の責を下吏に任せて、罪累を免れんと欲す、是れ得べからざるなり、王にして若しも現在の亂行を改めざるときは、其の罪を逃れ難し、漢は大王を邸に繫ぎ、其の相以下を論ぜんとす、大王は之を奈何せんとするか、夫れ父の大業を墮し、退きて布衣の哀しむ所と爲り、其の寵臣は皆法に伏して誅せられ、天下の笑を速き、以て高帝の德を辱しむ、甚だ大王の爲めに取らざる所なり、宜しく急に操を改め行を易へ、上書し謝罪して曰ふべし、臣は不幸にして夙に高帝を喪ひ、幼にして孤なり、呂氏の世に於て常に死の至るを畏る、既にして陛下の位に登るや、臣は恩德を恃みて驕傲なり、不軌を行ふこと多し、因て罪過を追念し、恐懼して地に伏し誅を待つ、敢て起たずと、斯く上書を爲さば、皇帝は必らず喜ばん、大王の兄弟は上に歡欣し、群臣に下に於て壽を延ぶるを得ん、是に於て上下は宜きを得て、海內は常に安からん、願くは熟計して疾く之を行へ、之を行ふことに疑念を挾まば、其の禍は矢を發する如くならん、追ふべからざるのみと、厲王は此の書を得て悅ばず、

前傳の四　（厲王の罪責）

孝文の六年、厲王は漢の大夫但、士伍、開章等をして、棘蒲侯柴武の太子奇と共に謀らしめ、大車四十乘の兵を以て、長安の北なる谷口縣の要害に據り、叛亂せしむ、更に人を派遣して、南は閩越に、北は匈奴に、各其の使命を傳へしむ、既にして事情發覺す、漢廷は之を治し、使をして厲王を召さしむ、厲王長安に至る、是に於て丞相張蒼、臨時御史大夫馮敬は、宗正廷尉等の諸官と共に奏して曰く、淮南王長は先帝の法を廢し、天子の詔を聽かず、居處に法度無く、黃色の車蓋を用ひ、乘輿の出入は、天子に比擬し、擅に法令を設け、漢の制に遵はず、其の設置したる臣屬としては、其の郎中の春を以て、丞相と爲すを始めとし、漢の諸侯の臣屬及び有罪の逃亡者を聚收し、之を匿し居き、其の家室を治めしめ、之に財物、爵祿、田宅を授與し、

及び縣令を置かんことを請ふ、皇帝は天下の正法を曲げて、之を大王に許せり、其の寵遇は甚だ厚し、且つ夫れ大王は國を棄てゝ布衣と爲り、塚を眞定に守らんと欲す、皇帝は之を許さず、大王をして南面の尊貴を失はざらしむ、其の寵遇甚だ厚し、大王は宜しく日夜に漢法を奉じ、貢職を修め、以て皇帝の厚德に報ゆるを力むべきなり、然るに、今や乃ち言を輕忽にし、行を横恣にし、以て謗を天下に負はんとす、甚だ其の道に非ず、且つ夫れ大王は千里を以て宅居と爲し、萬民を以て臣妾と爲す、是れ高帝の厚德なり、高帝は霜露を蒙り、風雨を冒し、矢石に赴き、野戰攻城、其の身に創痍を被り、以て子孫の爲めに、萬世の業を成し、艱難危苦亦甚し、然るに、大王は之を思はず、其の宜しく日夜怵惕して、身を修め行を正し、犧牲を養ひ、粢盛を豐潔にし、祭祀を奉じ、以て高帝の功德を仰ぐべきに、却て其の封を受けたる國を棄てんと欲し、布衣と爲らんと期す、是れ甚だ過てり、抑も國土を讓與する名を貪り、輕卒に高帝の遺業を廢す、以て孝と謂ふべからず、父は之が基を爲りたるも、遵守する能はず、是れ不賢なり、高帝の爲めに長陵を守ることを求めずして、眞定に之くを求む、是れ母を先にして父を後にす、不誼なり、天子の令に逆ふこと數度なるは、是れ不順なり、母の爲めにする節行を言ひ、以て兄に傲る、其の兄の現に天子たるを顧みず、是れ無禮なり、寵臣に罪有るときは、或は斬殺し、或は肉刑す、是れ不仁なり、布衣一劍の力を貴び、王侯の位を賤しむ、是れ不智なり、大道を學問せず、情に觸れて妄行す、是れ不祥なり、此の八者は危亡の路なり、而るに、大王は之を行ひ、南面の顯位を棄てゝ、專諸、孟賁の暴勇を奮ひ、危亡の路に出入す、故に臣の見る所を以てすれば、高帝の神は、必らず大王の手に廟食せず、是れ明白なり、昔時周公は管叔を誅し、蔡叔を放ち、以て周室を安泰にす、桓公は其弟を殺し、以て齊國に歸り入る、始皇は兩弟を殺し、其母を遷し、以て秦廷を鎭定す、高帝は其兄なる頃王の代國を守る能はざるを視て、之が國を奪ひ、以て漢法に便宜ならしむ、今上は濟北王の功に誇り、兵を擧ぐるを見て、之を誅し、以て天下を靜謐にす、故に周と齊とは之を古に行ひ、秦と漢とは之を今に用ふ、然るに、大王は古今の國を治め事に便にしたる所以を察せず、親戚の

兄弟なるを以てなり、王は材力有り、手能く鼎を擧ぐ、乃ち往きて辟陽侯を訪ふ、侯出でゝ面會す、王は鐵椎を袖より抽き、侯を打ち殪し、從者魏敬をして之を刎ねしむ、乃ち馳せて闕下に詣り、肉袒して謝す、曰く、臣の母は罪無し、趙の謀反に連累すべからず、其の當時辟陽侯は、力能く之を呂后に爭ひ得べし、然るに之を爭はず、其罪一なり、趙王如意は、子母共に罪無し、呂后は之を殺す、辟陽侯は之を爭はず、其の罪二なり、呂后は呂氏の諸人を王と爲し、以て劉氏を危くせんと欲す、辟陽侯は之を爭はず、其の罪三なり、故に臣は謹みて天下の爲めに、賊臣辟陽侯を誅し、母の仇を報ず、肅みて闕下に伏して罪を請ふと、天子は其の志の在る所を觀て、親の爲めなるを傷み、之を赦免せり、是の時に當り、薄太后より太子諸大臣に及ぶまで、總て厲王を憚る、王は此を以て國に歸り、益恣にし漢法を用ひず、出入に警蹕して、天子の如く制を稱し、自から法令を作り、上書すること數度なるも、其の文意は遜順ならず、然れども天子は自から憚りて、未だ之を責めず、

前傳の三　（薄將軍の諫書）

是の時に當り、孝文帝の舅なる薄昭は將軍たり、甚だ尊重せらる、天子乃ち薄昭をして厲王に書を與へ、之を諫め責めしむ、其の文に曰く、竊に聞く、大王は剛直にして勇なり、慈惠にして厚し、貞信にして斷多しと、是れ天が聖人の資を以て大王に奉じたるものなり、其の命運甚だ盛なり、自から察せざるべからず、然るに、今日大王の行ふ所は、天資に稱はず、皇帝は卽位の初に於て、列侯の領地の淮南に在るものを、他に移封せんとし、大王の承諾せざるも、遂に之を決行し、大王をして三縣の實收を增さしめたり、其の寵遇甚だ厚し、且つ夫れ大王は未だ嘗て皇帝と相見ざるを以て、入朝して謁見せんことを求む、然るに未だ兄弟の歡を畢らざるに、列侯を殺し、以て自から名有りとす、皇帝は愛憐し、刑吏をして其の間に關係せしめず、大王を無罪とせり、其の寵遇甚だ厚し、且つ夫れ漢法は縣令の缺員したるときに於て、王侯の自から選定するを許さず、必らず朝廷に奏請せしむ、然るに大王は漢の任命したる縣令を逐斥し、自から其の相

の士風輕悍にして、王を煽動すること多かりしを以て、此に至れるのみ、故に其の傳は一部の積憤史なり、其の主位には悲壯激越なる兩王有り、幽冤陰邪なる雙美人有り、痛論熱辯なる二客有り、而して其の客位には色を好む君有り、情に厚き主有り、法を弄する臣有り、事態錯綜して、姸媸を辨別するに難し、因て史記漢書を湊合して、其の詳傳とす、

前傳の一　（趙美人の冤死）

淮南の厲王劉長は、漢の高祖の末子なり、其の母は故の趙王張敖の宮中に於ける美人なり、高祖は漢の八年を以て趙に至る、趙王は之に美人を獻ず、卽ち厲王の母なり、美人は高祖の愛幸を得て孕む有り、趙王は敢て之を宮に內れず、之が爲めに外宮を作りて之を舍す、既にして趙の貫高等の謀反して發覺するに及び、漢廷は王を逮治し、王の同母兄弟及び美人を收捕し、之を河內に繫ぐ、厲王の母は獄吏に告げて曰く、身は皇上の寵幸を蒙りて懷胎すと、獄吏は之を奏上す、然れども天子は方に趙王を怒りて、未だ厲王の母を取り調ぶるに遑有らず、厲王の母に弟有り、趙兼と曰ふ、趙兼は辟陽侯に因り、呂后に言す、然れども呂后は美人を妬みて、之を奏上せず、辟陽侯も爭ふことを彊ひず、既にして厲王生る、其の母は憤恚して自殺す、獄吏は厲王を奉じて宮廷に詣る、天子は其の母を喪せしを悔いて、呂后に命じ之に母たらしむ、而して厲王の母を眞定に葬る、眞定は其の父祖累世の住所なればなり、

前傳の二　（厲王の憤激）

漢の十一年十月、淮南王黥布反亂を作す、天子は親征して之を擊滅し、厲王を立てゝ淮南王と爲し、黥布の故地たる九江、廬江、衡山、豫章の四郡を領せしむ、王は夙に母を喪ひ、常に呂后に附きたるを以て、孝惠帝呂后の時代には、寵遇を得て、患害を免れたり、然れども心の中は常に辟陽侯を怨み、敢て之を發せず、孝文帝の位に卽くに及び、淮南王は自から謂ふ、最も親しと、優蹇驕傲にして上の法を遵奉せず、天子は近親の故を以て、常に之を寬赦す、孝文の三年に、王は朝覲す、甚だ橫恣なり、天子に陪從して、苑囿に射獵するも、天子と同車して、天子を大兄と呼ぶ、其の實に

に明ならざるなり、

末は本より大なれば折れ、尾は要より大なれば掉はず、

草木は洪なるを本とし、殺ぐを末とす、禽獸は大なるを首とし、小なるを尾とす、

其の棟を大にせざれば、重きに任ずる能はず、

重きは國に若くは莫し、棟は德に若くは莫し、

書を知れば德衰へ、數を知れば厚衰へ、劵契を知れば信衰へ、械機を知れば實衰ふ、

巧詐を胸中に藏すれば、純白は備はらず、神德は全からず、

有聲を使ふものは、無聲なり、

能く千里を致すものは、動がざるものなり、故に上下は道を異にすれば治る、道を同くすれば亂る、

貍は鼠を執るも、雞を搏つ、

事は小に利にして、大に害なる有り、

要略の名言

道を言ひて、事を言はざれば、以て世と浮沈する無し、

事を言ひて、道を言はざれば、以て化と遊息する無し、

帝道を言ふも、君事を言はざれば、小大の衰を知らず、

君事を言ふも、稱喩を爲さゞれば、動靜の宜を知らず、

之を尋常に置くも塞らず、之を天下に布くも窕からず、

道は上下、大小、通達、淹貫せざる無し、

淮南王の傳

淮南王劉安は、學を好み、道を尙び、才俊多く之に從ふ、然るに、其の末路甚だ凄慘なりしは、何ぞや、蓋し其の氣宇驕傲にして、自から視ること高きに過ぎ、漢廷の權勢と相容れず、之に加ふるに、淮南

贍り易し、

小辯は言を破り、小義は道を破る、

小利は義を破り、小見は達せず、

河は逶蛇たるを以て能く遠し、

山は陵遲なるを以て能く高し、蓋し舒にして進み、能く一貫するは、高遠に達する所以なり、

氣を同くすれば帝たり、義を同くすれば王たり、力を同くすれば霸たり、

天の威に因り、元精と相和同するを道とす、故に其の謂はゆる同くすとは天と同くするなり、天と同くすることの一も無きものは亡ぶるのみ、

太上は神を養ひ、其の次は形を養ふ、

太上は化を養ひ、其の次は法を正す、神を養ふは身を治むるに在り、化を養ふは國を治むるに在り、

禹は夏を以て王たり、桀は夏を以て亡ぶ

法度存續するも、紀綱頽敗すれば、俗亂れて國亡ぶ、

六津具に存するも、師曠の耳無ければ聽く能はず、

律は耳を待ちて後に聽く、法は聖を待ちて後に治る、

百川も海に注がざれば、川谷を爲さず、

趨行も善に歸せざれば、君子を爲さず、

小人の可は、鴟の夜見るが如し、何ぞ善に益有らん、

君子の過は、日月の蝕の如し、何ぞ明に損有らん、

心は身の本なり、身は國の本なり、

己を得て人を失ふもの有らず、己を失ひて人を得るもの有らず、

矢を倒にして射る、戟を傍にして戰ふ、

瓦解して走り、土崩して下る、其の兵の戰意無き貌なり、

諸侯は道を得れば、守は四隣に在り、道を失へば、守は四境に在り、

天子は道を得れば、守は四夷に在り、道を失へば、守は諸侯に在り、

指の拘るや、申ぶるを事とせざる無し、

心の塞るや、通ずるを務むることを知る無し、是れ類

孿子の相似たるは、其の母能く之を知る、

玉石の相類するは、良工能く之を識る、書傳の微旨は聖人獨り之を論ず、

生木の長ずるは、其の益を見る、無きも、時有りて脩し、

砥礪の礦は、其の損を見る無きも時有りて薄し、

事は成り易くして名小なる有り、成り難くして功大なる有り、

藜藿は日に數寸を加へ、梗柟は七年にして後に生命を知る、

泰族訓の名言

天地も三年に一葉を成さば、萬物の葉有るもの寡からん、

宋の名巧は、象牙を以て楮葉を造り、三年にして成る、其術は精と雖も、遲きに失して、世用に益無し、

丘阜は雲雨を生ぜず、

涔水は魚鼈を生ぜず、其の本の小なるを以てなり、

弩は強しと雖も、獨り中る能はず、

令は明なりと雖も、獨り行はる能はず、必らず精氣の能く其の道に通ずるを要す、

雞をして夜を司らしむ、

狗をして門を守らしむ、皆其の性の然るに由る、

極れば反し、盈れば損す、

五色は朗と雖も、時有りて渝る、百草は盛と雖も、時有りて落つ、物は隆殺有り、自若なるを得ず、

六藝は科を異にして道を同くす、

五行は氣を異にして適調す、

天地は一物を包まず、陰陽は一類を生ぜず、

海は水潦を譲らず、其の大を成す所以なり、山は土石を譲らず、其の高を成す所以なり、

功は約を厭はず、事は省を厭はず、求は寡を厭はず、

功約なれば成り易し、事省けば治め易し、求寡ければ

神農は憔悴し、堯は瘦臞し、舜は黴黒なり、禹は胼胝す、

聖人は憂勞す、故に伊尹は鼎を負ひ、呂望は刀を鼓し、百里奚は轉鬻し、管仲は束縛せられ、孔子は黔き煙突無く、墨子は煖き坐席無し、

火を以て井を熯かし、淮を以て山に灌ぐ、

火は井を熯すべからず、淮水は山に灌ぐべからず、自然に背きて行ふものは、此の類なり、

勢は德の尊きに若かず、財は義の高きに如かず、

賢士は德に光り、義に富む、國君は勢に光り、財に富む、

魚躍り鵲駁る、

人性各其の長所有り、短所有り、自然にして損益すべからず、

一蹪の難を以て、足を輟めて行かず、

一飽の故を以て、穀を絶ちて食はず、是れ惑なり、

橘柚は冬生ず、而も冬死ると稱す、薺麥は夏死る、而も夏生ずと曰ふ、

胡人は利を知るもの有り、而も之を駤と稱す、越人は重遲のもの有り、而も之を訬と曰ふ、皆其の多きものを取りて名るなり、

船を釋てゝ水を履む、

學を棄て性に循ふ、其の成らざる所以なり、

智者の短なる所は、愚者の脩き所に若かず、

宋人の繪畫も、吳人の刻鏤も、其の微妙なること、堯舜に過ぐる遠し、

弓は檠を待ちて能く調ひ、劍は砥を待ちて能く利し、

人は服習積貫して、能く道に通達す、

瘠地は心有るもの多し、沃地は不才のもの多し、

瘠地は民勞し、沃地は民逸す、以て才愚の別を生ず、

故に智人の務無きは、愚者の學を好むに如かず、

黍を樹るものは稷を獲ず、怨を樹るものは報德無し、

智伯は地を侵して滅され、商鞅は法を行ひて誅せらる、

子を易へて食ひ、骸を析きて炊く、

危急に處しては、殘忍を辭せず、

海大魚、

網も止むる能はず、釣も牽く能はず、蕩して水を失へば、螻蟻に制せらる、以て勢家の權を失ふに喩ふ、

亡國は庫を富す、

霸主は武を富す、王主は民を富す、

賢王は得ることを苟くもせず、

忠臣は利することを苟くもせず、

蠹は梁柱を剖き、蝱は牛羊を走らず、

禍生じて蚤く滅せざれば、火の燥を得るが如く、水の濕を受くる如し、

火を失ちて池を鑿り、裘を被りて箑を用ふ、

或は遲きに失し、或は疾きに失す、小人の妄に事を爲すは是れなり、

劍の折るゝは、必らず齧有り、

牆の壞るゝは隙に由る、聖人は之を見る蚤し、故に傷ふ無し、

烏鵲の智、

遠難に備るを知るも、近患を忘る、蓋し鵲は風多きを知りて、低枝に巣し、卵の人に奪はるゝを知らず、

鑿を量りて枘を正す、

事は至る所有り、巧も拙に如かず、仁義儒墨は、行はれざるに非ず、然れども其の適當の時を得ずして、之を用ふれば、之が擒と爲る、

宮人は戟を得れば、以て葵を刈る、

盲者は鏡を得れば、以て卮を蓋ふ、皆其の施す所を知らざればなり、

鳶は腐鼠を墮して、虞氏亡ぶ、

富豪も微禍に由りて亡ぶ、權勢は賴むに足らず、

脩務訓の名言

陶人が索を棄れば、車人は之を掇る、

屠者が金屬の鎔けたるを舍れば、鍛者は之を拾ふ、其の緩急するに於て異なればなり、

百星の明は、一月の光に如かず、

十牖畢く開くも、一戸の明に如かず、

木は蠹を生じて、反て自から食せらる、

人は事を生じて、反に自から賊ふ、

巧冶も木を鑄る能はず、

工匠も金を斲る能はず、是れ形性の然る所なり、

跬歩して休まざれば、跛鼈も千里す、

累積して輟まざれば、丘阜も成るべし、

人を用ふる道は、燧を以て火を取るが如し、

之を疏にして遲くすれば得ず、之を數して疾くすれば中らず、正に疏數の間に在り、

蓑を披きて火を救ひ、瀆を毀りて水を止む、

詐を以て詐に應じ、譎を以て譎に應ず、唯其の甚しきを見る、

涔なれば灌櫂を具へ、旱なれば土龍を修む、

聖人は時に隨ひて事を擧げ、資に因りて功を立つ、

狂者は人を傷ふも、之を怨むもの無し、

嬰兒は老を詈るも、之を疾むもの無し、賊心の無きを以てなり、

人間訓の名言

百尋の屋も、突隙の煙を以て焚く、

千里の隄も、螻蟻の穴を以て漏る、人は山に蹪く無きも、垤に蹪く、

再び實る木は、根必らず傷ふ、

衆人は利を利として、病を病とす、聖人は病の利たるを知り、利の病たるを知る、

山は其の高を致して、雲起る、

水は其の深きを致して、蛟龍生ず、君子は其の道を致して、福祿歸し至る、

て窮す、

賢者の朝に擯けられ、美女は宮に斥けらる、

赤肉懸れば烏鵲集る、

鷹隼鷙てば衆鳥散ず、物の聚散は交感じて然り、

其の食を食ふものは、其の器を毀らず、

其の實を食ふものは、其の枝を折らず、

是にして之を行ふ、故に斷と曰ふ、

非にして之を行ふ、故に亂といふ、

音を異にするものは、聽くに一律を以てすべからず、

形を異にするものは、一體に合すべからず、

鵠を弋せずして烏を弋す、

茂林を捨てゝ枯木に窺ふ、是れ射獵を喜びて、其の道を解せざるものなり、

千金の重を一枝に懸く、

天下の大を一人に託す、其の隕墜を免れんと欲するも難し、

一夫の死を出す有れば、千乘も輕んぜず、

兵は心を以て最も鋭利とす、名劒は其の下なり、故に一人の死力は、千乘の兵車も輕視する能はず、

水は平と雖も、必らず波有り、衡は正と雖も、必らず差有り、

曲直邪正は、相接して近し、

嚼みて味無きは、喉に內る能はず、

視て形無きは、心に思ふ能はず、故に遺腹の子は、其の親を思ふこと無し、

人は患を避くるを先にして、利に就くを後にす、

兕虎有りて我の後を窺へば、隨侯の珠は、我の前に在るも、之を掇るに遑無し、

鹿を逐ふものは、兎を顧みず、

千金の貨を決するものは、銖兩の價を爭はず、

馬は先づ馴れて、後に良を求む、

弓は先づ調ひて、後に勁を求む、人は先づ信じて、後に能を求む、

的的として衆の見る所と爲れば、獲らる、提提として得意を現はすものは、射らる、

甲を被りて射を免るもの、之を被りて水に入る、

壺を抱きて水を度るもの、之を抱きて火を蒙る、是れ類を知らずと謂ふべし、

清酒の美は、耒耜より始る、

錦繡の麗は、杼軸より生ず、

靨は頰に在れば好く、顙に在れば醜し、

繡は裳と爲せば宜し、冠と爲せば譏らる、

經を救ひて其の索を引き、溺を拯ひて之に石を授く、

救ふに其の道を以てせず、反て之を害するのみ、

一目の羅は鳥を得べからず、

餌無き釣は、魚を得べからず、士を遇する無禮なれば、賢を得べからず、

魚は耳無くして聽き、蟬は口無くして鳴く、

鶴は千年遊翔し、蜉游は朝生暮死す、皆其の樂しむ所を盡す、

狂馬も木に觸れず、猘狗も自から河に投ぜず、

無知の獸も、猶其の身を愛す、況んや人をや、

熊を愛して鹽を飲ましめ、獺を愛して酒を與ふ、

之を愛するを知るも、愛する道を知らず、

蘇秦は百誕を以て、一誠を成す、

管子は小辱を以て、大榮を成す、

林木茂りて斧斤入る、

質的張りて弓矢集る、之を招く有るに非ず、形勢の致す所なり、

我の貨を訾るものは、我と市せんと欲す、

我の行を刺るものは、我と交らんと欲す、

一絃の瑟は聽くべからず、

水を以て水に和すれば食ふべからず、

駿馬は抑へられて死し、直士は正しくし

由る、

縄に循ひて、斲れば過たず、衡を懸けて量れば差はず、表を植て、望めば惑はず、

蠹衆ければ木折れ、隙大なれば墻壊る、

凍甚しければ死す、暑烈しければ暍む、其の適を失へばなり、

湯沐具りて蟻虱相弔し、大厦成りて燕雀相賀す、

物は其の憂樂する所、相同じきを得ず、

人は礜石を食へば死し、蠶は之を食へば饑ゑず、

魚は巴菽を食へば死し、鼠は之を食へば肥ゆ、蓋し類は必らずしも推すべからず、

竹は水を以て生ずるも、以て水を得べからず、

瓦は火を以て成るを、以て火を得べからず、

槁竹に火有るも、鑽らざれば爇えず、土中に水有るも、掘らざれば湧かず、

釣者は之を靜にし、罛者は舟を扣く、其の爲す所は、異なるも、魚を獲るは同じ、

虎の尾を見れば、貍より大なるを知る、一節を見れば、百節を察すべし、

蘭芝は脩からんと欲すれば、秋風に敗らる、

日月は明ならんと欲すれば、浮雲に蔽はる、

陶者は缺盆を用ひ、匠人は狹廬に處る、

屠者は藿を羹にし、車工は歩行す、蓋し製造者は使用するを得ず、使用者は製造するを肯んぜず、

水を渉るものは、其の馬を解きて、之を舟に載す、

夜行するものは、目を掩ひて其の手を前にす、事は宜しき所有り、施さゞる所有り、

田中の潦は、流れて海に入る、

附耳の微言は、千里に聞ゆ、

太白は辱なるが如し、大德は足らざるが如くす、

葵の日に於ける如し、

聖人の道に於けるは、終始を與にすること能はずと雖も、之に嚮ふこと誠なり、

躄者は虎を見るも走らず、

勢の便ならざるもの、或は勇に似たり、

冬に雷電有り、夏に霜雪有り、

小變は以て大節を妨ぐるに足らず、

終日の言には、聖の事有り、

百發の中には、羿、逢蒙の巧有り、然れども人は之を許さず、其平常の守る所、未だ正しからざればなり、

死者と病を同じくすれば、良醫たり難し、

亡國と道を同じくすれば、與に謀を爲し難し、

乳狗は虎を噬み、伏雞は貍を搏つ、

鳥獸も子を育するときは、勇を振ふ、蓋し恩の加ふる所は、其の力を量らず、

美人は面を同じくせざるも、皆目に悅ばる、

衆菓は味を同じくせざるも、皆口に調ふ、

造父の遠を致す所以は、轡銜に非ず、

羿の微に中る所以は、弓矢に非ず、是れ術に由るのみ、

輪は其の過ぐる所に復る、故に能く遠し、

海は其の出す所の雨水を納る、故に能く大なり、

甚霧の朝は細書すべきも、遠望すべからず、

明月の光は、遠望すべきも細書すべからず、

畫者は毛を謹みて貌を失つ、射者は小を儀りて大を遺る、

畫は細に過ち、射は小に利す、事各其の宜しき所有り、

漁者は淵に走り、木者は山に走る、

人は各其の急なる所を務む、

葉の落るは風の搖すに由る、

水の濁るは魚の撓すに由る、人の過つは利の誘ふに

物は其の長所を措(ス)てず、其の短所を用ひず、

砥(ト)石は利ならざるも、以て金を利にすべし、

檠(ユミドコ)は正しからざるも、以て弓を正すべし、

得るは同じ、邀(ハヤ)きを上とす、勝つは同じ、遲きを下とす、

鏌邪(バクヤ)に貴ぶ所以は、其の物に應じて、斷割することの邀(ハヤ)きに在り、長く用ひて釋(ス)つる無ければ、牛車も戸限(シキミ)を絶つ、

說林訓の名言

足の履(フ)む所は淺し、然れども履まざる所を待ちて後に行く、

智の知る所は狹し、然れども知らざる所を待ちて後に明なり

鳥飛びて鄕に反(カヘ)り、兎走りて窟に歸る、

物は各其の生ずる所を愛む、

短綆(カウ)は深きに汲むべからず、

器小なれば大を盛るべからず、其の任に非ればなり、

至言は文ならず、至樂は笑はず、

至音は叫ばず、至味は慊(ア)かず、大匠は斲(ケツ)らず、大勇は鬪はず、

獸を逐ふものは、目に太山を見ず、

嗜欲が外に在れば、心の明は蔽はる、

足を削りて履に適せしめ、頭を殺(ソ)ぎて冠に便にす、

事は其の道を誤れば、養ふ所以にして養ふ所を害す、

火を失(アヤマ)ちて雨に遇ふ、

火を失(アヤマ)つは不幸なり、雨に遇ふは幸なり、故に曰く、禍中に福有り、

棺を鬻ぐものは、民の病むを欲(ノゾ)む、

粟を畜ふるものは、歲の饑ゆるを欲す、

善く游ぐものは、懼(オド)すに涉ることを以てすべからず、

己(オノレ)を知るものは、誘(アザム)くに物を以てすべからず、死生に明なるものは、劫すに危を以てすべからず、

ものは、罘罟を具ふ、

天下未だ其の具無くして、其の利を得ること有らず、

牛を烹て鹽せざるは、爲す所を敗る、

牛は大なり、鹽は小なり、牛を棄て鹽を吝むは、其の愛する所少くして、亡ふ所多し、而して羹を成さず、其の敗を見るのみ、

西施も醜なる所有り、嫫母も美なる所有り、

亡國の法も隨ふべきもの有り、治國の俗も非るべきもの有り、

美玉は洿泥に在れば、廉者も釋てず、

獘れたる甑は、錦茵の上に在れば、貪者も取らず、美の在る所は、汚辱と雖も賤む能はず、惡の在る所は、高隆と雖も貴ぶ能はず、

猿の爲めに賜ふものは、負ふに非ずして木に緣らしむ、

魚の爲めに德するものは、挈るに非ずして淵に入らしむ、蓋し仁は之を其の所に縱つに在り、

粹白の裘、

天下粹白の狐無きも、粹白の裘有り、之を衆白より取ればなり、故に善く道を學ぶものは、多きを取りて後に優るを見る、齊王は雞を食ふに、其の蹠數十を盡して後に足る、亦此の類なり、

梧桐は角を斷る、

兩强は相服する能はず、兩堅は相和する能はず、

飛ぶは尾を以てせず、然れども尾を屈むれば、遠く飛ぶ能はず、

走るは手を以てせず、然れども手を縛れば、疾く走る能はず、蓋し物の用は、必らず不用を待つ、

羽と炭とを懸けて、燥濕の氣を知る、

一臠の肉を嘗めて、一鑊の味を知り、一葉の落つるを見て、歲の暮れんとするを知る、

地平なれば水は流れず、

重鈞ければ衡は傾かず、物は其の度を過ぎて感動す、

熊羆の動くは、攫搏を以てし、兕牛の動くは、觝觸を以てす、

ず、

孟賁の目を描けば、大なるも畏るべからず、蓋し其の精氣を有せざればなり、

衆曲は直を容れず、衆枉は正を容れず、

人衆ければ狼を食ひ、狼衆ければ人を食ふ、

三人は市虎を成し、一里は椎を撓む、

三人其の言を同くして市中に虎有るを言へば、虎無きも虎を成す、一里の人皆其の里中に椎を屈撓する勇者有りと云へば、聽者は之を信ず、故に衆議は林を成し、翼無くして飛ぶ、

水居の蟲は、水を易るを疾へず、

草食の獸は、藪を易るを患へず、其の行の小しく變ずるものは、常を失はず、

霜を見て氷を知る、

箕子は紂の象箸を用るを見て唏く、孔子は魯の偶人を葬るを見て嘆く、

道を畜ひて時を待つ、

事は前に規すべからざる有り、物は後を慮るべからざる有り、故に聖人は道を養ひて準備し、時の至るを待ちて之に應ず、

彈を見て、鴞の炙を求む、

卵を見て、鷄の晨を報ずるを求め、蕢を見て、布を成すを求む、是皆其の早きを失ふものなり、

狂者東走し、逐者も東走す、

溺者は水に入る、之を拯ふものも水に入る、其の水に入るは同じきも、入る所以は異なり、

寒きものは顫ふ、懼るゝものも顫ふ、

名を同じくして、實を異にす、

蟬を燿すものは、其の火を明にす、魚を釣るものは、其の餌を芳くす、

火を明にするは、燿して之を致すなり、餌を芳くするは誘ひて之を取るなり、故に國を治むるものは、其の德を明にす、

魚を致すには水を通ず、鳥を致すには木を樹ゆ、

水積みて魚聚り、木茂りて鳥集る、

弋を好むものは、矰繳を具へ、魚を好む

室を掘りて鼠を索め、脣を割きて齲を治し、戎馬を殺して野狐を揜き、右臂を斷ちて一毛を爭ふ、是れ皆其の取舍を解せざるものなり、

萬人の蹟くは、一人の隧るに愈る、

一月の食乏しきは、一旬の餓るに勝る、

飛蓬の轉ずるを見て、車を爲るを知る、

窾木の浮ぶを見て、舟を爲るを知る、鳥迹の卬するを見て、書を作るを知る、皆其の類を以て之を取るなり、

執りて釋てざれば、馬の氂も玉を截る、

割きて之を舍つれば、鏌邪の利刃も、肉を斷つ能はず、

倮にして走り、狂人を追ふ、

財を盜みて、乞者に與ふ、蹲踞して詩書を誦す、是れ非義を義とし、非禮を禮とするものなり、

玉は礛諸を待ちて器を成す、

物は賤を待ちて貴を致す、故に千金の璧有るも、礛諸の價を成さず、

受くる小なれば見る淺し、受くる大なればば照す博し、

光は一なり、之を隙に受くれば、一隅を照し、之を牖に受くれば、北壁を照し、之を戸に受くれば、室中を照す、況んや之を宇宙に受くるをや、

寒は寒を生ずる能はず、

熱は熱を生ずるは能ず、不寒と不熱とは、能く寒熱を生ず、

雨の集るは、能く霑ふ無し、其の止るを待ちて、能く濡ふ有り、

矢の發するは、能く貫く無し、其の止るを待ちて、能く穿つ有り、

荷を山上に樹ゑ、火を井中に畜ふ、

釣を操りて山に登り、斧を揭げて淵に入る、其の求むる所を得んと欲するも難し、

車を方べて越に蹠り、桴に乘りて胡に入る、

其の方向を誤るものは、困窮を免る能はず、

西施の面を畫けば、美なるも說ぶべから

馬の辟るるを畏れて、之に騎らず、是れ虚禍を以て實利を去るなり、

竹の石より大なる能はざるは、其の石中に在るを以てなり、

夜の歳より長き能はざるは、其歳中に在ればなり、仁義の道德より大なる能はざるは、其の道德の包容中に在ればなり、

染者は青を先にして、黑を後にすれば可なり、黑を先にして、青を後にすれば不可なり、

針を先にして、縷を後にすれば、以て帷を成すべし、縷を先にして、針を後にすれば、以て衣を成すべからず、

形勞すれば神亂る、

水濁れば魚喁ぐ、法苛なれば民騷ぐ、

媒に因りて嫁するも、媒に因りて成るに非ず、

人に因りて交るも、人に因りて親むに非ず、蓋し嫁は禮を以て成り、交は德を以て親む、

行合ひ趨因ければ、千里も相從ふ、

行合はず趨同じからざれば、門を對するも相交通せず、

海水は大と雖も、胔芥を受けず、

日月は盛と雖も、其の氣に非るものに應ぜず、君子は其の類に非るものを容れず、

人は江漢を珠を愛せずして、己の鉤を愛す、

人は名工の手を愛せずして、己の指を愛す、蓋し名工の手は己の用とならず、江漢の珠の如し、

巧者は善く度り、智者は善く豫す、

事に先だちて之に準備す、其の成る所以なり、

涅を以て素を拭ふ、

流言放語して、自己の汚穢を清めんとするは、汚穢を増すに過ぎず、

塘を壞りて龜を取り、屋を發きて貍を求む、

らず、故に事は善有れば不善有り、

山高ければ木脩し、

水廣ければ魚大なり、守る深ければ行ふ厚し、

風に先だちて吹かず、雷に先だちて毀らず、

聖人は已むを得ずして動く、故に累無し、

彈を執りて鳥を招き、梲を揮ひて狗を呼ぶ、

之を邀ふ其の道に非ず、敗る所以なり、

指を斷つも頭を免るれば、人は之を利とす、

羊を亡ひて牛を得れば、其の失を利とせざる無し、人情は利に就きて大を取る、害に就きて小を取る、

亡ぐるものは、夜に炬を掲げず、

將軍は白馬に騎らず、城守者は嗾狗を畜はず、皆其の害を避くるなり、

園に螫蟲有れば、藜藿は採られず、

山に猛獸有れば、林木は斬られず、

迹を滅せんと欲して、雪中を走る、

溺者を救ひて濡ひ無きを期す、是れ行ふ所を非として、非とする所を行ふなり、

美を求むれば美を得ず、醜を求むれば醜を得ず、

美を求めざれば美有り、醜を求めざれば醜有り、

百人にして浮を抗ぐるは、一人挈げて趨るに若かず、

物は多くして少に若かざるもの有り、

兩人倶に溺るは、相拯ふ能はず、

同は相治むべからず、必らず異を待ちて後に成る、

楚王其の猿を失へば、林木は殘はる、

宋君其の珠を亡へば、池中の魚は之が爲に殫く、故に上の求むる所は微物なるも、下に至れば大害を成す、

上は魚を求むれば、臣は谷を乾す、

君は材を求むれば、臣は木を殘ふ、上は楫を求むれば、下は舟を致す、

車の覆るを懼れて、之に乘らず、

江河の百谷に長たるは、能く之に下ればなり、

惟能く之に下る、是を以て能く之に上たり、

膠漆より相憎むは無し、氷炭より相愛するは無し、

膠漆は相賊ひ、氷炭は相息ふ、蓋し同物相持して解けざる有り、異物相融して化する有り、

氷の泮(トク)るは、其の凝るに愈(マサ)る、

牆の壞るは其の立つに愈る、蓋し其の宗(モト)に復るを以てなり、

舟の江海に在るや、乘るもの無きも獨り浮ぶ、

蘭の空谷に生ずるや、服するもの無きも獨り芳し、君子の義を行ふは、知るもの無きも之を止(ヤ)むこと無し、

愼みて善を爲す勿れ、

善も猶爲さず、況んや不善をや、此れ其の天器を全くするものなり、

囹圄に拘はれたるものは、日を以て脩(ナガ)しとす、

死刑に遭ふべきものは、日を以て短しとす、日の長短は度有るも、或は短く感じ、或は長く感ず、其の心の平を失へばなり、

良醫は無病の病を治す、故に病無し、

聖人は無患の患を治す、故に患無し、

善く閉づるものは、關楗を用ひず、

巧の心手に在るものは、劒を用ひず、

沮(クツ)れたる舍の下には、坐すべからず、

傾斜したる墻の傍には、立つべからず、

人は二氣なれば病を成す、

邪氣は正氣を犯して害を生ず、故に天は二氣有れば虹を成し、地は二氣有れば藏を泄(モラ)す、

月は晝を知らず、日は夜を知らず、

陰は陽なる能はず、陽は陰なる能はず、

善く射るものは、射るに善なり、射らるゝものには善ならず、

善く釣るものは、釣るに善なり、釣らるゝものに善な

鷙鷹至れば兩雀の爭を解くに足る、其の異類を以てなり、

靜は躁の奇と爲す、治は亂の奇と爲す、

飽は饑の奇と爲す、逸は勞の奇と爲す、奇正の相應ずるは、水火金木の相互に雌雄を爲すが如し、

謀見(アラハ)るれば窮し、形見るれば制せらる、善く兵を用ふるものは、天に隱し、地に隱し、人に隱す、

勝は威を得るに在り、敗は氣を失ふに在り、實なれば鬪ふ、虛なれば走る、盛なれば强し、衰ふれば北ぐ、

前に敵無く、後に主無し、進みて名を求めず、退きて罪を避けず、唯民を保ち、利は主に合す、是れ上將の道なり、

說山訓の名言

人は小く學ばざれば、大に迷はず、小く慧ならざれば、大に愚ならず、

玉は山に在れば、草木潤ふ、淵は珠を生ずれば、岸は枯れず、精氣相感通すればなり、故に瓠(コ)巴の瑟を鼓するや、淫魚出で聽く、伯牙の琴を彈ずるや、駟馬仰秣す、介子の龍蛇を歌ふや、晉文垂泣す、

淸の明たるや、杯水も眸子を見る、濁の闇たるや、河水も太山を見ず、

念慮するものは、臥するを得ず、念慮を止むれば、其の止むるに於て既に有爲なり、本來念慮の無きに如かず、

鸚鵡能く言ふも、長(カシラ)たらしむべからず、鸚鵡は其の言ふ所を得るのみ、其の言ふ所以を得ず、故に迹に循ふものは、能く迹を生ずるものに非ず、

指は臂より大なるべからず、末は本より强かるべからず、下輕く上重ければ、其の覆る必らず易(ヤス)し、

神は天より貴きは無し、勢は地より便なるは無し、

地の利は天の時に勝つ、巧擧は地の利に勝つ、勢は人に勝つ、

天に任ずるものは、迷はすべし、地に任ずるものは、束ぬべし、時に任ずるものは、迫るべし、人に任ずるものは、惑はすべし、

麋鹿は罝罘を設くべし、

魚鼈は網罟を張るべし、鴻鵠は矰繳を加ふべし、唯無形なるものは、之を捕獲すべからず、

兩人其の刄を接して、巧拙異ならざれば、勇士必らず勝つ、

勇士は逡巡せず、誠を以て一貫す、故に勝つ、

水激すれば悍し、矢激すれば遠し、

物は激すれば力加る、風の屋を掀ぐるが如し、

瓶中の氷を見れば、天下の寒を知る、

堂上の陰に處れば、日月の序を知る、

始は狸貍の如く、合すれば兕虎の如し、

兵は始に於て弱を示せば、敵は輕卒に來り戰ふ、既に合して强を現せば、敵は驚き走る、

四馬調和せざれば、造父も遠きを致す能はず、

弓矢調和せざれば、羿も必らず中つる能はず、君臣乖離すれば、孫子も敵に應ずる能はず、

積愛を以て、積憎を撃つ、

積德を以て、積怨を撃つ、是れ良將の兵なり、

一龍一蛇、動くこと常體無し、

我より攻むれば、彼は守る能はず、我より守れば、彼は攻る能はず、

火を以て火を救ひ、水を以て水に應ず、

自から治むる能はずして、人の亂を攻むるは、何ぞ制するを得ん、

工女自から化して絲と爲らば、文錦を織る能はず、

陶人自から化して埴と爲らば、盆盎を造る能はず、蓋し同じきものは、相治むるに足らず、

兩雀相鬪へば死者有らず、

同情相成り、同欲相助く、

棘棗を伐りて矜と爲し、錐鑿を周れて刄と爲す、

器械甚だ利ならず、然れども兵起りて强し、是れ上の治道を失ふを以てなり、

善く守るものは、相御ぐもの無し、

善く戰ふものは、相鬪ふもの無し、

善く兵を用ふるものは、先づ敵を弱くして後に戰ふ、

德の施す所のもの廣ければ、威の制する所のもの博し、威の制するもの博ければ、我强くして敵弱し、

全兵は先づ勝ちて後に戰ふ、敗兵は先づ戰ひて後に勝を求む、

德均しければ衆は寡に勝つ、力敵すれば智者は愚者を制す、勢侔ければ、術有るものは、術無きものを擒にす、

發すること秋風の如く、疾きこと駭龍の如し、

水を以て火を滅する如く、湯を以て雪に沃ぐ如し、是れ兵の道に由りて動くものなり、故に能く生を以て死を撃ち、盛を以て衰を制し、疾を以て遲を掩ひ、飽を以て饑を打つ、

疾霆の如くして、目を掩ふに暇無し、

迅雷の如くして耳を塞ぐに及ばず、善く兵を用ふるものは、敵の虚を見れば、之に乘じて舍すこと無し、

專一なれば威有り、力分るれば弱し、

千人其の心を同じくすれば、千人の力有り、萬人其の心を異にすれば、一人の用無し、

鳥の羽の如く、蚈の足の如し、

衆しと雖も相害せず、心を一にして之を使ふ、故に以て行くべし、以て擧るべし、

五指の更彈ずるは、捲手の一挃に若かず、

萬人の更進むは、百人の倶に至るに如かず、

動は時より急なるは無し、用は人より利なるは無し、

れば、勝を制す、其の羸きものは、勇を以て然るに非ず、鬪はざるを以て然り、

龜は三千歳なるも、浮游は三日に過ぎず、

浮游を以て、龜の爲めに養生の具を憂ふるときは、人に笑はれん、故に道を知るものは己を修む、

神制すれば形從ふ、

形勝てば神窮す、神は形より貴し、

兵略訓の名言

虎の爲めに翼を傅く、

暴君を萬民の上に置くもの、是れなり、

池魚を畜ふものは、必らず猵獺を去る、

禽獸を養ふものは、必らず豺狼を去る、人民を治むるものは、必らず殘賊を去る、

米を淅して之を儲く、

門を開きて之を待つ、百姓は仁君の來るを望む、

地の爲めに戰ふものは、其の王を成す能はず、

身の爲めに戰ふものは、其の功を立つる能はず、

衆の去る所は、大と雖も必ず亡ぶ、

衆の助くる所は、弱と雖も必らず強し、蓋し事を擧げて人の爲めにするものは、衆に助けらる、然れども事を擧げて自から爲めにするものは、衆に去らる、

凡そ物は朕有り、唯道は朕無し、

道の朕無き所以は、其の常の形勢無きを以てなり、輪轉して無窮なるは、日月の運行に象る、

廟戰するものは帝たり、神化するものは王たり、

廟戰は天道に法る、神化は春夏秋冬に法る、蓋し勝を未だ戰はざるに制して、諸侯來り服するなり、

驥も一節を用ひざれば、千里に至らず、

射も儀度を得ざれは、格的に中らず、

戰ひて勝たざるは、鼓の日に非ず、

勝敗の數は、戰に先だちて既に決す、

同利相死す、

鼓は聲を滅さず、故に能く聲有り、
鏡は形を沒さず、故に能く形有り、聖人は事の來るを待ちて之を制し、物の至るを俟ちて之に應ず、

羽翼の美なるものは、骨骸を傷り、枝葉の美なるものは、根莖を害す、
兩美を兼ぬるものは、天下に無し、

國は全を以て常と爲す、霸王は其の寄なり、
身は生を以て常と爲す、富貴は其の寄なり、

好むこと無ければ、誅するも怨無し、施すも德とせず、
人主は仁を好めば、無功も賞せられ、有罪も釋さる、刑を好めば、有功も廢せられ、無罪も誅せらる、

善く博するものは、牟るを欲せず、
棊博を善くするものは、心を平にし、意を靜にして、行くこと其の理に由る、蓋し勝は數に在り、欲に在らず、

馳者は最先を貪らず、獨後を恐れず、
競馬するものは、心を馬に調和す、故に馬は自から力を致す、

欲を滅すれば數は勝つ、
智を棄れば道は立つ、蓋し數とは術なり、

工は多技なれば窮す、
賈は多端なれば貧し、其の心の一ならざるを以てなり、

木の大なるものは、其の條を害す、
水の大なるものは、其の深きを害す、

智有るも術無ければ、鑽ると雖も通ぜず、
物を鑽るは智なり、之を貫通するは術なり、故に百技有るも、一道無ければ、得ると雖も守る能はず、

後を執るは、道の容なり、
後を執りて、先を制するは術なり、無爲を以て、有爲を御するは數なり、

鬪者は强と雖も、一羸に制せらる、
兩人相鬪ふときに、羸きもの一人來りて、一方を助く

て才を用ふれば困む、

欲の多きを以て亡ぶるもの有り、未だ無欲を以て危きもの有らず、欲を以て治めて亂るもの有り、未だ常を守るを以て失ふもの有らず、

其の有する所を修むれば、欲するもの至る、

其の未だ得ざるを所を求むれば、有する所のもの亡ぶ、

疵を擧れば人を怨み、醜を見せば鑑を善しとす、

我に疵有り、醜有り、之を擧げ見すものが人なれば、我は之を怨む、鑑なれば我は之を善しとす、人は有意なり、鑑は無心なり、故に我は鑑を怨まず、以て無心の貴きを知る、

賢王と雖も、必らず遇を待つ、

遇は能く時に遭ひて之を得るなり、智の求めて成す所に非ず、湯武の桀紂に遇ふが如し、

君道は一を執れば治る、常無ければ亂る、

一は虛なり、無爲なり、萬物の本なり、無敵の道なり、

智を好むは窮術なり、

人の性は少時に猖狂なり、壯年に暴強なり、老後に利を好む、一身にして其の變多し、智以て之を掩はんとするは難し、

與ふるを好めば、怨を來たす、

與ふるを好むは仁に似たり、然れども取るに限り有り、與ふるに限り無し、意に窮して怨を生ず、無爲の自然なるに如かず、

函牛の鼎沸けば、蠅蚋敢て入らず、崑山の玉を瑱とすれば、塵垢汚す能はず、

自から持する完ければ、外物に犯されず、函牛の鼎は、全牛を烹る巨鼎なり、瑱は耳飾なり、聖人は心に醜無し、故に美を失はず、

三代の道とする所は因なり、

禹の江河を決するは、水に因る、后稷の穀物を播くは、地に因る、湯武暴亂を平ぐるは、時に因る、

ものなり、以て亂國の政に喩ふ、

鴟は目大なるも、眎ること鼠に如かず、蚈は足衆きも、走ること蛇に若かず、

物は大にして小に如かざる有り、衆くして少きに若かざる有り、

蟄蟲鵲巢は、皆天に嚮ふ、

天道は至和なり、故に萬物は均しく天に向ふ、

詮言訓の名言

福を欲すれば禍と爲り、利を欲すれば害と爲る、

無爲にして寧きものは、其の寧き所以を失へば危し、無事にして治るものは、其の治る所以を失へば亂る、故に眞人は福の先と爲らず、禍の始と爲らず、

矩正しからざれば、以て方を爲すべからず、規正しからざれば、以て圓を爲すべからず、

身は事の規矩なり、未だ己を枉げて能く人を正すものを見ず、

水を度るに游數無ければ、强しと雖も必らず沈む、

游泳の術有れば、羸ると雖も能く渡る、以て道の要を見る、

平は道の素なり、虛は道の舍なり、

欲を節する本は、性に反るに在り、性に反る本は、事を去るに在り、事を去れば虛なり、虛なれば平なり、

愼みて而の內を守れ、周く而の外を閉ぢよ、

多知なれば敗を爲す、視る勿れ、聽く勿れ、神を抱き以て靜にすれば、形は自から正しからんとす、

善く游ぐものは、舟を刺すを學ばずして、之を便用す、

勁筋なるものは、馬に騎するを學ばずして、之に便居す、天下を輕んずるものは、物に累はされずして、能く之に處す、

道を釋てゝ智に任ずれば危し、數を棄て

人は未だ灼けざるも、火を握らず、

人は未だ傷かざるも、刄を攖まず、利害の見易きものは迷はず、

至賞は費さず、至刑は濫ならず、

聖人は一人を賞して、天下之を譽め、一人を罰して、天下を畏る、

近を以て遠を諭り、小を以て大を知る、

其の守る所は約にして、其の治むる所は廣し、

善を爲すより易きは無し、不善を爲すより難きは無し、

善を爲すは、靜にして無爲なり、不善を爲すは、躁にして多欲なり、

喜怒を節すれば、怨は犯さず、

好憎を理すれば、憂は近かず、動靜を整ふれば、患は至らず、

滿つれども溢れず、虛なれども足り易し、

達道の人は、得ることを苟もせず、福を讓らず、其の有は棄てず、其の有に非れば索めず、

霤水は壺榼を溢すに足るも、江河は漏巵を實すに足らず、

限り有るものは、小を以て辨ずべし、量り無きものは、大を以てするも當り難し、

立表を見て鬼と謂ひ、寢石を見て虎と謂ふ、

懼に由りて氣を奪はれたるものは、自から怪物を生ず、

老槐は火を生じ、久血は燐と爲る、

陰陽自然の變化は、怪しむに足らず、

戶燐を枕にして臥すれば、鬼神は其の首を踰む、

風氣は人を犯して、病患を生ず、戶燐は風氣の通ずる所なり、故に此を藉りて人を警む、

兩玦相觸る、其の破る愈疾し、

楚王は玦を佩びて、兎を逐ひ、其の走りて玦を破るが爲めに、兩玦を佩ぶ、是れ其の害の愈多きを知らざる

來を知れども往を知らず、

性情は物に由りて長短有り、

氾論訓下の名言

寸を屈して尺を伸す、小く枉げて大に直し、

周公は弟を殺し、齊桓は國を爭ふ、然れども其の賢を後世に稱せらる、

目中に疵有るも、視るに害無ければ灼くべからず、

喉中に病有るも、息に害無ければ鑿つべからず、蓋し小害は忍ぶべし、大利は取るべし、

計は後を顧みず、足は踵を旋さず、

猛進するのみ、後の計無し、

蜂房は鵠卵を容れず、

牛蹄の涔は、鱣鮪を生ぜず、小形を以て大體を包るに足らず、

小謹は成功無し、

小節伸れば大略屈む、故に獨自から細行を愼むものは、衆に容れられず、

蹠の距なるものは、擧ること遠し、體の大なるものは、節長し、道の深きものは、功廣し、

明月の珠も、纇無き能はず、夏后氏の璜も、考無き能はず、小惡は以て大美を妨ぐるに足らず、

愚者は仁に類して仁に非ず、狠者は智に類して智に非ず、戇者は勇に類して勇に非ず、是れ皆相似て非なるものなり、

玉は碧盧に似たり、莫邪は凡劒に似たり、歐冶に非れば莫邪を知らず、猗頓に非れば玉を辨ぜず、

蛇は首を擧ぐる尺なれば、其の脩短を知るべし、

象は其の牙を見れば、大小を論ずべし、故に易牙は一哈の水を嘗めて、淄澠の別を知り、聖人は一行を見て賢不肖を知る、

政教に經有り、令の行はるゝを上とす、苟くも民に利なれば、古に法るを要せず、

法は時に應じて變じ、禮は俗に隨ひて化す、

聖人は善く時宜に處す、

百川は源を異にして、海に歸す、

萬家は業を殊にして、治に務む、其の終極する所は一なり、

策錣(ムチヘリ)無くして馯(カン)馬を御す、

古代樸素の法を以て、末世輕薄の民を治めんと欲するは、策錣(ムチヘリ)無くして馯(カン)馬を御する如し、

古の治を爲す所以は、今の亂を爲す所以なり、

時異なれば勢改る、民殊なれば法變ず、

方枘(ゼイ)を持して、圓鑿に周くす、

時勢の變遷を知らずして、法制を施さんとするは、方枘(ゼイ)を把りて、圓鑿に臨むが如し、

圖工は鬼魅を畫くを好み、狗馬を圖(エガ)くを憎む、

鬼魅は世に出(イ)でず、狗馬は日(ヒゞ)に見るべし、空言は述べ易し、現實は制し難し、

太だ剛なれば折れ、太だ柔なれば卷く、

積陰は沈み、積陽は飛ぶ、陰陽相接すれば和を成す、故に聖人は剛を制するに柔を以てし、寛を救ふに猛を以てす、

東面して望めば、西牆を見ず、

南面して視れば、北方を覩(ミ)ず、唯其の嚮ふ所無きものは、通ぜざる所無し、

家の亡ぶる所以は、理塞ればなり、

國の存する所以は、道通ずればなり、道理の通塞は、存亡の分るゝ所なり、

亡形有るものは、成と雖も必らず敗る、

王道を得るものは、小と雖も必らず大なり、故に達人は其の徵を觀て、其の風を察す、

存は道を得るに在り、大に在らず、

亡は道を失ふに在り、小に在らず、

猩猩は往を知れども來を知らず、乾鵲(カササギ)は

細として能く薄しとする勿れ、
微物と雖も、其の分に應じて效用有り、

黄鵠壤蟲、
黄鵠は遠く翔る、壤蟲は微に動く、其の相去る遠き甚し、

此に誠有るものは、彼に形る、
我能く誠心を持すれば、自然に人を感じ服せしむ、

神の用ふる所遠ければ、遺る所近し、
精神去りて、外に出れば、其の身を忘れて顧みず、

周鼎には倕を著けて、其の指を齕ましむ、
大巧は不可なり、故に周の鼎には倕といふ名工の像を刻し、其の指を齕む貌を爲さしむ、是れ世の技巧を戒むる意なり、

大人の行は、掩すに繩を以てせず、
大人は自然に從ひ行止す、繩を以て制すべからず、

石上は五穀を生ぜず、禿山は麋鹿を遊ばしめず、
明水は龍蛇を生ぜず、淸泉は魚鼈を產せず、皆其の陰處の蔽ひ隱るべきもの無ければなり、

有道の君は、忠臣を知らず、
有命の父母は、孝子を知らず、蓋し天命天道を保有するものは、自然にして窮せず、孝子忠臣の發現を待たざるなり、

日は中すれば移り、月は盈れば虧く、
物は盛なれば衰へ、樂は極れば悲む、

未だ戰を得ざれば、其の創の小なるを恐る、
既に獸を得れば、其の肉を傷ふことの多きを恐る、蓋し人情は利の大小に由りて變ず、

氾論訓上の名言

聖人は禮樂を制す、禮樂に制せられず、
先王の制も宜しからざれば、之を廢す、末世の事も善なれば、之を著す、禮樂は始より常有るに非ず、

國を治むるに常有り、民を利するを本とす、

世治まれば小人も正を守る、世亂るれば君子も姦を爲す、

治まれば利も誘ふ能はず、亂るれば刑も禁ずる能はず、

道應訓の名言

知らざるは深し、知るは淺し、

知らざるは内なり、知るは外なり、知らざるは精なり、知るは粗なり、

道は聞くべからず、聞けば非なり、

道は見るべからず、見れば非なり、道は言ふべからず、言へば非なり、

魚を爭ふものは濡れ、獸を逐ふものは趨る、

爭ひて濡れ、逐ひて趨る、其の勞する甚し、靜に守るに如かず、

至言は言を去り、至爲は無爲なり、

無言無爲は道の本なり、淺知の爭ふ所は末なり、

材は林に及ばず、林は雨に及ばず、雨は陰陽に及ばず、陰陽は和に及ばず、和は道に及ばず、

末は本に及ばず、本立て末從ふ、

梟の其の子を愛する如し、

梟の子は成長すれば、其の母を養はずして、之を殺し食ふ、故に小人の貨財を愛するは、其の自から貨財に害せらるるを知らず、梟に異ならざるなり、

形は槁骸の如く、心は死灰の如し、

形神を勞せず、自然に任せて游息す、

善く勝を持するものは、強を以て弱と爲す、

強を弄せず、善く弱を守るは、勝を保つ道なり、

數戰ひて數勝つものは亡ぶ、

數戰へば民疲る、數勝てば主驕る、驕主を以て疲民を使ふ、其の亡ぶるも宜なり、

冠は弊ると雖も、必らず頭に加ふ、

帝王は德衰へたりと雖も、猶上位に在り、

事は世に周ねく行き屆けば、功成る、務は其の時宜に適當すれば、名立つ、

騏驥を六にし、駃騠(ケツテイ)を驅にして、江河を濟るは、窾木(フネ)の便なるに如かず、

水を渡るは、良馬も舟に如かず、故に功を立つる人は、行を簡にして時を謹む、

鵜胡(テイ)は水を飲むことを數斗にして足らず、蟬鮪(センキ)は口に入ること露の如くなるも死す、

性行相異なるものは、律するに一法を以てすべからず、

生を重んずるものは、利を以て己(オノレ)を害せず、節を立つるものは、難を見て免るゝことを苟もせず、

祿を貪るものは、利を見て身を顧みず、名を好むものは、義に非れば得ることを苟もせず、

飛鳥は巢を主とし、狐狸は穴を主とす、

巢穴は鳥獸の棲宿する所なり、趣舍行義は人の棲宿する所なり、各其の安んずる所を樂む、

仕鄙は時に在り、行に在らず、利害の命に在り、智に在らず、

時運と天命とは人を制す、故に祿仕と鄙賤とは、其の行に由らず、

身安ければ、恩は隣國に及ぶ、身危ければ、其の親戚を忘る、

世樂み志平なれば、鄰國の人の溺るを見るも、猶哀憐の意有り、河水決して一鄕を沈むれば、父子兄弟も相遺(ワス)れて走る、

游ぐものは、溺を拯(スク)ふ能はず、灼(ヤ)かるゝものは、火を救ふ能はず、

手足の急なるものは、餘力無し、身體の痛むものは、餘勢無し、

林中には薪を賣らず、湖上には魚を鬻(ヒサ)がず、

物豐なれば、之を吝むもの無し、

交淺くして言深し、

宓子賤曰く、交淺くして言深きは亂なり、客曰く、交淺くして、言深きは忠なり、蓋し事は見る所に由りて異なり、

趣舍合へば、言忠にして親まる、

其の身疏遠なれば、謀當るも疑はる、故に言忠も、謀當も、其の心志の相合ふときに非れば、用を成さず、

城上より羊を視れば、豚の如し、

身の居る所が高ければ、其の視る所は常に異なり、

車軸の千里を致すが如し、

車軸は自から轉ぜず、轂と共に千里を走る、是れ達道の人が自然に從ふ貌なり、

俔の風を見る如し、

道に通ぜざるものは、迷惑して彷徨す、俔の風中に舞ふ如し、

胡人は馬に便り、越人は舟に便る、

地異なれば俗殊なり、其の技に差別有り、相換るを得ず、

木を以て鳶と爲す、

墨子は木を以て鳶を造り、空中に翺翔せしむ、人巧の妙なり、然れども是れ高きに過ぎて及ぶべからず、工人として用ひ難し、

騕裹飛兎を待ちて之に駕せば、世に乘車無し、

西施毛嬙を待ちて、之を娶らば、終身其の妻を得ず、故に世は其の有る所に從ひて、之を用ふ、騕裹飛兎は良馬の名なり、

騏驥は千里一日なるも、駑馬十舍すれば之に至る、

良馬一日の行程も、駑馬十日すれば、能く追及す、故に人材は專ら恃むに足らず、道術は公行すべきのみ、

鳥窮すれば噣く、獸窮すれば觸く、人窮すれば詐る、

物窮すれば激す、其の激するや亂る、故に鳥は啄く、獸は觸く、人は詐る、

務は時に合へば、名立つ、

觀れば採るに足らず、芻狗土龍は、一時の祈禱に用ふるも、其の用を畢れば敗草懷土を存するのみ、

牛に從ひ馬を非り、徵を以て羽を笑ふ、

物の化に應ずるを知らずして、一事に拘泥するは、徵音を以て羽音を非るが如し、

冬には葛を被て、夏には裘を着く、

時移れば俗易る、之を察せずして漫に行ふは、轉倒の過を來たす、

十の利劒を得るは、歐冶の巧を得るに如かず、

聖人の道を得ずして、其の法籍を守るは、變化を知らずして、治を爲すに足らず、歐冶の巧妙なる術は、其の劍を造るに於て、聖人の民を治むる如し、

百の走馬を得るは、伯樂の術を得るに如かず、

走馬は末なり、伯樂の術は本なり、故に末を把るは本を持するに如かず、

陂を同くして田に漑ぐ、

同一の陂澤より灌漑すれば、諸田均しく其の水を受く、以て相非ること無し、

九牛を解くも、刀は以て毛を剃る、

道を得たるものは、衆虛の間に遊ぶ、故に害無し、名手の刀を用ひて、鋒鋩を損はざるが如し、

瑟は絃無ければ、師文も曲を成さず、

其の具を缺けば、名工も音曲を奏する能はず、然れども絃は具のみ、巧を成す所以に非ず、

蕭條は形の君なり、寂漠は音の主なり、

無形は形を生じ、無音は音を生ず、

是を求むるものは、道理を求むるに非ず、己に合ふを求むるのみ、

非を去るものは、邪曲を批つに非ず、我に忤ふを去るのみ、故に其の謂はゆる非は、未だ必らずしも人に合はざるにあらず、其の謂はゆる是は、未だ必らずしも俗に非られざるにあらず、

至是の是は非無し、

至非の非は是無し、此を眞の是非といふ、

ず、蓋し物は相感ずること自然に從ふ、

猿狖は茂木を舍てず、狟狢は堙防を去らず、

物情は其の利する所を棄てず、

亂國は盛なるが如く、治國は虛なるが如し、

亂國は末技淫巧を事とす、故に盛なるが如し、治國は人其の職分を守る、故に虛なるが如し、

性を治むるは德を以てす、德を治むるは道を以てす、

性の蕪穢にして淸明を得ざるは、物の來り犯すに由る、之を救ふは德に在り、

竹の性は浮ぶ、然れども束ねて水に投ずれば沈む、

人の性は邪無し、然れども久しく俗に湛めば變ず、

河水は淸まんと欲するも、沙石は之を濊す、

人は天性に於て、淸平ならんと欲す、然れども嗜欲は之を害す、

水激すれば波興る、氣亂るれば智昏し、

物は其の平正を失へば、淸明なるを得ず、

胡人は骨を彈き、越人は臂を嚙み、中國は血を歃る、

國に於て俗を異にするも、其の信を修むるは一なり、

禮は實の文なり、仁は恩の效なり、

禮は實に過ぐべからず、仁は恩に溢るべからず、

柱に膠して瑟を調す、

一君の法籍を握りて、傳代の民俗を非るは、變通の道を解せざるものなり、

達とは彼を知るを謂ふに非ず、自から知るのみ、

明は彼を視るを謂ふに非ず、聰は彼を聽くを謂ふに非ず、皆自から見て自から聞くのみ、

芻狗土龍、

善政良法も、其の當時の用を成すのみ、後世より之を

ものは、其の下を忘れず、

至壽は千歲に非ず、

死生の分を明にすれば壽なり、

齊俗訓の名言

珠玉尊ければ天下爭ふ、

是非形れて百姓眩す、禮義飾れば純樸亡ぶ、

水積めば相食む魚を生じ土積めば自から穴する獸を生ず、

仁義立ちて道德廢れ、禮文成りて詐僞興る、

胡人は麤を見るも布を知らず、越人は毳を見るも旃を知らず、

麤は以て布を造るべし、毳は以て旃を製すべし、然れども胡越は互に其の物に通曉せず、以て化を言ひ難し、唯聖人は萬化を知る、

糟丘は象箸より生じ、炮烙は熱升より生ず、

積惡は小惡より萠し、大虐は微物より釀す、

愚者も脩き所有り、智者も足らざる所有り、

柱は以て齒を拔くべからず、筐は以て屋を支ふべからず、鉛は以て刀と爲すべからず、木は以て釜と爲すべからず、

明鏡も食を容るゝは、簞に如かず、犧牛も雨を致すは、蜧に如かず、

物は貴賤無し、其の貴ぶべき所に由りて、之を貴ぶ、

漆は黑を厭はず、粉は白を厭はず、

天性は完きを尙ぶ、黑白は各其の性に從ふ、

裘と蓑と、孰か急なる、

雨を見れば裘は用ひず、堂に上れば蓑は御めず、蓋し物の相代りて其の常を爲す、

棊丸を地に播く如し、

聖人の民を御するは、棊子を投ずる如し、圓きは走り、方なるは止る、各其の安處に就く、

風の簫に遇ふが如し、

簫は風を受くれば、各其の淸濁の音を以て、之に應

馬を千里に驅るは、力を以て强制すべからず、道は自然の和を尙ぶ、

祿の其の功に過ぐるものは損す、

名の其の實に過ぐるものは蔽はる、

身に醜夢有るも、正行に勝たず、

國に妖祥有るも、善政に勝たず、

積羽は舟を沈め、群輕は軸を折る、

壹快は善を成する足らず、然れども快を積めば德を爲す、壹恨は非を成すに足らず、然れども恨を積めば怨を成す、

粹なるは王たり、駮なるは霸たり、一も無きものは亡ぶ、

道の純粹なるものは王たり、雜駮なるものは霸たり、道の一も無きものは亡ぶ、

君子は誠に仁なり、施すも仁なり、施さざるも仁なり、

小人は誠に不仁なり、施すも不仁なり、施さゞるも不仁なり、

情を以て欲に勝つものは昌ゆ、

欲を以て情に勝つものは亡ぶ、

地道を知らんと欲せば、其の樹を物色すべし、

天道を知らんと欲せば、其の星歷を視察すべし、人道を知らんと欲せば、其の嗜欲を點檢すべし、

日は夜を知らず、月は晝を知らず、

日月は明を爲すも、相兼ぬる能はず、唯天地能く之を容る、

交拱の木には、把るべき枝無し、尋常の溝には、呑舟の魚無し、

驕溢の君には、忠臣無し、口慧の人には、必信無し、

害は備へざるより生じ、穢は耨らざるより生ず、

塵を蒙りて、眯まざるを欲み、水を涉りて、濡はざるを望むは、得べからず、

善く射るものは、其の弩を忘れず、

善く御するものは、其の馬を忘れす、善く人の上たる

に絺綌を用ふる如し、

車に上るに、綏を授る、

事を行ひて、其の道を誤らず、車に上るに、其の索を執るが如し、

舌を見て柔を知り、景を觀て後を知る、

舌は柔なり、齒は剛なり、故に舌を見れば、柔道の守るべきを知る、影は形に後れて生ず、故に影を觀れば、後を持することの要を知る、

薪樵を積むが如し、

道を守るものは、物の先と爲らず、常に自から制す、後者は上に在り、

人は義を以て愛し、黨を以て群し、群を以て強し、

義は强の本なり、義淺ければ强敗る、

虎豹は射を來す、

虎豹は其の外皮に文彩有り、之を伏藏する能はず、故に射に遭ひて死す、以て外飾の賴むに足らざるを見る、

鐸は聲を以て自から毀る、

聲を用ひて已まざれば、鐸自から毀る、明を用ひて已まざれば、燭自から鑠く、故に子路は勇を以て死し、萇弘は智を以て亡ぶ、

鵲巢は風を知り、獺穴は水を知る、

人智は鳥獸に如かざること有り、鵲は風の多少を察して巢を作り、獺は水の高下を測りて穴を爲る、故に智を智とするは、未だ以て廣く應ずるに足らず、

水は山を出でゝ海に入る、稼は野に生じて倉に藏む、

城峭ければ崩れ、岸晴ければ陀つ、

物は其の始を見れば、其の終を知るべし、商鞅は嚴法を立てゝ、其の身は支解せられ、吳起は刻削を事として、其の體は車裂せらる、

國を治むるは、瑟を張るが如し、

大絃を急にすれば、小絃は絶ゆ、大小の和調を要す、

轡を急にし、策を數するは、千里の御に非ず、

君は臣に譲りて聰明なり、上は下に任せて、治道通ず、

善否は我なり、禍福は我に非ず、

善を爲すこと終身なるも、天に非れば行はれず、

人は能く爲すこと有るも、能く成すこと無し、

人の爲すは、天の之を成就するに非れば、其の功を完くする能はず、故に之を作(オコ)すも、之を成すも、皆天に屬す、

求むるは道有り、得るは命に在り、

命は時に遭ふ所なり、人は道を以て行止するも、其の求むる所を得るは、天命に繫(カヽ)る、

有道の世は、人を以て國に與ふ、

無道の世は、國を以て人に與ふ、

魯酒薄くして、邯鄲圍まる、羊羹斟(ク)まずして、宋國危し、

禍福の萠生するは、不測の微眇より發端す、魯國の酒薄きは趙國に罪を成さず、然れども此の原因を以て、趙の首都なる邯鄲は、敵の攻圍を受くるに至れり、羊羹は微物のみ、然れども之を食せざるもの、憤怒に由り、宋國の危急を速(マネ)けり、

義は宜に載(オコナ)ふを君子と謂ひ、宜は義に遺(ワス)るを小人と謂ふ、

義を行ひて、其の時の宜しきに適ふもの、是を君子とす、其の時の宜しきを行ふも、義を忘るもの、是を小人とす、

通智は得て勞せず、

達道の人は、其の通智を以て自然に得る所有り、勞すること無し、其の次のものは、勞して之を得るなり、然れども憂慮すること無し、其の下のものは、憂慮するのみにて、勞すること無し、

古人は味ひて貪らず、

古人は道を知り、眞味を解す、故に之を味ひて貪ること無し、今人は之に反す、故に貪(ムサボ)るのみ、之を味ふこと無し、

夏は絺綌(チゲキ)に就く、

道を知るものは、進退に於て其の時を失はず、夏の衣、

假母は繼子を養ふも、其の情は相往來せず、故に肥ゆるも色澤惡し、

世治れば、義を以て身を衞り、世亂るれば、身を以て義を衞る、

君子は託する所を以て、歸する所を害せず、

獨梁を行くが如し、

君子の行狀は、獨木橋を渡るが如し、他の觀るもの無しと雖も、兢兢として其の容を愼む、

衣を蒙りて、自から信ずるは難し、

他人をして我を信ぜしむるは、外形を修むるに過ぎず、故に易し、之に反して衣の內の自身は、我の心を守るに在り、故に難し、

合ふ無く、離る無し、

聲を異にして和し、事を殊にして調ふ、聖人の行は、自然に神化す、離合相應ず、

良工は短鑿に漸ふ、

道を修むるものは、中に誠有りて外を御む、之を譬ふるに、良工の術を短鑿の中より習ふが如し、

春女は思ひ、秋士は悲む、

春女は陽に感じ、秋士は陰に傷む、以て物化を知るべし、

綱を引きて、萬目開く、

綱を設けて漁を爲すものは、其の一綱を引きて、萬目開く、其の要を攬ればなり、

樂は餘り有り、名は足らず、

君子は內を修めて外を飾らず、故に自から樂しむこと深きも、其の名は之に伴はず、小人は之に反す、其の樂は足らずして、名は餘り有り、

君子は義を思ひ、利を慮らず、

小人は利を貪りて、義を慮らず、

饑渴者は欺くに虛器を以てすべからず、

義者は欺くに利を以てすべからず、勇者は刼すに懼を以てすべからず、

亡國は其の亡ぶる所以を樂む、

治國は其の存する所以を樂む、

水は下に流れて廣大なり、

聖王の民を養ふは、用を求むるに非ず、

性は自から已(ヤ)む能はず、

火は熱し、水は寒し、其の性の自然なり、故に君子は始を見て、終を知る、

車(クルマ)は轄(クサビ)無ければ、驅るべからず、戸は楗(カギ)無ければ、閉づべからず、

轄は三寸のみ、楗は一尺のみ、然れども此の具を用ひざれば、車も戸も其の效を失ふ、故に君子は行に於て、其の結ぶ所を思ふ、

桀は陛を下らずして、天下亂る、

情の通ずる所は、叫呼よりも甚し、君暴なれば民背く、

鷹は川を翔れば、魚沈み鳥揚る、

物情は害を避く、魚の沈むと鳥の揚るとは、其の行異なるも、其の害を避くるは同じ、

義は君に勝ち、仁は父に勝つ、

君尊くして臣忠なり、父慈にして子孝なり、是れ義以て君に勝ち、仁以て父に勝てばなり、

周公は景(カゲ)に慚(ハ)づ、

身の曲直は、影を以て知るべし、故に君子は其の獨を愼む、

狐は丘に鄉(ムカ)ひて死す、

物情は其の本を忘れず、君子は善を見て、其の身を痛む、

至人は容(カタチ)せず、

外形を飾らず、內性を守る、是れ至道の人なり、

薄を積みて厚を爲し、卑を積みて高を爲す、

君子は日に孳孳(ジ)として、德を成し、小人は日は快快(クワイ)として、辱に至る、

人を怨むは、自から怨むに如かず、

之を人に求むるは、之を己(オノレ)に求むるに如かず、

兩心は一人を得べからず、

一心は百人を得べし、故に君子は一を愼みて之を用ふ、

纖子は食を得て肥ゆるも、澤(ツヤ)有らず、

道は易きに在り、驗(シルシ)は近に在り、

道は自己に反求して、善く其の本を修むれば、之を得るに易(ヤス)し、故に其の效驗は近に在り、

繆稱訓の名言

物來りて名有り、事來りて之に應ず、

道を持するものは、虛靜にして自から守り、事物の來るを待ちて之に應ず、

國治れば、君臣相忘る、

無爲にして治り、不言にして制す、故に上下和同す、

道滅して德用ひられ、德衰へて仁義生ず、

上世は道を持す、中世は德を守る、末世は仁義を力む、

施し厚ければ報美なり、怨み大なれば禍深し、

薄施して怨を蓄ふは、小人の常なり、其の患害多きも宜なり、

衢に中して尊(サカダル)を置く、

聖人の道は、人の宜しき所に應じて、之を行ふ、六方に通ずる街路の中央に、酒尊(ダル)を置きて、人の酌み取るに任すが如し、

情は中に繫(カヽ)りて、行は外に形(アラハ)る、

君は過を見て罰を忘る、故に能く諫む、賢を見て賤を忘る、故に能く讓る、不足を見て貧を忘る、故に能く施す、

狐を以て貍と謂ふものは、必らず貍を知らず、

愚を以て賢と謂ふものは、必らず賢を知らず、

關に寢ねて、繭(マユ)を曝す、

小人が上位に在れば、下民は須臾(シバラク)も安寧なるを得ず、關の上に臥するが如し、蠶の繭(マユ)を曝(サラ)す如し、動搖して已まず、

勇士一呼すれば、三軍皆辟(サ)く、

我の誠が彼に通ずれば、彼は我に應ず、

慈父の子を愛するは、報の爲めに非ず、

非道は言はず、非義は行はず、

言は出すを苟且にせず、行は爲すを輕忽にせず、善を擇びて後に事に從ふ、

足は郊菟を躡み、力は城關を招ぐ、

歩の疾きは、兎の走るに追ひ附き、力の強きは、城の門關を擧げ拔く、

正を以て敎化すれば、易くして成る、邪を以て世に巧にすれば、難くして敗る、

正は必成の道なり、邪は必敗の術なり、

近に由りて遠きを知り、己に由りて人を知る、

我の心の欲せざる所は、之を他人に加へず、惻隱仁恕の心を推す、

仁と智とは錯る、時有りて合ふ、

仁智相合すれば正道たり、相錯れば權道たり、

智者は先に忤ひて後に合ふ、愚者は樂に始りて哀に終る、

事物の權るべきもの、備ふべきもの、世に多し、智者は之を權りて備ふる所完し、愚者は然らず、

仁よりも貴きもの無し、智よりも急なるもの無し、

仁を以て體と爲し、智を以て其の仁を行へば、道通ず、

狂にして利劍を操る、

不仁にして勇力有るは、狂者が利刄を揮ふ如し、

驥を棄てゝ式せず、

不智にして辯慧なるは、千里馬を羈束せずして、之を放つが如し、勢に乘じて非を行ひ、之を制すべからず、

魚は水を得て樂む、

魚は水涸るれば、螻蟻に制せらる、水は魚の命なり、

國に仁義無ければ、大と雖も必らず亡ぶ、人は善志無ければ、勇と雖も必らず傷る、

國の存する所以は、仁義是れなり、人の生ずる所以は、善を行ふ是れなり、

五寸の鍵は、開闔の門を制す、

勢の利を得れば、持する所は小なるも、存する所は大なり、守る所は約なるも、制する所は廣し、

烏獲(ウクワク)をして後より牛尾を牽かしめば、尾絶ゆるも從はず、

物は順逆の別有り、烏獲の勇力を以てするも、牛の尾を引きて却行せしめんと欲すれば、牛は從はず、是れ逆なればなり、

風を背にして馳すれば、遠(トホザカ)り易し、

勢に順へば利なり、流に循ひて下り、風を負ひて行くが如し、

甲冑を貫きて宗廟に入り、羅紈(クワン)を被りて軍旅に從ふ、

君臣相疾み、上下相欺く、其の行ふ所は、其の道と相反す、

食は民の本なり、民は國の本なり、國は君の本なり、

君は天の時に因り、地の財を盡し、人の力を用ひ、以て食を充足せしむ、其の本を重んずる所以なり、

畋(カリ)するも群を掩はず、

射獵するも鳥獸を全滅せず、生育の道を存するを要す、

善積めば功成り、非積めば禍極る、

堯は善を爲せば衆善至る、桀は非を爲せば衆非來る、

心は小ならんことを欲して、志は大ならんことを欲す、智は圓ならんことを欲して、行は方ならんことを欲す、能は多ならんことを欲して、事は鮮(スクナ)からんことを欲す、

小以て微を知る、大は容れざる無し、圓は通ぜざる無し、方は正しく爲す、多は治むる遍(アマネ)し、鮮は持する所を約(ツヾマヤカ)にす、

善は小なるも擧げざる無し、過(アヤマチ)は微なるも改めざる無し、

戰戰慄慄(リツ)として、日毎(ヒゴト)に其の一日を愼む、故と新とを問はず、唯賢に是れ親む、

亡國とは君無きに非ず、法無きなり、

法は天より墮つるに非ず、地より生ずるに非ず、人間に發して自から人を正しくす、法有るも用ひざれば、法無きと均し、

權勢は人主の車輿なり、大臣は人主の駟馬なり、

輿馬調はざれば、王良も道を取る能はず、君臣和せざれば、唐虞も治を爲す能はず、

管晏智盡き、蹠蹻姦止む、

術を執りて之を御し、分を明にして之に示せば、管晏の智も、蹠蹻の姦も、之を用ふるを得ず、

術有れば人を制す、術無ければ人に制せらる、

術無くして人を制せんとするは、轡銜無くして馬を御するが如し、

呑舟の魚も、水を失へば螻蟻に制せらる、猿狖も、木を失へば狐貍に擒へらる、

物は其の守る所を失へば、自から保つ能はず、何ぞ他を制するに遑有らん、

庖宰に代りて牲を剶き、大匠の爲めは斲る、

道の本を正さずして、智の末を修むれば、人主は勞し、人臣は逸す、是れ宰夫に代りて割烹し、工人に代りて木を斲るが如し、

善く建つものは援けず、

無爲にして守る所有り、有爲にして好む所無し、其の道純なり、故に敗れず、

火は熱するも水に滅せらる、金は剛なるも火に銷さる、木は強きも斧に伐らる、

水は流るゝも土に遏らる、

物皆其の敵有り、獨り造物者は敵無し、沖虛玄澹を道とすればなり、

枝は幹より大なるを得ず、末は本より強きを得ず、

小大輕重、以て相制する有ればなり、譬へば五指の臂に屬する如し、

君德の未だ民に下流せざるに、敢て民を用ひんと欲するは、必らず不可の數なり、

主術訓下の名言

却行して蹝を脫す、

物を棄つるを吝まず、容易に之を去る、恰も足を後部に引きて履を遺棄する如し、

澹漠に非れば、以て德を明にする無し、寧靜に非れば、以て遠きを致す無し、

澹漠寧靜は、虛心にして德を持する貌なり、故に能く人を信服せしめて、遠きに及ぶ、

巧工は木を制し、良醫は毒を藏す、

各其の用に從ひて施す所有り、天下に棄つべきもの無し、

大略有るものは、責むるに捷巧を以てすべからず、

鹿は山を上る疾し、然れども其の下る遲し、才に長短有ればなり、故に小智有るものは、任ずるに大功を以てすべからず、深謀有るものは、速巧を以てすべからず、

貍は牛を搏たしむべからず、虎は鼠を搏たしむべからず、

任は一にして太だ重き有り、百にして猶輕き有り、

斧を以て毛を剴り、刀を以て木を抵つ、

木を抵つに斧を用ひず、毛を剴るに刀を使はず、皆其の宜を失ふ、

輿馬を假るものは、足を勞せずして千里を致す、舟檝に乘るものは、游ぐ能はずして江海を絕る、

施すに其の道を以てするものは、勞せずして功を成す、

耳を塞ぎて淸濁を聽き、目を掩ひて靑黃を視る、

自から聰明を斥けて、其の愚を守る、

之を己に有して、之を人に非らず、之を己に無くして、之を人に求めず、

君子は己を修むること至る、人を恕すること深し、

千鈞の重きも、百人なれば餘力有り、

烏獲の勇力を以てするも、一人なれば千鈞を擧ぐる能はず、衆力に及ばざる遠し、

重きもを載せて馬羸るれば、造父も遠きを致す能はず、

馬を御する術は、天下造父を推す、然れども疲馬重車を用ふれば、凡工の良馬輕車に如かず、故に道理は尙ぶべし、技巧は用無し、

雀は鸇に遭ひ、鼠は貍に遇ふ、

聖人其の志を得て、上位に在れば、讒佞姦邪は、必らず餘命無し、

繩は上に正しければ、木は下に直し、

得失の權要は、君上に在り、愼まざるべからず、

卵を以て石に投じ、火を以て水に投ず、

人主にして正を執り、平を持すれば、邪曲の徒は、其の跡を絶滅す、

楚王細腰を好めば、民は食を殺ぎて饑ゆ、

楚の靈王は、美人の細腰を好む、是に於て其の國民は、食を殺ぎ減じて、腰の疲るを求む、蓋し權勢の風を移すは、命を傳ふるよりも疾し、

堯も匹夫たれば、一里を化する能はず、

賢聖も治を爲すに足らず、權勢は俗を易ふべし、謂はゆる桀も上位に在れば、令行はれ禁むとは是なり、

處人は譽を以て尊し、遊者は辯を以て顯る、

天下は名譽に眩惑して、其の實を察せず、故に民間の處士は、德有るも名無ければ尊ばれず、遊說の志士は、才有るも辯無ければ顯はれず、

言は實を過ぎず、行は法を踰えず、

治國に於ては、法を究めて實を責め、群臣各其の業を守りて、功を效す、

君臣の施は、相報ゆる勢なり、

臣は力を盡し節に死し、以て君に與ふ、君は功を計り爵を垂れ、以て臣に與ふ、是れ君臣相報ゆるなり、

雨を待たずして、熟稼を求む、

ふよりも急なるもの無し、枹鼓は小害に過ぎず、故に曰く、兵は心よりも憯き(スルド)は無し、莫邪(バクヤ)の利劍も下(シモ)たりと、

孔墨は博通なるも、榛薄に入る能はず、

孔墨の聖と雖も、茂林深草に入るは、山居の樵牧に如かず、以て智の賴むに足らざるを見る、

積力の擧ぐる所は、勝へざる無し、衆智の爲す所は、成らざる無し、

一人の智力は、賴むに足らざるも、衆智積力は、功を廢する無し、

井に黿鼉(オホガメ)無く、園に脩木無し、

狹小の地には、巨物を生ぜず、智巧の人には、大道を存せず、

猿は木を得て捷(ハヤ)く、魚は水を得て鶩(ト)し、

物は其の所を得て、其の力を逞くす、之を失へば廢(スタ)る、故に鴟は夜に於て秋毫を察するも、晝に於て丘山を見る能はず、

責少きは償ひ易し、職寡きは守り易し、任輕きは權(ハカ)り易し、

其の操る所の約省を得れば、其の爲す所の效果を見る、

虛なるものには、天下之に遺(クミ)す、

愚に處し德に稱へば、聖人は之に與(クミ)す、淸虛無爲なれば、天下は之に從ふ、

衆勢に乘じて車と爲し、衆智を御して馬と爲す、

自己の智力を振はず、衆勢衆智の趨く所に從ふ、是れ無爲にして有爲なり、

戶を出でずして、天下を知る、

深居隱處して、神は萬里に遊ぶ、故に至道を持すれば、戶を出でずして、天下の利害に通曉せざる無し、

君臣は道を異にすれば治り、道を同じくすれば亂る、

君道は圓なり、運轉して端無く、臣道は方なり、職を守りて功を立つ、上下各其の宜しき所有り、故に曰く、道を同じくすれば亂る、

水濁れば魚噞ぐ、政苛なれば民亂る、

道の本を務めずして、事の末に趨る、是れ水を濁して魚の靜なるを求むるが如し、

堁を揚げて、塵を弭む、

勞して功無く、却て其の害を增す、是れ薪を抱きて火を救ふが如し、

響は聲に應じ、景は形に像る、

末は本に從ふ、蓋し求めずして得るなり、

疾く呼ぶも、百步に聞ゆるに過ぎず、

形は近く神は遠し、呼聲の力は限り有り、志の在る所は、千里の外にも通達す、

冬日の陽は、萬物歸依す、

冬の陽は夏の陰の如し、寒中に暖を取り、暑中に涼を受く、故に萬物歸依す、其の招くを待たず、

至精の像は、智者も誦する能はず、

至精の功を成すは、窈冥にして自然なり、故に智者も之を講誦する能はず、辯者も之を形容する能はず、

目を待ちて照見し、言を待ちて使令す、

衆人は神化を解せず、視るに目を以てし、令するに言を以てす、其の功を成すに難きも宜なり、

樂を聽きて俗を知り、俗を視て化を知る、

誠心の音樂に入るもの深し、故に樂は以て其の民俗を知るに足り、民俗は以て其の國の敎化を視るに足る、

太上は神化す、其の次は非を爲すを得ざらしむ、其の次は賢を賞して暴を罰す、

國君の民を治むる三等有り、至精を以て神化するを第一とす、

道は智有れば惑ひ、德は心有れば險し、心は目有れば眩む、

智心目の三者を用ひず、性靈の自然に從ふ、是を三者の眞用とす、

寇は陰陽よりも大なるもの無し、枹鼓を小とす、

枹鼓は戰の具なり、然れども國の害は、陰陽の序を失

取るも損せず、酌むも竭きず、

言はずして言ひ、爲さずして爲す、道の無窮なる所以なり、故に曰く取るも減せず、酌むも盡きず、

至人は言はず、

至道に通曉したるものは、無窮の智を抱きながら、沈默して言はず、天下は其の不言の貴ぶべきを知らず、故に史傳に名有るものは、道の粗なるゝのなり、

事を殊にして指を同くし、路を異にして歸を同くす、

手段を異にするも、歸趣を一にす、五帝三王の政治に於けるが如し、

終始虛滿にして、無原に轉ず、

終始循環し、虛滿反復し、以て無窮の本源に轉化す、是れ道の天地と和同する所以なり、

天は其の精を愛し、地は其の平を愛し、人は其の情を愛す、

精は光明なり、平は端正なり、情は性命なり、故に日月星辰は天に麗き、水火木金土は地に依り、思慮喜怒は人に屬す、

天地の財を生ずるは、五に過ぎず、

五行の氣は、財の本なり、五氣相和して、萬物を生育す、

主術訓上の名言

事は自然に由る、己より出る無し、

道を持するものは、事物の自然に任せて之に處す、我より敢てする無し、

治むる所を大にすれば、守る所を小にす、

國を治むるには、身を修むるを本とす、故に曰く、理むる所のもの遠ければ、在る所のもの邇し、

妄りに視れば淫し、妄りに聽けば惑ひ、妄りに言へば亂る、

妄は惑亂の行なり、故に目耳口の三關は、愼守せざるべからず、

天は魂たり、地は魄たり、

魂魄の兩氣和同して、一の道を成し、以て萬物の轉化を見る、

地と倶に生存す、

至貴は爵を待たず、至富は財を須たず、

道を得たるものは至貴にして、至富なり、爵と財との如きは、問ふに足らず、

氷の凝るは、其の釋くるに若かず、

物の流動は自然なり、故に凝結は融解に如かず、

冬箑夏裘は、己に用無し、

箑と裘との我に用無きに非ず、其の時を失ふを以てなり、物理の變遷は以て推すべし、

湯を以て、沸を止む、

沸を止むるは、火を去るを要す、然るに湯を沃ぐは、本を知らずして末に趨るなり、

本經訓の名言

造化と雌雄す、

陰陽と同化し、天地と和適す、是を造化と雌雄すと謂ふ、蓋し至人の狀態なり、

春は肅み、秋は榮え、冬は雷あり、夏は霜ふる、

天人相接す、賊氣の生ずる所には、災異從ひ至る、

近に由り遠を知り、萬殊を一とす、

達人の觀る所は、衆物の宜しき所を洞察して、遠近を一貫す、

德衰へて仁生じ、行沮れて義立ち、和失して聲調ひ、禮淫して容飾る、

本衰へて末振ふ、故に要を棄てゝ詳を求むるは、未だ以て至道を言ふに足らず、

書成りて天は粟を雨し、井鑿ちて龍は雲に登る、

智巧進みて神明罷む、故に蒼頡の文字成りて、天は詐僞の生じ、耕作の衰ふるを知り、粟を雨して民を警めたり、伯益の井水出でゝ、龍は川谷の涸れ、禍害の及ぶを恐れ、雲に登りて跡を藏めたり、

施すものは德とせず、受くるものは讓らず、

之を與ふるも恩惠を誇らず、之を受くるも辭讓を飾らず、是れ德の總ぶる所なり、

金積みて廉を折り、璧襲ねて理無し、

戈矛を用ふる多くして、其の鋒廉を折り、璧玉を弄する繁くして、其の文理を滅す、是れ亂世の情態なり、

寶を鑿りて、水を止む、

是れ薪を抱きて火を救ふが如し、却て勢を助くるに過ぎず、

火を乞ふは、燧を取るに如かず、汲を寄するは、井を鑿つに若かず、

外物の力を假るは、自から修むるに如かず、智巧を賴むは、天性を守るに若かず、

精神訓の名言

五色は目を惑し、五聲は耳に譁し、五味は口を亂し、趣舍は心を滑す、

精神は外に淫せしむべからず、故に此の四者を警戒す、

生は徭役なり、死は休息なり、

利害を輕視し、嗜欲を除却し、生を以て爲す無きものは、休息に就くと同じ、故に能く成長す、

生は天行なり、死は物化なり、

靜なれば陰氣の閉づるに從ひ、動なれば陽氣の開くに隨ふ、故に生は天氣の如く行動し、死は物類の如く變化す、

心は形の主なり、神は心の寶なり、

神以て心を治め、心以て形を御す、故に神迷ひて外に去れば、嗜欲來り亂す、

福の始と爲らず、禍の先と爲らず、

聖人は道と相接し、德と相隣る、故に福に就かず、禍に依らず、居常恬澹なり、

大澤焚くるも熱する能はず、河漢涸るも寒くする能はず、

至人は死生を以て一化と爲し、萬物を以て一類と爲す、故に火に入るも熱せず、水に沒するも寒からず、

形は槁木の如く、心は死灰の若し、

氣無く熱無し、無爲を以て終始を反復す、

存も亡の如く、生も死の若し、

寢るも夢無し、智も萌さず、不化を以て化に應じ、天

清水は音小なり、濁水は音大なり、

清水は平靜なり、濁水は亂れ騷ぐ、以て治亂の別を見る、

地形訓下の名言

木を錬りて火を生じ、火を錬りて雲を生ず、

五行の生死は、以て萬物の變化を完くす、

陰陽相薄りて雷と爲り、激揚して露と爲る、

大氣の起伏は、宇宙の變象を察するに足る、

時則訓上の名言

句るものは出で、萌すものは達す、

句萌は草木發生の貌なり、陽氣盛に泄るるときは、萬物生育して發動せざる無し、

時則訓下の名言

銳くして挫けず、流れて滯らず、

銳く用ひて折れず、流れ行きて止らず、是れ準の用なり、道の澁滯せざる所以なり、

覽冥訓の名言

東風至りて、酒湛溢る、

東風は春の木氣より生ず、木の味は酸なり、酒は酸を受けて、其の湛みたるものも溢れ沸く、是れ物類の相感ずる貌なり、

冬を以て膠を鑠し、夏を以て氷を造る、

有爲を以て爲すべからず、無爲を以て爲すべし、

能者は餘有り、拙者は足らず、

能く道と親むものは、自然にして餘力有り、道に背くものは、力を勞するも猶足らず、

磁石は鐵を引くも、瓦を引き難し、

物の其の性に從はざれば、功を成すべからず、鐵は重く瓦は輕し、然れども輕重を以て論ずるを得ず、

道には遺を拾はず、市には賈を豫せず、

至治の世には、民風純朴なり、道に遺りたるを拾ふもの無く、市に掛直したる商品を見ず、

天地の災變は、凡慮の測度すべきに非ず、

河魚は目を明にするを得ず、穉稼は時に育するを得ず、

萬物は其の遭遇する所に從ふ、故に黄河の濁流に處れば、魚も明目を得ず、時節に後れて種ゑたる苗は、生育する能はず、亂世に居れは、智者も獨り治るに足らず、

猿を檻中に置けば、豚と同じ、

麒驥も其の足を縛れば、千里を求むべからず、蓋し性は命に遭ひて、後に能く行はる、命を得ざれば、性有るも之を行ふに由無し、

天文訓上の名言

方は幽を主り、圓は明を主る、

方は地の形なり、故に幽なり、圓は天の體なり、故に明なり、

陽燧は火と爲り、方諸は水と爲る、

陽燧は金なり、方諸は蛤なり、金は日下に當れば火を生じ、蛤は月下に向へば水を生ず、蓋し物類相動き、本末相應じて然るなり、

冬至に炭輕く、夏至に炭重し、

冬至に氣燥く、夏至には氣濕ふ、故に炭を以て陰陽の消長を知る、

天文訓下の名言

一は二を生じ、二は三を生じ、三は萬物を生ず、

道は一なり、元氣なり、元氣は分れて陰陽と爲り、陰陽和合して物を生じ、遂に萬形を成す、

陽は陰より生じ、陰は陽より生ず、

陰極れば陽と爲り、陽極れば陰と爲る、故に相互に生育するが如し、

地形訓上の名言

山を積德と爲し、川を積刑と爲す、

山は靜にして草木禽獸を生育す、故に積德とす、川は流動し萬物を制斷す、故に積刑とす、謂はゆる高きものは生を致し、下きものは死を致す、是れなり、

胡越の如き遠隔と爲る、之に反して同じき點より視れば、萬國も一團の合體と爲る、

涅（クロツメ）を以て緇（クロイト）を染むれば、涅よりも黑し、藍を以て青を染むれば、藍よりも青し、

道の原本は、沖澹に在れども、智巧の末に至れば、一部に厚くして、宏達なる能はず、

道散じて德と爲り、德溢れて仁義となり、仁義立ちて、道德廢る、

至精は中に亡びて、言行は外に見る、故に仁義を飾る、

俶眞訓下の名言

凍者は兼衣を春に假り、暍者（アツサヤミ）は冷風を秋に望む、

神明を失ひて、內に缺くる所有るものは、必らず其の外に求む、

牛蹄の涔（コミヅ）には、尺の鯉無し、塊阜（コチカ）の山には、丈の材無し、

淺水小山には、大魚巨木を容るゝ能はず、無形の洪濶に至れば、涵養せざる所無し、

流沫に鑑る無きも、止水に鑑る、生鐵に窺ふ無きも、明鏡に窺ふ、

安靜にして平易なるは、形物の天性なり、故に濁り擾（ミダ）れたる流沫を避けて、靜なる止水に就く、映じ難き生鐵を斥けて、見易き明鏡を取る、

夏日は裘を被らず、冬日は翣（アフギ）を用ひず、

內に餘有れば、外に假るを要せず、故に聖人は自己を節して、嗜欲を用ひず、

生を化するものは死せず、物を化するものは化せず、

天は萬生を化して自から死せず、德は衆物を化して自から化せず、天と德とは永久に存在す、

飛鳥も翼を鍛ぎ、走獸も脚を擠（オト）す、

天下擾亂して、禍害は萬物に及ぶ、鳥獸も免る能はず、

歷陽の都も、一夕にして湖と爲る、

縱つは衣を委るが如く、用るは機を發するが如し、

去れば之に任せ、來れば之を用ふ、敝衣を棄つる如くし、射機を發する如くす、以て萬化に應じて窮る無し、是れ道の要なり、

俶眞訓上の名言

我を勞するに生を以てし、我を休するに死を以てす、

天地は我を載するに形を以てす、生ずれば勞役し、死すれば休息す、敝れて新と爲り、夢みて覺と爲る、其の變化の極るを見ず、

日に計れば足らず、歳に計れば餘有り、

大は賴るべし、小は倚るに足らず、故に百梅は以て百人の酸を爲すに足る、然れども一梅は以て一人の和を爲すに足らず、

魚は江湖に相忘れ、人は道術に相忘る、

物は各其の所を得て、之に安息す、人は道に逍遙す、魚の水に優游するが如し、

能く大圓を戴くものは、大方を履む、

能く天道を執るものは、以て人道を行ふに足る、能く太平に立つものは、以て大堂に處るべし、

能く冥冥に游ぶものは、日月と光を同くす、

能く冥冥の域に入るものは、以て昭昭の境に達するを得べし、故に曰く、日月と其の光を同くす、

利害を以て塵垢と爲し、死生を以て晝夜と爲す、

利害を論ぜず、死生を問はず、貴賤の身に於けるは、風の過ぐる如く、毀譽の我に於けるは、蚊の飛ぶ如し、

至道は無爲なり、龍たり蛇たり、

外は風に從ひ、內は性を守る、其の擧るや龍たり、其の止るや蛇たり、盈縮卷舒して時と變化す、是れ道の施す所なり、

肝膽も胡越なり、萬國と一圈なり、

異なる點を以て論ずれば、肝膽の如き接近のものも、

有像の類は、水より尊きは無し、

水は循ふべくして、毀るべからず、天下の至柔にして、至堅に馳騁す、

喜怒は道の邪なり、

道の尙ぶべきは平和に在り、喜怒は之を失ふ、其の邪たる所以なり、故に曰く、好憎は心の過なりと、

中を以て外を制すれば、百事は廢れず、

中心を以て、外部の情欲を制すれば、百事は廢れず、其の功の擧るを見るべし、

大道は坦坦たり、身を去ること遠からず、

道は近きに在り、優遊委縦して、之と轉化す、至徳の存する所なり、

身を以て物に役せられず、欲を以て和を滑さず、

道を得たるものは、外物に使役せられず、情欲に惑亂せられず、中心の和平を持す、

樂しむ無きに至れば、樂しまざること無し、

憂悲有りて歡樂を知る、憂悲無ければ歡樂を覺えず、故に樂無きに至るは、樂しまざる無き所以なり、之を至樂の域とす、

化育玄耀して、生も死の如し、

情欲去り性靈完ければ、我は天地の化育と玄同す、何ぞ生死を論ぜん、

高に處るも機からず、盈を持するも傾らず、

性命の安んずる處に在るものは、出入去就、其の道に違はず、故に高きも危からず、滿つるも傾覆せず、

火に入るも焦げず、水に入るも濡れず、

道を守れば害無し、窮するも懾れず、達するも誇らず、故に火も我を燒くに足らず、水も我を濕すに足らず、

毫末を以て宅と爲す、

清虛を貴ぶものは、神靈の精微に遊ぶを以て、毫末の小と雖も、其の居宅と爲さゞる無し、

進むこと便にして、遲滯の患無し、

原道訓下の名言

貴きものは、賤を以て號と爲す、高きものは、下を以て基と爲す、

王侯は自から孤寡不穀と稱す、其の身を卑賤に置く意なり、山嶽は低處を其の起點とす、故に高貴は其の本を卑下に托す、

剛ならんと欲すれば、守るに柔を以てす、

柔を積めば剛と爲り、弱を積めば强と爲る、故に柔弱を養ふは、剛强を制する道なり、

兵は强ければ滅し、木は强ければ折れ、革は固ければ裂く、

柔は自己よりも優れるものに勝つ、其の力は量るべからず、齒は舌より堅し、而も舌に先だちて敝る、故に柔は生の幹なり、强は死の徒なり、

先づ唱ふるは窮の路なり、後に動くは達の原なり、

先者は上れば、後者は之を攀づ、先は我力を勞す、有爲なり、後は自然に從ふ、無爲なり、故に先は窮し易し、後は達し易し、

時の反側は、間に息を容れず、

時機の轉換は迅疾なり、氣息を容るゝに間無し、智力の施すに足らざるを見るべし、

尺璧を貴ばずして、寸陰を重んず、

日月推移し、時は人と遊ばず、光陰は我を棄てゝ去る、故に一尺の美玉も、愛するに足らず、獨り寸陰の貴きを知る、

淸道を守り、雌節を抱く、

聖人は因循して、變に應じ、常に後れて先んぜず、能く淸和を守り、柔弱を持す、

無形は物の大祖なり、無音は聲の大宗なり、

萬象は無を以て本と爲す、無有より出でゝ無間に入る、終に萬變を生ず、

人を以て天に易へず、

人事は動なり、亂れて已まず、天性は靜なり、虚にして擾れず、故に道を得たるものは、人事に迷はず、能く天性を守る、

繳は無形に如かず、

繳は小なり、無形は大なり、小術を弄するは、大道を持するに如かず、

城成れば衝生る、湯を以て沸に沃ぐが如し、

我は城を築きて守らんとすれば、敵は衝車を造りて、來り攻めんとす、故に守るに城を用ふるは、沸騰を止むるに熱湯を沃ぐが如し、却て害を増すのみ、

饑虎も尾すべし、

饑虎は人を食ふ、然れども我は虚靜にして、害を加ふる念無ければ、其の尾を蹈みて、虎と遊ぶを得べし、

數に任ずれば、勞して功無し、

術數に任ずるものは、大道に通ぜず、故に勞するも其の功無し、道を持するものゝ逸して窮せざるに如かず、

井魚は與に大を語るべからず、

狹隘に拘るものは、大通なる能はず、故に曲士は至道を論ずるに足らず、

夏蟲は與に寒を語るべからず、

時節に偏り、流俗に泥み、他を顧みざるものは、以て變に處するに足らず、

善く游ぐものは溺れ、善く騎るものは墮つ、

事を好むものは、其の弊を受けざるを得ず、利を爭ふものは、其の害を速かざるに非ず、

得るは時に在り、爭に在らず、治るは道に在り、聖に在らず、

爭と聖とは人事なり、時と道とは自然なり、故に時に乘じて得べし、道を以て治むべし、爭と聖とを忘れて可なり、

土は下に處りて安し、水は下に流れて疾し、

土は卑下に就きて、高位を爭はず、故に安全にして、危害を免る、水は低下に向ひて、先利を爭はず、故に

し、然れども造語は精峭を極む、實に敲金戛玉是れなり、

洪興祖曰く、樂府の王孫遊は、此の招隱士より出づ、

焦竑(クワウ)曰く、招隱士は千巖競ひ秀で、萬壑爭ひ流るが如し、宛として草木蒙籠たり、雲興り霞湧くを見る、

淮南子の名言

尋常の小に置くも塞がらず、天下の大に布くも窕(ウス)からずとは、淮南子が唱道する玄旨なり、故に篇中の名言は、狹義を以て廣意を推し、大趣を以て細情を穿つ、卷舒伸縮、能く其の用を成すもの多し、之を原文の注解に止むるは、未だ其の言の眞味を咀嚼するに足らず、且つ淮南子は、後語以て前言を解し、前辭を以て後句を明にするもの少からず、爰に名言を摘めて、其の含蓄する所を披展す、

原道訓上の名言

之を舒(ノブ)れば六合に幎(オホ)ひ、之を卷けば一握に盈たず、

之を大にすれば、極めて大なり、之を小にすれば、極めて小なり、伸縮自在にして、神化は限り無し、以て萬事の變遷に應じ、困窮する所無し、

無爲にして之を爲し、道に合ふ、

萬物は流動す、我は無爲にして其の自然に任せ、百事を處理す、故に其の行ふ所は、道に合一す、

萬不同有りて、性に便(ベン)なり、

萬物は相同じからず、然れども其の相異なるは、各自の性に適する所以なり、

四時を馬と爲し、陰陽を御と爲す、

春夏秋冬陰陽晝夜は、相循環して休息せず、故に之を車馬とし、御者とすれば、往く所として通達せざる無し、

鏡水の形と接するや、智故を設けず、

鏡と水とは虛心なり、外物と相接するも、我より智巧を用ふること無し、彼の來り映ずるに任せ、觸るゝに任す、而して方圓曲直は明に現ず、謂はゆる無爲にして爲すものなり、

楊愼曰く、劉子の辨騷に云ふ、招魂と大招とは、耀艷にして深華なりと、此の四字は、尤も二篇の妙處を評し盡せり、皮日休は、楚辭を評して云ふ、幽秀古艷なりと、此の評も、亦彼の劉子の言ふ所と相和同す、余は稍之を易へて云ふ、招魂は耀艷にして深華なり、招隱士は幽秀にして古朗なり、

馮夢禎曰く、此の招隱士の一篇を讀めば、晨の霽に於て終南山を見るが如し、其の千仞の上に獨立したる峯は、高くして大なり、遠樹は歷歷たり、茂草は芊芊たり、鳥飛び獸走る、眞に山靜太古の趣有り、高士の儼然として其の間に出沒し、留連遊息して、其の居る所を知る無きを見るなり、更に其の筆力を窺へば、夏の九鼎を鑄たるが如し、龍文は自然に蒸變して、絪縕の氣は神怪を與さんとす、蓋し顧ふに、淮南八公の徒は、豈に特に西漢の異人のみならんや、或は是れ周秦の遺老ならん、試に此の篇を楚辭の穆天の謠、若くは詛楚の文に比すれば、吾は其の上なるを見る、未だ其の下なるを見ず、是れ屈氏の畏友と謂ふべきなり、

陳繼儒曰く、逸秀にして風趣多し、是れ眞に屈宋の高弟子なり、

蔣之翹曰く、世人は淮南鴻烈を見て、但其の才の鉅麗を極むるを知る、然るに此の招隱士の作は、獨り之を出すに精峭を以てす、蓋し其の思を構へ語を吐くや、必らず其の清韵の流れて、眉宇の間に動くを見る、後世左太冲は之に本きて、非$_{レ}$必$_{ニ}$絲與$_{ト}$竹、山水有$_{ニ}$清音$_{一}$の句を作る、亦善く其の玄祕を知るものと謂ふべし、

胡應麟曰く、漢の詩文賦は、皆其の妙を極む、獨り楚騷の詞を學ぶものは、昔に若かず、然れども高帝の大風は壯なり、淮南の小山は奇なり、是れ千古に冠絕す、固に多きに在らず、

高似孫曰く、招隱士は礱峻厲なり、詞瓌磊なり、他人の企攀すべからざるものたり、

金蟠曰く、招隱士の文字中には、別に洞人有り、屈子を此に位置す、是れ南面して百城に據るも易る無きなり、濁世の郢中に、之を招くも、豈に來るを肯んぜんや、人生は佳境無きに苦しむ、但時に招隱士を讀めば、胸中自から丘壑を開き、骨子乃ち煙火を脫するを覺ゆ、

孫鑛曰く、招隱士は全く是れ急節なり、毫も緩調無

謂はゆる情景交遞體なり、而して其の景を寫したる末句に至れば、必らず一句を殿して情を描き、以て後段に移る、過渡法とす、第一解の末句に於ける攀援桂枝兮聊淹留と、第三解の末句に於ける慕類兮以悲との如き、卽ち是れなり、更に其の首尾の照應を檢すれば、第一解の冒頭に桂樹を說きて、其の末句に攀援桂枝兮聊淹留の八字を殿し、之を第四解の首句に移し、再び同一の八字を以て、俯仰感傷の意中を疊寫す、而して第二解に王孫游兮不歸といひ、第四解に王孫兮歸來といふ、何ぞ其れ照應の精にして密なるや、殊に其の敍事の轉化に於ては、山氣巃嵸を以て、虎豹嘷に對し、春草萋萋を以て、蟪蛄鳴に接す、是れ靜より動に轉化する間に、景物をして陰鬱幽險ならしめ、情感をして凄婉慘楚ならしむるものなり、且つ其の始に獼狖群嘯兮虎豹嘷の小動は、終に至り虎豹鬪兮といひ、禽獸駭兮といふが如き、大激動となる、是れ謂はゆる危言層進法の轉化なり、一讀の下に、人をして危境畏途の戰慄すべきを想はしむ、蓋し作者は滿腔鬱勃たる志氣を以て、之を政局の大舞臺に披展するを得ざるを慨嘆し、屈原の遷謫に假托し、自から靈魂を招かんとす、故に此の篇は第一解を伏線として、桂樹も深山に生ずれば、其の美質たる清香の施行するに緣無きを說き、第二解を補敍として、王孫の憔悴を寫し、第三解を轉折として、深山の險惡を詳敍し、第四解を眼目として、王孫の幽僻を去り、大都に入り、其の忠貞の美質を顯揚せんことを屬望する所以を痛言す、因て此の末段を全篇の收束とす、文法より詩法に入り、一氣貫穿の中に、波瀾層疊の妙有り、聲色相應じ、情景相對す、洵に後世詞賦の冠首たり、試に古來名家の評語を揭ぐれば左の如し、

李賀曰く、招隱士は招魂の蹊徑に逼る、而も筆力は之に過ぐるに似たり、

桑悅曰く、招隱士は筆力遒上なり、骨は奇なり、法は古なり、西京の詩文中に於て、洵に矯矯たるものなり、後來擬作家の及ぶべきに非ず、

馮覲曰く、招隱士は其の詞瓌奇にして、其の意は隱約なり、之を讀めば、巃嵸磈礧の氣有り、信に宜しく屈宋と竝び馳すべし、

熊羆咆、禽獸駭兮亡其曹、王孫兮歸來、山中兮不可以久留、

是れ招隱士の第四解なり、之を五句とす、

君子は乃ち桂の淸香有る枝を攀ぢ援きて、自から其の比偶を憐み、聊か淹滯して彷徨す、其の四邊には虎豹の爭鬪する有り、熊羆の咆哮する有り、是を以て雉兎の屬は、驚駭して逃匿し、互に其の群を失ひて困厄す、嗚呼君子よ、家國に歸り來れ、此の危嶮の境に逡巡する勿れ、險惡の山中は、姑らく淹滯するを得べきも、以て永久に居住すべき所に非ず、

○第一解第二節の曾波は、層波なり、波浪の洶湧澧沛たる貌をいふ、

○第二解第一節の王孫は、忠貞なる君子を假稱す、或は曰く、屈原は楚の國君と同姓なるを以て、之を王孫と稱したるなりと、然れども本篇は屈原を假りて、自から憐み慰するものなるを以て、之を汎く君子として、自から比偶したりと見るを便とす、

○第二解第二節の螻蛄は、夏生じ秋死す、謂はゆる夏蟬なり、君子の不遇にして、短命なるものに比擬す、

○第三解第二節の樹輪は、樹枝の交叉したるものを指す、其の下句の茇骫は、茂り合ひ、折り重りたることなり、

○其下句の麚は、牡鹿なれども、之を牝鹿にも用ふ、此の處は牝牡相伴ふ意とす、

招隱士の評

招隱士は千古の名篇なり、屈宋を摸擬したるも、其の蒼勁幽峭なるは、殆んど之に過ぎたり、其の結構に於ても、首尾の照應より敍事の轉化に至る、精緻巧妙にして、屈宋を凌駕す、試に之を分解すれば、王孫を主とし、虎豹を客とし、桂樹を以て、王孫に比擬し、山氣を以て、虎豹に從屬す、而して王孫は君子を指し、虎豹は小人を稱す、桂樹は忠貞の行を寓し、山氣は險惡の地を託す、虎豹嗥と熊羆咆とを以て聲とし、山氣水波と青莎白鹿とを以て色とす、其の情景の敍法に於ては、第一解を景とし、第二解を情とし、第三解を景とし、第四解を情とす、是れ

獨り其の時を占めて、生ひ茂ること萋萋たり、既にして其の歲も暮れ、秋となる、猶客士に逡巡して、自から意を安んずる能はず、短命なる夏蟬は、秋を悲み鳴きて啾啾たり、恰も君子の時を失ひて、老死せんとするを傷むが如し、

坱兮軋、山曲岪、心淹留兮洞荒忽、罔兮沕、憭兮慄、虎豹穴、叢薄深林兮人上慄』嶔岑碕礒兮、碅磳磈硊、樹輪相糾兮、林木茷骫、靑莎雜樹兮、薠草靃靡、白鹿麏麚兮、或騰或倚、狀貌崟崟兮峨峨、淒淒兮漇漇』獮猴兮熊羆、慕類兮以悲』

是れ招隱士の第三解なり、之を分ちて三節とす、第一節は坱兮より上慄に至る七句とす、第二節は、嶔岑より漇漇に至る十句とす、第三節は獮猴より以悲に至る二句とす、

此の地は、坱として屈曲して峭秀す、君子は心志沈滯して、展る能はず、洞として神を喪ふが如く、恍惚たり、是に於て、其の精氣は罔として沈み、憭として畏れ、其の爲すべき所を知らず、附近には虎豹の穴居して、我を窺ふ有り、深叢密林は、人の至るもの有るも、皆之に上れば恐れ慄ふ、其の層嶽連嶂は、嶔岑たり、碕礒たり、其の危巖怪石は碅磳たり、磈硊たり、此の如く山重り石複る中に於て、高樹の大枝は橫斜し、交叉して相紛れ、林木の叢葉は、茂り合ひ、靑莎は灌木に雜りて生長し、薠草は風に隨ひ、披拂して靃靡たり、白鹿黃麏は、其の牝と共に或は奔騰し、或は徙倚す、其の狀貌は、角聳え頭昂り、崟崟として峨峨たり、其の皮毛は脂濕ひ光搖き、淒淒として漇漇たり、之に加ふるに獮猴有り、熊羆有り、百獸橫行して、人の安息を許さず、君子は此に屛居して、自から其の類を慕ふ、故を以て悲むこと無き能はず、

攀援桂枝兮聊淹留、虎豹鬪兮

の屈原を指すなり、屈原は忠貞を以て斥けられ、山澤に憔悴す、故に其の徒たる宋玉は招魂の曲を賦して、之を慰安し、其の精神を復せしめ、其の年壽を延べしめんと欲す、景差の大招も、亦之に倣へり、淮南の此の篇は、宋景の兩家に追和して、別に新意有り、兩家は楚國を稱揚するに力めたれども、淮南は然らず、專ら屈原を頌して、其の不遇を嘆惜し、以て作者の身世を暗寫す、是れ屈原を憐むものゝ、卽ち自から憐れむ所以なり、

桂樹叢生兮山之幽、偃蹇連蜷兮枝相繚、山氣巃嵸兮石嵯峨、谿谷嶄巖兮水曾波、猨狖群嘯兮虎豹嘷、攀援桂枝兮聊淹留、

是れ招隱士の第一解なり、此の一解を分ちて三節とす、第一節は桂樹より相繚ふに至る二句とす、第二節は山氣より曾波に至る二句とす、第三節は猨狖より淹留に至る二句とす、

桂樹は淸香を放つ名木なり、然るに其の居るべき良地を得ずして、山中の幽僻なる處に叢生す、賢良にして其の位を得ざる士の如し、但其の枝柯の偃蹇として橫斜し、連蜷として屈盤し、相繚繞するを見るのみ、此の地は、高山の雲氣巃嵸として立ち籠め、亂石は嵯峨として聳え峙ち、谿谷には嶄き巖有りて、嶮岨を成し、流水には重りたる波有りて、淵湍を成す、此の如き幽深危嶮の境にして、人の遊ぶべき所に非ず、是を以て、其の生息する動物には、猿有り、長尾猿有り、群嘯して志を縱にす、暴虎有り、猛豹有り、雄吼して意を恣にす、君子にして此に居る、豈其の孤獨を嘆せざらん、故に桂枝を攀ぢ援きて、自から其の比偶を憐み、聊か淹滯して彷徨す、

王孫游兮不歸、春草生兮萋萋、歲暮兮不自聊、蟪蛄鳴兮啾啾、

是れ招隱士の第二解なり、之を分ちて二節とす、第一節は王孫より萋萋に至る二句とす、第二節は歲暮より啾啾に至る二句とす、

君子其の道を守りて、世に容れられず、姑らく此の險惡の地に遊息し、未だ其の家國に歸るを得ず、春草は

若劉氏之書、觀天地之象、通古今之事、權事而立制、度形而施宜、原道之心、合三王之風、以儲與扈冶玄眇之中、精搖靡覽、棄其畛挈、斟其淑靜、以統天下、理萬物、應變化、通殊類、非循一跡之路、守一隅之指、拘繫牽連於物而不與世推移也、故置之尋常而不塞、布之天下而不窕、

劉氏の書の若きは、天地の象を觀て、古今の事に通じ、事を權りて制を立て、形を度りて宜しきを施し、五帝の道心に根源し、三王の風化に合同し、以て玄眇幽冥の中に從容遊息し、精を力め小を覽て、其の汚濁を棄て、其の淑靜を斟み、以て天下を統べ、萬物を理し、變化に應じ、殊類に通ず、是れ彼の一跡の路に循ひ、一隅の指を守り、物に拘り牽かれて、世と推移せざる如きものゝ比に非るなり、故に吾の淮南劉書の道は、造化と相應じ、自然と相合ふ、之を尋常の小に置くも塞がらず、之を天下の大に布くも薄からず、○儲與は容與なり、從容たる貌なり、○扈冶は廣大なる貌なり、自由に遊息するをいふ、○玄眇は幽玄微眇なり、宇宙の混冥なり、○精搖は精靈を修め力むるなり、○靡覽は微小を通覽するなり、○畛挈は汚濁の地なり○窕は薄くして力無きなり、

淮南小山の招隱士

是れ淮南王の遺篇たる歌詩の中の一なり、小山は詩經の小雅の如し、政事に大小の別有り、故に詩經に大雅と小雅と有り、感興に大小の差有り、故に淮南に大山と小山と有り、或は小山を以て淮南賓客中の人名の如く解すと雖も、詩經の小雅に倣ひ見るを妥當とすべし、

招隱士は、隱士の靈魂を招く意なり、隱士は楚賢

盟を畫策することなり、○修は脩なり、

中子者韓昭釐之佐、韓晉別國也、地墽、民險而介於大國之間、晉國之故禮未滅、韓國之新法重出、先君之令未收、後君之令又下、新故相反、前後相繆、百官背亂不知所用、故刑名之書生焉、

申子は韓の昭公釐公の輔佐なり、韓は晉の別國なり、地は瘠せて民は險なり、大國の中間に孤立す、晉の故禮は、未だ滅せず、韓の新法は重出す、先君の令未だ收らず、後主の制は更に下る、新舊相反し、前後相戻る、百官背亂して、用ふる所を知らず、故に申子の刑書は生じたり、

○墽は墝埆なり、瘠せて石多き地なり、○介は挾まれて孤立したる貌なり、○繆は戻なり、○刑名は法律なり、

秦國之俗、貪狼强力、寡義而趨利、可威以刑而不可化以善、可勸以賞而不可厲以名、被險而帶河、四塞以爲固、地利形便、畜積殷富、孝公欲以虎狼之勢而吞諸侯、故商鞅之法生焉、

秦國の民俗は、貪り狠り强力にして、義を缺き利に趨る、之を威服するに刑を以てすべきも、之を敎化するに善を以てすべからず、勸むるに實賞を以てすべきも、勵すに虛名を以てすべからず、險阻を被りて河水を帶び、四方に要塞を構へて固守に備ふ、其の地は我に利なり、其の形は我に便なり、畜積したる錢穀は殷富なり、孝公は虎狼の勢を以て、諸侯を吞まんと欲す、故に商鞅の法律は生じたり、

劉書

响、一朝用三千鍾贛、梁丘據子家噲導於左右、故晏子之諫生焉

齊の景公は、内に居りて聲色を好み、外に出でて狗馬を好み、獵射して歸るを忘れ、色を好みて利害を辨せず、正殿の臺を作り、多く大鐘を鑄て、之を庭下に撞けば、野雉皆其の鐘聲に應じて鳴く、一朝にして群臣に下賜する米は、三萬斛の多額に上る、其の寵臣梁丘據と子家噲とは、常に公の左右に在りて之を導く、故に晏子の諫は生じたり、○亡歸は忘歸に作るべし、○路寢は正殿なり、本殿なり、路は大なり、寢は堂なり、○族は聚るなり、多きことなり、○鍾は鐘なり、○郊は野なり、○响は鳴なり、○鍾は十斛なり、○贛は恩賜なり、○導は君の好む所を助けて、之を勸むるなり、

申商

晩世之時、六國諸侯谿異谷別、水絶山隔、各自治其境内、守其分地、握其權柄、擅其政令、下無方伯、上無天子、力征爭權、勝者爲右、恃連與國、約重致、剖信符、結遠援以守其國家、持其社稷、故縱橫修短生焉、

晩世の時に於て、六國の諸侯は、谿を以て異にし、谷を以て別ち、水を以て絶ち、山を以て隔て、各自から其の境内を治め、其の分地を守り、其の權柄を握り、其の政令を擅にす、下に地方の長官無し、上に天子無し、力征して權を爭ひ、勝者を右と爲す、同盟の國を恃み連ねて、重要の旨を約し定め、信用の符節を分ち、遠國の援助を結び、以て其の國家を守り、其の社稷を保つ、故に合從、連衡、長短の策は生じたり、○方伯は地方の長官なり、○與國は同盟國なり、○分地は領域なり、○致は旨なり、○剖は分つなり、○社稷は國土の神を祭る處なり、○縱横は南北東西の同

禹王の時に天下大水有り、禹王は身に虆と鍤とを執り、以て民の先導を爲し、北には河を決り開き、九流を通じ、南には江を鑿ち濬へて、九水を疏き、五湖を辟きて、東海を定む、此時に當り、燒けたるも之を去るに暇有らず、濡ひたるも之を拭ふに遑有らず、陵に死する者は陵に葬り、澤に死する者は澤に葬る、故に財を節して葬を薄くす、簡易なる喪服の禮生じたり、

○虆は土を盛る具なり、○垂は臿の訛なり、○剔は決り洩らすなり、○措は掃ひ去るなり、○給は暇なり、抏は拭なり、○閒服は簡易なる喪服なり、三月の服なり、

管晏

齊桓公之時、天子卑弱、諸侯力征、南夷北狄交伐中國、中國之不絕如綫、齊國之地、東負海而北彰河、地狹田少而民多智巧、桓公憂中國之患、苦夷狄之亂、欲以存亡繼絕、崇天子之位、廣文武之業、故管子之書生焉、

齊の桓公の時に、天子は卑弱にして、諸侯は力征す、南夷北狄は相交代して、中國を攻め、中國の絕滅せざることは、綫の細きが如し、齊國の地は東に海を負ひて、北に河を障とす、地狹く田少くして、民に智巧多し、桓公は中國の患を憂思し、夷狄の亂を苦慮し、以て亡國を保存せんと欲し、絕世を繼ぎ興さんと欲し、天子の位を崇めんと欲し、文武の業を廣めんと欲す、故に管子の書は生じたり、○綫は線に同じ、○彰は障に作るべし、一本には障、或は鄣、或は漳に作る、障を正とす、上句の負に對して用ひたる助字のみ、

齊景公內好聲色、外好狗馬、獵射亡歸、好色無辨、作爲路寢之臺、族鑄大鍾、撞之庭下、郊雉皆

乃ち爭道の塞らず、臣下の上を危くするを懼る、故に馬を華山に縱ち、牛を桃林に放ち、鼓を敗り、枹を折り、笏を搢みて參朝し、以て王室を寧靜にし、諸侯を鎭撫す、成王既に壯にして、能く政事に從ふに及び、周公は封を魯に受け、此の道を以て民風を移し正し、其の俗を易へ釐めたり、○襁褓は繈褓なり、小兒を負ふときに用る衣なり、○枹は鼓を打つ具なり、○搢笏は文官參朝の禮服を着ることなり、武具を斥くる意なり、

孔墨

孔子脩成康之道、述周公之訓、以教七十子、使服其衣冠、修其篇籍、故儒者之學生焉、墨子學儒者之業、受孔子之術、以爲其禮煩擾而不悅、厚葬靡財而貧民、服傷生而害事、故背周道而用夏政、

孔子は成王康王の道を修め、周公の訓を述べ、以て其の弟子七十人に敎へ、周の禮法に適へる衣冠を服せしめ、其の書籍を讀ましむ、故に儒者の學生じたり、墨子は儒者の業を學び、孔子の術を受く、因て謂ふ、其の禮は煩擾にして易からず、厚葬は財を費して、民を貧にす、喪服の久きに過ぐるは、生を傷ひて事を害すと、故に周の道に背きて、夏の政を用るを圖れり、○悅は平易なるをいふ、○靡は濫に費すなり、○服は周の喪に服する長期を指す、

禹之時天下大水、禹身執虆垂、以爲民先、剔河而道九岐、鑿江而通九路、辟五湖而定東海、當此之時、燒不暇撌、濡不給扢、死陵者葬陵、死澤者葬澤、故節財薄葬、閑服生焉、

師牧野、以踐天子之位、天下未定、海內未輯、武王欲昭文王之令德、使夷狄各以其賄來貢、遼遠未能至、故治三年之喪、殯文王於兩楹之間、以俟遠方、

文王は此の志を以て、未だ其の業を卒らず、殂落せり、武王は之を繼ぎ、太公望の謀を用ひ、民に向ひて少額の賦課を索め、自身には甲冑を着て、無道を伐ち、不義を討じ、師に牧野に誓ひ、以て天子の位を踐む、此の時に天子未だ定らず、海內未だ輯らず、武王乃ち文王の令德を昭にし、夷狄をして各其の貨物を以て來貢せしめんと欲す、然れども地方の遼遠なるものは、未だ能く至らず、故に三年の喪の禮を治め、文王を堂上兩楹の間に殯祭し、以て遠方の來服を待つ、

○擐は着用することなり、○賄は貨物なり、○殯は死者の遺骸を棺に收めて、堂上に祭り、未だ葬らざるなり、○楹は大柱なり、

武王立三年而崩、成王在襁褓之中、未能用事、蔡叔管叔輔公子祿父而欲爲亂、周公繼文王之業、持天子之政、以股肱周室、輔翼成王、懼爭道之不塞、臣下之危上也、故縱馬華山、放牛桃林、敗鼓折枹、搢笏而朝、以寧靜王室、鎭撫諸侯、成王既壯、能從政事、周公受封於魯、以此移風易俗、

武王は立つ三年にして崩ず、成王は襁褓の中に在り、未だ事を用ふる能はず、蔡叔、管叔は殷の公子祿父を輔けて、亂を爲さんと欲す、周公は文王の業を繼ぎ、天子の政を持し、以て周室に股肱たり、成王を輔翼す

其の人既に此の如き靈域に達すれば、日月を挾むも、光を添るに非ず、萬物を潤すも、力を消すに非ず、曼として行き、洮として流る、以て覽るに足る、藐として小なり、浩として大なり、曠曠として廣し、以て遊ぶを得べきなり、

文王

文王之時、紂爲天子、賦斂無度、戮殺無止、康梁沉湎、宮中成市、作爲炮烙之刑、刳諫者、剔孕婦、天下同心而苦之、文王四世纍善、脩德行義、處岐周之間、地方不過百里、天下二垂歸之、文王欲以卑弱制强暴、以爲天下去殘除賊、而成王道、故太公之謀生焉、

周の文王の時に於て、殷紂は天子たり、租税は法度無く、殺戮は止む時無し、耽樂し酒に淫して、宮中に人の集ること市の如し、炮烙の刑を作爲し、諫者の胸を刳き、孕婦の腹を剔る、天下の民は、心を同じくして之を苦しむ、文王は四世を累ねて、善を積み、德を修め、義を行ひて、岐周の間に處り、其の地は百里四方に過ぎず、然るに天下の三分の二は之に歸す、蓋し文王は卑弱を以て、强暴を制せんと欲し、天下の爲めに害を去り賊を除きて、王道を成さんと欲す、故に太公望の謀は生じたり、

○賦斂は租税の賦課徵收なり、○康梁は耽樂なり、○沈湎は酒に溺るなり、○炮烙は火刑なり、○天下二垂は天下三分の二の大概なり、二の大概といひて、三分の語を省きたるは、著明の事實なるを以て、要を述べたるなり、○殘は害なり、

文王業之而不卒、武王繼文王之業、用太公之謀、悉索薄賦、躬擐甲冑、以伐無道而討不義、誓

夫れ道論は至深なり、故に多く之が辭を爲し、以て其の情を抒ぶ、萬物は至衆なり、故に博く之が說を爲し、以て其の意を通ず、其の辭は曲折し、蔓衍し、入り紛れ、遠く引くと雖も、是れ其の道の至意を淸め潤して、人に知覺せしめ、之をして凝竭すること無く、底滯すること無く、捲屈すること無く、散ぜざること無からしむる所以なり、蓋し辯を弄するに非ず、道を明にするが爲めなり、

○壇卷は邅卷なり、曲折することなり、○連漫は蔓衍なり、○絞紛は糾紛なり、○遠援は幽眇なり、○洮汰は潤すなり、○滌蕩は淸めるなり、○捲握は卷き屈むるなり、

夫江河之腐胔不可勝數、然祭者汲焉大也、一盃酒白蠅漬其中、匹夫弗嘗者小也、誠通乎二十篇之論、睹凡得要、以通九野、徑十門、外天地、捭山川、其於逍遙一世之間、宰匠萬物之形、亦優游矣、

夫れ江河の水には、腐肉殘骨の浮ぶもの、數ふるに勝ふべからず、然れども祭者は之を汲みて神に供ふ、其の水量の大なるを以てなり、一杯の酒には、白蠅の漬すもの有れば、匹夫も之を飮まず、其の酒量の小なるを以てなり、若しも二十篇の論旨に通じ、大凡を睹て、其の要を知り、以て九野に通じ、八方上下を徑り、天地を外にし、山川を開き、能く自然の廣大に從ふを得ば、其の人は一世の間に逍遙し、萬物の形を統宰するに於て、自から優遊するに足らん、

○腐胔は腐肉と殘骨となり、○九野は中央及び八方の地なり、○十門は天地及び八方の門なり、○捭は開き通ずるなり、

若然者挾日月而不姚、潤萬物而不耗、曼兮洮兮、足以覽矣、藐兮浩兮、曠曠兮可以游矣、

八卦は以て吉凶を知るべし、禍福を識るべし、然れども伏羲は之が六十四變を爲し、周の王室に至り、増すに六爻を以てす、是れ淑清の道を原ね測りて、萬物の祖を追ひ求むる所以なり、夫れ五音の數は、宮、商、角、徵、羽に過ぎず、然れども五絃の琴を以て、五音を鼓くべきに非らず、必らずや之に從ひて和する細大の聲有るを要す、斯くして後に以て曲を成すべし、今爰に龍の首を畫く、之を觀るものは其の何の獸たるを知らず、其の全形を畫き擧るに至りて、其の龍たるを疑はず、

○六十四變は、天、風、山、水、地、雷、澤、火を八變して、六十四卦と爲るをいふ、○周室は文王周公を合せ稱したるなり、○六爻は爻辭なり、易の壹卦は六爻より成り、其の毎爻に周公の爻辭有り、故に六爻辭を省言したるなり、○攟逐は捃逐に同じ、追ひ求むるなり、捃は取るといふ意を推して、求むることゝなる、○弦は絃なり、○駕和は從ひて和する聲なり、琴の外の樂器を汎稱す、

今謂之道則多、謂之物則少、謂之術則博、謂之事則淺、推之以論則無可言者、所以爲學者、固欲致之不言而已也、

今之を道と謂へば多し、之を物と謂へば少し、之を術と謂へば博し、之を事と謂へば淺し、蓋し道術は無窮にして、事物は有限なればなり、之を推して論ずれば、言ふに足るもの無し、學を爲す所以は、固に之を不言に致さんと欲するのみ、姑く之を言ふは其の手段たり、

道論

夫道論至深、故多爲之辭、以抒其情、萬物至衆、故博爲之說、以通其意、辭雖壇卷連漫、絞紛遠援、所以洮汰滌蕩至意、使之無凝竭底滯、捲握而不散也、

故著書二十篇則天地之理究矣、人間之事接矣、帝王之道備矣、其言有小有巨、有微有粗、指奏卷異各有爲語、

故に書二十篇を著す、是に於て天地の理究り、人間の事接り、帝王の道備る、其の言は小有り、巨有り、微有り、粗有り、其の指示する所は、卷に由りて趣を異にし、各其の語を爲す有り、大旨は道に歸す、

學者

今專言道則無不在焉、然而能得本知末者其唯聖人也、今學者無聖人之才而不爲詳說、則終身顚頓乎混溟之中、而不知覺寤乎昭明之術矣、

今專ら道を言へば、道は在らざる無し、然れども能く其の本を得て、其の末を知るものは、其れ唯聖人なり、今日學者は、聖人の才無し、而も道を詳說せざるときは、終身混冥の中に顚墜して、昭明の術を覺る能はざらん、

○顚頓は顚墜なり、○混溟は混冥なり、

今易之乾坤足以窮道通意也、八卦可以識吉凶知禍福矣、然而伏羲爲之六十四變、周室增以六爻、所以原測淑清之道、而攟逐萬物之祖也、夫五音之數不過宮商角徵羽、然而五弦之琴不可鼓也、必有細大駕和、而後可以成曲、今畫龍首、觀者不知其何獸也、具其形則不疑矣、

今夫れ易の乾坤は、以て道を窮め意を通ずるに足る、

言君事而不爲稱喩、則不知動靜之宜、言稱喩而不言俗變、則不知合同大指、已言俗變而不言往事、則不知道德之應、知道德而不知世曲、則無以耦萬方、知氾論而不知詮言、則無以從容、通書文而不知兵指、則無以應卒、

君事を言ひて、利害の稱喩を爲さゞるときは、動靜の宜しきを知る能はず、利害の稱喩を爲して、俗變を言はざるときは、合同の大旨を知る能はず、既に俗變を言ひて、往事の實例を言はざるときは、道德の應用を知る能はず、道德を知りて、世事の曲折を知らざる時は、以て萬方に應ずるに足らず、氾論を知りて、詮言を知らざるときは、以て擧止の從容たるを保つ無し、書文に通じて、兵指を知らざるときは、以て急卒の變に應ずる無し、

○譬喩は擧示して、論說するなり、○指は旨なり、○耦は竝ぶなり、應ずることなり、

已知大略而不知譬諭、則無以推明事、知公道而不知人間、則無以應禍福、知人間而不知修務、則無以使學者勸力、欲强省其辭、覽總其要、弗曲行區入、則不足以窮道德之意、

既に大略を知りて、譬喩を知らざるときは、以て事を推明する無し、公道を知りて、人間を知らざるときは、以て禍福に應ずる無し、人間を知りて、修務を知らざるときは、以て學者をして勸め力めしむる無し、强ひて其の辭を省き、其の要を總覽せんと欲して、曲行區入せざるときは、以て道德の意を窮むるに足らず、

○曲行區入は、細に道を求めて、進み行くなり、

物接而不眩、內有以處神養氣、宴煬至和、而己自樂所受乎天地者也、

凡そ書を作るものは、道を窺ひ塞を開き、後世をして擧止と取捨との宜しき所を知らしめ、其の人が物と接して眩惑せず、心の內に神を處き氣を養ひ、至和を涵育して、吾自から天地より受くる所を樂しむに至るを期する所以なり、

○屬は作るなり、○庶は庶幾なり、期圖することなり、○後世使は使後世に作るべし、後世をしてと讀むなり、○擧錯は擧措なり、成すと成さゞるとなり、○適宜は所宜なり、○宴煬は安んじ養ふなり、涵育なり、

故言道而不明終始、則不知所倣依、言終始而不明天地四時、則不知所避諱、言天地四時而不引譬援類、則不識精微、言至精而不原人之神氣、則不知養生之機、原人情而不言大聖之德、則不知五行之差、言帝道而不言君事、則不知小大之衰、

書を作るもの丶、後世に向ひて期圖する所は、此の如し、故に道を言ひて、其の終始を明にせざるときは、依る所を知るに難し、因て其の終始を言ふ、然れども終始を言ひて、天地春夏秋冬を明にせざるときは、諱む所を知るに難し、因て天地春夏秋冬を言ふ、然れども天地春夏秋冬を言ひて、其の譬を引かず、其の類を援かざるときは、精微を識るに難し、因て譬を引き類を援く、且つ夫れ至精を言ひて、人の神氣に原本せざるときは、養生の機を知る能はず、人情に原本して、大聖の德を言はざるときは、木、火、土、金、水の差を知る能はず、帝道を言ひて、君事を言はざるときは、小大の別を知る能はず、

○倣依は學び從ふなり、○衰は差違なり、

流方、綏之斯寧、推之斯行、

乃ち心術に原き、情性を理め、以て清平の靈區に居り神明の清を澄徹し、以て天の沖和と相依り抱く、是の故に五帝三王を覽れば、天氣を懷き、天心を抱き、中を執り和を含み、德は內に形はれ、以て天地を凝し、陰陽を發し、春夏秋冬を序で、風敎を正す、之を綏んずれば斯に寧し、之を推せば斯に行はる、

○館は心を置くなり、○清平之靈は至清之域なり、○嬰薄は相依りて抱き合ふなり、○所以は是故なり、○五帝三王は羲、炎、黃、堯、舜、禹、湯、武なり、○著凝は聚り凝るなり、○流方は四方に流れ布く風敎なり、

乃以陶治萬物、遊化羣生、唱而和、動而隨、四海之內一心同歸、故景星見祥風至、黃龍下鳳巢列樹、麟止郊野、德不內形而行其法藉、專用制度神祇弗應、福祥不歸、四海弗賓、兆民弗化、故德形於內治之大本、此鴻烈之泰族也、

乃ち以て萬物を陶治し、群生を遊化す、我は唱ふれば衆は之に和同し、我は動けば、衆は之に隨行す、四海の內は心を一にし、歸を同じくす、故に瑞星見れて、祥風至り、黃龍下る、鳳は列樹に巢ひ、麟は郊野に止る、是れ聖人の德化なり、之に反して德は內に形はれず、其の法籍を行ひ、制度を專用すれば、神祇は應せず、福祥は歸せず、四海の夷狄は服從せず、衆民は敎化を受けず、故に德の內に形はるゝは、治道の大本なり、此れ大に明にして、大に聚りたる宇宙の玄理なり、

○陶治は造り成すなり、○遊化は生息なり、○景星は瑞星なり、○賓は服從なり、○兆は衆なり、○鴻烈は大に明なるなり、○泰族は大に聚るなり、

屬書

凡屬書者、所以窺道開塞、庶後世使知舉錯取捨之宜適、外與

守之非德不强也、誠明其意進退左右無所失、擊危乘勢以爲資、清靜以爲常、避實就虛、若驅羣羊、此所以言兵也、

兵略は戰勝攻取の術と形機の勢と詐譎の變とを明にし、因循の道に體ひ、持後の論を操る所以なり、是れ戰陣分爭の道に非ればゞ、行はれざるを知る所以なり、是れ攻取堅守の德に非ればゞ、强からざるを知る所以なり、若しも其の意を明にすれば、進退するも、左右するも、失ふ所無し、危を擊ち勢に乘じ、以て資と爲す、清靜を常と爲し、實を避け虛に就く、群羊を驅る如し、此れ兵を言ふ所以なり、

○戰勝攻取は、戰へば則勝攻則取なり、○數は術なり、○形機は形勢時機なり、○因循は天理に遵ふなり、○持後は後を守るなり、

說山說林

說山說林者、所以竅窕穿鑿百事之壅遏、而通行貫扃萬物之窒塞者也、假譬取象、異類殊形以領理人之意、解墮結細說捍摶囷而以明事埒事者也、

說山說林は百事の塞りたるを開き、萬物の閉ぢたるを通ずる所以なり、故に譬を假り象を取り、類を異にし形を殊にし、以て人の意を領理し、結びたるを解き、卷きたるを釋き、以て事を明にし、端を知るものなり、

○竅窕は穴を通ずるなり、○穿鑿は開くなり、○壅遏は塞るなり、○貫扃は扃を開くなり、開通なり、○解墮は解き去るなり、○結細は結紐なり、說捍は釋き放つことなり、○摶囷は卷きたるもの、○埒事は事の端緒を知るなり、

人間

人間者所以觀禍福之變、察利

本樸而兆見得失之變、利病之反、所以使人不妄沒於勢利、不誘惑於事態、有符曮晲、兼稽時勢之變、而與化推移者也、

氾論は殺ぎたる絹の間を細分し、曲りたる齒の隙を細に塞ぐ如き微妙を說く所以なり、故に直徑を接し、斜行を正くし、以て本來の樸質を推し、得失の變と利病の反とを先見す、是れ人をして勢利に妄沒せず、事態に誘惑せられず、自然の見る所に一致し、兼ねて時勢の變を稽へて、造化と共に推移せしむるものなり、○箴縷は細に分つなり、○縩繺は縩緞に同じ、絹を細に裂きたるもの、○纖揳は細に塞ぐなり、○唲齵は曲りたる齒なり、○郄は隙なり、○施は斜なり、○兆は兆候なり、○曮晲は日の運行して、下土を照すことなり、自然の見る所なり、一本には瞰睨に作る、是は下瞰することなり、曮晲と大意相通ず、○符は合ふなり、

詮言

詮言者所以譬類人事之指、解喩治亂之體也、差擇微言之眇詮、以至理之文而補縫過失之闕者也、

詮言は人事の指歸を譬へ論じ、治亂の本體を解喩する所以なり、故に微言の妙詮を擇び、至理の文を以て過失の闕を補ひ縫ふものなり、○譬類は類を推して論ずるなり、○美擇は擇び拔くなり、○眇は妙なり、微妙幽眇なり、○詮は理に就きて論を敍するなり、

兵略

兵略者所以明戰勝攻取之數、形機之勢、詐譎之變、體因循之道、操持後之論也、所以知戰陣分爭之非道不行也、知攻取堅

斷短爲節、以應小具、所以曲說攻論、應感而不匱者也、

繆稱は道德の論を破碎し、仁義の分を取捨し、概ね人間の事を雜へ說き、總て之を神明の德に同じ、象を假り類を取り、以て相譬喩し、短を斷ち節を爲し、以て小事に應ず、是れ其の曲說攻論し、感に應じて匱からざる所以なり、

○差次は順次に之を說きて、取捨するなり、○耦は類なり、○具は事なり、

齊俗

齊俗者、所以一羣生之短修、同九夷之風氣、通古今之論、貫萬物之理、財制禮義之宜、擘畫人事之終始者也、

齊俗は群生の短長を一にし、九夷の風氣を同くし、古今の論に通じ、萬物の理を貫き、禮義の宜しきを裁制し、人事の終始を規畫する所以のものなり、

○修は脩なり、○財は裁なり、○擘は規なり、

道應

道應者、攬掇遂事之蹤、追觀往古之跡、察禍福利害之反、考驗乎老莊之術、而以合得失之勢者也、

道應は往事の跡を攬取し、前古の跡を追觀し、禍福利害の反對を視察し、老莊の道術を考驗し、以て得失の情態を合同するものなり、

○掇は取るなり、○遂事は既に成したる事なり、往事なり、

氾論

氾論者、所以箴縷縩繺之間、攕揳唲齵之郄也、接徑直施、以推

の變を領略し、以て先聖の隆盛を褒めて、末世の曲政を貶する所以なり、是れ人をして耳目の聰明と精神の感動とを黜け、本性消亡の觀を止め、養生の和を修め、帝と王との道を分ち、小と大との差を列ねしむる所以のものなり、

○維初は太初なり、混元なり、○埒略は領略なり、○擠は止むなり、○流遁は本性の消亡なり、本經訓に詳なり、○操は道なり、

主術

主術者君人之事也、所以因作任督責、使羣臣各盡其能也、明攝權操柄以制羣下、提名責實考之參伍、所以使人主秉數持要不妄喜怒也、其數直施而正邪、外私而立公、使百官條通而輻輳、各務其業、人致其功、此主術之明也、

主術は人君の道なり、其の任務に因りて督責し、群臣をして各其の才能を盡さしむる所以なり、故に權を攝り、柄を操り、以て群下を制し、名を以て實を責め、之を上下の秩序に考ふることを明にす、是れ人主をして術を秉り、要を持し、喜怒を妄にせざらしむる所以なり、其の術は斜を直し、邪を正し、私を棄て丶、公を立て、百官をして條通し輻湊し、各其の業を務め、人皆其の功を致さしむるに在り、此れ主術の明解なり、

○作任は任務なり、○參伍は上下の秩序なり、泰族訓に詳説有り、○數は術なり、○施は斜なり、○輻輳は輻湊に同じ、四方より中央に聚り至る貌なり、

繆稱

繆稱者破碎道德之論、差次仁義之分、略雜人間之事、總同乎神明之德、假象取耦以相譬喩、

○淪は入るなり、○攟摭は拾ひ取るなり、○浸想は規察なり、○宵類は肖類なり、物類の相似たるものなり、○窘滯は屈み滯るなり、○決瀆は流を通ずるなり、○形埒は形狀なり、○眹は兆候なり、

精神

精神者、所以原本人之所由生、而曉寤其形骸九竅取象於天、合同其血氣與雷霆風南比類、其喜怒與晝宵寒暑竝明、審死生之分、別同異之跡、節動靜之機、以反其性命之宗、所以使人愛養其精神、撫靜其魂魄、不以物易己而堅守虛無之宅者也、

精神は人の由り生ずる所に原ね本きて、其の形骸九竅が象を天に取りて合同し、其の血氣が雷霆風雨と比類し、其の喜怒が晝夜寒暑と竝び明なるを曉り知る所以なり、故に死生の分を審にし、同異の跡を別ち、動靜の機を節し、以て其の性命の本宗に復歸す、是れ人をして其の精神を愛養し、其の魂魄を靜撫し、物を以て自己に易へず、堅く虛無の宅を守らしむる所以なり、

○曉寤は知覺なり、○霆は疾き雷なり、

本經

本經者所以明大聖之德、通維初之道、埒略衰世古今之變、以褒先聖之隆盛、而貶末世之曲政也、所以使人黜耳目之聰明、精神之感動、撙流遁之觀、節養性之和、分帝王之操、列小大之差者也、

本經は大聖の道を明にし、太初の道に通じ、衰世古今

節以爲法式、終而復始、轉於無極、因循倣依以知禍福、操舍開塞各有龍忌、發號施令、以時教期、使君人者知所以從事、

時則は上に天時に因り、下に地力を盡し、度に據り當を行ふ所以なり、之を人に合せば、十二の關節に遵據し、以て法式と爲す、歲は十二月を終りて、更に正月に始る、無極に轉じ、相循ひ相依り、以て禍福を知る、操る有り、舍つる有り、開く有り、塞ぐ有り、各其の時に應じて忌む所有り、號令を施行し、以て民に敎るに季節を以てす、是れ人君をして政に從ふ所以を知らしむるものなり、

○龍忌は鬼神の日を忌むなり、中國は忌といひ、胡越は龍といふ、

覽冥

覽冥者所以言至精之通九天也、至微之淪無形也、純粹之入至淸也、昭昭之通冥冥也、乃始攬物引類、覽取撟掇、浸想宵類、物之可以喩意象形者、乃以穿通窘滯、決瀆壅塞、引人之意、繫之無極、乃以明物類之感、同氣之應、陰陽之合、形埒之朕、所以令人遠觀博見者也、

覽冥は至精の九天に通じ、至微の無形に淪り、純粹の至淸に入り、昭昭の冥冥に達するを言ふ所以なり、乃ち始めて物を攬り類を引き、之を覽て之を拾ひ、物類の相似たるを視察す、是に於て、物の以て意を喩へ形を象る可きものは、澁滯したるを開通し、壅塞したるを決流し、人の意を引きて、之を無極に繫ぐ、乃ち以て物類の感と同氣の應と陰陽の合と形狀の兆とを明にす、是れ人をして遠觀博見せしむる所以のものなり、

は離析なり、細に分つなり、○通廻は同化なり、

天文

天文者所以和陰陽之氣、理日月之光、節開塞之時、列星辰之行、知逆順之變、避忌諱之殃、順時運之應、法五神之常、使人有以仰天承順而不亂其常者也、

天文は陰陽の氣を和し、日月の光を理め、開塞の時を節し、星辰の行を列ね、順逆の變を知り、忌諱の殃を避け、時運の應に順ひ、五行の常に法る所以なり、是れ人をして天を仰ぎ承順し、其の常を亂さざること有らしむるものなり、

○五神は木、火、土、金、水の效用なり、

地形

地形者所以窮南北之修、極東西之廣、經山陵之形、區川谷之居、明萬物之主、知生類之衆、列山淵之數、規遠近之路、使人通迴周備不可動以物、不可驚以怪者也、

地形は南北の長を窮め、東西の廣を極め、山陵の形を經り、川谷の居を區ち、萬物の主を明にし、生類の衆を知り、山淵の數を列ね、遠近の路を規る所以なり、是れ人をして通迴すること周備し、動かすに物を以てすべからず、驚かすに怪を以てするを得ざらしむるものなり、

○修は脩なり、○經は測るなり、○區は分つなり、○居は處なり、

時則

時則者所以上因天時、下盡地方、據度行當、合諸人則、刑十二

欲一言而寤則尊天而保眞、欲再言而通則賤物而貴身、欲參言而究則外物而反情、執其大指以內洽五藏、瀸濇肌膚、被服法則而與之終身、所以應待萬方、覽耦百變也、若轉丸掌中、足以自樂也、

蓋し原道の要は、一言して之を覺らんと欲すれば、天を尊びて眞を保つに在り、再言して之に通ぜんと欲すれば、物を賤しみて身を貴ぶに在り、三言して之を究めんと欲すれば、物を外にして情性に復歸するに在り、之を要するに原道は、其の大指を執り、以て內は五臟を潤し、外は肌膚を浸し、自然の法則を被服して、天道と共に身を終る、是れ萬方に應對して百變を通覽する所以なり、丸を掌中に轉ずるが如く、以て自から樂しむに足るなり、
○寤は覺なり、○洽は潤すなり、○五藏は五臟なり、○瀸濇は浸潤なり、○應待は應對なり、○覽耦は通覽なり、

俶眞

俶眞者窮逐終始之化、嬴埒有無之精、離別萬物之變、合同死生之形、使人遺物反己、審仁義之間、通同異之理、觀至德之統、知變化之紀、說符玄妙之中、通迴造化之母也、

俶眞は終始の化を窮め逐ひ、有無の精を繞り修め、萬物の變を離析し、死生の形を合同し、人をして物を忘れて、自己の本性に復歸せしむ、是れ仁義の間を審にし、同異の理に通じ、至德の統を觀て、變化の紀を知り、其の說は玄妙の中に符合し、造化の母に通迴するものなり、
○嬴埒は繞り修むるなり、一致することなり、○離別

ふ、故に其の言は世人と相依ること無し、或は單に事を言ふのみにして、道を言はざれば、之を聽くもの其の本旨に惑ふ、故に其の言は造化と相通ずること無し、是の故に二十篇を著し、道と事とを並び擧ぐ、○與世浮沈は、世人と相共に行止するなり、○與化遊息は、造化と相共に生息するなり、

有原道、有俶眞、有天文、有地形、有時則、有覽冥、有精神、有本經、有主術、有繆稱、有齊俗、有道應、有氾論、有詮言、有兵略、有說山、有說林、有人間、有修務、有泰族、也、

其の篇は原道有り、俶眞有り、天文有り、地形有り、時則有り、覽冥有り、精神有り、本經有り、主術有り、繆稱有り、齊俗有り、道應有り、氾論有り、詮言有り、兵略有り、說山有り、說林有り、人間有り、修務有り、泰族有り、

原道

原道者盧牟六合、混沌萬物、象太一之容、測窈冥之深、以翔虛無之軫、託小以苞大、守約以治廣、使人知先後之禍福動靜之利害、誠通其志、浩然可以大觀矣、

原道は天地四方を籠め、萬物を包み、太一の容に象り窈冥の深を測り、以て虛無の道を翔り、小に託して大を苞ね、狹きを守りて廣きを治め、人をして先後の禍福と動靜の利害とを知らしむ、若しも其の志に通ずれば、浩然として大觀すべきなり、

○盧牟は規模といふが如し、修め整へるなり、○混沌は和同といふが如し、包容することなり、○太一は造化の自然なり、○軫は軌道なり、○苞は包ね有つなり、○約は要なり、○誠は若なり、

要略

鴻烈の書は、二十一篇の鉅製なるを以て、其の要を略說し、其の道を約解す、微妙なる旨趣は、以て概見するを得べし、蓋し是れ淮南子の自序なり、

玄妙

夫作爲書論者、所以紀綱道德、經緯人事、上考之天、下揆之地、中通諸理、雖未能抽引玄妙之中、才繁然足以觀終始矣、總要擧凡、而語不剖判純樸、靡散太宗、懼爲人之惛惛然弗能知也、故多爲之辭、博爲之說、又恐人之離本就末也、

夫れ書論を作爲するは、道德を紀綱する所以なり、人事を經緯する所以なり、上は之を天に考へ、下は之を地に揆り、中は之を理に通ず、斯くすれば未だ玄妙の中を抽引する能はずと雖も、纔に繁然として事物の終始を觀るに足るなり、蓋し要旨を總べ、大凡を擧げて、其の語は純樸の道を解き明し、太宗の理を開き示すを期す、苟くも然らざれば、人の惛惛然として、之を知る能はざるを懼る、故に多く之が辭を爲り、博く之が說を爲る、又或は人の本を離れて末に就くを恐るゝなり、

○諸理は之於理の三字に同じ、○玄妙は至深の道なり、○才は纔なり、○剖判は明細に分つなり、○純樸は太素の本旨なり、○靡散は詳に示すなり、○太宗は道の本なり、○懼爲は懼の一字と見るべし、○惛惛は惛惛に同じ、心暗き貌なり、

故言道而不言事、則無以與世浮沉、言事而不言道、則無以與化遊息、故著二十篇、

故に其の說を立つるは甚だ難し、單に道を言ふのみにして、事を言はざれば、之を聽くもの其の實行に迷

百殘除而中和作矣、

故に仁智は人材の美なるものなり、謂はゆる仁は人を愛するなり、謂はゆる智は人を知るなり、人を愛すれば虐刑無し、人を知れば亂政無し、治は法理に由れば、悖謬の事無し、刑は侵濫ならざれば、暴虐の行無し、上に煩亂の治無く、下に怨望の心無ければ、百害は除きて、中和の道作る、○文理は法理なり、○悖謬は戻るなり、○侵濫は濫りに害ふなり、○殘は害なり、

此三代之所昌、故書曰、能哲且惠、黎民懷之、何憂讙兜、何遷有苗、

此れ夏、殷、周三代の隆昌なりし所以なり、故に書に曰く、能哲にして且つ惠有り、衆民は之に懷く、何ぞ讙兜の小人を憂へん、何ぞ有苗の蠻族を遷さんと、

智伯有五過人之材、而不免於身死人手者、不愛人也、齊王建有三過人之巧、而身虜於秦者、不知賢也、故仁莫大於愛人、知莫大於知人、二者不立、雖察慧捷巧劬祿疾力、不免於亂也、

之に反して、中和の道を缺くものは、禍害より免る能はず、晉の智伯は、人に過ぎたる材能五種を有す、而も遂に人の手に死したるは人を愛せざればなり、齊王建は、人に過ぎたる技巧三種有り、而も終に秦の兵に虜はれたるは、賢を知らざればなり、故に仁は人を愛するよりも大なるもの無し、智は人を知るよりも大なるもの無し、此の二者にして立たざれば、察慧、捷巧、勉强、疾力の諸能有りと雖も、禍亂より脱するを得ざるなり、○智伯は美髯にして大軀なり、射御に巧なり、材藝多く備る、文辯敏慧なり、果敢なり、是れ五材なり、○齊王建は力能く强弓を挽き、走は能く奔馬に先だつ、超は能く高を踰え去る、是れ三能なり、○劬祿は苦心して勞力するなり、

窮也、貍執鼠而不可脫於庭者爲搏雞也、

故に事は一孔を鑿ちて、百隙を生ずるもの有り、一物を樹ゑて、萬葉を生ずるもの有り、其の鑿つ所は、以て便を爲すに足らずして、其の開く所は、以て敗を爲すに足る、其の樹ゆる所は、以て利を爲すに足らずして、其の生ずる所は、以て穢を爲すに足る、然れども愚者は小利に迷ひて、其の大害を忘る、菖蒲は蚤虱を斥くる効有り、然れども人は之を席とせず、其の蛉窮を來たすが爲めなり、貍は鼠を執ふる功有り、然れども之を庭に畜ふべからざるは、其の雞を搏つが爲めなり、

○隟は隙に同じ、○昌羊は菖蒲なり、○痒は席の字と見るべし、○蛉窮は青蟲なり、○脫は放ち畜ふなり、

故事有利於小而害於大、得於此而亡於彼者、故行棊者、或食兩而路窮、或予踦而取勝、偷利不可以爲行、而智術可以爲法、

故に事は小に利にして大に害なる有り、此に得て彼に亡ふ有り、是の故に博奕するものは、兩を取りて敗る有り、一を與へて勝つ有り、蓋し一時の利は、以て常行と爲すべからず、而も智術は以て法規と爲すべきなり、

○行棊は棊道を行ふなり、博奕することなり、食兩は最初に兩點を取るなり、○路窮るは敗るなり、○予踦は最初に壹點を讓り與ふるなり、○偸利は一時苟且の利なり、奇獲なり、

故仁知人材之美者也、所謂仁者愛人也、所謂知者知人也、愛人則無虐刑矣、知人則無亂政矣、治由文理則無悖謬之事矣、刑不侵濫則無暴虐之行矣、上無煩亂之治、下無怨望之心、則

螈蠶は一歲に再收す、是利ならざるに非ず、然れども王法は之を禁ず、其の桑を殘害するが爲めなり、離は稻に先だちて熟す、然れども農夫は之を耨り去る、是れ離の小利を以て、稻の大穫を傷はざるを圖るなり、一家の老人は、飯を異にして食ひ、器を殊にして享く、子婦は跣にして堂に上り、跪きて羹を斟む、是れ費を見ざるに非ず、然れども之を省くべからざるは、其の義を害するが爲めなり、
○螈蠶は夏蠶なり、○離は稻に似て實の少きもの、○享は食を取るなり、群書治要には烹に作る、烹は享に通ず、享は下句の斟に應じて、解するに便なり、

待媒而結言、聘納而取婦、紱絻而親迎、非不煩也、然而不可易者、所以防淫也、使民居處相司、有罪相覺、於以擧姦、非不掇也、然而傷和睦之心、而構仇讎之怨、

媒を待ちて言を結び、禮物を贈りて婦を取り、車を挽きて親しく迎ふ、是れ煩勞ならざるに非ず、然れども之を改むべからざるは、淫を防ぐ所以なり、民をして其の居處に於て相視察せしめ、其の有罪者をして相覺らしむるは、相互に罪人を隱蔽する恐れ有り、其の姦を擧ぐるに於ては、輟めざるに非ず、然れども斯くして民に任すは、和睦の心を傷ふことを憂ふればなり、仇讎の怨を構ふるを慮ればなり、
○聘納は娉納なり、婚禮の約束の贈物なり、○紱絻は紼絻なり、禮式の車を挽くことなり、○司は伺なり、視察なり、○掇は輟に通ず、

故事有鑿一孔而生百隟、樹一物而生萬葉者、所鑿不足以爲便、而所開足以爲敗、所樹不足以爲利、而所生足以爲穢、愚者惑於小利而忘其大害、昌羊去蚤虱、而人弗庠者、爲其來蛉

句踐棲於會稽、脩政不殆、謨慮不休、知禍之爲福也、襄子再勝而有憂色、畏福之爲禍也、

晉の獻公は、驪を伐ち其の女を得たり、是れ不善に非ず、然れども史蘇は之を歎ず、是れ驪姫の禍に由り、其の後四世に至るまで、國難の生ずるを見たるなり、吳王夫差は、齊を艾陵に破り、晉に黃池に勝つ、其の軍は撓たざるに非ず、然れども伍子胥は之を憂ふ、是れ夫差の必らず越の捕虜と爲るを見たるなり、齊の小白は莒に奔り、晉の重耳は曹に奔る、各其の困しむ所無きに非ず、然れども鮑叔は小白に從ひ、咎犯は重耳に隨ふ、皆其の力を盡して、之を輔けたり、是れ其の與に霸に至るべきを知ればなり、越王句踐は、會稽に棲むも、政を修めて怠らず、謀慮して休まず、是れ禍の轉じて福と爲るを知ればなり、趙襄子は再び勝ちて憂色有り、是れ福の變じて禍と爲るを畏れたればなり、

○殆は怠に通ず、○謨は謀なり、

故齊桓公亡汶陽之田而霸、智伯兼三晉之地而亡、聖人見禍福於重閉之內、而慮患於九拂之外者也、

故に齊の桓公は、汶陽の田を亡ひて霸たり、晉の智伯は、三晉の地を兼有して亡ぶ、是の故に、聖人は禍福を重閉の內に見て、患を九曲の外に慮る、

○九拂は九曲なり、幾重にも拂戾したる貌なり、

螈蠶一歲再收、非不利也、然而王法禁之者、爲其殘桑也、離先稻熟、而農夫耨之、不以小利傷大穫也、家老異飯而食、殊器而享、子婦跣而上堂、跪而斟羹、非不費也、然而不可省者、爲其害義也、

す、至治は寛裕なり、故に民は相賊害せず、至和は素樸に復す、故に民は實際の情態を匿すこと無し、○從は民の從ひ服するなり、故に吉となる、○至中は至和なり、沖和の道なり、○易レ道は、君の政を平靜なりとして、民の從ふをいふ、或は曰く、易レ導なり、民を指導するに易きなりと、此の說亦可なり、

商鞅爲レ秦立二相坐之法一而百姓怨矣、吳起爲レ楚減二爵祿之令一而功臣畔矣、商鞅之立レ法也、吳起之用レ兵也、天下之善者也、然商鞅以レ法亡レ秦、察二於刀筆之跡一而不レ知二治亂之本一也、吳起以レ兵弱レ楚、習二於行陳之事一而不レ知二廟戰之權一也、

商鞅は秦の爲めに、罪人の同族連累する法を立て、百姓怨む、吳起は楚の爲めに、爵祿を省減する令を定めて、功臣畔く、夫れ商鞅の法を立つるも、吳起の兵を用ふるも、天下の精なり、然れども商鞅は法を以て秦を亡す、是れ刀筆の跡に察して、治亂の本を知らざればなり、吳起は兵を以て楚を弱くす、是れ行陣の事に習ひて、廟戰の權を知らざればなり、

○相坐は連坐なり、一家に罪有れば、同族の三家連坐する法なり、○減二爵祿之令一は、立二爵祿省減之令一といふ意なり、○刀筆は法制なり、○廟戰は帝道なり、天の道に從ひ、自然の威を以て、敵を服するなり、兵略訓に見ゆ、

晉獻公之伐レ驪得二其女一非レ不レ善也、然而史蘇歎レ之、見二其四世之被レ禍也、吳王夫差破二齊艾陵一勝二晉黃池一非レ不レ捷也、而子胥憂レ之、見二其必擒二於越一也、小白奔レ莒、重耳奔レ曹、非レ不レ困也、而鮑叔咎犯隨而輔レ之、知二其可一レ與至二於霸一也、

の時に奏樂したるは師涓なり、故に師延は師涓に作るを可とす、○撫は抑止するとなり、○辟は邪なり、

故民知書而德衰、知數而厚衰、知券契而信衰、知械機而實衰也、巧詐藏於胸中、則純白不備、而神德不全矣、琴不鳴而二十五絃各以其聲應、軸不運而三十輻各以其力旋、絃有緩急小大、然後成曲、車有勞軼動靜、而後能致遠、使有聲者乃無聲者也、能致千里者乃不動者也、

故に民は書を知れば德衰へ、數を知れば厚衰へ、券契を知れば信衰へ、機械を知れば實衰ふ、蓋し巧詐を胸中に藏すれば、純白は備はらずして、神德は全からざるなり、琴は鳴らざるも、二十五絃は各其の聲を以て應ず、軸は運らざるも、三十輻は其の力を以て旋る、絃は緩急小大有り、然る後に曲を成し、車は勞逸動靜有り、然る後に能く遠きを致す、其の聲有るものを使ふは、聲無きものなり、能く千里を致すものは、乃ち動かざるものなり、

○厚は親厚の情なり、○實は性の質なり、○軼は逸なり、

故上下異道則治、同道則亂、位高而道大者從、事大而道小者凶、故小快害義、小慧害道、小辯害治、苛削傷德、大政不險、故民易道、至治寬裕、故下不相賊、至中復素、故民無匿情、

故に上下は道を異にすれば治る、而も道を同じくすれば亂る、夫れ位高くして道大なるものは吉なり、事大にして道小なるものは凶なり、故に小快は義を害し、小慧は道を害し、小辯は治を害し、苛削は德を傷ふ、蓋し大政は危險ならず、故に民は道を平易と思惟

聖王之設政施教也、必察其終始、其縣法立儀、必原其本末、不苟以一事備一物而已矣、見其造而思其功、觀其源而知其流、故博施而不竭、彌久而不垢、夫水出於山而入於海、稼生於田而藏於倉、聖人見其所生則知其所歸矣、

聖王の政を設け教を施すは、必らず其の終始を察す、聖王の法を定め儀を立つるは、必らず其の本末を原ぬ、苟くも一事を以て一物に備るのみに非ず、其の造るを見て、其の功を思ひ、其の源を觀て、其の流を知る、故に博く施して竭きず、彌久くして垢れず、夫れ水は山より出でて海に入る、穀は田に生じて倉に藏む、聖人は其の生ずる所を見て、其の歸する所を知る、

○縣は懸なり、揭示なり、○稼は穀なり、

故舜深藏黃金於嶄巖之山、所以塞貪鄙之心也、儀狄爲酒、禹飲而甘之、遂疏儀狄而絕旨酒、所以遏流湎之行也、師延爲平公鼓朝謌北鄙之音、師曠曰、此亡國之樂也、太息而撫之、所以防淫辟之風也、

故に舜帝は、深く黃金を嶄巖の山に藏む、是れ貪鄙の心を塞ぐ所以なり、儀狄は酒を作る、禹王は飲みて之を甘しとす、遂に儀狄を斥けて美酒を絕つ、是れ流湎の行を遏る所以なり、師涓は晉の平公の爲めに、殷紂の朝歌、北鄙の音樂を鼓す、師曠曰く、此れ亡國の遺響なりと、乃ち太息して、其の絃を抑へ之を止む、是れ淫邪の風を防ぐ所以なり、

○旨は味の美なるなり、○師延は殷の樂工なり、平公

り、

故弁冕輅輿可服而不可好也、大羹之和可食而不可嗜也、朱絃漏越、一唱而三嘆、可聽而不可快也、故無聲者正其可聽者也、其無味者正其足味者也、吠聲清於耳、兼味快於口、非其貴也、

故に弁冕、輅輿は、用ふべし、然れども之を好むべからず、太羹の味は食ふべし、然れども之を嗜むべからず、朱絃の聲流れ、一唱して三嘆するは聽くべし、然れども之を快しとすべからず、故に無聲は其の聽くべきものを正すなり、無味は其の味ふに足るものを正すなり、夫れ衆聲は耳に淸く、兼味は口に快し、是れ其の貴きに非るなり、

○弁冕、輅輿は、儀式に用ふる高冠大車にして、飾無きものなり、○太羹は、五味を和せざる單味なり、○和は味なり、○朱絃漏越は琴瑟の聲のみにして、他の樂器を加へざるなり、○吠聲は衆聲なり、諸樂器の合奏なり、

故事不本於道德者、不可以爲儀、言不合乎先王者、不可以爲道、音不調乎雅頌者、不可以爲樂、故五子之言、所以便說掇取也、非天下之通義也、

故に事は道德に本かざれば、以て儀と爲すべからず、言は先王に合はざれば、以て道と爲すべからず、音は雅頌に調はざれば、以て樂と爲すべからず、故に商、申、韓、蘇、張の五子の言は、便說制取する所以なり、天下の通義に非ず、

○便說掇取は、便宜に由りて、說を立て、我の望む所を制し取るなり、

終始

す、其說は商子の開塞篇に詳なり、○三符は符驗の三術なり、○孤憤は韓非子の篇名なり、○掇取は制取なり、○一切は一部なり、○從衡は合從、連衡なり、南北の同盟と東西の同盟との畫策なり、○庸は常なり、

今夫雅頌之聲、皆發於詞、本於情、故君臣以睦、父子以親、故韶夏之樂也、聲浸乎金石、潤乎草木、今取怨思之聲施之於絃管、聞其音者、不淫則悲、淫則亂男女之辯、悲則感怨思之氣、豈所謂樂哉、

今夫れ雅頌の聲は、詞に發し、情に本づく、故に君臣以て睦じ、父子以て親し、故に韶夏の樂たるや、聲は金石を浸し、草木を潤す、然るに今や怨思の聲を取りて、之を絃管に施す、其の音を聞くものは、淫せざれば悲む、蓋し淫すれば男女の辯を亂し、悲めば怨思の氣を感ぜしむ、豈に謂はゆる樂ならんや、

○雅頌は、周の君德を稱揚する音樂なり、○韶夏は虞夏なり、舜禹の音樂なり、

趙王遷流於房陵、思故鄉作爲山水之嘔、聞者莫不殞涕、荊軻西刺秦王、高漸離宋意爲擊筑而謌於易水之上、聞者莫不瞋目裂眦、髮植穿冠、因以此聲爲樂而入宗廟、豈古之所謂樂哉、

趙王遷は秦に擒はれ、房陵に流さる、因て故鄉を思ひ、山水の謳を作る、之を聞くもの涕を殞さゞる無し、燕の荊軻は西に赴き秦王を刺さんとす、高漸離と宋意とは、爲めに筑を擊ちて、易水の上に歌ふ、之を聞くもの、目を瞋し、眦を裂き、髮立ちて冠を穿たざる無し、乃ち此の聲を以て樂と爲して、宗廟に入る、豈に古の謂はゆる樂ならんや、

○遷は趙王の名なり、○嘔は歌曲なり、○殞は落な

なり、其の厚を益さずして、其の廣を張るものは毀る、其の基を廣めずして、其の高を增すものは覆る、秦の始皇は、其の德を增さずして、其の高位を累ぬ、故に滅びたり、晉の智伯は、仁義を行はずして、地を廣むるを務む、故に其の國を亡ふ、

○趙政は秦の始皇なり、○高は權勢なり、

語曰、不大其棟不能任重、重莫若國、棟莫若德、國主之有民也、猶城之有基、木之有根、根深則本固、基美則上寧、

語に曰く、其の棟を大にせざれば、重きに任ふる能はずと、重きは國に若くは無し、棟は德に若くは無し、夫れ國主の民を有つは、城の基有るが如し、木の根有るが如し、根深ければ本は固し、基美なれば上は寧し、

五子

五帝三王之道、天下之綱紀、治之儀也、今商鞅之啓塞、申子之三符、韓非之孤憤、張儀蘇秦之從衡、皆掇取之權、一切之術也、非治之大本、事之恒常、可博聞而世傳者也、子囊北而全楚、北不可以爲庸、弦高誕而存鄭、誕不可以爲常、

五帝三王の道は、天下の綱紀なり、政治の儀表なり、今夫れ商鞅の啓塞も、申子の符も、韓非の孤憤も、張儀、蘇秦の從衡も、皆是れ制取の權なり、一曲の術なり、治の大本に非ず、事の恒常に非ず、博聞すべきに非ず、世世に傳ふべきに非ず、楚の大夫子囊は、逃走して楚を全くす、其の功有り、然れども逃走を以て常法と爲すべからず、鄭の弦高は、虛誕を以て鄭を保存す、其の勳有り、然れども虛誕は以て常用と爲すべからず、

○啓塞は、之を啓くに利を以てし、之を塞ぐに禁を以

ず、其の在る所の先後に由るのみ、

草木洪者爲本、而殺者爲末、禽獸之性大者爲首、而小者爲尾、末大於本則折、尾大於要則不掉矣、故食其口而百節肥、灌其本而枝葉美、天地之性也、天地之生物也有本末、其養物也有先後、人之於治也、豈得無終始哉、故仁義者治之本也、

草木は大なる處を本とし、細き處を末とす、禽獸は大なるを首とし、小なるを尾とす、末は本よりも巨なれば折る、尾は腰よりも大なれば掉かず、故に其の口を養へば、百節肥ゆ、其の本に灌げば、枝葉美なり、是れ天地の性なり、天地の物を生ずるや、本末有り、其の物を養ふや、先後有り、人の政治に於けるは、豈獨り終始無きを得んや、故に仁義は政治の本なり、

○洪は大なり、○殺は小なり、細なり、○要は腰なり、

今不知事脩其本、而務治其末、是釋其根而灌其枝也、且法之生也、以輔仁義、今重法而棄義、是貴其冠履而忘其頭足也、故仁義者爲厚基者也、不益其厚而張其廣者毀、不廣其基而增其高者覆、趙政不增其德而累其高故滅、智伯不行仁義而務廣地、故亡其國、

然るに今や事の本を修むるを知らずして、其の末を治むるを務む、是れ其の根を釋て丶、其の枝に灌ぐなり、且つ夫れ法の生ずるや、以て仁義を輔く、然るに今や法を重んじて、義を棄つ、是れ冠履を貴びて、頭足を忘るなり、故に仁義は、基礎を厚くする爲めの具

於人也、

故に臺上に池を鑿つ如き勞力を以て、耕耘を爲せば、田野必らず辟く、土山を積む如き高度を以て、堤防を修むれば、水用必らず足る、狗馬鴻雁を飼養する如き巨費を以て、士を養へば、名譽必らず榮ゆ、弋獵博奕に遊蕩する如き閑日を以て、詩を誦し、書を讀めば、聞識必らず博し、故に不學の學に於けるは、瘖聾の常人に比するが如きなり、

○觀池は、臺觀を作りたる高き處の池なり、

凡學者能明於天人之分、通於治亂之本、澄心清意以存之、見其終始、可謂知略矣、

凡そ學は能く天人の分を明にし、治亂の本に通じ、心を澄し意を清くし、以て其の道を存し、其の終始する所を見る、是れ要を知ると謂ふべきなり、

本末

天之所爲禽獸草木、人之所爲禮節制度、構而爲宮室、制而爲舟輿是也、治之所以爲本者仁義也、所以爲末者法度也、凡人之所以事生者本也、其所以事死者末也、本末一體也、其兩愛之一性也、先本後末、謂之君子、以末害本、謂之小人、君子與小之性非異也、所在先後而已矣、

天の爲す所は、禽獸草木なり、人の爲す所は、禮節制度なり、其の構ふるや、宮室と爲り、其の造るや、舟車と爲る、是れなり、政治の本たる所以は、仁義なり、其の末たる所以は、法度なり、人の生に事ふる所以は、本なり、其の死に事ふる所以は、末なり、本來は一體なり、其の之を兩愛するは一性なり、本を先にし末を後にするもの、之を君子と謂ひ、末を以て本を害する、之を小人と謂ふ、君子と小人との性は異なるに非

や、大難を犯して懾れず、煩累を見て惑はず、晏然として自得するは、其の樂たるや、豈唯一説の快のみならんや、
○管準は、水平を測量する具なり、無以は一本に無爲に作る、蓋し不能といふが如し、○金目は望遠鏡なり、○快射は快く測るなり、之を快しと思ひて用ふるなり、○煩繆は煩累なり、○晏然は安息の貌なり、

夫道有形者皆生焉、其爲親亦戚矣、享穀食氣者皆受焉、其爲君亦惠矣、諸有智者皆學焉、其爲師亦博矣、射者數發不中、人教之以儀則喜矣、又況生儀者乎、人莫不知學之有益於己也、然而不能者、嬉戲害人也、人皆多以無用害有用、故智不博而日不足、

夫れ道は形有るものをして、皆之に生ぜしむ、其の親父たること慈なり、道は穀を享くる者と氣を食むものとをして、皆之を受けしむ、其の君たること惠なり、道は諸種の智有あるものをして、皆之に學ばしむ、其の師たること博し、夫れ射るものは數發するも中らず、人は之に敎ふるに儀的を以てすれば喜ぶ、又況んや儀的を生ずる道に於てをや、人は學問の自己に益有るを知らざる無し、然れども學問する能はざるは、嬉戲を以て自己を害するなり、人は皆多く無用を以て有用を害す、故に智は博からずして、日も足らざるなり、
○戚は親なり、慈なり、○儀は準的なり、

以鑿觀池之力耕、則田野必辟矣、以積土山之高脩隄防、則水用必足矣、以食狗馬鴻鴈之費養士、則名譽必榮矣、以弋獵博奕之日誦詩讀書、聞識必博矣、故不學之與學也、猶瘖聾之比

し、其の監觀する所以のもの豈に大ならずや、
○拘は屈なり、○塞は邪なり、○六藝は禮、樂、射、御、書、數なり、儒術なり、○道德は玄經なり、○繫戾は拘束なり、

人之所知者淺、而物變無窮、曩不知而今知之、非知益多也、問學之所加也、夫物常見則識之、嘗爲則能之、故因其患則造其備、犯其難則得其便、夫以一世之壽、而觀千歲之知、今古之論雖未嘗更也、其道理素具、可不謂有術乎、

人の知る所は淺くして、物の變は窮り無し、曩に知らずして、今之を知るは、智の多きを益したるに非ず、學問の加ふる所なり、夫れ物は常に見れば之を識る、常に爲せば之を能くす、故に其の患に因れば、其の備に造り、其の難を犯せば、其の便を得るなり、夫れ一世の壽を以て、千歲の智を觀る、今古の論は未だ嘗て變ぜずと雖も、其の道理は素より具る、術有りと謂はざるべけんや、
○嘗は常に道ず、○造は達するなり、

人欲知高下而不能、教之用管準則說、欲知輕重而無以、予之權衡則喜、欲知遠近而不能、教之以金目則快射、又況知應無方而不窮哉、犯大難而不懾、見煩繆而不惑、晏然自得其爲樂也、豈直一說之快哉、

人は高下を知らんと欲するも能はず、之に管準を用ふることを敎れば悅ぶ、人は輕重を知らんと欲するも能はず、權衡を與ふれば喜ぶ、人は遠近を知らんと欲するも能はず、之に金目を用ふることを敎れば快しとす、又況んや無方に應じて、不窮なるを知るを

封なり、

且聾者、耳形具而無能聞也、盲者、目形存而無能見也、夫言者所以通己於人也、聞者所以通人於己也、瘖者不言、聾者不聞、既瘖且聾、人道不通、故有瘖聾之病者、雖破家求醫不顧其費、豈獨形骸有瘖聾哉、心志亦有之、

且夫れ聾者は耳の形具るも、能く聞くこと無し、盲者は目の形存するも能く見ること無し、夫れ言は自己を人に通ずる所以なり、聞は人を自己に通ずる所以なり、然るに瘖者は言はず、聾者は聞かず、既に瘖にして聾なれば、人道は通せず、故に瘖聾の病有るものは、醫を求むるに、家を破ると雖も、其の費を顧みず、然れども瘖聾は豈獨り形骸のみならんや、心志も瘖聾有り、

夫指之拘也、莫不事申也、心之塞也、莫知務通也、不明於類也、夫觀六藝之廣崇、窮道德之淵深、達乎無上、至乎無下、運乎無極、翔乎無形、廣於四海、崇於太山、富於江河、曠然而通、昭然而明、天地之間無所繫戾、其所以監觀豈不大哉、

夫れ指の拘曲したるものは、之を伸るを力めざる無し、然れども心の閉塞したるものは、之を開くを知ること無し、是れ類に明ならざればなり、夫れ六藝の廣崇を觀て、道德の淵深を窮め、上無きに達し、下無きに至る、無極に運り、無形に翔る、四海よりも廣く、太山よりも高く、江河よりも盛なり、曠然として通じ、昭然として明なり、天地の間に於て、繫戾する所無

を恃む勿れ、吾の道有りて、彼の我を奪ふべからざるを恃むべしと、蓋し吾は彼の我を奪ふべき道を行ひ乍ら、彼の簒弑の行を誹るは、天下を持つに益無し、
○簒は君の位を奪ふなり、持は有なり、

聾盲

凡人之所以生者衣與食也、今囚之冥室之中、雖養之以芻豢、衣之以綺繡、不能樂也、以目之無見、耳之無聞、穿隙穴、見雨零、則快然而嘆之、況開戸發牖、從冥冥見炤炤乎、見炤炤猶尚肆然而喜、又況出室坐堂、見日月光乎、見日月光曠然而樂、又況登太山、履石封、以望八荒、視天都若蓋、江河若帶、又況萬物在其間者乎、其爲樂豈不大哉、

凡そ人の生ずる所以は、衣と食となり、然れども人を冥き室の中に囚へ置けば、養ふに良肉を以てすと雖も、衣するに美服を以てすと雖も、其の囚人は樂しむ能はず、人の樂しむ所は、目と耳とに在り、目に物を見ず、耳に聲を聞かざる處に於て、隙穴を穿ち、雨の零るを見ば、快然として之を嗟歎せん、況んや戸を開き牖を發きて、冥冥より昭昭を見るをや、唯其の昭昭を見るも、猶能く肆然として喜ぶ、又況んや室を出で堂に坐して、日月の光を見るをや、唯其の日月の光を見るも、曠然として樂しまん、又況んや太山を登り、層石の高封を履み、以て八荒を望み、天都の小にして車蓋の如く、江河の細くして衣帶の如くなるを視るをや、又況んや萬物の其の間に在るを觀るをや、其の樂しみは更に大なり、
○芻豢は、菜食獸と肉食獸となり、美食を汎稱す、○炤炤は明なり、昭昭に同じ、○肆然は喜の盛なるなり、○曠然は心廣き貌なり、○石封は石の積みて高き

靈王則倍畔而去之、得民之與失民也、

楚の靈王は、章華の臺を作り、乾谿の役を起す、外内騷動し、百姓疲弊す、是に於て、楚の公子弃疾は、民の怨に乘じ、公子比を立て君と爲す、百姓は臂を放ちて、靈王に背き去る、靈王は乾谿に餓ゑて、草を食ひ、水を飲み、塊を枕にして死するに至れり、夫れ楚國の山川は變ぜず、土地は易らず、民の性は殊ならず、然るに昭王には相率ゐて之に殉ひ、靈王には相畔きて之を去る、是れ民心を得ると民心を失ふとに由りて分るなり、

○掻は騷なり、○罷は疲なり○莽は草なり、

故天子得道、守在四夷、天子失道、守在諸侯、諸侯得道、守在四隣、諸侯失道、守在四境、故湯處亳、七十里、文王處酆、百里、皆令行禁止於天下、周之衰也、戎伐凡伯于楚丘以歸、

故に天子道を得れば、守る所は四夷に在り、天子は道を失へば、守る所は諸侯に在り、諸侯は道を失へば、守る所は四境に在り、故に湯王は亳に居る、其の領地は七十里四方なり、文王は酆に居る、其の領地は百里四方なり、然れども皆其の令する所は天下に行はれ、其の禁ずる所は天下に止む、周の衰ふるに及びては西戎の一軍も、能く周の大夫凡伯を楚丘に伐ちて、之を捕へ去れり、

故得道、則以百里之地令於諸侯、失道、則以天下之大畏於冀州、故曰無恃其不吾奪也、恃吾不可奪、行可奪之道、而非篡弑之行、無益於持天下矣、

故に道を得れば、百里の小國に據るも、諸侯に令するに足る、之に反して道を失へば、天下の大域を占むるも、冀州の一戎に畏る、故に曰く、彼の吾を奪はざる

殷の都に據り、成湯の廟に朝禮し、賢士商容の邑を旌表し、王子比干の墓を封ひ祭り、良臣箕子の囚を解き免し、乃ち枹を折り鼓を毀り、弓、矢、戈、矛を偃せ、牛馬を縱ち、笏を搢みて、天下に君臨す、百姓は歌謳して、之を樂み、諸侯は禮物を執りて朝覲す、是れ武王が民心を得たればなり、

○閭は里邑なり、○枹は鼓を打つ『バチ』なり、○五兵は殳、矛、戈、戟、弓矢なり、殳は木棒なり、○禽は獻上の品なり、

闔閭伐楚、五戰入郢、燒高府之粟、破九龍之鍾、鞭荊平王之墓、舍昭王之宮、昭王奔隨、百姓父兄攜幼扶老而隨之、乃相率而爲致勇之寇、皆方命、奮臂而爲之鬪、當此之時、無將卒以行列之、各致其死、却吳兵復楚地、

吳王闔閭は、楚を伐ち、五戰して楚の首都なる郢に入り、高府の積穀を燒き、九龍の鍾を破り、楚の平王の墓を鞭ち、昭王の宮に舍る、昭王は逃れて隨國に奔る、百姓父兄は幼を攜へ老を扶けて、昭王に隨ふ、乃ち相率ゐて勇を致し、各方面に寇を防ぎ、臂を奮ひて、之が爲めに鬪ふ、此の時に當り、將帥以て之を行列する無し、民衆は各自に其の死力を致し、遂に吳兵を却け、楚地を復するを得たり、

○九龍の鍾は、楚宮の大鐘なり、鍾は鐘なり、○荊は楚なり、○寇は兵なり、○方命は一本に方面に作る、從ふべし、○將卒は將率なり、將帥をいふ、

靈王作章華之臺、發乾谿之役、外內搔動、百姓罷弊、弃疾乘民之怨而立公子比、百姓放臂而去之、餓於乾谿、食莽飮水、枕塊而死、楚國山川不變、土地不易、民性不殊、昭王則相率而殉之、

海、右流沙、前交趾、後幽都、師起容關至浦水、士億有餘萬、然皆倒矢而射傍戟而戰、武王左操黃鉞、右執白旄以麾之、則瓦解而走、遂土崩而下、紂有南面之名而無一人之德、此失天下也、

謂はゆる天下を有つとは、其の勢位を履むを謂ふに非ず、其の傳統の法籍を受くるを謂ふに非ず、其の尊號を稱ふるを謂ふに非ず、天下の力を運して、天下の心を得るを言ふなり、殷紂の地は東海を左にし、流沙を右にし、交趾を前にし、幽都を後にす、其の軍隊は容關より起りて浦水に至る、其の士卒は億有餘萬の多きを見る、然れども皆其の矢を倒にして射る、其の戟を横にして戰ふ、其の心の離反したるを以てなり、武王は左に黃鉞を執り、右に白旄を揮ひ、以て兵を麾す、是に於て殷紂の軍は、瓦の如く解けて走り、遂に土の如く崩れて降參す、夫れ殷紂は南面の名有り、然れども一人の之を德とするもの無し、此れ天下を失ふ所以なり、

○傍戟は、戟を横に執り、敵を打たざるなり、○黃鉞は天子の大刑を行ふ兵器なり、柄を黃色とす、○白旄は白毛の指令旗なり、

故桀紂不爲王、湯武不爲放、周處酆鎬之地、方不過百里、而誓紂牧之野、入據殷國、朝成湯之廟、表商容之閭、封比干之墓、解箕子之囚、乃折枹毀鼓、偃五兵、縱牛馬、搢笏而朝天下、百姓謌謳而樂之、諸侯執禽而朝之、得民心也、

故に桀紂は、自から王たるを失ふ者なり、湯武は君を放つに非るなり、武王は酆鎬の地に居り、其の領域は百里四方に過ぎず、然れども殷紂と牧野に誓ひ、入て

奪ふ無きに在り、時を奪ふ無き本は、事を省くに在り、事を省く本は、用を節するに在り、用を節する本は、本性に復り安んずるに在り、未だ能く本を搖して、其の末を靜にするもの有らず、未だ能く其の源を濁らして、其の流を淸くするもの有らず、

○反性は、天性に復りて、安靜を守るなり、

故知性之情者、不務性之所無以爲、知命之情者、不憂命之所無奈何、故不高宮室者、非愛木也、不大鍾鼎者、非愛金也、直行性命之情、而制度可以爲萬民儀、今目悅五色、口嚼滋味、耳淫五聲、七竅交爭以害其性、日引邪欲而澆其身、夫調身、弗能治奈天下何、故自養得其節則養民得其心矣、

故に性の情を知るものは、性の以て爲す無き所を務めず、命の情を知るものは、命の奈何ともする無き所を憂へず、故に宮室を高くせざるは木を吝むに非ず、鐘鼎を大にせざるは、金を吝むる非ず、直に性命の情を行ひて、其の自然に成れる制度は、以て萬民の儀表と爲すべきなり、今や世人は然らず、目は五色を悅び、口は滋味を嚼み、耳は五聲に溺れ、七竅は互に爭ひ、以て其の性を害す、然るに之を改むるを知らず、日に邪欲を引きて其の耳に澆ぐ、夫れ身を調ふることも猶治むる能はず、其れ天下を奈何せん、故に自から養ひて其の調節を得れば、民を養ひて其の心を得るなり、

○鍾は鐘なり、○淫は惑溺なり、○七竅は耳、目、口、鼻なり、

所謂有天下者、非謂其履勢位、受傳籍、稱尊號也、言運天下之力而得天下之心、紂之地左東

すれば輕し、蓋し義は行を全くする所なり、故に詩に曰く、愷悌の君子は、福を求めて回ならずと、是れ信義を以て、準繩と爲すを言ふなり、
○天下之圖は、天下の地圖なり、君主の地位を指す、○吻喉は刎喉なり、喉を刎ねて殺すことなり、○愷悌は和順なり、○回は邪なり、

自得

欲成霸王之業者、必得勝者也、能得勝者、必强者也、能强者、必用人力者也、能用人力者、必得人心者也、能得人心者、必自得者也、故心者身之本也、身者國之本也、未有得己而失人者也、未有失己而得人者也、

能く霸王の業を成すものは、必ず勝を得るものなり、能く勝を得るものは、必らず强きものなり、能く强きものは、必ず人力を得るものなり、能く人力を得るものは、必らず人心を得るものなり、能く人心を得るものは、必らず自得するものなり、故に心は身の本なり、身は國の本なり、未だ自己を得て人を失ふもの有らず、未だ自己を失ひて、人を得るもの有らず、
○欲成は成すことを能くする意なり、能成の兩字と見るべし、

故爲治之本、務在寧民、寧民之本在於足用、足用之本在於勿奪時、勿奪時之本在於省事、省之本在於節用、節用之本在於反性、未有能搖其本而靜其末、濁其源而淸其流者也、

故に治を爲す本は、務めて民を寧んずるに在り、民を寧んずる本は、用を足すに在り、用を足す本は、時を

し、何ぞ善に益有らん、夫れ智者は妄に發せず、善を擇びて之を爲し、義を計りて之を行ふ、故に事成りて功は賴るに足り、身死して名は稱するに足る、智能有りと雖も、必らず仁義を以て、之が本を爲し、然る後に立つべきなり、

○知者不妄發は、群書治要に於て、知者不妄爲、勇者不妄發に作る、從ふべきに似たり、

知能蹐馳、百事竝行、聖人一以仁義爲之準繩、中之者謂之君子、弗中者謂之小人、君子雖死亡、其名不滅、小人雖得勢其罪不除、

智能を以て擧止すれば、百事は竝び行はる、然れども聖人は智能に任せず、一に仁義を以て之が準繩を爲す、之に中るものを君子と謂ひ、之は中らざるものを小人と謂ふ、君子は死亡すと雖も、其の名は滅せず、小人は勢を得ると雖も、其の罪は除かず、

○蹐馳は擧止なり、蹐は徐行なり、馳は急走なり、

使人左據天下之圖、而右吻喉、愚者不爲也、身貴於天下也、死君親之難、視死若歸、義重於身也、天下大利也、比之身則小、身所重也、比之義則輕、義所全也、詩曰、愷悌君子求福不回、言以信義爲準繩也、

試に人をして、左の手に天下の君位を握らしめ、右の手に其の喉を刎ねしめば、愚者も之に就かざるべし、何となれば身は天下よりも貴ければなり、然れども君親の患難に死力を竭し、死を視ること歸するが如きは、何ぞや、是れ義は身よりも重ければなり、夫れ天下の君位を握るは大利なり、然れども之を身に比すれば小なり、身は重き所なり、然れども之を義に比

克竭股肱之力、領理百官、輯穆萬民、使其君生無廢事、死無遺憂、此異行而歸於善者、

田子方と段干木とは、爵位俸祿を輕視して、其の身を重んず、慾を以て生を傷はず、利を以て形を累さず、之に反して、李克は君に事へ、其の股肱の力を竭し、百官を領理し、萬民を安撫し、其の君をして生前に廢事無く、死後に遺憂無からしむ、此の三人は均しく魏の文侯の下に在り、其の行を異にして、其の善に歸するは相同じきものなり、
○輯穆は治めて安んずるなり、安撫なり、

張儀蘇秦家無常居、身無定君、約從衡之事、爲傾覆之謀、濁亂天下、撓滑諸侯、使百姓不遑啓居、或從或橫、或合衆弱、或輔富强、此異行而歸於醜者也、

張儀と蘇秦とは、家として常の居住無し、身として定れる主君無し、合從、連衡の事を約し、傾覆、危亡の謀を爲し、天下を濁亂し、諸侯を紛淆し、百姓をして安居に暇無からしめ、或は合從を說き、或は連橫を論じ、或は衆弱を合せ、或は富强を輔く、此れ行を異にして、醜に歸するは同じきものなり、
○撓滑は紛し淆すなり、○啓居は安居なり、

故君子之過也、猶日月之蝕、何害於明、小人之可也、猶狗之晝吠、鴟之夜見、何益於善、夫知者不妄發、擇善而爲之、計義而行之、故事成而功足賴也、身死而名足稱也、雖有知能、必以仁義爲之本、然後可立也、

故に君子の過は、日月の蝕の如し、何ぞ明に害有らん、小人の可は、狗の晝吠ゆる如く、鴟の夜見るが如

道也、分別爭財、親戚兄弟構怨、骨肉相賊曰、周公之義也、行無廉恥、辱而不死曰、管子之趍也、行貨賂、趣勢門、立私廢公、比周而取容曰、孔子之術也、此使君子小人、紛然殽亂、莫知其是非者也、

當今の世に於て、醜は必らず善に託し、以て自から其の醜を解くを圖り、邪は必らず正を蒙りて、自から其の邪を避くることを力む、其の遊ぶは國を論ぜず、其の仕るは官を擇ばず、其の行狀は汚穢を避けず、之を解して曰く、伊尹の道なりと、分別して財を爭ひ、親戚兄弟は怨を構へ、骨肉は相賊ふ、之を解して曰く、周公の道なりと、行を敢てしして廉恥無く、辱を受けて死せず、之を解して曰く、管子の行なりと、貨賂を行ひ、勢利の門に赴き、私を立て公を廢し、他人の說に雷同して、其の容るゝ所の道を取る、之を解して曰く、孔子の術なり、此れ君子小人をして、紛然淆亂し、其の是非を知る無からしむるものなり、

○辟は避なり、○分別は財物を分ち取るなり、○親戚は父母なり、○趍は行爲なり、○勢門は權勢の家なり、○比周は雷同なり、○殽は淆なり、

故百川竝流、不注海者不爲川谷、趨行蹐馳、不歸善者不爲君子、故善言歸乎可行、善行歸乎仁義、

故に百泉は竝び流れて、海に注がざれば、川谷を爲さず、趨行擧止して、善に歸せざれば、君子を成さず、故に善言は行ふべきに歸し、善行は仁義に歸す、

○蹐馳は步すると馳するとの兩者なり、擧止といふが如し、

田子方段干木輕爵祿而重其身、不以欲傷生、不以利累形、李

恥辱而不死、將欲以憂夷狄之患、平夷狄之亂也、孔子欲行王道、東西南北七十說而無所偶、故因衞夫人彌子瑕而欲通其道、此皆欲平險除穢、由冥冥至炤炤、動於權而統於善者也、

周の王室、勢衰へて、諸侯は力を振ひて他を征し、夷狄は中國を犯し、民は寧處するを得ず、管仲は之を憂ふ、故に身は恥辱を蒙るも死せず、以て夷狄の害を除かんと欲し、夷狄の亂を平げんと欲するなり、孔子は王道を行はんと欲し、東西南北を巡り、七十度の辯說を重ねたるも、君の知る所と爲らず、故に衞の夫人及び彌子瑕に因りて、其の道を通ぜんと欲す、此れ皆其の心に險を平げんと欲し、穢を除かんと欲し、冥冥に由り、昭昭に至り、權宜に動きて、善道に統ぶるものなり、

〇卑は衰微なり、〇寧處は安居なり、〇偶は君の知る所と爲るなり、〇炤炤は昭昭なり、〇權は權宜なり、一時の便法なり、

夫觀逐者於其反也、而觀行者於其終也、故舜放弟、周公殺兄、猶之爲仁也、文公樹米、曾子架羊、猶之爲知也、

夫れ獸を逐ふ者を觀るは、其の反るに於て、捕獲の多少を知る、路を行く者を觀るは、其の終るに於て、里程の遠近を知る、故に舜帝は弟を放逐し、周公は兄を誅殺したるも、猶ほ之を仁とす、晉の文公は、米を種ゑ、魯の曾子は羊を架に置く、猶ほ之を智とす、

〇架羊は、說苑に駕羊に作る、從ふべきに似たり、

當今之世、醜必託善以自爲解、邪必蒙正以自爲辟、遊不論國、仕不擇官、行不辟汙、曰伊尹之

して賢者と不肖者とは論ずるを得べきなり、

屈伸

夫聖人之屈者、以求伸也、枉者以求直也、故雖出邪辟之道、行幽昧之塗、將欲以直大道成大功、猶出林之中、不得直道、拯溺之人不得不濡足也、

夫れ聖人の屈する、以て伸びんことを求むるなり、其の枉るは、以て直からんことを求むるなり、故に邪曲の道を過ぐと雖も、幽昧の途を行くと雖も、以て大道を直くせんと欲し、大功を成さんと欲するなり、之を譬ふるに、林の中より出るには、直道を得ざる如し、溺れたるを救ふものは、足を濡すことを免れざるが如し、

○辟は曲なり、○塗は途なり、○拯は救なり、○將欲は欲の一字に同じ、

伊尹憂天下之不治、調和五味、負鼎俎而行、五就桀五就湯、將欲以濁爲淸、以危爲寧也、周公股肱周室、輔翼成王、管叔蔡叔奉公子祿父而欲爲亂、周公誅之以定天下、緣不得已也、

伊尹は天下の治らざるを憂慮し、五味を調和して、鼎と俎とを負ひ進む、五たび桀王に就き、五たび湯王に就く、是れ濁を以て淸と爲し、危を以て寧と爲さんと欲すればなり、周公は周の朝廷に股肱として、成王を輔翼す、管叔、蔡叔は殷の公子祿父を奉じて、亂を爲さんと欲す、周公は之を誅して、天下を定む、是れ已むを得ざるに緣るなり、

管子憂周室之卑、諸侯之力征、夷狄伐中國民不得寧處、故蒙

木無之而不靡、

職を守りて廢せず、義に處りて他に雷同せず、難を見て免るゝことを輕忽にせず、利を見て得ることを輕忽にせず、是れ人の傑なり、英俊豪傑は、各其の材の大小に由り、其の位に處り、其の宜しきを得れば、本に由りて末に流れ、重を以て輕を制す、上は唱へて下は和し、君は動きて民は隨ふ、四海の內は心を一にし、歸を同くし、貪鄙に背きて、義理に向ふ、其の民を化するに於ては、風の草木を搖すが如し、之く所として之に靡かざる無し、

○比は他の意を迎へて雷同することなり、

今使愚教知、使不肖臨賢、雖嚴刑罰、民弗從也、小不能制大、弱不能使强也、故聖主者擧賢以立功、不肖主擧其所與同、

今爰に愚者をして智者に敎へしめ、不肖者をして賢者に臨ましめば、刑罰を嚴にすと雖も、民は從はざらん、蓋し小は大を制する能はず、弱は强を使ふ能はざればなり、故に聖主は、賢者を擧げて功を立つ、不肖なる主は、其の自己と與に同くする所を擧げて遂に亡ぶ、

文王擧太公望召公奭而王、桓公任管仲隰朋而霸、此擧賢以立功也、夫差用太宰嚭而滅、秦任李斯趙高而亡、此擧所與同、故觀其所擧而治亂可見也、察其黨與而賢不肖可論也、

周の文王は、太公望と召公奭とを擧げて王たり、齊の桓公は管仲と隰朋とを用ひて霸たり、此れ賢者を擧げて功を立てたるなり、吳の夫差は太宰嚭を擧げて滅び、秦の始皇は李斯と趙高とに任じて亡ぶ、此れ其の自己と雷同する小人を用ひたればなり、故に其の擧ぐる所を觀て、治亂は知るべきなり、其の黨與を察

謂之俊、百人者謂之豪、十人者謂之傑、明於天道、察於地理、通於人情、大足以容衆、德足以懷遠、信足以一異、知足以知變者人之英也、

故に智の萬人に過ぐるものは、之を英と謂ひ、千人に過ぐるを俊と謂ひ、百人に過ぐるを豪と謂ひ、十人に過ぐるを傑と謂ふ、夫天道に明にして、地理に察し、人情に通じ、大に衆を容るゝに足り、德は遠きを懷くるに足り、信は異を一にするに足り、智は變を知るに足る、是れ人の英なり、

德足以敎化、行足以隱義、仁足以得衆、明足以照下者人之俊也、行足以爲儀表、知足以決嫌疑、廉可以分財、信可使守約、作事可法、出言可道者人之豪也、

德は敎化するに足り、行は義に適ふに足り、仁は衆を得るに足り、明は下を照すに足る、是れ人の俊なり、行は儀表と爲すに足り、智は嫌疑を決するに足り、廉は財を分つに足り、信は約を守らしむるに足り、事を作して法とするに足り、言を出して道とするに足る、是れ人の豪なり、
○隱は適ふなり、義を掩ひて、之と一致するなり、

守職而不廢、處義而不比、見難不苟免、見利不苟得者人之傑也、英俊豪傑、各以小大之材處其位、得其宜、由本流末、以重制輕、上唱而民和、上動而下隨、四海之內一心同歸、背貪鄙而向義理、其於化民也、若風之搖草

夫刻肌膚、鑱皮革、被創流血至難也、然越爲之以求榮也、聖王在上、明好惡以示之、經誹譽以導之、親賢而進之、賤不肖而退之、無被創流血之苦、而有高世尊顯之名、民孰不從、

夫れ肌膚を刻み、皮肉を鑱り、創を被り、血を流すは、至難なり、然れども越人は、之を爲して榮譽を求む、聖王は上に在れば、好惡を明にし、以て之に示し、誹譽を正して、之を導き、賢を親しみて、之を進め、不肖を賤しみて、之を退く、是に於て、民は創を被る苦無く、血を流す痛無くして、高世尊顯の名有り、民は孰か從はざらん、

○鑱皮革は、皮肉を彫鐫して、花繡することなり、
○經は正すなり、

古者法設而不犯、刑錯而不用、非可刑而不刑也、百工維時、庶績咸熙、禮義修而任賢德也、故擧天下之高以爲三公、一國之高以爲九卿、一縣之高以爲二十七大夫、一鄉之高以爲八十一元士、

古代に於て、法は設けて之を犯すもの無し、刑は措きて、之を用ふること無し、是れ刑すべくして、刑せざるに非ず、百工は維れ時有り、萬般の政績は咸く熙る、禮義修りて賢德の人に任ずればなり、故に天下の賢德を擧げて、三公と爲し、一國の賢德を九卿とし、一縣の賢德を二十七大夫とし、一鄉の賢德を八十一元士とす、

○錯は措きて廢むなり、○熙は大に擧るなり、○三公九卿は、上卷の時則訓上に詳解せり、

故智過萬人者謂之英、千人者

○璩は遽に通ず、○蔀其家は、易の☳☲雷火豐の上六なり、其の家を掩ひたる重陰の象なり、○闃は寂寞なり、

民無廉恥不可治也、非修禮義廉恥不立、民不知禮義法弗能正也、非崇善廢醜不向禮義、無法不可以爲治也、不知禮義不可以行法、法殺不孝者而不能使人爲孔曾之行、法能刑竊盜者、而不能使人爲伯夷之廉、

民は廉恥を知ること無ければ、治むべからず、禮義を修むるに非れば、廉恥は立たず、民は禮義を知らざれば、法は正す能はず、善を崇むること、醜を廢することゝを爲すに非れば、禮義に向はず、法無ければ、以て治を爲すべからず、禮義を知らざれば、以て法を行ふべからず、法は能く不孝なる者を殺す、而も人をして孔子曾子の孝を行はしむる能はず、法は能く竊盜者を刑す、而も人をして伯夷の廉を爲さしむる能はず、

○孔曾は一本に孔墨に作る、曾を可とす、

孔子弟子七十、養徒三千人、皆入孝出悌、言爲文章、行爲儀表、教之所成也、墨子服役者百八十人、皆可使赴火蹈刃死不還踵、化之所致也、

孔子は弟子七十人、其の養成したる學徒は三千人有り、皆入りては孝なり、出でゝは悌なり、言は文章と爲り、行は儀表と爲る、是れ其の敎の成る所なり、墨子は之に服役する徒弟百八十人有り、皆以て火に入らしむべし、刃を踏ましむべし、踵を還さずして死せしむべし、是れ其の化の致す所なり、

○悌は年少者が年長者を敬愛する道なり、○蹈は踏なり、○還踵は足を轉じて退くなり、

晉獻公欲伐虞、宮之奇存焉、爲之寢不安席、食不甘味而不敢加兵焉、賂以寶玉駿馬、宮之奇諫而不聽、言而不用、越疆而去、荀息伐之、兵不血刄、抱寶牽馬而去、故守不待渠壍而固、攻不待衝隆而拔、得賢之與失賢也、

晉の獻公は、虞を伐たんと欲す、虞の賢臣に宮之奇といふもの有り、獻公は之が爲めに寢ぬるも、席に安んぜず、食ふも、味を甘しとせず、而も敢て兵を加へず、賂ふに寶玉駿馬を以てす、宮之奇は虞の君を諫む、而も聽かれず、言へども用ひられず、乃ち疆を越えて去る、是に於て、晉の荀息は之を伐ち、虞を滅す、晉兵其の刄に血を染めずして功を成し、前日贈りたる寶と馬とを抱き牽きて歸り去れり、故に守ることは、渠壍を待ちて固きに非ず、攻むることは、衝隆を待ちて拔くに非ず、賢臣を得ると賢臣を失ふとに由りて分るなり、

○渠壍は大濠なり、○衝隆は城を攻撃する大戰車なり、

故臧武仲以其智存魯、而天下莫能亡也、蘧伯玉以其仁寧衞、而天下莫能危也、易曰、豐其屋、蔀其家、窺其戸、闃其無人、無人者非無衆庶也、言無聖人以統理之也、

故に臧武仲は、其の智を以て魯を存し、天下能く魯を亡すもの無し、蘧伯玉は其の仁を以て衞を寧んじて、天下能く衞を危くするもの無し、易に曰く、其の屋を豐にし、其の家に蔀す、其の戸を窺へば、闃として其れ人無しと、蓋し人無しとは、衆庶無きに非ず、聖人の之を統理する無きを言ふ、

へ檢て、病の由り生ずる所を知るを貴ぶなり、聖人に貴ぶ所以は、罪に隨ひて刑を鑒るを貴ぶに非ず、其の亂の由り起る所を知るを貴ぶなり、若しも其の風俗を治めずして、之が淫邪を縱にし、乃ち之に隨ふに刑を以てし、之を繩すに法を以てすれば、其の刑法は天下を賊害する程の苛酷を以てすと雖も、風俗の淫邪を禁ずる能はず、

○誠は若しもなり、○蹙息は抑へて診察するなり、○脩は正すなり、○淫辟は淫邪なり、○繩は理るなり、○殘は害なり、

禹以夏王、桀以夏亡、湯以殷王、紂以殷亡、非法度不存也、紀綱不張、風俗壞也、三代之法不亡而世不治者、無三代之智也、六律具存而莫能聽者、無師曠之耳也、

禹は夏を以て王たり、桀は夏を以て亡ぶ、湯は殷を以て王たり、紂は殷を以て亡ぶ、法度の存せざるに非ず、紀綱の張らずして、風俗の壞れたればなり、三代の法は亡びずして、其の世の治らざるは、三代の智無ければなり、六律は具に存するも、能く聽く莫きものは、師曠の耳無ければなり、

故法雖在、必待聖而後治、律雖具、必待耳而後聽、故國之所以存者、非以有法也、以有賢人也、其所以亡者、非以無法也、以無賢人也、

故に法は在りと雖も、必らず聖を待ちて後に治る、律は具ると雖も、必らず耳を待ちて、後に聽く、故に國の存する所以のものは、法有るを以てするに非ず、賢人有るを以てするなり、其の亡ぶる所以のものは、法無きを以てするに非ず、賢人無きを以てするなり、

て僅に出るをいふなり、

水之性淖以清、窮谷之汙生以青苔、不治其性也、掘其所流而深之、茨其所決而高之、使得循勢而行、乘衰而流、雖有腐髊流漸弗能汙也、其性非異也、通之與不通也、

水の性は、淖にして清し、窮谷の汚れたるは、生ずるに青苔を以てす、其の清き性を治めざればなり、今試に其の流るゝ所を掘りて、之を深くし、其の決る所を茨きて、之を高くし、勢に循ひて行くを得しめ、低きに乘じて流るを得しめば、腐骨の流れ至る有りと雖も、水を汚す能はず、是れ水の性の變るに非ず、其の流通すると流通せざるとに由りて分るなり、○青苔は水の垢なり、○茨は土を築くなり、○衰は低きなり、○腐髊は腐骨なり、○漸は至るなり、

風俗猶此也、誠決其善志、防其邪心、啓其善道、塞其姦路、與同出一道、則民性可善而風俗可美也、所以貴扁鵲者、非貴其隨病而調藥、貴其擪息脉血知病之所從生也、所以貴聖人者、非貴隨罪而鑒刑也、貴其知亂之所由起也、若不脩其風俗而縱之淫辟、乃隨之以刑、繩之以法、法雖殘賊天下、弗能禁也、

風俗も此の水の如し、若しも其の善志を決り行ひ、其の邪心を防ぎ止め、其の善道を啓き、其の姦路を塞ぎ、與に同じく一道に出れば、民の性は善なる可くして、風俗は美なるべきなり、扁鵲に貴ぶ所以は、其の病に隨ひて藥を調するを貴ぶに非ず、其の脈血を抑

治身

治身、太上養神、其次養形、治國、太上養化、其次正法、神清志平、百節皆寧、養性之本也、肥肌膚、充腸腹、供嗜欲、養生之末也、民交讓、爭處卑、委利爭受寡、力事爭就勞、日化上、遷善而不知其所以然、此治之上也、利賞而勸善、畏刑而不爲非、法令正於上、而百姓服於下、此治之末也、

身を治むるに二有り、太上は神を養ひ、其の次は形を養ふ、國を治むるに二有り、太上は化を養ひ、其の次は法を正す、夫れ神清く志平なり、百節皆寧し、是れ性を養ふ本なり、肌膚を肥し、腸腹を充し、嗜欲に供ふ、是れ生を養ふ末なり、民は互に讓り爭ひて卑に處り、利を委て爭ひて少きを受け、事を力むるに爭ひて勞に就き、日に上に化し、善に遷り、而も民は自から其の然る所以を知らず、此れ治の上なり、賞を利りて善を勸め、刑を畏れて非を爲さず、法令は上に正して、百姓は下に服す、此れ治の末なり、

上世養本而下世事末、此太平之所以不起也、夫欲治之主不世出、而可與興治之臣不萬一、以萬一求不世出、此所以千歲不一會也、

上世は治の本を養ひて、下世は治の末を事とす、此れ太平の起らざる所以なり、夫れ國を治めんと欲する主は、世に出ること少し、主と共に治を興すべき臣は、萬分の一も有らず、萬分の一を以て、世に出ることの少きものを求む、此れ千歲に一會せざる所以なり、

○不世出は世世に出でずと讀む、絕えて出でずし

故に法は治の具なり、而も治を爲す所以に非ず、之を譬ふるに、弓矢は中る爲めの具なるも、中る所以に非るが如し、黄帝曰く、芒芒たり昧昧たり、天の威に因り、元精と氣を同くすと、故に天と氣を同くするものは帝たり、天と義を同くするものは王たり、天と力を同くするものは霸たり、一も天と同くすることの無きものは亡ぶ、

故人主有伐國之志、邑犬羣嘷、雄雞夜鳴、庫兵動而戎馬驚、今日解怨偃兵、家老甘臥、巷無聚人、妖菑不生、非法之應也、精氣之動也、

故に人主は國を伐つ志有れば、邑犬群り嘷え、雄雞夜鳴き、庫兵動きて戎馬驚く、今日其の怨を解き、兵を偃すれば、家に老いて甘臥し、巷に聚りたる人無く、妖災は生せず、是れ法の應に非ず、元精の氣の動くなり、

○嘷は吠なり、○戎は軍なり、○菑は災なり、

故不言而信、不施而仁、不怒而威、是以天心動化者也、施而仁、言而信、怒而威、是以精誠感之者也、施而不仁、言而不信、怒而不威、是以外貌爲之者也、故有道以統之、法雖少足以化矣、無道以行之、法雖衆足以亂矣、

故に言はずして信有り、施さずして仁有り、怒らずして威有り、是れ天心を以て動化するものなり、施して仁有り、言ひて信有り、怒りて威有り、是れ精誠を以て、之を感動するものなり、施して仁ならず、言ひて信ならず、怒りて威ならず、是れ外貌を以て、之を爲すものなり、故に道有りて、之を統ぶれば、法は少しと雖も、以て治るに足る、道無くして之を行へば、法は衆しと雖も、以て亂すに足る、

なり、神前に用ふ、○祝は祭官なり、○齊明は齋戒して身を清めるなり、○淵は深きなり、○尸は神靈の代りとして、祭を享る人なり、○宰は祭官の長なり、

故張瑟者、小絃急而大絃緩、立事者、賤者勞而貴者逸、舜爲天子、彈五絃之琴、詠南風之詩而天下治、周公肴臑不收於前、鐘鼓不解於懸、而四夷服、趙政晝決獄而夜理書、御史冠蓋接於郡縣、覆稽趍留、戍五嶺以備越、築脩城以守胡、然姦邪萌生、盜賊羣居、事愈煩而亂愈生、

故に瑟を張るには、小絃を急聲にし、大絃を緩調とす、事を立つるには、賤者を勞役し、貴者を縱逸にす、舜は天子と爲り、五絃の琴を彈じ、南風の詩を歌ひて、天下治る、周公は美肉を列ねて、之を食前より斥けず、鐘鼓を奏して、其の懸りたるを解かず、而も四夷は服從す、秦の始皇は、晝に於て獄訟を決し、夜に於て簿書を理む、御史は車を驅りて、郡縣に往復し、政務の留滯を取調べて、其の處置を促し、南の五嶺に兵を備へて越に當らしめ、北の長城を築きて胡を守らしむ、然れども姦邪萌生し、盜賊群居す、事は愈よ煩にして、亂は愈よ生ず、

○肴臑は美肉なり、○趙政は秦の始皇なり、○御史は執法の官なり、○冠蓋は衣冠車蓋なり、來往の貌なり、○覆稽は留滯を取調るなり、○趍留は處分を促すなり、○戍は守兵なり、○脩は長なり、

故法者治之具也、而非所以爲治也、而猶弓矢中之具、而非所以中也、黃帝曰、芒芒昧昧、因天之威、與元同氣、故同氣者帝、同義者王、同力者霸、無一焉者亡、

辭に察し、一技に審なるは、以て細に說くべきも、廣く應ずべからず、小菜は列を成して生じ、小甌は底有りて安んず、薪を秤りて爨き、米を數へて炊く、是れ皆以て小を治むべきも、未だ以て大を治むべからざるなり、

○必簡は兩字を衍文とする說有り、從ふべきに似たり、然れども存するも、小見以下を六字の一句を見れば、可なり、○逶蛇は委蛇なり、安流の貌なり、○陵遲は徐に隆起したる貌なり、或は徐に低下するにも用ふ、○徹は通るなり、○甂甌は小瓶なり、○堤は底なり、

員中規、方中矩、動成獸、止成文、可以愉舞、而不可以陳軍、滌盃而食、洗爵而飲、盥而後饋、可以養少而不可以饗衆、

圓は規に中り、方は短に中り、動けば獸を成し、止れば文を成す、以て愉み舞ふべきも、以て軍を陳列すべからず、盃を滌ひて食はしめ、爵を洗ひて飲ましめ、盥ひて後に饋る、以て少數を養ふべきも、以て大衆を饗すべからず、

○成獸は舞の態なり、○爵は觴なり、

今夫祭者、屠割烹殺、剝狗燒豕、調平五味者庖也、陳簠簋列樽俎設籩豆者祝也、齊明盛服、淵默而不言、神之所依者尸也、宰祝雖不能、尸不越樽俎而代之、

今夫れ祭を行ふには、屠割し烹殺し、狗を剝ぎ豕を燒き、五味を調平するものを庖とす、簠簋を陳ね、樽俎を列ね、籩豆を設くるものを祝とす、齊明盛服し、淵默して言はず、神の依る所のものを尸とす、宰祝の職に在るものが不能なりと雖も、尸の任に當るものは、樽俎を越えて宰祝に代ることを爲さず、

○庖は料理人なり、○簠簋は神前に穀物を盛る具なり、內の圓きを簠といひ、內の角なるを簋といふ、○俎は食物を供へる臺なり、○籩豆は竹と木との食器

るなり、○絲は細なり、○米は小なり、

故大較易為智、曲辯難為慧、故無益於治而有益於煩者、聖人不為、無益於用而有益於費者、智者弗行也、故功不猒約、事不猒省、求不猒寡、功約易成也、事省易治也、求寡易贍也、衆易之於以任人易矣、

故に大要の比較は、智を為し易し、委曲の辯說は、慧を為し難し、故に治に益すこと無くして、煩に益すこと有るは、聖人之を為さず、用に益すこと無くして、費に益すこと有るは、智者之を行はず、故に功は簡約を厭はず、事は省略を厭はず、求は寡少を厭はず、蓋し功は簡なれば成り易し、事は省けば治め易し、求は少ければ足り易し、衆人之を易しとすれば、以て人に任ずるに於て易し、

○猒は厭なり、○贍は足るなり、○曲は細なり、

孔子曰、小辯破言、小利破義、小義破道、小見不達、必簡、河以逶蛇、故能遠、山以陵遲、故能高、陰陽無為、故能和、道以優遊、故能化、夫徹於一事、察於一辭、審於一技、可以曲說、而未可廣應也、蓼菜成行、甂甌有堤、秤薪而爨、數米而炊、可以治小、而未可以治大也、

孔子曰く、小辯は言を破り、小利は義を破り、小義は道を破り、小見は達せず、必ず略すと、夫れ河は委蛇として靜に流る、故に能く遠し、山は低きより徐に起る、故に能く高し、陰陽は無為なり、故に能く和す、道は以て優遊す、故に能く化す、蓋し一事に通じ、一

變に應ぜしむべからず、此の五者は相反するも、聖人は兼ね用ひて之を裁使す、

○持レ牢は堅守することなり、○塡固は持レ牢に同じ城守なり、○財は材に通じ、裁にも通ず、

夫天地不レ包二一物一、陰陽不レ生二一類一、海不レ讓二水潦一以成二其大一、山不レ讓二土石一以成二其高一、夫守二一隅一而遺二萬方一、取二一物一而棄二其餘一則所レ得者鮮、而所レ治者淺矣、

夫れ天地は一物を包むに限らず、陰陽は一類を生ずるに限らず、海は水潦を讓らず、以て其の大を成す、山は土石を讓らず、以て其の高を成す、夫れ一隅を守りて萬方を遺て、一物を取りて其の餘を棄つるは、得る所少くして治むる所淺し、

治大

治大者道不レ可三以小一、地廣者制不レ可三以狹一、位高者事不レ可三以煩一、民衆者教不レ可三以苛一、夫事碎難レ治也、法煩難レ行也、求多難レ贍也、寸而度レ之、至レ丈必差、銖而稱レ之、至レ石必過、石秤丈量徑而寡レ失、簡レ絲數レ米、煩而不レ察、

夫れ治むる所の大なるものは、之を導くに小を以てすべからず、地の廣きものは、之を制するに狹きを以てすべからず、位の高きものは、使ふに煩を以てすべからず、民の衆きものは、敎るに苛を以てすべからず、夫れ事は碎なれば治め難し、法は煩なれば行ひ難し、求は多ければ贍り難し、寸にして之を度る、丈に至れば必らず差ふ、銖にして之を稱る、石に至れば必らず過ぐ、石を以て秤り、丈を以て量る、是れ捷徑にして失ふ少し、細を算へ小を數ふれば、煩にして察するを得ず、

○事は使役することになり、○碎は細なり、○贍は足

○弭は止むなり、○殘は害なり、

故可乎可而不可乎不可、不可乎不可而可乎可、舜許由異行而皆聖、伊尹伯夷異道而皆仁、箕子比干異趨而皆賢、

故に人の行に就きては、可を可とすれば、不可を不可とす、不可を不可とすれば、可を可とす、舜帝、許由は、行を異にするも、皆聖なり、伊尹、伯夷は、道を異にするも、皆仁なり、箕子、比干は、趨を異にするも、皆賢なり、

故用兵者、或輕或重、或貪或廉、此四者相反而不可一無也、輕者欲發、重者欲止、貪者欲取、廉者不利非其有、

故に兵を用ふるものは、或は輕くし、或は重くし、或は貪にし、或は廉にす、此の四者は相反す、而も其の中の一を缺くべからず、蓋し輕きものは發せんと欲す、重きものは止らんと欲す、貪るものは取らんと欲す、廉なるものは其の有に非るを利取せず、

故勇者可令進門而不可令持牢、重者可令塡固而不可令淩敵、貪者可令進取而不可令守職、廉者可令守分而不可令進取、信者可令持約而不可令應變、五者相反、聖人兼用而財使之、

故に勇者は門に進ましむべきも、城を守らしむべからず、重きものは固く守らしむべきも、敵を淩がしむべからず、貪る者は進取せしむべきも、職を守らしむべからず、廉なるものは職分を守らしむべきも、進取せしむべからず、信なるものは約を持せしむべきも、

泓の戰に宋軍敗れ、其の君は捕へられたり、春秋は之を大事件とす、是れ宋君が敵の陳列を成さゞるを攻めざるに取るなり、宋君の夫人伯姬は、坐して燒死す、春秋は之を大書す、其の火中に在るも、禮を踰えざるに取るなり、是れ功を成し事を立つる點に於て、豈に多とするに足らんや、方に襄公、伯姬の言ふ所を指して、其の道の概要を取るのみ、

王喬赤松去塵埃之間、離羣慝之紛、吸陰陽之和、食天地之精、呼而出故、吸而入新、蹀虛輕擧、乘雲遊霧、可謂養性矣、而未可謂孝子也、

王喬、赤松の兩仙は塵埃の間を去り、群惡の紛を離れ、陰陽の和を吸ひ、天地の精を食ひ、呼きて故きを出し、吸ひて新を入れ、虛を蹀み輕く擧り、雲に乘り霧に遊ぶ、是れ性を養ふものと謂ふべし、而も未だ孝子と謂ふべからざるなり、

○慝は惡なり、○蹀は蹀に同じ、步むなり、

周公誅管叔蔡叔以平國弭亂、可謂忠臣也、而未可謂弟也、湯放桀、武王誅紂、以爲天下去殘除賊、可謂惠君、而未可謂忠臣矣、樂羊攻中山未能下、中山烹其子、而食之以示威、可謂良將、而未可謂慈父也、

周公は管叔、蔡叔を誅して、國を平げ亂を弭む、忠臣と謂ふべきなり、而も未だ弟と謂ふべからず、湯王は桀を放ち武王は紂を誅す、以て天下の爲めに害を除き賊を去る、惠君と謂ふべし、而も未だ忠臣と謂ふべからず、樂羊は中山を攻めて、未だ下す能はず、中山の人は樂羊の子を烹たり、樂羊は其の羹を食ひて威を示せり、良將と謂ふべし、而も未だ慈父と謂ふべからず、

在權、水火金木土穀、異物而皆
任、規矩權衡準繩、異形而皆施、
丹青膠膝不同而皆用、各有所
適、

蓋し六經の道は、聖人兼ね用ひて、之を裁制す、本を失へば亂れ、本を得れば治る、其の美は調和に在り、其の弊は權術に在り、水、火、金、木、土、穀は、物を異にして皆其の用に任ず、規矩、權衡、準繩は、形を異にして皆其の功を施す、丹青膠漆は、同じからずして皆其の宜しきを致す、各其の適する所有ればなり、

物各有宜、輪員輿方、轅從衡横、
勢施便也、驂欲馳、服欲歩、帶
不猒新、人不猒故、處地宜也、關
雎興於鳥而君子美之、爲其雌
雄之不乖居也、鹿鳴興於獸君
子大之、取其見食而相呼也、

蓋し物は各其の宜しき所有り、輪は圓なり、輿は方なり、轅は從なり、衡は横なり、勢の施す所の便なればなり、車頭の馬は、馳せんと欲し、車中の馬は、歩せんと欲す、帶は新を厭はず、人は故を厭はず、處する所の宜に從へばなり、關雎の詩は、鳥より興りて、君子は之を美とす、其の雌雄の離居せざるが爲めなり、鹿鳴の詩は、獸より興りて、君子は之を大とす、其の食を見て相呼ぶに取るなり、○員は圓なり、○從は縱なり、○驂は馬車の兩翼を爲す馬なり、○服は馬車の中央に在る馬なり、○猒は厭なり、○乖は離るなり、

泓之戰軍敗君獲、而春秋大之、
取其不鼓不成列也、宋伯姬坐
燒而死、春秋大之、取其不踰禮
而行也、成功立事豈足多哉、方
指所言而取一槩焉爾、

四時化、萬物不同、無故無新無疏無親、故能法天、天下不一時、地不一利、人不一事、是以緒業不得不多端、趨行不得不殊方、五行異氣而皆適調、六藝異科而皆同道、

聖人は天の覆ふ如く、地の載する如く、日月の照す如く、陰陽の調ふ如く、春夏秋冬の變化する如く、萬物の同じからざる如し、故なる無し、新なる無し、疏なる無し、親なる無し、故に能く天に法る、天は一時ならず、地は一利ならず、人は一事ならず、是を以て、諸業は多端ならざるを得ず、趨行は殊方ならざるを得ず、六藝は科を異にして道を同くす、五行の氣を異にして和に順ふが如し、

○趨行は赴く所なり、○適調は和に順ふなり、

溫惠柔良者詩之風也、淳龐敦厚者書之敎也、淸明條達者易之義也、恭儉尊讓者禮之爲也、寬裕簡易者樂之化也、刺幾辯義者春秋之靡也、故易之失鬼、樂之失淫、詩之失愚、書之失拘、禮之失忮、春秋之失訾、

溫惠柔良は、詩の風なり、淳龐敦厚は、書の敎なり、淸明條達は、易の義なり、恭儉尊讓は、禮の爲なり、寬裕簡易は、樂の化なり、刺譏し辯議するは、春秋の道なり、故に易の弊は、鬼を說く、樂の弊は淫を勸む、詩の弊は愚に歸す、書の弊は法に拘る、禮の弊は心に忮る、春秋の弊は訾に趨く、

○淳龐は淳實なり、○刺幾辯義は、謗り議するなり、幾は譏に通じ、義は議に通ず、○靡は道なり、

六者聖人兼用而財制之、失本則亂、得本則治、其美在調、其失

堯帝の禹、契、后稷、皐陶を擧ぐるや、政教は平なり、姦邪は息み、獄訟は止み、衣食は足り、賢者は善を勸めて、不肖者は其の德を懷ふ、後世に至り、其の衰ふるに及ぶや、朋黨相依り、各其の同類を推し、公を廢し私に趍り、外內相援け、姦人は朝に在りて、賢者は隱れ處る、

○宄は邪なり、○比周は相依るなり、

故易之失也封、書之失也敷、樂之失也淫、詩之失也辟、禮之失也責、春秋之失也刺、

故に易の弊は、卦を分つに在り、書の弊は、敎を布くに在り、樂の弊は淫し溺るに在り、詩の弊は、辟に傾くに在り、禮の弊は、人を責むるに在り、春秋の弊は、世を刺るに在り、六經も其の弊を免れず、

○敷は敎を布くなり、○辟は正しからざるなり、○刺は誹なり、

天地之道、極則反、盈則損、五色雖朗、有時而渝、茂木豐草有時而落、物有隆殺、不得自若、故聖人事窮而更爲、法弊而改制、非樂變古易常也、將以救敗扶衰、黜淫濟非、以調天地之氣、順萬物之宜也、

天地の道は極れば反り、盈れば損す、五色は朗なりと雖も、時有りて渝る、茂木豐草も時有りて落つ、物は隆殺有り、自若たるを得ず、故に聖人は事の窮るを見れば、更め爲り、法の弊れたるを見れば、改め制る、是れ古を變じ常を易るを樂むに非ず、敗を救ひ衰を振ひ、淫を黜け非を濟ひ、以て天地の氣を調へ、萬物の宜しきに順はんと欲するなり、

○隆殺は盛衰なり、○扶は扶け振ふなり、

六藝

聖人天覆地載、日月照、陰陽調、

に反けり、夔の始めて樂を作るや、六律に合して、五音を調へ、以て八方の風氣を通ず、後世に至り、其の衰ふるに及ぶや、沈湎、淫康を以て、政治を顧みず、遂に國の滅亡を見る、

○夔は堯帝の樂官なり、○六律五音は上卷の時則訓上に在り、○沈湎、淫康は酒に溺れ色に荒むなり、

蒼頡之初作書、以辯治百官、領理萬事、愚者得以不忘、智者得以志遠、至其衰也、爲姦刻僞書、以解有罪、以殺不辜、湯之初作囿也、以奉宗廟鮮犞之具、簡士卒、習射御、以戒不虞、及至其衰也、馳騁獵射、以奪民時、罷民之力、

蒼頡の初めて書を作るや、以て百官を辨治し、萬事を領理す、愚者は以て忘れざるを得たり、智者は以て遠きを志すを得たり、後世に至り、其の衰ふるに及ぶや、姦刻、僞書を爲り、以て有罪を釋し、無罪を殺す、湯王の初めて動物園を作るや、以て宗廟に供ふべき生肉乾肉の畜養を爲し、士卒を簡び、射御を習ひ、以て不虞を戒む、後世に至り、其の衰ふるに及ぶや、馳騁獵射し、以て民の時を奪ひ、民の力を疲勞せしむ、

○辜は罪なり、○囿は動物を畜養する山野なり、○鮮犞は生肉と乾肉となり、○不虞は不測の變なり、○罷は疲勞なり、

堯之擧禹契后稷皐陶、政教平、姦宄息、獄訟止而衣食足、賢者勸善而不肖者懷其德、乃至其末、朋黨比周、各推其與、廢公趍私、内外相推擧、姦人在朝而賢者隱處、

堯治天下、政教平、德潤洽、在位七十載、乃求所屬天下之統、令四岳揚側陋、四岳擧舜而薦之堯、堯乃妻以二女以觀其內、任以百官以觀其外、旣入大麓、烈風雷雨而不迷、乃屬以九子、贈以昭華之玉而傳天下焉、以爲雖有法度而朱弗能統也、

堯帝は天下を治め、政教は和平なり、德化は潤ひ治し、位に在ること七十年、乃ち天下を傳ふべき繼承者を求む、大臣に命じて、微賤の中より之を擧げしむ、大臣乃ち舜を推薦す、堯帝は其の友二人を、舜に與へて妻と爲し、以て其の內行を觀察し、百官を使用せしめて、其の外行を視察す、既にして舜を大なる山林に入らしむ、烈風雷雨に遭ふも、舜は迷はず、是に於て堯は舜に委囑するに、其の子九人を以てし、昭華の玉を贈りて天下を授けたり、蓋し堯帝は自ら謂ふ、法度有りと雖も吾子の丹朱は之を統御する能はずと、○載は年なり、○四岳は四方の諸侯を取締る官名なり、大臣なり、○側陋は微賤者なり、○昭華は寶玉の名なり、○朱は堯の子丹朱なり、

夫物未嘗有張而不弛、成而不毀者也、唯聖人能盛而不衰、盈而不虧、神農之初作琴也、以歸神、及其淫也、反其天心、夔之初作樂也、皆合六律而調五音以通八風、及其衰也、以沈湎淫康不顧政治至於滅亡、

夫れ物は未だ張りて弛まざるもの有らず、成りて毀れざるもの有らず、唯聖人は能く盛にして衰へず、盈ちて虧けず、神農の初めて琴を作るや、以て神靈の道に歸す、後世に至り、其の淫するに及ぶや、樂は天心

○參五は次の章に明解有り、○蒞は臨むなり、○明堂は政事堂なり、上卷の時則訓上に詳解有り、○辟は避くなり、○菑は災なり、○墩は墝に同じ、瘠せて石多き地なり、

乃澄列金木水火土之性、故立父子之親而成家、別清濁五音六律相生之數、以立君臣之義而成國、察四時季孟之序、以立長幼之禮而成官、此之謂參、制君臣之義、父子之親、夫婦之辨、長幼之序、朋友之際、此之謂五、

乃ち金木水火土の性を澄列し、以て父子の親を立てて、家を成す、清濁五音六律相生ずる數を別ち、以て君臣の義を立てゝ國を成す、春、夏、秋、冬、季、孟の序を察し、以て長幼の禮を立てゝ官を成す、此を參と謂ふ、君臣の道義、父子の親愛、夫婦の辨別、長幼の順序、及び朋友の交際を制定す、此を五と謂ふ、

○澄列は清く並べるなり、○故は以てなり、○五音六律は、上卷時則訓上に詳解有り、○孟は初なり、

乃裂地而州之、分職而治之、築城而居之、割宅而異之、分財而衣食之、立大學而教誨之、夙興夜寐而勞力之、此治之紀綱也、然得其人則擧、失其人則廢、

乃ち地を裂きて、之を州にし、職を分ちて、之を治め、城を築きて、之に居り、宅を割きて、之を異にし、財を分ちて、之に衣食し、大學を立て、之を教誨し、夙に興き、夜に寐ねて、之に勞力す、此れ政治の紀綱なり、然れども其の人を得れば、功は成るも、其の人を失へば、業は敗る、

○夜寐は、夜深に至るまで勉强することなり、○紀綱は要道なり、○其人は賢才なり、

用而威行如流、政令約省而化燿如神、故因其性則天下聽從、拂其性則法縣而不用、

故に先王の教は、其の喜ぶ所に因り、以て善を勸め、其の惡む所に因り、以て姦を禁ず、故に刑罰は用ひずして、威の行はるゝことは流るが如し、政令は省略して、化の燿くことは神の如し、故に民の性に因れば、天下は聽き從ふ、民の性に戻れば、法は布くも用を成さず、

○約省は其の要を取りて、他を省くなり、○拂は戻るなり、○縣は懸るなり、民に示すことなり、布くといふが如し、

參五

昔者五帝三王之蒞政施教、必用參五、何謂參五、仰取象於天、俯取度於地、中取法於人、乃立明堂之朝、行明堂之令、以調陰陽之氣、以和四時之節、以辟疾病之菑、俯視地理、以制度量、察陵陸水澤肥墩高下之宜、以立事生財、以除饑寒之患、中考乎人德、以制禮樂、行仁義之道、以治人倫、而除暴亂之禍、

昔時五帝三王の政に臨み、教を施すや、必らず、參五を用ふ、何をか參五と謂ふ、仰ぎて象を天に取り、俯して度を地に取り、中に於て法を人に取る、乃ち明堂の朝制を立て、明堂の政令を行ふ、以て陰陽の氣を調へ、以て四時の節を和し、以て疾病の災を避け、俯して地理を視て、度量を制し、陵陸、水澤、肥瘠、高下の宜しきを察して、事を立て財を生じて、饑寒の患を除く、中に於ては人德を考へ、以て禮樂を制し、仁義の道を行ひ、以て人倫を治めて、暴亂の禍を除く、

正しくす、斯くして後に朝禮を修め、以て貴賤を明にし、鄕飮し射を習ひ、以て長幼を明にし、時に應じ車馬を選び、軍隊を出入し、以て兵を用るを練習す、學校に入らしめ、以て人倫を修め知らしむ、此れ人民の天性に有する所にして、聖人の匠め成す所なり、
○悌は、年少者が年長者に順ふ道なり、○朝聘は朝覲聘禮なり、朝廷に參趨して、物を獻ずる禮なり、○饗飮は鄕飮なり、鄕校の宴なり、○時搜に時に應じ、兵を選び用に備るなり、○振旅は兵を還り入らしむるなり、出すに治兵といふ、治兵と振旅とを以て、兵の出入を稱す、爰に振旅のみを擧げたるは、時搜の語に、治兵の意有るを以てなり、○庠序は學校を汎稱す、○匠は修むるなり、

故無其性不可教訓、有其性無其養不能遵道、繭之性爲絲、然非得工女煑以熱湯而抽其統紀、則不能成絲、卵之化爲雛、非慈雌嘔煖覆伏累日積久、則不能爲雛、人之性有仁義之資、非聖王爲之法度而教導之、則不可使鄕方、

故に民は其の性無ければ、之を教訓すべからず、其の性有るも、其の養無ければ道に遵はしむべからず、繭の性は絲と爲るに在り、然れども工女が、繭を煮るに熱湯を以てして、其の總合したる線を抽くに非れば、絲を成す能はず、卵の性は化して雛と爲るに在り、然れども慈なる雌が、之を溫め之を掩ひ、日を累ね、久しきを積むに非れば、雛と爲る能はず、人の性は仁義の資有り、然れども聖王が其の法度を爲して、之を教導するに非れば、道に向はしむべからず、
○嘔煖は溫めて育ふなり、○覆伏は掩ひ護るなり、○鄕方は道に向ふなり、

故先王之教也、因其所喜以勸善、因其所惡以禁姦、故刑罰不

○埏埴は粘土に水を和して用ふるなり、○甈は中空なり、○駕は服と均しく、車に附けて使ふことなり、

民有好色之性、故有大婚之禮、有飲食之性、故有大饗之誼、有喜樂之性、故有鐘鼓筦絃之音、有悲哀之性、故有衰絰哭踊之節、故先王之制法也、因民之所好而爲之節文者也、

民は色を好む性有り、故に大婚の禮有り、飲食の性有り、故に大饗の誼有り、喜樂の性有り、故に鐘鼓管絃の音有り、悲哀の性有り、故に喪服哭踊の節有り、是の故に先王の法を制するや、民の好む所に因りて、之が節制文飾を爲すものなり、○筦は管なり、○衰絰は喪服なり、

因其好色而制婚姻之禮、故男女有別、因其喜音而正雅頌之聲、故風俗不流、因其寧家室、樂妻子、教之以順、故父子有親、因其喜明友、而教之以悌、故長幼有序、然後脩朝聘以明貴賤、饗飲習射以明長幼、時搜振旅以習用兵也、入學庠序以脩人倫、此皆人之所有於性、而聖人之所匠成也、

蓋し先王の民を治むるは、其の色を好むに因りて、婚姻の禮を制す、故に男女は別有り相混れず、其の音を喜ぶに因りて、雅頌の聲を正す、故に風俗は澆きに流れず、其の家室を寧んじ妻子を樂むに因り、之を教ふるに順を以てす、故に父子は相親む、其の朋友を喜ぶに因りて、之を教ふるに悌を以てす、故に長幼は序次を

るなり、

禹鑿龍門、闢伊闕、決江濬河、東注之海、因水之流也、后稷墾草發菑、糞土樹穀、使五種各得其宜、因地之勢也、湯武革車三百乘、甲卒三千人、討暴亂制夏商、因民之欲也、故能因則無敵於天下矣、

禹王は龍門の峽を鑿り、伊闕の山を開き、江を決り河を濬へ、東に向ひて之を海に注ぐ、是れ水の流に因るなり、后稷は草を墾し菑を發き、土を糞ひ穀を樹ゑ、植物をして各其の宜しきを得しむ、是れ地の勢に因るなり、湯武は革車三百乘、甲卒三千人、以て暴亂を討じ、夏商を制す、是れ民の欲する所に由るなり、故に能く自然に因れば、天下に敵無し、○濬は深く浚るなり、○菑は荒野なり、○五種は五穀なり、黍、稷、麻、麥、豆なり、○革車は兵車なり、

夫物有以自然、而後人事有治也、故良匠不能斲金、巧冶不能鑠木、金之勢不可斲、而木之性不可鑠也、埏埴而爲器、窬木而爲舟、鑠鐵而爲刃、鑄金而爲鐘、因其可也、駕馬服牛、令雞司夜、令狗守門、因其然也、

夫れ物は以て自然なる有り、然る後に人事は治る有り、故に良匠も金を斲る能はず、巧冶も木を鑠す能はず、金の勢は斲るべからずして、木の性は鑠す能はざればなり、埴を埏して器を爲り、木を窬にして船を爲り、鐵を鑠して刄を爲り、金を鑄て鐘を爲る、是れ其の可なるに因るなり、馬を駕し牛を服し、雞をして夜を司らしめ、狗をして門を守らしむ、其の自然の性に因るなり、

魯の司寇と爲れば、民は其の德に感じ、道には遺りたるものを拾はず、市には懸直を爲さず、獵者の漁者も、皆其の利を年長の人に讓り、白髮有るものは、戴負の勞を取らず、是れ法制の能く致す所に非ず、

○宓子は宓子賤なり、○亶父は單父なり、○司寇は司法の長官なり、○市買は商品の賣買なり、○豫賈は懸直なり、○斑白は白髮の交りたる老人なり、斑白に同じ、頒白ともいふ、

夫矢之所以射遠貫牢者努力也、其所以中的剖微者正心也、賞善罰暴者政令也、其所以能行者精神也、故弩雖強不能獨中、令雖明不能獨行、必自精氣所以與之施道、故攄道以被民弗從者誠心弗施也、

夫れ矢の遠きを射て、牢きを貫く所以は、弩の力なり、然れども其の的に中り、微を剖く所以のものは、心を正せばなり、善を賞し暴を罰するものは、政令なり、然れども其の能く行ふ所以のものは、精神なり、故に弩は強しと雖も、獨り中る能はず、令は明なりと雖も、獨り行ふ能はず、必らず精氣に由るなり、精氣は政令と共に道を施す所以なり、故に道を攄べて民に被らしめ、其の民の從はざるは、誠心の施さゞればなり、

天地四時非生萬物也、神明接陰陽和而萬物生之、聖人之治天下非易民性也、拊循其所有而滌蕩之、故因則大、化則細矣、

天地と春夏秋冬とは、萬物を生ずるに非ず、神明相接し、陰陽相和して、萬物は之に生ず、聖人の天を治むるは、民の性を易るに非ず、其有る所を撫で從へて、之を流通せしむ、故に自然に因るは大なり、之を化育するは小なり、

○拊循は撫で從はしむるなり、○滌蕩は流通せしむ

聖主が上位に居れば、廓然として形無く、寂然として聲無し、官府は事無きが若く、朝廷は人無きが若し、隱人無く、逸民無く、勞役無く、寃刑無し、四海の內は、上の德を仰がざる無く、主の意に從はざる無し、夷狄の國は、譯語を重ねて至る、是れ每戶に之を辨ずるに非ず、每家に之を說くに非ず、其の誠心を推し、天下に施すのみ、詩に曰く、此の中國を惠み、以て四方を綏んずと、蓋し內順ひて外寧きなり、○隱人は世を捨てたる人なり、○逸民は無用の民なり、○綏は安定なり、

太王亶父處邠、狄人攻之、杖策而去、百姓携幼扶老、負釜甑踰梁山而國乎岐周、非令之所能召也、秦穆公爲野人食駿馬肉之傷也、飮之美酒、韓之戰以其死力報、非券之所責也、

太王亶父の邠に處り、狄人の來攻に遭ひ、策を杖きて去る、是に於て百姓は幼を携へ老を扶け、釜甑を負ひ、梁山を踰えて、岐周に國す、是れ命令の能く召す所に非るなり、秦の穆公は、野人が駿馬の肉を食ひて、傷害を受くるを憐み、之に美酒を飮ましめ、後に韓の戰に於て、此の野人が死力の報を得たり、是れ債券の能く責むる所に非ず、

宓子治亶父、巫馬期往觀化焉、見夜漁者、得小卽釋之、非刑之所能禁也、孔子爲魯司寇、道不拾遺、市買不豫賈、田漁皆讓長、而斑白不戴負、非法之所能致也、

宓子賤は單父を治む、巫馬期は往きて其の德化を觀る、其の地の夜漁するものは、小魚を獲れば、之を放ち還したり、是れ刑律の能く禁ずる所に非ず、孔子は

蒸して蟣蝨を生ず、蟣蝨の氣は、蒸して牛馬を生ずる能はず、故に化は外に生ず、內に生ずるに非ず、夫れ蛟龍は淵に伏寢するも、其の卵は陵に於て割れ生ず、螣蛇は其の雄が上風に鳴けば、其の雌は下風に鳴く、而も能く化して、其の兒の形を成す、是れ精の至りなり、

○滎水は滎廻したる淺流なり、○割は化なり、

故聖人養心莫善於誠、至誠而能動化矣、今夫道者藏精於內、棲神於心、靜漠恬淡訟繆胸中、邪氣無所留滯、四枝節族毛蒸、理泄則機樞調利、百脉九竅莫不順化、其所居神者得其位也、豈節拊而毛脩之哉、

故に聖人の心を養ふは、誠より善きは無し、至誠なれば能く動き化す、今夫れ道は、精を內に藏し、神を心に棲ましむ、靜漠、恬淡にして、胸中に寬容す、邪氣留滯する所無し、手足百節は、毛蒸し氣泄れて、機樞相調ひ、血脉九竅は順ひ從はざる無し、是れ其の神を居く所が、其の適當の位を得ればなり、豈に每節に之を撫せんや、豈に每毛に之を修めんや、

○訟繆は寬容の貌なり、○機樞は五臟なり、○四枝は四肢なり、手足なり、○節族は關節なり、○九竅は陽七陰二の穴なり、○拊は撫で整へるなり、

聖主在上位、廓然無形、寂然無聲、官府若無事、朝廷若無人、無隱人、無軼民、無勞役、無寃刑、四海之內莫不仰上之德、象主之指、夷狄之國重譯而至、非戶辨而家說之也、推其誠心施于天下而已矣、詩曰惠此中國以綏四方、內順而外寧矣、

道而物自然、故陰陽四時非生萬物也、雨露時降非養草木也、神明接陰陽和而萬物生矣、

天は其の高を極め、地は其の厚を極め、月は其の夜を照し、日は其の晝を照し、陰陽變化し、列星清朗なり、各其の道を正して、萬物は自然なり、故に陰陽の春夏秋冬に變ずるは、萬物を生ずるに非ず、雨露の時に應じて降るは、草木を養ふに非ず、神明相接し、陰陽相和して、萬物自から生ずるなり、

故高山深林非爲虎豹也、大木茂枝非爲飛鳥也、流源千里淵深百仞非爲蛟龍也、致其高崇成其廣大、山居木棲、巣枝穴藏、水潛陸行、各得其所寧焉、夫大生小多生少天之道也、

故に高山深林は、虎豹の爲めにするに非ず、大木茂枝は、飛鳥の爲めにするに非ず、流源千里、深淵百仞なるは蛟龍の爲めにするに非ず、山は其の高崇を極め、水は其の廣大を成す、是に於て、山に居るもの、木に棲むもの、枝に巣ふもの、穴に藏るもの、水に潛むもの、陸に行くもの、各其の寧んずる所を得るなり、夫れ大は小を生じ、多は少を生ず、是れ天の道なり、

故丘阜不能生雲雨、滎水不能生魚鼈者小也、牛馬之氣蒸生蟣虱、蟣虱之氣蒸不能生牛馬、故化生於外、非生於內也、夫蛟龍伏寢於淵而卵割於陵、螣蛇雄鳴於上風、雌鳴於下風而化成形、精之至也、

故に丘阜は雲雨を生ずる能はず、淺水は魚鼈を生ずる能はず、是れ其の本の小なればなり、牛馬の氣は、

し、至大なれば度の能く及ぶ所に非ず、至衆なれば數の能く領ずる所に非ず、故に九州は頃畝を定むべからず、八極の道里を制すべからず、太山は丈尺を用ふべからず、江海は斗斛を施すべからず、故に大人は天地と德を合せ、日月と明を合せ、鬼神と靈を合せ、春夏秋冬と言を合す、

故聖人懷天氣、抱天心、執中含和、不下廟堂而衍四海、變習易俗、民化而遷善、若性諸己、能以神化也、詩云、神之聽之、終和且平、夫鬼神視之無形、聽之無聲、然而郊天望山川、禱祠而求福、雩兌而請雨、卜筮而決事、詩云、神之格思、不可度思、矧可射思、此之謂也、

是の故に聖人は、天氣を懷き天心を抱き、中を執り和を含み、廟堂を下らずして、德を四海に敷き、風習を變じ、民俗を易へ、衆庶は之に化して善に遷る、之を自己に天性とするが若し、是れ能く神を以て化するものなり、詩に云ふ、神の之を聽く、終に和して且つ平なりと、夫れ鬼神は、之を視るも形無く、之を聽くも聲無し、然れども人は神を敬す、之を天に郊り、山川に望り、禱祠して福を求め、雨祭して雨を請ひ、卜筮して事を決す、詩に云ふ、神の格るは度るべからず、矧んや射ふべけんやと、是れ此の謂なり、

○郊は郊に於て天を祭るなり、○望は柴を焚きて山川を祭るなり、○雩兌は雨を乞ふことなり、雩は祭の名なり、兌は雨乞の辭なり、○格は至るなり、○矧は況なり、○射は厭ふなり、○思は聲調を延長する爲めに用ひたる助字なり、『シイ』と讀む、○衍は普く敷くなり、

天致其高、地致其厚、月照其夜、日照其晝、陰陽化、列星朗、正其

はず、魯般も之を造る能はず、此を造化の大巧と謂ふなり、

○蜺は霓に同じ、虹の雌なり、○祲は氣の侵し入るもの、○筋は筋なり、○嘔は養ふなり、○瑶碧は白玉と青玉となり、○玩は刓るなり、○旅は列るなり、類似の物を竝列するなり、

宋人有以象爲其君爲楮葉者、三年而成、莖柯豪芒鋒殺顏澤亂之楮葉之中而不可知也、列子曰、使天地三年而成一葉、則萬物之有葉者寡矣、夫天地之施化也、嘔之而生、吹之而落、豈此契契哉、

宋は工人有り、象牙を以て、其の君の爲めに楮の葉を造る、三年にして成る、其の莖、柯、細線、尖端、色澤に至るまで、之を眞の楮葉に混入するも、辨別すべからず、洵に人工の精なり、然れども三年を費すは、造化に及ばざる所以なり、列子曰く、天地をして三年に一葉を成さしめば、萬物の葉有るもの少からんと、夫れ天地の化を施すや、之を養ひて生じ、之を吹きて落つ、豈此れ契契として憂苦せんや、

○豪芒は毫芒なり、細き線目なり、○鋒殺は葉の尖端なり、○顏澤は葉の色なり、○嘔は陰陽の養ひなり、○契契は人の憂苦する貌なり、

故凡可度者小也、可數者少也、至大非度之所能及也、至衆非數之所能領也、故九州不可頃畝也、八極不可道里也、太山不可丈尺也、江海不可斗斛也、故大人者與天地合德、日月合明、鬼神合靈、與四時合信、

故に凡そ度るべきものは小なり、數ふべきものは少

詩云、懷柔百神及河嶠岳、逆天暴物、則日月薄蝕五星失行、四時干乖、晝冥宵光、山崩川涸、冬雷夏霜、詩曰、正月繁霜、我心憂傷、天之與人有以相通也、

故に精神は内に感じ、形氣は天に動けば、景星見はれ、黃龍下り、祥鳳至り、甘泉出で、嘉穀生じ、河は滿溢せず、海は波を揚げず、故に詩に云ふ、百神を懷んじ柔ぐ、大河高岳に及ぶと、之に反して天に逆ひ物を暴せば、日月は蝕に遭ひ、五星は行を失ひ、春夏秋冬は犯し乖き、晝は冥く、宵は光り、山は崩れ、川は涸れ、冬は雷鳴り、夏は霜降る、故に詩に云ふ、正月に繁霜有り、我の心は憂傷すと、蓋し天と人と以て相通ずる有ればなり、

○景星は瑞星なり、○醴泉は甘泉なり、○溶波は大濤なり、○暴は暴なり、

故國危亡而天文變、世惑亂而虹蜺見、萬物有以相連、精祲有以相蕩也、故神明之事不可以智巧為也、不可以筋力致也、天地所包、陰陽所嘔、雨露所濡、化生萬物、瑤碧珠玉翡翠玳瑁文彩明朗潤澤若濡、摩而不玩、久而不渝、奚仲不能旅、魯般不能造、此之謂大巧、

是の故に國は危亡すれば、天文の變る有り、世は惑亂すれば、虹蜺の見ゆる有り、萬物は以て相連る有り、精氣は以て相蕩かす有り、故に神明の事は、智巧を以て爲すべからざるなり、筋力を以て致すべからざるなり、天地の包む所と陰陽の嘔ふ所と、雨露の濡す所とは、萬物を化生す、瑤碧、珠玉、翡翠、玳瑁は、其の文彩明朗にして、其の潤澤は濡ふ如し、之を摩るも玩げず、之を久しくするも渝らず、奚仲も之を列ぬる能

已喩矣、以陰陽之氣相動也、故寒暑燥濕以類相從、聲響疾徐以音相應也、故易曰、鳴鶴在陰、其子和之、高宗諒闇三年不言、四海之內寂然無聲、一言聲然大動天下、是以天心呿唫者也、

故に天の風を起さんとするや、草木は未だ動かざるも、鳥は既に翔る、其の雨を降らさんとするや、陰氣未だ集らざるも、魚は既に噞く、是れ陰陽の氣相動くを以てなり、故は寒暑燥濕は、類を以て相從ひ、聲響遲速は、音を以て相應ず、故に易經に曰く、鳴鶴は陰に在り、其の子は之に和すと、殷の高宗は喪の室に居り、三年まで言はず、四海の內は之に感化して寂然たり、聲を發するもの無し、既にして高宗一言すれば、聲然として大に天下を動かす、是れ天の心を以て口を張り、或は口を閉づるものなり、

○噞は濕りたる氣なり、○疾徐は急と緩となり、○諒闇は諒陰なり、天子の喪に居ることなり、○呿は口を開くなり、○唫は口を閉るなり、

故一動其本而百枝皆應、若春雨之灌萬物也、渾然而流、沛然而施、無地而不澍、無物而不生、故聖人者懷天心、聲然能動化天下者也、

故に一たび其の本を動かして、百枝皆應ず、春雨の萬物に灌ぐが如し、渾然として流れ、沛然として施し、地として濕はざる無く、物として生ぜざる無し、故に聖人は天心を懷き、聲然として能く天下を動化す、

○渾然は普く及ぶ貌なり、○澍は濕なり、

故精神感於內、形氣動於天、則景星見、黃龍下、祥鳳至、醴泉出、嘉穀生、河不滿溢、海不溶波、故

天は日月を設け、星辰を列し、陰陽を調へ、春夏秋冬を張る、日以て之を暴し、夜以て之を息む、風以て之を乾かし、雨露以て之を濡す、其の物を生ずるや、其の養ふ所を見る無きも、物は自から成長す、其の物を殺すや、其の喪ふ所を見る無きも、物は自から滅亡す、此を神明と謂ふ、

聖人象之、故其起福也、不見其所由而福起、其除禍也不見其所以而禍除、遠之則邇、延之則疏、稽之弗得、察之不虛、日計無算、歲計有餘、

聖人は天に象りて道を行ふ、故に其の福を起すや、其の由る所を見ずして福起る、其の禍を除くや、其の由る所を見ずして禍除く、之を遠くれば邇し、之を延けば疏し、之を稽ふれば知るを得ず、之を察すれば虛ならず、日に計れば算ふべき無し、歲に計れば餘る所有り、

夫濕之至也、莫見其形而炭已重矣、風之至也莫見其象而木已動矣、日之行也不見其移、騏驥倍日而馳、草木爲之靡、縣熢未轉而日在其前、

夫れ濕の至るや、其の形を見ること無きも、炭は既に重し、風の至るや、其の象を見ること無きも、木は既に動く、日の行るや、其の移るを見ること無きも、千里馬より疾し、千里馬は、一日に常馬の二日程を馳せ、草木も之が爲めに風靡し、縣熢の火も未だ轉ぜざるに、千里馬は目的の地に達す、然れども日は既に其の前に在り、

○騏驥は千里馬なり、○倍日は常馬の兩日に行く里程を一日に達するなり、○縣熢は邊疆の烽火なり、

故天之且風、草木未動而鳥已翔矣、其且雨也、陰曀未集而魚

生也、七年而後知、故可以爲棺舟、夫事有易成者名小、難成者功大、君子脩美、雖未有利福、將在後至、故詩云、日就月將、學有緝熙于光明、此之謂也、

是の故に生木の成長するは、其の益すを覺えざるも、時を加る有れば長く伸ぶ、砥礪磨石は、其の損ふを見ざるも、時の加る有れば、薄く滅ぶ、藜藿の生ずるは、蠢蠢として日に數寸に加ふるを見る、然れども以て櫨棟と爲すべからず、楩、枏、豫章の生ずるは、七年を過ぎて、後に始めて其の成長を知る、故に以て棺と爲すべし、舟と爲すべし、夫れ事は成り易くして名の小なること有り、成り難くして功の大なること有り、故に君子は學を勉め美を修む、始に於ては未だ利福有らずと雖も、後に在りて利福の至るを見んとす、是の故に詩に云ふ、日に就り月に將ひ、學は光明を緝め熙にすと、是れ此の謂ひなり、

○礛監は磑なり、玉を磨く名なり、○藿は豆なり、○蠢は蠢く貌なり、成長の速なるをいふ、○枏は楠なり、楩に均しき堅材なり、○豫章は楠なり、○緝熙は聚めて大に輝かすなり、

泰族訓

泰は大なり、族は聚るなり、古今の道理を攬り、萬方の事物を總べ、其の一本に會同するを言明す、謂はゆる鴻烈の泰族は是れなり、

神明

天設日月、列星辰、調陰陽、張四時、日以暴之、夜以息之、風以乾之、雨露以濡之、其生物也、莫見其所養、而物長、其殺物也、莫見其所喪、而物亡、此之謂神明、

軽業するものは、大木を樹てゝ其の曲枝に上り、猿の如く自から縱にして、茂葉を好み、其の擧るときは、龍の如く夭矯たり、其の止るときは、燕の如く枝に附く、大枝を持ちて舞ふこと扶疏たり、龍の從ふ如く、鳥の集る如し、搏ち援き攫み肆にす、或は飛び揚り、或は踊躍す、

○曾撓は重り撓むなり、○扶旋は扶轉し周旋するなり、○猗那は婀娜なり、妍しく柔なる貌なり、○便媚は婉しきなり、○擬は凝す意なり、○葯は香草なり、○躑馳は周旋なり、○木熙は木上の戯を爲す曲藝なり、謂はゆる軽業なり、熙は遊戯なり、○擧は樹るなり、梧檟は桐と梓となり、大木なり、○句枉は曲りたる枝柯なり、○蝯は猿なり、○夭矯は雄健なる貌なり、○豊條は大枝なり、○扶疏は周旋の入組みたる貌なり、○蔑蒙は飛び揚る貌なり、

且夫觀者莫不爲之損心酸足、彼乃始徐行微笑、被衣修擢、夫鼓舞者非柔縱、而木熙者非眇勁、淹浸漬漸靡使然也、

且夫れ觀者は、此の鼓舞者或は軽業者の曲藝を見て、之が爲めに心を損ひ足を痺らし、以て其の曲藝の微妙危險を歎ぜざる無し、然れども彼の演奏者は、始めて徐行し微笑し、衣を被て身を整へ、更に次の曲に向ひて挺き出づ、夫れ鼓舞者は柔にして縱なるに非ず、軽業者は秀で勁きに非ず、久しく學び長く熟して、遂に然るを致すなり、

○酸足は、恐れて足の痲痺することなり、○修擢は整へて挺き出るなり、從容として迫らざる貌なり、○木熙は軽業なり、○眇は秀でたるなり、○淹浸漬は、久しく學び熟するなり、浸漬は深く慣れることなり、○漸靡は漸次に進む意なり、

是故生木之長莫見其益、有時而脩、砥礪礦監莫見其損、有時而薄、藜藿之生、蠉蠉然日加數寸、不可以爲櫨棟、楩柟豫章之

し、粉を白くし黛を黒くし、玉環を佩び綏歩し、香草を帶び、籠蒙として細目に視ることを爲し、媚びたる容は笑ふが如く、人を迎へては流眺にし、口は柔に重り曲り、好き齒見え、笑靨搖を生ぜしむ、斯の如くなれば、王公大人の嚴志高行なるものと雖も、情慾に煩悶して、其の色を悦ばざるもの無からん、

○芳澤は、皮膚を清めて、香氣を薫ぜしむるなり、○娥眉は蛾眉なり、細長くして兩邊の垂れたる美人の眉なり、○阿錫は細絹なり、齊の阿邑より出づる精緻の織物なり、○齊秋は齊の白綃なり、紈素と稱す、○黛は眉の畫きたるもの、○揄は緩にすること、○芝若は香草なり、○籠蒙は細目に視る形なり、○冶由レ笑は、媚如レ笑なり、冶は媚びたる容なり、由は如しなり、奇は美なり、好なり、○靨輔は靨なり、○頡頏は高尚なり、○憚悇は貪り喜ぶことなり、情慾の發生する貌なり、○癢心は物を獲んと欲して煩悶するなり、

今以二中人之才一蒙二愚惑之智一被二汙辱之行一無二本業所レ脩方術所一レ務、焉得レ無レ有二睥面掩鼻之容一哉、

今や世人は、中等の才を以て、愚惑の智を蒙り、汙辱の行を被り、其の心は本性の修むる所無く、方術の務むる所無し、是れ何を以て、他人より面を睥まれ鼻を掩はるゝ容有るを免るゝを得んや、

○本業は本性なり、○方術は道術なり、

今鼓舞者繞レ身若レ環、曾撓摩レ地、扶旋猗那動容轉曲、便娟擬レ神、身若二秋葯被一レ風、髮若レ結レ旌、騁馳若レ鶩、木熙者、舉二梧檟一據二句枉一、蝯自縱二好茂葉一、龍夭矯、燕枝拘、援二豐條一舞扶疏、龍從鳥集搏援攫肆、蔑蒙踊躍、

今夫れ鼓舞するものは、身を繞すこと環の如く、重り撓みて地を摩し、扶轉周旋して猗那たり、容を動かして轉曲し、便く媚びて神を凝す、身は秋草の風を被る若く、髮は旌を結ぶが如く、回旋の捷きは鶩る如し、

彼獨有聖智之實、我曾無有閭里之聞窮巷之知者何、彼幷身而立節、我誕謾而悠忽、

是の故に道に志すものは、自から勉めて息まず、自から戒めて曰く、三代の王は、我も行を同くす、五霸の君は、我と智を齊くす、然るに彼の王霸は、獨り聖智の實有り、我は曾て閭里の名も無し、窮巷の譽も無し、是れ何ぞや、彼の王霸は、心を以て身に合せ、節を立てゝ失はず、我は誕謾にして勉めず、悠忽として戒めずと、

○伯は霸なり、○幷身は心と身とを一にして、其の行を愼むなり、○誕謾は妄慢なり、自から誇りて怠るなり、○悠忽は自から戒めずして、言行を輕忽にするなり、

今夫毛嬙西施天下之美人、若使之銜腐鼠、蒙蝟皮、衣豹裘、帶死蛇、則布衣韋帶之人、過者莫不左右睥睨而掩鼻、

今夫れ毛嬙、西施は、天下の美人なり、然れども、之をして腐鼠を銜ましめ、蝟皮を被せ、豹裘を衣せ、死蛇を帶びしめば、布衣、韋帶の野人も、之を過ぎ見て、左右に睥睨し、鼻を掩はざる無からん、

○蝟皮は、逆立ちたる毛の粗野なる皮なり、○韋帶は、革の紐を帶びたる野人の裝なり、

嘗試使之施芳澤、正娥眉、設笄珥、衣阿錫、曳齊紈、粉白黛黑、佩玉環、揄步、雜芝若、籠蒙目視、冶由笑、目流眺、口曾撓、奇牙出、䤉酺搖、則雖王公大人有志嚴頡頏之行者、無不憚悇癢心而悅其色矣、

試に毛嬙、西施をして、皮膚を清めしめ、眉毛を正さしめ、笄珥を設けしめ、細絹を衣にし、紈素を裳に

明白、不爲古今易意、攄書明指以示之、雖闔棺亦不恨矣、

今爰に新聖人の書を取り、之を孔墨と名くれば、弟子來りて其の字句の指示を乞ひ、業を受くるもの必らず多し、故に美人は西施の種を必するを要せず、通士は孔墨の類を必するを要せず、曉然として能く悟り、其の意は物に通ずる所有り、故に書を作りて意を喩し、以て學に向ふことを知るもの丶爲めに、之を施す、是の故に、世に清明の士有りて、玄鑑を心に持し、物を照すこと明白にして、古今の爲めに意を易へず、書を攄べ明指して、其の道を人に示すことを得ば、學に向ふことを知るものは、道を聽くを喜びて、棺を闔ぢ死すと雖も、之を恨まざるべし、

○清明之士は通士なり、物理に通曉したる人なり、○玄鑑は水の如く、清明なる鏡なり、○執は持ち有つなり、○攄は陳るなり、

昔晉平公令官爲鐘、鐘成而示師曠、師曠曰、鐘音不調、平公曰、寡人以示工、工皆以爲調、而以爲不調何也、師曠曰、使後世無知音者則已、若有知音者必知鐘之不調、故師曠之欲善調鐘也、以爲後之有知音者也、

昔時、晉の平公は、樂官に命じて鐘を作る、鐘成りて之を樂師の曠に示す、曠曰く、鐘音は和調せず、平公曰く、吾は之を工人に示す、工人皆之を和調すと思へり、汝は之を和調せずと思ふ、是れ何ぞや、曠曰く、後世をして音を知るもの無からしめば已まん、若しも音を知るもの有らば、必らず鐘の和調せざるを知らんと、故に樂師の曠が、善く鐘音を和調ならしめんと欲するは、以て後世の音律を知らんと欲するもの丶爲めに、意を用ふるなり、

○鍾は鐘に同じ、○寡人は、諸侯の自から稱する謙語なり、

三代與我同行、五伯與我齊智、

期するに非ず、琴を鼓するには、聲の清く調の和なるを期す、大調高聲を期するに非ず、詩書を誦するには道理に通じ事物を治むるを期す、洪範、商頌を期するに非ず、蓋し皆其の實を貴びて、其の名を賤しむなり、

○銛は鋭なり、○墨陽は莫邪の如き名劍なり、綠耳は騹騮の如き千里馬の名なり、○鳴廉、脩營は清く舒びたる音調なり、○濫脇、號鍾は大調高聲なり、或は曰く、古琴二張の名なり、○略は治むるなり、○洪範、商頌は、書經と詩經との名篇なり、

聖人見是非、若白黑之於目辯、清濁之於耳聽、衆人則不然、中無主以受之、譬若遺腹子之上隴、以禮哭泣之、而無所歸心、故夫孿子之相似者、唯其母能知之、玉石之相類者、唯良工能識之、書傳之微者、唯聖人能論之、

聖人は是非を見ること明なり、目を以て黑白を辨別するが如し、耳を以て清濁を聽き分るが如し、衆人は然らず、中心に主として之を受くるもの無し、之を譬ふるに遺腹の子が、父の顏を知らず、其の墓所に至り、禮を以て之に哭泣するも、心を歸する所無きが如し、故に夫の雙生兒の相似たるものは、唯其の母獨り能く之を辨別す、玉と石との相類するものは、唯良工能く之を識る、書傳の微妙なる意味は、唯聖人能く之を論ず、

○隴は塚なり、○孿は攣なり、雙生兒なり、

新聖人

今取新聖人書、名之孔墨、則弟子句指而受者必衆矣、故美人者非必西施之種、通士者不必孔墨之類、曉然意有所通於物、故作書以喩意以爲知者也、誠得清明之士、執玄鑑於心、照物

以楚莊之琴、側室爭鼓之、苗山之鋋、羊頭之銷、雖水斷龍舟、陸剸兕甲、莫之服帶、山桐之琴、澗梓之腹、雖鳴廉脩營、唐牙莫之鼓也、

今夫れ劍は無銘にして、刃缺け鋒屈り、全く鈍弊なるも、之を楚の頃襄王の佩刀と稱すれば、貴人は爭ひて之を貴ぶ、琴は弱くして曲り、絃敗れ聲散るも、之を楚の莊王の琴と稱すれば、後宮の寵姫は、爭ひて之を鼓く、之に反して苗山の鋋、或は羊頭山の鐵は、利鋭なり、水には龍舟を斷つべし、陸には兕皮の堅甲を刺すべし、然れども、人は之を賤しみて服帶せず、山の桐の琴、或は澗の梓の鼓は、善く鳴る、其の聲は清涼にして和調す、然れども、堂上の伶人は、之を鼓する無し、蓋し皆其の名を貴びて其の實を賤しむなり、○側嬴は、其の劍背に彫りたる銘の殘缺なり、○絕は磨滅なり、○豁缺は刃の損じ、齒の缺けたる如きをいふ、○卷鉦は曲るなり、○撥刺は弱くして搖れ易きなり、○枉撓は曲るなり、○闊解は絃の損ひたるなり、○漏越は聲の紛れ失ふなり、○側室は寵姫の居る所なり、○鋋は戈なり、○銷は生鐵なり、○龍舟は大舟なり、○羊頭は山名なり、或は曰く、名冶なり、○剸は刺すなり、○兕甲は堅固なる鎧なり、○腹は胴なり、琴或は鼓の中幹なり、○鳴廉は聲清きなり、○脩營は調の長く舒びて和ぐなり、○唐牙は堂牙なり、伶人なり、

通人則不然、服劍者期於銛利、而不期於墨陽莫邪、乘馬者期於千里、而不期於驊騮綠耳、鼓琴者期於鳴廉脩營、而不期於濫脇號鐘、誦詩書者期於通道略物、而不期於洪範商頌、

道理に通じたるものは然らず、劍を帶るには、銳利なるを期す、墨陽、莫邪の名高きを期するに非ず、馬に乘るには、千里の疾驅を期す、驊騮、綠耳の名高きを

此未始知音者也、

夫れ徵聲を聽きて羽聲と思ふは、絃の罪に非ず、甘味を嘗めて苦味と思ふは、味の過に非ず、楚人有り、猿を烹て其の隣人を招き、之を進めて狗の羹と欺けり、隣人は之を食ひ、甘しとして喜び、後に其の猴なるを聞き、地に據りて之を吐き、盡く其の食を瀉せり、此れ始より味を知らざるものなり、趙の邯鄲に樂師有り、新曲を作り、之を古の名倡なる李奇の樂譜として託言せり、諸人爭ひて之を學ぶ、後に其の非なるを知りて、皆其の曲を棄てたり、此れ未だ始より音を知らざるものなり、

○徵は南方の音なり、○羽は北方の音なり、○師は樂師なり、○出は作るなり、新に製するをいふ、

鄙人有得玉璞者、喜其狀以爲寶而藏之以示人、人以爲石也、因而棄之、此未始知玉者也、故有符於中則貴是而同今古、無以聽其說則所從來者遠而貴之耳、此和氏之所以泣血於荊山之下、

鄙陋の人有り、玉の璞を得たり、其の狀を喜び、寶と思惟して、之を藏し、他人に示す、他人は石と思惟す、鄙人乃ち璞を棄てたり、此れ始より玉を知らざるものなり、故に中心に符合する所有れば、其の實に是なるものを貴びて、今と古とを同くす、必らずしも遠きを貴ばず、然れども其の說を聽くこと無く、中心に解する所無ければ、其の從り來る所の遠きものを見て、之を貴ぶのみ、此れ楚の和氏が玉璞を持ちながら、荊山の下に泣きて、血淚を濺ぎし所以なり、

○璞は玉の未だ磨かざるもの、○符は明驗なり、知ることなり、

今劍或絕側羸文、齧缺卷鋋、而稱以頃襄之劍、則貴人爭帶之、琴或撥刺枉橈、闊解漏越、而稱

人説、救敲不給、何道之能明也、

夫れ規矩無ければ、奚仲と雖も、以て方圓を定むる能はず、準繩無ければ、魯般と雖も、以て曲直を定むる能はず、是の故に鍾子期死して、伯牙は弦を絶ち、琴を破る、蓋し世に琴音を賞するもの無きを知ればなり、惠施死して、莊子は説論を休む、蓋し世に道を語るべきもの無きを知ればなり、夫れ項託は七歳にして、孔子の師と爲る、是れ孔子が能く其の少年の言を聽くこと有るを以てなり、若しも年の少きものを以て、普通なる里閭の老人に説けば、老人より其の頭を打たれ、其の打擊を逃るゝにも暇有らず、何の道か能く之を明にするを得んや、

○奚仲は、魯般と均しく工藝の名手なり、○閭丈人は里の老人なり、○救敲は打擊を逃げ免るなり、

昔者謝子見於秦惠王、惠王説之、以問唐姑梁、唐姑梁曰、謝子山東辯士、固權説以取少主、惠王因藏怒而待之、後日復見、逆而弗聽也、非其説異也、所以聽者易、

昔時謝子は、秦の惠王に見ゆ、惠王は之を悦びて、唐姑梁に問ふ、唐姑梁曰く、謝子は山東の辯士なり、固に權謀の説を以て、少壯なる人主の意を迎へ取ると、惠王乃ち怒を藏めて之を待つ、後日謝子復び見ゆ、惠王は逆ひて聽かず、其の説の異なるに非るも、其の聽く所以のもの易ればなり、

夫以徵爲羽、非絃之罪、以甘爲苦、非味之過、楚人有烹猴而召其隣人、以爲狗羹也、而甘之、後聞其猴也、據地而吐之、盡瀉其食、此未始知味者也、邯鄲師有出新曲者、託之李奇、諸人皆爭學之、後知其非也、而皆棄其曲、

○囷倉は穀倉なり、○諮謨は咨謀なり、

是非之分

通於物者不可驚以怪、喩於道者不可動以奇、察於辭者不可燿以名、審於形者不可遯以狀、世俗之人多尊古而賤今、故爲道者必託之於神農黃帝而後能入說、亂世闇主高遠其所從來、因而貴之、爲學者蔽於論而尊其所聞、相與危坐而稱之、正領而誦之、此見是非之分不明、

物理に通じたるものは、驚かすに怪を以てするを得ず、道に悟れるものは、動かすに奇を以てするを得ず、辭に察するものは、燿かすに名を以てするを得ず、形に審なるものは、遯るに狀を以てするを得ず、然れども世俗の人は、多く古を尊びて、今を賤む、故に道を爲むるものは、必らず之を神農黃帝に託して、而る後に能く其の說を人に行ふ、是を以て亂世闇主は、古說の因り來る所を高遠なりとして、之を貴ぶ、其の古說の學を爲むるものも、論に蔽はれて、其の聞く所を尊び、相共に正坐して之を稱し、襟を肅して之を誦す、此れ是非の分を見ること明ならざればなり、

○入說は、其の說く所を他人に聽き入れしむるなり、○危坐は正しく坐するなり、危は坐したる形の高きをいふ、○領は襟なり、

夫無規矩、雖奚仲不能以定方圓、無準繩、雖魯般不能以定曲直、是故鍾子期死而伯牙絕弦破琴、知世莫賞也、惠施死而莊子寢說言、見世莫可爲語者也、夫項託七歲爲孔子師、孔子有以聽其言也、以年之少爲閭丈

焦心怖肝、不避煩難、不違危殆、蓋聞子發之戰進如激矢、合如雷電、解如風雨、員之中規、方之中矩、破敵陷陳、莫能壅御、澤戰必克、攻城必下、彼非輕身而樂死、務在於前遺利於後、故名立而不墮、此自强而成功者也、

夫れ人は七尺の形を於て、心に憂愁勞苦を知り、膚に疾痛寒暑を知る、其の情は同一なり、聖人も凡人も、相異なるに非ず、然れども聖人は時の得るに難きを知り、務め速にすべきを知る、故に身を苦しめ形を勞し、心を焦し肝を戒め、煩難を避けず、危殆を辭せざるなり、蓋し聞く、楚の子發の戰ふや、進むは激矢の如く、合ふは雷電の如く、解くは風雨の如く、圓は規に中り、方は矩に中り、敵を破り陣を陷る、能く之を防ぐもの無し、野戰には必らず克ち、城を攻むれば必らず下らしむ、子發は身を輕くするに非ず、死を樂しむに非ず、其の務は前に在りて、其の利を後に遺す、故に立ちて墮ちず、此れ自から勉めて、功を成すものなり、

○怖は戒むなり、○壅御は防禦なり、○澤は野なり、○克は敵の將を捕ふるなり、

是故田者不强、囷倉不盈、官御不厲、心意不精、將相不强、功烈不成、侯王懈惰後世無名、詩云、我馬唯騏、六轡如絲、載馳載驅、周爰諮謨、以言人之有所務也、

是の故に、農民の勉むる無ければ、倉廩は盈たず、官吏の勵む無ければ、心意は精ならず、將相の力むる無ければ、功烈は成らず、侯王は懈惰なれば、後世に名無し、詩に云く、我馬は唯騏なり、六轡は絲の如し、載ち馳せ載ち驅る、周く爰に諮ひ謀ると、蓋し良馬は歩調整齊すれども、御者は自から恣にせず、猶能く咨ひ謀る、以て人の務むる所有るを知るべきなり、

ふ叢なり、○蹷は踏むなり、○蹠は足なり、

鶴跱而不食、晝吟宵哭、面若死灰、顏色黴黑、涕液交集、以見秦王曰、吳爲封豨脩蛇、蠶食上國、虐始於楚、寡君失社稷、越在草茅、百姓離散、夫婦男女不遑啓處、使下臣告急、

斯くして申包胥は、鶴の如く跱ちて食はず、晝は吟じ宵は哭し、面は死灰の若し、顏色は黴れて黑し、涕液は交流す、以て秦王に見えて曰く、吳は大豕長蛇と爲り、上國を蠶食す、其の慘害は楚より始まる、寡君は國家を失ひ、遠く草茅に在り、百姓離散し、夫婦男女は安居に遑無し、下臣をして急を告げしむと、○鶴跱は直立なり、○涕液は涕泗なり、目より出るを涕といふ、鼻より出るを泗といふ、○封豨は大豕なり、○脩は長なり、○蠶食は一邊より漸次に食ひて、全部を咬み盡すことなり、○寡君は、他に向ひて自國の君を稱する謙語なり、○啓處は安居なり、

秦王乃發車千乘步卒七萬屬之子虎、踰塞而東、擊吳濁水之上、果大破之以存楚國、烈藏廟堂、著於憲法、此功之可彊成者也、

秦王乃ち車千乘、步卒七萬を發し、之を大夫子虎に屬し、關塞を踰えて東し、吳を濁水の上に擊ち、大に之を破り、以て楚國を保存せり、此の申包胥の功烈は、廟堂に錄し、憲法に著る、此れ功の勉むれば、成すを得べきものなり、○千乘は十萬人なり、○廟堂は宗廟と明堂となり、政府の義なり、

夫七尺之形、心致憂愁勞苦、膚知痛疾寒暑、人情一也、聖人知時之難得務可趣也、苦身勞形、

吳與ㇾ楚戰、莫囂大心撫ニ其御之手ニ曰、今日距ニ彊敵ニ犯ニ白刃ニ蒙ニ矢石ニ戰而身死、卒勝民治、全ニ我社稷ニ可ニ以庶幾ニ乎、遂入不ㇾ返、決ㇾ腹斷ㇾ頭、不ニ旋ㇾ踵運ㇾ軌而死、申包胥竭ニ筋力ニ以赴ニ嚴敵ニ伏ㇾ尸流ㇾ血不ㇾ過ニ一卒之才ニ不ㇾ如ニ約ㇾ身卑ㇾ辭、求ニ救於諸侯ニ

吳は楚と戰ひ、楚軍は敗れたり、楚の莫囂大心は、其の御者の手を撫へて曰く、今日强敵を距ぎ、白刃を犯し、矢石を蒙り、戰ひて我は死すとも、兵勝ちて民治り、我楚國を全くせば、以て我志に近からんかと、遂に車を進めて、吳軍を犯し、入りて返らず、腹を抉られ、頭を斷たれたるも、踵を回さず、軌を運らさずして死せり、申包胥は之を視て曰く、筋骨を竭し、以て嚴敵に赴き、尸を伏せ血を流すは、一卒の才に過ぎず、身を約ね辭を卑くし、救を諸侯に求むるに如かずと、

○莫囂は莫敖なり、楚國の高官なり、○社稷は國土の神を祭ることにて、國家を指す、○庶幾は近きなり、我の志望に近きをいふ、○旋踵は足を後方に轉ずることにて逃るゝ貌なり、

於ㇾ是乃贏ㇾ糧跣走、跋ㇾ涉谷行、上ニ峭山ニ赴ニ深谿ニ游ニ川水ニ犯ニ津關ニ獵ニ蒙籠ニ蹷ニ沙石ニ蹠達ㇾ膝、曾ㇾ繭重ㇾ胝、七日七夜至ニ於秦庭ニ

是に於て、申包胥は糧を褁み、赤跣にして疾走し、跋渉して窮行し、峭しき山に上り、深き谿に赴き、江水を渡り、津關を犯し、荊棘を凌ぎ、沙石を踏み、足は泥淖に入りて、膝を沒し、繭を層ね、胝を重ねて、七日七夜を過ぎ、遂に秦王の庭に至る、

○贏は褁なり、持つことなり、○谷行は窮行なり、如何なる難處にても、進み行くことなり、○游は渡るなり、○獵は穿ち凌ぐなり、○蒙籠は荊棘草蔓の茂り合

志委正以趣明師、勵節亢高以
絕世俗、何以明之、

夫れ名は務むれば立つを得べし、功は勉むれば成すを得べし、故に君子は志を積み正を委み、以て賢明なる師に就き、節を勵まし行を高くし、以て世俗の風を絕つ、何を以て之を知るか、
○彊は勉なり、○亢は抗るなり、○委は守り行ふなり、

昔者南榮疇恥聖道之獨亡於
己、身淬霜露、敕蹻趹、跋涉山川、
冒蒙荊棘、百舍重趼不敢休息、
南見老聃受教一言、精神曉泠、
鈍聞條達、欣然七日不食、如饗
太牢、是以明照四海、名施後世、
達畧天地、察分秋毫、稱譽葉語
至今不休、此所謂名可彊立者、

昔時、南榮疇は聖道の自己に存せざるを恥ぢ、其の身は霜露に淬し、草履を着け、山川を跋涉し、荊棘を犯し凌ぎ、百宿の遠路を走りて、足に胼胝を重ぬるも休息せず、南國に至りて、老子に見え、其の敎を受くること一言にして、精神は明に悟り、蒙昧は開き達し、欣然として七日まで食はざるも、太牢の盛饗を受けたる如し、是を以て其の四海を照し、其の名は後世に施し、其の達識は天地の大を略め、其の精察は秋毫の細を分つ、稱譽は世に語り傳へ、今に至るまで休まず、此れ謂はゆる名は勉むれば立つを得べきものなり、
○南榮疇は一本に南策趎に作る、魯人なり、○淬は沐浴するなり、○敕は穿くなり、○蹻趹は草履なり、○跋涉は道無き處を行くなり、○百舍は百宿なり、軍隊の行くは三十里を一宿とし、旅人の行くは百里を一宿とす、○重趼は重胼に同じ、重繭とも書す、胼胝の多く生じ、足の傷ふことなり、○曉泠は明に悟るなり、○鈍聞は愚昧なり、○太牢は牛羊豕の三牲を具へたる盛饗なり、○葉は世なり、

事之情、立是廢非、明示後人、死有遺業、生有榮名、如此者人才之所能逮、然而莫能至焉者、偷慢懈惰多不暇日之故、

此の若きことの未だ爲す能はざるものは、閑居し靜思し、琴を鼓き書を讀み、上古を追觀し、現在の賢大夫と學問講辯し、日に以て自から娯み、世事を援きて、其の黑白利害を分ち、得失を籌策し、以て禍福を觀察し、儀を設け度を立て、以て法則と爲すべし、道の本末を窮め、事の情狀を究め、是を立て非を廢し、明に後人に示す、死して遺業有り、生きて榮名有り、此の如くなるは、人才の能く爲すに逮ぶ所なり、然れども此に至るを能くするもの無きは、何ぞや、偷慢懈惰にして、學問せざる日多きを以てなり、
○若此而不能は、聖人より下の人物なり、○蘇援は索めて援くなり、○不暇日は學問せざる怠惰の日なり、不學之暇日なり、

夫瘠地之民、多有心者勞也、沃地之民、多不才者饒也、由此觀之、知人無務、不若愚而好學、自人君公卿至于庶人、不自彊而功成者、天下未之有也、詩云、日就月將學有緝熙于光明、此之謂也、

夫れ瘠地の民は、心有るもの多し、是れ勞すればなり、沃地の民は、不才なるもの多し、是れ饒なればなり、此に由り之を觀れば、智者の務めざるは、愚者の學を好むに若かず、人君公卿より庶人に至るまで、自から勉めずして功成るものは、天下未だ之れ有らず、詩に云ふ、日に就り月に將ひて、學の光明を緝め熙にすること有りとは、此の謂なり、
○彊は勉强なり、○將は行ふなり、

名立功成

名可務立、功可彊成、故君子積

故に弓は檠を待ちて、後に能く調ひ、劒は砥を待ちて、後に能く銳し、玉は堅くして敵無きも、之を鏤りて獸に造り、首尾の形を成すは、磨石の功なり、木は直くして繩に中る、之を揉めて輪と爲し、其の曲りたる形の規に中るは、隱括の力なり、唐碧の如き堅忍の類も、猶之を刻鏤し、曲げて器用と爲すに足る、又況んや人の心意をや、

○檠は弓を矯めて造る具なり、○礛諸は玉を磨礪する石なり、隱括は輪を作る械なり、○唐碧は玉に似たる堅石なり、

且夫精神滑淖纖微、倏忽變化、與物推移、雲蒸風行、在所設施、君子有能精搖摩監、砥礪其才、自試神明、覽物之博、通物之壅、觀始卒之端、見無外之境、以逍遙仿佯於塵埃之外、超然獨立、卓然離世、此聖人之所以游心、

且夫れ精神は、沖融にして纖微なり、倏忽にして變化し、物と推移す、雲蒸し風行き、其の施設すべき所に施設す、君子は能く精を力め、小を覽て、其の才を砥礪し、自から神明を試み、物の博きを觀察し、物の壅るを通達し、始終の端を觀て、無外の境を見る、以て塵埃の外に逍遙し、彷徉し、超然として獨立し、卓然として世を離るゝ有り、此れ聖人の心を游ばしむる所以なり、

○滑淖は沖融なる貌なり、和ぎて寬なるなり、○精搖は精を以て行ふなり、摩監は、要略の篇に靡覽とす、小を察することなり、從ふべし、○仿佯は彷徉なり、縱遊の貌なり、

若此而不能、閑居靜思、鼓琴讀書、追觀上古、及賢大夫學問講辯、日以自娛、蘇援世事、分白黑利害、籌策得失、以觀禍福、設儀立度、可以爲法則、窮道本末、究

已明矣、

周室の天下を治めたる後は、六子の賢無くして、皆其の業を修め、當世の人は、一人の才無くして、其の六賢の道を知る、是れ何ぞや、其の敎訓に順ひ、其の施設に續きて、智能の流通するを以てなり、此に由り之を觀れば、學問の已むべからざるは明なり、

○一人は六子の中の一人なり、○施續は施設の相續ぎ傳るなり、

今夫盲者目不能別晝夜、分白黑、然而搏琴撫弦、參彈復徽、攫援摽拂、手若蔑蒙、不失一弦、使未嘗鼓瑟者、雖有離朱之明、攫掇之捷、猶不能屈伸其指、何則服習積貫之所致、

瘠地沃地

今夫れ盲者は、晝夜を別つ能はず、黑白を分つ能はず、然れども琴を搏ち絃を撫し、彈を參へ徽を復し、之を攫り之を拂ひ、其の手の疾きことは飛び揚るが若し、一絃をも過たず、若しも未だ嘗て瑟を鼓かざるものならば、離朱の明有りと雖も、攫掇の捷き有りと雖も、猶其の指を屈伸する能はざらん、何となれば服習積慣の致す所なればなり、

○復徽は手を上下して、絲を轉ずるなり、○攫援は援り引くなり、摽拂は拂ひ敷くなり、○蔑蒙は飛び揚る貌なり、○使は若なり、○攫掇は古の輕捷なる人なり、離朱の目に於ける如く、捷を以て名有り、○貫は慣なり、

故弓待檠而後能調、劍待砥而後能利、玉堅無敵、鏤以爲獸、首尾成形、礛諸之功、木直中繩、揉以爲輪、其曲中規隱栝之力、唐碧堅忍之類、猶可刻鏤揉以成器用、又況心意乎、

古獨守專室而不出門、使其性雖不愚、然其知者必寡矣、

今試に人をして、邊鄙の國に生れしめ、小檐漏室の下に成長せしめ、兄弟無く、父母無く、目に禮節を見ず、耳に先古を聞かず、獨り自己の室を守りて、門を出でざらしめば、其の天性は愚ならずと雖も、其の知る所は必らず少し、

○辟陋は邊鄙なり、○櫩は檐なり、○漏は雨の漏ることなり、○專は自己の專有を指す、○使は縱使なり、

昔者蒼頡作書、容成造曆、胡曹爲衣、后稷耕稼、儀狄作酒、奚仲爲車、此六人者皆有神明之道聖智之迹、故人作一事而遺後世、非能一人而獨兼有之、各悉其知、貴其所欲達、遂爲天下備、今使六子者易事而明弗能見者何、萬物至衆而知不足以奄之、

昔時、蒼頡は書を作り、容成は暦を造り、胡曹は衣を爲り、后稷は耕稼し、儀狄は酒を作り、奚仲は車を爲る、此の六人は、皆其の各自に於て、神明の道有り、聖智の迹有り、故に一人は一事を作して、後世に遺す、能く一人にして獨り六事を兼有するに非ず、各其の知る所を悉して、其の達せんと欲する所を貴ぶ、遂に能く天下の用を成す、今試に六人をして、各其の事を換へて爲さしめば、其の智は見る能はざらん、是れ何ぞや、萬物は甚だ多し、人智は以て之を掩ふに足らざればなり、

○備は用なり、○奄は掩ひ有つなり、

周室以後、無六子之賢而皆脩其業、當世之人無一人之才而知其六賢之道者何、教順施續而知能流通、由此觀之、學不可

夫れ天の覆ふ所も、地の載する所も、六合の内も、宇宙の間も、陰陽の生ずる所に由り、血の精は多し、或は牙を含み、或は角を戴き、或は爪を前にし、或は距を後にし、或は翼を奮ひて攫肆し、或は足を以て行き、或は足無くして動く、其の諸種の動物は、喜べば合ひ、怒れば闘ふ、利を見て就き、害を避けて去る、其の情は一なり、其の好む所も、惡む所も、人と異なる無し、然れども其の爪牙は鋭しと雖も、筋骨は强しと雖も、人に制せらるゝを免れず、是れ其の智慮相通ずる能はざればなり、其の才力相依る能はざればなり、蓋し是等の動物は、各其の自然の勢有りて、天性を持す、然れども外より稟受する學問を爲さず、故に力は竭き功は沮る、

○包は下句の託と同じく、『於て』の意を强く寫したるのみ、○六合は天地四方なり、○宇宙は上下なり、○蚑行は足にて歩むもの、○蟯動は蛇の如き類なり、○稟は受るなり、

夫鴈順風以愛氣力、銜蘆而翔、以備矰弋、螘知爲垤、貛貉爲曲穴、虎豹有茂草、野彘有艽莦槎櫛堀虛連比、以像宮室、陰以防雨、景以蔽日、此亦鳥獸之所以知求合於其所利、

夫れ鴈は風に順ひ飛びて、自己の氣力を費消することを吝み、蘆を銜み翔りて、矰繳の害に備ふ、螘は垤を爲るを知り、貛貉は曲りたる穴を爲り、虎豹は茂りたる草に就き、野彘は草の蓐の連りたるを保ち、其の穴は比び列して、宮室に像り、以て雨を防ぎ、日を蔽ふ、此れ亦鳥獸の其の利なる所に合ふことを知る所以なり、

○矰弋は矰繳なり、○垤は螘の穴なり、○艽莦は草の敷物なり、○槎櫛は連り組み合せるなり、○堀虛は穴なり、○景は晴天の意なり、

今使人生於辟陋之國、長於窮櫩漏室之下、長無兄弟、少無父母、目未嘗見禮節、耳未嘗聞先

六賢之道

知者之所短、不若愚者之所脩、賢者之所不足、不若衆人之有餘、何以知其然、夫宋畫呉冶刻刑、鏤法亂脩曲出、其爲微妙、堯舜之聖不能及、蔡之幼女衞之稚質、梱纂組雜奇彩、抑黑質揚赤文、禹湯之智不能逮、

智者の短所は、愚者の長所に若かず、賢者の足らざる所は、衆人の餘り有るに若かず、何を以て其の然るを知るか、夫れ宋人の圖畫、呉人の鍛冶は、形體を刻鏤して、亂理の文飾を修め、精巧に之を出す、其の微妙なるは、堯舜の聖も及ぶ能はず、蔡の幼女、衞の少女は、組絲を打ち編みて、奇彩を雜へ、黑質を抑へて、赤文を揚げ、色合の巧妙を見る、是れ禹湯の智も及ぶ能はず、

○脩は長なり、○刑は形なり、物體なり、○法は文章なり、○曲は巧なり、○雅質は少女なり、○梱は打ちて編むことなり、纂組は組絲なり、○逮は及ぶなり、

夫天之所覆、地之所載、包於六合之内、託於宇宙之間、陰陽之所生、血氣之精、含牙戴角、前爪後距、奮翼攫肆、蚑行蟯動之蟲、喜而合、怒而鬭、見利而就、避害而去、其情一也、雖所好惡其與人無以異、然其爪牙雖利、筋骨雖彊、不免制於人者、知不能相通、才力不能相一也、各有其自然之勢、無稟受於外、故力竭功沮、

す、禹は石より生れ、契は卵より生れ、史皇は產れて能く書し、羿は左臂長くして善く射る、此の九賢の若きは千歲にして一出するも、踵を接して生ずるが如し、是等は學問を用ひずして、自から學に達したる天才なり、絕えて無くして僅に有る所とす、
○通同は通洞なり、相通ずと謂ふが如し、○生於石は、石に感じて生るなり、○史皇は蒼頡なり、始めて文字を作る、故に史皇と稱す、○九賢は此の文中に湯或は稷を脫したるものなるべし、五聖四俊の語は下文に在り、故に原文には湯を叙せしならん、

今無五聖之天奉、四俊之才難、欲棄學而循性、是謂猶釋船而欲履水也、夫純鉤魚腸劍之始下型、擊則不能斷、刺則不能入、及加之砥礪、摩其鋒鍔、則水斷龍舟、陸剸犀甲、明鏡之始下型矇然未見形容、及其粉以玄錫摩以白旃、鬢眉微毫可得而察、夫學亦人之砥錫也、而謂學無益者所以論之過、

今や五聖の天助無く、四俊の才能無なきに學を棄てて性に循はんと欲す、是れ船を棄てゝ水を履まんと欲する如し、夫れ純鉤、魚腸の兩名劍も其の始めて鑄型を出るときには、擊つも斷る能はず、刺すも入る能はず、之に砥礪を加へ、其の鋒鍔を磨くに及べば、水に龍舟を斷り、陸に犀甲を剸す、明鏡の始めて鑄型を出るや、矇然として未だ形容を見ず、其の粉するに玄錫を以てし、摩るに白旃を以てするに及べば、鬢眉微毫も、察するを得べし、夫れ學は人の砥錫なり、然るに學を益無しと謂ふは、其の論の過てる所以なり、
○奉は助なり、○才難は才能なり、得るに難きを以て、難の字を用ふ、○履は踏むなり、○魚腸は劍鋩の文理が魚腸の如くなるを以て、此の名有り、○鍔は鋩なり、○龍舟は大舟なり、○犀甲は堅甲なり、○玄錫は薄黑き錫なり、○旃は細毛なり、

之を稱して冬枯ると曰ふ、其の枯るゝもの衆ければなり、薺麥は夏に於て枯るゝもの有り、然れども人は之を稱して夏生ずと曰ふ、其の生ずるもの多ければなり、江河の囘曲したる流水も、時に南北するもの有り、然れども人は江河を東流すと謂ふ、歳星土星日月は、時に東行すること有り、然れども人は星辰日月を西に移るものと稱す、大概を以て本と爲すなり、北胡にも事理を解するもの有り、然れども人は之を恣戾のものと稱す、南越にも擧動の遲滯するもの有り、然れども人は之を輕捷のものと謂ふ、其の多きものを以て之に名くるなり、

○攝提は歳星の寅位に在る稱なり、○鎭星は中央の土星なり、○氐は概なり、○知利は知理なり、○駤は恣戾なる惡質なり、○訬は輕捷なり、

若夫堯眉八彩九竅通同、而公正無私、一言而萬民齊、舜二瞳子是謂重明、作事成法、出言成章、禹耳參漏是謂大通、興利除害、疏河決江、文王四乳是謂大仁、天下所歸、百姓所親、皐陶馬喙是謂至信、決獄明白、察於人情、禹生於石、契生於卯、史皇產而能書、羿左臂脩而善射、若此九賢者、千歲而一出、猶繼踵而生、

夫の堯の如きは眉に八色有り、身に九穴有り、陽竅七と陰竅二と相通ず、其の性は公正にして私無し、一言にして萬民齊しく其の德に服す、舜は一目に二瞳子有り、是を重明と謂ふ、事を作せば法を成し、言を出せば章を成す、禹は耳に上中下の三穴有り、是を大通と謂ふ、利を興し害を除き、河を疏き江を決る、文王は四乳有り、是を大仁と謂ふ、天下の歸する所なり、萬民の親しむ所なり、皐陶は馬の如き喙有り、是を至信と謂ふ、獄を決すること明白にして、人情を洞察

〇辟は曲なり、〇蹪は蹶き仆るなり、冊鍛は鞭と鞭の針となり、冊は策なり、鍛は鞭の末端に附けたる針なり、馬を勵ますに用ふ、

夫怯夫操利劍、擊則不能斷、刺則不能入、及至勇武攘捲一擣則摺脇傷幹、爲此棄干將鏌邪、而以手戰則悖矣、所爲言者齊於衆而同於俗、今不稱九夫之頂、則言黃泉之底、是兩末之端議何可以公論乎、

夫れ怯夫は利劍を操り、擊つも斷つ能はず、刺すも入る能はず、勇士攘捲して、一たび擣つに至りては、脇を折り骨を傷る、此が爲めに干將鏌邪の利劍を棄て、手を以て戰はんとするは悖れり、今や言を爲す所の人は、衆は齊しくして俗に同じ、以て學問を誹る、然れども九天の頂を言はざれば、九泉の底を言ふ、是れ西方の末端を議するのみ、何ぞ公論するに足らんや、〇勇武は勇士なり、攘捲は攘臂捲衣なり、〇摺は折り挫ぐなり、〇幹は大骨なり、干將鏌邪は、大小の名劍なり、〇九天は八方と中央との高き天なり、〇黃泉は地底の九泉なり、

五聖四俊

夫橘柚冬生、而人曰冬死、死者衆、薺麥夏死、人曰夏生、生者衆、江河之回曲亦時有南北者、而人謂江河東流、攝提鎭星日月東行、而人謂星辰日月西移者、以大氐爲本、胡人有知利者、而人謂之騃、越人有重遲者、而人謂之訬、以多者名之、

夫れ橘柚は冬に於て生ずるもの有り、然れども人は

○帽憑は冒憑なり、自から信じて行ふなり、○沈湎は沈湎なり、酒色に溺るなり、○曼頰は細理にして、皮膚の麗しきをいふ、○夸は弱くして愛すべきなり、○性可說は、恣容可悅の意なり、○陽文は西施の如き美女の名なり、○睠睽は腃胅なり、貌の醜きこと、○哆嗚は口の曲りたるなり、○籧篨は腰の伸びざるなり、○戚施は背の屈みたるなり、○仳倠は嫫母の如き醜女の名なり、○黛黑は眉を黑く塗るなり、

夫上不及堯舜、下不及商均、美不及西施、惡不若嫫母、此教訓之所喩也、而芳澤之所施、且子有弑父者、然而天下莫疏其子、何也、愛父者衆也、儒有邪辟者、而先王之道不廢、何也、其行之者多也、今以爲學者之有過、而非學者、則是以一飽之故、絕穀不食、以一蹪之難、輟足不行、惑也、今日良馬不待冊錣而行、駑馬雖兩錣之不能進、爲此不用冊錣而御則愚矣、

夫れ上は堯舜に及ばず、下は商均に及ばず、美は西施に及ばず、醜は嫫母に及ばず、此れ教訓の喩す所に由るなり、此れ芳澤の施す所に由るなり、且つ世には子にして父を弑するもの有り、然れども天下に於て、父は其の子を疏遠にするもの無し、是れ何ぞや、父を愛するもの衆ければなり、儒に邪辟なるもの有り、然れども先王の道は廢れず、是れ何ぞや、其の之を行ふもの多ければなり、然るに學者の過失有るが爲めに、學者を誹るは、是れ一飽の故を以て穀を絕ち、之を食はざるが如し、一蹶の難を以て、足を輟め行かざるが如し、蓋し惑ふなり、今日良馬は冊錣を待たずして行く、駑馬は冊錣を兩たび用ふと雖も、進む能はず、然れども冊錣を用ひずして、馬を御せんとするは愚なり、故に學問は廢すべからざるなり、

とは肌を穿ち、骨を碎くに足り、蹴ることは廬を破り胸を陷るに足る、然れども飼養の人が之を馴らし、良き御者が之を敎へ、掩ふに衡扼を以てし、連ぬるに轡銜を以てするに至れば、險岨を超ゆと雖も、塹壕を越ゆと雖も、之を辭せず、故に其の形の馬たるに於て、馬は化すべからず、然れども其の駕御すべきは、敎の爲す所なり、馬は聾蟲なる動物なり、言を以て訓ずべからず、然れども氣志を通ずるを得べし、猶能く敎を待ちて成る、又況んや人をや、何ぞ學問を以て成らざる有らん、

○蹏は蹄なり、○齕咋は咬むなり、○噆は穿つなり、○蹶蹏は蹴るなり、○盧は廬なり、○圉人は飼養人なり、○衡扼は車に馬を附くる横木なり、○轡銜は手綱と口輪となり、○聾蟲は人語を解せざる動物なり、

絶穀輟足

且夫身正性善、發憤而成仁、帽憑而爲義、性命可說、不待學問而合於道者、堯舜文王也、沈湎耽荒、不可敎以道、不可喩以德、嚴父弗能正、賢師不能化者、丹朱商均也、曼頰皓齒、形夸骨佳、不待脂粉芳澤而性可說者、西施陽文也、啳睽哆噅、籧蒢戚施、雖粉白黛黑、弗能爲美者、嫫母仳倠也、

且つ夫れ身正しく性善なり、憤を發して仁を成し、自から憑りて義を爲し、性命の道は說くに足り、學問を待たずして至道に合ふものは、堯舜文王なり、沈湎し耽荒して、敎ふるに道を以てすべからず、喩すに德を以てすべからず、嚴父も之を正す能はず、賢師は之を化する能はず、是れ丹朱、商均なり、頰は麗く齒は白く、形は弱く骨は佳く、脂粉芳澤を待たずして、容姿の悅ぶに足るものは、西施、陽文なり、貌は醜く口は曲り、腰は折れ背は屈り、粉白黛黑を加ふと雖も、之を美にする能はざるものは、嫫母、仳倠なり、

す、○員は圓なり、○楕は鋭の反對なり○鈞は均なり、○謌は歌なり、○轉は聲調なり、

魚躍鵲駮

世俗廢衰而非學者多、人性各有所脩短、若魚之躍、若鵲之駮、此自然者不可損益、吾以爲不然、

今や世俗は廢れ衰へて、學を勉めず、學を爲すことを誹るもの多し、其の說に曰く、人の性は各自に長所有り、短所有り、魚の躍るが若く、鵲の跳るが如し、此れ自然の態なり、損益すべからずと、然れども吾は然らずと謂ふ、

○脩は長なり、○駮は跳るなり、

夫魚者躍、鵲者駮也、猶人馬之爲人馬、筋骨形體所受於天、不可變、以此論之則不類矣、

夫れ魚は躍り鵲は跳る、是れ人馬の人馬たるが如し、筋骨形體は、天より受けたる所有り、之を變ずべからず、此を以て之を論ずれば、相類せざるを知る、故に自然に任せて學問を斥くるは不可なり、

夫馬之爲草駒之時、跳躍揚蹏翹尾而走、人不能制、齕咋足以噆肌碎骨、蹶蹏足以破盧陷匈、及至圉人擾之、良御敎之、掩以衡扼、連以轡銜、則雖歷險超塹弗敢辭、故其形之爲馬、馬不可化、其可駕御、敎之所爲也、馬聾蟲也、而可以通氣志、猶待敎而成、又況人乎、

夫れ馬の小駒にして、草野に在るや、跳躍して蹄を揚げ、尾を翹げて走る、人は之を制する能はず、咬むこ

以安秦魏、夫行與止也、其勢相反、而皆可以存國、此所謂異路而同歸者也、

其の後數年にして、秦は兵を起し魏を伐たんとす、司馬庾諫めて曰く、段干木は賢者なり、其の君は之に禮す、天下知らざる無し、諸侯聞かざる無し、兵を擧げて之を伐つは、乃ち義に背くこと無きかと、是に於て秦は兵を偃せ轍めて、魏を攻めず、夫れ墨子は趺き走りて、千里を赴き、以て楚宋を存し、段干木は門を閉ぢ出でず、以て秦魏を安んず、夫れ行と止とは、其の勢に於て相反す、然れども皆以て國を存すべし、此れ謂はゆる路を異にして、歸を同じくするものなり、
○趺蹏は趺きながら、急ぎ行くなり、

今夫救火者汲水而趍之、或以甕瓴、或以盆盂、其方員鋭楕不同、盛水各異、其於滅火鈞也、故秦楚燕魏之謌也、異轉而皆樂、九夷八狄之哭也、殊聲而皆悲、一也、夫謌者樂之徵也、哭者悲之效也、憤於中則應於外、故在所以感、夫聖人之心日夜不忘于欲利人、其澤之所及者效亦大矣、

今夫れ火を救ふものは、水を汲みて之に趍り、甕瓴を以てする有り、盆盂を以てする有り、其の方、圓、鋭、楕は同じからず、水を盛ること各異なり、然れども其の火を滅するに於ては均し、故に秦、楚、燕、魏の歌は聲調を異にして皆樂む、九夷八狄の哭するは、音を殊にして皆悲む、其の情は一なり、夫れ歌は歡樂の徵候なり、哭は悲哀の效驗なり、情は中に憤起すれば、聲は外に應ず、故に以て感じ發する所に在り、夫れ聖人の心は、日夜を通じて人を利せんと欲するを忘れず、其の澤の及ぶ所のものは、效も亦大なり、
○甕瓴は瓶の類を總稱す、○盆盂は皿の類を汎く指

文侯曰、段干木在、是以軾、其僕曰、段干木布衣之士、君軾其閭不已甚乎、

段干木は祿を辭して家に處る、魏の文侯は、其の里閭を過ぎて、軾に伏し之に禮す、其僕曰く、君何の故に禮するか、文侯曰く、段干木は此に在り、是を以て禮す、其の僕曰く、段干木は布衣の士なり、君は其の里閭に禮す、亦甚しからずや、
○閭は二十五家の里を稱す、○軾は車上の前部に於ける横木なり、之に伏して禮するなり、○布衣は野褐なり、○已甚は甚なり、

文侯曰、段干木不趍勢利、懷君子之道、隱處窮巷、聲施千里、寡人敢勿軾乎、段干木光于德、寡人光于勢、段干木富于義、寡人富于財、勢不若德尊、財不若義高、干木雖以己易寡人不爲、吾日悠悠慙于影、子何以輕之哉、

文侯曰く、段干木は勢利に趍らず、君子の道を懷き、窮陋の巷に隱處し、其の德聲は、千里の外に達す、吾は敢て禮する無らんや、彼は德に光り、我は勢に光る、彼は義に富み、我は財に富む、勢は德の尊きに若かず、財は義の高きに若かず、彼は其の自己の德義を以て、寡人の勢利に換ることを爲さず、吾は日に悠悠として、吾の影に慙づ、汝何を以て之を輕視するかと、

其後秦將起兵伐魏、司馬庾諫曰、段干木賢者、其君禮之、天下莫不知、諸侯莫不聞、擧兵伐之無乃妨於義乎、於是秦乃偃兵輟不攻魏、夫墨子跌蹏而趍千里、以存楚宋、段干木闔門不出

不義曷爲攻之、

昔時、楚は宋を攻めんと欲す、墨子は聞きて之を悼む、乃ち魯より馳すること十日十夢なり、足は胼胝を重ねて、猶ほ休息せず、衣裳を裂きて足を裹み、楚の首都なる郢に至り、王に見えて曰く、臣聞く、大王は兵を擧げて宋を攻めんとすと、是れ必らず宋を得ることを計りて、後に之を攻むるか、或は其の衆を苦しむるを忘れ、民を勞するを忘れ、兵を傷るを忘れ、鋭を挫くを忘れ、天下に對して不義の名を受け、咫尺の地を得ざるも、猶且つ之を攻むるか、王曰く、必らず宋を得ず、又且つ不義の名有らば、何ぞ之を攻めん、○趍は馳なり、○重繭は足の皮膚の損傷して、繭の絲の亂れたる如くなるをいふ、○頓は傷るなり、○剉は折れ挫くこと、○曷は何なり、

墨子曰、臣見大王之必傷義而不得宋、王曰、公輸天下之巧士、作雲梯之械、設以攻宋、曷爲弗取、墨子曰、令公輸設攻、臣請守之、於是公輸般設攻宋之械、墨子設守宋之備、九攻而墨子九却之、弗能入、於是乃偃兵、輟不攻宋、

墨子曰く、臣は大王の必らず義を傷ひて宋を得ざるを見るなり、楚王曰く、公輸は天下の巧士なり、雲梯の械を作り設け、以て宋を攻む、何ぞ取る能はざらん、墨子曰く、公輸をして之を設け、宋を攻めしめよ、臣請ふ之を守らんと、是に於て公輸般は攻撃の械を設く、墨子は防守の備を設く、九たび攻めたるも、九たび之を却く、遂に入る能はず、楚王乃ち兵を偃せ輟めて、宋を攻めず、

○公輸は魯人なり、名を般といふ、故に魯般とも稱す、○曷爲は何爲なり、○雲梯は高き梯なり、城を看下して、矢石を發射する械なり、

段干木辭祿而處家、魏文侯過其閭而軾之、其僕曰、君何爲軾、

或は淮水を以て山の高きに灌ぐが若きは、此れ己を用ひて自然に背く、故に之を有爲と謂ふのみ、○資は材料なり、○立は立功なり、○曲故は巧詐なり、○熯は燒くなり、

墨子段干木

若夫水之用舟、沙之用鳩、泥之用輴、山之用蔂、夏瀆而冬陂、因高爲田、因下爲池、此非吾所謂爲之、聖人之從事也、殊體而合于理、其所由異路而同歸、其存危定傾若一、志不忘于欲利人、何以明之、

夫の水に舟を用ひ、沙に鳩を用ひ、泥に輴を用ひ、山に蔂を用ひ、夏に瀆を疏き、冬に陂を治め、高に因りて田を爲り、下に就きて池を爲るが若きは、此れ吾の謂はゆる之を爲すものに非ず、聖人の事に從ふは、體を殊にして理に合す、其の由る所は、路を異にして歸を同くす、其の危きものを扶けて之を存し、其の傾きたるものを起して之を定むるは、一の如し、其の志は人を利せんと欲するを忘れざるなり、吾の謂はゆる無爲にして爲すは、卽ち是れなり、何を以て之を説明せん、

○鳩は小車なり、○輴は橇なり、○蔂は轎なり、

昔者楚欲攻宋、墨子聞而悼之、自魯趍而十日十夜、足重繭而不休息、裂衣裳裹足、至於郢見楚王、曰臣聞大王擧兵將攻宋、計必得宋而後攻之乎、忘其苦衆勞民、頓兵剉銳、負天下以不義之名、而不得咫尺之地、猶且攻之乎、王曰必不得宋、又且爲

○黴黒は焦げ汚れたる色なり、○胝胝は手足の皮の『アカギレ』、或は『タコ』なり、○胑は肢に同じ、手足なり、

夫地勢水東流、人必事焉然後水潦得谷行、禾稼春生、人必加功焉、故五穀得遂長、聽其自流、待其自生、則鯀禹之功不立而后稷之智不用、

夫れ地勢に隨ひ、水は東に向ひて流る、然れども、人は必らず之を治めて、然る後に水潦は谷に行くを得るなり、禾稼は春に於て生ず、然れども、人は必らず功を加へて、然る後に衆穀は成長するを得るなり、其の自から流るに任せ、其の自から生ずるを待たば、鯀禹の功も立たざるべし、后稷の智も用を成さゞるべし、

○潦は地上を流るゝ雨後の水なり、○遂は成るなり、

若吾所謂無爲者、私志不得入公道、嗜欲不得枉正術、循理而擧事、因資而立、權自然之勢、而曲故不得容者、政事而身弗伐、功立而名弗有、非謂其感而不應、攻而不動者、若夫以火熯井、以淮灌山、此用己而背自然、故謂之有爲、

是の故に、無爲とは論者の説くが如き寂漠のものに非ず、吾の謂はゆる無爲の若きは、自然に應じて爲すことなり、私志は公道に入るを得ず、嗜欲は正術を枉ぐるを得ず、理に循ひて事を擧げ、材に因りて功を立つ、自然の勢を權りて、巧詐は容るゝを得ず、政は治りて身は誇らず、功は立ちて名は有たず、是れ其の感じて應ぜざるを謂ふに非ず、其の攻めて動かざるを謂ふに非ず、故に之を無爲といふも、實は造化と共に功を爲すなり、夫の火を以て井水の深を熯くが若き、

子無煖席、

是を以て、土地は播種に適せざるに無し、時候は產業に應せざる無し、官には隱事無し、國には遺利無し、是れ寒きに衣せ、饑ゑたるに食はしめ、老少を養ひ、勞倦を息ふ所以なり、聖人の帝王として勉勵したる成果は、此の如し、若しも布衣徒步の匹夫に就きて之を觀るも、其の人既に聖賢なれば、亦勉勵して已まず、伊尹は鼎を負ひて湯王に求め、呂望は刀を鼓して周に入り、百里奚は轉徙して身を賣り、管仲は束縛せられ、孔子は煙突の黑くなるに遑無し、墨子は牀席の煖なるに暇無し、

○隱事は、職務の怠り廢れたるを指す、○遺利は、民利の亡失したるを稱す、布衣は野服なり、○負鼎は割烹の賤役なり、○鼓刀は肉を屠り賣るなり、○呂望は太公望なり、○伯は百に通ず、○黔は黑く染まるなり、

是以聖人不高山、不廣河、蒙恥辱以干世主、非以貪祿慕位、欲事起天下利而除萬民之害、蓋聞傳書曰、神農憔悴、堯瘦臞、舜黴黑、禹胼胝、由此觀之、則聖人之憂勞百姓甚矣、故自天子以下至於庶人、四胑不動、思慮不用、事治求贍者、未之聞也、

是を以て、聖人は高山を視るも、之を高しと思はず、大河を觀るも、之を廣しと思はず、恥辱を蒙り、以て當世の君に求む、是れ祿を貪るに非ず、位を慕ふに非ず、天下の利を起すを事とせんと欲し、萬民の害を除くを期せんと欲すればなり、蓋し聞く、傳書に曰く、神農は憔悴し、堯は瘦臞し、禹は黴黑し、禹は胼胝すと、此に由つて之を觀れば、聖人は百姓を憂へて自から勞すること甚し、故に天子より以下庶人に至るまで、手足を動さず、思慮を用ひずして、其の事治り、其の求むる所の贍ることは、古來未だ之を聞かず、

に無爲を以てす、豈に悖らずや、

○解は禱るなり、身に引受けて國の災を解免するなり、

無爲有爲

且古之立帝王者、非以奉養其欲也、聖人踐位者、非以逸樂其身也、爲天下強掩弱、衆暴寡、詐欺愚、勇侵怯、懷知而不以相教、積財而不以相分、故立天子以齊之、爲一人聰明而不足以遍照海內、故立三公九卿以輔翼之、絕國殊俗、僻遠幽間之處、不能被德承澤、故立諸侯以教誨之、

且つ古代の帝王を立つる所以は、之を立てゝ帝王の嗜欲を奉養するに非ず、聖人の位を踐むは、以て其の身を逸樂するに非ず、蓋し天下は和同せず、強は弱を掩ひ、衆は寡を暴ひ、詐は愚を欺き、勇は怯を侵し、知識を懷くものは相敎へず、財貨を積むものは相分たず、故に天子を立て、以て之を齊しく治む、然れども聖主の一人聰明なるも、以て海內を遍く照すに足らず、故に三公九卿を立て、以て之を輔翼す、遠隔の邦國、殊異の民俗、其の邊鄙幽間の處は、帝德を被る能はず、王澤を受る能はず、故に諸侯を立て、以て之を敎誨す、

是以地無不任、時無不應、官無隱事、國無遺利、所以衣寒食饑、養老弱而息勞倦也、若以布衣徒步之人觀之、則伊尹負鼎而干湯、呂望鼓刀而入周、伯里奚轉鬻、管仲束縛、孔子無黔突、墨

す、德を布き惠を施し、以て困窮を救ひ、死を弔ひ疾を問ひ、以て孤兒寡婦を養ふ、是に由り、百姓は親附し、政令は流行す、乃ち兵を鳴條に整へて、夏の桀王を南巢に困しめ、其の罪を責めて、之を歷陽の山に放逐せり、

○夜寐は、夜深に至るまで勉强して、後に寢に就くなり、○斂は徵收なり、○氓は野民なり、○孀は寡婦なり、○譙は責なり、

此五聖者天下之盛主、勞形盡慮、爲民興利、除害而不懈、奉一爵酒、不知於色、挈一石之尊、則白汗交流、又況贏天下之憂而海內之事者乎、其重於尊亦遠也、

此の五聖は、天下の盛主なり、然れども形を勞し慮を盡して、民の爲めにし、國利を興し、民害を除きて懈らず、夫れ一杯の酒を持つは輕し、故に色を變ずるに至らず、然れども一石の酒を挈れば重し、故に白汗は交流す、又況んや天下の深憂を負ひ、海內の大事に任ずるをや、其の酒樽よりも重きこと亦甚し、

○爵は杯なり、○尊は樽なり、○贏は負擔することなり、

且夫聖人者不恥身之賤、而愧道之不行、不憂命之短、而憂百姓之窮、是故禹之爲水、以身解於陽盱之河、湯旱以身禱於桑山之林、聖人憂民如此其明也、而稱以無爲、豈不悖哉、

且つ夫れ聖人は、其の身の賤しきを恥ぢずして、其の道の行はれざるを愧づ、其の命の短きを憂へずして、百姓の窮するを憂ふ、是の故に禹王の水を治むるや、其の身を質に供へて、陽盱の河に祈り、湯王の旱に遭ふや、其の身を天に奉げて、桑山の林に禱れり、聖人の民を憂ふるは、此の如く其れ明なり、而るに稱する

誅戮せり、
○沃民は西方の國なり、○黒齒は東方の國なり、○讙兜は佞臣なり、○崇山は南極の山なり、○三苗は渾敦、窮奇、饕餮の三族より成りたる蠻人なり、○三危は西極の山なり、○幽州は北狄の地なり、○羽山は東極の山なり、

舜作室築牆茨屋、辟地樹穀、令民皆知去巖穴、各有家室、南征三苗、道死蒼梧、

舜帝は室を作り、牆を築き、屋を茨き、土地を辟き、穀物を種ゆ、民をして巖穴を去るを知らしめ、各自に家室有らしむ、斯くして南方に三苗を征伐し、其の途中に於て、蒼梧の野に死せり、
○辟は開墾することなり、○樹は植るなり、

禹沐浴霪雨、櫛扶風、決江疏河、鑿龍門、闢伊闕、脩彭蠡之防、乘四載、隨山栞木、平治水土、定千八百國、

禹王は久雨に沐浴し、疾風に髮を櫛り、南に江を決き北に河を疏き、龍門の峽を鑿り、伊闕の山を闢き、以て伊洛の西水を通ぜしむ、更に彭蠡澤の堤防を修繕し、四種の乘物に駕して、天下を巡行し、山に隨ひ木を刋り、道路の標と爲し、以て水土を平治し、千八百國を鎭定せり、
○霪雨は久雨なり、○扶風は疾風なり、○四載は四種の乘物なり、山には蔂を用ひ、水には舟を用ひ、陸には車を用ひ、澤には蕝を用ふ、

湯夙興夜寐、以致聰明、輕賦薄斂、以寬民氓、布德施惠、以振困窮、弔死問疾、以養孤孀、百姓親附、政令流行、乃整兵鳴條、困夏南巢、譙以其過、放之歷山、

湯王は夙に興き夜に寐ね、以て萬事を察して、聰明を致し、賦課を輕くし、稅斂を薄くし、以て民庶を寬に

吾は此の說を聽きて然らずと謂ふ、試に之を問はん、夫の神農、堯、舜、禹、湯の五聖の若きは、聖人と謂ふべきかと、論有る者も、必らず此の五聖たるを廢する能はざるべし、此の五聖の跡を以て之を觀れば、無爲を得ること莫きも明なり、

○嘗試は試の一字と同義なり、

古者民茹草飮水、采樹木之實、食蠃蠬之肉、時多疾病毒傷之害、於是、神農乃始敎民、播種五穀、相土地宜、燥濕肥墝高下、嘗百草之滋味、水泉之甘苦、令民知所避就、當此之時、一日而遇七十毒、

古代に於て、民は草を茹ひ、水を飮み、樹木の實を採り、蠃蚌の肉を食ひ、疾病毒傷の害に遭ふ時多し、是に於て、神農乃ち始めて民に敎へて、衆穀を播種せしめ、土地の適する所に應じて、植物を擇び、其の場所の乾燥、濕潤、肥沃、墝埆、隆高、低下を視て、百草の滋味と水泉の甘苦とを嘗め、民をして避くる所と就く所とを知らしむ、此の時に當り、民は一日にして七十毒に遇へり、

○茹は食ふなり、○蠃蠬は蠃蚌なり、蛤の類を指す、○播は蒔くなり、○墝は墝埆なり、瘠せたる地質なり、

堯立孝慈仁愛、使民如子弟、西敎沃民、東至黑齒、北撫幽都、南道交趾、放讙兜於崇山、竄三苗於三危、流共工於幽州、殛鯀於羽山、

堯帝は位に卽きて、孝慈、仁愛なり、民を使ふこと子弟の如し、西は沃民を敎へ、東は黑齒に至り、北は幽都を撫し、南は交趾を導く、讙兜を崇山に放逐し、三苗を三危に遠竄し、共工を幽州に流刑し、鯀を羽山に

禽獸之詐計也、物類相似若然、而不可從外論者衆、而難識矣、是故不可不察也、

夫れ狐は雉を捕ふるとき、必らず先づ體を低くし、耳を垂れ、以て雉の來るを待つ、雉は之を見て狐を信ず、故に得て擒ふべきなり、若しも狐をして目を瞋らし、尾を立て、必殺の勢を現ぜしめば、雉も驚き憚り、遠く飛び、以て其の怒を避くるを知らん、夫れ人の僞を以て相欺くは、唯禽獸の詐計のみに非ず、物類相似て然るが如くにして、外部よりの論評に從ふべからざるもの多し、洵に識り難きなり、是の故に之を精察せざるべからず、

○彌は垂るなり、○睹は尾なり、其の直視するときに尾を立つるを以て、斯く解するなり、但し植睹を直視と解するも可なり、

脩務訓

脩は勉むるなり、務は趍るなり、聖人の時に趍り、事を勉むるは、道を以て世を濟ふを期す、故に學に就き情に適し、無爲を以て能く通達す、故に脩務と曰ふ、

寂然無聲

或曰、無爲者寂然無聲、漠然不動、引之不來、推之不往、如此者乃得道之像、

或は曰く、無爲の道たるや、寂然として聲無く、漠然として動かず、之を引けども來らず、之を推せども往かず、之を其の術の要とす、此の如くなれば、乃ち至道の像を得べきなりと、

吾以爲不然、嘗試問之矣、若夫神農堯舜禹湯可謂聖人乎、有論者必不能廢、以五聖觀之、則莫得無爲明矣、

者不ㇾ可ㇾ不ㇾ審也、

何をか然るが如くならずして然るものと謂ふ、昔時、越王句踐は、呉王夫差に卑下し、請ひて曰く、身は臣と爲らん、妻は妾と爲らん、春夏秋冬の祭祀を奉じ、春秋の貢職を納め、越の國神の廟を呉に委せ、越の民力を呉に效し、隱居する時は藩屏と爲り、戰鬪するときは鋒刃の列と爲らんと、其の禮甚だ卑下して、其の辭甚だ服從す、其の離叛の心は遠し、然れども甲卒三千人、以て夫差を姑胥に擒にせり、此れ謂はゆる然るが如くならずして然るものなり、故に此の類して非なるものと、類せずして是なるものと、然るが如くして然らざるものと、然るが如くならずして然るものとの四策は、審に知らざるべからざるなり、

○不ㇾ然而若ㇾ然は不ㇾ若ㇾ然而然に作るべし、是れ四策の第四にして、上章の例に依り、然らざるを得ず、

○隱居爲ㇾ蔽は、居爲二隱蔽一の誤りならんとの說有り、從ふべきに似たり、但し原文に從ひ、解するも意通ず、

夫事之所二以難ㇾ知者、以下其竄ㇾ端匿ㇾ跡、立二私於公一、倚二邪於正一、而以勝ㇾ惑二人之心一者也、若使下人之所ㇾ懷二於內一者、與所ㇾ見二於外一者上若ㇾ合二符節一、則天下無ㇾ亡國破家矣、

夫れ事の知り難き所以のものは、其の端緒を隱し、痕跡を匿し、私を公に立て、邪を正に倚せ、以て人の心を惑亂するに勝へたるを以てなり、若しも人の內心に懷く所のものをして、外行に見はるゝ所のものと一致すること、符節を合すが如くならしめば、天下は滅亡の國無かるべし、破滅の家無かるべし、

夫狐之捕ㇾ雉也、必先卑ㇾ體彌ㇾ耳、以待二其來一也、雉見而信ㇾ之、故可二得而擒一也、使二狐瞋ㇾ目植ㇾ睹見二必殺之勢、雉亦知三驚憚遠飛以避二其怒一矣、夫人僞之相欺也、非二直

何をか然るが如くにして然らずと謂ふ、楚の子發は、上蔡の令と爲る、民の罪有るもの刑に當る、獄斷の論定りて、尹令の前に決す、子發は喟然として悽愴の心有り、罪人既に刑せられて、其の恩を忘れず、

此其後子發盤罪威王而出奔、刑者遂襲恩者、恩者逃之於城下之廬、追者至踹足而怒曰、子發視決吾罪而被吾刑、怨之憯於骨髓、使我得其肉而食之、其知厭乎、追者以爲然而不索其內、果活子發、此所謂若然而不若然者、

其の後、子發は罪を威王に避けて出奔す、途にして前年の罪人の家に至る、前年の罪人は、子發を城下の廬に逃れしむ、追捕の吏至る、前年の罪人は、吏の足を踏み怒りて曰く、子發は吾の罪を決して、吾の刑を行ひしものなり、吾は之を怨みて骨髓に痛む、我をして其の肉を得しめ、之を食はしめば、其れ饜くを知らんや、追捕の吏は之を聽きて然りと思惟し、其廬の內を索めずして去る、遂に子發を生存せしむるを得たり、此れ謂ゆる然るが如くにして然らざるもの也、

○盤はく避るなり、○刑者は子發なり、○襲は至るなり、○恩者は前者の罪人なり、子發の恩に感じたるを以て、恩者と稱す、○踹は踏むなり、○憯は痛むなり、不若然は不然に作るべし、若の字は衍文なり、

何謂不然而若然者、昔越王句踐、卑下吳王夫差、請身爲臣妻爲妾、奉四時之祭祀、而入春秋之貢職、委社稷、效民力、隱居爲蔽、而戰爲鋒行、禮甚卑辭甚服、其離叛之心遠矣、然而甲卒三千人以擒夫差於姑胥、此四策

に、乃ち我を辱しむるに、腐鼠を以てす、此の如くにして報せざるときは、以て勢を天下に立つること無し、請ふ公と力を合せ志を一にし、悉く徒屬を率ゐて、必らず其の家を滅せんと、遂に虞氏を打ち倒せり、此れ謂はゆる是に類して非なるものなり、
○務は矜の誤りならんとの説有り、從ふべし、蓋し勢力の意なり、

何謂非類而是、屈建告石乞曰、白公勝將爲亂、石乞曰、不然、白公勝卑身下士、不敢驕賢、其家無筦籥之信關楗之固、大斗斛以出、輕斤兩以內、而乃論之以不宜也、屈建曰、此乃所以反也、

何をか是に類するに非ずして是なるものと謂ふ、楚の屈建は石乞に告げて曰く、白公勝は亂を爲さんとす、石乞曰く、然らず、白公勝は身を卑くして士に下り、敢て賢に驕らず、其の家には筦籥の信を用ひず、關楗の固を施さず、支出するには斗斛を大にし、收納するには斤兩を輕くし、我は貪らずして人に與ふ、然るに乃ち之を惡しく論ずるは、論者の不義を以てするなり、屈建曰く、此れ其の反亂を爲す所以なり、
○不宜は不義なり、論者の非なるをいふ、

居三年、白公勝果爲亂殺令尹子椒司馬子期、此所謂弗類而是者也、

其の後三年にして、白公勝は遂に亂を爲し、令尹子椒と司馬子期とを殺せり、此れ謂はゆる是に類せずして是なるものなり、

何謂若然而不然、子發爲上蔡令、民有罪當刑、獄斷論定決於令尹前、子發喟然有悽愴之心、罪人已刑而不忘其恩、

類之而是、或若然而不然者、或不若然而然者、

物類の相接近して、門戸を異にするものは、衆くして識り難し、故に是なるに類して、非なる有り、是なるに類して、是なる有り、然るが如くして、然らざる有り、然るが如くならずして、然る有り、

諺曰、鳶墮腐鼠、虞氏以亡何謂也、曰虞氏梁之大富人也、家充盈殷富金錢無量、財貨無貲、升高樓臨大路、設樂陳酒、積博其上、游俠相隨而行樓下、博上者射朋張中反兩而笑、

諺に曰く、鳶が腐鼠を墮して、虞氏は亡ぶと、何の謂ぞや、曰く、虞氏は梁の大富人なり、家は充盈殷富なり、金錢は量り無し、財貨は貲り無し、高樓に升り、大路に臨み、樂を設け酒を陳ねて、其の樓上に博奕す、游俠の徒は相伴ひて、其の樓下を過ぐ、樓上の奕者は、明瓊を其の張りたる中に射て、之に命中したる兩個の骰子を反し、轉じて相笑ふ、

○貲は量りなり、○積博は擊博に同じ、骰子を射て勝負する戲なり、○明は明瓊なり、骰子なり、○張中は骰子を六個張り列べたる中なり、

飛鳶適墮其腐鼠而中游俠、游俠相與言曰、虞氏富樂之日久矣、而常有輕易人之志、吾不敢侵犯、而乃辱我以腐鼠、如此不報無以立務於天下、請與公僇力一志、悉率從屬而必以滅其家、此所謂類之而非者也、

是の時に飛鳶有り、適に其の腐鼠を墮して游俠に中る、游俠相共に言ひて曰く、虞氏の富み樂しむこと久し、常に人を輕蔑する志有り、吾は敢て侵犯せざる

んやと、公乃ち建築の役を罷めしめ、材木を除きて、之を去らしむ、魯君の室を爲らんと欲するは、誠なり、公宣子の之を止むるは必せり、然れども三たび說きて、一たび聽くは、其の二變の說く所、其の道に非ればなり、

○昭は太祖の廟の左に在り、南面とす、次の祖を祀る、○穆は太祖の廟の右に在り、北面とす、昭の子を祀る、○版は木板なり、材木を指す、

夫臨河而釣、日入而不能得一鯈魚者、非江河魚不食也、所以餌之者非其欲也、及至良工執竿投而擐晨吻者、能以其所欲而釣者也、夫物無不可奈何、有人無奈何、鉛之與丹異類殊色而可以爲丹者、得其數也、故繁稱文辭無益於說、審其所由而已矣、

夫れ河に臨みて釣り、晩に至るまで一小魚を得る能はざるは、江河の魚が餌を食はざるに非ず、之に餌する所以のもの、魚の欲する所に非ればなり、良工に至るに及びては、竿を執り餌を投じて、其の鉤は直に魚の脣吻を貫く、是れ能く其の魚の欲する所を以て釣るものなり、夫れ物は如何ともすべからざる無し、術を以て治むるを得べし、人の術を用ふるに達せざる有り、故に物を奈何ともする無きのみ、鉛と丹とは類を異にし、色を殊にす、然れども鉛を以て丹と爲すべきは、其の術を得ればなり、故に文辭を繁く稱するも、說を立つるに益無し、唯其の說の由る所を審に知るを要するのみ、

○擐は貫き懸くるなり、○丹は赤土なり、

四策

物類之相摩近而異門戶者、衆而難識也、故或類之而非、或不

大宰嚭入復之於王、王報出令於百官曰、比十日而衞君之禮不具者死、子貢可謂知所以說矣、

太宰嚭入りて、之を王に復申す、王報じて、令を百官に出して曰く、十日の間を期して、衞君を歸らしむべし、其の禮の具はらざるときは、其の當該の官吏を死刑に處すべしと、子貢は說く所以を知るものと謂ふべし、

魯哀公爲室而大、公宣子諫曰、室大、衆與人處則譁、少與人處則悲、願公之適、公曰、寡人聞命矣、築室不輟、公宣子復見曰、國小而室大、百姓聞之、必怨吾君、諸侯聞之必輕吾國、魯君曰聞命矣、築室不輟、

魯の哀公は、室の大なるを築かんと欲す、公宣子諫めて曰く、室の大なるは、多數の人と居れば譁し、少數の人と居れば悲し、願くは公の適當に處せんことを、公曰く、我は命を聞くと、然れども室の大なるを築きて止めず、公宣子再び見えて曰く、國小にして室大なり、百姓は之を聞かば、必らず吾君を怨まん、諸侯は之を聞かば、必らず吾國を輕んぜん、魯君曰く、命を聞くと、然れども其の築くこと止ます、

公宣子復見曰、左昭而右穆、爲大室以臨二先君之廟、得無室於子乎、公乃令罷役除版而去之、魯君之欲爲室誠矣、公宣子止之必矣然三說而一聽者、其二者非其道也、

公宣子復見えて曰く、昭穆の二廟を左右に置き、大室を造りて、此の二先君の廟に臨まば、子に害無きを得

子貢曰、子不能行說於王、柰何吾因子也、大宰嚭曰、子焉知嚭之不能也、

孔子曰く、若し衞君を免れしめんと欲せば、請ふ子貢を遣らん、魯君乃ち子貢を召して、之に將軍の印を授く、子貢辭して曰く、位貴きは患を解くに益無し、益は其の由る所の道に在るのみと、乃ち躬を斂めて行き、呉に至り、太宰嚭に見ゆ、太宰嚭甚だ之を悅び、王に薦めんと欲す、子貢曰く、子は說を王に行ふ能はず、吾は何ぞ子に因らん、太宰嚭曰く、子は何を以て嚭の能はざるを知るか、

子貢曰、衞君之來也、衞國之半曰、不若朝於晉、其半曰、不若朝於呉、然衞君以爲呉可以歸骸骨也、故束身以受命、今子受衞君而囚之、又欲流之於海、是賞言朝於晉者、而罰言朝於呉也、且衞君之來也、諸侯皆以爲蓍龜兆、今朝於呉而不利、則皆移心於晉矣、子之欲成霸王之業不亦難乎、

子貢曰く、衞君の來るとき衞國の群臣相議す、其の半は曰く、晉に朝するに如かず、其の半は曰く、呉に朝するに如かず、然れども衞君は謂ふ、呉は骸骨を歸すべしと、故に身を束ねて命を受く、然るに子は衞君を受けて、之を囚へ、海島に流さんとす、是れ晉に朝せよと言ひしものを賞して、呉に朝せよと言ひしものを罰するなり、且夫れ衞君の來るや、天下の諸侯は、此の事を以て、卜筮の兆の如く思惟せり、故に衞君の呉に朝して、利有らざるを觀れば、諸侯は皆其の心を晉に移さん、子が霸業を成さんと欲するも難からずや、

〇蓍龜は卜筮なり、〇兆は吉凶の報なり、

り、夫れ人に勸めて之を使はしむる能はず、人に禁じて之を止まらしむる能はず、其の由る所が理に非るを以てなり、
○錘は鐘なり、○數は術なり、

昔者衞君朝於吳、吳王囚之、欲流之於海、說者冠蓋相望而弗能止、魯君聞之撤鍾鼓之縣、縞素而朝、仲尼入見曰、君胡爲有憂色、魯君曰、諸侯無親、以諸侯爲親、太夫無黨、以大夫爲黨、今衞君朝於吳王、吳王囚之而欲流之於海、孰衞君之仁義而遭此難也、吾欲免之而不能、爲之柰何、

昔時衞君は、吳に入朝し、吳王夫差は之を囚へ、海島に流さんとす、說者は之を止めんと欲して、前後相接し、至れども、止むる能はず、魯君は之を聞き、鐘鼓の懸けたるを解き去り、喪中に居るが如く、縞素を着けて、朝堂に上る、孔子入り見えて曰く、君何ぞ憂色有るか、魯君曰く、諸侯は親無し、他の諸侯を以て親とす、大夫は黨無し、他の大夫を以て黨とす、今や衞君は吳に入朝し、遂に囚はれて海島に遷されんとす、衞君の仁義にして、此の難に遭ふは、何ぞや、吾は之を免れしめんと欲する能はず、之を爲す奈何、
○冠蓋相望は、冠と車蓋と前後相接して、往復の繁きを稱す、○撤は取り除くなり、○縣は懸るなり、○縞素は白き喪服なり、○胡は何なり、

仲尼曰、若欲免之、則請子貢行、魯君召子貢授之將軍之印、子貢辭曰、貴無益於解患、在所由之道、斂躬而行、至於吳見大宰嚭、大宰嚭甚悅之、欲薦之於王、

之水、而灌雩婁之野、莊王知其可以爲令尹也、子發辯擊劇而勞佚齊、楚國知其可以爲兵主也、此皆形於小微而通於大理者也、

越王句踐は一たび誤りて獄を決し、無罪の者を罰せり、是に於て自から利劍を把りて、我股を切る、血流れて足に至る、戰武の士は之を觀て、其の君の爲めに死することを期せり、故に聖人は之を小に行へば、以て大を覆ふべし、之を近きに審にすれば、以て遠きを懷くすべし、楚の孫叔敖は、期思の水を決して、之を雩婁の野に灌ぎ流す、莊王は以て令尹と爲すべきを知る、楚の子發は、兵卒の勤務を辯明して、其の勞と逸との等差を整ふ、楚國は之に由りて子發の大將たるべきを知る、此れ皆小理に形して、大理に通ずるものなり、
○龍淵は靈劍の名なり、龍泉に同じ、○令尹は楚相なり、○擊劇は兵卒の勤務を指す、○勞佚齊は、勞と逸との等級を整へ定るなり、

聖人之擧事不如憂焉、察其所以而已矣、今萬人調鍾不能比之律、誠得知者一人而足矣、說者之論亦猶此也、誠得其數則無所用多矣、夫車之所以能轉千里者以其要在三寸之轄、夫勸之而弗能使也、禁人而弗能止也、其所由者非理也、

聖人の事を擧ぐるは、憂を加へず、其の憂の生ずる所以を察するのみ、萬人相集りて鐘聲を調るも、之を律に比する能はず、誠に音律を知るもの一人を得れば足る、說者の論を立つるも此の如し、誠に其の術を得れば、多言を用ひずして足る、夫れ車の能く千里を轉進する所以は、其の要點が三寸の轄に在るを以てな

此所謂蟷螂者也、其爲蟲也知進而不知却、不量力而輕敵、莊公曰、此爲人而必爲天下勇武矣、廻車而避之、勇武聞之知所盡死矣、

齊の莊公出で獵す、一蟲有り、足を擧げて、其の車輪を搏たんとす、公は其の御に問ひて曰く、此れ何の蟲ぞ、對へて曰く、此れ謂はゆる蟷螂なり、其の蟲の性質は、進むを知りて、退くを知らず、力を量らずして、敵を輕んず、公曰く、此れ人と爲れば、必らず天下の勇武たらんと、乃ち車を廻して、之を避けたり、勇士は之を聞きて、死を盡す所を知れり、

故田子方隱一老馬而魏國載之、齊莊公避一蟷螂而勇武歸之、湯教祝網者而四十國朝、文王葬死人之骸而九夷歸之、武王蔭暍人於樾下、左擁而右扇之、而天下懷其德、

故に田子方は一老馬を哀みて、魏國は之を戴く、齊莊は一蟷螂を避けて、勇士は之に歸す、殷湯は網を張るものに教へ祝して、四十國來朝す、周文は死者の骸を葬りて、九夷は服從す、周武は中暑の人を救ひ、之を林樾の下に居らしめ、左に擁して右に扇し、其の涼を致せり、天下は之を聞きて、其の德に懷くに至れり、
○隱は哀むなり、○載は戴くなり、○暍は暑に中りたる病なり、樾は茂りたる樹陰なり、

越王句踐一決獄不辜、援龍淵而切其股、血流至足、以自罰也、而戰武士必其死、故聖人行之於小則可以覆一矣、審之於近則可以懷遠矣、孫叔敖決期思

は、其の能く龍變するを以てなり、今や捲捲然として、一節を守り、一行を推し、其の身の毀碎滅沈するも、猶且つ其の節行を改めざるものは、此れ小好に察して、大道に塞るものなり、
○詘は屈なり、○贏は餘るなり、○捲捲は小成の貌なり、

趙宣孟活饑人於委桑之下而天下稱仁焉、荊佽非犯河中之難不失其守而天下稱勇焉、是故見小行則可以論大體矣、

晉の趙宣孟は、饑人を茂りたる桑林の下に救ひ活して、天下其の仁を稱す、楚の佽非は、河中の厄難を犯して、其の守る所を失はず、天下其の勇を稱す、是の故に小行を見れば、以て大體を論ずるに足る、
○委桑は翳桑なり、茂りたる桑の林なり、○荊は楚國なり、

田子方見老馬於道喟然有志焉、以問其御曰、此何馬也、其御曰、此故公家畜也、老罷而不爲用、出而鬻之、田子方曰、少而貪其力、老而棄其身、仁者弗爲也、束帛以贖之、罷武聞之、知所歸心矣、

魏の田子方は、老馬を道に見る、喟然として志有り、其の御者に問ひて曰く、此れ何の馬ぞ、其の御者曰く、此れ本來公家の畜ふ所なり、老は疲れて用を爲さず、出して之を賣る、田子方曰く、少壯なれば其の力を貪り、老廢すれば其の身を棄つ、仁者は之を爲さずと、束帛を以て馬を買ひ受けたり、老廢の士は、之を聞きて心を歸する所を知れり、
○罷は疲るなり、○罷武は疲老の士なり、

齊莊公出獵、有一蟲、擧足將搏其輪、問其御曰、此何蟲也、對曰、

門閭聚衆必下、厮徒馬圉皆與伉禮、然不終其壽、内熱而死、豹養其内而虎食其外、毅脩其外而疾攻其内、故直意適情則堅强賊之、以身役物則陰陽食之、此皆載務而戲乎其調者也、

張毅は古の恭を好む士なり、宮室廊廟を過れば、必ず趨り去る、門閭群衆を見れば、必らず車より下る、賤役馬丁皆同等に對禮す、然れども其の壽を終へず、内熱を病みて死せり、夫れ單豹は其の内を養ひて、虎に其の外を食はる、張毅は其の外を修めて、病に其の内を攻めらる、故に意を直くし情に適すれば、堅强に賊はる、身を以て物に役せらるゝときは、陰陽に食はる、此れ皆其の務むる所を行ひて、内外の調和を誤るものなり、

○趍は趨るなり、○厮徒は賤役なり、○馬圉は馬丁なり、○伉は抗なり、同等なり、○載は行ふなり、○戲は誤るなり、戲れたるが如きをいふ、

贏縮卷舒

得道之士、外化而内不化、外化所以入人也、内不化所以全身也、故内有一定之操、而外能詘伸贏縮卷舒與物推移、故萬擧而不陷、所以貴聖人者、以其能龍變也、今捲捲然守一節、推一行、雖以毀碎滅沈、猶且弗易者、此察於小好而塞於大道也、

道を得たる士は、外の行を化するも、内の心を化せず、外の行を化するは、人に入る所以なり、内の心を化せざるは、身を全くする所以なり、故に内の心は、一定の操有り、外の行は能く屈伸贏縮卷舒し、萬物と推移す、故に萬擧して陷らず、蓋し聖人に貴ぶ所以

誅、段干木辭相而顯、所行同也、而利害異者、時使然也、故聖人雖有其志、不遇其世、僅足以容身、何功名之可致也、

夫れ戟は城を攻むる所以なり、鏡は形を照す所以なり、然れども宮人は戟を得るも戰ふ能はず、故に葵を刈るに用ふ、盲者は鏡を得るも照す能はず、故に卮を蓋ふに用ふ、皆其の施す所を知らざればなり、是の故に善惡は同じからざるも、其の誹譽は俗に由りて分る、趨舍は同じからざるも、其の順逆は、君に由りて判る、齊の狂譎は高士なり、官祿を受けず、遂に誅殺せらる、魏の段干木は、宰相を辭して顯る、其の行ふ所相同くして、利害の異なるは、時勢の然らしむる所なり、故に聖人は其の志有りと雖も、其の世に遇はざれば、僅に身を置くのみ、何の功名をも致すを得ん、

○宮人は宮女なり、或は曰く、宮刑者なり、○善鄙は善惡なり、○趨舍は趨舍なり、去就進退なり、

知天之所爲、知人之所行、則有以任於世矣、知天而不知人、則無以與俗交、知人而不知天、則無以與道遊、單豹倍世、離俗、巖居谷飮、不衣絲麻、不食五穀、行年七十、猶有童子之顏色、卒而遇饑虎、殺而食之、

天の爲す所を知り、人の行ふ所を知れば、以て世に任ずるに足る、然れども天を知るのみにして、人を知らざれば、以て俗と交るに足らず、人を知るのみにして天を知らざれば、以て道と遊ぶに足らず、單豹は古の隱士なり、世に倍き俗を離れ、巖に居り谷に飮む、絲麻を着ず、五穀を食はず、行年七十にして、猶童子の顏色有り、然れども倉卒の間に、饑虎に遇ひて食ひ殺されたり、

張毅好恭、過宮室廊廟必趨、見

霸は齊桓、晉文、宋襄、秦穆、楚莊なり、〇薄は叢なり、〇盤旋は周旋なり、〇泮は融るなり、

故君子終日乾乾、夕惕若厲、無咎、終日乾乾、以陽動也、夕惕若厲、以陰息也、因日以動、因夜以息、唯有道者能行之、

故に君子は終日乾乾たり、夕に惕れて厲きが如し、咎無し、蓋し終日乾乾とは、陽を以て動くを謂ふなり、夕に惕れて厲きが如しとは、陰を以て息ふを謂ふなり、夫れ日に因りて動き、夜に因りて息ふ、唯有道者は、能く之を行ふ、

夫徐偃王爲義而滅、燕子噲行仁而亡、哀公好儒而削、代君爲墨而殘、滅亡削殘、暴亂之所致也、而四君獨以仁義儒墨而亡者、遭時之務異也、非仁義儒墨不行、非其世而用之、則爲之擒矣、

夫れ徐の偃王は、義を爲めて滅び、燕の子噲は、仁を行ひて亡び、魯の哀公は、儒を好みて地を削られ、代國の君は、墨者の道を修めて殘破せらる、滅亡削殘は暴亂の致す所なり、然るに此の四君は獨り仁義儒墨を以て亡びたり、其の故は何ぞや、時に遭ふ所の務を得ざればなり、仁義儒墨の行はれざるに非ず、其の世に非ずして之を用ふれば、遂に敵に擒へらる、

夫載者所以攻城也、鏡者所以照形也、宮人得載、則以刈葵、盲者得鏡、則以蓋巵、不知所施之也、故善鄙不同、誹譽在俗、趍舍不同、逆順在君、狂譎不受祿而

伐レ徐、遂滅レ之、知二仁義一而不レ知二世變一者也、

昔時、徐の偃王は、好みて仁義を行ひ、陸地の來朝するもの、三十二國に及べり、王孫厲は、楚の莊王に謂ひて曰く、王疾く徐を伐たざるときは、天下皆反て徐に從はんとす、莊王曰く、偃王は有道の君なり、好みて仁義を行ふ、之を伐つべからず、王孫厲曰く、臣は之を聞く、大の小に於ける強の弱に於ける、是れ石の卵に投ずる如し、虎の豚を食ふ如し、又何ぞ疑はん、且夫れ文を修めて、其の德に達する能はず、武を修めて其の德に達する能はず、武を修めて、其の力に任ずる能はず、亂は此より大なる無しと、莊王曰く善し、乃ち兵を擧げて徐を伐ち、遂に之を滅す、此れ偃王が仁義を知りて、世變を知らざればなり、

申菽杜茝美人之所二懷服一也、及二漸一之於滫一則不レ能レ保二其芳一矣、古者五帝貴レ德、三王用レ義、五霸任レ力、今取二帝王之道一而施二之五霸之世一、是由下乘レ驥逐二人於榛薄一而蓑笠盤旋上也、今霜降而樹レ穀、氷泮而求レ穫、欲二其食一則難矣、故易曰、潛龍勿レ用者、言二時之不一レ可二以行一也、

申菽、杜茝は香草なり、美人の服用する所なり、之を汚尿に投ずるに及べば、其の芳を保つ能はず、古代に於て、五帝は德を貴び、三王は義を用ひ、五霸は力に任ず、然るに帝王の道を取りて、之を五霸の世に施すは、是れ千里馬に乘りて、人を榛叢に逐ひ、蓑笠を着けて周旋するが如し、霜降りて穀を種ゆ、氷泮けて收穫を求む、其の食を欲むは難し、故に周易に曰く、潛みたる龍なり、用ふる勿れと、是れ時勢の之を行ふに適せざるを謂ふなり、
○漸は浸なり、○滫は尿汁なり、○五帝は伏羲、炎帝、黃帝、堯、舜なり、○三王は夏禹、殷湯、周武なり、○五

る、其の田廣し、吾馬の逃げたるもの、何ぞ子の苗を食はざるを得んか、野人大に喜び、馬を解きて之に與へたり、其の說くこと此の如く術無きも、反て行はる、蓋し事は至る所有り、巧は拙に如かず、故に聖人は鑿を量りて、之に挿入する枘を正す、夫れ采菱、陽阿の妙曲を歌ふも、鄙人をして聽かしめば、延路、陽局の俗謳に如かず、歌者の拙きに非ず、聽者の異なればなり、故に左右より交叉したる畫線は暢びず、連りたる環は解けず、物の通ぜざるは、聖人も之を爭はず、

○馬圉は馬を飼養する人なり、○枘は鑿に挿み入るる栓なり、鑿は體なり、枘は用なり、

仁義儒墨

仁者百姓之所慕也、義者衆庶之所高也、爲人之所慕、行人之所高、此嚴父之所以教子而忠臣之所以事君也、然世或用之而身死、國亡者、不同於時也、

仁は百姓の慕ふ所なり、義は衆庶の高しとする所なり、人の慕ふ所を爲し、人の高しとする所を行ふ、此嚴父の子に敎ふる所以なり、忠臣の君に事ふる所以なり、然れども世に之を用ひて身死し、國亡ぶる者有るは、時勢に同化せざればなり、

昔徐偃王好行仁義、陸地之朝者三十二國、王孫厲請楚莊王曰、王不伐徐、必反朝徐、王曰、偃王有道之君也、好行仁義、不可伐、王孫厲曰、臣聞之、大之與小、強之與弱也、猶石之投卵、虎之啗豚、又何疑焉、且夫爲文而不能達其德、爲武而不能任其力、亂莫大焉、楚王曰善、乃擧兵而

構妄言而反當、何以明之、孔子行遊、馬失食農夫之稼、野人怒取馬而繫之、子貢往說之、卑辭而不能得也、孔子曰、夫以人之所不能聽說人、譬以大牢享野獸以九韶樂飛鳥也、予之罪也、非彼人之過也、

禮義を明にし道理を推すも、行はれざる有り、妄言を致すも當る有り、何を以て之を明にするか、孔子行遊す、馬逃げて農夫の稼を食ふ、野人怒りて馬を取り、之を繫ぐ、子貢往きて之を說く、自から卑くして辭を盡せども、得る能はず、孔子曰く、夫れ人の聽く能はざる所を以て人に說くは、大饗の儀式を以て野獸に進むる如し、靈宮の音樂を以て飛鳥を樂ましむる如し、是れ吾の罪なり、彼の野人の過失に非ずと、

○道禮は、一本に道理に作る、從ふべし、○解構は弄するなり、○失は逃るなり、○大牢は神を祭る供物なり、○九韶は帝舜の雅樂なり、

乃使馬圉往說之、至見野人曰、子耕於東海、至於西海、吾馬之失、安得不食子之苗、野人大喜、解馬而與之、說若此、其無方也而反行、事有所至而巧不若拙、故聖人量鑿而正枘、夫歌采菱、發陽阿、鄙人聽之不若此延路陽局、非歌者拙也、聽者異也、故交畫不暢、連環不解、物之不通者、聖人不爭也、

乃ち馬を養ふものをして、往き說かしむ、既に至れば、野人に向ひて曰く、子は東海に耕して、西海に至

に聽從して、其の極は之を止むること〻爲る有り、何を以て其の然るを知るか、魯の哀公は、西の方に宅を增築せんと欲す、史官は之を爭ひて謂ふ、西に增築するは不祥なりと、哀公は色を作して怒る、侍臣屢諫むれども聽かず、公は遂に其の傅の宰析睢に問ふ、曰く、吾は宅を增さんと欲するも、史官は不祥と謂ふ、子は何如と思惟するか、宰折睢曰く、天下に三不祥有り、西の增築は之に與らず、公は大に喜ぶ、少頃にして再び問ひて曰く、何をか三不祥と謂ふ、

對曰、不行禮義一不祥也、嗜慾無止二不祥也、不聽強諫三不祥也、哀公默然深念、憤然自反、遂不西益宅、夫史以爭爲可以止之、而不知不爭而反取之也、智者離路而得道、愚者守道而失路、夫兒說之巧於閉結無不解、非能閉結而盡解之也、不解不可解也、至乎以弗解解之者可與及言論矣、

對へて曰く、禮義を行はざるは、不祥の一なり、嗜慾の止む無きは、不祥の二なり、强諫を聽かざるは、不祥の三なり、公は默然として深く念ひ、憤然として自から本心に反求す、遂に宅を增築せず、夫れ史官は、爭を以て之を止むべしと思惟す、然れども爭はずして、之を止むるを知らざるなり、智者は道を離れて道を得るも、愚者は道を守りて道を失ふ、夫れ宋の兒說の巧妙なるは、閉結したるものに於て、解かざる無し、能く閉結して、盡く之を解くに非ず、解くべからざるを解かざるなり、解かざるを以て之を解くものに至りては、始めて共に道術の言論に及ぶを得べし、

量鑿正枘

或明禮義、推道禮而不行、或解

を折るが如く、落葉を振ふが如し、秦は遂に天下を失へり、其の禍は北の胡に備へ、南の越を貪りたるに在り、長城を築きて亡ぶるに備ることを知るも、長城を築くことの亡る所以なるを知らず、遠謫の戍卒を發して、越に備ることを知るも、患難の國中より發するを知らざるなり、
○席卷は、席の如く卷き去るなり、○槁は枯木なり、
○欲知は、知の一字と見るを便とす、

夫鵲先識歲之多風也、去高木而巢扶枝、大人過之則探鷇、嬰兒過之則挑其卵、知備遠難而忘近患、故秦之設備也烏鵲之智也、

夫れ鵲は、先づ其の歲の風多きを識り、高木を去りて低枝に巢ふ、是に於て、大人は之を過ぐれば、其の鷇を探る、小兒は之を過ぐれば、其の卵を取る、是れ鵲が遠難に備るを知るも、近患を忘るを以てなり、故に秦の備を設けたるは、烏鵲の智なり、
○扶枝は、本幹に非る其の傍の低き枝なり、○鷇は親の哺育を仰ぐ雛なり、○嬰兒は小兒なり、○挑は取るなり、

三不祥

或爭利而反强之、或聽從而反止之、何以知其然也、魯哀公欲西益宅、史爭之以爲、西益宅不祥、哀公作色而怒、左右數諫不聽、乃以問其傅宰折睢曰、吾欲益宅而史以爲不祥、子以爲何如、宰折睢曰、天下有三不祥、西益宅不與焉、哀公大悅而喜、頃復問曰何謂三不祥、

利を爭ひて、其の極は之を勸むることゝ爲る有り、之

血數十萬、乃發適戍以備之、
更に卒を發し、湘水、離水の渠を鑿ちて、糧道を通じ、以て越人と戰ひ、越の西嘔の君なる譯吁宋を殺す、越人は深叢に入り、鳥獸と處り、秦の捕虜と爲らず、既にして越は桀駿の士を擧げて將と爲し、夜に乘じ秦人を攻めて、大に之を破り、尉屠睢を殺し、秦卒の死者數十萬に及べり、秦乃ち遠謫の戍卒を發して、越に備へたり、
○叢薄は深き叢なり、○桀駿は傑俊なり、○適戍は遠謫の戍卒なり、

當此之時、男子不得脩農畝、婦人不得剡麻考縷、羸弱服格於道、大夫箕會於衢、病者不得養、死者不得葬、
此の時に當り、男子は農畝を治むるを得ず、婦人は麻を剡くを得ず、縷を成すを得ず、皆徵發せられて、兵役に從ふ、其の羸弱のものも、道路に於て車を推し、其の丈夫は、街衢に於て苛しき稅を取り去らる、是に於て、病者も養ふを得ず、死者も葬るを得ず、
○羸は疲るなり、○服格は服役なり、或は曰く、格は、輅の誤りなり、服輅は車を推すことなりと、○箕會は箕を以て量る如く、重き稅を課して、强壯者の頭數に割り當るなり、

於是陳勝起於大澤、奮臂大呼、天下席卷而至於戲、劉項興義兵隨而定、若折槁振落、遂失天下、禍在備胡而利越也、欲知築脩城以備亡、不知築脩城之所以亡也、發適戍以備越、而不知難之從中發也、
是に於て、陳勝は大澤より起り、臂を奮ひて疾呼し、天下を席卷し、楚兵は秦京に入りて、戲水の上に至れり、劉項は義兵を興し、天下は之に隨ひて定る、枯木

水、東結朝鮮、中國內郡輓車而餉之、

事は之を爲れば、適に之を壞るに足るに有り、之に備れば、適に之を來らしむるに足る有り、何を以て其の然るを知るか、秦の始皇は、圖籙を把り、其の傳說を觀る、其の文に曰く、秦を亡すものは胡なりと、因て卒五十萬を發し、蒙公及び楊翁子を將軍として、長城を築かしめ、西は流沙に屬し、北は遼水を擊ち、東は朝鮮に結ばしむ、中國の內郡は、民をして車を挽き、糧を遠軍に輸さしむ、

○錄圖は圖錄なり、豫言の書なり、○脩は長なり、○輓は挽なり、○餉は食物を送致すること、

又利越之犀角象齒翡翠珠璣、乃使尉屠睢發卒五十萬、爲五軍、一軍塞鐔城之嶺、一軍守九嶷之塞、一軍處番禺之都、一軍守南野之界、一軍結餘干之水、三年不解甲弛弩、使監祿無以轉餉、

更に越の犀角、象牙、寶石、明珠を貪り取らんとす、乃ち尉屠睢を將とし、卒五十萬を發し、五軍と爲す、一軍は鐔城の嶺を塞ぎ、一軍は九嶷の塞を守り、一軍は番禺の都に處り、一軍は南野の界を防ぎ、一軍は餘干の水に據る、三年に及ぶも、甲を解かず、弩を弛めず、將軍監祿無をして、糧食を轉送せしむ、

○翡翠は寶石なり、或は曰く、雄赤く雌青き雀なりと、○璣は球の圓ならざるもの、○弛は弛むなり、

又以卒鑿渠而通糧道、以與越人戰、殺西嘔君譯吁宋、而越人皆入叢薄中、與禽獸處、莫肯爲秦虜、相置桀駿以爲將、而夜攻秦人、大破之、殺尉屠睢、伏尸流

矣而未能以知不知也、能勇於敢而未能勇於不敢也、

牛缺曰く、車馬は身を載する所以なり、衣被は形を掩ふ所以なり、聖人は養ふ所の具を以て、其の養の本を害せずと、盜は其徒と相視て、笑ひて曰く、夫れ慾を以て生を傷らず、利を以て形を累さず、是れ世の聖人なり、此の聖人を以て、王者に見ゆるときは、必らず我等の徒を以て事と爲し、盜を滅せんとすと、遂に牛缺を殺せり、此れ牛缺が能く智を以て智とするも、未だ能く智を以て不智とする能はざればなり、能く敢てするに勇なるも、未だ敢てせざるに勇なる能はざればなり、

凡有道者應卒而不乏、遭難而能免、故天下貴之、今知所以自行也、而未知所以爲人行也、其所論未之究者也、人能由昭昭於冥冥、則幾於道矣、詩曰、人亦有言無哲不愚此之謂也、

凡そ道術有るものは、倉卒の變に應じて、其の計に乏しからず、患難に遭ひて、能く其の身を免る、故に天下は之を貴ぶ、然るに牛缺は自から行ふ所以を知れども、未だ人の爲めに行ふ所以を知らず、其の論ずる所は、未だ之を究めざるものなり、故に人は能く昭昭を冥冥に用ふれば、道に近し、詩に曰く、人も言ふ有り、哲として愚ならざるは無しと、此れ哲を用ふるに、愚を以てするを謂ふなり、

烏鵲之智

事或爲之適足以敗之、或備之適足以致之、何以知其然也、秦皇挾錄圖、見其傳曰、亡秦者胡也、因發卒五十萬、使蒙公楊翁子將築脩城、西屬流沙、北擊遼

訥、勇且怯、以三子之能易丘一道、丘弗爲也、孔子知所施之也、

人或は孔子に問ひて曰く、顏回は何如なる人ぞや、孔子曰く、仁人なり、我は及ばず、又問ひて曰く、子貢は何如なる人ぞや、孔子曰く、辯口の人なり、我は及ばず、又問ひて曰く、子路は如何なる人ぞや、孔子曰く、勇者なり、我は及ばず、賓曰く、三人均しく夫子より賢る、然れども夫子の使役となるは何ぞや、孔子曰く、我は能く仁なれども能く忍ぶ、能く辯ずるも能く訥にす、能く勇なるも能く怯にす、三子の能を以て、我の一道に易ふるは、我之を爲さずと、蓋し孔子は之を施す所を知るなり、

○賓は來り問ふ人なり、○忍は殘忍なり、仁の反對なり、○訥は辯を用ひざるなり、

秦牛缺徑於山中而遇盜、奪之車馬、解其槖笥、拖其衣被、盜還反顧之、無懼色憂志、驩然有以自得也、盜遂問之曰、吾奪子財貨、劫子以刀、而志不動何也、

秦の牛缺は、山中を通行して盜に遇ふ、盜は其の車馬を奪ひ、其の槖笥を解き、其の衣被を取りて去る、既にして還り反顧すれば、牛缺は懼色無く、憂志無し、驩然として自得する所有り、盜は遂に問ひて曰く、吾は子が財貨を奪ひ、子を劫すに刀を以てす、然れども、子の志動かざるは、何ぞや、

○槖笥は嚢と函となり、荷物なり、○拖は剝ぎ取るなり、○被は外套の類なり、○驩然は欣ぶ貌なり、

秦牛缺曰、車馬所以載身也、衣被所以揜形也、聖人不以所養害其養、盜相視而笑曰、夫不以欲傷生、不以利累形者、世之聖人也、以此而見王者、必且以我爲事也、還反殺之、此能以知知

繳蒲且子之巧、亦弗能加也、

夫れ鴻鵠の未だ卵より孵化せざるや、一指を以て押せば、潰えて形無し、然れども其の筋骨の既に成り、羽翮の既に成るに至るに及びては、翼を奮ひ䎐を揮ひ、浮雲を凌ぎ、青天を負ひ、赤霄を摩して、荒忽の上に翺翔し、虹蜺の間に徜徉す、勁弩、利矰、微繳及び蒲且子の巧手を用ふると雖も、之を鴻鵠に加ふる能はず、

○孚は孵化なり、○蔑は押すなり、○靡は潰すなり、○翮は大羽なり、○䎐は羽の末なり、○膺は胸なり、○赤霄は日に近き高處なり、○忽荒は荒惚なり、天上を指す、○微は矰の密なるもの、○蒲且子は古の弓の名手なり、○蜺は霓なり、

江水之始出於岷山也、可褰裳而越也、及至乎下洞庭騖石城經丹徒起波濤、舟杭一日不能濟也、是故聖人者常從事於無形之外、而不留思盡慮於成事之內、是故患禍弗能傷也、

江水の始めて岷山より出るや、裳を褰げて越ゆべきなり、然れども其の洞庭を下り、石城を騖せ、丹徒を經て、波濤を起すに至りては、舟航一日なるも、之を濟る能はず、是の故に聖人は、常に事に無形の外に從ふ、其の事を成す、內に於ては、思を留めず、慮を盡さず、是の故に患禍は、聖人を傷ふ能はず、

○褰は褰るなり、○杭は航なり、○丹徒は吳の地名なり、

人或問孔子曰、顏回何如人也、曰仁人也、丘不如也、子貢何如人也、曰辯人也、丘弗如也、子路何人也、曰勇人也、丘弗如也、賓曰、三人皆賢夫子、而爲夫子役何也、孔子曰、丘能仁且忍、辯且

罅、聖人見之蚤、故萬物莫能傷也、

㊟

夫れ牆の壞るゝは隙に於てす、劍の折るゝは必らず缺に由る、聖人は之を見ること早し、故に萬物は能く傷ふこと無し、

○隟は隙なり、○罅は缺なり、○蚤は早なり、

太宰子朱侍飯於令尹子國、令尹子國啜羹而熱、投巵漿而沃之、明日太宰子朱辭官而歸、其僕曰、楚太宰未易得也、辭官去之何也、子朱曰、令尹輕行而簡禮、其辱人不難、明年伏郎尹而笞之三百、夫仕者先避之、見終始微矣、

楚の太宰子朱は、飯に令尹子國に侍す、子國は羹を啜りて熱し、乃ち其の巵に盛りたる漿を投じて、之を給仕の吏に沃ぐ、明日子朱は官を辭して歸る、其の僕曰く、楚の太宰は得易からざるなり、之を辭して去るは何ぞや、子朱曰く、令尹は行を輕忽にして、禮を簡略にす、其の人を辱しむること難からずと、明年子國は、郎官の尹を伏せて之を笞つ、三百に及べり、夫れ仕ふるもの先づ之を避く、其の終始を見ること精細なり、

○令尹は大官なり、○郎尹は郎官の長なり、郎官は郎中なり、天子近侍の官なり、

夫鴻鵠之未孚於卵也、一指蔑之則靡而無形矣、及至其筋骨之已就而羽翮之已成也、則奮翼揮䎘淩乎浮雲、背負青天、膺摩赤霄、翺翔乎忽荒之上、徜徉乎虹蜺之間、雖有勁弩利矰微

不能存也、聽釐負羈之言則無亡患矣、今不務使患無生、患生而救之、雖有聖知弗能爲謀、且患禍之所由來者萬端無方、

夫れ禍は祖して魚を捕へたる小事より生ず、然れども齊楚の大國が、之を救はんと欲するも、曹を保存する能はず、其の初に於て釐負羈の言を聽けば、滅亡の患無し、今其の患をして生ずる無からしむるを務めず、患生じて之を救ふは、聖智有りと雖も、謀を爲す能はず、且夫れ患禍の由りて來る所は、萬端にして方向の認むべきもの無し、

是故聖人深居以避辱、靜安以待時、小人不知禍福之門戶、妄動而絓羅網、雖曲爲之備、何足以全其身、譬猶失火而鑿池、被裘而用箑也、且塘有萬穴、塞其一魚遽無由出、室有百戶、閉其一盜遽無從入、

是の故に、聖人は、深く居りて辱を避け、靜安にして時を待つ、小人は禍福の門戶を知らず、妄に動きて羅網に絓る、精細に之が備を爲すと雖も、何ぞ其の身を全くするに足らん、之を譬ふるに、火を發して後に池を鑿り、裘を被りて後に扇を揮ふが如し、且夫れ塘に萬穴有るも、其の一を塞げば、魚は遽に由りて出ること無し、室に百戶有るも、其の一を閉づれば、盜は遽に從りて入ること無し、

〇曲は精細なり、〇箑は扇なり、〇遽無は一本に何遽無に作る、斯くすれば、上句よりの讀法を改めて、塘に萬穴有るときは、其の一を塞ぐも、魚は何ぞ遽に由りて出ること無からんとすべし、其の意は一穴を塞ぐも、他の衆穴より出で去るべしといふに在り、從ふべきに似たり、次の室云々の章も同じ、

夫牆之壞也於隙、劍之折必有

故に師の處る所は、其の地荒れて荊棘を生ず、禍生じて疾く滅せざるときは、火の燥きたるものを得たる如し、水の濕ひたるものを得たる如し、漸を逐ひて益す大なり、癰疽は指に發して、其の痛は體に遍し、故に蠹は喙みて梁柱を剖き、蚊䖟は螫して牛羊を走らしむとは、此の謂なり、○棘楚は荊棘なり、楚は荊なり、○浸は漸なり、

昭昭冥冥

人皆務於救患之備、而莫能知使患無生、夫使患無生易於救患、而莫能加務焉則未可與言術也、晉公子重耳過曹、曹君欲見其駢脅、使之袒而捕魚、釐負羈止之曰、公子非常也、從者三人皆霸王之佐也、遇之無禮必爲國憂、君弗聽、重耳反國起師而伐曹遂滅之、身死人手社稷爲墟、

人は患を救ふことの備に務む、然れども患をして生ずる無からしむることを知る無し、夫れ患をして生ずる無からしむるは、患を救ふよりも易し、然れども能く此に務むることを加ふる無ければ、未だ共に術を言ふに足らざるなり、晉の公子重耳の曹を過ぐるや、曹君は公子の胸骨一枚なるを聞き、之を觀んと欲し、袒して魚を捕へしむ、曹の臣釐負羈は之を止めて曰く、公子は常人に非ず、其の從者三人は霸王の佐たるべき俊材なり、之を待遇すること禮無ければ、必らず曹の憂患と爲らんと、曹君聽かず、重耳は國に還り師を起して曹を伐ち、遂に之を滅す、曹君は人の手に殺され、其の社稷は荒墟と爲れり、○駢脅は胸骨の一枚を以て成ることなり、駢は駢に通ず、○社稷は國神の廟なり、

禍生於袒而補魚、齊楚欲救曹

伯將卒以攻之、仲孫氏季孫氏相與謀曰、無季氏死亡無日矣、遂興兵以救之、郈昭伯不勝而死、魯昭公出奔齊、

昭公は之を大夫子家駒を告ぐ、子家駒曰く、季氏の衆を得たるは、孟叔季の三家一體たり、其の德厚く、其の威强し、君何ぞ之を制するを得んと、昭公は聽かず、郈昭伯をして兵を帥ゐて、之を攻めしむ、仲孫孟孫兩氏相謀りて曰く、季氏無ければ、我屬の死亡は忽ち迫ると、遂に兵を興して、季氏を救ふ、郈昭伯は勝たずして死し、昭公は齊に出奔す、
〇胡は何なり、〇季孫氏は孟孫氏の誤なりとの說有り、從ふべきに似たり、

故禍之所從生者始於雞足、及其大也、至於亡社稷、故蔡女蕩舟、齊師大侵楚、兩人構怨、廷殺宰予、簡公遇殺身死無後、陳氏代之齊乃無呂、兩家鬭雞、季氏金距、郈公作難魯昭公出走、

故に禍の從ひて生ずる所は、雞足より始まる、然れども其の大なるに及びては、國家を亡ふに至る、故に蔡の女は舟を蕩かして、齊の桓公の怒と爲り、齊軍は大に楚を侵せり、兩人は怨を構へ、朝廷に於て宰予を殺し、簡公は弑に遭ひ、身死して後嗣無し、陳氏は之に代り、齊は乃ち呂氏の滅絕と爲れり、兩家は雞を鬭はして、季氏は金の距を造り、郈公は難を作し、昭公は出奔するに至れり、

故師之所處生以棘楚、禍生而不蚤滅、若火之得燥、水之得濕、浸而益大、癰疽發於指、其痛遍於體、故蠹啄剖梁柱、蚉虻走牛羊、此之謂也、

予二子者甚相憎也、臣恐其構難而危國也、君不如去一人、簡公不聽、居無幾何、陳成常果攻宰予於庭中而弑簡公於朝、此不知敬小之所生也、

齊の諸御鞅は、簡公に復して曰く、陳成常と宰予とは、兩人甚だ相憎む、臣は其の難を構へて、國を危くせんことを恐る、君は一人を去るに如かずと、簡公は之を聽かず、其の後久しからず、陳成常は果して宰予を庭中に攻め、遂に簡公を朝堂に殺せり、此れ小を敬ふことを知らざるより生ずる所なり、

魯季氏與郈氏鬪雞、郈氏介其雞、而季氏爲之金距、季氏之雞不勝、季平子怒因侵郈氏之宮而築之、郈昭伯怒譖之魯昭公曰、禱於襄公之廟、舞者二人而已、其餘盡舞於季氏、季氏之無道無上久矣、弗誅必危社稷、

魯の季氏は、郈氏と雞を鬪はす、郈氏は其の雞の羽に芥の粉を塗り、季氏は其の雞に金の距を加へたり、而して季氏の雞は勝たず、季平子怒り、郈氏の邸内を侵略して、之に建物を築造す、是に於て、郈昭伯怒り、之を魯の昭公に譖して曰く、先君襄公の廟に禱るとき、舞者は僅に二人のみ、其の餘は盡く季氏に至りて舞を爲せり、季氏の道を失ひ、上を輕んずること久し、之を誅せざるときは、國家を危くせん、
○介は芥なり、芥の粉を塗りて用ふることなり、○金距は鋭利なる金屬の距なり、

公以告子家駒、子家駒曰、季氏之得衆、三家爲一、其德厚、其威强、君胡得之、昭公弗聽、使郈昭

動不失時、百射重戒、禍乃不滋、計福勿及、慮禍過之、同日被霜、蔽者不傷、愚者有備、與知者同功、

故に黄帝は、其の玄珠を亡ひ、之を索むるに目の明なる離朱と手の疾き捷剟とを用ひたるも、得ること能はず、是に於て善く忘るゝ忽怳を使ひ、而る後に能く玄珠を索め得たり、蓋し聖人は小を敬ひ、微を愼み、動くこと時を失はず、百度の射撃も、皆重ねて之を戒め、禍は滋らず、福を計りて及ぶ無く、禍を慮りて之に過ぐ、同日に霜を被るも、蔽ふものは霜の害を受けず、愚者も備有れば、智者と功を同くす、

○離朱、捷剟は、黄帝の臣兩人の名なり、○忽怳は黄帝に仕へ、善く忘るゝを以て、自然の道に從ふ功有り、離朱、捷剟の如き智巧を用ひず、

夫爝火在縹煙之中也、一指之所能息也、塘漏若鼷穴、一墣之所能塞也、及至火之燔孟諸而炎雲臺、水決九江而漸荊州、雖起三軍之衆、弗能救也、夫積愛成福、積怨成禍、若癰疽之必潰也、所浼者多矣、

夫れ一燧の微火が、青煙の中に在るや、一指の能く滅する所なり、塘の漏るゝこと鼷の穴の如きは、一塊の、能く塞ぐ所なり、然れども火の盛に起りて、宋の孟諸の大澤を燔き、雲臺の高閣を燒くに至り、水の大に流れて九江を決り、荊州を漸すに及びて、三軍の衆を用ふと雖も、之を救ふ能はず、夫れ積愛は福を成し、積怨は禍を成す、癰疽の必らず潰ゆる如し、其の汚る所は多し、

○爝火は燧を鑽りて出たる火なり、○縹煙は火の生じたる初の青き煙なり、○墣は塊土なり、○浼は汚なり、

諸御鞅復於簡公曰、陳成常宰

節行有る人なり、殺すべからずと、圍を解きて去れり、

○撫は手を抑るなり、○出死は死を期するなり、

使被衣不暇帶、冠不及正、蒲伏而走、上車而馳、必不能自免於十步之中矣、今坐而正冠、起而更衣、徐行而出門、上車而步馬、顏色不變、此衆人所以爲死也、而乃反以得活、此所謂徐而馳遲於步也、

若しも此の復讐者をして、衣を被るも帶するに暇有らず、冠するも之を正すに及ばず、匍匐して走り、車に上りて馳せしめば、追者乃ち之を殺さん、必らず自から十步の外に免る能はざらん、然るに坐して冠を正し、起ちて衣を更へ、徐行して門を出で、車に上りて馬を步ませ、顏色を變せず、此れ衆人の死を爲す所以なり、乃ち反て活を得たり、此れ謂はゆる徐にして馳するは、步よりも遲きものなり、

○蒲伏は匍匐なり、腰を屈めて急ぎ行く貌なり、

夫走者人之所以爲疾也、步者人之所以爲遲也、今反乃以人之所爲遲者反爲疾、明於分也、有知徐之爲疾、遲之爲速者、則幾於道矣、

夫れ走るは人の疾しと爲す所以なり、步むは人の遲しと爲す所以なり、然るに反て人の遲しと爲す所のものを以て、之を疾きものと爲すは、其の本分に明なればなり、徐の疾たるを知り、遲の速たるを知ること有るものは、道に近し、

故黃帝亡其玄珠、使離朱捷剟索之、而弗能得之也、於是使忽怳而後能得之、聖人敬小愼微、

君、食芻豢、飯黍粱、服輕煖、乘牢良、臣故思之、此謂毀人而反利之者也、是故毀譽之言不可不審也、

孟嘗君曰く、唐子は子を誹るものに非ずや、陳駢子曰く是なり、曰く子何ぞ之を思ふ、對へて曰く、臣の齊に處るや、糲粢の飯を食ひ、藜藿の羹を取る、冬は寒に凍ゆ、夏は暑に中る、唐子の臣を誹りてより、身を以て君に歸し、美肉良米を喫し、輕衣煖裘を服し、堅車駿馬に乘る、臣故に唐子を思ふと、此れ人を毀り反て之を利便ならしむるものなり、是の故に、毀譽の言は、審にせざるべからざるなり、
○糲粢は玄米なり、○藜藿は野菜を概稱す、

或貪生而反死、或輕死而得生、或徐行而反疾、何以知其然也、魯人有爲父報讐於齊者、刳其腹而見其心、坐而正冠、起而更衣、徐行而出門、上車而歩馬、顏色不變、其御欲驅、撫而止之曰、今日爲父報讐以出死、非爲生也、今事已成矣、又何去之、追者曰、此有節行之人不可殺也、解圍而去之、

生を貪りて死する有り、死を輕んじて生ずる有り、徐に行きて疾き有り、何を以て其の然るを知る、魯人其の父の爲めに讐を齊に報ずるもの有り、其の腹を刳き其の心臟を現して、之を殺し、我は坐して冠を正し、起ちて衣を更へ、徐行して門を出で、車に上りて馬を歩ませ、顏色は變ぜず、其の御者が馬を驅らんと欲すれば、撫して之を止めて曰く、我は今日父の爲に讐を報じ、以て死を期す、生の爲めにするに非ず、今や事既に成る、又何ぞ之を去らんと、追者曰く、此れ

約し、齊晉は之を輔け、楚を害せんとす、其の事は既に構成せりと、王曰く、建は我の太子たり、尙何をか求めん、費無忌曰く、然らず、秦女の事を以て王を怨むと、王乃ち太子建を殺して、伍子奢を誅せり、此れ謂はゆる譽められて禍と爲るものなり、

何謂毀人而反利之、唐子短陳駢子於齊威王、威王欲殺之、陳駢子與其屬出亡奔薛、孟嘗君聞之使之使人以車迎之至、而養以芻豢黍粱五味之膳、日三至、冬日被裘罽、夏日服絺紵、出則乘牢車駕良馬、孟嘗君問之曰、夫子生於齊長於齊、夫子何思於齊、對曰臣思夫唐子者、

何をか人を毀り、反て之を利便ならしむと謂ふ、齊の大夫唐子は、陳駢子を威王に誹る、威王は之を殺さんと欲す、陳駢子は其の屬と共に出亡して、薛に奔る、孟嘗君は之を聞き、人を遣り車を以て迎へ、至れば之を養ふに美肉良米五味の膳を以てし、一日に三たび之を進む、冬は裘罽を被せ、夏は絺紵を着せ、出るには堅車に乘らしめ、良馬を用ひしむ、孟嘗君は之を問ひて曰く、夫子は齊に生れ、齊に長ず、齊に就きて亦何をか思ふ、陳駢子對へて曰く、臣は彼の唐子を思ふ、

○芻豢は、菜食獸と肉食獸となり、美肉を指す、○罽は毛織物なり。○絺紵は細き麻布なり、○牢は堅固なり、

孟嘗君曰、唐子者非短子者耶、曰是也、孟嘗君曰、子何爲思之、對曰臣之處於齊也、糲粢之飯藜藿之羹、冬日則寒凍、夏日則暑傷、自唐子之短臣也、以身歸

以霸者近諸夏也、而荆之所以不能與之爭者、以其僻遠也、楚王若欲從諸侯、不若大城城父而令太子建守焉、以來北方、王自收其南、是得天下也、楚王悅之、因命太子建守城父、命伍子奢傅之、居一年、伍子奢遊人於王側、言太子甚仁且勇、能得民心、

或は人を譽めて、適に之を敗亡せしむるに足る、或は人を毀りて、乃ち之を利便ならしむるに足る、何を以て其の然るを知るか、費無忌は荆の平王に白して曰く、晉の霸たる所以は、中原に在り、諸夏に近ければなり、荆の晉と爭ふ能はざるは、其の僻遠なるを以てなり、王若し諸侯を我に從はしめんと欲せば、大に城父に城き、太子建をして之を守らしむるに如かず、斯くして北方を來服せしめ、王は南方を收めよ、是れ天下を得る計策なり、平王悅び、太子建に命じ、城父を守らしめ、伍子奢に命じて、之に傅たらしむ、其の後一年、伍子奢は人を王の側に遣り、說かしめて曰く、太子は甚だ仁にして勇なり、能く民心を得たりと、

○荆は楚なり、○諸夏は中國の諸邦なり、

王以告費無忌、無忌曰、臣固聞之、太子內撫百姓、外約諸侯、齊晉又輔之、將以害楚、其事已構矣、王曰、爲我太子、又尙何求、曰以秦女之事怨王、王因殺太子建而誅伍子奢、此所謂見譽而爲禍者也、

平王乃ち費無忌に告ぐ、無忌曰く、臣は固に之を聞く、太子は內に於て百姓を綏撫し、外に於て諸侯に盟

匿、欲所不能則惑、辭所不能而受所能則得無損墮之勢而無不勝之任矣、

是の故に忠臣の君に事ふるは、功を計りて賞を受く、其の得ることを苟もするを爲さず、力を積みて官を受く、其の爵祿を貪らず、其の能くする所は、之を受けて辭すること無し、其の能くせざる所は、之を與ふるも、喜ぶこと無し、蓋し能くする所を辭するは、自から其の才を匿すなり、能くせざる所を欲むは、自から其の心に惑ふなり、能くせざる所を辭して、能くする所を受くれば、損墮の患無きを得べし、勝へざる任無きを得べし、

昔者智伯驕伐范中行而克之、又刼韓魏之君而割其地、尚以爲未足、遂興兵伐趙、韓魏反之、軍敗晉陽之下、身死高梁之東、頭爲飲器、國分爲三、爲天下笑、此不知足之禍也、老子曰知足不辱、知止不殆、可以脩久、此之謂也、

昔時、晉の智伯は驕り、范中行を伐ちて之に克ち、更に韓魏の君を刼して、其の地を割き、尚未だ足らずと思惟し、遂に兵を興して趙を伐つ、韓魏は之に反き、智伯は晉陽の城下に敗軍し、其の身は高梁の東に殺され、其の頭は溺器に作られ、其の國は三分せられ、天下の嗤笑を速けり、此れ足るを知らざる禍なり、老子曰く、足るを知れば、辱しめられず、止まるを知れば、殆からず、以て長久なるを得べし、此の謂なり、

○飲器は尿器なり、或は曰く、杯なり、脩は長なり、

或譽人而適足以敗之、或毀人而乃反以成之、何以知其然也、費無忌復於荆平王曰、晉之所

夫爲君崇德者霸、爲君廣地者滅、故千乘之國行文德者王、湯武是也、萬乘之國好廣地者亡、智伯是也、非其事者勿仭也、非其名者勿就也、無故有顯名者勿處也、無功而富貴者勿居也、

夫れ君の爲めに德を崇むるものは霸たり、君の爲めに地を廣むるものは滅ぶ、故に千乘の國も文德を行ふものは王たり、殷湯周武是れなり、萬乘の國も地を廣むるを好むものは亡ぶ、智伯是れなり、其の事に非るものは、之に從ふ勿れ、其の名に非るものは、之に就く勿れ、故無くして顯名有るは、處る勿れ、功無くして富貴なるは、居る勿れ、

○仭は認むるなり、從ひ就くことなり、

夫就人之名者廢、仭人之事者敗、無功而大利者後將爲害、譬猶緣高木而望四方也、雖愉樂哉、然而疾風至未嘗不恐也、患及身然後憂之、六驥追之弗能及也、

夫れ人の名に就くものは廢る、人の事に從ふものは敗る、無功にして大利なるものは、其の後に至り、害を受けんとす、之を譬ふるに、高木に緣り、四方を望むが如し、一時の快樂を愉むと雖も、疾風至るときは、未だ嘗て恐れ無きにあらず、患害の身に及ぶに至り、然る後に之を憂ふるは晩し、六頭の千里馬を以て、車を驅り、之を追ふと雖も、患害に勝つ能はず、

是故忠臣事君也、計功而受賞、不爲苟得、積力而受官、不貪爵祿、其所能者受之勿辭也、其所不能者與之勿喜也、辭所能則

諸侯聞之、以王爲非誅罪人也貪陳國也、蓋聞君子不棄義以取利、王曰善、乃罷陳之戍立陳之後、諸侯聞之皆朝於楚、此務崇君之德者也、

中叔時曰く、牛を牽きて人の田を通行するもの有り、田主は其の通行者を殺して、之が牛を奪ふ、其の田を蹊みたる罪は之れ有り、然れども其の罰も重し、今や君王は陳を以て無道と思惟し、兵を興して攻め、其の罪人を誅するに因り、人を遣り陳を守らしむ、諸侯は之を聞き、王を以て罪人を誅するものに非ず、陳國を貪るものなりと思惟せん、蓋し聞く、君子は利を取るが爲めに、義を棄つることを爲さず、王曰く善し、乃ち陳の戍兵を罷め、陳の後嗣を立てたり、諸侯は之を聞きて、皆楚に朝覲するに至れり、此れ君の德を崇めんことを務むるものなり、

張武爲智伯謀曰、晉六將軍中行文子最弱而上下離心、可伐以廣地、於是伐范中行滅之矣、又教智伯求地於韓魏趙、韓魏裂地而授之、趙氏不與、乃率韓魏而伐趙、圍之晉陽三年、三國陰謀、同計以擊智氏、遂滅之、此務爲君廣地者也、

晉の張武は智伯の爲めに謀りて曰く、今や晉の六將軍の中に於て、中行文子は最も弱し、其の上下は離心す、之を伐ちて地を廣むべしと、是に於て范中行を伐ち、之を滅す、張武は更に智伯に勸めて、地を韓魏趙に求む、韓魏は地を裂きて之に授く、趙は與へず、智伯乃ち韓魏を率ゐて趙を伐ち、之を晉陽に圍む三年、是に於て、韓魏趙は陰に謀り、同じく計りて智伯を伐ち、之を滅せり、此れ君の爲めに地を廣むるを務むるものなり、

鄭伯乃ち國を存したる功を以て、弦高を賞す、弦高は之を辭して曰く、誕りて賞を得ば、鄭國の信は廢れん、國を治めて信無きは、是れ俗を敗ふなり、一人を賞して國俗を敗ふは、仁者の爲さゞる所なり、不信を以て厚賞を得るは、義者の爲さゞる所なりと、遂に其の屬を率ゐて東夷に徙り、終身還らず、故に仁者は慾を以て生を傷らず、智者は利を以て義を害せず、聖人の思は長し、愚人の思は短し、○敗俗は一本に俗敗に作る、大意相通ず、○叕は短なり、

忠臣者務崇君之德、諂臣者務廣君之地、何以明之、陳夏徵舒弑其君、楚莊王伐之、陳人聽令、莊王以討有罪、遣卒戍陳、大夫畢賀、申叔時使於齊、反還而不賀、莊王曰、陳爲無道、寡人起九軍以討之、征暴亂、誅罪人、羣臣皆賀、而子獨不賀何也、

忠臣は君の德を崇めんことを務め、諂臣は君の地を廣めんことを務む、何を以て之を明にするか、陳の夏徵舒は、其の君を弑す、楚の莊王は之を伐つ、陳人は楚の令を聽く、莊王乃ち有罪を討じ、卒を遣り、陳を守らしむ、蓋し之を領ぜんと欲するなり、大夫畢く賀す、申叔時は齊に使して還り、之を賀せず、莊王曰く、陳は無道を爲せり、我は九軍を起して、之を討じ、暴亂を征し、罪人を誅し、群臣皆賀す、然るに子獨り賀せざるは何ぞや、○戍は守るなり、○九軍は全軍なり、一本には六軍に作る、大要相同じ、

申叔時曰、牽牛蹊人之田、田主殺其人而奪之牛、罪則有之、罰亦重矣、今君王以陳爲無道、興兵而攻、因以誅罪人、遣人戍陳、

以東、鄭之賈人弦高蹇他相與謀曰、師行數千里、數絕諸侯之地、其勢必襲鄭、凡襲國者以爲無備也、今示以知其情、必不敢進、乃矯鄭伯之命、以十二牛勞之、三率相與謀曰、凡襲人者以爲弗知、今已知之矣、守備必固、進必無功、乃還師而反、晉先軫擧兵擊之、大破之殽、

秦の穆公は、孟盟をして兵を擧げ、鄭を襲はしむ、其の軍は周を過ぎて東進す、鄭の賈人弦高は、其の黨の蹇他と共に謀きて曰く、秦軍は行くこと數千里にして、數諸侯の地を通過す、其の情勢を察するに、必らず鄭を襲はん、凡そ國を襲ふものは、敵に備無しと思惟すればなり、今我より示すに、其の情を知るを以てせば、必らず敢て進まざらんと、乃ち鄭伯の命を矯り、牛十二頭を贈りて、秦軍を慰勞す、秦軍の三帥相謀りて曰く、凡そ人を襲ふものは、敵の我を知らざるを期すればなり、今既に之を知られたり、守備必らず固からん、進むも必らず功無からんと、乃ち軍を還す、晉の先軫は兵を擧げて之を擊ち、大に秦軍を殽に破る、

○絕は通過なり、○率は帥なり、

鄭伯乃以存國之功賞弦高、弦高辭之曰、誕而得賞則鄭國之信廢矣、爲國而無信是敗俗也、賞一人敗國俗、仁者弗爲也、以不信得厚賞、義者弗爲也、遂以其屬徙東夷、終身不反、故仁者不以欲傷生、知者不以利害義、聖人之思脩、愚人之思叕、

賢主忠臣

賢主不苟得、忠臣不苟利、何以明之、中行穆伯攻鼓弗能下、餽聞倫曰、鼓之嗇夫聞倫知之、請無罷武大夫、而鼓可得也、穆伯弗應、左右曰、不折一戟不傷一卒、而鼓可得也、君奚爲弗使、

賢主は得ることを苟くもせず、忠臣は利することを苟くもせず、何を以て之を明にするか、晉の中行穆伯は、北狄の鼓城を攻めて、之を降らしむる能はず、餽聞倫曰く、鼓城の地方官は、我の知る所なり、請ふ彼に說かん、然るときは士大夫を勞すること無くして、鼓城を得べきなりと、穆伯之に應へず、侍臣曰く、一戰を折らず、一卒を傷はず、以て鼓城を取るべし、君何の故に之を使はざるか、
○嗇夫は地方官なり、○武は士なり、○奚は何なり、

穆伯曰、聞倫爲人佞而不仁、若使聞倫下之、吾可以勿賞乎、若賞之是賞佞人、佞人得志、是使晉國之武舍仁而爲佞、雖得鼓將何所用之、攻城者欲以廣地也、得地不取者、見其本而知其末也、

穆伯曰く、聞倫の性質たるや、佞にして仁ならず、若しも之をして城を降さしめば、吾は之を賞すべし、然るときは佞人を賞するなり、佞人の志を得るは、是れ晉國の士をして、仁を捨て佞を爲さしむるなり、鼓城を得るも、何ぞ之を用ひん、城を攻むるは、地を廣めんと欲するなり、地を得るも、之を取らざるは、其の本を見て、其の末を知ればなり、
○佞は邪智なり、○武は士なり、

秦穆公使孟盟舉兵襲鄭、過周

撃燕、復地而後反、此有罪而可賞者也、

文侯曰く、之を罷めよ、西門豹曰く、民と約信すること、一日の積に非ず、一擧して之を欺かば、後に至り豈再び用ふるを得ん、燕は常に魏の八城を侵す、臣請ふ、北征して之を撃ち、以て侵されたる地を囘復せんと、遂に兵を擧げ燕を撃ち、地を囘復して後に還る、是れ有罪なるも賞すべきものなり、

解扁爲東封、上計而入三倍、有司請賞之、文侯曰、吾土地非益廣也、人民非益衆也、入何以三倍、對曰、以冬伐木而積之、於春浮之河而鬻之、

魏の解扁は、東方の封疆を治む、租税を計上して、官に納ること、其の徵收の額に三倍す、有司は之を賞せんと請ふ、文侯曰く、吾の土地は廣きを益すに非ず、人民は衆を益すに非ず、然るに其の納入の租税は、何を以て三倍したるか、解扁對へて曰く、冬に於て木を伐り、之を積み、春に於て之を河に浮べて賣る、

文侯曰、民春以力耕、暑以强耘、秋以收斂、冬間無事、以伐林而積之、負輒而浮之河、是用民不得休息也、民以弊矣、雖有三倍之入、將焉用之、此有功而可罪也、

文侯曰く、民は春に於て耕を力め、夏に於て耘ることを務め、秋に於て收穫を納入し、冬に於て間暇なり、此の間暇の時に當り、林を伐らしめて、之を積み、輒を負はしめて、其の木材を河に浮ぶ、是れ民を用ひて休息することを得ざらしむるなり、民は之に由りて疲弊す、三倍の歲入有りと雖も、何ぞ之を用ふるに足らんと、此れ有功なるも罪すべきものなり、

○强は務むるなり、○負輒は車を挽くことなり、

數言其過於文侯、文侯身行其縣、果若人言、文侯曰、翟璜任子治鄴、而大亂、子能道則可、不能將加誅於子、

人臣は罪有るも賞すべき有り、功有るも罪すべき有り、魏の西門豹の鄴を治むるや、廩には積みたる穀無く、府には儲へたる錢無し、庫には甲兵無く、官には會計無し、人は數其の過失を文侯に言ふ、文侯乃ち自身其の縣を巡視す、果して人の言ふが如し、因て西門豹に謂ひて曰く、翟璜の推擧を以て子に任じ、鄴を治めしむ、而るに大に亂る、子は道を能くせば可なり、能くせざるときは誅を子に加へんとす、

西門豹曰、臣聞王主富民、霸主富武、亡國富庫、今王欲爲霸主者也、臣故稸積於民、君以爲不然、臣請升城鼓之、一鼓甲兵粟米可立具也、於是乃升城而鼓之、一鼓民被甲括矢、操兵弩而出、再鼓負輦粟而至、

西門豹曰く、臣聞く王主は民を富し、霸主は武を富し、亡國は庫を富すものなり、今や吾君は霸主たらんと欲するものなり、故に臣は畜積を民に任せて、下を富せり、君は然らずと思惟せば、臣請ふ城に升りて、之に鼓せん、一鼓すれば、甲兵粟米は、直に具ふべきなりと、是に於て、城に升りて、之に鼓す、一鼓すれば、民は甲を被り、矢を負ひ、兵弩を操りて出づ、再鼓すれば、粟を擔ひて至る、
○稸は畜に同じ、○括は束ぬるなり、負ふこと、○輦は擔ふなり、

文侯曰、罷之、西門豹曰、與民約信非一日之積也、一舉而欺之、後不可復用也、燕常侵魏八城、臣請北擊之以復侵地、遂舉兵

て智伯に灌ぐ、智伯の軍は、水を救ひて亂る、韓魏は左右より智伯を撃つ、襄子は卒を將ゐて、其の前面より犯し、大に之を破り、智伯を殺して、其の國を三分せり、

○翼は左右兩方の意なり、夾み攻むること、○相死は相依るなり、

襄子乃賞有功者而高赫爲賞首、羣臣請曰、晉陽之存張孟談之功也、而赫爲賞首何也、襄子曰、晉陽之圍也、寡人國家危社稷殆、羣臣無不有驕侮之心者、唯赫不失君臣之禮、吾是以先之、由此觀之義者人之大本也、雖有戰勝存亡之功、不如行義之隆、故君子曰美言可以市尊、美行可以加人、

襄子乃ち有功者を賞して、高赫を首席とす、群臣請問して曰く、晉陽の存し得たるは張孟談の功なり、而るに赫を賞首とするは何ぞや、襄子曰く、晉陽の圍に遭ふや、我の國家危く、社稷危し、群臣皆驕り、君を侮る心有り、唯赫は君臣の禮を失はず、吾は是を以て赫を先とすと、此に因りて觀れば、義は人の大本なり、戰勝ちて亡を存する功有りと雖も、義を行ふことの隆きに如かず、故に君子曰く、美言は尊を取るに足り、美行は人に施すに足る、

○社稷殆は、其の國土の神を祭ることの廢れんとするなり、○美言は德を修めたる言なり、○加人は人に施し行ふなり、

可賞可罪

或有罪而可賞也、或有功而可罪也、西門豹治鄴、廩無積粟、府無儲錢、庫無甲兵、官無計會、人

○城下は、一本に城中に作る、從ふべし、○縣は懸なり、

乃見韓魏之君、說之曰、臣聞之、脣亡而齒寒、今智伯率二君而伐趙、趙將亡矣、趙亡則君爲之次矣、不及今而圖之、禍將及二君、二君曰、智伯之爲人也、粗中而少親、我謀而泄事必敗、爲之奈何、

張孟談乃ち出でゝ、韓魏の君に見え、之に說きて曰く、臣は聞く、脣亡れば齒寒しと、今や智伯は二君を率ゐて趙を伐ち、趙は亡びんとす、趙亡びて、二君は其の次と爲らん、今に及びて、智伯を滅するに如かず、然らずんば、禍は二君に及ばんとす、二君曰く、智伯の性質は、中心を粗にして、親愛すること少し、我謀りて泄るゝときは、事必らず敗れん、之を爲すこと奈何せん、

張孟談曰、言出君之口、入臣之耳、人孰知之者乎、且同情相成、同利相死、君其圖之、二君乃與張孟談陰謀與之期、張孟談乃報襄子、至其日之夜、趙氏殺其守隄之吏、決水灌智伯、智伯軍救水而亂、韓魏翼而擊之、襄子將卒犯其前、大敗智伯軍、殺其身而三分其國、

張孟談曰く、言は君の口より出でて、臣の耳に入る、誰か之を知るもの有らんや、且夫れ同情は共に成り、同利は共に死す、君其れ之を圖れ、二君乃ち張孟談と陰に謀り、之れと期す、張孟談は之を襄子に報ず、其の夜に至り、趙氏は隄を守る所の吏を殺し、水を決し

を便とす、

於是不聽雍季之計而用咎犯之謀、與楚人戰、大破之、還歸賞有功者、先雍季而後咎犯、左右曰、城濮之戰咎犯之謀也、君行賞先雍季何也、文公曰、咎犯之言一時之權也、雍季之言萬世之利也、吾豈可以先一時之權而後萬世之利也哉、

是に於て、文公は雍季の計を聽かずして、咎犯の謀を用ひ、楚人と戰ひて、大に之を破り、歸りて有功者を賞するに、雍季を先にし、咎犯を後にす、左右の侍臣曰く、城濮の戰は、咎犯の謀なり、然るに、君は賞を行ふに、雍季を先にするは何ぞやと、文公曰く、咎犯の言は、一時の權なり、雍季の言は、萬世の利なり、吾豈以て一時の權を先にして、萬世の利を後にすべけんや、

智伯率韓魏二國、伐趙圍晉陽、決晉水而灌之、城下緣木而處、縣釜而炊、襄子謂張孟談曰、城中力已盡、糧食匱乏、大夫病、爲之奈何、張孟談曰、亡不能存、危弗能安、無爲貴智士、臣請試潛行、見韓魏之君而約之、

智伯は韓魏二國を率ゐて、趙襄子を伐ち、晉陽を圍む、晉水を決して之を灌ぐ、城中の人は、木に緣りて處り、釜を懸けて炊く、襄子は張孟談に謂ひて曰く、城中は力既に盡き、糧食乏しく、大夫病む、之を爲す奈何せん、張孟談曰く、亡を變じて存と爲す能はず、危を轉じて安と爲す能はず、斯の如くなれば、智者を貴ぶに足らず、臣請ふ、試に潛行し、韓魏の君に見えて、之を約せん、

所レ賞也、百言百當、不レ如ニ擇レ趨而審一レ行也、

今爰に人有り、冠を待ちて首を飾り、履を待ちて地を歩む、夫れ冠履の人に於けるは、寒を煖にする能はず、風を障る能はず、暴を蔽ふ能はず、然れども人が冠を戴き履を穿つは、其の自から身を託する所有りて然るなり、夫れ晉の咎犯は、城濮の戰に於て功有り、雍季は尺寸の功無し、然れども雍季は先づ賞せられ、咎犯は後れて存問せらる、是れ雍季の言に貴ぶべき義有ればなり、故に義は天下の賞する所なり、百言して百中するは、功有りと雖も、趨く所を擇び、行ふ所を審にして、功無きに如かず、

先擧後賞

或無レ功而先擧、或有レ功而後賞、何以明レ之、昔晉文公將ニ與レ楚戰一ニ城濮一、問ニ於咎犯一曰、爲レ之奈何、咎犯曰、仁義之事君子不レ厭ニ忠信一、戰陳之事不レ厭ニ詐僞一、君其詐レ之而已矣、辭ニ咎犯一問ニ雍季一、雍季對曰、焚レ林而獵愈多得レ獸、後必無レ獸、以ニ詐僞一遇レ人、雖ニ愈利一後亦無レ復、君其正レ之而已矣、

人臣は功無きも先づ擧げらるゝ有り、功有るも後れて賞せらるる有り、何を以て之を明にするか、之を晉の二子に視よ、晉の文公は、楚と城濮に戰はんとす、咎犯に問ひて曰く、之を爲す奈何せん、咎犯曰く、仁義の事は、忠言を厭はず、戰陣の事は、詐僞を厭はず、君其れ敵を欺かんのみ、文公は咎犯を辭して、雍季に問ふ、雍季曰く、林を焚きて獵すれば、獸を得ること多し、然れども後に必らず獸無し、詐僞を以て人に對すれば、利すること多し、然れども後に之を再するを得ず、君其れ之を正さんのみ、

○君子不レ厭ニ忠信一は、君子の兩字を除きて、解する

有裂壞土以安社稷者、聞殺身破家以存其國者、不聞出其君以爲封疆者、牛子不聽無害子之言、而用括子之計、三國之兵罷而平陸之地存、自此之後括子日以疏、無害子日以進、故謀患而患解、圖國而國存、括子之智得矣、無害子之慮無中於策、謀無益於國、然而心調於君、有義行也、

牛子曰く、國危くして安からず、患結びて解けず、何をか智を貴ぶと謂ふ、無害子曰く、臣は之を聞く、壤土を裂きて、社稷を安んずるもの有り、身を殺し家を破りて、其の國を存するもの有り、然れども未だ其の君を出して、封疆の爲めにするものを聞かずと、牛子は無害子の言を聽かずして、括子の計を用ふ、是に於て韓魏趙の兵退き、平陸の地は存し得たり、此より後に、括子は日に疏遠にせられ、無害子は日に進み用ひられたり、故に患を謀りて患解け、國を圖りて國存す、括子の智は功有り、無害子は其の慮るも策に中る無し、其の謀るも國に益する無し、然れども其の心の君に適合するは、義行有ればなり、

○社稷は國土の神を祭ることにて、國家を指す、○封疆は領地なり、

今人待冠而飾首、待履而行地、冠履之於人也、寒不能煖、風不能障、暴不能蔽也、然而冠冠履履者、其所自託者然也、夫咎犯戰勝城濮、而雍季無尺寸之功、然而雍季先賞而咎犯後存者、其言有貴者也、故義者天下之

靖郭君曰く、先生は道を遠しとせず、此に至る、願くは我の爲めに之を稱せよ、賓曰く、海の大魚は、網するも之を止むる能はず、釣するも之を牽く能はず、然れども海を蕩して、水を失へば、大魚は螻蟻に制せらる、今夫れ齊は君の淵なり、君若しも齊を失はゞ、薛は豈に自から存するを得んや、靖郭君曰く、善しと、乃ち薛に城かざるに至る、此れ謂はゆる耳に齘けて、心に忤ふも、事實を得るものなり、夫れ薛に城く勿れと言ふを以て、其の築成を止むるは、說を行ふに足らず、其の說を行ふに於ては、海の大魚を說くに如かず、故に物は之に遠くなれば、却て近くなる有り、之に近くなれば、却て遠くなる有り、

或說聽、計當而身疏、或言不用、計不行而益親、何以明之、三國伐齊圍平陸、括子以報於牛子曰、三國之地不接於我、踰隣國而圍平陸、利不足貪也、然則求名於我也、請以齊侯往、牛子以爲善、括子出、無害子入、牛子以括子言告無害子、無害子曰、異乎臣之所聞、

其の說く所は聽かれ、其の計る所は當りて、其の身は疏遠にせらるる有り、其の言ふ所は用ひられず、其の計る所は行はれずして、其の身は親愛せらるゝ有り、何を以て之を明にするか、請ふ齊の三子を視よ、韓魏趙の三國が齊を伐ち、平陸を圍むに當り、括子は牛子に報じて曰く、彼の韓魏趙は其の領地に於て、我の齊に接せず、我の隣國を踰えて、平陸を圍むも、利を貪るに足らず、然らば名を我に求むるなり、請ふ齊侯を奉じて往かん、牛子以て善しとす、括子退き出づ、無害子來り入る、牛子は括子の言を以て、之に告ぐ、無害子曰く、臣の聞く所に異なれり、

牛子曰、國危而不安、患結而不解、何謂貴智、無害子曰、臣聞之

何謂虧於耳、忤於心、而合於實、靖郭君將城薛、賓客多止之、弗聽、靖郭君謂謁者、曰無爲賓通言、齊人有請見者、曰臣請道三言而已、過三言請烹、靖郭君聞而見之、賓趨而進、再拜而興、因稱曰、海大魚、則反走、靖郭君止之曰、願聞其說、賓曰、臣不敢以死爲熙、

何をか耳に虧け、心に忤ひて、實に合ふと謂ふ、齊の靖郭君は薛に城かんとす、賓客多く之を止むれども、聽かず、靖郭君は接待の吏に謂ひて曰く、賓の爲めに言を通ずる勿れと、齊人來りて謁見を請ふもの有り、曰く、臣は三言を述るを請ふのみ、三言を過ぐれば、請ふ烹られん、靖郭君は之を聞きて引見す、賓趨りて進み、再拜して起つ、因て稱して曰く、海大魚と、此の三言を述べて、直に反り走る、靖郭君は之を止めて曰く、願くは其の說を聞かん、賓曰く、臣敢て死を賭けて戲を爲さず、

○謁者は、客の來去を接待する取次の小吏なり、○三言は三字なり、○熙は戲なり、

靖郭君曰、先生不遠道而至此、爲寡人稱之、賓曰、海大魚、網弗能止也、釣弗能牽也、蕩而失水、則螻螘皆得志焉、今夫齊君之淵也、君失齊則薛能自存乎、靖郭君曰善、乃至不城薛、此所謂虧於耳、忤於心、而得事實者也、夫以無城薛、止城薛、其於以行說、乃不若海大魚、故物或遠之而近、或近之而遠、

て賀す、其の父曰く、此れ何ぞ遽に禍を爲す能はざらんやと、其の家は良馬に富み、其の子は騎を好む、遂に墮ちて其の髀を折る、人皆來りて弔ふ、其の父曰く、此れ何ぞ遽に福を爲さゞらんと、後一年にして胡人は大に犯して塞に入る、壯丁は弓を挽きて戰ひ、邊塞附近の人は、死するもの十中の九に及べり、獨り此の髀を折りたるものは、跛の故を以て、父子相保つを得たり、故に福の禍たるも、禍の福たるも、其の化は極め窺ふ可らず、其の深は測り知るべからざるなり、

直辭忤心

或直於辭而害於事者、或虧於耳以忤於心而合於實者、高陽魋將爲室、問匠人、匠人對曰、未可也、木尚生、加塗其上必將撓、以生材任重塗、今雖成後必敗、高陽魋曰、不然、夫木枯則益勁、塗乾則益輕、以勁材任輕塗、今雖惡後必善、匠人窮於辭無以對、受令而爲室、其始成竘然善也、而後果敗、此所謂直於辭而不可用者也、

辭に直くして、事に害なるもの有り、耳に虧け心に忤ひて、實に合ふもの有り、宋の高陽魋は、室を造らんとして之を建築家に問ふ、建築家曰く、未だ可ならず、木尚未だ乾かず、塗を其の上に加ふれば、必らず撓まんとす、生なる材木を以て、之に重き塗を任せば今に於て成ると雖も、後必らず敗れん、高陽魋曰く、然らず、夫れ木枯るゝときは勁を加へ、塗乾くときは輕を加ふ、勁材を以て輕塗を受く、今に於て惡しと雖も、後必らず善しと、建築家は辭に窮して對る能はず、命令を受けて室を造る、其の始めて成るや、竘然として高壯なり、甚だ善し、然れども後に至り、果して敗れたり、此れ謂はゆる辭に直くして、用ふべからざるものなり、

丁壯者死、老病童兒皆上城、牢守而不下、楚王大怒、城已破、諸城守者皆屠之、此獨以父子盲之故、得無乘城、軍罷圍解則父子俱視、

此の時に當り、宋の城中は、子を易へて食ひ、骸を析きて炊く、二十歳三十歳の民は戰死し、老者病者童兒等は城に上り、牢く守りて下らず、楚王大に怒り、城の破れたる後に於て、城守の諸人を捕へて、悉く之を屠殺せり、獨り此の父子は、盲の故を以て、城に乘ること無きを得たり、故に屠殺を免れ、其の軍罷み圍解くれば、父子は俱に明を復して、物を視るに至れり、

〇易子而食は、互に他人の子を取りて食ふなり、

夫禍福之轉而相生、其變難見也、近塞上之人有善術者、馬無故亡而入胡、人皆弔之、其父曰、此何遽不爲福乎、居數月、其馬將胡駿馬而歸、人皆賀之、其父曰此何遽不能爲禍乎、家富良馬、其子好騎、墮而折其髀、人皆弔之、其父曰、此何遽不爲福乎、居一年、胡人大入塞、丁壯者引絃而戰、近塞之人死者十九、此獨以跛之故、父子相保、故福之爲禍、禍之爲福、化不可極、深不可測也、

夫れ禍福の轉じて相生ずるは、其の變化を知るに難し、邊塞に人有り、吉凶判斷の術を善くす、其の家の馬は、故無く亡げて胡に入る、人皆來りて弔ふ、其の父曰く、此れ何ぞ遽に福を爲さゞらんやと、後數月にして、其の馬は胡の駿馬を伴ひて歸り至る、人皆來り

は車裂に同じ、○稷は黍類なれども穀物の汎稱なるを以て、良米の意とす、○報德は善報なり、

昔者宋人好善者、三世不解、家無故而黑牛生白犢、以問先生、先生曰、此吉祥、以饗鬼神、居一年、其父無故而盲、牛又復生白犢、其父又復使其子以問先生、其子曰、前聽先生言而失明、今又復問之柰何、

昔時、宋國に善を好む人有り、三世相續きて善を怠らず、其の家に故無くして、黑牛の白き子を生むこと有り、因て之を博識の先生に問ふ、先生曰く、此れ吉祥なり、其の白き牛は、純色なるを以て、之を鬼神に供へよと、其の後一年にして、其の父は故無く盲目と爲る、黑牛再び白き子を生む、其の父再び其の子をして、先生に問はしむ、其子曰く、前日先生の言を聽きて、眼の明を失へり、今再び之を問ふは、柰何、

其父曰、聖人之言、先忤而後合、其事未究、固試往復問之、其子又復問先生、先生曰、此吉祥也、復以饗鬼神、歸致命其父、其父曰、行先生之言也、居一年其子又無故而盲、其後楚攻宋圍其城、

其父曰く、聖人の言は、先に忤ひて後に合ふ、其の事未だ究めず、固に試に往きて、再び之を問へ、其の子再び先生に問ふ、先生曰く、此れ吉祥なり、再び其の白き牛を鬼神に供へよと、其子歸りて、命を致す、其の父曰く、先生の言を行へ、其の後一年にして、其の子も故無くして盲目と爲る、既にして楚は宋を攻めて、其の城を圍む、

當此之時、易子而食、析骸而炊、

足、后稷乃教之辟地墾草糞土種穀、令百姓家給人足、故三后之後、無不王者、有陰德也、

古代に於て溝防は修らず、水は民の害を爲す、禹王は龍門を鑿り、伊闕を開き、大河の流を通じて、水土を平治し、民をして陸に處るを得しむ、是れ水利の功なり、百姓は親まず、五品は愼まず、契は民に敎ふるに、君臣の義を以てし、父子の親を以てし、夫妻の辨別を以てし、長幼の順序を以てす、是れ風化の功なり、田野修らず、民食は足らず、后稷は民を敎ふるに地を拓くこと、草を耨ること、土を糞すること、穀を種ること等を以てし、百姓をして家毎に給らしめ、人毎に足らしむ、故に夏殷周の三后の子孫は、王業を成さゞるもの無し、是れ其の祖先の大功を以て、陰德有ればなり、○五品は君臣、父子、夫妻、長幼、朋友なり、○辯は辨に通じ用ふ、辨別の意なり、○三后は禹の夏に於ける、契の殷に於ける、稷の周に於ける、是れなり、

周室衰禮義廢、孔子以三代之道敎導於世、其後繼嗣至今不絕者、有隱行也、秦王趙政兼呑天下而已、智伯侵地而滅、商鞅支解、李斯車裂、三代種德而王、齊桓繼絕而霸、故樹黍者不獲稷、樹怨者無報德、

周室衰へて禮義廢す、孔子は夏殷周三代の道を以て、世に敎導す、其の後裔たる繼嗣は、今に至るまで絕えず、是れ隱れたる德行有ればなり、秦王趙政は、天下を兼ね呑むのみ、晉の智伯は、他人の領地を侵して、自から滅び、秦の宰相商鞅と李斯とは、車裂の刑に遭ひ、五體を分解せられたり、夏殷周は、德を種ゑて王と爲り、齊の桓公は、絕滅したる家國を繼ぎ興して霸と爲れり、故に黍を樹るものは稷を獲ず、怨を樹るものは報德無し、○趙政は、秦王政が趙に生れたるを以て稱す、○支解

也、
何をか之を與ふることの却て之を取ることと爲ると謂ふ、晉の獻公は道を虞に假りて、虢を伐たんと欲し、虞に遺るに垂棘の地より出たる名璧と、屈の地より産したる良馬とを以てす、虞公は璧と馬とに惑ひて、道を假さんと欲す、宮之奇諫めて曰く、不可なり、夫れ虞の虢に於けるは車の輪有るが如し、輪は車に依る、車は輪に依る、虞の虢に於けるは、相恃みて勢を持す、若しも晉軍に通路を假さば、虢は朝に亡びて、虞は夕に之に從はんと、虞公は之を聽かず、遂に道を假す、晉の荀息は虢を伐ちて之に克ち、其の軍を旋して虞を攻め、更に之を拔き得たり、此れ謂はゆる之を與へながら、却て之を取るものなり、
○克は、勝ちて敵の主帥を收へ得たるなり、

陰德陽報

聖王布德施惠、非求其報於百姓也、郊望禘嘗、非求福於鬼神也、山致其高而雲起焉、水致其深而蛟龍生焉、君子致其道而福祿歸焉、夫有陰德者必有陽報、有陰行者必有昭名、
聖王は德を布き惠を施す、是れ其の報を百姓に求むるに非ず、天を祭り、日月山川を祭り、宗廟を祭る、是れ福を鬼神に求むるに非ず、山は其の高きを致して雲起り、水は其の深きを致して蛟龍生ず、君子は其の道を致して、福祿至る、夫れ陰德有るものは、陽報有り、陰行有るものは、必らず昭なる名有り、
○郊望禘嘗は、天を祭るを郊と稱し、日月星辰山川を祭るを望と稱し、宗廟を祭るを禘嘗と稱す、

古者溝防不脩、水爲民害、禹鑿龍門、辟伊闕、平治水土、使民得陸處、百姓不親、五品不愼、契敎以君臣之義、父子之親、夫妻之辯、長幼之序、田野不脩、民食不

地を求めて與へざるときは、來り伐たん、是れ我は諸侯の爲めに、先づ禍を受くるなり、地を與ふるに如かず、宣子曰く、地を求めて已まざるときは、之を爲す奈何せん、任登曰く、之を與へて喜ばしめば、必らず再び地を諸侯に求めんとす、諸侯必らず耳を側て、天下と共に心を同くして、智伯を滅すことに於て、一心と爲らん、然る時は我の得る所は、唯今の亡ふ所の比に非ずと、魏宣子乃ち地を裂きて、智伯に與へたり、○柰は奈に同じ、○植耳は恐れて聽くなり、○直は唯なり、○圖は討滅を畫くなり、

又求地於韓康子、韓康子不敢不予、諸侯皆恐、又求地於趙襄子、襄子弗與、於是智伯乃從韓魏、圍襄子於晉陽、三國通謀擒智伯、而三分其國、此所謂奪人而反爲人所奪也、

是に於て智伯は、更に地を韓康子に求む、韓康子も與へざる能はず、諸侯皆恐る、智伯は更に地を趙襄子に求む、襄子は與へず、智伯乃ち韓魏を從へて、襄子を晉陽に圍む、是に於て韓魏趙の三國は、謀を通じ、智伯を擒にし、智伯の國を三分したり、此れ謂はゆる人より奪ひ、却て人に奪はれたるものなり、

何謂與之而反取之、晉獻公欲假道於虞以伐虢、遺虞垂棘之璧與屈產之乘、虞公惑於璧與馬、而欲與之道、宮之奇諫曰、不可、夫虞之與虢若車之有輪、輪依於車、車亦依輪、虞之與虢、相恃而勢也、若假之道、虢朝亡而虞夕從之矣、虞公弗聽、遂假之道、荀息伐虢、遂克之、還反伐虞、又拔之、此所謂與之而反取者

せしめんとす、鹿の母は之に隨ひて啼く、秦西巴は忍びず、子を縱ちて與ふ、孟孫歸りて求め、鹿の子は何處に在るかと問ふ、秦西巴對へて曰く、其の母隨ひて啼く、臣は誠に忍びず、竊に縱ちて與へたりと、孟孫乃ち怒りて秦西巴を逐ふ、其の後一年召し還して、子の傅と爲す、左右の侍臣曰く、秦西巴は君に罪有り、今以て郎君の傅と爲すは、何ぞやと、孟孫曰く、夫れ一の鹿の子も猶忍ぶ能はず、何ぞ況んや人に於てをやと、此れ謂はゆる罪有りて信ぜらるゝものなり、

故趁舍不可不審也、此公孫鞅之所以抵罪於秦而不得入魏也、功非不大也、然而累足無所賤者不義之故也、

故に趁舍進退は、審に思はざるべからず、此れ公孫鞅が罪を秦に得て逃れ去り、魏に入るを得ざりし所以なり、鞅の功は大ならざるに非ず、然れども足を累ねて踐む所無きは、不義の故なり、

奪之與之

事或奪之而反與之、或與之而反取之、智伯求地於魏宣子、宣子弗欲與之、任登曰、智伯之强威行於天下、求地而弗與、是爲諸侯先受禍也、不若與之、宣子曰、求地不已、爲之奈何、任登曰、與之使喜、必將復求地於諸侯、諸侯必植耳、與天下同心而圖之、一心所得者非直吾所亡也、魏宣子裂地而授之、

事は之を奪ふことの反て之を與ふること〻爲る有り、之を與ふることの却て之を取ることと爲る有り、晉の智伯は、地を魏宣子に求む、宣子は之を與ふるを欲せず、任登曰く、智伯の强威は、天下に行はる、故に

愈急、中山因烹其子而遺之鼎羹與其首、樂羊循而泣之曰、是吾子已、爲使者跪而啜三杯、使者歸報、中山曰、是伏約死節者也、不可忍也、遂降之、爲魏文侯大開地有功、自此之後、日以不信、此所謂有功而見疑者也、

魏の將軍樂羊は、中山の城を攻む、其の子は執はれて城中に在り、敵は之を懸けて樂羊に示す、樂羊曰く、君臣の義は、子を以て私利を爲すを得ずと、乃ち之を攻むる愈急なり、中山は其の懸けたる子を烹て、其の羹を盛り、其の首を併せて、之を樂羊に遺る、樂羊は之を受けて、泣き曰く、是れ吾子なるのみと、乃ち使者の爲めに、跪きて羹三杯を啜る、使者歸りて之を報ず、中山曰く、是れ約に伏し節に死するものなり、忍ぶべからずと、遂に城を開きて降る、樂羊は魏の文侯の爲めに、大に地を開きて功有り、然れども此の中山の戰より後は、日に其の信用を失へり、此れ謂はゆる功有りて疑はれたるものなり、

何謂有罪而益信、孟孫獵而得麑、使秦西巴持歸烹之、麑母隨之而嗁、秦西巴弗忍、縱而予之、孟孫歸求麑、安在、秦西巴對曰、其母隨而嗁、臣誠弗忍、竊縱而予之、孟孫怒逐秦西巴、居一年取以爲子傅、左右曰、秦西巴有罪於君、今以爲子傅、何也、孟孫曰、夫一麑而不忍、又何況於人乎、此謂有罪而益信者也、

何をか有罪にして信ぜらると謂ふ、魯の孟孫は獵して鹿の子を得たり、秦西巴をして持し歸り、之を烹殺

を進めたるは、子反に禍せんと欲せしに非ず、誠に愛して之を快にせんと欲せり、然れども却て之を殺すに足る、此れ謂はゆる之を利せんと欲し、却て之を害するものなり、

○僇は戮なり、法に據りて、人を誅するなり、

夫病温而强之食、病明而飲之寒、此衆人之所以爲養也、而良醫之所以爲病也、悅於目悅於心、愚者之所利也、然而有道者之所辟也、故聖人先忤而後合、衆人先合而後忤、

夫れ熱病者に食を强ふ、中暑の人に寒冷の飲料を進む、此れ衆人の養生とする所なり、然れども良醫は之を病の道として戒む、夫れ目に悅ばしめ、心に快からしむるは、愚者の利益とする所なり、然れども有道者は之を避けて用ひず、故に聖人は先に忤ひて後に合ふ、衆人は先に合ひて後に忤ふ、

○温は一本に熱に作る、従ふべし、○明は說林訓に暍に作る、暍は暑氣に中りたるなり、明は眼なり、眼も暍も大意相通ず、然れども暍とするは解し易し、○悅於心は一本に快於心に作る、

有功有罪

有功者人臣之所務也、有罪者人臣之所辟也、或有功而見疑、或有罪而益信何也、則有功者離恩義、有罪者不敢失仁心也、

有功は人臣の務むる所なり、有罪は人臣の避くる所なり、然れども或は有功にして疑はれ、或は有罪にして信ぜらる、是れ何ぞや、蓋し有功者は恩義を離れ、有罪者は仁心を失はざればなり、

魏將樂羊攻中山、其子執在城中、城中縣其子以示樂羊、樂羊曰、君臣義不得以子爲私、攻之

與晉人戰於鄢陵、戰酣恭王傷而休、司馬子反渴而求飮、豎陽穀擧酒而進之、子反之爲人也、嗜酒而甘之、不能絶於口、遂醉而臥、恭王欲復戰、使人召司馬子反、辭以心痛、王駕而往視之、入幄中而聞酒臭、

何をか之を利せんと欲して、之を害すと謂ふ、楚の恭王は、晉人と鄢陵に戰ひ、其の戰の最中に於て、恭王は傷を負ひ休息す、將軍子反は渴して飮を求む、將軍の侍者陽穀は酒を以て進む、子反は其の性質に於て酒を嗜み、之を甘しとす、平生其の口に酒を絶つ能はず、遂に陽穀の進むる所に就き、醉ひて臥す、恭王再び戰はんと欲し、人をして子反を召さしむ、子反は辭するに胸痛を以てす、王乃ち駕して往き之を視る、幄中に入りて酒の臭氣を覺ゆ、
○司馬は將軍なり、○豎は豎なり、侍者なり、○心痛は胸の痛なり、心は胸なり、

恭王大怒曰、今日之戰、不穀親傷、所恃者司馬也、而司馬又若此、是亡楚國之社稷、而不恤吾衆也、不穀無與復戰矣、於是罷師而去之、斬司馬子反爲僇、故豎陽穀之進酒也、非欲禍子反也、誠愛而欲快之也、而適足以殺之、此所謂欲利之而反害之者也、

恭王は大に怒りて曰く、今日の戰に於て、我は身に傷を負ふ、我の恃む所は將軍なり、然るに將軍は此の如し、是れ天が楚の國家を亡して、吾の民衆を恤ゐざるなり、我は敵と再び戰ふ無しと、是に於て師を罷めて去り、將軍子反を斬りて、刑戮を行ふ、故に侍者の酒

腋、

陽虎は亂を魯に起す、魯君は人に命じ城門を閉ぢて、之を捕へしむ、曰く、捕へ得たるものは、重賞有らん、捕へ得ざるものは、重罪有らんと、既にして圍むこと三匝なり、陽虎は其の脫出し難きを知り、劍を擧げて自から頤を刺さんとす、門衞のもの之を止めて、曰く、天下は廣し、之を探るも窮むべからず、逃れ去るを得べし、我は子を出さんとすと、陽虎乃ち敵の圍み來る所に赴きて、之を逐ひ、劍を揚げ戈を提げて走る、門衞のもの之を脫出せしむ、陽虎は顧て其の我を脫出せしめたるものに向ひ、戈を以て之を推し、袂を斬り腋に迫れり、

○伯頤は頤を刺すなり、自殺を圖るなり、○攘祛は袂を斬るなり、○薄は迫るなり、

出之者、怨之曰、我非故與子反也、爲之蒙死被罪、而乃反傷我、宜矣、其有此難也、

陽虎を脫出せしめたるもの、之を怨みて曰く、我は子と共に反逆せしに非ず、今唯子を脫出せしめ、之が爲めに死を蒙らんとし、罪を被らんとす、然るに子は我の厚意を察せず、乃ち却て我を傷ふ、甚だ亂暴なり、子は斯くも亂暴の人なれば、遂に此の厄難に遭ふも宜なりと、

魯君聞陽虎失、大怒問所出之門、使有司拘之、以爲傷者受大賞、而不傷者被重罪、此所謂害之而反利者也、

魯君は陽虎の逃げ去りたるを聞きて、大に怒り、其の脫出の門を問ひ、吏をして門衞のものを拘へしむ、乃ち謂ふ、傷を負ふものは功有りと、之に大賞を與へ、傷かざるものには重罪を被らしめたり、是に由り陽虎が袂を斬りたるは、之を利したるを知る、此れ謂はゆる之を害し却て之を利するものなり、

○以爲は以爲有功の脫文なるべし、或は曰く、兩字は衍文なりと、

何謂欲利之而反害之、楚恭王

を知る、

夫再實之木根必傷、掘藏之家必有殃、以言大利而反爲害也、張武教智伯奪韓魏之地而擒於晉陽、申叔時教莊王封陳氏之後而霸天下、孔子讀易至損益、未嘗不憤然而歎、曰益損者其王者之事與、

夫れ一年に再び實を結ぶ木は、根必らず傷ふ、塚を發きて其の藏めたるものを取る家は、必らず殃禍有り、是れ大利にして害を成すを言ふなり、張武は智伯に敎へて、韓魏の地を奪はしめ、智伯は遂に晉陽に擒殺せられたり、申叔時は楚莊に敎へて、陳氏の後裔を立て、之に封土を授け、遂に楚莊の天下に霸たるを致せり、孔子は易を讀みて、損益の理に至る、未だ嘗て憤然として歎ぜざるにあらず、曰く、益損は其れ王者の事かと、

事或欲以利之、適足以害之、或欲害之乃反以利之、利害之反、禍福之門戶、不可不察也、

事は之を利せんと欲すれば、却て之を害するに足る有り、之を害せんと欲すれば、反て之を利するに足る有り、利害の相反する、福禍の門戶は、察せざるべからざるなり、

陽虎爲亂於魯、魯君令人閉城門而捕之、得者有重賞、失者有重罪、圍三匝而陽虎將擧劍而伯頤、門者止之曰、天下探之不窮、我將出子、陽虎因赴圍而逐、揚劍提戈而走、門者出之、顧反取其出之者、以戈推之、攘祛薄

大臣、親近導諛、明年出遊匠驪氏、欒書中行偃劫而幽之、諸侯莫之救、百姓莫之哀、三月而死、

何をか之を益して損すと謂ふ、晉の厲公は、南の楚に於ける、東の齊に於ける、西の秦に於ける、北の燕に於ける、其の兵の進む所は敵に勝ち、天下に横行して屈する所無し、其の威は諸侯を制して綣む所無し、遂に列國の君を嘉陵に會合せしめ、氣充ち志驕り、淫佚其の度を失ひ、萬民を暴虐し、内には輔弼の臣無く、外には諸侯の助無し、大臣を戮殺し、諂諛の小人を親しみ、明年出で、匠驪氏に遊ぶに當り、其の臣欒書中行偃の兩人に劫されて、遂に幽囚せられ、諸侯の來りて救ふもの無く、百姓の哀むもの無く、三月にして死せり、

○綣は屈むなり、尚ほ下句の無所詘の詘も同意の字なり、○拂は弼に通じ用ひらる、○導諛は誘惑諂諛の意なり、

夫戰勝攻取、地廣而名尊、此天下之所願也、然而終於身死國亡、此所謂益之而損者也、夫孫叔敖之請有寢之丘沙石之地、所以累世不奪也、晉厲公之入諸侯於嘉陵、所以身死於匠驪氏也、衆人皆知利利而病病也、唯聖人知病之爲利、知利之爲病也、

夫れ戰へば勝ち、攻むれば取り、地廣くして名尊きは、此れ天下の願ふ所なり、然れども身死し國亡ぶるに終る、此れ謂はゆる之を益して損するものなり、夫れ孫叔敖の有寢の丘なる沙石の地を請ひしは、累世保存して奪はれざる所以なり、晉の厲公の諸侯を嘉陵に入り盟はしめたるは、其の身の匠驪氏に死する所以なり、蓋し衆人は利を利とするを知り、病を病とするを知る、唯聖人は病の利たるを知り、利の病たる

昔者楚莊王既勝晉於河雍之間、歸而封孫叔敖、辭而不受、病疽將死、謂其子曰、吾則死矣、王必封女、女必讓肥饒之地而受沙石之間有寢丘者、其地确石而名醜、荊人鬼、越人禨、人莫之利也、孫叔敖死、王果封其子以肥饒之地、其子辭而不受、請有寢之丘、楚國之俗功臣二世而爵祿、唯孫叔敖獨存、此所謂損之而益也、

昔時楚の莊王は、既に晉と戰ひて之を河雍の間に破り、歸りて其の宰相孫叔敖に封土を與ふ、孫叔敖は之を辭して受けず、疽を病み死に臨む、其の子に謂ひて曰く、吾死せば王は必らず封土を汝に授けん、汝必らず肥饒の地を辭せよ、沙石の間に存する有寢の丘を受けよ、其の丘は石地にして名醜なり、荊人は之を鬼の棲む所とし、越人は之を禍の生ずる所とす、人は此の丘を利とするもの無しと、既にして孫叔敖死す、王果して其の子を封ずるに肥饒の地を以てす、其の子辭して受けず、有寢の丘を請ひ得たり、楚國の俗として功臣の二世に爵祿を賜ふもの皆滅びたり、唯孫叔敖の家は獨り存す、此れ謂はゆる之を損して益すものなり、

〇确は石多き瘠地なり、〇禨は禍なり、

何謂益之而損、昔晉厲公、南伐楚、東伐齊、西伐秦、北伐燕、兵橫行天下而無所綣、威服四方而無所詘、遂合諸侯於嘉陵、氣充心驕、淫侈無度、暴虐萬民、內無輔拂之臣、外無諸侯之助、戮殺

然以爲智知存亡之樞機禍福之門戶、擧而用之、陷溺於難者不可勝計也、使知所爲是者事必可行、則天下無不達之塗矣、

凡そ人の事を擧ぐるや、先づ其の智を以て規慮し、揣度し、而に後に敢て謀を定めざる無し、其の利する有り、害する有るは、此れ愚者と智者との異なる所以なり、自然を曉りて、我の智は能く存亡の樞機と禍福の門戶とを知ると思惟し、擧げて之を用ひ、困難に陷溺するもの、計ふるに勝ふべからず、我の爲す所の是なるを知るものをして、其の事必らず行ふべからしめば、天下通達せざる途無からん、然れども人智は限り有り、決して天下の大に當るに足らず、
〇揣度は推測することなり、〇塗は途なり、

智慮動靜

是故知慮者禍福之門戶也、動靜者利害之樞機也、百事之變化、國家之治亂、待而後成、是故不溺於難者成、是故不可不愼也、天下有三危、少德而多寵一危也、才下而位高二危也、身無大功而有厚祿三危也、故物或損之而益、或益之而損、何以知其然也、

是の故に、智慮は禍福の門戶なり、動靜は利害の樞機なり、百事の變化と國家の治亂とは、智慮を待ちて後に成る、其の困難に溺れざるものは成功す、是の故に愼まざるべからざるなり、天下は三危有り、德少くして寵多きは一危なり、才下くして位高きは第二の危なり、身に大功無くして原祿有るは第三の危なり、故に物は之を損して益すること有り、之を益して損すること有り、何を以て其の然るを知るか、請ふ之を說かん、

り、夫れ言の口より出るものは、之を人に止むべからず、行の遠きに發するものは、之を遠きに禁ずべからず、事は成り難くして、敗れ易し、名は立ち難くして、廢し易し、

○螘は低なり、○錯は置くなり、○軒は高きなり、○窕は薄きなり、

千里之隄、以螻螘之穴漏、百尋之屋、以突隙之煙焚、堯戒曰、戰戰慄慄、日愼一日、人莫蹪於山、而蹪於蛭、是故人皆輕小害、易微事、以多悔、患至而後憂之、是由病者已惓而索良醫也、雖有扁鵲兪跗之巧、猶不能生也、夫禍之來也、人自生之、福之來也、人自成之、禍與福同門、利與害爲鄰、非神聖人莫之能分、

千里の隄防も、螻螘の穴を以て漏れ、百丈の樓閣も、煙突の火を以て焚く、故に帝堯は戒めて曰く、戰戰慄慄として、日は前の一日よりも愼む、人は山に蹪くこと無きも、蟻の窟に躓くと、是の故に人は皆小害を輕視し、微事を易しと侮り、其の悔を速く多し、患至りに後に之を憂ふ、是れ病者既に劇しく苦しみて、良醫を索るが如きなり、扁鵲兪跗の巧手有りと雖も、之を生存せしむる能はず、夫れ禍の來るは、人自から之を生じ、福の來るは、人自から之を成す、禍は福と其の門を同くし、利は害と相隣る、神聖の人に非れば、之を能く分つ無し、

○尋は八尺なり、○蹪は躓くなり、○惓は苦痛の深きなり、○蛭は群書治要に、垤に作る、從ふべし、○扁鵲兪跗は古の名醫兩人なり、

凡人之擧事、莫不先以其知規慮揣度、而後敢以定謀、其或利或害、此愚智之所以異也、曉自

事之制也、知人之性、其自養不勃、知事之制、其擧錯不惑、發一端、散無竟、周八極、總一筦、謂之心、見本而知末、觀指而睹歸、執一而應萬、握要而治詳、謂之術、居知所爲、行知所之、事知所秉、動知所由、謂之道、

清淨恬愉は、人の天性なり、儀表規矩は、事の節制なり、人の天性を知れば、其の自から養ふこと悖らず、事の節制を知れば、其の擧錯に於て、惑ふ所無し、夫れ一端を發して、無極に散じ、八方に周くして、之を一管に總ぶ、之を心と謂ふ、本を見て末を知り、其の指す所を觀て、其の歸する所を睹る、一を執りて萬に應じ、簡要を握りて、詳悉を治む、之を術と謂ふ、居りて爲す所を知り、行きて之く所を知り、事に於て秉る所を知り、動くに於て由る所を知る、之を道と謂ふ、

○勃は悖なり、○擧錯は處置なり、○無竟は無極なり、○一筦は一管なり、一の要點なり、○秉は執り行ふなり、

道者置之前而不輊、錯之後而不軒、内之尋常而不塞、布之天下而不窕、是故使人高賢稱譽己者、心之力也、使人卑下誹謗己者、心之罪也、夫言出於口者不可止於人、行發於邇者不可禁於遠、事者難成而易敗也、名者難立而易廢也、

道は之を前に置きて低からず、之を後に置きて高からず、之を尋常の挾き處に納れて塞がらず、之を天下の廣きに布きて薄からず、是の故に、人をして高賢として自己を稱譽せしむるものは、心の力なり、人をして卑賤として自己を誹謗せしむるものは、心の罪な

り、
○悖戾は白絹の美に戻りて、之を醜惡のものと爲すなり、○簒繹は絲の抽け去る貌なり、○操は音調なり、○軫は轉ずるなり、○捽は髮を攪みて、人を苦しむること、○捌格は交鬪なり、○批伉は、要點を制するなり、

木大者根擢、山高者基扶、蹠巨者志遠、體大者節疏、狂者傷人莫之怨也、嬰兒詈老莫之疾也、賊心亡、尾生之信不如隨牛之誕、而又況一不信者乎、憂父之疾者子、治之者醫、進獻者祝、治祭者庖、

木の大なるものは根有り、之を持す、山の高きものは基有り、之を扶く、足大なるものは志遠し、體巨なるものは骨疏なり、狂者は人を傷ふも、之を怨むもの無し、小兒は老者を詈るも、之を疾むもの無し、是れ賊心の存せざるを以てなり、尾生の信を守りたるは、隨牛の弦高が誕を述べたる如かず、而るを況んや、一も信無きものに於てをや、父の疾を憂ふるものは子なり、然れども之を治療するものは醫なり、供物を神前に進むるものは司祝の官なり、然れども祭儀に用ふるものを治むるは庖人なり、
○擢は掬に同じ、扶持することなり、○蹠は足なり、○節は骨節なり、○嬰兒は小兒なり、○亡は亡也の二字を誤りたるものとの說有り、從ふべし、○隨牛は、鄭の弦高が牛を以て敵を欺き、國の危きを救ひたる事を指す、

人間訓

得失を考察し、終始を標擧し、人をして禍福成敗の相牽連するを知らしむ、故に人間と曰ふ、

八極一筦

淸淨恬愉人之性也、儀表規矩

美鈞也、堯舜禹湯法籍殊類、得民心一也、聖人者隨時而擧事、因資而立功、潦則具擢對、旱則脩土龍、

詐を以て詐に應じ、譎を以て譎に應ず、是れ蓑を被きて、火を救ふが如し、瀆を毀りて水を止むるが如し、其の害愈多し、西施と毛嬙とは、狀貌相同きを得ず、然れども世人は其の好きを稱す、是れ美の均しきを以てなり、堯舜禹湯の四聖は、其の道に於て類を殊にす、然れども民心を得たるは一なり、聖人は時に隨ひて事を擧ぐ、物に就きて功を立つ、故に久雨なれば排水の器を備へ、大旱なれば土龍を祭りて、雨を致す、○鈞は均なり、○法籍は道なり、○資は材料なり、物なり、○潦は久雨なり、○擢對は排水の器なり、或は曰く、貯水の器なり、

臨菑之友、織紈而思行者爲之悖戾、室有美容繪爲之纂繹、徵羽之操不入鄙人之耳、慘和切適擧坐而善、過府而負手者希不有盜心、故侮人之鬼者過社而搖其枝、晉陽處父伐楚以救江、故解捽者不在於捌格、在於批伉、

齊の臨菑の女は、紈素の美なるを織る、然れども其の織る時に門外を行くものを思へば、之が爲めに絲亂れて、麤惡の織物と爲る、室に美人の容を見れば、鳥を射るものも、繒亂れて其の絲は抽け落つ、徵羽の兩聲は、正音なるを以て、鄙人の耳に入らず、正音の清和を一轉して、鄙人の耳に適切ならしむれば、滿堂の聽者は、之を善と稱す、府庫を過ぎて、手を背後に引き沈思するものは、盜心有らざること稀なり、故に人の靈魂を侮るものは、社を過ぎて其の樹枝を搖す、晉の陽處父は、楚を伐ちて江を救ひ得たり、故に人の急を救ふものは、鬪ふに在らず、其の要點を制するに在

故に跬歩して休まざれば、跛の鼈も千里を行くべし、累ね積みて輟まざれば、丘阜を成すべし、城は土より成り、木は下より直し、事有るに非ず、其の緣る所然らしむるなり、凡そ人を用ふる道は、燧を以て火を取るが如し、之を疏にすれば得ず、之を數すれば中らず、要は正に疏密の間に在り、朝より夕を視るものは其の移ることを知る、枉より直に從ふものは、其の虧けたるを知る、聖人の事物を周く察するは、鏡を以て形を視るが如し、曲に其の情性に通ず、
○跬は半歩なり、○偶は周く知るなり、○曲は細に至るなり、

楊子見逵路而哭之、爲其可以南可以北、墨子見練絲而泣之、爲其可以黃可以黑、趍舍之相合猶金石之一調、相去千歲合一音也、鳥不干防者、雖近弗射、其當通雖遠弗釋、酤酒而酸、買肉而臭、然酤酒買肉、不離屠沽之家、故求物必於近之者、

楊子は岐路を見て哭す、其の南にも北にも進み得るを以てなり、墨子は白絲を見て泣く、其の黃にも黑にも、染め得るを以てなり、去就の相合ふは、金石の一に調ふが如し、相去る千歲なるも、一音に合ふなり、鳥は隄防の道を犯さゞれば、通行に害無し、故に近く飛ぶと雖も、之を射ず、其の道に當りて犯せば、遠く飛ぶも雖も、釋さず、酒を買へば酸し、肉を買へば臭し、是れ酒肉共に惡しきなり、然れども之を買ふは、屠肉と賣酒との家を離れず、故に物を求むるは、必らず之に近きものに於てす、
○逵は九方に達する岐なり、○練は白なり、○趍舍は趣舍なり、去就進退なり、○酤は沽に通じ用ふ、蓋し賣買の意なり、

以詐應詐、以譎應譎、若披蓑而救火、毀瀆而止水、乃愈益多、西施毛嬙狀貌不可同、世稱其好、

戶之明、矢之於十步實兕甲、及其極不能入魯縞、

弓は先づ調ひて、後に勁を求む、馬は先づ馴れて、後に良を求む、人は先づ信じて、後に能を求む、陶人は縄を棄れば、車人は之を拾ふ、屠者は鎔けたる金屬を棄れば、鍛者は之を取る、其の業に由りて、用ふる所の緩急相異なればなり、百星の明は、一月の光に如かず、十牖皆開くも、一戶の明に如かず、矢は十步の近きに於ては、兕皮の堅甲を穿つも、其の遠き末に及びては、薄き縞をも貫く能はず、

大山秋毫

大山之高、背而弗見、秋毫之末、視之可察、山生金反自刻、木生蠹反自食、人生事反自賊、巧冶不能鑄木、工匠不能斲金者形性然也、白玉不雕、美珠不文、質有餘也、

大山の高きも、之に背けば見えず、秋毫の末も、之を視れば察するを得べし、山は金を生じ、却て自から刻まれ、木は蠹を生じ、却て自から食まる、人は事を生じ、却て自から賊ふ、巧妙なる鍛冶も、木を鑄る能はず、精工なる木匠も、金を斲る能はず、是れ形惟の然る所なり、白玉は雕らず、美珠は文らず、質の明に餘り有ればなり、

故跬步不休、跛鼈千里、累積不輟、可成丘阜、城成於土、木直於下、非有事焉、所緣使然、凡用人之道、若以燧取火、疏之則弗得、數之則弗中、正在疏數之間、從朝視夕者移、從枉準直者虧、聖人之偶物也、若以鏡視形、曲得其情、

有り、衡は正しと雖も、必らず差有り、尺寸は齊しと雖も、必らず異なる有り、
○傳は塗るなり、○和菫は野葛なり、○夏暴は一本に夏暑に作る、大意相通ず、○桑楡は日沒の處なり、亂世の終末に當り、聖人出で、晩涼の如くなるをいふ、
○詭は異なり、

非規矩不能定方圓、非準繩不能正曲直、用規矩準繩者亦有規矩準繩焉、舟覆乃見善游、奔乃見良御、嚼而無味者弗能內於喉、視而無形者不能思於心、兕虎在於後、隨侯之珠在於前、弗及掇者、先避患而後就利、逐鹿者不顧兔、決千金之貨者、不爭銖兩之價、

規矩に非れば、方圓を定むる能はず、準繩に非れば、曲直を正す能はず、然れども其の規矩準繩を用ふる人も、亦自から規矩準繩に由らざるべからず、舟覆れば、始めて善く游ぐものを見る、馬奔れば、始めて良く御するものを見る、嚼みて味無きものは、喉に納る能はず、視て形無きものは、心に思ふ能はず、兕虎來りて我の後に在れば、隨侯の寶玉遺れて、我の前に在るも、之を掇る能はず、是れ患を避くるを先きにして利に就くを後にすればなり、鹿を逐ふものは、兎を顧みず、千金の貨を決するものは、銖兩の小價を爭はず、
○隨侯之珠は、周の隨侯が靈蛇より獲たる夜光の珠なり、

弓先調而後求勁、馬先馴而後求良、人先信而後求能、陶人棄索、車人掇之、屠者棄銷、而鍛者拾之、所緩急異也、百星之明不如一月之光、十牖畢開不若一

隕而兩人傷、善擧事者、若乘舟而悲謌、一人唱而千人和、

天下の大を以て一人の才に託するは、之を譬ふるに、一枝の木を以て、千鈞の重量を懸くるが如し、子を負ひて牆に登るは、之を不祥と謂ふ、其の一人墜つれば、兩人傷ふが爲めなり、善く事を擧るものは、舟に乘りて悲歌するが如し、一人唱ふれば千人和す、

不能耕而欲黍粱、不能織而喜采裳、無事而求其功、難矣、有榮華者、必有憔悴、有羅紈者、必有麻蒯、鳥有沸波者、河伯爲之不潮、畏其誠也、故一夫出死、千乘不輕、

耕す能はずして、黍粱を欲み、織る能はずして、彩裳を喜び、事無くして、其の功を求む、是れ皆難し、榮華有るものは、必らず憔悴の時有り、羅紈有るものは、必らず喪服の日有り、然れども其の勢の盛なるに當りては、姑く能く外を制す、故に大鳥が波を沸し、魚を攫むに當りては、河伯も之が爲めに潮を揚げず、是れ大鳥の誠を畏るゝなり、是の故に一夫が死を決して、其の力を出せば、千乘の敵兵は、此の一夫を輕視する能はず、

○羅紈は美衣なり、○麻蒯は喪服なり、蒯は菅の類なり、

蝮蛇螫人、傅以和堇則愈、物故有重害而反爲利者、聖人之處亂世、若夏暴而待暮、桑楡之間逾易忍也、水雖平必有波、衡雖正必有差、尺寸雖齊必有詭、

蝮蛇は人を螫す、其の傷に野葛を塗れば愈ゆ、故に物は害を重ねて利と爲ること有り、聖人の亂世に處するは、夏の暑熱に於て、晩涼を待つが如し、晩涼の時は、人心の堪へ易き所なり、水は平と雖も、必らず波

ふが如し、〇易道は平地なり、〇謳は歌なり、

矢疾不過二里也、步之遲百舍不休、千里可致、聖人處於陰、衆人處於陽、聖人行於水、衆人行於霜、異音者不可聽以一律、異形者不可合於一體、農夫勞而君子養焉、愚者言而智者擇焉、

矢の飛ぶは、疾きも二里に過ぎず、人の步むは、遲きも百宿して休まざれば、千里も達すべし、聖人は陰に處り、衆人は陽に處る、聖人は水に行く、其の形有れども毀るべからず、衆人は霜に行く、其の迹有れども、之を毀るべし、夫れ音を異にするものは、聽くに一律を以てすべからず、形を異にするものは、合すに一體を以てすべからず、農夫は勞して、人君は之を養ふ、愚者は言ひて、智者は其の言の用ふべきものを擇ぶ、

捨茂林而集于枯、不弋鵠而弋烏、難與有圖、寅丘無壑、泉源不溥、尋常之谿灌千頃之澤、見之明白、處之如玉石、見之闇晦必留其謀、

茂林を捨てゝ、枯木の下に集り、鵠を射ずして、烏を射るは、愚者なり、與に謀るに足る無し、小丘には大壑無し、故に泉源は廣からず、谿は尋常と雖も、其の源遠し、故に千頃の澤に灌ぐ、人は物を視ること明白なれば、之に處すること玉の石を別つが如し、之に反して物を視ること闇晦なれば、必らず其の謀を留滯して決斷に迷ふ、

〇集は人の來り集るをいふ、〇弋は繳なり、〇寅丘は小丘なり、寅は雨後の水流の小にして汚れたるもの、〇溥は廣なり、

以天下之大、託於一人之才、譬若懸千鈞之重於木之一枝、負子而登牆、謂之不祥、爲其一人

於巷、適子懷於荊、赤肉懸則烏鵲集、鷹隼鷙　則衆鳥散、物之散聚交感以然、

水を以て水に和すれば、食ふべからず、一絃の瑟は、聽くべからず、駿馬は抑制を受けて死し、直士は嚴正を守りて窮す、賢者は朝廷より擯けられ、美女は宮殿より棄てらる、行者は道に思ひ、居者は牀に夢む、慈母は巷に吟ずれば、其の情性相通じて、孝子は家に懷ふ、赤肉懸れば、烏鵲來り集り、鷹隼摶てば、衆鳥散じ去る、物に聚散離合は、交感以て然り、

○適子は孝子なり、適は柔順の意なり、○荊は賤しき住居なり、○鷙は摶なり、

食其食者、不毀其器、食其實者不折其枝、塞其源者竭、背其本者枯、交畫不暢、連環不解、其解之不以解、臨河而羨魚、不如歸家織網、明月之珠、蠬之病而我之利、虎爪象牙、禽獸之利而我之害、易道良馬、使人欲馳、飲酒而樂、使人欲謌、是而行之、故謂之斷、非而行之、必謂之亂、

其の食を受くるものは、其の器を毀らず、其の實を食ふものは、其の枝を折らず、其の源を塞ぐものは竭く、其の本に背くものは枯る、相交りたる畫線は暢びず、相連りたる玉環は解けず、其の之を解くは、解くことを以てせざるに在り、河に臨みて魚を羨むは、網を家に織るに如かず、明月の珠は、蚌の病に出りて、人の利取する所と爲る、虎爪象牙は禽獸の利に由りて、人の害と爲る、良馬平地を進めば、人をして馳せんと欲せしむ、酒を飲みて樂めば、人をして歌はんと欲せしむ、事は是にして之を行へば、之を斷と謂ふ、事は非にして之を行へば、之を亂と謂ふ、

○蠬は大蛤なり、病みて珠を產す、○明月は夜光とい

は、熊と獺とに害有り、熊を愛して之に鹽を食はしめ、獺を愛して之に酒を飲しむ、是れ熊獺を養はんと欲すと雖も、其の道に非ず、心の悅ぶ所は、舟を毀りて杖と爲す、心の欲む所は、鐘を碎きて鐸と爲す、○蝱は蟒に同じ、○猘は狂犬なり、○聾は無知なり、

管子以小辱成大榮、蘇秦以百誕成一誠、質的張而弓矢集、林木茂而斧斤入、非或召之、形勢所致者也、待利而後拯溺、人亦必以利溺人矣、舟能沈能浮、愚者不加足、騏驥驅之不進、引之不止、人君不以取道里、刺我行者欲與我交、訾我貨者欲與我市、

齊相の管仲は、小辱を以て、大榮を成し、戰國の蘇秦は、百誕を以て、一誠を成す、質的張りて、弓矢集り、林木茂りて、斧斤入る、之を招く有るに非るも、形勢の致す所なり、利を待ちて、後に溺者を救はゞ、他人も必らず利を以て人を溺らし、之を救はんとす、舟は能く沈み能く浮ぶ、愚者は其の沈むを恐れて足を加へず、千里馬は走るを以て用有り、若し之を驅るも進まず、之を引けども止まらざるときは、人君も以て道里を取らず、人は我の行爲を非毀する有り、是れ我と交らんとするが爲めなり、人は我の貨物を非毀するもの有り、是れ我と市せんとするが爲めなり、

○質的は鵠なり、○拯は救ひ揚るなり、○訾は非毀することなり、我の貨物を惡しく稱して、廉價に買收せんとする他人の情態をいふ、或は曰く、訾は量る意なりと、亦通ず、○市は交易なり、

以水和水不可食、一絃之瑟不可聽、駿馬以抑死、直士以正窮、賢者擯於朝、美女擯於宮、行者思於道而居者夢於牀、慈母吟

水中有火、火中有水、疾雷破石、陰陽相薄、湯沐之於河有益不多、流潦注海、雖不能益猶愈於已、一目之羅不可以得鳥、無餌之釣不可以得魚、遇士無禮不可以得賢、兎絲無根而生、蛇無足而行、魚無耳而聽、蟬無口而鳴、有然之者也、

米は水の濕を得て熱し、飯は火の蒸を得て液す、水中より火を生じ、火中より水を生ず、疾雷は石を破り、陰陽相迫る、湯沐の水の河に入るは、益すこと有るも多からず、雨後の潦の海に注ぐは、益す能はずと雖も猶已むに愈れり、一目の羅は、鳥を得べからず、餌無き釣は、魚を得べからず、士を待遇して、禮無きは、賢を得べからず、兎絲の蔓は、根無くして生じ、蛇は足無くして行く、魚は耳無くして聽く、蟬は口無くして鳴く、其の然るべき性有ればなり、

鶴壽千歲以極其游、蜉蝣朝生而暮死而盡其樂、紂醢梅伯、文王與諸侯構之、桀辜諫者、湯使人哭之、狂馬不觸木、猘狗不自投於河、雖聾蟲而不自陷、又況人乎、愛熊而食之鹽、愛獺而飲之酒、雖欲養之非其道、心所說毀舟爲杖、心所欲毀鐘爲鐸、

鶴は千年の壽を保ちて、其の遊を極め、蜉蝣は朝に生じ暮に死して、其の樂を盡す、殷紂が梅伯を殺せば、周文は諸侯と共に、殷紂を制するを謀れり、夏桀が諫者を刑すれば、殷湯は人をして諫者を哭せしめたり、狂馬と雖も、自から木に觸るゝを爲さず、狂狗と雖も、自から河に投ずるを爲さず、無知の蟲と雖も、自から陷るを爲さず、又況んや人をや、夫れ鹽と酒と

ず、鬼神は人の目に入らず、故に其の貌は知るを得ず、景を捕ふることは、人の心に信ぜず、故に其の說は知るを得ず、冬の氷は折るに足る、夏の木は束ぬるに足る、時は得難くして失ひ易し、木は方に茂り盛なれば、終日之を採れども、限りを知らず、然れども秋風來りて霜を下せば、一夕にして木葉は散じ盡く、○竇燭は麻油の燈なり、○惝は明の薄きなり、○膏燭は魚油の燈なり、○澤は光明なり、○著は知るなり、下句の形も同意なり、知といひ、著といひ、形といふ、其の字を異にしたるも、意は同じ、○結は束ぬなり、○釆は葉を摘むなり、○殫は盡なり、

病熱而强之餐、救暍而飮之寒、救經而引其索、拯溺而授之石、欲救之反爲惡、雖欲謹亡馬、不發戶麟、雖欲豫就酒、不懷蓐、孟賁探鼠穴、鼠無時死、必噬其指、失其勢、山雲蒸柱礎潤、伏苓掘兎絲死、一家失熛百家皆燒、讒夫陰謀百姓暴骸、

熱病者に向ひて、食事を强ひ勸め、中暑を救はんとして、之に寒冷の飮料を進め、自から縊れたるものを醫せんとして、其の繩を引き締め、溺れたるを拯はんとして、之に石を授く、斯の如きは、之を救はんと欲し、却て惡を爲すなり、若しも馬の逸れ去るを防がんと欲せば、戶限を開く勿れ、若しも豫じめ酒に就かんと欲せば、病蓐に親しむ勿れ、孟賁は勇者なり、其の勇を用ひずして、鼠の穴を探るが如き小事に就けば、鼠は殺すことを必せず、我は却て其の指を噬まれて、其の勇を失はん、山雲起り蒸せば、柱下の礎は潤ふ、伏苓掘り去られて、寄生の蔓死る、一家失火すれば、百家皆燒く、讒夫陰謀を運せば、百姓は骸を暴す、○暍は中暑なり、夏の病なり、○經は縊なり、○雖は若なり、○謹亡馬は、防逸馬なり、○戶麟は戶限なり、○無時死は、無必死なり、死を確定し難きなり、○兎絲は伏苓に寄生する蔓なり、

粟得水濕而熱、甑得火蒸而液、

落、毋曰不幸、甑終不墮井、抽簪招燐、有何爲驚、使人無度河可、中河使無度不可、見虎一文不知其武、見驥一毛不知善走、水蠆爲䗃、孑孑爲蝱、兎齧爲蟹、

稻は再生すれば、華を獲るに至らず、大旱なれば、秋熟の時を待たずして落つ、不幸と曰ふ勿れ、甑は終に井に墮ちず、其の緣遠きを以てなり、簪を以て燐火を招くも、燐火は來らず、其の性違ふを以てなり、人をして河を渡る無からしむるは可なり、河の中央に至りて渡る無からしむるは不可なり、虎の一斑を見るも、其の猛き力を知るべからず、驥の一毛を見るも、其の善く走るを知るべからず、然れども水蠆は蜻蜓に化し、孑孑は蚊蚋に化し、兎齧は蜂蝱に化す、○穫は獲に通ず、○胥は待なり、○燐は野火に似たる火精なり、呼聲に隨ひて來る、然れども簪を以て招けば來らず、○有何爲驚は、來らざるをいふ、何を驚きて來らざるかといふが如し、○文は斑點なり、⊙水蠆は水蟲の屬なり、○䗃は蜻蜓なり、○孑孑は水中の小蟲なり、○蝱は蚊の類を概稱す、○兎齧は龜の屬なり○蠆は小蟲なり、

物之所爲出於不意、弗知者驚、知者不怪、銅英青、金英黃、玉英白、黂燭捔、膏燭澤也、以微知明、以外知內、象肉之味不知於口、鬼神之貌不著於目、捕景之說不形於心、冬冰可折、夏木可結、時難得而易失、木方茂盛、終日采而不知、秋風下霜、一夕而殫、

物の變化する所は、人の不意に出づ、之を知らざるものは驚き、之を知るものは怪まず、銅の精は青く、玉の精は白く、金の精は黃なり、麻油の燭は暗く、魚油の燭は明なり、暗を以て明を知り、外を以て內を知る、象の肉は人の口に上らず、故に其の味は知るを得

に入りて子持ちの虎に遇ふが如し、其の心を用ふること愼まざるを得ず、故に善く人を用ふるものは、蚿の足衆くして相害せざるが如くす、脣の齒も堅柔相摩して相敗れざるが如くす、夫れ清酒の美なるは、農作より始る、文衣の麗なるは、機織より生ず、布の新なるは、紵に如かず、然れども紵の弊れたるは、布に如かず、其の新なるが爲めに善しとすること有り、其の弊れたるが爲めに惡しとすること有り、笑靨は頰に在れば好きも、額に在れば醜し、繡は裳と爲せば宜し、之を冠と爲せば譏らる、

○索は繩なり、○屨は踏むなり、○醠は良酒なり、○耒耜は農事といふが如し、○黼黻は朝禮に用ふる文衣なり、○杼軸は機織を指す、○靨輔は靨なり、靨酺靨の三字相同じ、

馬齒非牛蹏、檀根非椅枝、故見其一本而萬物知、石生而堅、蘭生而芳、少自其質、長而愈明、扶之與提、謝之與讓、故之與先、諾之與已也、相去千里、汙準而粉其額、腐鼠在壇、燒薰於宮、入水而憎濡、懷臭而求芳、雖善者弗能爲工、

馬の齒は牛の蹄に非ず、栴檀の根は椅桐の枝に非ず、故に其の一本を見れば、萬物は知るを得べし、石生じて堅し、蘭生じて芳し、少きより其の性質に從ふ、其の長ずるに及び愈明なり、扶助の打擊に於ける、謝絕の讓與に於ける、後の先に於ける、諾の否に於ける、相去ること千里なり、鼻を汚しながら額に粉し、腐鼠を壇に置きながら、宮に香を焚き、水に入りながら濡れざるを圖り、臭を懷きながら芳を求む、是れ撞着矛盾の甚しきものなり、事を善くするものと雖も、之を工にすること能はず、

○蹏は蹄なり、○椅は椅桐なり、○提は打つなり、○謝は拒むなり、○故は後なり、○已は否なり、○準は鼻柱なり、顙は額なり、

再生者不穫華、大旱者不胥時

し、
○豎牛は侍者の牛といふ人なり、豎は豎に通ず、○春秋は魯の史なり、○醜は惛むなり、

人性便絲衣帛、或射之則被鎧甲、爲其所不便以得所便、輻之入轂、各値其鑿、不得相過、猶人臣各守其職、不得相干、嘗被甲而免射者、被而入水、嘗抱壺而度水者、抱而蒙火、可謂不知類矣、

人は絲を便として、帛を衣る、然れども射ること有れば、鎧甲を被て、之に備ふ、其の不便なる所の爲めに、其の便なる所を得んとするなり、輻の轂に入るは、各其の鑿に値ふ、相過ぎ越ゆるを得ず、之を譬ふるに、人臣の各其の職を守りて、相犯すことを得ざるが如し、嘗て甲を被て射を免れたるものが、其の甲を被て水に入る、或は壺を抱きて水を渡るものが、其の壺を抱きて火を蒙る、是れ皆其の類を知らざるものと謂ふべし、

君子之居民上、若以腐索御奔馬、若履薄氷蛟在其下、若入林而遇乳虎、善用人者、若蚈之足衆而不相害、若脣之與齒堅柔相摩而不相敗、清醲之美始於耒耜、黼黻之美在於杼軸、布之新不如紵、紵之弊不如布、或善爲新、或惡爲故、靨酺在頰則好、在顙則醜、繡以爲裳則宜、以爲冠則譏、

君子が民の上に居るは、腐りたる繩を以て奔馬を使ふが如し、薄氷を踏みて其の下に蛟の居るが如し、林

俎、騶駮不入牲、

故に太白の道は、辱を受けたる如く、大德の容は、足らざる如し、稼穡せざるも、米は倉に滿ち、桑蠶せざるも、絲は囊に滿つ、之を得るに、道を以てせざれば、之を用ふること、必らず放恣となる、故に海は流れ來りたる腐肉を受けず、太山は小人を上らしめず、神前の俎は、脇肋を供へず、祭壇の牲は、雜色を用ひず、

○太白は素樸なり、○稼穡は春秋の農事なり、○橫は放肆なり、○胔は骨に肉の附きたるもの、○旁光は膀胱なり、體中の賤しき部分なり、脇肋をも稱す、○騶駮は雜色なり、騶は腹白く背黑き馬なり、駮は青白の交りたる毛色なり、

中夏用箑快之、至冬而不知去、褰衣涉水、至陵而不知下、末可以應變、有山無林、有谷無風、有石無金、滿堂之坐、視鉤各異、於環帶一也、

中夏に於て、扇を用ひ之を快とす、冬に至りて、扇を棄ることを知らざるは、化に從ふに足らざるものなり、衣を褰げて水を涉り、陵に至るも褰げたるを下さざるものは、變に應ずるに足らざるものなり、山有れども林無きこと有り、谷有れども風無きこと有り、石有れども金無きこと有り、滿堂の坐客に就きて、鉤を視れば、各相異なり、然れども其の帶を環るに於ては相同じ、

○箑は扇なり、○鉤は帶金なり、

獻公之賢、欺於驪姬、叔孫之知、欺於豎牛、故鄭詹入魯、春秋曰、佞人來佞人來、君子有酒、鄙人鼓缶、雖不見好亦不見醜、

晉の獻公は賢なるも驪姬に欺かれて、太子を殺せり、魯の叔孫は智なるも、豎牛に欺かれて、其の身を喪へり、故に鄭の太夫詹が、魯に逃れ入るときに、春秋は書して、佞人來ると曰へり、君子の酒宴を開くときに賤人が缶を打つは、愛を受けざるも、憎まるゝこと無

海、附耳之言聞於千里也、

轂は三十個の輻を立て、其の輻は相依りて、其力を盡す、相害ふを得ず、若しも壹輻をして獨り入らしめば、衆輻は皆棄てられん、豈に能く車の千里を致さん、夜行の人は、目を掩ひて、其の手を前にし、水を渉るものは、其の馬を解きて、之を舟に載す、蓋し事は宜しき所有りて、施さゞる所有り、橘柚は其の産地有り、萑葦は其の叢に處有り、獸は足を同くするもの相從ひ遊ぶ、鳥は翼を同くするもの相從ひ翔る、田中の潦水は、流れて大海に入る、耳に附けて語る微聲は、千里の遠きに聞ゆ、

○萑は荻なり、○潦は雨後に路上を流るゝ水なり、

蘇秦步曰何故、趍曰何趍馳、有爲則議、多事固苛、皮將弗覩、毛將何顧、畏首畏尾身凡有幾、欲觀九州之土、足無千里之行、心無政教之原而欲爲萬民之上則難、的的者獲、提提者射、

蘇秦は說を好みて、物議を受く、其の步むを見れば、世人は何故に步むかと曰ひ、其の走るを見れば、世人は何の故に馳るかと曰ふ、爲すこと有れば議せらる、事多くして固に苛酷なり、夫れ皮をも觀ざるときは、何ぞ毛を顧みるに遑有たん、首に畏れ尾に畏るゝときは、其の身は何程の餘りをか有たん、九州の全土を觀んと欲して、其の足に千里の行くこと無きものは難し、萬民の上に立たんと欲して、其の心に政教の道無きものは危し、的的として人目に入り易きものは、捕獲せらる、提提として群り飛ぶものは、射殺せらる、

○趍は走るなり、○覩は觀なり、○的的は明なる貌なり、○提提は群飛の狀なり、

故大白若辱、大德若不足、未嘗稼穡、粟滿倉、未嘗桑蠶、絲滿囊、得之不以道、用之必橫、海不受流胔、大山不上小人、旁光不升

若尋常之纆索、

日月が明ならんとも欲すれば、浮雲は之を蔽ふ、芝蘭が秀でんと欲すれば、秋風は之を敗る、虎は子有りて、其の搏ち攫むこと能はざるを見れば、之を殺す、是れ虎の威武を墮すを恐るゝなり、龜の甲の附きたる紐を以て結び用ふる玉印は、賢者之を佩ぶ、土の肥えたるもの布きて田に在れば、能者は農事を以て富を成す、溺れたるを救ふ所の人に、金玉を與ふるも、其の溺を救ふ爲めに用無し、尋常の繩索を與ふるに如かず、

視書、上有酒者下必有肉、上有年者下必有月、以類而取之、蒙塵而眯、固其理也、爲其不出戶而堁之也、屠者羹藿、爲車者步行、陶者用缺盆、丘人處狹廬、爲者不得用、用者弗肯爲、

書を視れば、上に酒を記するとき、下に必らず肉を記す、上に年を記するとき、下に必らず月を記す、類を以て之を取るなり、目は塵を蒙れば眯む、固に其の理なり、其の戶を出ざるに、之に埃すと思惟するは誤れり、屠者は肉を食はずして、藿を羹にす、車を造るものは、車に乘らずして、步行す、陶者は缺けたる盆盂を用ひ、木匠は狹き廬舍に處る、蓋し造る者は之を用るを得ず、用る者は之を造るを肯んぜず、
○眯は塵來りて目に入るなり、○堁は埃なり、

轂立三十輻、各盡其力、不得相害、使一輻獨入、衆輻皆棄、豈能致千里哉、夜行者掩目而前其手、涉水者解其馬載之舟、事有所宜而有所不施、橘柚有鄉、萑葦有叢、獸同足者相從遊、鳥同翼者相從翔、田中之潦、流入於

也、見象牙乃知其大於牛、見虎尾而知其大於狸、一節見而百節知也、

飯を以て死するもの有り、因て天上の食を禁じ、車を以て敗るもの有り、因て天下の乘ることを禁ず、是れ悖れり、釣者は之を靜にす、罛は舟を扣く、罩者は之を抑へ、罜者は之を擧ぐ、其の爲す所は異なれども、魚を得るは一なり、象の牙を見れば、其の牛より大なるを知る、虎の尾を見れば、其の貍より大なるを知る、一節見れて百節知らる、

○飦は、飯に同じ、○罛は罛に同じ、柴を置き網を廻し、其の周圍より舟を扣き、魚を驅りて集め取る仕組なり、○罩は地引網なり、○罜は掬ひ網なり、

小國不鬭於大國之間、兩鹿不鬭於伏兕之旁、佐祭者得嘗、救鬭者得傷、陰不祥之木、爲雷電所撲、或謂冢、或謂隴、或謂笠、或謂簦、頭虱與空木之瑟、名同異也、

小國は大國の間に於て、戰はず、兩鹿は伏兕の旁に於て鬭はず、祭を佐くるものは、食を嘗むることを得べし、鬭を救ふものは、傷を負ふことを得べし、不祥の木陰に居れば、雷電に撲たる、或は冢と曰ひ、或は隴と曰ふは、名異にして實同じ、或は笠と曰ひ、或は簦と曰ふも、是亦名異にして實同じ、然れども頭髮の虱と、木を削りたる瑟とは、名同じくして實異なり、

○兕は野牛に類したる猛獸なり、○隴は冢なり、○簦は笠なり、○名は字の音讀なり、

日月欲明、而浮雲蓋之、蘭芝欲脩而秋風敗之、虎有子不能搏攫者輒殺之、爲墮武也、龜紐之璽、賢者以爲佩、土壤布在田、能者以爲富、予拯溺者金玉、不

方之倮國鳥獸弗辟、與爲一也、

酒屋の利益を惡みて、酒を買はざるときは、自己の飲料は竭く、車屋の利益を惡みて、車を雇はざるときは、遠路に至る能はず、火を握りて、人に投ぐるときは、自己は人に先だちて、熱の害を受く、隣の母死すれば、往きて之を哭す、然れども我の妻死すれば泣かず、是れ他人の劫迫有るを以て然るなり、西方の裸體の國は、鳥獸も人を避けず、是れ人と鳥獸と和同すればなり、

○酤は買ふなり、○僦は借るなり、○提は投げ附るなり、○倮は裸なり、○辟は避なり、

一膊炭熯、掇之則爛指、萬石俱熯、去之十步而不死、同氣異積也、大勇小勇有似於此、今有六尺之廣臥而越之下材弗難、植而踰之上材弗易、勢施異也、百梅足以爲百人酸、一梅不足以爲一人和、

一束の炭燃ゆるとき、之を擾めば手爛る、然れども萬束の炭燃ゆるとき、之を距る十步なれば、死を免る、是れ其の氣を同くするも、其の積を異にすればなり、大勇小勇は、此に似たる有り、今爰に、六尺の席有り、之を伏せて其の上を飛び越ゆるは、凡庸の人も難しとせず、然れども之を植て其の上を飛び越ゆるは、材能の人も易しとせず、是れ其の勢の施く所異なればなり、百梅は百人の酸を爲すに足る、然れども一梅は一人の味を和調するに足らず、

○膊は切りたる肉の片なり、一束の意に用ふ、○熯は燃燒すること、○掇は手に取るなり、

有以飦死者而禁天下之食、有以車爲敗者而禁天下之乘、則悖矣、釣者靜之、罛者扣舟、罩者抑之、罜者擧之、爲之異得魚一

て之を開くなり、牡は鑕なり、

蠶食而不飲、二十二日而化、蟬飮而不食、三十日而蛻、蜉蝣不食不飮、三日而死、人食礜石而死、蠶食之而不饑、魚食巴菽而死、鼠食之而肥、類不可必推、

蠶は食ひて飮まず、二十二日にして化す、蟬は飮みて食はず、三十日にして蛻す、蜉蝣は食はず飮まず、三日にして死す、人は礜石を食へば死す、蠶は之を食ひて饑ゑず、魚は巴菽を食へば死す、鼠は之を食ひて肥ゆ、物類は推知することを必すべからず、

瓦以火成、不可以得火、竹以水生、不可以得水、揚堁而欲弭塵、被裘而以翣翼、豈若適衣而已哉、槁竹有火、弗鑽不燋、土中有水、弗掘無泉、蠬象之病、人之寶也、人之病將有誰寶之者乎、

瓦は火を以て成る、然れども瓦を以て火を得べからず、竹は水を以て生ず、然れども竹を以て水を得べからず、埃を揚げて塵を止めんと欲し、裘を被りて扇を以て煽ぐ、豈に衣に適するのみに如かんや、枯れたる竹に火有るも、鑽せざれば燋けず、土中に水有るも、掘らざれば泉無し、蛤と象との病は、其の珠と牙とを取るに便なり、故に是れ人の寶なり、人は病むも、誰か之を寶とするもの有らんや、

○堁は埃なり、○弭は止むなり、○翣は扇なり、○翼は煽ぐなり、○槁は枯なり、○鑽は錐を以て急に穿ち、熱して火を發せしむること、○蠬は大蛤なり、

爲酒人之利而不酤則竭、爲車人之利而不徼則不達、握火提人反先之熱、鄰之母死、往哭之、妻死而不泣、有所劫以然也、西

益年則疑于兄、不如循其理、若其當、人不見龍之飛、擧而能高者風雨奉之、蠹衆則木折、隙大則墻壞、懸垂之類有時而隧、枝格之屬有時而弛、

日月は並び出でず、狐は雄を二にせず、神龍は匹を有せず、猛獸は群を成さず、鷙は雙ばず、繩に循ひて斲れば誤らず、衡を懸けて量れば差はず、表を植てゝ望めば惑はず、年を損せば弟として疑ひ、年を益せば兄として疑ふ、其の理に循ふに如かず、其の實際に從ふに若かず、人は龍の飛ぶを見ざれども、其の擧りて能く高きに至るは、風雨の助くるに由るなり、蠹衆ければ木折る、隙大なれば墻壞る、中空に懸りたるものも、時有りて墜つ、枝格の連りたるものも、時有りて弛ぶ、

○嫌は疑なり、○當は實際なり、○奉は助るなり、○隧は落なり、○枝格は枝の連りたること、

養老黏牡

當凍而不死者不失其適、當暑而不暍者不亡其適、未嘗適亡其適、湯沐具而蟣虱相弔、大廈成而燕雀相賀、憂樂別也、柳下惠見飴曰、可以養老、盜跖見飴曰、可以黏牡、見物同而用之異、

凍に當りて死せざるは、其の適を失はざればなり、暑に當りて暍せざるは、其の適を亡はざればなり、是れ未だ嘗て其の適を失ふことに相遇せざるなり、湯沐具りて、蟣虱相弔す、大廈成りて、燕雀相賀す、是れ憂と樂との相分るゝを以てなり、柳下惠は飴を見て曰く、以て老を養ふべしと、盜跖は飴を見て曰く、以て門の鎖を開くべしと、其の物を見るは同じ、然れども之を用ふるは異なり、

○暍は熱病なり、○黏牡は門戸の鎖鑰に、飴を塗り

生、

聾は耳無きも、目は以て蔽ふべからず、是れ明に精なればなり、瞽は目無きも、耳は以て窺ふべからず、是れ聰に精なればなり、遺腹の子は、其の父を思はず、是れ其の心に父の貌を解すること無ければなり、遺腹の子は、夢にも父の像を見ず、是れ其の目に父の形を解すること無ければなり、蝮蛇は足を作るべからず、虎豹は木に登らしむべからず、馬は脂を食はず、靑雀は粟を啄まず、是れ其の性の然らしむる所なり、淸廉に由るに非ず、秦が崤關の塞を修め通ずれば、魏は城を築きて之に備ふ、飢馬が廐に在れば、寂然として聲無きも、草を其の傍に投ずれば、爭心乃ち生ず、

○瞽は蔽ひ隱すなり、○察は外より窺ひ吟味するなり、○桑扈は靑雀なり、

引弓而射、非弦不能發矢、弦之爲射百分之一也、道德可常、權不可常、故遁關不可復、亡犴不可再、環可以喩員、不可以輪、條可以爲繶、不必以紃、

弓を引きて射るは、弦に由るに非れば、矢を發つ能はず、然れども弦の射に於けるは、百分の一の用のみ、蓋し道德は常に行ふべし、權略は常に行ふべからず、故に法を破りて關を遁るゝものは、復び歸り入るべからず、逃げ去りたる野犬は、再び捕ふべからず、環は圓に比すべきも、之を車の輪とすべからず、條は繶と爲すべきも、之を紃と爲すを必すべからず、

○亡犴は犴を野犬と解して、本文の如くなれども、或は曰く、亡犴は逃亡したる囚人なりと、是れ犴を牢獄と解したるに由る、○員は圓なり、

日月不並出、狐不二雄、神龍不匹、猛獸不羣、鷙鳥不雙、循繩而斵則不過、懸衡而量則不差、植表而望則不惑、損年則嫌于弟、

思惟するは誤れり、
○蝯は猿なり、○乍は措なり、擊ち刺すこと、○棊は碁に同じ、○當は底なり、○篙は舟を進退する竿なり、

漁者走淵、木者走山、所急者存也、朝之市則走、夕過市則步、所求者亡也、豹裘而雜不若狐裘之粹、白璧有考不得爲寶、言至純之難也、戰兵死之鬼、憎神巫、盜賊之輩醜吠狗、無鄉之社易爲黍肉、無國之稷易爲求福、

漁者は淵に走り、樵者は山に走る、其の急に求むる所のもの存在すればなり、朝に市に之けば走るも、夕に市を過ぐれば步む、其の求むる所のもの、朝存して夕亡すればなり、豹裘にして雜色なるは、狐裘の粹白なるに如かず、白璧も瑕有れば、寶と爲すを得ず、是れ至純の難きを言ふなり、戰死の幽鬼は、神巫を憎み、盜賊の輩は、吠狗を惡む、無鄉の社も、無國の稷も、鄉國既に亡びて、神獨り存するを以て、之を祭れば、神は喜びて享く、故に黍肉の供物を爲し易し、福を求むることを爲し易し、
○考は瑕なり、○戰兵死は戰死なり、○神巫は妖鬼を禳ふもの、○醜は惡むなり、○無國之稷は、國亡びて後に殘りたる其の穀物の神廟なり、

鼈無耳而目不可以瞥、精于明也、瞽無目而耳不可以察、精于聰也、遺腹子不思其父、無貌于心也、不夢見像、無形于目也、蝮蛇不可爲足、虎豹不可使緣木、馬不食脂、桑扈不取粟、非廉也、秦通崤塞而魏築城也、饑馬在廐寂然無聲、投芻其傍爭心乃

置之冥室之中、不能搏龜鼈、勢不便也、湯放其主而有榮名、崔杼弑其君而被大謗、所為之則同、其所以為之則異、呂望使老者奮、項託使嬰兒矜、以類相慕、

呉の王子慶忌は、足能く麋鹿を踊み、手能く兕虎を搏つ、然れども之を冥き室中に置けば、龜鼈をも搏つ能はず、其の勢不便なればなり、殷湯は其の主を放逐して、榮名有り、齊の崔杼は其の君を弑逆して、大謗を被る、之を為すは相同じ、然れども其の之を為す所以は、相異なり、呂望は商壽にして、周室の王業を成せり、故に老者をして、之に倣ひ奮發せしむ、項託は幼少にして孔子に論難せり、故に小兒をして之に倣ひ矜らしむ、是れ皆類を以て相慕ふものなり、○所為亡則同は、一本に所以為之則同に作るも、以は衍字なり、○嬰兒は小兒なり、嬰は胸なり、懷く程の幼少をいふ、

使葉落者風搖之、使水濁者魚撓之、虎豹之文來射、蝯狖之捷來乍、行一棊不足以見智、彈一弦不足以見悲、三寸之管而無當、天下弗能滿、十石而有塞、百斗而足矣、以篙測江、篙終而以水為測、惑矣、

葉をして落ちしむるは、風の之を搖すを以てなり、水をして濁らしむるは、魚の之を撓すを以てなり、虎豹の文皮は、人の射ることを來し、猿狖の矯捷は、人の擊つを來す、一子の棊を打つも、智を見すに足らず、一線の弦を彈くも、悲を見する足らず、三寸の小管と雖も、其の底無ければ、天下の水を擧ぐるも、之に滿す能はず、十石を量る大器と雖も、其の底塞る有れば、百斗を以て、之に滿すに足る、竹竿を以て江を測る、其の竿沒し終る處に於て、江水を測り盡せりと

り、蚊の屬なり、〇鑊は鐺なり、

明月甚霧

以小見大、以近喩遠、十頃之陂可以灌四十頃、而一頃之陂不可以灌四頃、大小之衰然、明月之光可以遠望、而不可以細書、甚霧之朝可以細書、而不可以遠望尋常之外、畫者謹毛而失貌、射者儀小而遺大、治鼠穴而壞里閭、潰小皰而發痤疽、若珠之有纇、玉之有瑕、置之而全、去之而虧、榛巢者處林茂、安也、窟穴者託埵防、便也、

小を以て大を見る、近きを以て遠きに喩ふ、十頃の澤は、以て四十頃に灌ぐべし、一頃の澤は、以て四頃に灌ぐべからず、大小の差違は、斯くの如く然り、明月の光は、以て遠望すべくして、細書すべからず、甚霧の朝は、細書すべくして、尋常の外を遠望すべからず、畫者は小毛を謹みて、大貌を失ふ、射者は小的を儀として、大形を遺る、鼠の穴を治すれば、里閭を壞り、小皰を潰せば、痤疽を生ず、珠の疵有る如く、玉の瑕有る如し、瑕を棄て置けば、全く無事なり、瑕を除き去れば虧けて大害と爲る、故に玉の瑕の如き小事を視る勿れ、大道に心を留むべきなり、榛莽に巢ふものは、林の茂りたるに處ることの安ければなり、窟に棲むものは、身を堅き隄防に託することの便なればなり、

〇尋常は近き處なり、〇皰は人面に生ずる小き腫物なり、〇痤疽は惡しき毒の大腫物なり、〇纇は瑕なり、〇埵防は堅固なる堤なり、〇陂は水を蓄る所なり、〇衰は差なり、

王子慶忌足躡麋鹿、手搏兕虎、

調於口、人有盜而富者、富者未必盜、有廉而貧者、貧者未必廉、蓈苗類絮而不可爲絮、黂不類布而可以爲布、出林者不得直道、行險者不得履繩、羿之所以射遠中微者非弓矢也、造父之所以追速致遠者非轡銜也、

佳人は體を同じくせず、美人は面を同じくせず、然れども皆人目に悦ばる、梨橘棗栗は、味を同じくせず、然れども皆人口に調ふ、人は盜みて富むもの有り、然れども富者は未だ盜むことを必する能はず、人は貪らずして貧なるもの有り、然れども貧者は未だ貪らざるを必する能はず、荻の苗は絮に類す、然れども絮と爲すべからず、黂は布に類せざるも、布と爲すべし、林を出るものは、道を直く行くを得ず、險岨を度るものは、繩の正しきを履むを得ず、后羿が遠きを射て、微なる處に命中したる所以は、弓矢に非ず、造父が速なるを追ひ、遠きに達したる所以の、轡銜に非ず、皆是れ其の守る所の道に由るのみ、

○廉は清く守りて、貪らざるなり、○蓈は荻なり、○黂は麻なり、○繩は直道なり、○說は悅なり、

海內其所出故能大、輪復其所過故能遠、羊肉不慕螘、螘慕於羊肉、羊肉羶也、醯酸不慕蚋、蚋慕於醯酸、嘗一臠肉而知一鑊之味、懸羽與炭而知燥濕之氣、

海は其の出す所の雨水を納る、故に能く大を成す、輪は其の過ぐる所に復り、旋轉して止まず、故に能く遠きに達す、羊肉は螘を慕はず、螘は羊肉を慕ふ、羊肉の羶きを以てなり、醯酸は蚋を慕はず、蚋は醯酸を慕ふ、一片の肉を嘗めて、一鑊の味を知り、羽と炭とを懸けて、燥と濕との氣を知る、

○醯酸は醢の汁多きもの、○臠は片なり、○蚋は蜹な

れ、書を觀るものは、其の愛を忘る、其の意の在る所は、之に移り、其の守る所を忘る、古の爲す所は、今日に於て之を更むべからず、素樸なる車は、今に至るも層函を設けず、竽は吹くことを知らざる人をして吹かしめ、愚昧のものをして、其の孔を押へしめば、節に中るとも聽くに足らず、是れ其の形に君たる性靈無ければなり、

○謳は歌なり、○椎車は素樸なる車なり、○蟬匷は車の臺の重りたる函なり、○但は吹くことを知らざる人なり、○氏は愚昧の人なり、厭は押へるなり、

與死者同病難爲良醫、與亡國同道難與爲謀、爲客治飯而自藜藿名尊於實也、乳狗之噬虎也、伏雞之搏狸也、恩之所加不量其力、使景曲者形也、使響濁者聲也、情泄者中易測、華不時者不可食也、蹠越者或以舟或以車、雖異路所極一也、

死者と病を同じくすれば、良醫と爲り難し、亡國と道を同じくすれば、與に謀を爲し難し、客の爲めに飯を供へて、自己は藜藿を食すれば、其の名は實行よりも重く、稱揚せらる、乳狗の虎を噬む、伏雞の貍を搏つ、是れ皆其の子を愛する情の加ふる所、其の力を量るべからざるものなり、夫れ影をして曲らしむるものは形なり、響をして濁らしむるものは聲なり、情の外に泄るゝものは、其の中心測り易し、華の時節に相當せざるものは、其の實も食ふべからず、越の國に赴くものは、舟を以てする有り、車を以てする有り、其の路を異にすと雖も、極る所は一なり、

○藜藿は飯より卑しき食をいふ、○乳狗は兒を持ちたる狗なり、○伏雞は塒に伏して兒を育する雞なり、○蹠は赴くなり、

佳人不同體、美人不同面而皆說於目、梨橘棗栗不同味而皆

芝以芳、未嘗見霜、鼓造辟兵、壽盡五月之望、舌之與齒孰先礱也、錞之與刃孰先弊也、繩之與矢孰先直也、今鱓之與蛇、蠶之與蠋、狀相類而愛憎異、

牛の蹄と彘の顱とは、是亦骨なり、然れども世人は之を灼かず、必らず吉凶を龜に問ふ、龜の年を歷ること久しきを以てなり、敖倉に近く住むものは、米多しと雖も、之が爲めに飯を多くせず、江河に臨むものは、水多しと雖も、之が爲めに飲を多くせず、滿腹を期するのみ、蘭芝は芳香を放つも、未だ嘗て長生せず、霜の降るに先きだちて枯る、梟は兵を避くるも、其の壽は五月の十五日に盡く、舌と齒とは孰か先づ亡ぶ、錞と刄と孰か先づ弊る、繩と矢と孰か先づ直き、今夫れ鱓と蛇とは形相似たり、蠶と蠋とは狀相類す、然れども、人の之に對する愛憎は異なれり、
○蹏は蹄なり、○敖倉は積穀の處なり、○鼓造は梟なり、或は曰く蝦蟇なり、五月十五日に、梟或は蝦蟇の羹を作る、是れ楚俗なり、○辟は避くるなり、○礱は摩し盡すなり、○錞は矛の柄の末なり、

晉以垂棘之璧、得虞虢、驪戎以美女、亡晉國、聾者不謌、無以自樂、盲者不觀、無以接物、觀射者遺其藝、觀書者忘其愛、意有所在、則忘其所守、古之所爲不可更、則椎車至今無蟬匷、使但吹竽、使氏厭竅、雖中節而不可聽、無其君形者也、

晉は垂棘の美璧を用ひて、虞虢の兩國を得たり、驪戎は艶女を用ひて、晉國を亡せり、聾者は歌はず、以て自から樂しむ無ければなり、盲者は遊觀せず、以て物に接する無ければなり、射を觀るものは、其の藝を遺

輪鳴ればなり、草製の狗は能く立つも行く能はず、蛇牀は蘼蕪に似たれども、芳しき能はず、許由を德無しと謂ひ、烏獲を力無しと謂はゞ、許由烏獲は、必らず色に怒らん、蓋し人は其の足らざる所に奮勵せざるもの無し、然れども其の力には限り有り、故に兎の速力を以て、犬を大にし、馬の如くならしめば、其の疾きこと日の移るに逮び、風の吹くに一致せん、然れども其の馬たるに及べば、兎の如く走る能はず、○輈は擠し倒すなり、○幾は近きなり、○泛は筌なり、○杭は動くなり、○任は車臺なり、○芻は草なり、○蛇牀は草の名なり、○醜は怒るなり、

雷電霜雪

冬有雷電、夏有霜雪、然而寒暑之勢不易、小變不足以妨大節、黃帝生陰陽、上駢生耳目、桑林生臂手、此女媧所以七十化也、終日言必有聖之事、百發之中必有羿逢蒙之巧、然而世不與也、其守節非也、

冬に於て雷電し、夏に於て霜雪するは、氣候の小變なり、然れども寒暑の勢は易らず、蓋し小變は大節を妨ぐに足らざればなり、天上の黃帝は、陰陽を生じ、上駢の神は、耳目を生じ、桑林の神は、臂手を生じ、人體始めて成る、此れ女媧氏が七十度の變化を重ねて、天下を治めたる所以なり、凡庸の言ふ所も、終日の間には、必らず聖に適ふ事有り、拙射も百發の中には、必らず羿と逢蒙との如き巧妙の技有り、然れども世は之を稱せず、其の平常の節を守ることが道に非ればなり、○上駢は神の名なり、○桑林は桑林の靈なり、

牛蹏彘顱亦骨也、而世弗灼、必問吉凶於龜者、以其歷歲久矣、近敖倉者不為之多飯、臨江河者不為之多飲、期滿腹而已、蘭

池涔則溢、旱則涸、江水之源、淵泉不能竭、蓋非橑不能蔽日、輪非輻不能追疾、然而橑輻未足恃也、金勝木者非以一刃殘林也、土勝水者非以一墣塞江也、躄者見虎而不走非勇、勢不便也、

聖人の道に於けるは、葵の日に於けるが如し、終始を共にする能はずと雖も、其の歸嚮すること誠有ればなり、庭池は久雨なれば溢れ、旱天なれば涸る、江水の原は、淵泉竭くること能はず、車蓋は庇に由らざれば、日を蔽ふ能はず、車輪は輻に由らざれば、疾きを追ふ能はず、然れども庇と輻とは未だ恃むに足らず、金の木に勝つは、一刃を以て林を伐り盡すに非ず、土の水に勝つは一塊を以て江を塡め盡すに非ず、躄者が虎を見て走らざるは、勇なるに非ず、其の勢に於て便ならざればなり、

〇宮池は庭中の池なり、〇涔は久雨なり、〇橑は車蓋の弓形を成したる庇なり、〇殘は伐るなり、〇墣は塊なり、

傾者易覆也、倚者易軵也、幾易助也、濕易雨也、設鼠者機動、釣魚者泛杭、任動者車鳴也、芻狗能立而不能行、蛇牀似蘪蕪而不能芳、謂許由無德、烏獲無力、莫不醜於色、人莫不奮于其所不足、以兎之走、使犬如馬、則逮日歸風、及其爲馬、則又不能走矣、

傾斜のものは覆り易し、物に倚るものは擠し易し、近きは助け易し、濕ふは雨になり易し、鼠を捕ふるは機を發すればなり、魚を釣るは筌動けばなり、車進むは

鬻棺者欲民之疾病也、畜粟者欲歲之荒饑也、水靜則平、平則清、清則見物之形、弗能匿也、故可以爲正、川竭而谷虛、丘夷而淵塞、脣竭而齒寒、河水之深其壤在山、

棺を鬻ぐものは、民の疾病ならんことを欲す、粟を畜ふものは歲の荒饑せんことを欲す、水靜なれば平なり、平なれば淸し、淸ければ物の形を見る、之を匿すこと能はず、故に以て正と爲すべし、川竭きて谷は水無し、丘夷にして、淵は水滿つ、脣竭きて齒寒し、河水の深きは、其の壤が山に在ればなり、

鈞之縞也、一端以爲冠、一端以爲絑、冠則戴致之、絑則蹍履之、知己者不可誘以物、明於死生者不可劫以危、故善游者不可懼以涉、親莫親於骨肉、節族之屬連也、心失其制、乃反自害、況疏遠乎、

均しく是れ縞なり、一端は冠と爲し、一端は履と爲す、冠は之を戴き、履は之を踏む、故に自己を知るものは、誘くに物を以てすべからず、死生に明なるものは、刦すに危を以てすべからず、是の故に善く游ぐものは、之を懼れしむるに涉ることを以てすべからず、親密なる關係は、骨と肉とより親密なるもの無し、其の體中の諸節、相屬連すればなり、然れども心が其の制を失へば、乃ち却て自から其の身を害す、況んや疏遠なる他人に對するをや、
○鈞は均なり、○絑は履なり、○蹍は踏むなり、○骨肉は其の人の一身を稱す、

聖人之於道、猶葵之與日也、雖不能與終始哉、其鄉之誠也、宮

に従ふは、時に之れと相似たること有り、水火相反して憎むも、小鼎有りて、水と火との中間に立てば、以て五味を調和するに足る、骨肉相愛して親むも、讒賊有りて、之を離間すれば、父子も互に相危し、
○或は有るなり、○鬻は小鼎なり、耳無き鼎なり、

夫所以養而害所養、譬猶削足而適履、殺頭而便冠、昌羊去蚤虱而來蚙窮、除小害而致大賊、故小快而害大利、牆之壞也不若無也、然逾屋之覆、

夫れ養ふ所以にして、養ふ所を害するは、之を譬ふるに、足を削りて履に適はしめ、頭を殺ぎて冠に便にする如し、菖蒲は蚤虱を去る效有り、然れども蚙窮を來らしめ、腦を害す、是れ小害を除きて、大賊を致す、故に小しく快くして、大利を害す、牆の壞れたるは、無きに如かず、然れども屋の覆りたるものよりも勝れり、
○昌羊は菖蒲なり、○蚙窮は蛞蝓に似て、人の耳に入り、腦を食ふ蟲なり、

璧瑗成器、礛諸之功、鏌邪斷割砥礪之力、狡兎得而獵犬烹、高鳥盡而強弩藏、虻與驥致千里而不飛、無糗糧之資而不饑、失火而遇雨、失火則不幸、遇雨則幸也、故禍中有福也、

美玉が器を成すは、之を琢磨する石の功なり、鏌邪が物を斷割するは、砥礪の力なり、狡兎は既に獲られて、獵犬烹らる、高飛の鳥は盡きて、強弩は藏る、虻は駿馬の體に附きて、千里を通過すれども、飛ばず、乾糧の資料を持たざるも、饑ゑず、失火して雨に遇ふ、其の失火は不幸なれども、雨に遇ふは幸なり、故に禍の中に福有り、
○瑗は環なり、○礛諸は青礪なり、○糗は乾したる米なり、

明は之に蔽ひ隱さる、有音の音を聽くものは、聾となり、無音の音を聽くものは、聰となる、故に聰は聾に勝る、然れども未だ至精のものと謂ふを得ず、聾ならず聰ならざれば、始めて神明と相通ず、
○鈕は丸を投げて勝負する戲なり、其の投ぐる丸に品物の高下有り、○全は意靜なるなり、○跋は躍るなり、○發は走るなり、○掘は躁ぎ勞するなり、

卜者操龜筮者端策以問於數、安所問之哉、舞者擧節、坐者不期而拚皆如一、所極同也、日出湯谷入于虞淵、莫知其動、須臾之間、俛人之頸、人莫欲學御龍、而皆欲學御馬、莫欲學治鬼、而皆欲學治人、急所用也、

卜者は龜を操り、筮者は竹を正す、是れ皆以て其の求むる所を數理に問ふ、然れども問ふものは、未だ至れるものならず、道は自然に通ずるに在り、何ぞ之を問ふ所有らんや、舞者は節を擧げ、坐者は期せずして其の舞に感じ、手を打つこと皆一なるが如し、其の極る所の同じきを以てなり、日は暘谷を出で虞淵に入る、朝夕遷轉す、其の動くを知ること無きも、須臾の間に人の頸を俯し垂れしむ、人は龍を使ふことを學ばんと欲する無し、然れども皆馬を使ふことを學ばんと欲す、人は鬼を治めんと欲する無し、然れども皆人を治めんと欲す、蓋し其の用ふる所に急なればなり、
○端策は、竹を正して占ふなり、○拚は手を打ちて與に入るなり、

解門以爲薪、塞井以爲臼、人之從事或時相似、水火相憎、鏏在其間五味以和、骨肉相愛、讒賊間之而父子相危、

門を解きて其の材を薪と爲し、井を塞ぎて其の石を臼と爲す、是れ愚なるが如しと雖も、人の世に於て事

矣、聽於無聲則得其所聞矣、

人は生を以て寄とし、死を以て歸とす、故に蚤く死する子を以て、壽の高きものとす、彭祖の如き長命の人を以て、夭折のものとす、短き綆は、深きを汲むべからず、器小なれば、大を盛るべからず、是れ其の任に非ればなり、怒は怒らざるより出で、爲すは爲さゞるより出づ、無形に視れば、其の見る所を得るに足り、無聲に聽けば、其の聞く所を得るに足る、

○殤は夭死なり、○彭祖は古代の長壽者なり、

至味至樂

至味不慊、至言不文、至樂不笑、至音不叫、大匠不斲、大豆不具、大勇不鬭、得道而德從之矣、譬若黃鍾之比宮、大簇之比商、無更調焉、

至味は快からず、至言は文ならず、至樂は笑はず、至音は叫ばず、大匠は斲らず、大祭の器は物を具へず、大勇は鬭はず、道を得れば德は之に從ふ、是れ黃鍾の律が宮音に比する如し、太簇の律が商音に比する如し、其の調を更ること無くして、自から一致す、

○慊は快感を生ずるなり、○豆は祭る時の物を供へる臺なり、

以瓦鉒者全、以金鉒者跂、以玉鉒者發、是故所重者在外則內爲之掘、逐獸者目不見大山、嗜慾在外則明所蔽矣、聽有音之音者聾、聽無音之音者聰、不聾不聽與神明通、

同一の鉒の戲を爲すものも、瓦を以てすれば無事なり、然れども金を以てすれば躍り、玉を以てすれば走る、是の故に、其の重く愛する所のものが、外に在れば、內の意思は之が爲めに躁ぎ勞す、獸を逐ふものは、其の目に大山を見ず、嗜慾が外物に繫れば、心の

甫、非其用也、椎固有柄、不能自椓、目見百步之外、不能自見其眥、狗彘不擇甂甌而食、偷肥其體、而顧近其死、

鳥飛びて國に還り、兎走りて窟に歸り、狐死して丘に向ひ、水鳥は水に翔る、各其の生れたる處を愛し戀ふ、盲者に鏡を貽る勿れ、躄者に履を與ふる勿れ、越人は冠を授くる勿れ、皆其の用に非ればなり、椎は固に柄有れども、自から打つ能はず、目は百步の外を見るも、自から其の眥を照す能はず、狗彘は器の大小を擇ばずして食ひ、其の體を肥すことを爲す、然れども肥ゆれば烹らる、故に却て其の死を速にするに過ぎず、

○寒將は水鳥なり、○貰は授くるなり、○章甫は冠なり、古の冠の名なり、○椓は打つなり、○甂は小甌なり、○偷は苟且に成すなり、

鳳凰高翔千仞之上、故莫之能致、月照天下、蝕於詹諸、騰蛇游霧而殆於蝍蛆、烏力勝日、而服於鵻禮、能有脩短也、

鳳凰は高く千仞の上に翔る、故に之を能く招き致すもの無し、月は天下を照せども、蝦蟇に食せらる、騰蛇は霧に遊ぶも、蝍蛆に危く害せらる、烏は其の力能く日に勝つも、鵻禮に服す、皆其の性に長短有ればなり、

○仞は八尺なり、○詹諸は蟾蜍なり、蝦蟇を稱す、月中の蝦蟇は、月を食すとの說より來る、○蝍蛆は、蜈蚣なり、○勝日は、烏が日中に棲むとの說より來る、○鵻禮は鳩の屬なり、

莫壽於殤子、而彭祖爲夭矣、短綆不可以汲深、器小不可以盛大、非其任也、怒出於不怒、爲出於不爲、視於無形則得其所見

后氏之璜、無古無今、無始無終、未有天地而生天地、至深微廣大矣、

汚穢の布の裂けたるものを燒けば、其の灰は瘡を治するに足る、故に瘡者は之を貴ぶ、然れども是れ一時の用のみ、夏后氏の半璧の如く、國家の寶を成すものと異なり、蓋し一時のものは賤し、永久のものは貴し、古無く今無く、始無く終無きを以て道の宗とす、天地は天地を生ぜず、唯其の無形なるもの、能く天地を生ず、無形は至深なり、至微なり、廣大なり、

○曹氏之裂布は、襩之裂布なり、汚れたる布の片端なり、襩は洗はずして汚れたる衣を稱す、之を曹氏といふは、襩を有する人といふが如し、○蛷は瘡なり、○璜は半規の璧にして、夏の國寶なり、半規は半輪なり、

足以履者淺矣、然待所不履而後行、智所知者褊矣、然待所不知而後明、游者以足蹶以手抻、不得其數、愈蹶愈敗、及其能游者、非手足者矣、

足の履む所は狹し、然れども履まざる所有るを待ちて、後に行く、智の知る所は小なり、然れども、知らざる所有るを待ちて、後に明なり、游ぐものは足を以て蹶り、手を以て抻く、然れども、其の術を得ざれば、愈蹶るに從ひ愈敗る、其の能く游ぐものに及びては、手足を用ふるに非ずして、水と共に浮ぶ、

○履は履むなり、○淺は狹き意なり、下句の褊と同義なり、共に狹小をいふ、○抻は游ぐ貌なり、○數は術なり、

兎狐鳳凰

鳥飛反鄕、兎走歸窟、狐死首丘、寒將翔水、各哀其所生、毋貽盲者鏡、毋予躄者履、毋賞越人章

細微の中に物を切斷することなり、○䡴は戸限の大木なり、○勃は悖なり、

說林訓

樹木の叢生するを林と稱す、萬物の理を說きて、木の叢るが如くし、以て人事を穿鑿し、窒塞を開通す、故に說林と曰ふ、

以一世之度制治天下、譬猶客之乘舟、中流遺其劍、遽契其舟桅、暮薄而求之、其不知物類亦甚矣、夫隨一隅之迹、而不知因天地以游、惑莫大焉、雖時有所合、然而不足貴也、譬若旱歲之土龍疾疫之芻靈、是爲帝者也、

一世の度を以て、天下を制治し、其の時に應ずる轉化を知らざるは、之を譬ふるに、客の舟に乘り、中流に其の劍を落し、遽に其の舷を刻み、舟の流れ下るを知らずして、暮に至るまで、之を求むるが如し、其の物類の動靜を知らざること亦甚し、夫れ一隅の迹に隨ふを知りて、天地に因る所の遊びを知らざるは、惑の大なるものなり、一隅の小は、時に天地の大に合ふ所有るも、是れ片時の事のみ、貴ぶに足らず、之を譬ふるに、旱歲に雨を祈る土龍の如し、疾疫に福を求むる芻狗の如し、是れ或る時に於て、帝者と爲り、尊敬を受くるに過ぎず、其の時期過ぎ去れば、人に賤しまる、

○契は、刻みて其の場所を識すなり、○桅は舷なり、○薄は逼るなり、○土龍は雨を祈るに用ふるもの、○芻靈は芻狗なり、草を以て狗の形を造り、福を祈るに用ふ、○是爲帝者は、一本に是時爲帝者に作る、從ふべし、

曹氏之裂布、蛷者貴之、然非夏

ること無し、
○介蟲は龜貝の類にて、魚をも含み稱す、○固は鱗或は甲なり、○貞蟲は蜂虻の類なり、○觝は抵なり、○措は棄るなり、

治國者若鎒田、去害苗者而已、今沐者墮髮、而猶爲之不止、以所去者少、所利者多、砥石不利、而可以利金、撽不正而可以正弓、物固有不正而可以正、不利而可以利、

國を治むるものは、田を耨るが如し、苗を害するものを去るのみ、今の世に、沐者は髮を墮すも、猶沐して止まず、是れ其の去る所のもの少くして、其の利する所のもの多きを以てなり、砥石は利ならざるも、以て金を利にすべし、撽は不正なるも、以て弓を正すべし、物は固に正しからずして、他を正すべき有り、利ならずして他を利すべき有り、

○鎒は耨るなり、○撽は弓を正す牀なり、

力貴齊、知貴捷、得之同、邀爲上、勝之同、遲爲下、所以貴鏌邪者、以其應物而斷割也、劙靡勿釋、牛車絕轔、爲孔子之窮於陳蔡、而廢六藝則惑、爲醫之不能自治其病、病而不就藥則勃矣、

力は整齊を貴び、智は敏捷を貴ぶ、之を得ること同じければ、速きを上とす、之に勝つこと同じければ、遲きを下とす、鏌邪の利劍を貴ぶ所以は、其の物に應じて斷割するを以てなり、然れども摩擦を連續すれば、牛車も利劍の如く、斤限の大木を斷割す、故に孔子の陳蔡に窮困せしを視て、其の道を斥け、六藝を廢するは、惑へり、醫者の自身に病を治する能はざるを視て、之を賤み、我は病むも、藥を取らずと曰ふは、悖れり、

○邀は速なり、○劙靡は幾劘なり、摩擦して止まず、

之治、裨諶出郭而知、以成子產之事、朱儒問徑天高於脩人、脩人曰不知、曰子雖不知猶近之於我、故凡問事必於近者、寇難至躄者告盲者、盲者負而走、兩人皆活、得其所能也、故使盲者語、使躄者走、失其所能也、

楚の文王は胸屈み、楚相の鮑申は背曲る、然れども皆能く其の國の治を成せり、鄭の裨諶は、城に入れば智無く、郭を出れば智有り、以て子產の政事を助け成せり、短人は、天に達する高度を長人に問ふ、長人曰く知らずと、短人曰く、子は知らずと雖も、猶我に比すれば天に近しと、故に凡て事を問ふには、必らず近き者に於てす、敵兵至る、躄者は之を盲者に告ぐ、盲者乃ち躄者を負ひて走り、兩人皆活するを得たり、是れ其の能くする所を得ればなり、故に盲者をして語らしめ、躄者をして走らしめば、其の能くする所を失ふのみ、

○汚膺は屈みたる胸なり、○傴背は僂なり、○脩人は長身の人なり、○朱儒は侏儒なり、短小の人なり、

郢人有鬻其母、爲請於買者曰、此母老矣、幸善食之而勿苦、此行大不義、而欲爲小義者、介蟲之動以固、貞蟲之動以毒螫、熊羆之動以攫搏、兕牛之動以觝觸、物莫措其所脩、而用其短也、

郢の都に、其の母を賣る人有り、母の爲めに買人に請ひて曰く、此の母は老いたり、幸に善く之を養ひて、苦ましむる勿れと、此れ大不義を行ひて、小義を爲さんと欲するものなり、魚鼈の動くは、鱗甲を以てし、蜂蠆の動くは、毒螫を以てし、熊羆の動くは、攫搏を以てし、兕牛の動くは、抵觸を以てす、物は其の修めて得たる長所を捨つること無し、其の短なる所を用ふ

るなり、○咎犯は舅犯なり、○錯は小なり、○長年は老衰なり、○尤は度を過ぎたるなり、

殺活

先倮而浴則可、以浴而倮則不可、先祭而後饗則可、先饗而後祭則不可、物之先後各有所宜也、祭之日而言狗生、取婦夕而言衰麻、置酒之日而言上冢、渡江河而言陽侯之波、或曰、知其且赦也、而多殺人、或曰、知其且赦也、而多活人、其望赦同、所利害異、故或吹火而然、或吹火而滅、所以吹者異也、烹牛以饗其里、而罵其東家母、德不報而身見殆、

先づ倮と爲りて浴すれば可なり、浴を以て倮と爲れば不可なり、先づ祭りて、後に饗すれば可なり、先づ饗して、後に祭れば不可なり、物の先後は、各其の宜しき所有るなり、祭の日に於て、狗の生れたるを言ひ、婦を取る夕に於て、衰麻の喪服を言ひ、置酒高會の日に於て、塚に上るを言ひ、江河を渡る時に於て、陽侯の大波を言ふ、是れ皆其の宜しきを得ざるものなり、或は其の赦されんとするを知ると曰ひて、多く人を殺す、或は其の赦されんとするを知るを曰ひて、多く人を活す、其の赦を望むは同じ、然れども其の利害とする所は異なり、故に或は火を吹きて燃え、或は火を吹きて滅す、其の吹く所以のものは異なり、牛を烹て其の里人を饗するも、其の東隣の家の母を罵れば、饗したる德は報ぜられず、我の身は危害に迫らる、

○倮は裸なり、○衰麻は喪服なり、○陽陵侯は河伯なり、

文王汚膺、鮑申傴背、以成楚國

走るには手を用ひざるも、手を縛りて走れば、疾きことを能はず、飛ぶには尾を用ひざるも、尾を屈めて飛べば、遠きこと能はず、蓋し物の用は、必らず不用の物を待つ、故に見る所以は見ざるものなり、鼓をして鳴らしむるものは、鳴らざるものなり、一臠の肉を嘗めて、一鑊の味を知り、羽と炭とを懸けて、燥くと濕ふとの氣を知る、小を以て大を明にす、一葉の落ちたるを見て、歳の暮れんとするを知る、瓶中の氷を睹て、天下の寒を知る、近を以て遠を論ず、三人其の肩を相比ぶれば、外に向ひて戸を出づる能はず、一人相隨へば、以て天下に通ずべし、足は地を踏みて迹を爲し、身は日に暴して行き影を爲す、此れ易し、然れども迹正しく影直きは難し、

○臠は片なり、○鑊は鼎の足無きものなり、○履は踏むなり、

莊王誅里史、孫叔敖制冠浣衣、文公棄荏席後黴黑、咎犯辭歸、故桑葉落而長年悲也、鼎錯日用而不足貴、周鼎不爨而不可賤、物固有以不用而爲有用者、地平則水不流、重鈞則衡不傾、物之尤必有所感、物固有以不用爲大用者、

楚の莊王は、佞奸なる里史を誅せり、是に於て孫叔敖は、冠を製し衣を洗ひ、自己の登用を待てり、晉の文公は、臥席の後部敝れ汚れたるを棄てたり、是に以て其の臣たる咎犯は、舊物の用無きを知り、辭し去らんとせり、故に桑は葉落れば、老衰の悲有り、鼎の小なるものは、日に用を成すも、貴ぶに足らず、周室の大鼎は、爨かずと雖も、賤しむべからず、物は固に用ひざるを以て、用有るを爲すもの有り、地平なれば水は流れず、重量均しければ衡は傾かず、物の輕重其の度を過ぐれば、必らず感じ動く所有り、物は固に不用を以て、大用を爲すもの有り、

○荏席は臥牀なり、○黴は、敝れて黒き汚點を生じた

は、必らず柔き砥を以てす、鐘磬を撃つには、必らず濡れたる木を以てす、轂の强きは、必らず弱き輻を以てす、兩堅は相和する能はず、兩强は相服する能はず、故に桐の木は角を斷り、馬の尾は玉を截る、○決は傷ふなり、○厲は磨くなり、○馬氂は馬の尾なり、○缺脣は謂はゆる三口なり、

媒但者非學謾也、但成而生不信、立慬者非學鬭爭也、慬立而生不讓、故君子不入獄、爲其傷恩也、不入市、爲其侳廉也、積不可不愼者也、

誕を媒するには、謾を學ぶに非ず、然れども誕成りて、不信を生ず、勇を立つるは、鬭爭を學ぶに非ず、然れども勇立ちて、不讓を生ず、故に君子は獄に入らず、其の恩を傷ふが爲めなり、君子は市に入らず、其の廉を辱かしむるが爲めなり、其の積弊の至る所は、愼まざるべからざるなり、

○媒但は、誕を以て媒を行ふなり、媒介の間に、虛妄の言を弄すること、○慬は勇氣なり、○侳は辱なり、

走不以手、縛手走不能疾、飛不以尾、屈尾飛不能遠、物之用者必待不用者、故所以見者、乃不見者也、使鼓鳴者、乃不鳴者也、嘗一臠肉、知一鑊之味、懸羽與炭、而知燥溼之氣、以小明大、見一葉落、而知歲之將暮、睹瓶中之氷、而知天下之寒、以近論遠、三人比肩、不能外出戶、一人相隨、可以通天下、足蹍地而爲迹、暴行而爲影、此易而難、

食雞、必食其蹠數十而後足、刀便剃毛、至伐大木、非斧不尅、物固有以尅適成不逮者、視方寸於牛、不知其大於羊、總視其體、乃知其大相去之遠、

天下には純白の狐無きも、純白の裘有り、之を衆白より掇ればなり、善く學ぶものは齊王の雞を食ふが如くす、必らず其の蹠數十を食ひて、後に足る、蓋し道を取る衆多にして、而る後に優るなり、刀は毛を剃るに便なれども、大木を伐るに至りては、斧に非れば伐る能はず、物は固に能く適ふを以て、相及ばざるを成すもの有り、壹寸四方の間に於て、牛と羊とを比べ視れば、牛の羊より大なるを知らず、是れ能く適へばなり、然れども總て牛羊の兩體を視れば、相及ばず、乃ち其の大に相去る遠きを知るなり、

○蹠は足の踵なり、○尅は能ふなり、○尅適は能く適當するなり、○不逮は不及なり、尅適の反對なり、

孕婦見兎而子缺脣、見麋而子四目、小馬大目不可謂大馬、大馬之目眇可謂之眇馬、物固有似然而似不然者、故決指而身死、或斷臂而顧活、類不可必推、厲利劍者必以柔砥、擊鍾磬者必以濡木、轂强必以弱輻、兩堅不能相和、兩强不能相服、故梧桐斷角、馬氂截玉、

孕婦は兎を見れば、其の子は缺けたる脣と爲り、麋を見れば其の子は四目と爲る小馬は大目なるも、之を大馬と謂ふべからず、大馬は目眇なれば、之を眇馬と謂ふべし、物は固に然るに似て、然らざるに似たるもの有り、故に指を傷ひて身死し、或は臂を斷ちて生を保つ、類は推すことを必すべからず、利劍を磨くに

今の世に於て、人は放燒を見れば、或は火を操りて之を益す、或は水を接りて之を救ふ、兩者皆未だ必らずしも功有らず、然れども其の怨と徳との相去るは遠し、郢の人其の屋の棟を買ふ、三圍の大木を求む、他人有り、之れに車の轂を與ふれば、跪きて之を度る、其の巨は可なりと雖も、長は足らず、故に我に對して惠むもの、必らずしも徳有りと謂ふを得ず、

○圍は直徑五寸なり、或は一抱なり、

蘧伯玉以德化、公孫鞅以刑罪、所極一也、病者寢席、醫之用針石、巫之用糈藉、所救鈞也、狸頭愈鼠、雞頭已瘻、䖟散積血、斲木愈齲、此類之推者也、膏之殺鼈、鵲矢中蝟、爛灰生蠅、漆見蟹而不乾、此類之不推者也、推與不推、若非而是、若是而非、孰能通其微、

衛の蘧伯玉は、民を治むるに徳を以て化し、秦の公孫鞅は、刑を以て民を罪にす、其の政の極る所は一なり、病者は席に寢ぬ、之を治するに、醫は針石を用ひ、巫は米と茅とを用ふ、其の救ふ所は均し、狸の頭の血は、鼠に咬まれたる創を愈し、雞頭草は腫れたる頸の疾を已む、虻は積血を散らすに效有り、斲りたる木は齲を療す、此れ類の相推するものなり、膏は鼈を殺し、鵲の糞は蝟を中毒せしめ、爛れたる灰は蠅を生じ、漆は蟹を見れば乾かず、此れ類の相推さゞるものなり、其の推すと推さゞるとは、非の若くにして是なり、是の如くにして非なり、孰か能く其の微妙の理に通ぜん、

○糈藉は米と茅となり、神を祭るに用ふるなり、○鈞は均なり、○雞頭は芡なり、雞頭草と稱す、○矢は糞なり、

天下無粹白狐、而有粹白之裘、掇之衆白也、善學者若齊王之

取らず、蓋し美の在る所は、汚辱と雖も、世に之を賤しむ能はず、惡の在る所は、高隆と雖も、世に之を貴ぶ能はず、

○得事は、桀王が瓦を以て屋を蓋ひ、後世に敎を遺したることをいふ、○遺道は、堯帝が四凶を放つ能はざりしをいふ、○嫫母は、黄帝の第四の妃にして、醜なれども賢なり、○西施は越の美女にして、吳王を惑溺せしめたり、○琬琰は美玉なり、○洿は汚なり、箄は竹器にて魚を捕ふるもの、○瓿は土瓶の帶なり、○甑は土瓶なり、○袡は袡なり、婦人の上服なれども、美なる意に用ふ、○摶は取るなり、

春貸秋賦民皆欣、春賦秋貸衆皆怨、得失同喜怒爲別、其時異也、爲魚德者、非挈而入淵、爲蝯賜者、非負而緣木、縱之其所而已、貂裘而雜、不若狐裘而粹、故人莫惡於無常行、有相馬而失馬者、然良馬猶在相之中、

春饑ゆれば貸し與へ、秋豐なれば取り收む、斯くすれば民皆欣ぶ、之に反して春賦り、秋貸せば、衆皆怨む、其の得失を同くして、其の喜怒を別にするは、其の時の異なるが爲めなり、魚の爲めに德むものは、之を捕へずして淵に入らしむ、猿の爲めに賜ふものは、之を負はずして木に登らしむ、之を其の安んずる所に縱つのみ、貂の裘は貴しと雖も、其の色の雜なるは、狐の裘の色粹なるに如かず、故に人は常道の行無きより惡しきは無し、馬を相して馬を得ざるもの有り、然れども良馬は、猶之を相する中に於て得べきなり、

○賦は租稅を徵收するなり、○蝯は猿なり、

今人放燒、或操火往益之、或接水往救之、兩者皆未有功、而怨德相去亦遠矣、郢人有買屋棟者、求大三圍之木、而人予車轂、跪而度之、巨雖可而長不足、

敗所爲也、

蟬を燿して捕ふるは、火を明にするを務む、魚を釣りて食するは、餌を芳くするを務む、火を明にするは、燿して之を致す所以なり、餌を芳くするは、誘ひて之を利する所以なり、魚を致さんと欲するものは、先づ水を通ず、鳥を致さんと欲するものは、先づ木を種ゆ、水積みて魚聚り、木茂りて鳥集る、弋を好むものは、先づ繳と矰とを具へ、魚を好むものは、先づ罟と罛とを具ふ、其の具ること無くして其の利を得るものは、未だ之れ有らず、今爰に人に贈るに馬を以てして、其の羈絆の具を副へず、人に遺るに車を以てして、其の衡を縛る具を副へず、是れ其の愛惜する所少にして、用を失ふ所多し、故に里人の諺に曰く、牛を烹て鹽を加へざれば、自から其の爲したる所を敗傷す、

○燿蟬は、夜の蟬を捕へて、食物に用ふるなり、○利は貪り取ること、○弋は、繳を以て鳥を射ることなり、○罛は罟よりも疎き網なり、○稅は解くなり、○轙は車の衡を縛ることなり、

亡國治國

桀有得事、堯有遺道、嫫母有所美、西施有所醜、故亡國之法、有可隨者、治國之俗、有可非者、琬琰之玉、在洿泥之中、雖廉者弗釋、弊箄甑瓾、在裀茵之上、雖貪者不搏、美之所在、雖汚辱世不能賤、惡之所在、雖高隆世不能貴、

暴君の桀にも、世を利する事有り、聖主の堯にも、德を失ひたる道有り、醜女の嫫母も、美なる行有り、美人の西施も、醜なる行有り、亡國の法にも、隨ふべきもの有り、治國の俗にも非とすべきもの有り、美玉が汚泥の中に在れば、淸廉の人も、之を釋てず、敝れたる竹筒土瓶等が美茵の上に在れば、私慾の人も之を

羽樂風、欲美和者、必先始於陽阿采菱、此皆學其所不學、而欲至其所欲學者、

徐の偃王は、仁義を以て國を亡す、然れども國亡るものは、仁義なるを必するに非ず、比干は忠を以て其の體を失ふ、然れども誅を受くるものは、忠なるを必するに非ず、故に人は寒ければ顫ふ、其の懼れたるものも顫ふ、是れ名を同くして實を異にす、明月の珠は蚌より出で、周の寶圭は醜石より出で、蔡の神龜は溝壑より出づ、萬乘の天子は、頭上に賤しき冠を戴き、脚下に貴き車を履む、牛皮を賤しと曰ふも、之を鼓とすれば三軍の衆を正すに足る、故に上と下とは其の時に從ひて轉移す、歌謳を學ばんと欲するものは、必らず、南音北音の樂風を先きにして中和の音に入る、美和なる曲を學ばんとするものは、必らず先づ古の陽阿と采菱との二曲より始めて進む、是れ皆其の學ぶを望まざる所より學びて、其の望む所に至らんと欲するなり、

○靡は失ふなり、○顫は戰き慄ふなり、○蠬蜄は蚌なり、○簡圭は大なる寶玉なり、簡は大なり、圭は上の尖り下の四角なる美玉なり、○錙錘は少量の價なり、○三軍は上中下の全軍なり、○徵は南方の音なり、○羽は北方の音なり、

燿蟬者務在明其火、釣魚者務在芳其餌、明其火者、所以燿而致之也、芳其餌者、所以誘而利之也、欲致魚者先通水、欲致鳥者先樹木、水積而魚聚、木茂而鳥集、好弋者先具繳與矰、好魚者先具罟與罛、未有無其具而得其利、遺人馬而解其羈、遺人車而稅其轙、所愛者少而所亡者多、故里人諺曰、烹牛而不鹽、

人能以所不利利人則可、狂者東走、逐者亦東走、東走則同、所以東走則異、溺者入水、拯之者亦入水、入水則同、所以入水者則異、故聖人同死生、愚人亦同死生、聖人之同死生、通於分理、愚人之同死生、不知利害所在、

人は彈丸を見れば、鴞の炙りものを求め、雞の卵を見れば、其の晨を告ぐるを求め、鶴の卵を見れば、其の夜半を報ずるを求め、痲の實を見れば、其の布を成すを求む、是れ其の理有りと雖も、遲きを病へざらんや、象は其の牙を解けども、人の之を利取するを憎まず、人は死して其の牀の簀を棄るも、他人の之を取るを怨まず、人は能く自から利せざる所を以て、他人を利すれば可なり、狂者は東に走り、之を逐ふもの、亦東に走る、其の東に走るは同じ、然れども其の東に走る所以は異なり、溺者は水に入る、之を救ふものも水に入る、其の水に入るは同じ、然れども其の水に入る所以は異なり、故に聖人は死生を同くし、愚人も死生を同くす、聖人の死生を同くするは、分理に通ず、愚人の死生を同くするは、利害の在る所を知らず、

○賁は麻の實なり、○不病暮は遲きを患へざらんやと讀む、其の早計に失するをいふなり、○招簀は死者の牀の席なり、

徐偃王以仁義亡國、亡者非必仁義、比干以忠靡其體、被誅者非必忠也、故寒顫、懼者亦顫、此同名而異實、明月之珠、出於蠬蜄、周之簡圭、生於垢石、大蔡神龜、出於溝壑、萬乘之主、冠錙錘之冠、履百金之車、牛皮爲賤、正三軍之衆、欲學歌謳者、必先徵

生子犧、尸祝齊戒以沈諸河、河伯豈羞其所從出、辭而不享哉、得萬人之兵、不如聞一言之當、得隋侯之珠、不若得事之所由、得和氏之璧、不若得事之所適、撰良馬者、非以逐狐狸、將以射麋鹿、砥利劍者、非以斬縞衣、將以斷兕犀、故高山仰止、景行行止、鄉若其人、

醜き雜色の牛は、角無く尾無く、鼻を決りて之を牽く、斯の如く醜陋なれども、子を生みて純色の毛有り、角尾の完全なる有れば、祭神の官は、齋戒して、此の良牛を河に沈め祭る、河伯は豈に其の牛の生れたる所醜きを羞ぢて、之を享けずとの理有らんや、萬人の兵を得るは、一言の當るを聞くに如かず、隋侯の珠を得るは、事の由る所を得るに若かず、和氏の璧を得るは、事の適する所を得るに若かず、良馬を選ぶものは、狐貍を逐ふに非ず、麋鹿を射んとするなり、利劍を砥くものは、絹衣を斬るに非ず、兕犀を斷らんとするなり、故に崇高の山有れば、我は仰ぎ見る、盛德の行有れば、我は行き從ふ、我の嚮ふこと、其の人の若くす、

〇䵝屯は醜陋の貌なり、〇犁牛は雜色の牛なり、〇犐は角無きなり、〇𤚩は尾無きなり、〇羈は維ぎて牽くなり、〇犧は純色にして、角尾皆完全なる牛なり、之を神に供るを以て、犧と稱す、〇尸祝は司神の官なり、〇縞は絹なり、〇止は助字なり、仰止は仰ぐなり、行止も此の例に從ふべし、〇景は大なり、〇撰は選なり、〇鄉は嚮なり、

見彈而求鴞炙、見卵而求晨夜、見黂而求成布、雖其理哉、亦不病暮、象解其牙、不憎人之利之也、死而棄其招簀、不怨人取之、

梁の柱なり、

曾子立孝、不過勝母之閭、墨子非樂、不入朝歌之邑、曾子立廉、不飲盜泉、所謂養志者也、紂爲象箸而箕子唏、魯以偶人葬而孔子嘆、故聖人見霜而知氷、

曾子は孝を立つ、故に勝母といふ名の閭を過ぎず、墨子は樂を非とす、故に朝歌といふ名の邑に入らず、曾子は廉直を行ふ、故に盜泉といふ名の泉を飲まず、是れ謂はゆる志を養ふものなり、殷紂は象牙の箸を造りて、箕子は其の奢侈の進むを恐れ號哭す、魯國は人形を造りて、埋葬に用ひ、孔子は其の人に象る、殘忍の進むを憂へて嘆息す、故に聖人は霜を見て氷を知る、

有鳥將來、張羅而待之、得鳥者羅之一目也、今爲一目之羅、則無時得鳥矣、今被甲者、以備矢之至、若使人必知所集、則懸一札而已矣、事或不可前規、物或不可慮、卒然不戒而至、故聖人畜道以待時、

鳥の來らんとするを見れば、羅を張りて之を待つ、鳥を得るは羅の一目なり、然れど今羅を造りて、唯一目を存すれど、鳥を得るを必するに足らず、彼の甲を被りて、矢の至るに備ふるは、若しも人をして矢の集る所を知らしめば、一札を懸けて足るべし、事或は前に規るべからず、物或は後を慮るべからず、卒然として至ること、戒るに遑有らず、故に聖人は道を畜ひて、時を待つ、

○無時得鳥は、不必得鳥と同じ、鳥を得ることの確ならざるをいふ、○物或不可慮と、物或不可慮後の意なり、○卒然は俄なり、

髡屯犁牛、既犐以犕、決鼻而羈、

したるなり、然れども其の爲すに足らざるを見る、孔子乃ち曰く、枉れるを擧げて直きに與せしむるを得ば、如何にしてか相與するを得ざらん、然れども直を擧げて枉に與するは、不可なり、我は之に與すること無しと、遂に去る、此れ謂はゆる汚を同くして塗を異にするものなり、衆曲は直を容れず、衆枉は正を容れず、故に人衆ければ、狼を食ひ、狼衆ければ、人を食ふ、邪を爲さんと欲するものは、必らず以て正を明にす、曲を爲さんと欲するものは、必らず以て直を達せしむ、公道の立たずして、私慾の容るゝを得ることは、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之を聞かず、此れ善に由りて醜を託するを以てなり、衆の議する所は、平地にも林有るが如くす、翼無き鳥も、能く飛ぶものとす、三人傳へ唱ふれば、市上にも虎有りとす、一里の人皆稱すれば、椎を屈むる勇者有りとす、

○往は去るなり、○同レ汚而異レ塗は、一時其の汚れたるを同じくするも、終には途を異にして、我能く潔白を持するなり、或は曰く、是れ同レ杇而異レ塗なり、同一の杇を用ふるも、其の塗り方の異なるを謂ふと、是れ汚を以て杇に通じ解するなり、

夫游沒者、不レ求二沐浴一、已自足二其中一矣、故食レ草之獸、不レ疾レ易レ藪、水居之蟲、不レ疾レ易レ水、行二小變一而不レ失レ常、信有レ非、禮而失レ禮、尾生死二其梁柱之下一、此信之非也、孔氏不レ喪二出母一、此禮之失者、

夫れ游ぎて水に沒する人は、沐浴を求めず、沐浴は既に自から其の游沒の中に於て十分なり、故に草を食ふ所の獸は、藪を易るを疾へず、水に居る所の蟲は、水を易るを患へず、是れ其の行が小く變るも、常を失はざればなり、信も非なる有り、禮も失ふこと有り、尾生は信を守る爲めに、橋杭の下に溺死す、是れ信の非なるものなり、孔子の家には、離縁したる母の喪に服せざること有り、此れ禮の失なり、

○信有レ非、禮而失レ禮は、信にも非なる有り、禮にも禮を失ふこと有りとの意なり、或は曰く、是れ信有レ非、而禮有レ失、に作るべしと、亦可なり、○梁柱は橋

以贖良馬之死、莫之爲也、殺牛必亡之數、以必亡贖不必死、未能行之者矣、

茲に兄弟有り、財產を相分配す、其の分配したるもの、各自多量なれば、世間に於て、之を義と稱す、夫れ唯多量なり、故に得て量るべからざるなり、高山に登れば、人をして望まんと欲せしむ、深淵に臨めば、人をして窺はんと欲せしむ、其の位地の然らしむる所なり、射るものは其の人端しく立つ、釣るものは其の人恭しく坐す、其の事態の然らしむる所なり、茲に疲れ老いたる牛有り、良き馬有り、牛を殺さば、馬の死を贖ふに足ると告ぐるもの有るも、之に從ひ爲すもの爲し、夫れ牛を殺すは、必亡の理なり、馬は死を必するに非ず、確定の亡を以て、不確定の死を贖ふは、未だ之を行ふもの有らざるなり、

○昆弟は兄弟なり、○無量は多くして量るべからざるなり、○罷牛は老牛なり、○罷は疲勞したることにて、老衰なり、

季孫氏劫公家、孔子說之、先順其所爲而後與之入政、曰擧枉與直如何不得、擧直與枉勿與遂往、此所謂同汚而異塗者、衆曲不容直、衆枉不容正、故人衆則食狼、狼衆則食人、欲爲邪者必相明正、欲爲曲者必相達直、公道不立私欲得容者、自古及今未嘗聞也、此以善託其醜、衆議成林、無翼而飛、三人成市虎、一里撓椎、

魯の季孫氏は、其の君の家を劫し、權を執る、孔子は之を悅び、先づ季孫氏の爲す所に順ひ、然る後に之と共に政に參與す、蓋し以て善政に從はしめんと期

並べて驅るなり、○蹠は至るなり、

楚王有白蝯、王自射之、則搏矢而熙、使養由基射之、始調弓矯矢、未發而蝯擁柱號矣、有先中中者也、咼氏之璧、夏后之璜、揖讓而進之以合歡、夜以投人則爲怨、時與不時、畫西施之面、美而不可說、規孟賁之目、大而不可畏、君形者亡焉、

楚王の宮に、白猿有り、王自から之を射るときは、猿其の矢を搏ちて戯る、乃ち養由基に命じて之を射る、其の弓を調べ矢を矯めて、未だ發せざるに、猿は柱を擁して悲號す、是れ其の精先づ中ること有りて、後に矢の中るものなり、是れ弓矢に君たる技の神なり、和氏の璧と夏后氏の璜とは寳器なり、揖讓の禮を以て、之を進むれば以て、歡を合すに足る、然れども夜に當り、不意に人に投げ附くれば、寳器も怨を生ずるのみ、是れ時を得たると時を得ざるとの差に由る、西施は美人なり、然れども其の面を畫けば、其の美を見るのみ、豈に悦ぶに足らんや、孟賁は勇者なり、然れども其の目を描けば、其の大を見るのみ、豈に畏るゝに足らんや、是れ形に君たる性靈の亡びたるを以てなり、

○蝯は猿なり、○熙は戯るなり、○咼は和なり、同韻を以て通じ用ふ、○規は繪とするとなり、大要を描寫する意なり、○君形は道なり、神なり、

見霜知氷

人有昆弟相分者、無量而衆稱義焉、夫唯無量、故不可得而量也、登高使人欲望、臨深使人欲闚、處使然也、射者使人端、釣者使人恭、事使然也、曰殺罷牛可

寒は寒を生ずる能はず、熱は熱を生ずる能はず、寒ならず、熱ならず、茲に始めて寒熱を生ず、故に有形は無形より出づ、天地は未だ天地を生ずる能はず、唯至深至微なるものは廣大なり、雨の降り集るときは、物を濡す能はず、雨の止むを待ちて、能く濡ふ、矢の發し射るときは、物を貫く能はず、矢の止るを待ちて、能く穿つ、唯能く止る、故に能く衆の止るべきものを止む、是れ道の用なり、是の故に高きに因りて臺を造り、低きに就きて池を作る、各其の勢に從ひて之を致す、更め爲すことを敢てせず、

聖人用物、若用朱絲約芻狗、若爲土龍以求雨、芻狗待之而求福、土龍待之而得食、魯人身善制冠、妻善織履、往徙於越、而大困窮、以其所脩而遊不用之鄉、譬若樹荷山上、而畜火井中、操釣上山、揭斧入淵、欲得所求難也、方車而蹠越、乘桴而入胡、欲無窮不可得也、

聖人の物を用ふるは、朱絲を以て蒭の狗を結ふが如し、土の龍を造りて、雨を祈るが如し、蒭の狗は之を待ちて福を人に致し、土の龍は之を待ちて、穀を世に致す、其の用ふる所は簡にして、其の成す所は豐なり、魯人有り、其の身は善く冠を製し、其の妻は善く履を織る、然れども往きて越國に徙れば、大に困窮す、其の修め得たる所を以て、之を用ひざる郷に遊ぶは、蓮を山上に植るが如し、火を井中に畜る如し、釣を操り、山に上るが如し、斧を執り淵に入る如し、其の求むる所を得んと欲するも難し、車を竝べて水國の越に至り、桴に乘りて沙漠の胡に入らば、困窮を避けんと欲するも、得べからざるなり、

○約は結へること、○芻狗は草を以て狗の形に作り、福を祈るに用ふるもの、○得食は、穀物が雨を得て、豐作となる意なり、○荷は蓮なり、○方車は、兩車を

所の小なるものは、見る所淺し、受くる所の大なるものは、照す所博し、

江出岷山、河出崑崙、濟出王屋、潁出少室、漢出嶓冢、分流舛馳、注於東海、所行則異、所歸者一、通於學者若車軸、轉轂之中、不運於己、與之致千里、終而復始、轉無窮之源、不通於學者若迷惑、告之以東西南北、所居聆聆、背而不得、不知凡要、

揚子江は岷山より出で、黃河は崑崙より出で、濟水は王屋山より出で、潁水は少室山より出で、漢水は嶓冢山より出で、其の分れたる流は、互に馳せて東海に注ぐ、其の通行する所は異なれども、其の歸嚮する所は一なり、故に道は一なり、學に通ずるものは、此の一の道に從ふこと車の軸の如し、轂の中に於て回轉し、自己の意に運らさず、轂と共に千里の遠きに達し、終りて復び始る、其の回轉は無窮の源に於てす、之に反して學に通ぜざるものは、迷惑するが如し、之に告ぐるに、東西南北を以てすれば、其の居る所に於ては、聆聆として聽き、之を解したるが如きも、路轉じて背けば再び方向を得ず、大凡の要領を知らず、

○舛は違ふなり、○轂は中樞なるを以て、道に比して稱す、○聆聆は聽き知ること、

寒不能生寒、熱不能生熱、不寒不熱、能生寒熱、故有形出於無形、未有天地能生天地者也、至深微廣大矣、雨之集無能霑、待其止而能有濡、矢之發無能貫、待其止而能有穿、唯止能止衆止、因高而爲臺、就下而爲池、各就其勢、不敢更爲、

釋馬氂截玉、聖人無止、無以歲賢昔、日愈昨也、馬之似鹿者千金、天下無千金之鹿、玉待礛諸而成器、有千金之璧、而無錙錘之礛諸、

非義を以て義と爲し、非禮を以て禮と爲す、之を譬ふるに裸にして走り、狂人を追ふが如し、財を盜みて乞丐に與ふる如し、竹簡を竊みて法律を寫すが如し、膝を立て丶詩書を誦する如し、其の本旨を失へるものなり、夫れ莫邪は利劍なりと雖も、物を割きて未だ切り畢らざるに、舍て丶置くときは、肉をも斷つ能はず、馬尾は疎物なりと雖も、之を執りて釋てざるときは玉をも截るに足る、聖人は德を修めて止む時無し、其の歲を逐ひて、昔年よりも賢と爲り、其の日に隨ひて、昨日よりも勝る所以なり、馬の鹿に似たるものは、千金の價有り、然れども天下に千金の鹿無し、玉は礛諸を待ちて寶器と爲る、是に於て世に千金の璧有り、然れども礛諸は錙錘の價をも有せず、是れ貴者も賤者を待ちて、其の高きを致す所以なり、

○倮は裸に同じ、赤體なり、○蹲踞は膝を立て丶無禮なる貌なり、○氂は尾の毛なり、○無以歲賢昔日愈昨也は、也の字を乎と見るべし、○礛諸は玉を磨く凡石なり、○錙錘は少量の價なり、六朱を錙とし、八朱を錘とす、

受光於隙照一隅、受光於牖照北壁、受光於戶照室中無遺物、況受光於宇宙乎、天下莫不藉明於其前矣、由此觀之、所受者小則所見者淺、所受者大則所照者博、

光は之を隙に受くれば、一隅を照し、之を南牖に受くれば、北壁を照し、之を戶に受くれば、室中を照して、遺物無し、況んや之を宇宙に受くるをや、天下總て明を光の前に受けざる無し、此に由りて觀れば、受くる

すとの風聞なり、是に於て其の實際を吟味すれば、叱責を受くるものは、其の母なり、婢僕に非ず、因て其の謂はゆる勤儉力行は、大不孝なるを知る、故に小人の譽は、却て毀と爲る、

○饑は食乏しきなり、○餓は食絕えたるなり、○寧は反てなり、○跪くは蹶くなり、○隧は陷ち入るなり、○員呈は科程の數量なり、○損は毀なり、

東家母死、其子哭之不哀、西家子見之、歸謂其母曰、社何愛速死、吾必悲哭社、夫欲其母之死者、雖死亦不能悲哭矣、謂學不暇亦不能學矣、見窾木浮而知爲舟、見飛蓬轉而知爲車、見鳥迹而知著書、以類取之、

東家の母死す、其の子は之を哭して、哀情無し、唯其の哭する聲有るのみ、西家の子は、之を見て歸り、其の母に謂ひて曰く、母何ぞ其の速に死するを愛惜するか、吾必らず母を悲み哭せん、東家の如くせずと、夫れ其の母の死を希望するものは、死を哭するも悲しむ能はず、學問に暇無しと謂ふものは、暇有りと雖も、學問する能はず、中空の木の浮ぶを見て、舟を爲るを知り、飛蓬の轉ずるを見て、車を製するを知り、鳥の足跡を見て、書を著すを知る、皆其の類を以て、之を取るなり、

○社は荊楚の地方に於て、母を呼ぶ稱なり、○何愛速死は何惜其速死なり、悲み哭する子有るを以て、滿足するも可なりとの意なり、○窾木は中空の木なり、

君形

以非義爲義、以非禮爲禮、譬猶倮走而追狂人、盜財而予乞者、竊簡而寫法律、蹲踞而誦詩書、割而舍之、鏌邪不斷肉、執而不

如レ此、豈足レ高乎、

賤者の服たる羊裘を被りて、人に雇はれ働くは、固に其の事なり、貴人の服たる貂裘を着て、土籠を負ひ勞役すれば、甚だ怪しむべきなり、人は本性の潔白を去りて、流俗の汚辱に就く、譬へば沐浴して厠を掃ひ、薫香して彘を負ふが如し、夫れ惡疽を治療するに、善肉と醜肉とを擇ばずして、幷せ割き取り、或は農夫の稲を養ふに、良苗と惡莠とを察せずして、幷せ耘り去らば、其の功は失はれん、或は塘を壞りて龜を取り、屋を發きて貍を求め、室を掘りて鼠を求め、唇を割きて齲を醫するが如きは、其の失ふ所大なり、其の得る所小なり、是れ言ふに足るもの無し、故に桀跖の徒は君子の與せざる所なり、戎馬を殺して狐貍を求め、兩鼈を取りて靈龜を失ひ、右臂を斷ちて一毛を爭ひ、寶劍を折りて錐刀を爭ふ、其の智を用ふること此の如く顚倒すれば、豈に高しとするに足らんや、

○抒レ溷は厠を掃除するなり、○薫燧は香を燒き薫じて、其の氣を身に帶ぶるなり、○莠は惡しき苗なり、○耘は斷り去るなり、豈不レ虛哉は、豈不レ敗哉なり、其の功は亡ぶべしとの意なり、○桀跖は夏桀盜跖の惡人なり、○援は取るなり、○鏌邪は寶劍なり、莫耶鏌鋣皆同じ、○戎馬は軍馬なり、

寧百刺以レ針、無二一刺以一レ刀、寧一引レ重、無二久持一レ輕、寧一月饑、無二一旬饑一、萬人之蹟、愈二於一人之隧一、有二譽人之力儉者一、舂至レ旦不レ中二員呈一、猶讁レ之、察レ之乃其母也、故小人之譽、人反爲レ損、

人は針を以て百刺するも、刀を以て一刺する無し、重きを引くこと一度するも、輕きを持つこと久しくする無し、食物の乏しきこと一月なるを甘んずるも、食の絕ゆること十日なるを忍ぶ無し、是れ其の害の甚しきを避くればなり、故に萬人の蹟くは、一人の陷沒よりも勝れり、世に勤儉力行の人として評判高きもの有り、其の人は米を舂くこと夜を徹して朝に至るも、其の豫定の數量に達せざれば、猶其の婢僕を叱責

以事、譬猶揚堁而弭塵、抱薪而救火、流言雪汙、譬猶以涅拭素也、矢之於十步貫兕甲、於三百步不能入魯縞、騏驥一日千里、其出致釋駕而僵、大家攻小家則爲暴、大國幷小國則爲賢、小馬非大馬之類也、小知非大知之類也、

誹を滅するに力むるものは、毎戶に告げて曰く、我は實に我の爲めに諛ふに非ずと、然れども此の辯解に由りて、亂れたる謗は愈起る故に言を止るに言を以てし、事を止むるに事を以てするは、埃を揚げて塵を弭むるが如く、薪を抱きて火を救ふが如し、言を弄して汚を雪かんとするは、黑を以て素を拭ふが如し、矢は十步に於て兕の厚き甲を貫くも、三百步に於て薄き絹を穿つ能はず、騏驥は一日に千里を走るも、千里を出でゝ猶遠く走れば、車を釋て僵るに至る、大家は小家を攻むれば、暴と稱せられ、大國は小國を併せ取れば、賢と呼ばる、故に小馬は大馬の類に非ず、小知は大知の類に非ず、
○非は謗なり、○堁は埃なり、○涅は黑なり、

被羊裘而賃、固其事也、貂裘而負籠、甚可怪也、以潔白爲汚辱、譬猶沐浴而抒溷、薰燧而負彘、治疽不擇善惡醜肉而幷割之、農夫不察苗莠而幷耘之、豈不虛哉、壞塘以取龜、發屋而求狸、掘室而求鼠、割唇而治齲、桀跖之徒、君子不與、殺戎馬而求狐狸、援兩鼈而失靈龜、斷右臂而爭一毛、折鏌邪而爭錐刀、用智

に因りて交るも、人に因りて親むに非ず、其の行ふ所相合ひ、其の趨く所相同じければ、千里相從ふ、其の趨く所相合はず、其の行ふ所相同じからざれば、門を對するも相通せず、海水は大なりと雖も、腐肉汚芥を受けず、之を浮べ去る、日月は普ねく照すと雖も、其の陰陽の氣に非るものに應ぜず、君子は其の類に非るものを容れず、

○折衝は擊摧することなり、衝は兵車にて、敵の城を衝くに用ふ、○胔は腐りたる肉なり、

人不愛倕之手、而愛己之指、不愛江漢之珠、而愛己之鉤、以束薪爲鬼、以火煙爲氣、以束薪爲鬼、揭而走、以火煙爲氣、殺豚烹狗、先事如此、不如其後、巧者善度、知者善豫、羿死桃部、不給射、慶忌死劍鋒、不給搏、

人は名工の手を愛せずして、自己の指を愛し、江漢の珠を愛せずして、自己の鉤を愛す、指と鉤とは賤しと雖も、我に近し、名手江珠の遠きに勝るを以てなり、今爰に、束ねたる薪を以て鬼と爲し、火煙を以て氣と爲さんに、束ねたる薪を鬼と思惟するものは、去りて逃走せん、火煙を氣と思惟するものは、豚を殺し狗を烹ん、故に事に先だつこと此の如くなれば、其の後るるに如かず、後れて之に就けば、逃走の患無きを得べし、巧者は善く度り、智者は善く備ふ、夏の羿は射術の妙手なれども、桃部の地に殺されて、其の射を用ふるに遑有らず、吳の慶忌は擊搏の勇者なれども、劍鋒に死して、其の搏を用ふるに暇有らず、是れ皆事に先だちて、豫備すること無ければなり、

○倕は堯の時の巧人なり、名手として稱せらる、○揭は逃げ去るなり、○豫は豫備なり、○不總射は、不遑射の意なり、

滅、非者戶告之曰、我實不與我諛亂謗乃愈起、止言以言、止事

猶ほ養ひて之を成長せしむ、晉の范氏の敗亡するに當り、其の鐘を竊み負ひて走る者有り、其の鎗然たる鐘聲を聞けば、他人の之を聽くを懼れ、遽に我の耳を掩ふ、夫れ他人の聽くを憎むは可なり、自から其の耳を掩ふは悖れり、升量が石量よりも大なる能はざるは、升が石の中に在ればなり、夜の其の歳より長き能はざるは、夜が歳の中に在ればなり、仁義の道徳より大なる能はざるは、仁義が道徳の包みたる中に在ればなり、針を先にして縷を後にすれば、以て帷を成すに足る、縷を先にして針を後にすれば、衣を成すに足らず、針線は幕を造り、土籠は城を造る、事の成敗は、必らず小より生ず、是れ其の漸次を以て至るを謂ふなり、

○弟は悌なり、弟の兄に順ふ誠なり、○鍾は鐘なり、樂器なり、○蔂は土籠なり、

染者先青而後黑則可、先黑而後青則不可、工人下漆而上丹則可、下丹而上漆則不可、萬事猶此、所先後上下不可不審、水濁而魚噞、形勞則神亂、

染むるものは青を先にして、黑を後にすれば可なり、黑を先にして青を後にすれば不可なり、工人は漆を下にして、丹を上にすれば可なり、丹を下にして、漆を上にすれば不可なり、萬事は此の如し、先後上下する所は、審にせざるべからず、水濁れば魚噞ぐ、形勞れて神亂る、

故國有賢君折衝萬里、因媒而嫁、而不因媒而成、因人而交、不因人而親、行合趨同、千里相從、趨不合行不同、對門不通、海水雖大不受胔芥、日月不應非其氣、君子不容非其類也、

故に國に賢君有れば、萬里の外に於て敵を制す、女は媒に因りて嫁するも、媒に因りて成るに非ず、友は人

馬之辟也、不敢騎、懼車之覆也不敢乘、是以虛禍距公利也、

楚王が其の愛する猿を失へば、林の木は之が爲めに殘はれ伐らる、宋君が其の藏する珠を亡へば、池の魚は之が爲めに乾されて盡く、故に澤に失火有れば、林は憂ふ、上に材を求むること有れば、臣は木を害す、上が魚を求むれば、臣は谷を乾す、上が楫を求むれば、下は船を致す、上の言が絲の如く細なれば、下の言は綸の如く大なり、上に一善有れば、下は二譽有り、上に三たび衰ふること有れば、下は九たび殺ぐこと有り、大夫種は、越を強くする所以を知りて、身を存する所以を知らず、萇弘は周の存する所以を知りて、身の亡ぶる所以を知らず、是れ遠を知りて近を知らざるなり、馬の勞るを畏れて之に騎らず、車の覆るを懼れて之に乘らず、是れ虛禍を以て實利を去るなり、

○猨は猿なり、○殘は害なり、○殫は盡くなり、○辟は勞るなり、

不孝弟者或詈父母、生子者所不能任其必孝也、然猶養而長之、范氏之敗、有竊其鍾負而走者、鎗然有聲、懼人聞之、遽掩其耳、憎人聞之可也、自掩其耳悖矣、升之不能大於石也、升在石之中、夜之不能脩其歲也、夜在歲之中、仁義之不能大於道德也、仁義在道德之包、先針而後縷、可以成帷、先縷而後針、不可以成衣、針成幕、蔂成城、事之成敗必由小生、言有漸也、

孝悌ならざるものは、父母を詈ること有り、故に子を生むも、其の孝なるを信任するに足らず、然れども

聖人從外知内、以見知隱也、喜武非俠也、喜文非儒也、好方非醫也、好馬非騶也、知音非瞽也、知味非庖也、此有一槩而未得主名也、被甲者非爲十歩之内也、百歩之外則爭深淺、深則達五藏、淺則至膚而止矣、死生相去不可爲道里、

聖人は外より内を知り、見を以て隱を知る、武を喜ぶも俠に非ず、文を喜ぶも儒に非ず、方を好むも醫に非ず、馬を好むも騶に非ず、音を知るも瞽に非ず、味を知るも庖に非ず、此六術を備へて有するも、主として名を稱すべきもの無ければなり、是れ聖人の異同を湊合する德なり、甲を被るものは、近き十歩の内の爲めにするに非ず、遠き百歩の外より來る所の矢石に備ふ、故に甲に由りて、創の深淺を爭ふ、深ければ五臟に達して死し、淺ければ皮膚に至りて止る、死生の相去るは、道里を以て論ずべからず、深淺の分るる所を見るべきなり、

○俠は武を以て自から任ずるもの、○方は技なり、○騶は車馬を司る官なり、○瞽は音樂師なり、○庖は割烹の役人なり、

楚王亡其猨、而林木爲之殘、宋君亡其珠、池中魚爲之殫、故澤失火而林憂、上求材臣殘木、上求魚臣乾谷、上求楫而下致船、上言若絲、下言若綸、上有一善下有二譽、上有三衰、下有九殺、大夫種知所以強越、而不知所以存身、萇弘知周之所存、而不知身所以亡、知遠而不知近、畏

之、百人抗浮、不若一人挈而趨、物固有衆而不若少者、引車者二六而後之、

般の申徒狄は、石を負ひ自から淵に沈みて死せり、是れ國の亂れたるを傷めるなり、然れども、溺者は以て高尚なる行と稱すべからず、鄭の弦高は、虚誕の言を以て敵軍を欺き、鄭を保存せり、然れども誕者は、以て常用の法と爲すべからず、故に事は一たび應ずるも、循ひ行ふべからざる有り、人は多言にして、百舌の鳥の如きもの有り、或は少言にして、開閉し難き戸の如きもの有り、馬、牛、羊、犬、豕、雞も、生れて耳目多きものは、妖災と稱し、豫言の書に、之を載す、百人にて瓠を擧ぐるは、一人挈げて趨るに如かず、物は固に其の時に應じて多と少との用を異にす、衆と雖も必らずしも少に勝るを得ず、車を引くものは、十二人なれば六人よりも後る、

○抗は高尚なる行なり、○不脂之戸は、脂膏を施さずして、開閉し難き戸なり、或は曰く、不脂は、脂を用ひずして動き易く、其の開閉に聲無きを稱すと、○不詳は不祥なり、妖災なり、○讖は豫言なり、○浮は瓠なり、

事固有相待而成者、兩人俱溺不能相拯、一人處陸則可矣、故同不可相治、必待異而後成、千年之松、下有茯苓、上有兎絲、上有叢蓍、下有伏龜、

事は固に相待ちて成るもの有り、兩人倶に溺るるときは、相拯ふ能はず一人留りて陸に居れば可なり、故に同は相治むべからず、必らず異を待ちて後に成る、千年の松は、其の下に茯苓有れば、其の上に女蘿有り、其の上に叢りたる蓍有れば、其の下に伏したる龜有り、

○拯は救ひ揚るなり、○茯苓は松脂より生ずる藥草なり、○兎絲は女蘿なり、○蓍は卜筮に用ふる草なり、故に其の下に龜有り、

禮を失ふ、墨者と爲りて朝に竽を吹くは、其の墨たる素を失ふ、是れ小利を知りて、大害を知らざるなり、迹を滅せんと欲して、雪中に走り、溺者を救ひて、濡るゝこと無きを望む、是れ其の行ふ所を非としながら、其の非とする所を行ふなり、

○白馬は見え易きを稱す、或は曰く、是れ白の凶服なるを指すと、○蒙藿は其の葉を羹とするもの、○踞は膝を立てゝ蹲むことにて、儒の禮に非ず、○吹竽は音樂して遊ぶことなり、墨者は儉素を尙ぶ、然るに朝より音樂するは、其の道に非ず、○拯は救ひ揚げるなり、

今夫闇飮者、非嘗不遺飮也、使之自以平、則雖愚無失矣、是故不同於和、而可以成事者、天下無之矣、求美則不得美、不求美則美矣、求醜則不得醜、求不醜則有醜矣、不求美、又不求醜、則無美無醜矣、是謂玄同、

今夫れ闇中に飮むものは、遺飮して其の度を過つこと無きに非ず、然れども其の人をして、心自から平ならしめば、愚者と雖も、過失無きを得べし、是の故に和に同せずして、事を成すべきものは、天下に之れ無し、美を求むれば美を得ず、美を求めざれば美なり、醜を求むれば醜を得ず、醜ならざるを求むれば、醜有り、美を求めず、醜を求めず、斯くすれば美も無く、醜も無し、是を玄同と謂ふ、

申徒狄負石、自沈於淵而溺者、不可以爲抗、弦高誕而存鄭、誕者不可以爲常、事有一應而不可循行、人有多言者猶百舌之聲、人有少言者猶不脂之戶也、六畜生多耳目者不詳、讖書著

爲狐計者不若走於澤、

牛の皮を剝ぎ鞟として、之を鼓にすれば、三軍の衆を正すに足る、然れども牛の爲めに計れば、車の軛に服くに如かず、狐白の裘は、天子之を被て廟堂に坐す、然れども狐の爲めに計れば、澤に走るに如かず、○鞟は鞹に同じ、皮を製して毛を去りたるもの、○三軍は上中下の全軍なり、

利害

亡羊而得牛、則莫不利失也、斷指而免頭、則莫不利爲也、故人之情於利之中則爭取大焉、於害之中則爭取小焉、將軍不敢騎白馬、亡者不敢夜揭炬、保者不敢畜噬狗、雞知將旦、鶴知夜半、而不免於鼎俎、山有猛獸、林木爲之不斬、園有螫蟲、藜藿爲之不采、爲儒而踞里閭、爲墨而朝吹竽、欲滅迹而走雪中、拯溺者而欲無濡、是非所行而行所非、

今夫れ羊を亡ふも、牛を得れば、其の失ふ所を利せざる無し、指を斷つも、頭を免れば、其の爲す所を利せざる無し、故に人の情は、利の中に於て、爭ひて大を取り、害の中に於て、爭ひて小を取る、將軍は敢て白馬に騎らず、敵の知るを防ぐなり、逃亡する者は、夜に當りて炬を揭げず、身を保つ者は、狂犬を畜はず、是を皆自から守る道なり、雞は曙を知り、鶴は夜半を知るも、自から守ることを知らず、故に雞鶴は、鼎俎の害を免る能はず、山に猛獸有れば、林木は之が爲めに斬られず、園に螫蟲有れば、藜藿は之が爲めに采られず、是れ其の取る所の利小にして、受くる所の害大なればなり、儒者と爲りて里閭に踞るは、其の儒たる

廣者魚大、山高者木脩、廣其地而薄其德、譬猶陶人爲器也、揲挻其土而不益厚、破乃愈疾、

鐘と磬とは、近ければ鐘音大なり、遠ければ磬音著る、物は固に近の遠に若かざる有り、遠の近に如かざる有り、今夫れ田稻は水に生ず、然れども湍瀨の流に生ずる能はず、紫芝は山に生ず、然れども磐石の上に生ずる能はず、磁石は能く鐵を引く、然れども銅に於けるに及びては、其の力を行ふ能はず、水廣ければ魚大なり、山高ければ木長し、其の地を廣めて其の德を薄くするは、陶人の器を爲るが如し、其の土を打ちて厚を益さゞるものは、破ること愈疾し、
○鍾は鐘なり、○充は大なり、○章は著なり、○今曰は今田に作るべしもの說有り、從ふべし、○揲挻は累りに打つなり、揲は數へることにて、幾度も重ね行ふをいふ、挻は打擊なり、

聖人不先風吹、不先雷毀、不得已而動、故無累、月盛衰於上、則蠃蠬應於下、同氣相動、不可以爲遠、執彈而招鳥、揮棁而呼狗、欲致之顧反走、故魚不可以無餌釣也、獸不可以虛器召也、

聖人は風に先ちて吹かず、雷に先ちて毀らず、已むを得ずして動く、故に煩累無し、月は上に盛衰すれば、螺蛤は下に應じて肥瘦す、同陰の水氣相動く、以て遠しと爲すべからず、彈丸を執りて鳥を招き、木棍を揮ひて狗を呼べば、之を近く致さんと欲するも、顧て走り去る、故に魚は餌無くして釣るを得ず、獸は虛器を以て招くを得ず、
○蠃は螺なり、○蠬は蛤なり、○棁は棍なり、

剝牛皮鞟以爲鼓、正三軍之衆、然爲牛計者不若服於軛也、狐白之裘、天子被之而坐廟堂、然

覆傾、君子之於善也、猶采薪者、見一介掇之、見青葱則拔之、天二氣則成虹、地二氣則泄藏、人二氣則成病、陰陽不能且冬且夏、月不知晝、日不知夜、

清を以て濁に入れば、必らず困辱せらる、濁を以て清に入れば、必らず覆り傾く、君子の善に於けるは、薪を採るもの丶如し、一芥を見れば、之を掇り、青葱を見れば、之を拔く、細小と雖も、捨る所無し、夫れ天は晴雨相犯せば虹を成し、地は陰陽相爭へば、火を噴き、人は正邪相干せば病を致す、陰陽は冬と夏とを兼ぬる能はず、月は晝を知らず、日は夜を知らず、

○一介は一芥なり、小枝を指す、○青葱は樹苗なり、○泄藏は地震噴火なり、○且冬且夏は、寒熱を同時に行ふことなり、

善射者發不失的、善於射矣、而不善所射、善釣者無所失、善於釣矣、而不善所釣、故有所善則不善矣、

善く射るものは、發して的を違へず、實に射ることには善なり、然れども、其の的として射らる丶ものには善ならず、善く釣るものは、餌して魚を失はず、實に釣ることは善なり、然れども、其の魚として釣らる丶ものには善ならず、故に善なる所有れば、善ならざる所有るを免れず、

鍾之與磬也、近之則鍾音充、遠之則磬音章、物固有近不若遠、遠不如近者、今[曰]稻生於水、而不能生於湍瀨之流、紫芝生於山、而不能生於盤石之上、慈石能引鐵、及其於銅則不行也、水

不平也、故以不平爲平者、其平不平也、嫁女於病消者、夫死則後難復處也、

牢獄に拘はれたるものは、日を以て長しとす、市に死すべきものは、日を以て短しとす、日の長短は、法度有れども、其の人の在る所に由りて、短となり長となる、是れ其の心に平ならざればなり、故に不平を以て平と爲すものは、其の平と稱するもの、是れ不平なり、人有り其の女を消病者に嫁す、其の夫死すれば、再び嫁すること難し、其の女の心に平を失へばなり、○令圄は牢獄なり、○脩は長なり、○消は痟に通ず、血液の病なり、

故沮舍之下不可以坐、倚牆之傍不可以立、執獄牢者無病、罪當死者肥澤、刑者多壽、心無累也、良醫者常治無病之病、故無病、聖人者常治無患之患、故無患也、夫至巧不用劍、善閉者不用關楗、淳于髡之告失火者、此其類、

故に壞れたる舍の下には坐すべからず、傾きたる墻の傍には立つべからず、獄牢に捕囚たるものは病無し、厲鬼も之を畏るを以てなり、罪の死に當るものは、肥えて澤有り、其の心定まればなり、宮刑を受けたるものは壽多し、其の情欲の累無ければなり、良醫には常に無病の病を治む、故に病無し、聖人は常に無患の患を治む、故に患無し、夫れ至巧の彫刻は、劍を用ひず、至善の門關は、楗を用ひず、齊の淳于髡が失火を論じて、其の根本の豫防を擧げたるは、此れ其の類なり、

○沮舍は壞れたる舍なり、○倚墻は傾きて斜になりたる牆なり、墻は牆に同じ、

以清入濁必困辱、以濁入清必

子之見黏蟬者、白公勝之倒杖策也、衛姬之請罪於桓公、子見子夏曰、何肥也、魏文侯見之反被裘而負芻也、兒說之爲宋王解閉結也、此皆微眇可以觀論者、人有嫁其子而教之曰、爾行矣、愼無爲善、曰不爲善、將爲不善邪、應之曰、善且由弗爲、況不善乎、此全其天器者、

齊の太夫子淵捷は、陳成子恒の劫迫に遭ふも屈せず、宋の子罕は其の欲せざる所を辭して、其の欲する所を得たり、孔子は竿を以て蟬を取るものを見て、其の心を用ふること至れば、神に達するを知る、楚の白公勝は、倒に策を杖き自から頤を傷るも顧みず、其の精を敵に用ふればなり、衛姬は齊桓の顏色を見て、衛國の危きを知り、其の罪を請ふ、曾子は子夏を見て其の道の情欲に勝ちたるを知り、何ぞ肥えたるやと曰ふ、魏の文侯は、被裘を反して、皮盡くれば毛の附く所無きを知り、芻を負ふものゝ窮狀を見る、兒說は宋王の爲めに、閉結を解くことを說きて、其の解かざるを以て、解くことを完くする理を推す、是等は皆微眇精通にして、觀察し論辨すべきものなり、人其の女を嫁せしむるもの有り、之に敎へて曰く、爾は行け、愼みて善を爲す勿れと、其女曰く、善を爲さゞれば、不善を爲さんとするかと、乃ち之に應へて曰く、善も猶爲さず、況んや不善をや、不善を爲さゞるは論を須たずと、此れ其の天性の善器を全くするものなり、〇黏蟬は、竿に黏して蟬を指し取るなり、〇子見子夏は、曾子見子夏と解すべし、〇魏文侯見之は、魏文侯之見に作るを正とす、〇且由は猶なり、

掏囹圄者、以日爲脩、當死市者以日爲短、日之脩短有度也、有所在而短、有所在而脩也、則中

るを以てなり、泰山の容は巍巍然として高きも、之を去ること千里なれば、塵埃をも見ず、其の遠きを以てなり、之に反して秋毫の細き末端も、不測の奥に淪み入る、是の故に小も內と爲すべからず、大も外と爲すべからず、
○泮は解け散るなり、○埵堁は塵埃なり、

蘭生幽谷、不爲莫服而不芳、舟在江海、不爲莫乘而不浮、君子行義、不爲莫知而止休、夫玉潤澤而有光、其聲舒揚、渙乎其有似也、無內無外、不匿瑕穢、近之而濡、望之而隧、夫照鏡見眸子、微察秋毫、明照晦冥、故和氏之璧、隨侯之珠、出於山淵之精、君子服之、順祥以安寧、侯王寶之、爲天下正、

蘭は幽谷に生じ、之を採るもの無しと雖も、其の芳香を放つ、舟は江海に在り、之に乘るもの無しと雖も、其の浮泛を爲す、君子は義を行ひ、之を知るもの無しと雖も、其の誠實を保つ、夫れ玉は、潤ひ有り澤有りて光を生じ、其の音は舒び揚る、渙として物に凝滯せざること、君子に似たり、內無く外無し、瑕を藏さず、穢を匿さず、之に近けば濡ひ、之を望めば道有り、夫れ鏡を照して眸子を見れば、微は秋毫を察す、明は晦冥を照す、故に和氏の璧と隨侯の珠とは、山と淵との精より出づ、君子之を佩び用ふれば、順祥にして安寧なり、侯王之を寶とすれば、天下の正たり、
○不爲莫服而不芳は、雖無服猶芳の意なり、他人の來り採りて服用すること無しと雖も、能く其の芳香を保つを稱す、下の舟、君子ともに、此の例に從ふべし、○渙は廣く行ふ貌なり、○山淵は山より璧を產し、淵より珠を生ずるなり、

陳成子恒之劫子淵捷也、子罕之辭其所不欲而得其所欲、孔

を守るは、越人の射の如し、是れ道の用を知らざるものなり、滿月も蝕に當れば、日は月光を奪ふ、陰は陽に乘ずべからざればなり、日出れば星は見えず、日と光を爭ふ能はざればなり、
○嚮は窓なり、○刺舟は舟を使ふなり、

故末不可以强於本、指不可以大於臂、下輕上重、其覆必易、一淵不兩鮫、水定則淸正、動則失平、故惟不動、則所以無不動也、江河所以能長百谷者、能下之也、夫惟能下之、是以能上之、

故に末は本より强なるべからす、指は臂より大なるべからず、下輕く上重ければ、其の覆ること必らず易し、一淵は兩鮫を容るべからず、夫れ水は、定れば淸正なれども、動けば平を失ふ、故に唯動くことも無きものは、動かざる無き所以なり、江河の能く百谷に長たる所以は、能く之に下ればなり、夫れ惟能く下る、故に能く上る、

天下莫相憎於膠漆、而莫相愛於氷炭、膠漆相賊、氷炭相息也、牆之壞愈其立也、氷之泮愈其凝也、以其反宗、泰山之容、巍巍然高、去之千里、不見埵堁、遠之故也、秋毫之末、淪於不測、是故小不可以爲內者、大不可以爲外矣、

天下の物は、膠と漆とを以て、相憎むことの甚しきを見る、而して氷と炭とを以て、相愛することの甚しきを見る、夫れ膠漆は相依れば解くる能はずして、遂に相賊害す、氷炭は相依れば、氷解けて水に歸り、炭獨り留る、因て相息むことを得るなり、牆の壞るは土に歸するなり、故に其の立つに勝る、氷の泮るは水に復るなり、故に其の凝りたるに愈る、是れ皆其の本に反

也、用所以言也、歌者有詩、然使人善人者非其詩也、鸚鵡能言而不可使長、是何則得其所言、而不得其所以言、

聖人は、身を終るまで治を言ふ、然れども其の用ふる所は、其の言に從ふに非ず、其の言を發する所以を用ふるなり、行は本なり、言は末なり、歌ふ者は詩有るに由る、然れども、其の歌者をして音調を善くせしむるものは、其の詩に由るに非ず、鸚鵡は能く言ふも、言の主と爲らしむべからず、何となれば、是れ其の言ふ所を得るも、其の言ふ所以を得ざればなり、

故循迹者非能生迹者也、神蛇能斷而復續、而不能使人勿斷也、神龜能見夢元王、而不能自出漁者之籠、

故に迹に循ふものは、能く迹を生ずるものに非ず、神蛇は能く斷られて復び續ぐ、然れども人をして斷ること無からしむる能はず、神龜は能く宋の元王の夢に入れども、自から漁者の籠より出る能はず、

四方皆道之門戸牖嚮也、在所從闚之、故鈞可以教騎、騎可以教御、御可以教刺舟、越人學遠射、參天而發、適在五步之內、不易儀也、世已變矣、而守其故、譬猶越人之射也、月望日奪其光、陰不可以乘陽也、日出星不見、不能與之爭光也、

四方は道の門戸牖嚮なり、闚ふ所に由りて其の道を知るべし、故に鈞は騎を教ふべし、騎は御車を教ふべし、御車は舟を使ふを教ふべし、越人は遠射を學び、天に參へて發す、近きこと五步の內に在るも、其の天に向ふ所の儀を易へず、世態既に變りて、猶其の故法

闇、河水不見太山、視日者眩、聽雷者聾、人無爲則治、有爲則傷、無爲而治者、載無也、爲者不能有也、不能無爲者、不能有爲也、

清ければ明たり、杯水以て眸子を見るべし、濁れば闇たり、河水以て太山を見るべからず、日を視るものは眩し、雷を聽くものは聾す、人は無爲なれば治る、有爲なれば傷る、無爲にして治るは無を行へばなり、有爲なるものは、其の有をも有つ能はず、無爲なる能はざるものは、有爲なる能はざるなり、

人無言而神、有言者則傷、無言而神者載無、有言則傷其神之神者、鼻之所以息、耳之所以聽、終以其無用者爲用矣、物莫不因其所有而用其所無、以爲不信、視籟與竽、念慮者不得臥、止念慮則有爲其所止矣、兩者俱忘則至德純矣、

人は言ふこと無ければ神なり、言ふこと有れば傷る、無言なれば神なりとは、無を行へばなり、有言なれば、其の神の神なるものを傷る、鼻の息する所以と、耳の聽く所以とは、終に其の無用なる中空の孔穴を以て用と爲すなり、蓋し物は其の有る所に因らざる無し、然れども其の無き所を用ひざる無し、此の說を以て信ならずと思惟せば、彼の籟と竽とを視よ、籟竽の兩器は、其の中空の孔穴を以て、音を成すに非ずや、念慮有るものは、眠る能はず、念慮を止むれば、其の止むる所に有爲なり、未だ無に達せず、故に此の念慮と念慮を止むることゝの兩者俱に忘れ消えて、然る後に始めて至德の純なるを得べきなり、

○籟は三孔の笛なり、○竽は三十六簧の笛なり、○臥は眠る意なり、

聖人終身言治、所用者非其言

人不小學不大迷、不小慧不大愚、人莫鑑於沫雨、而鑑於澄水者、以其休止不蕩也、詹公之釣千歲之鯉不能避、曾子攀柩車、引輴者爲之止也、老母行歌而動申喜、精之至也、瓠巴鼓瑟而浮魚出聽、伯牙鼓琴駟馬仰秣、介子歌龍蛇而文君垂泣、故玉在山而草木潤、淵生珠而岸不枯、螾無筋骨之强爪牙之利、上食晞堁、下飮黃泉、用心一也、

人は小く學べば未だ道に通ずる能はず、故に大に迷ふ、人は小く慧なれば、物に通ずる能はず、故に大に愚なり、人は雨後の浮漚に鑑ること無くして澄みたる水に鑑る、是れ浮漚は動き澄水は靜なるを以てなり、詹何は道を得て釣す、故に千年の老鯉も、其の捕を避くる能はず、曾參は孝心を以て、其の親の喪の車を攀ぢて泣けば、輓夫は之が爲めに止る、申喜の老母行歌すれば、申喜を感動す、是れ精の至れるものなり、瓠巴は瑟を鼓けば、江底の淫魚出でて聽く、伯牙は琴を彈けば、駟馬仰ぎ吹きて喜ぶ、介推は龍蛇を歌へば、晉文感激して泣を垂る、故に玉は山に在れば、草木潤ひ、淵は珠を生ずれば、岸枯れず、蚯蚓は筋骨の强無く、爪牙の利無きも、上に向ひて淺き土を食ひ、下に向ひて深き水を飮む、是れ其の心を用ふること一にして迷はざればなり、

○不小學不大迷は、小學則大迷の意なり、下句の小慧も、此の例に依るべし、○沫雨は、雨後の路上に於ける浮漚なり、○蕩は動くなり、○輴は柩を載せたる車なり、○淫魚は長頭の怪魚なり、○仰秣は頭を擧げて氣を吹くなり、馬の喜びたる貌をいふ、○螾は蚯蚓なり、○晞堁は乾きたる土なり、淺きもの乾き易きを以て淺き泥の意とす、

淸之爲明、杯水見眸子、濁之爲

魄問於蒐曰、道何以爲體、曰以無有爲體、魄曰、無有有形乎、蒐曰、無有何得而聞也、蒐曰、吾直有所遇之耳、視之無形、聽之無聲、謂之幽冥、幽冥者所以諭道、而非道也、

魄は魂に問ひて曰く、道は何を以て體と爲すか曰く、無有を以て體と爲す、魄曰く、無有は形有るか、魂曰く、無有は何ぞ得て聞かん、吾は唯之に遇ふ所有るのみ、之を視るに形無く、之を聽くに聲無し、之を幽冥と謂ふ、幽冥は道に譬へ比ぶる所以なり、是れ道の體に非ず、
○魂曰吾直は、魂曰の二字を除きて見るべし、○蒐は魂に同じ、氣の精なり、○魄は形の精なり、○直は唯なり、

魄曰、吾聞得之矣、乃內視而自反也、蒐曰、凡得道者、形不可得而見、名不可得而揚、今汝已有形名矣、何道之所能乎、魄曰、言者獨何爲者、吾將反吾宗矣、魄反顧蒐忽然不見、反而自存、亦以淪於無形矣、

魄曰く、吾は之を得たり、乃ち內に視て自から本に歸るべきのみと、魂曰く、凡そ道を得るものは、其の形を見るべからず、其の名を揚ぐべからず、今汝は既に形と名と有り、何ぞ道を能くするを得ん、魄曰く、言者は無形を說きながら、猶其の言を成すは、獨り何ぞや、魂曰く、吾は吾道の本に復らんとするなり、魄乃ち魂を反顧すれば、忽ち見えず、魄は獨り自から存す、然れども亦無形の中に淪み入る、
○吾聞得は、吾得の兩字と見るべし、解し得たる意なり、○吾將反吾宗は、吾宗の上に、魂曰の兩字を加へて解すべし、宗は本なり、道なり、

官を陞し祿位を增し、地を割きて之に與へ、其の地は從來の封域より外なる新領の處に決定す、士卒の罪有るものは、軍中に於て之を論斷す、將軍は國に還れば、軍旗を返上し、斧鉞を納入し、其の任務の畢りたるを君に報じて曰く、軍は後に處辨すべきこと無しと、乃ち喪衣を着け、舍を避け、罪を君に請ふ、○爵祿は、位階と俸給となり、○顧反は還るなり、○致は致すなり、返納する意なり、○縞素は喪衣なり、白裝束なり、

君曰、赦之、退齊服、大勝三年反舍、中勝二年、下勝期年、兵之所加者、必無道之國也、故能戰勝而不報、取地而不反、民不疾疫、將不夭死、五穀豐昌、風雨時節、戰勝於外、福生於內、是故名必成、而後無餘害矣、

君曰く、之を赦すと、將軍乃ち退き、齋戒して謹愼す、軍の大勝を經たる三年にして、本來の舍に還る、其中勝には二年とし、其の下勝には一年とす、其の勝つことの多きに從ひ、其の愼むことを多くす、蓋し兵の加ふる所は、必らず無道の國なり、故に能く戰ひ勝ちて、之に報ゆるもの無し、敵の地を取るも、之を反すこと無し、民は疾疫せず、將は夭死せず、衆穀は豐昌なり、風雨は時節に適ひ、戰は外に勝ち、福は內に生る、是の故に名必らず成りて、後に餘害無し、○齊服は、齊明盛服なり、齋戒して愼み居ること、○期年は滿一年なり、○夭死は早死なれども、戰死を指す、

說山訓

山は道の本たり、仁者の處る所なり、道の旨を說きて、委積すること山の如し、以て人意を領理し、世事を闡明にす、故に說山と曰ふ、

無有

乘將軍車、載旌旗斧鉞、累若不勝、其臨敵決戰、不顧必死、無有二心、

將軍乃ち爪を剪り、喪衣を着け、北門を開きて出で、將軍の車に乘り、旌旗斧鉞を載せ、深く其の重任に勝へざるが如くす、既にして其の敵に臨み、戰を決するや、必死を辭せず、二心を有せず、

○爪鬄は、手足の爪を剪り去るなり、凶禮に就くなり、○明衣は喪衣なり、○凶門は北より出る門なり、○旌は大旗なり、○鉞は大斧なり、○累は深き意なり、

是故無天於上、無地於下、無敵於前、無主於後、進不求名、退不避罪、唯民是保、利合於主、國之實也、上將之道也、如此則智者爲之慮、勇者爲之鬭、氣厲靑雲、疾如馳騖、

是の故に、將軍は上に天無く、下に地無く、前に敵無く、後に主無し、進むも名を求めず、退くも罪を避けず、唯其の民を保つを力め、利の其の君に合ふを期す、是れ國の實なり、上將の道なり、此の如くなれば、智者は之が爲めに慮り、勇者は之が爲めに鬭ひ、氣は靑雲を凌ぎ、其の擧動の疾きこと、馳騖するが如し、

○厲は凌ぐなり、○騖は馳せ廻るなり、

是故兵未交接、而敵人恐懼、若戰勝敵奔、畢受功賞、吏遷官益爵祿、割地而爲調、決於封外、卒論斷軍中、顧反於國、放旗以入斧鉞、報畢於君、曰軍無後治、乃縞素辟舍、請罪於君、

是の故に、兵未だ交接せずして、敵人恐懼す、若しも戰勝ちて敵奔るときは、其の軍畢く功賞を受け、吏は

り、西面して立つ、將軍は廟門に入り、趨りて堂下に至り、北面して立つ、
○社稷は、其の國の神を祭祀することにて、國家を指す、○祝史は神官なり、○太卜は司星の官なり、○太廟は宗廟なり、○趨は趨なり、

主親操鉞持頭、授將軍其柄、曰從此上至天者、將軍制之、復操斧持頭、授將軍其柄、曰從此下至淵者、將軍制之、

君は手に鉞を操り、其の頭を持ち、其の柄を將軍に授けて曰く、此より上に向ひて天に至るまで、將軍之を制せよと、更に斧を操り、其の頭を持ち、其の柄を將軍に授けて曰く、此より下に向ひ淵に至るまで、將軍之を制せよと、

將已受斧鉞、答曰、國不可從外治也、軍不可從中御也、二心不可以事君、疑志不可以應敵、臣既以受制於前矣、鼓旗斧鉞之威、臣無還請、願君亦以垂一言之命於臣也、君若不許、臣不敢將、君若許之、臣辭而行、

將軍既に斧鉞を受け、答へて曰く、國は外より治むるを得ず、軍は中より御することを得ず、二心は以て君に事ふべからず、疑志は以て敵に應ずべからず、臣は既に制を君前に受けたり、旗鼓斧鉞の威は、臣還り請ふこと無く、之を決行せん、願くは君も一言の命を臣に垂るゝ勿れ、君若し之を許さずんば、臣は敢て將たらず、君若し之を許さば、臣乃ち行かんと、
○以垂は、無垂に作るべしとの說有り、從ふべし、是れ前後の文意に由り、然らざるを得ず、○辭は別を告ぐるなり、

乃爪鬋設明衣也、鑿凶門而出、

其の後呉王は、驕慢に流れ、慾を縦にし、諫を拒み、諛を喜び、勇悍にして過失を遂げ、訓誨すべからず、大臣は怨み、百姓は附かず、是に於て越王は、精兵三千を以て、呉王を干隧の地に擒へたり、是れ其の虚を制したるに因るなり、

○驕溢は驕慢なり、○憢は驍に通ず、勁きなり、○懟は恨むなり、

夫氣之有虚實也、若明之必晦也、故勝兵者非常實也、敗兵者非常虚也、善者能實其民氣、以待人之虚也、不能者虚其民氣、以待人之實也、故虚實之氣、兵之貴者也、

夫れ氣の虚實有るは、明の晦きこと有るが如し、故に勝兵は常に實なりと謂ふを得ず、敗兵は常に虚なりと謂ふを得ず、善く用ふるものは、能く其の民の氣を實にして、敵の氣の虚なるを待つ、之に反して、善く用ふる能はざるものは、其の民の氣を虚にして、敵の氣の實なるを待つ、是の故に虚實の氣は、兵の貴ぶ所の根本なり、

凡國有難、君自宮召將、詔之曰、社稷之命在將軍、即今國有難、願請子將而應之、將軍受命、乃令祝史太卜齋宿三日、之太廟、鑽靈龜、卜吉日、以受鼓旗、君入廟門、西面而立、將入廟門、趍至堂下、北面而立、

凡そ國に兵難有れば、君は宮より將を召し之に詔して曰く、國家の命は將軍に依る、今や國に兵難有り、願くは子が軍に將として之に應ぜんことをと、將軍其の命を拜受す、是に於て君は神官及び星官に命じ、齋戒すること三日にして、靈廟に詣り、靈龜を鑽り、吉日を卜定せしめ、旗鼓を將軍に授く、君は廟門に入

薄者移、牢柔不相通、而勝相奇者虛實之謂也、

上と下とに隙有り、將と吏と相親まず、其の執る所は直しからず、士卒の心に不服を積む、是れ謂はゆる虛なり、主は明君なり、將は良臣なり、上下其の心を固くし、氣意相共に起る、是れ謂はゆる實なり、水を以て火に投ずる如し、其の當る所のものは陷り、其の遁る所のものは移る、剛と柔と相通ぜず、剛者勝ちて奇功有るものは、是れ虛實の謂ひなり、
○薄は逼り犯すなり、○牢は剛なり、

故善戰者不在少、善守者不在小、勝在得威、敗在失氣、夫實則鬪、虛則走、盛則强、衰則北、吳王夫差地方二千里、帶甲七十萬、南與越戰、棲之會稽、北與齊戰、破之艾陵、西遇晉公、擒之黃池、此用民氣之實也、

故に善く戰ふものは、兵の多少に在らず、善く守るものは、地の大小に在らず、勝は威を得たるに在り、敗は氣を失ひたるに在り、夫れ實なれば鬪ひ、虛なれば走り、盛なれば强く、衰れば北ぐ、吳王夫差は、其の領地二千里四方有り、兵卒七十萬人有り、南に於ては越と戰ひ、之を會稽の山に棲ましめ、北に於ては齊と戰ひ、之を艾陵の地に破り、西に於ては晉の平公に遇ひ、之を黃池の會に制せり、此れ民の氣の實を用ひたればなり、
○不在少は、兵の多少に關せざるを謂ふなり、下句の不在小も、此の例に從ふべし、○擒は、必らずしも捕へたる意に非ず、制御するを謂ふ、

其後驕溢縱欲、拒諫喜諛、憢悍遂過、不可正喩、大臣怨懟、百姓不附、越王選卒三千人、擒之干隧、因制其虛也、

此善爲設施者也、

兵は敵の饑、渴、凍、暍、勞、倦、怠、亂、恐懼、窘步に困り、之に乘ずるに精選の卒を以てし、之を擊つに夜陰を以てす、此れ善く時に因り變に應ずるものなり、兵は平地に於て、車を用ひ、險處に於て、馬を用ふ、水を涉るには弓を多くし、隘き處には弩を用ふ、晝に於て旌を多くし、夜に於て火を多くす、晦冥には鼓を多くす、此れ善く設施を爲すものなり、
○暍は熱に苦むなり、○窘步は畏縮なり、○易は夷なり、平地なり、

凡此八者不可一無也、然而非兵之貴者也、夫將者必獨見獨知、獨見者見人所不見也、獨知者知人所不知也、見人所不見謂之明、知人所不知謂之神、神明者先勝、先勝者守不可攻、戰不可勝、攻不可守、虛實是也、

凡そ此の善く爲むる八者は、其の一をも失ふべからず、然れども是れ兵の貴ぶ所の根本に非ず、根本は虛實の用に在り、夫れ將は必らず獨り見て獨り知るを要す、獨り見ることは他人の見ざる所を見るなり、獨り知るとは他人の知らざる所を知るなり、他人の見ざる所を見る、之を明と謂ふ、他人の知らざる所を知る、之を神と謂ふ、神明は先づ勝つものなり、先づ勝つものは、我の守るときに敵は攻るを得ず、我の戰ふときに敵は勝つを得ず、我の攻るときに敵は守るを得ず、虛實の用是れなり、

虛實

上下有隙、將吏不相得、所持不直、卒心積不服、所謂虛也、主明將良、上下同心、氣意俱起、所謂實也、若以水投火、所當者陷、所

肆柴揚塵起堨、所以營其目者、此善爲詐佯者也、錞鉞牢重固植而難恐、勢利不能誘、死亡不能動、此善爲充榦者也、

兵は規慮を設け、埋伏を施し、水火を用ひ、珍怪を出し、鼓譟を行ふ、是れ其の耳を惑亂せしむる所以なり、兵は梢を曳き柴を肆き、塵を揚げ埃を起す、是れ其の目を惑亂せしむる所以なり、是等は善く詐佯を爲すものなり、兵は其の武器を堅牢にし、之を固く植て、犯し難く、勢利も誘ふ能はず、死亡も動かす能はず、此れ善く强盛を爲すものなり、
○蔚伏は叢中の伏兵なり、○見は現なり、表面に於てする意なり、○營は惑亂なり、○肆は曳くなり、○堨は埃なり、○錞鉞は武器を概稱す、錞は矛の柄の末なり、鉞は大斧なり、○恐は犯すなり、○充榦は充幹なり、强く盛なる貌なり、

剽疾輕悍勇敢輕敵、疾若滅沒、此善用輕出奇者也、相地形處次舍、治壁壘、審煙斥、居高陵舍出處、此善爲地形者也、

兵は疾く悍く、勇敢にして敵を輕んじ、速なること滅沒する如き有り、此れ善く輕を用ひ奇を出すものなり、兵は地形を相て、宿舍を處き、壁壘を治め、烽煙斥候を審にし、高陵に居り、出處を便にす、此れ善く地形を治むるものなり、
○剽疾は、激しく迅きなり、○次舍は宿舍なり、○舍出處は出入の道筋を設るなり、

因其饑渴凍暍勞倦怠亂恐懼窘步、乘之以選卒、擊之以宵夜、此善因時應變者也、易則用車、險則用騎、涉水多弓、隘則用弩、晝則多旌、夜則多火、晦冥多鼓、

出奇行陳之間、發如雷霆、疾如風雨、擇巨旗、止鳴鼓、而出入無形、莫知其端緒者也、

故に、善く兵を用ふるものは、天に隱すを上とし、地に隱すを下とし、人に隱すを中とす、之れを天に隱すものは、制せざる無し、何をか之を天に隱すと謂ふ、大寒、甚暑、疾風、暴雨、大霧、冥晦、是等の天變に因りて、我兵の動靜を轉化するもの、是れなり、何をか之を地に隱すと謂ふ、山陵、丘阜、林叢、險阻、以て伏匿すべくして、形を現さゞるもの、是れなり、何をか之を人に隱すと謂ふ、前に蔽ひ後に現じ、奇を行陣の間に出し、發して雷霆の如く、疾くして風雨の如く、敵の巨旗を奪ひ、鳴鼓を止めて、出入其の形を現さず其の端緒を窺ふを得ず、是れなり、

○丘阜は、高丘と低阜となり、○擇は搴なり、

故前後正齊、四方如繩、出入解續、不相越淩、翼輕邊利、或前或後、離合散聚、不失行伍、此善脩行陳者也、明於奇賌陰陽刑德五行望氣候星龜策禨祥、此善爲天道者也、

故に、兵は前後正しく齊ひ、四方相通じて繩の如く、出入も、解くも、續くも、相淩がず、相越えず、其の兩翼は、輕くして、四邊は利有り、或は前み、或は後れ、離合聚散し、行伍を失はず、此れ善く行陣を修むるものなり、兵は奇祕、陰陽、刑德、五行、望氣、候星、龜策、禨祥の事に明なるもの有り、是れ善く天道を爲むるものなり、

○解續は斷續なり、○越淩は淩犯なり、淩は凌に通ず、○賌は機微祕密なり、○候星は天文なり、○龜策は卜筮なり、○禨祥は禍福なり、

設規慮、施蔚伏、見用水火、出珍怪、鼓譟軍、所以營其耳也、曳梢

飽爲饑、奇、佚爲勞奇、奇正之相應、若水火金木之代爲雌雄也、

故に物は相異なるを以て、奇功有りと爲す、兩雀相闘へば、死する者有らず、鶻鷹至れば、之が爲めに雀の爭は解け去る、其の類を異にするを以てなり、是の故に、靜は躁の奇と爲り、治は亂の奇と爲り、飽は饑の奇と爲り、逸は勞の奇と爲る、其の奇の正と相應ずるは、水火金木の相代りて雌雄を成すが如し、

○爵は雀なり、○佚は逸なり、○水火金木は、中央の土を稱せざるも、五行を指す、

五殺

善用兵者、持五殺以應、故能全其勝、拙者處五死以貪、故動而爲人擒、兵貴謀之不測也、形之隱匿也、出於不意、不可以設備也、謀見則窮、形見則制、

善く兵を用ふるものは、水火金木土の勝つべき道を持して、敵に應ず、故に能く其の勝を全くす、拙く兵を用ふるものは、五行の敗るべき道に處して、利を貪る、故に敵に擒へらる、蓋し兵は謀の測られずして、敵の不意に出るを貴ぶ、或は形の隱匿して、之に對する備の設くべからざるを貴ぶ、謀現れては行ふに窮す、形現れては敵に制せらる、

○五殺は五行の運旋に從ふなり、○五死は五行の運旋に反するなり、

故善用兵者、上隱之天、下隱之地、中隱之人、隱之天者、無不制也、何謂隱之天、大寒甚暑疾風暴雨大霧冥晦、因此而爲變也、何謂隱之地、山陵丘阜林叢險阻、可以伏匿而不見形者也、何謂隱之人、蔽之於前、望之於後、

たる如し、其の疾きは弩を放つ如し、其の勢は矢を射る如し、龍と爲り、蛇と爲り、動くこと常體無し、他より其の中る所を見るを得ず、他より其の窮る所を知るを得ず、我攻るときに敵は守る能はず、我守るるときに敵は攻る能はず、是れ三隧四義五行十守の用なり、

○詮は法なり、一本に鈐に作る、意相通ず、○數は理なり、○揆は揆に作るを正とす、法規なり、○擧措は處置なり、○彍は彍に同じ、張ることなり、○弩は機を以て、矢或は石を彈き放つ大弓なり、

蓋聞善用兵者、必先脩諸己、而後求諸人、先爲不可勝、而後求勝、脩己於人、求勝於敵、己未能治也、而攻人之亂、是猶以火救火、以水應水也、何所能制、今使陶人化而爲埴、則不能成盆盎、工女化而爲絲、則不能織文錦、同莫足以相治也、

蓋し聞く、善く兵を用ふるものは、必らず先づ之を自己に修めて、後に之を他人に求む、先づ敵の我に勝つべからざる道を備へて、後に我は敵に勝つを求む、是れ勝を制する所以なり、之に反して自己を修むることは、他人に於てせしめ、我は唯敵に勝たんことを求む、是れ敗亡の道なり、或は自己未だ治る能はざるに、他人の亂を攻む、是れ火を以て火を救ふが如し、水を以て水に應ずるが如し、何ぞ能く制する所有らん、今試に陶人をして、自から粘土に化せしめば、盆盎を成す能はざるべし、工女をして、自から絲纖に化せしめば、文錦を織る能はざるべし、相同じきものは、相治るに足らず、

故以異爲奇、兩爵相與鬪、未有死者也、鸇鷹至則爲之解、以其異類也、故靜爲躁奇、治爲亂奇、

操固而不可遷也、知明而不可蔽也、不貪於貨、不淫於物、不嚂於辯、不推於方、不可喜也、不可怒也、是謂至於窈窈冥冥、孰知其情、

將たるものは、必らず三隧四義五行十守を要す、其の謂はゆる三隧とは何ぞや、上は天道を知り、下は地形に習ひ、中は人情を察す、是れなり、其の謂はゆる四義とは何ぞや、國に便なるを致して、兵を恃まず、主の爲めに盡して、我の身を顧みず、事の難きを見て、我の死を畏れず、疑を決して、我の死を辭せず、是なり、其の謂はゆる五行とは何ぞや、柔なるも卷くべからず、剛なるも折るべからず、仁なるも他より犯すを得ず、信なるも他より欺くを得ず、勇なるも他より凌辱を加るを得ず、是れなり、其の謂はゆる十守とは何ぞや、神清くして濁すべからず、謀遠くして窺ふべからず、操固くして遷すべからず、智明にして蔽ふべからず、貨に於て貪る所無し、物に於て迷ふ所無し、辯に於て濫にする所無し、方法に於て推し露す所無し、之を喜ばしむるを得ず、之を怒らしむるを得ず、是れなり、是れを窈窈冥冥に至ると謂ふ、孰れか其の情態を窺ひ知るを得ん、

○隧は道なり、○負は恃むなり、○辟は避るなり、○凌は他より之を辱かしむることなり、○淫は耽り迷ふなり、○嚂は濫なり、○窈は幽遠の貌なり、○冥は近く窺ふ意なり、

發必中詮、言必合數、動必順時、解必中揍、通動靜之機、明開塞之節、審擧措之利害、若合符節、疾如彍弩、勢如發矢、一龍一蛇、動無常體、莫見其所中、莫知其所窮、攻則不可守、守則不可攻、

行へば法に適ひ、言へば理に合ひ、動けば時に順ひ、解けば規に中り、動靜の機に通じ、開塞の節に明にし、擧措の利害に審にす、其の錯誤無きは、符を合し

故に良將の兵を用ふるや、常に積德を以て積怨を擊ち、積愛を以て積憎を擊つ、何ぞ勝たざる有らん、蓋し君の民に求むる所のものは二有り、曰く民の君が爲めに勞すること是れなり、曰く民の君が爲めに死すること是れなり、之に對して民の君に望む所のもの三有り、曰く饑者は食せしめ、勞者は息はしめ、功有るものは之を德として尊ぶ、是れなり、今若しも、民が此の二債を償ひて、君の求めに應じながら、君が此の三望に背きて、民の勞を致すときは、國は大なりと雖も、人は衆しと雖も、兵猶弱し、若しも君が民に對して、其の苦しむものは、必らず樂を得しめ、其の勞するものは、必らず利を得しめ、其の敵の首を斬りたる功は、必らず其の一生を全くせしめ、其の國の事に死したるものは、必らず其の子孫を賞し、此の四條件の信用、既に其の民に在れば、君は雲中の鳥を射て遊び、深淵の魚を釣りて樂み、琴瑟を彈じ、鐘竽を打ち吹き、博奕を弄び、投壺に耽り、唯其の安逸に就くと雖も、其の兵猶强し、其の令猶行はる、是の故に、上の仰ぐに足るときに、下は用ふるを得べし、德の慕ふに足るときは、威は立つるを得べし、

○責は債なり、君の求めて、民に引受けしむることなり、○鍾は鐘なり、○竽は大笙なり、○敦は致すなり、○六博は雙六博奕なり、○投高壺は、投壺の戲なり、矢を壺に投げ入るゝ戲なり、

隧義行守

將者必有三隧四義五行十守、所謂三隧者、上知天道、下習地形、中察人情、所謂四義者、便國不負兵、爲主不顧身、見難不畏死、決疑不辟罪、所謂五行者、柔而不可卷也、剛而不可折也、仁而不可犯也、信而不可欺也、勇而不可凌也、所謂十守者、神清而不可濁也、謀遠而不可慕也、

石之所及、以共安危也、

是の故に、内に其の政を修めて、其の德を積み、外に其の醜を塞ぎて、其の威に服せしめ、其の勞逸を察して、其の飽饑を知る、是れ上の下に臨む要道なり、故に戰の日定りて、民は死を視ること、歸するが如し、蓋し將は必らず其の士卒と甘苦を同くし、饑寒を待つ、故にに士卒の死力は得て盡さしむべきなり、是の故に古の善く將たるものは、必ず其の身を以て、之に先んず、暑にも車の蓋を張らず、寒にも裘を被ず、是れ其の身を以て寒暑を程る所以なり、險しく隘き要害の地も、車に乘らず、陵を上るにも、必らず車を下る、是れ將の卒と勞逸を齊くする所以なり、將は軍食の熟したる後に食ひ、軍井の通じたる後に飮む、是れ其の卒と饑渴を同くする所以なり、將は合戰に臨みて、必らず矢石の及ぶ所に立つ、是れ其の卒と安危を共にする所以なり、

○佚は逸なり、○倈は待つなり、○蓋は車の蓋なり、

故良將之用兵也、常以積德擊積怨、以積愛擊積憎、何故而不勝、主之所求於民者二、求民爲之勞也、欲民爲之死也、民之所望於主者三、饑者能食之、勞者能息之、有功者能德之、民以償其二責、而上失其三望、國雖大、人雖衆、兵猶且弱也、若苦者必得其樂、勞者必得其利、斬首之功必全、死事之後必賞、四者既信於民矣、主雖射雲中之鳥、而釣深淵之魚、彈琴瑟、聲鐘竽、敦六博、投高壺、兵猶且强、令猶且行也、是故上足仰、則下可用也、德足慕、則威可立也、

上如父、則必正天下、上親下如弟、則不難爲之死、下事上如兄、則不難爲之亡、是故父子兄弟之寇、不可與鬪者、積恩先施也、故四馬不調、造父不能以致遠、弓矢不調、羿不能以必中、君臣乖心、則孫子不能以應敵、

是の故に上の下を視ること、子の如くなれば、下の上を視ること、父の如し、上の下を視ること、弟の如くなれば、下の上を視ること、兄の如し、上の下を視ると、子の如くなれば、必らず四海を正す、下の上を視ること、父の如くなれば、必らず天下を正す、上の下に親むこと、弟の如くなれば、下は上の爲めに死するを恐れず、下の上に事ふること、兄の如くなれば、下は上の爲めに亡ぶるを恐れず、是の故に、父子兄弟の寇は、相鬪ふを得ず、是れ積恩の先づ施すもの有ればなり、故に四馬調和せざれば、造父も遠きを致す能はず、弓矢調和せざれば、羿も其の技を以て必らず中る能はず、君臣其の心を背離すれば、孫子も以て敵に應ずる能はず、

○難は憚るなり、○乖は背離なり、

是故內脩其政以積其德、外塞其醜以服其威、察其勞佚以知其飽饑、故戰日有期、視死若歸、故將必與卒同甘苦俟饑寒、故其死可得而盡也、故古之善將者、必以其身先之、暑不張蓋、寒不被裘、所以程寒暑也、險隘不乘、上陵必下、所以齊勞佚也、軍食熟然後敢食、軍井通然後敢飮、所以同饑渴也、合戰必立矢

にも、歯を現さず、故に兵を用ふる道は、之に示すに柔を以てし、之を迎ふるに剛を以てす、敵に示すに弱を以てし、之に乘ずるに强を以てす、之を爲すに收縮を以てし、之に應ずるに伸張を以てす、我は西せんと欲すれば、敵に示すに東を以てす、忤ふを先にして、合ふを後にす、冥を前にして、明を後にす、鬼の迹無き如く、水の創無き如し、故に嚮ふ所は之く所に非ず、見る所は謀る所に非ず、我の擧措動靜は、敵能く之を識る無し、雷の擊つ如し、之が備を爲すべからず、一たび用ひたる所は、之を復びすること無し、故に勝は百全なるべし、玄明と通ず、其の門を知る無し、出入自然なり、是を至神と謂ふ、
○擊は搏なり、○歙は收縮なり、○玄明は至道なり、

兵之所以强者民也、民之所以必死者義也、義之所以能行者威也、是故合之以文、齊之以武、是謂必取、威儀竝行、是謂至强、夫人之所樂者生也、而所憎者死也、然而高城深池、矢石若雨、平原廣澤、白刃交接、而卒爭先合者、彼非輕死而樂傷也、爲其賞信而罰明也、

兵の强き所以は民なり、民の必らず死する所以は義なり、義の能く行はるゝ所以は威なり、是の故に之を合すに、文を以てし、之を齊ふるに、武を以てす、是を必取の道と謂ふ、威儀竝び行はる、是を至强の術と謂ふ、夫れ人の樂む所は生なり、其の憎む所は死なり、然れども高城深池に於て、矢石は雨の如く、平原廣澤に於て、白刃は交接す、此の死地に臨みて、士卒が先を爭ひ合ふものは、其の死を輕んじ傷を樂むに非ず、其の賞の信にして罰の明なるが爲めなり、

是故上視下如子、則下視上如父、上視下如弟、則下視上如兄、上視下如子、則必正四海、下視

不知吾所集、始如狐狸、彼故輕來、合如兕虎、敵故奔走、

是の故に將軍の心は、滔滔として春の如く、曠曠として夏の如く、湫漻として秋の如く、典凝として冬の如く、形に由りて之と共に化し、時に隨ひて之と共に移る、夫れ影は曲りたる物を以てすれば、直きを得ず、響は淸き音を以てすれば、濁るを得ず、故に將軍は敵の來る所以を觀て、各其の勝つべき道を以て、之に應ず、是の故に義を扶けて動き、理を推して行ひ、節制を以て斷割し、資力に因りて功を成す、敵をして我の出る所を知らしむるも、我の入る所を知らざらしむ、敵をして我の擧る所を知らしむるも、我の集る所を知らざらしむ、我は始に於て、狐狸の如し、故に敵は輕しく來る、我は敵に接して兕虎の如し、故に敵は奔り逃る、

○滔滔は、陽氣の流れ出る貌なり、○曠曠は、盛なる貌なり、○湫漻は、寂しき貌なり、○典凝は、正しく結ぶ貌なり、○掩は用ふる意なり、

玄明

夫飛鳥之摯也、俛其首、猛獸之攫也、匿其爪、虎豹不外其爪、而噬不見齒、故用兵之道、示之以柔、而迎之以剛、示之以弱、而乘之以强、爲之以歙、而應之以張、將欲西而示之以東、先忤而後合、前冥而後明、若鬼之無迹、若水之無創、故所鄉非所之也、所見非所謀也、擧措動靜莫能識也、若雷之擊、不可爲備、所用不復、故勝可百全、與玄明通、莫知其門、是謂至神、

夫れ飛鳥の搏つや、其の首を俛す、猛獸の攫むや、其の爪を匿す、虎豹は其の爪を匿すに止らず、其の噬む

に處りて、日月の次序を知り、瓶中の氷を見て、天下の寒暑を知る、是れ儀表を生ずる所以なり、
○青龍は他の白虎、朱雀、玄武と共に時則訓に詳解せり、○生は山の位なり、○死は水の位なり、○牡は丘なり、○牝は渓なり、○擧錯は處置なり、○儀表は標準なり、

夫物之所以相形者微、唯聖人達其至、故鼓不與於五音、而爲五音主、水不與於五味、而爲五味調、將軍不與於五官之事、而爲五官督、故能調五音者、不與五音者也、能調五味者、不與五味者也、能治五官之事者、不可揆度者也、

夫れ物の相形する所以のものは、微妙にして知り難し、唯聖人は時に應じ變化して、其の微妙を知ることの至深に達す、故に鼓は五音に與らずして、五音の主と爲り、水は五味に與らずして、五味の和たり、將軍は五官の事に與らずして、五官の督たり、是の故に能く五音を主宰するものは、五音に與らざるものなり、能く五味を調和するものは、五味に與らざるものなり、能く五官の事を督治するものは、他より揆ることを得ざるものなり、
○五音は、五味五官と共に時則訓に詳解せり、

是故將軍之心、滔滔如春、曠曠如夏、湫漻如秋、典凝如冬、因形而與之化、隨時而與之移、夫景不爲曲物直、響不爲淸音濁、觀彼之所以來、各以其勝應之、是故扶義而動、推理而行、掩節而斷割、因資而成功、使彼知吾所出、而不知吾所入、知吾所擧、而

雖誂合刃於天下、誰敢在於上者、

夫れ風の疾きは、屋を飛ばし木を折る、車の駕御せざるものは、大に遲きも、自から高丘に上る、是れ人の推す所有ればなり、是の故に、善く兵を用ふるものは、積水を千仞の隄防より決り流すが如し、圓石を萬丈の谿谷に轉じ落すが如し、天下は吾兵の必らず用ひらるゝを見る、孰か敢て我と戰ふもの有らんや、故に百人の必死は、萬人の必逃よりも賢れり、況んや三軍の衆を以て、水火に赴くも、其の踵を還さゞるものをや、斯の如きは、俄に刃を天下の大兵に合すと雖も、誰か敢て我の上に在るを得んや、

○虛擧之下ば車の駕御するもの無き時といふ意なり、是れ他人の後部より推すを待ちて動く時を指す、○仞は八尺なり、○員は圓なり、○北は逃なり、○還踵は退却なり、方向を改むる意なり、○誂は俄なり、

所謂天數者、左青龍右白虎、前朱雀後玄武、所謂地利者、後生而前死、左牡而右牝、所謂人事者、慶賞信而刑罰必、動靜時擧錯疾、此世傳之所以爲儀表者、固也、然而非所以生儀表者、因時而變化者也、是故處於堂上之陰、而知日月之次序、見瓶中之氷、而知天下之寒暑、

夫れ上將の用ふる天地人に於て、謂はゆる天數とは、左に東方の青龍を控へ、右に西方の白虎を受け、前に南方の朱雀を引き、後に北方の玄武を負ふ、謂はゆる地利とは山を後にし、水を前にし、丘を左にし、谿を右にす、謂はゆる人事とは、慶賞を信にし、刑罰を必にし、動靜を時宜に適せしめ、擧錯を疾く決斷す、此れ世人の傳承して、儀表と爲す所以は、固なり、然れども、是れ儀表のみ、儀表を生ずる所以の時宜に因りて、變化するものに非ず、是の故に聖人は、堂上の陰

今爰に兩人をして、刃を接へしめ、其の技の巧拙異ならずして、勇士必らず勝つものは、何ぞや、其の之を行ふこと、誠有ればなり、夫れ巨斧を以て、桐薪を擊てば、之を破ること疾し、利時良日を待つを要せず、然れども巨斧を桐薪の上に置きて、人力の擊つこと無ければ、招搖星の運行に順ひ、刑德の道を挾み用ひ、利時良日に就くと雖も、桐薪を破る能はず、是れ巨斧に實勢無きを以てなり、

◎招搖は、時則訓に詳解有り、

故水激則悍、矢激則遠、夫栝淇衛箘簵、載以銀錫、雖有薄縞之幨、腐荷之矰、然猶不能獨射也、假之筋角之力弓弩之勢、則貫兕甲而徑於革盾矣、

故に水激すれば悍し、矢激すれば遠し、夫れ淇衛の地より生ずる勁竹を、箭笴とし、之を飾るに銀錫を以てし、薄絲の布を加へ、蓮花の繳を附けたるときは、以て飛鳥を射るに足る、然れども猶獨り射る能はず、之に筋角の力と、弓弩の勢とを與ふるを待ち、始めて能く兕甲を貫くべく、革盾を穿つべきなり、

○栝は箭笴なり、○箘簵は矢を造る竹なり、○載は飾るなり、○縞は細絲なり、○幨は帷なり、垂れたる布なり、○腐荷は蓮花の筋なり、○矰は繳なり、○筋は筋なり、○假は加へ用ふるなり、○兕甲は、兕の皮を以て堅固に張りたる鎧なり、○徑は貫穿することなり、

夫風之疾、至於飛屋折木、虛擧之下大遲、自上高丘、人之有所推也、是故善用兵者、勢如決積水於千仞之隄、若轉員石於萬丈之谿、天下見吾兵之必用也、則孰敢與我戰者、故百人之必死也、賢於萬人之必北也、況以三軍之衆赴水火而不還踵乎、

兵之所隱議者天道也、所圖畫者地形也、所明言者人事也、所以決勝者鈐勝也、故上將之用兵也、上得天道、下得地利、中得人心、乃行之以機、發之以勢、是以無破軍敗兵、及至中將、上不知天道、下不知地利、專用人與勢、雖未必能萬全、勝鈐必多矣、下將之用兵也、博聞而自亂、多知而自疑、居則恐懼、發則猶豫、是以動爲人禽矣、

兵の隱れ議する所は天道なり、圖畫する所は地形なり、明に言ふ所は人事なり、勝を決する所以は、武器の實勢なり、故に上將の兵を用ふるや、上に於て天道を得たり、下に於て地利を得たり、中に於て人心を得たり、然る後に之を行ふに、精鋭を以てし、之を發するに實勢を以てす、是を以て我軍の敗亡すること無し、中才の將に至りては、上に於て天道を知らず、下に於て地利を知らず、人力と兵勢とを專用す、是れ萬全を必するに足らずと雖も、勝利必らず多し、下才の將の兵を用ふるは、博く聞きて自から亂れ、多く知りて自から疑ふ、居れば恐懼し、發すれば猶豫す、是を以て、動もすれば人に擒へらる、

〇鈐は兵なり、〇機は兵機なり、〇破軍は敗軍の意なり、

今使兩人接刃、巧拙不異、而勇士必勝者何也、其行之誠也、夫以巨斧擊桐薪、不待利時良日、而後破之、加巨斧於桐薪之上、而無人力之奉、雖順招搖挾刑德、而弗能破者、以其無勢也、

是故爲麋鹿者、則可以罝罘設、也、爲魚鼈者、則可以網罟取也、爲鴻鵠者、則可以矰繳加也、唯無形者、無可奈也、是故聖人藏於無原、故其情不可得而觀、運於無形、故其陳不可得而經、

是の故に敵は麋鹿たれば、罝罘を設くべし、敵は魚鼈たれば、網罟を施すべし、敵は鴻鵠たれば、矰繳を加ふべし、唯其の形無きものは、之を奈何にともすべき無し、是の故に、聖人は無原に藏る、故に其の情は得て觀るべからず、聖人は無形に運る、故に其の行は得て經るべからず、

○罝罘は獸を捕ふる網なり、○罟は細き網なり、矰繳は絲の附きたる矢なり、○奈は奈なり、一本に禁に作る、亦可なり、○無原は沖虚なり、○陳は行狀なり、○經は度なり、

無法無儀、來而爲之宜、無名無狀、變而爲之象、深哉睭睭、遠哉悠悠、且冬且夏且春且秋、上窮至高之末、下測至深之底、變化消息、無所凝滯、建心乎窈冥之野、而藏志乎九旋之淵、雖有明目、孰能窮其情、

聖人は法無く儀無し、物來りて之に應じ、其の宜しきを爲す、聖人は名無く狀無し、物變じて之に應じ、其の象を爲す、深いかな睭睭たり、遠いかな悠悠たり、冬に夏に春に秋に、上は至高の末を窮め、下は至深の底を測る、變化消息して、凝滯する所無し、心を窈冥の野に建て、志を九回の淵に藏む、故に明目有りと雖も、孰か能く其の情を窺はん、

○睭は深き貌なり、○九旋は九回なり、深き意なり、

○窈冥は杳漠なり、

神莫貴於天、勢莫便於地、動莫急於時、用莫利於人、凡此四者、兵之幹植也、然必待道而後行、可一用也、

神は天より貴きは無し、勢は地より便なるは無し、動は時より急なるは無し、用は人より利なるは無し、凡そ此の四者は兵の幹根なり、然れども必らず道を待つを要す、道を待ちて後に行へば、此の四者は一たび用ふるを得べきなり、

夫地利勝天時、巧舉勝地利、勢勝人、故任天者、可迷也、任地者、可束也、任時者、可迫也、任人者可惑也、夫仁勇信廉、人之美才也、然勇者可誘也、仁者可奪也、信者易欺也、廉者易謀也、將衆者有一見、焉則爲人禽矣、由此觀之、則兵以道理制勝、而不以人才之賢、亦自明矣、

夫れ地の利は天の時に勝つ、巧に事を舉ぐることは、地の利に勝つ、勢は人に勝つ、故に天に任ずるものは、之を迷はしむるを得べし、地に任ずるものは、之を迫害するを得べし、人に任ずるものは、之を惑はしむるを得べし、夫れ仁勇信廉は、人の美才なり、然れども勇者は誘ひ欺くを得べし、仁者は奪ひ取るを得べし、信者は欺き易し、廉者は謀り易し、故に衆に將たるものは、其の有する仁勇信廉を現すこと無きを要す、一たび現はるる時は、忽ち人に擒へらる、此に由りて觀れば、兵は道理を以て勝を制す、其の人才の賢に由らざること自から明なり、

○巧舉は、人力の巧に事を行ふなり、○勢は天時なり、前章には、勢莫便於地と有れども、此處にては、地利勝天時に反證したるを以て、天時と解すべし、

ぞや、猛獸は相互に其の智を通ずる能はず、其の力を壹にする能はざればなり、
○捲手は拳なり、○捏は擣なり、○知は智なり、

夫水勢勝火、章華之臺燒、以升勺沃而救之、雖涸井而竭池、無奈之何也、擧壺榼盆盎而以灌之、其滅可立而徯也、今人之與人、非有水火之勝也、而欲以少耦衆、不能成其功、亦明矣、

夫れ水勢は火に勝つも、楚國章華の臺殿焚燒するに當り、升勺の小器を以て沃ぎて、之を救へば、井を涸らすと雖も、池を竭すと雖も、之を奈何にともする無し、壺榼盆盎を擧げて、之に灌げば、其の火を滅すること直に待つべきなり、今夫れ人は、他人に對して水の火に於ける勝有るに非ず、然るに少を以て、衆に比ばんと欲す、其の功を成さゞるも明なり、
○榼は樽なり、○徯は待なり、○耦は比偶なり、

兵家或言曰、少可以耦衆、此言所將、非言所戰也、或將衆而用寡者、勢不齊也、將寡而用衆者、用力諧也、若乃人盡其才、悉用其力、以少勝衆者、自古及今未嘗聞也、

兵家或は言ひて曰く、少は以て衆に耦ぶに足ると、此れ將とする所を言ふのみ、其の戰ふ所を言ふに非ず、或は衆に將たるも、其の用を成す所少きは、何ぞや、其の士卒の事情一致せざればなり、或は寡に將たるも、其の用を成す所多きは、何ぞや、其の士卒の力を用ふること相諧へばなり、若しも敵も、我も其の人毎に其の才を盡して、悉く其の力を用ふるときは、少を以て衆に勝つこと、古今未だ嘗て之を聞かず、
○勢は其の軍卒の情態なり、○不齊は一致せざるなり、

天地時人

術なり、○阱は穽なり、○罝罘は兎を捕ふる網なり、○絓は罣るなり、離と同義なり、○羅は鳥を捕ふる網なり、○擐は貫くなり、○脣喙は口なり、鉤を受くることなり、

是故聖人貴靜、靜則能應躁、後則能應先、數則能勝疏、博則能禽缺、故良將之用卒也、同其心、一其力、勇者不得獨進、怯者不得獨退、止如丘山、發如風雨、所凌必破、靡不毀沮、動如一體、莫之應圉、是故傷敵者衆、而手戰者寡矣、

是の故に、聖人は靜を貴ぶ、靜なれば能く躁に應じ、後るれば能く先に應ず、密なれば能く疏に勝ち、博なれば能く缺を擒にす、故に良將の士卒を用ふるや、其の志を同くし、其の力を一にす、勇者も獨り進むを得ず、怯者も獨り退くを得ず、其の止るは丘山の如く、其の發するは風雨の如し、其の凌ぐ所は、必らず破る、之に對して毀れ沮まざるもの無し、其の動くことは、一體の如し、之に對して能く應禦するもの無し、是の故に、敵を傷ふこと衆し、戰を勞すること少し、○數は術なり、術は理に由り、密を主とす、故に密の意となる、○圉は禦ぐなり、○手戰は我の手を勞して戰ふなり、戰を用ふるなり、

夫五指之更彈、不若捲手之一挃、萬人之更進、不如百人之俱至也、今夫虎豹便捷、熊羆多力、然而人食其肉、而席其革者、不能通其知、而壹其力也、

夫れ五指の更代して相彈くは、全拳の一たび擣くに若かず、萬人の更代して相進むは、百人の俱に至るに如かず、今夫れ虎豹は便捷なり、熊羆は多力なり、然れども、人は其の肉を食ひ、其の革を席にす、是れ何

虛、風雨可陣蔽、而寒暑不可開閉、以其無形故也、夫能滑淖精微、貫金石、窮至遠、放乎九天之上、蟠乎黃盧之下、唯無形者也、

是を以て、聖人は形を無に藏して、心を虛に遊ばしむ、夫れ風雨は、障ふべく蔽ふべきも、寒暑は開閉すべからず、是れ寒暑の形無きを以てなり、故に能く精微に玄化し、金石を貫き、至遠を窮め、九天の上に縱遊し、黃土の下に蟠屈するは、唯無形の者にして、之を完くす、

○滑淖は滑澤なり、他の物と相通じて、圓滑なる貌なり、○盧は壚に通じ用ふ、泥土なり、

善用兵者、當擊其亂、不攻其治、是不襲堂堂之寇、不擊塡塡之旗、容未可見、以數相持、彼有死形、因而制之、敵人執數、動則就陰、以虛應實、必爲之禽、虎豹不動、不入陷阱、麋鹿不動、不離罝罘、飛鳥不動、不絓網羅、魚鼈不動、不擐脣喙、物未有不以動而制者也、

善く兵を用ふるものは、敵の亂れたるを擊つべし、敵の治りたるを攻めざるべし、是を以て、堂堂たる正しき寇を襲はず、塡塡たる正しき旗を擊たず、敵の容は未だ見るべからざれば、術を以て敵と相持す、敵に死形有れば、其の死形に因りて、之を制す、敵が術を執りて動けば、我は陰に就き、虛を以て實に應ず、斯くすれば、敵は必らず我の禽と爲る、虎豹も動かざれば、陷穽に入らず、麋鹿も動かざれば、罝罘に罹らず、飛鳥も動かざれば、網羅に絓らず、魚鼈も動かざれば、釣鉤に擐かれず、凡て物は自から動かずして、他に制せらるゝこと有らず、

○塡塡は堂堂の如し、正しく整ひたる貌なり、○數は

めて、之を束ね、其の節制を盡くして、之を仆す、敵其の靜に復れば、我は之が爲めに奇を出し、其の靜を攪す、敵が我に應ぜざれば、我獨り其の調制を盡す、敵動きて應ずれば、我は其の爲す所を見る有り、敵が我の後を制すれば、我は之と推し移る、
○節は節制なり、調といふも同じ、

彼有所積、必有所虧、精若轉左、陷其右陂、敵潰而走、後必可移、敵迫而不動、名之曰奄遲、

敵は積む所有れば、必らず虧く所有り、敵の精力が、東に轉ずれば、其の西を攻め陷す、敵潰えて走れば、其の後に我は必らず移るべし、敵は我に迫られて、猶動かず、之を名けて奄遲と曰ふ、
○左は東なり、○右陂は西なり、○奄遲は遲滯なり、奄は留滯なり、

擊之如雷霆、斬之若草木、燿之若火電、欲疾以遬、人不及步鋗、車不及轉轂、兵如植木、弩如羊角、人雖衆多、勢莫敢格、諸有象者、莫不可勝也、諸有形者、莫不可應也、

我は敵を擊つこと雷霆の如く、之れを斬ること草木の如く、之を照らすこと、火電の如く、疾くして速ならんと欲す、人は步を移すに遑有らず、車は轂を轉ずるに暇有らず、兵は植木の如く群り、弩は旋風の如く强し、此の如くなれば、敵は衆多なりと雖も、其の勢に於て、我に抵抗する能はず、故に諸種の形象有る者に就きて、我は勝つべからざる無し、諸種の形體有る者に就きて、我は應ずべからざる無し、
○燿は照すなり、○遬は急なり、○步鋗は步を移すなり、鋗は鐶なり、圓くして回轉し易し、故に移轉の意に用ふ、○羊角は回旋する猛風なり、或は曰く、弩の列べたること、羊の角の列したる如く、密接して多きを謂ふと、亦可なり、

是以聖人藏形於無、而遊心於

の衆は一たび出れば、必らず功を奏す、徒に歸ること無し、唯其の一動を妄にする無し、一動すれば、必らず天を凌ぎ地を振ひ、泰山を抗げ、四海を蕩す、鬼神も之が爲めに移り去り、鳥獸も之が爲めに驚き走る、此の如くなれば、野には敵の爭ふ兵無し、國には敵の守る城無し、

○鈴縣は謀定るなり、軍鈴の鳴ることなり、或は曰く、鈴は鈐に作るべしと、鈐は兵法の意なるを以て、義相通ず、○棱は交戰なり、

靜以合躁、治以持亂、無形而制有形、無爲而應變、雖未能得勝於敵、敵不可得勝之道也、

靜を以て躁に合し、治を以て亂を持す、無形にして有形を制し、無爲にして變化に應ず、此の如くなれば、我は敵に勝つことを得る能はずと雖も、敵は我に勝つことを得べからざる道なり、

敵先我動、則是見其形也、彼躁我靜、則是罷其力也、形見則勝可制也、力罷則威可立也、視其所爲、因與之化、觀其邪正、以制其命、餌之以所欲、以罷其足、

敵が我に先だちて動けば、是れ其の形を現はすなり、彼れ躁ぎて我れ靜なれば、是れ其の力を罷らすなり、敵の形現れたるときは我の勝つこと制すべきなり、敵の力罷れたるときは、我の威立つべきなり、敵の爲す所を視て之と化を倶にし、敵の邪正を觀て其の命を制す、敵に餌するに其の欲する所を以てして、其の足を罷勞せしむ、

彼若有間、急塡其隙、極其變而束之、盡其節而仆之、敵若反靜、爲之出奇、彼不吾應、獨盡其調、若動而應、有見所爲、彼持後節、與之推移、

敵に間隙有れば、我は急に其の隙を塡め、其の變を極

陳卒正、前行選、進退俱、什伍摶、前後不相撚、左右不相干、受刃者少、傷敵者衆、此謂事權、

軍卒は正しく整ひ、前行は精を選び、進退は皆俱にし十五人の隊伍は、敵を搏ち、前後相踏まず左右相犯さず、刄を受くるもの少し、敵を傷ふもの多し、此を事權と謂ふ、
〇撚は蹂むなり、踏み亂るゝなり、

權勢必形、吏卒專精、選良用才、官得其人、計定謀決、明於死生、擧錯得失莫不振驚、故攻不待衝隆雲梯而城拔、戰不至交兵接刃而敵破、明於必勝之攻也、

此の三勢二權、必らず形はれ、吏卒は精を專にし、良を選び、才を用ひ、官其の人を得て、計定り謀決し、死生の斷行に明なれば、其の擧錯得失は、敵を振驚せしめざる無し、故に攻むるときは、大車高梯を待たずして城拔け、戰ふときは、兵刄を交接するに至らずして敵破る、是れ必勝の攻に明なればなり、
〇衝隆は衝擊に用ふる大車なり、〇雲は高き意とす、

故兵不必勝、不苟接刃、攻不必取、不苟爲發、故勝定而後戰、鈴縣而後動、故衆聚而不虛散、兵出而不徒歸、唯無一動、動則凌天振地、抗泰山、蕩四海、鬼神移徙、鳥獸驚駭、如此則野無校兵、國無守城矣、

故に兵は、勝を必定とせざれは、刄を接することを苟くもせず、其の攻むるにも、取ることを必定とせざれば、兵を發することを苟くもせず、是の故に、勝算先づ定りて後に戰ふ、鈴懸りて後に動く、其の兵は一たび聚れば、必らず用を成す、虛く散ずること無し、其

因勢是なり、其の將は勇を充たして、敵を輕んじ、其の卒は果敢にして、戰を樂む、三軍の衆も、百萬の師も、其の志は青雲を凌ぎ、其の氣は飄風の如く、其の聲は雷霆の如く、誠に精を積み鋭を輸して、威を敵人に加ふ、此を氣勢と謂ふ、

○厲は凌ぐなり、○積踰は積輸なり、精力を積み致すなり、

硤路津關、大山名塞、龍蛇蟠、却笠居羊腸道、發笱門、一人守險、而千人弗敢過也、此謂地勢、

峽路、津關、大山、名塞、或は龍蛇の蟠りたる如き、或は笠を伏せて置きたる如き、或は羊腸の如き、諸種の險危なる道、及び魚笱を發きたる如き、脱出し難き門を以て、一人其の隘き要衝を守れば、千人來るも、之を過ぐる能はず、此を地勢と謂ふ、

○硤は峽なり、山澗の險處なり、○津關は大河の渡口なり、○却笠は笠を伏せたるなり、却は伏なり、周圍の低下して、中央の突起したる貌なり、○居は其の地位なり、○笱は梁なり、捕魚の具なり、入るを得るも、出るに難き貌なり、

因其勞倦怠亂饑渇凍暍、推其揞揞擠其揭揭、此謂因勢、

敵の勞、倦、怠、亂、饑、渇、寒、熱に因り、其の揞揞として臥し仆れんとするを推し、其の揭揭として拔け遁れんとするを擠し、以て之を打ち壞る、此を因勢と謂ふ、

○暍は熱に苦しむなり、○揞揞は揭揭に似たり、藻搔き困頓する貌なり、

善用間諜、審錯規慮、設蔚施伏、隱匿其形、出於不意、敵人之兵無所適備、此謂知權、

善く間諜を用ひ、審に規慮を錯へ、草木の蔚りに就きて、伏兵を設け、其の形を隱匿して、不意に出でゝ打つ、敵人の兵は、之に適し備ふる所無し、此を知權と謂ふ、

へば、支體は撓み北ぐ、其の心は專一ならざれば、其の支體は動作を節制せず、之を要するに、將は誠心ならざれば、卒は勇敢ならず、
○墮は惰なり、○嘗試は未だ信ぜずして之を試むるなり、○亟は疾なり、

故良將之卒、若虎之牙、若兕之角、若鳥之羽、若蚈之足、可以行、可以擧、可以噬、可以觸、強而不相敗、衆而不相害、一心以使之也、故民誠從其令、雖少無畏、民不從令、雖衆爲寡、故下不親上、其心不用、卒不畏將、其形不戰、守有必固、而攻有必勝、不待交兵接刃、而存亡之機、固以形矣、

故に良將の卒は、虎の牙の如く、兕の角の如く、鳥の羽の如く、蚈の足の如し、行く可く擧る可く、噬むべく、觸るべし、強きも相敗れず、衆きも相害はず、一心以て之を使へばなり、故に民が誠に君の令に從へば、其の人少しと雖も、敵を畏るゝこと無し、民が君の令に從はざれば、其の人多しと雖も、少と爲る、足の故に、下が其の上に親まざれば、其の心は用を成さず、卒が其の將を畏れざれば、其の形は戰ふに足らず、其の守るに必らず固きこと有り、其の攻るに必らず勝つこと有れば、兵刃を交接するを待たずして、存亡の機は固に以て形はる、

三勢二權

兵有三勢、有二權、有氣勢、有地勢、有因勢、將充勇而輕敵、卒果敢而樂戰、三軍之衆、百萬之師、志厲青雲、氣如飄風、聲如雷霆、誠積踰而威加敵人、此謂氣勢、

兵は三勢有り、二權有り、三勢とは何ぞや、氣勢、地勢

之兵、疑人之心、則錙銖有餘、不能分人之兵、疑人之心、則數倍不足、故紂之卒百萬之心、武王之卒三千人、皆專而一、故千人同心則得千人力、萬人異心則無一人之用、將卒吏民、動靜如身、乃可以應敵合戰、

夫れ兵は靜なれば固し、專一なれば威有り、士卒其の分に應じて、意を決すれば、勇なり、其の心疑へば北げ、其の力分れて弱し、故に能く人の兵を分たしめ、人の心を疑はしむれば、我は少數の兵を以てするも、餘り有り、之に反して、人の兵を分つ能はず、人の心を疑はしむる能はざれば、我は數倍の力を以てするも足らず、是の故に、殷紂の卒は、百萬なるも、百萬の心なり、周武の卒は、三千なるも、皆專一の心なり、千人其の心を同くすれば、千人の力を得るも、萬人其の心を異にすれば、一人の用無し、將卒吏民、其の動靜が、我の身の如く專一なれば、乃ち以て敵に應じ、合戰するに足るべし、

○錙銖は少量なり、下句の數倍に對していふ、

故計定而發、分決而動、將無疑謀、卒無二心、動無墮容、口無虛言、事無嘗試、應敵必敏、發動必亟、故將以民爲體、而民以將爲心、心誠則支體親刃、心疑則支體撓北、心不專一則體不節動、將不誠心則卒不勇敢、

故に計定りて發し、將卒其の本分を決して動く、將は疑謀無し、卒は二心無し、其の動くには惰容無し、其の口には虛言無し、事は信じて行ふ、之を試むるに非ず、敵に應ずるや、必らず敏なり、發動するや必らず疾なり、是の故に、將は民を以て體と爲し、民は將を以て心と爲す、心誠なれば、支體は兵刃に親む、心疑

じて寛假すること無し、之を追ひて容すこと無し、之に迫りて去ること無し、其の猶豫を撃ち、其の逡巡を淩ぎ、疾雷の如くして、耳を塞ぐに遑有らず、急電の如くして、目を掩ふに暇有らず、蓋し善く兵を用ふるものは、聲の響に於けるが若し、鼓聲の鼓響に於けるが如し、塵の眼に入るときに、撫するに遑無き如し、呼く息を發して、之を吸ふに暇無き如し、其の迅速なること、洵に神に入る、

○猶猶は、猶豫逡巡の貌なり、○與與は猶與なり、猶猶の如し、○疾霆は疾電なり、○鎗は鼓を打ちたる聲なり、○鞈は鼓の聲より生じたる響なり、鎗有りて鞈を生ず、○眯は塵來りて眼に入ることなり、

當此之時、仰不見天、俯不見地、手不麾戈、兵不盡拔、擊之若雷、薄之若風、炎之若火、陵之若波、敵之靜不知其所守、動不知其所爲、故鼓鳴旗麾、當者莫不廢滯崩阤、天下孰敢厲威抗節而當其前者、故淩人者勝、待人者敗、爲人拘者死、

此の時に當り、仰ぎて天を見ず、俯して地を見ず、手は戈を揮はず、兵は拔くことを畢らず、敵を擊つこと雷の如く、敵に逼ること風の如く、之を燒くこと火の如く、之を淩ぐこと波の如し、故に敵は靜を持するも、其の守る所を知らず、動を取るも、其の爲す所を知らず、是の故に、我軍の鼓鳴り旗麾せば、之に當る所の敵は、廢滯崩阤せざる無し、天下誰か敢て威を厲し節を抗げ、其の前に當るもの有らんや、故に人を淩ぐものは勝ち、人を待つものは敗れ、人に拘繫せらるゝものは死す、

○麾は撝なり、揮ひ用ふること、○薄は逼るなり、○阤は頽るなり、○旗麾は旗動くなり、

兵靜則固、專一則威、分決則勇、心疑則北、力分則弱、故能分人

往、與忽忽來、莫知其所之、與條出、與間入、莫知其所集、卒如雷霆、疾如風雨、若從地出、若從天下、獨出獨入莫能應圉、疾如鏃矢、何可勝偶、一晦一明、孰知其端緒、未見其發、固已至矣、

善く兵を用ふるもの丶動くや、神の如く出で、鬼の如く行き、星の如く耀き、天の如く運る、進退屈伸して、際限を見ず、鸞擧し麟振し、鳳飛し龍騰し、發すること秋風の如く、疾きこと駭龍の如く、能く生を以て死を撃ち、盛を以て衰に乘じ、疾きを以て遲きを掩ひ、飽を以て饑を制す、其の勢は水を以て火を滅する若し、湯を以て雪に沃ぐが若し、何處に往きてか遂げざらん、何處に之きてか達せざらん、蓋し其の中に於ては神を虛にし、其の外に於ては志を濆くし、無形に運りて、不意に出で、其の往くや飄飄たり、其の來るや忽忽たり、其の之く所を知る無し、道に從ひて出で、隙に從ひて入る、其の集る所を知る無し、急なるは雷霆の如く、疾なるは風雨の如し、地より出るが如く、天より降るが如し、獨り出で獨り入る、能く之に應じ禦ぐもの無し、其の疾きこと、鏃矢の如し、何ぞ比するに勝ふべけん、或る時は晦く或る時は明なり、孰か其の端緒を知らん、未だ其の發するを見ずして、洵に既に其の道に至れるを知る、

○玄は天なり、○逐は運るなり、○詘は屈なり、○朕整は際限なり、朕は端なり、整は倪なり、○條は道筋なり、○圉は禦ぐなり、○偶は對比なり、

故善用兵者、見敵之虛、乘而勿假也、追而勿舍也、迫而勿去也、擊其猶猶、陵其與與、疾雷不及塞耳、疾霆不暇掩目、善用兵若聲之與響、若鏜之與鞈、眯不給撫、呼不給吸、

故に善く兵を用ふるものは、敵の虛を見れば、之に乘

籍者世人傳學之、此皆以形相勝者也、善形者弗法也、所貴道者貴其無形也、無形則不可制迫、不可度量也、不可巧詐也、不可規慮也、智見者人爲之謀、形見者人爲之功、衆見者人爲之伏、器見者人爲之備、動作周還、倨句詘伸、可巧詐者、皆非善者也、

夫れ形狀有るものは、天下之を公見す、書籍有るものは、世人之を傳へ學ぶ、此れ皆其の形を以て相勝つものなり、蓋し善く形するものは形に法らず、道に貴ぶ所は、其の形無きに貴ぶなり、形無ければ制迫すべからず、度量すべからず、巧詐すべからず、規慮すべからず、之に反して、我の智現る時は、他人に謀を運され、我の形現る時は、他人に功を建てられ、我の士衆現るゝ時は、他人に伏を設けられ、我の武器現るときは、他人に備を成さる、故に動作周旋し、屈曲伸張し、以て巧詐すべきは、我の形有るに由る、是れ其の用兵の善なるものに非ず、

○埒は狀なり、○訟は公なり、○倨句は曲鉤なり、○詘は屈なり、○周還は周旋なり、○衆は士卒なり、○器は兵器なり、

善者之動也、神出而鬼行、星耀而玄逐、進退詘伸不見朕埶、鸞擧麟振、鳳飛龍騰、發如秋風、疾如駭龍、當以生擊死、以盛乘衰、以疾掩遲、以飽制饑、若以水滅火、若以湯沃雪、何往而不遂、何之而不用達、在中虛神、在外漠志運於無形、出於不意、與飄飄

費は半ならずして、功は自から倍す、

湯之地方七十里、而王者、修德也、智伯有千里之地、而亡者、窮武也、故千乘之國、行文德者王、萬乘之國、好用兵者亡、故全兵先勝而後戰、敗兵先戰而後求勝、德均則衆者勝、力敵則智者勝愚者、勢侔則有數者禽無數、

殷湯の地は、方七十里に過ぎず、然れども能く王業を成したるは、德を修めたればなり、晉の智伯は、千里の地を有ちて亡びたり、是れ武を窮めて用ひたるに由る、故に千乘の國も、文德を行へば王たり、萬乘の國も、兵を好み用ふれば亡ぶ、是の故に、德全き兵は、先づ勝ちて後に戰ふ、德敗れたる兵は、先づ戰ひて後に勝を求む、德均しければ、衆なるもの勝つ、力敵すれば、智なるものは愚なるものに勝つ、勢侔ければ、多數なるものは少數なるものを擒にす、

良將、

凡用兵者、必先自廟戰、主孰賢、將孰能、民孰附、國孰治、蓄積孰多、士卒孰精、甲兵孰利、器備孰便、故運籌於廟堂之上、而決勝千里之外矣、

凡そ兵を用ふるものは、必らず先づ自から天道に從ふことを力む、故に敵と我とを察して、其の主孰れか賢なる、其の將孰れか能なる、其の民孰れか附く、其の國孰れか治る、其の蓄積孰れか多き、其の士卒孰れか精なる、其の甲兵孰れか利なる、其の器備孰れか便なると、比較研究す、故に籌を廟堂の上に運らして、勝を千里の外に決す、

○廟戰は、神明の條下に詳說せり、

夫有形埒者、天下訟見之、有篇

而天下得矣、是故善守者無與御、而善戰者無與鬪、明於禁舍開塞之道、乘時勢、因民欲、而取天下、

周の武王は、殷紂を伐つに當り、東に向ひて兵を進め、春を迎へて軍の禁忌を犯し、汜水に至りて、雨水の候に遭ひ、共頭山に至りて、馬より墜ち、彗星出でて、敵の殷人に星の柄を授け、我の周兵を打ち掃はんとせり、既にして其の戰に臨むや、十日出でゝ、天上に亂れ、風雨は天地の中間に相撃ち、氣色險惡なり、然り而して周兵は、前に難を踏むもの賞賜を設けず、後に遁げ北ぐるものゝ刑罰を行はず、白刄は拔くことを畢らずして、天下を得たり、是の故に善く守るものは、之と相犯すもの無し、善く戰ふものは、之と相鬪ふもの無し、禁ずべく、舍くべく、開くべく、塞ぐべき道に明にして、時勢に乘じ、民の欲する所に因り、以て天下を取るなり、〇歲は春なり、〇水は雨水の節なり、〇共頭は山の名なり、〇御は犯なり、

故善爲政者積其德、善用兵者畜其怒、德積而民可用、怒畜而威可立也、故文之所以加者淺、則勢之所勝者小、德之所施者博、則威之所制者廣、威之所制者廣、則我强而敵弱矣、故善用兵者、先弱敵而後戰者也、故費不半而功自倍也、

是の故に、善く政を爲すものは、其の德を積む、善く兵を用ふるものは、其の怒を畜ふ、德積みて、君は民を用ふるに足る、怒畜へて、君は威を立つるに足る、故に道の加ふる所淺ければ、勢の勝つ所は小なり、德の施す所博ければ、威の制する所は廣し、威の制する所廣ければ、我は强くして敵は弱し、是の故に、善く兵を用ふるものは、先づ敵を弱くして後に戰ふ、故に

楚と曰ふ、而して天下は響の如く、之に應じたり、
○櫯は椑なり、○靡は華奢なり、○匱は乏しきなり、○閭左は、老人或は弱者の兵役を免れたるもの、○大半は、大多數なり、○隨逮は捕に就きたるもの、○肆刑は極刑を加へること、○輅は大車なり、○首路は路上に僵れ伏するなり、○敖然は熬然なり、焦る貌なり、○憀は依り賴るなり、

當此之時、非有牢甲利兵勁弩強衝也、伐棘棗而爲矜、周錐鑿而爲刃、剡摲筡、奮儋钁、以當脩戟強弩、攻城略地、莫不降下、天下爲之麋沸螘動、雲徹席卷、方數千里、勢位至賤、而器械甚不利、然一人唱而天下應之者、積怨在於民也、

此の時に當り、陳勝の徒は、堅甲、利兵、強弩、大車有るに非ず、棘棗を伐りて、矛の柄と爲し、錐鑿を揷みて、矛の刃と爲し、竹を斫り鋭くし、钁を奮ひ擔ひ、以て長戟強弩に當り、城を攻め地を取り、到る處、來り降らざる無し、天下之が爲めに、麋の如く沸き、螘の如く動き、雲の如く徹び、席の如く卷き、方數千里に達せり、夫れ勢位甚だ賤く、器械甚だ鋭利ならざるも、一人唱へて、天下に應ずるものは、何ぞや、秦に對する積怨が、其の民に在ればなり、
○牢甲は堅き鎧なり、○衝は大車なり、○矜は矛の柄なり、○周は內に容れて揷み、槍の身の如くすること、○剡は斬るなり、○摲は銳利にするなり、○筡は折れたる竹なり、○儋は擔ふなり、○钁は大鉏なり、○脩は長なり、徹は舒び通ずるなり、

武王伐紂、東面而迎歲、至汜而水、至共頭而墜、彗星出而授殷人其柄、當戰之時、十日亂於上、風雨擊於中、然而無蹈難之賞、而後無遁北之刑、白刃不畢拔、

は疾きこと鏃矢の如く、合すること雷電の如く、離ること風雨の如し、然れども兵は垂沙に潰えて、栢擧に敗れたり、夫れ楚國の强を以て、其の地を量り、其の民を計れば、天下を半分にす、然れども懷王は北に孟嘗君を畏れ、國家の守に背きて、其の身を强秦に委ね、兵は挫け地は削られ、身死して還らず、天下の笑と爲れり、

○縣は圍なり、○肆は深なり、○鎩は長矛なり、○鏦は短矛なり、○積は連なり、○錯は多なり、○錐は鏃のことなり、○大地は其の地の廣きを量る意なり、或は曰く、大は支の誤なりと、從ふべし、

二世皇帝、勢爲天子、富有天下、人迹所至、舟檝所通、莫不爲郡縣、然縱耳目之欲、窮侈靡之變、不顧百姓之饑寒窮匱也、興萬乘之駕、而作阿房之宮、發閭左之戍、收大半之賦、百姓之隨逮、肆刑挽輅、首路死者、一旦不知千萬之數、天下敖然若焦熱、傾然若苦烈、上下不相寧、吏民不相憀、戍卒陳勝興於大澤、攘臂袒右、稱爲大楚、而天下響應、

秦の二世皇帝は、位に於て天子たり、富に於て天下を有ち、人跡の到る處、舟楫の通ずる處、其の郡縣たらざる無し、然れども耳目の欲を縱にし、侈奢の變を窮め、百姓の飢寒窮乏を顧みず、萬乘の工役を興して、阿房の大宮を作り、里閭の左側に住居する老弱を徵發して、遠き征戍に赴かしめ、民産の大部分を賦税として、上納せしめ、百姓の逮捕せられたるものは、極刑に附し、其の車を挽き勞苦して路に死するもの、一日幾千幾萬なるを知るべからず、天下熬然として、火に焦げたる如く、傾然として熱に苦しむ如し、上下は相寧んぜず、吏民は相依らず、是に於て戍卒陳勝、大澤より興り、臂を攘ひ、右肩を袒ぎ、自から號して、大

以爲威、爲存政者、雖小必存、爲亡政者、雖大必亡、

兵の勝敗は政に在り、政其の民に勝ちて、下其の上に附けば、兵は強し、之に反して、民其の政に勝ちて、下其の上に畔けば、兵は弱し、故に德義以て、天下の民を懷くるに足り、事業以て、天下の急に當るに足り、登用以て、賢士の心を得るに足り、謀慮以て、強弱の勢を知るに足る、此れ必勝の本なり、地廣く人衆きも以て強と爲すに足らず、堅甲利兵も、以て勝を爲すに足らず、高城深池も、以て固を爲すに足らず、嚴令繁刑も、以て威を爲すに足らず、蓋し存すべき政を爲すものは、小と雖も必らず存す、之に反して亡ぶべき政を爲すものは、大と雖も必らず亡ぶ、

昔者楚人地、南卷沅湘、北繞潁泗、西包巴蜀、東裹郯淮、潁汝以爲洫、江漢以爲池、垣之以鄧林、緜之以方城、山高尋雲、谿肆無景、地利形便、卒民勇敢、蛟革犀兕以爲甲冑、脩鎩短鏦、齊爲前行、積弩陪後、錯車衞旁、疾如錐矢、合如雷電、解如風雨、然而兵殆於垂沙、衆破於栢舉、楚國之強、大地計衆中分天下、然懷王北畏孟嘗君、背社稷之守、而委身強秦、兵挫地削、身死不還、

昔時楚人の地は、沅湘の二水、其の南を卷き、潁泗の兩水、其の北を繞り、巴蜀其の西を包み、郯淮其の東を裹み、潁汝を溝とし、江漢を池とし、之を垣するに鄧林の險岨を以てし、之を圍むに方城の山塞を以てす、山は高くして雲に接し、溪は深くして影無し、地は利なり、形は便なり、卒民は勇敢なり、蛟の革及び犀兕の角は、以て甲冑と爲し、長矛短矛、齊しく前行を爲し、連弩は後に從ひ、衆車は傍を衞り、其の軍隊

丈に限りていふに非ず、○司空は軍中の土木、修繕の官なり、○淫は無用なり、

凡此五官之於將也、猶身之有股肱手足也、必擇其人技能其才、使官勝其任人能其事、告之以政、申之以令、使之若虎豹之有爪牙、飛鳥之有六翮莫不為用、然皆佐勝之具也、非所以必勝也、

凡そ此の尉候司空輿等の五官は、其の將軍に對するや、身の股肱手足有るが如きなり、必らず其の人を擇びて、其の才を量り、官をして其の任に勝へしめ、人をして其の事を能くせしめ、然る後に之に告ぐるに政を以てし、之に申ぬるに令を以てし、之をして虎豹の爪牙有るが如くならしめ、飛鳥の六翮有るが如くならしむ、以て將軍の用を爲さゞる爲し、然れども是れ勝を佐くる具のみ、必勝を致す所以に非ず、○五官は、前章の四官に司馬を加へたるものなれども、之を省筆したるのみ、○技能は度り量る意なり、○六翮は層りたる羽なり、六は陰數の極大を稱す、

勝敗

兵之勝敗本在於政、政勝其民、下附其上、則兵强矣、民勝其政、下畔其上、則兵弱矣、故德義足以懷天下之民、事業足以當天下之急、選擧足以得賢士之心、謀慮足以知强弱之勢、此必勝之本也、地廣人衆不足以爲强、堅甲利兵不足以爲勝、高城深池不足以爲固、嚴令繁刑不足

のは少し、甲堅く兵利く、車固く馬良く、金穀十分にして、士卒は殷盛なり、此れ軍の大資料とす、然れども勝は、此の大資料に存せず、星辰日月の運行を知り、刑德奇祕の數理を知り、向背左右の便利を知る、此れ戰の大助なり、然れども全兵は此の大助の中に存せず、蓋し良將の必らず勝つ所以は、恒に測り難き智有り、窺ひ難き道有り、庸衆を以て同じくするに難き靈妙有ればなり、

○畜積は金穀なり、○給足は十分に足るなり、○軫は盛なり、車の多く盛なる貌なり、○亡焉は此處に無しなり、○賌は賅に同じ、非常なり、靈祕なり、○背鄉は向背なり、○原は尋ね究るなり、○不道は不原と同じく、其の靈妙にして窺ひ難きをいふ、

夫論除謹、動靜時、吏卒辨、兵甲治、正行伍、連什伯、明鼓旗、此尉之官也、前後知險易、見敵知難易、發斥不忘遺、此候之官也、隧路亟、行輜治、賦丈均、處軍輯、井竈通、此司空之官也、收藏於後、遷舍不離、無淫輿、無遺輜、此輿之官也、

夫れ軍に五官有り、才を論ずるを謹み、官を授くるを愼み、動靜に時有り、吏卒は用に適し、兵甲は治り、行伍を正し、大隊を連ね、旗鼓を明にす、此れ尉の官なり、前後險易を知り、敵を見て難易を知り、敵情を發見し、斥候して、之を忘れず遺さず、此れ候の官なり、隧道の軍を進むること疾くして、輜重を送ること治り、軍壘の尺度を割り當てること均しく、軍を處すること輯ひ、井竈は通じ成る、此れ司空の官なり、軍後に在りて、物を收藏し、遷り舍ること軍を離れず、用ひざる輿無く、遺りたる輜無し、此れ輿の官なり、

○論は人才を論定するなり、○除は官吏を登用するなり、○辨は用に足るなり、○什佰は十人百人の隊なり、○發は發見なり、○斥は斥候なり、○隧は行軍の道筋なり、○亟は疾きなり、○輜は荷物車なり、○賦は割り當るなり、○丈は尺度なり、長短の割合なり、

は强し、約束は信なり、號令は明なり、兩軍相當り、鐘鼓相望む、未だ其の兵の刄を交接するに至らずして、敵人奔亡す、此れ兵を用ふることの次なり、
○錞は鐘の屬にして、鼓に和し、打ち鳴らすもの、

知土地之宜、習險隘之利、明奇正之變、察行陳解續之數、維枹綰而鼓之、白刃合、流矢接、涉血屬腸、輿死扶傷、流血千里、暴骸盈場、乃以決勝、此用兵之下也、

土地の肥瘠を知り、險隘の利害に習ひ、奇正の變化に明にして、行陳分合の數を察し、枹を執りて之に鼓し、白刃合ひ、流矢接し、血を蹀み腸を垂れ、死を輿ひ傷を扶け、流血千里、其の暴されたる骸は場に盈ちて、乃ち以て勝を決す、此れ兵を用ふることの下なり、
○解續は離合なり、分隊と混成隊となり、○維は繫るなり、○枹綰は枹の綰なり、○涉は蹀なり、○屬は扶りたる腸の垂れて、體に附きたるなり、

今夫天下皆知事治其末、而莫知務脩其本、釋其根而樹其枝也、夫兵之所以佐勝者衆、而所以必勝者寡、甲堅兵利、車固馬良、畜積給足、士卒殷軫、此軍之大資也、而勝亡焉、明於星辰日月之運、刑德奇賌之數、背鄉左右之便、此戰之助也、而全亡焉、良將之所以必勝者、恒有不原之智不道之道、難以衆同也、

今夫れ天下の人は、皆其の末を治むるを事とするを知りて、其の本を修むるを務むるを知らず、是れ其の根を釋てゝ、其の枝を樹つるなり、夫れ兵の勝を佐くる所以のものは衆し、然れども必らず勝つ所以のも

己用、所得者鮮矣、

故に明王の兵を用ふるや、天下の爲めに害を除きて、萬民と共に其の利を享く、其の民は明王の用と爲ること、子の父に盡すが如く、弟の兄に竭すが如し、其の威の加ふる所は、山を崩すが如し、塘を決するが如し、敵は孰か敢て當らん、故に善く兵を用ふるものは、其の民の自から來りて、我の用と爲るを用ふるなり、之に反して其の兵を用ふる能はざるものは、其の民の我命を待ちて用に應ずるものを用ふるなり、是の故に、其の彼より來りて我の用と爲るを用ふれば、天下の民は、用ふべからざる無し、其の我の命を待ちて、用に應ずるものを用ふれば、天下の民は、用ふるを得るもの殆んど無し、

兵有三詆、治國家、理境內、行仁義、布德惠、立正法、塞邪隧、羣臣親附、百姓和輯、上下一心、君臣同力、諸侯服其威、而四方懷其德、脩政廟堂之上、而折衝千里之外、拱揖指撝而天下響應、此用兵之上也、

夫れ兵は三要有り、國家を治め、境內を理め、仁義を行ひ、德惠を布き、正法を立て、邪隧を塞ぎ、群臣親附し、百姓和輯し、上下は心を一にし、君臣は力を同くし、諸侯は其の威に服し、四方の遠人は、其の德に懷く、我は政を政府の上に修めて、千里の外に折衝し、拱揖し指麾して、天下は響の如く應ず、此れ兵を用ふることの上なり、

○詆は要件なり、○輯は睦なり、○撝は麾なり、

地廣民衆、主賢將忠、國富兵强、約束信、號令明、兩軍相當、鼓錞相望、未至兵交接刃、而敵人奔亡、此用兵之次也、

地廣く民衆く、主は賢たり、將は忠なり、國は富み、兵

故同利相死、同情相成、同欲相助、順道而動、天下爲嚮、因民而慮、天下爲鬭、獵者逐禽、車馳人趍、各盡其力、無刑罰之威、而相爲斥闉要遮者、同所利也、同舟而濟於江、卒遇風波、百族之子捷捽招杼船、若左右手、不以相德、其憂同也、

故に利を同じくするものは、相共に死し、情を同じくするものは、相共に成し、欲を同じくするものは、相共に助く、蓋し道に順ひて動けば、天下は我の爲めに來り嚮ふ、民に因りて慮れば、天下は我の爲めに敵と鬪ふ、獵者が禽獸を逐へば、車馳せ人走り、各其の力を盡す、我は刑罰の威を用ひざるに、他人來り助けて、斥候要禦を爲すは、其の利を同じくすればなり、一舟に同乘して、大江を濟り、俄に風波に遇へば、百族の子も捷く物を取りて船を救ふ、左右の手の如し、以て相德むと思惟せず、是れ其の憂ふる所の相同じきを以てなり、

○趍は走るなり、○斥闉は、斥候と道を塞ぐことゝなり、○要遮は要し禦ぐなり、○舟は、船と同義に用ひたるなり、○捷捽は、疾く物を取るなり、○招杼は救ふなり、招は曳くなり、杼は水を汲み出すなり、

明王之兵

故明王之用兵也、爲天下除害、而與萬民共享其利、民之爲用、猶子之爲父、弟之爲兄、威之所加、若崩山決塘、敵孰敢當、故善用兵者、用其自爲用也、不能用兵者、用其爲己用也、用其自爲用、則天下莫不可用也、用其爲

多也、

是の故に、至道を得たるものゝ國を治むるや、小に入るも迫らず、大に處るも薄からず、金石草木に浸潤す、天地四方毫釐の末に至るまで、順比せざる無し、是を以て、其の道の廣きも、深きも、淺きも、處に應じて存在せざる無し、故に其の勝つべき力多し、

○偪は迫るなり、○窕は薄なり、充實ならざるなり、○六合は上下四方なり、○振毫は細小なり、○浸洽は廣なり、○澖淖は泥の深きなり、深きことをいふ、○勝權は勝を制する力なり、

夫射儀度不得則格的不中、驥一節不用而千里不至、夫戰而不勝者、非鼓之日也、素行無刑久矣、故得道之兵、車不發軔、騎不被鞍、鼓不振塵、旗不解卷、甲不離矢、刃不嘗血、朝不易位、賈不去肆、農不離野、招義而責之、大國必朝、小城必下、因民之欲、乘民之力、而爲之去殘除賊也、

夫れ射は其の法を得ざれば、的に中らず、驥は一鞭を用ひざれば、千里に達せず、夫れ戰ひて勝たざる無きは、其の鼓を打つ日の功に由るに非ず、素より無刑を行ふことの仁德久しきを以てなり、故に至道を得たる兵は、其の車を發せず、其の騎に鞍せず、其の鼓を振はず、其の旗を舒べず、坐して其の功を完くす、是の故に其の甲は矢を被らず、其の刄は血を染めず、其の朝廷は位を易へず、其の商賈は肆を去らず、其の農は野を離れず、義に依りて之を責むれば、大國は必らず朝參し、小城は必らず降服す、我は民の欲に因り、民の力に乘じて、民の爲めに害を去り、賊を除くなり、

○戰而不勝は、戰莫不勝の意と見るべし、或は曰く、戰而能勝に作るべしと、亦可なり、○軔は車を止むる木なり、故に軔を發すれば車動く、○殘は害なり、

勝於未戰、而諸侯服其威、內政治也、

是の故に、大道を行ふ兵は、人を創傷すること無し、鬼神と相通ず、既に大道を行へば、其の弓矢殳戈矛等の五兵器は、之を厲かざるも、天下敢て敵對する無し、建てたる鼓は、庫より出でざるも、諸侯は恐怖して、其の處に落膽せざる無し、故に廟戰するものは帝たり、神化するものは王たり、其の謂はゆる廟戰とは、天道に法るを謂ふなり、其の謂はゆる神化とは、春夏秋冬の推移に法るなり、或は其の政を境內に修めて、遠方其の德を慕ふ有り、或は勝を未だ戰はざる前に制して、諸侯は其の威に服する有り、是れ皆其の內政の治るを以てなり、

○慴悽は恐怖なり、慴は恐る、悽は驚くなり、○沮膽は落膽なり、○廟戰は靈廟の神意を奉じたる戰なり、實戰に先だちて、天道に從ふこと、

古得道者、靜而法天地、動而順日月、喜怒而合四時、叫呼而比雷霆、音氣不戾八風、詘伸不獲五度、下至介鱗、上及毛羽、條脩葉貫、萬物百族、由本至末、莫不有序、

古の至道を得たるものは、靜にして天地に法り、動きて日月に順ひ、喜怒して春夏秋冬の時氣に合ひ、叫呼して雷霆に比す、其の聲音は八方の風に戾らず、其の屈伸は、木火土金水の行度に順ふことを誤らず、下は蟲魚に至り、上は鳥獸に及ぶまで、條長く葉貫き、萬物百族、其の本末相依り、秩序有らざる無し、

○詘は屈なり、○獲は誤るなり、○葉貫は聚り整ふ貌なり、

是故入小而不偪、處大而不窕、浸乎金石、潤乎草木、宇中六合振毫之末、莫不順比、道之浸洽滒淖纖微、無所不在、是以勝權

形象、地生長而無計量、渾渾沉沉、孰知其藏、

夫れ圓なるものは天なり、方なるものは地なり、天は圓くして端無し、故に得て觀るべからず、地は方にして垠無し、故に能く其の門を窺ふこと無し、天は物を化育して、形象無し、地は物を生長せしめて、計量無し、天は渾渾たり、地は沈沈たり、孰か其の藏する所を知らん、

凡物有朕、唯道無朕、所以無朕者、以其無常形勢也、輪轉而無窮、象日月之運行、若春秋有代謝、若日月有晝夜、終而復始、明而復晦、莫能得其紀、制刑而無刑、故功可成、物物而不物、故勝而不屈、刑兵之極也、至於無刑、可謂極之矣、

凡そ物は兆候有り、唯道は兆候無し、其の兆候無き所以は、其の常の形勢無きに在り、其の輪轉して窮り無きは、日月の運行に象る、春秋の代謝有るが如く、日月の晝夜有るが如し、蓋し道は、運り終りて復始まる、既に明にして復晦し、能く其の紀を窺ひ得る無し、刑を制して刑無し、故に功は成るべし、物を物として之を致すも、自身は物となること無し、故に勝つ有りて、我は屈する無し、夫れ刑は兵の極致なり、刑は無刑に至る、是れ刑の極致と謂ふべし、

是故大兵無創、與鬼神通、五兵不厲、天下莫之敢當、建鼓不出庫、諸侯莫不慴悽沮膽其處、故廟戰者帝、神化者王、所謂廟戰者、法天道也、神化者、法四時也、脩政於境內、而遠方慕其德、制

を伏せ、血を流し、相支ふること日を以て數ふるに至る、然るに霸王の功は、常に世に出でざるは、何ぞや、蓋し自身の利の爲めにするを以てなり、

○壍は塹なり、○堞は城牆なり、○不世出は世世に出でずと讀む、其の出づることの稀なるをいふ、

夫爲地戰者、不能成其王、爲身戰者、不能立其功、擧事以爲人者衆助之、擧事以自爲者衆去之、衆之所助雖弱必强、衆之所去雖大必亡、

夫れ地の爲めに戰ふものは、其の王を成す能はず、身の爲めに戰ふものは、其の功を立つる能はず、之に反して事を擧げ、他の爲めにするものは、衆人來りて助く、故に弱しと雖も、必らず强し、然るに事を擧げ、我の爲めにするものは、衆人叛き去る、故に大と雖も、必らず亡ぶ、

神明

兵失道而弱、好道而强、將失道而拙、得道而工、國得道而存、失道而亡、所謂道者、體圓而法方、背陰而抱陽、左柔而右剛、履幽而戴明、變化無常、得一之原以應無方、是謂神明、

夫れ兵は道を失へば弱し、道を得れば强し、將は道を失へば拙し、道を得れば工なり、國は道を得れば存し、道を失へば亡ぶ、其の謂はゆる道とは、何ぞや、道は體圓なり、法方なり、陰に背きて陽を抱き、柔を左にして剛を右にし、幽を履みて明を戴く、變化すること常の測るべき無し、一の原を得て無方に應ず、是を神明と謂ふ、

夫圓者天也、方者地也、天圓而無端、故不可得而觀、地方而無垠、故莫能窺其門、天化育而無

政、尊其秀士而顯其賢良、振其孤寡、恤其貧窮、出其囹圄、賞其有功、百姓開門而待之、淅米而儲之、唯恐其不來也、此湯武之所以致王、而齊桓晉文之所以成霸也、故君爲無道、民之思兵也、若旱而望雨、渴而求飲、夫有誰與交兵接刃乎、故義兵之至也、至於不戰而止、

斯くして、霸王は其の國に克つも、其の民を害せず、其の君を廢して、其の政を易へ、其の秀士を尊びて、賢良を顯はし、其の孤兒寡婦を救ひ、其の貧者窮人を恤み、其の獄中の者を出し、其の有功の人を賞す、是に於て百姓は門を開きて、之を待ち、米を漬して、之に備へ、唯其の兵の來らざるを恐る、此れ殷湯、周武の王を致し、齊桓、晉文の霸を成したる所以なり、故に君が無道を爲せば、民の兵を思ふことは、早して雨を望むが如く、渴して飮を求むるが如きなり、夫れ斯の如し、誰か能く霸王と兵を交へ刃を接するを爲さん、故に義兵の至るや、戰はずして軍罷むに至る、

○尅は克なり、戰勝ちて其の主を獲たるなり、○振は救ふなり、○囹圄は牢獄なり、○淅は米を水に投じて、炊ぐに備ふるなり、○有は又なり、

晚世之兵

晚世之兵、君雖無道、莫不設渠塹傅堞而守、攻者非以禁暴除害也、欲以侵地廣壤也、是故至於伏尸流血相支以日、而霸王之功不世出者、自爲之故也、

晚世の兵は、其の君無道なりと雖も、渠塹を設け、城牆に附きて、守らざる無し、之を攻むるものは、暴を禁ずる爲めに非ず、害を除く爲めに非ず、唯其の地を侵さんと欲し、其の壤を廣めんと欲するなり、故に尸

故に霸王の兵は、論を以て之を慮り、策を以て之を圖り、義を以て之を扶く、以て亡を存するに非ず、以て其の亡に近きものを保存せんとするなり、是の故に霸王は、敵國の君が、暴虐を民に加ふる有りと聞けば、兵を擧げて其の境に臨み、之を責むるに不義を以てし、之を刺るに過失を以てす、

兵至其郊、乃令軍師曰、毋伐樹木、毋抉墳墓、毋爇五穀、毋焚積聚、毋捕民虜、毋收六畜、

霸王は兵を帥ゐて、敵國の郊に至れば、乃ち軍師に令して曰く、樹木を伐る勿れ、墳墓を抉く勿れ、衆穀を爇く勿れ、藏蓄したるものを焚く勿れ、民人を捕虜とする勿れ、馬牛羊鷄犬豕を取る勿れと、

乃發號施令曰、其國之君傲天侮鬼、決獄不辜、殺戮無罪、此天之所以誅、民之所以仇也、兵之來也、以廢不義而復有德也、有逆天之道、帥民之賊者、身死族滅、以家聽者祿以家、以里聽者賞以里、以鄕聽者封以鄕、以縣聽者侯以縣、

霸王は、更に號を發し令を施して曰く、其の國の君は、天に傲り鬼を侮り、無罪の者を取りて、我は之を牢獄に投じ、或は之を殺戮す、此れ天の誅する所なり、民の仇とする所なり、我兵の來るは、以て不義を廢し、有德を復興せしむるに在り、故に天の道に逆ひ、民の賊に從ふもの有らば、其の身は死せしめ、其の族は滅せしむ、家を以て來り降るものは、之に祿するに其の家を以てす、里を以て來り降るものは、之を賞するに其の里を以てす、鄕を以て來り降るものは、之を封ずるに其の鄕を以てす、縣を以て來り降るものは、之を侯とするに其の縣を以てすと、

〇不辜は無罪なり、〇帥は從ふなり、〇聽は我の命ずる所に從ふなり、來り降るをいふ、

尅國不及其民、廢其君而易其

百姓、肆一人之邪而長海内之禍、此大論之所不取也、

夏桀、殷紂の二王をして、民に害有るも、其の患は直に二王に及びて亡びしめば、炮烙の刑を行ふに至らずして、政改りしならん、晉厲、宋康の二君をして、一の不義を行ふときに、身死し國亡びしめば、强暴侵奪を爲すに至らざりしならん、此の四君は、皆其の小過失の有るときに、之を討ずるもの無かりしを以て、遂に天下を擾み、百姓を害し、一人の邪を肆にして、海内の禍を長ずるに至れり、此れ治國の大論に於て取らざる所なり、

○立被其患は、桀紂自身が患害を受けて死するをいふ、○炮烙は火刑なり、○大論は治國の要道なり、○肆は恣なり、○擾は奪なり、

所爲立君者、以禁暴討亂也、今乘萬民之力而反爲殘賊、是爲虎傅翼、曷爲弗除、夫畜池魚者必去猵獺、養禽獸者、必去豺狼、又況治人乎、

夫れ君を立つる所以は、暴を禁ずるに在り、亂を討ずるに在り、然るに萬民の力に乘じて、却て殘害を爲す、是れ虎の爲めに翼を附くるなり、君を立てゝ此の如きは、何ぞ除かざるを得ん、夫れ池魚を畜ふものは、必らず猵獺を去る、禽獸を養ふものは、必らず豺狼を去る、況んや人を治るに於てをや、

○殘は害なり、○傅は附なり、○曷は何なり、○猵は獺の類なり、

霸王之兵

故霸王之兵、以論慮之、以策圖之、以義扶之、非以亡存也、將以存亡也、故聞敵國之君有加虐於民者、則擧兵而臨其境、責之以不義、刺之以過行、

をや、

夫兵者所以禁暴討亂也、炎帝爲火炎、故黃帝擒之、共工爲水害、故顓頊誅之、敎之以道、導之以德、而不聽則臨之以威武、臨之以威武、而不從、則制之以兵革、

夫れ兵は暴を禁ずる所以なり、亂を討つ所以なり、炎帝は火災を起す、故に黃帝は之を擒にす、共工は水害を成す、故に顓頊帝は之を誅す、蓋し之に敎るに德を以てし、之を導くに道を以てするも、猶聽從せざれば、之に臨むに威武を以てす、之に臨むに威武を以てするも、猶服從せざれば、之を制するに兵革を以てす、

聖人之兵

故聖人之用兵也、若櫛髮耨苗、所去者少而所利者多、殺無罪之民而養無義之君、害莫大焉、殫天下之財而贍一人之欲、禍莫深焉、

故に聖人の兵を用ふるや、髮を櫛るが如し、苗を耨るが如し、其の去る所は少し、其の利する所は多し、夫れ無罪の民を殺して、無義の君を養ふは、害の大なるものなり、天下の財を盡して、一人の慾を贍すは、禍の深きものなり、

○殫は盡なり、○莫大焉は、此よりも大なる無しと讀む、尤も大なるものをいふ、

使夏桀殷紂有害於民、而立被其患、不至於爲炮烙、晉厲宋康行一不義而身死國亡、不至於侵奪爲暴、此四君者、皆有小過而莫之討也、故至於攘天下害

人有衣食之情、而物弗能足也、故羣居雜處分不均、求不贍則爭、爭則强脅弱、而勇侵怯、人無筋骨之强爪牙之利、故割革而爲甲、爍鐵而爲刃、貪昧饕餮之人殘賊天下、萬人搔動莫寧其所、有聖人勃然而起、乃討强暴平亂世、夷險除穢、以濁爲淸、以危爲寧、故不得不中絕、

人には衣食の情有りて、物は此の情を滿足せしむる能はず、故に群居雜處して、其の分つ所の均しきを得ず、其の求むる所の贍るを得ざるときは、人相爭ふ、相爭へば强は弱を脅かし、勇は怯を侵す、蓋し人には筋骨の强無く、爪牙の利無し、故に革を割きて甲と爲し、鐵を爍して刄と爲す、是に於て物を貪り食を貪る人は、天下を殘ひ害す、萬人騷動して、其の所に寧んずる無し、聖人勃然として蹶起し、乃ち强暴を討ち亂世を平げ、險を夷げ穢を除き、濁を改めて淸と爲し、危を變じて寧と爲す、故に國は中絕して、一時の滅亡を免るを得ず、

○筋は筋なり、○饕餮は食を貪るなり、○殘は害なり、○搔は騷なり、○夷は平なり、

兵之所由來者遠矣、黃帝嘗與炎帝戰矣、顓頊嘗與共工爭矣、故黃帝戰於涿鹿之野、堯戰於丹水之浦、舜伐有苗、啓攻有扈、自五帝而弗能偃也、又況衰世乎、

是の故に、兵の由りて來る所は遠し、黃帝嘗て炎帝と戰へり、顓頊帝嘗て共工と戰へり、蓋し黃帝は涿鹿の野に戰ひ、堯帝は丹水の浦に戰ひ、舜帝は有苗を伐ち、禹王の子啓は有扈を攻む、斯の如く、兵は五帝より以來、之を罷むること能はず、又況んや衰世に於て

乘之主、葬其骸於曠野之中、祀其鬼神於明堂之上、神貴於形也、故神制則形從、形勝則神窮、聰明雖用必反諸神、謂之太沖、

故に道を知るものは惑はず、命を知るものは憂へず、萬乘の天子は、其の骸を曠野の中に葬るも、其の神を廟堂の上に祀る、蓋し神は形より貴ければなり、故に神制すれば形從ふ、之に反して形勝てば神窮る、是の故に智慧は用ふと雖も、必らず之を神に反り求む、此の天性に復歸するを稱して、太沖と云ふ、

兵略訓

兵は防ぐなり、亂を防ぐは謀に在り、清靜を常と爲し、實を避けて虛に就き、善く後を持する玄理を解喩す、故に兵略と曰ふ、

古之兵

古之用兵者、非利土壤之廣而貪金玉之略、將以存亡繼絕平天下之亂、而除萬民之害也、凡有血氣之蟲、含牙帶角、前爪後距、有角者觸、有齒者噬、有毒者螫、有蹏者趹、喜而相戲、怒而相害、天之性也、

古の兵を用ふるものは、土壤の廣大を取るが爲めに非ず、金玉の獲得を貪るが爲めに非ず、亡びたる國を保存し、絕えたる家を繼ぎ起し、天下の亂を平げ、以て萬民の害を除かんとするなり、凡そ血氣有る動物は、牙を含み角を戴き、爪を前にし距を後にす、其の角有るものは觸れ、齒有るものは噬み、毒有るものは螫し、蹏有るものは趹る、喜びて相戲れ、怒りて相害ふ、是れ天の性なり、

○利は利取なり、○略は獲得なり、○蟲は動物の總稱なり、○距は後部の爪なり、○蹏は蹄なり、

之壽、憂天下之亂、猶憂河水之少泣而益之也、龜三千歲、浮游不過三日、以浮游而爲龜憂養生之具、人必笑之矣、故不憂天下之亂、而樂其身之治也、可與言道矣、

夫れ吾の身の生じてより、上古の荒茫たる處に至る、亦遠し、吾の身は死してより、天地の窮り無きに至る、亦長し、吾は子孫相移る、此の子孫の數雜る壽を以て、天下の亂を憂ふるは、之を譬へば、河水の少きを憂へて、我の涙を以て、之を益すが如し、夫れ龜は三千歲の壽有るも、蜉蝣は三日の命に過ぎず、蜉蝣を以て龜の爲めに、養生の具を憂ふときは、人必らず之を笑はん、故に天下の亂を憂へずして、其の身の治るを樂むものは、始めて與に道を語るべきなり、
○荒芒は荒茫なり、○滔は長なり、○雜は匝なり、子孫の相移ることなり、○泣は涙を流すなり、

君子爲善、不能使福必來、不爲非而不能使禍無至、福之至也、非其所求、故不伐其功、禍之來也、非其所生、故不悔其行、內修極而橫禍至者、皆天也、非人也、故中心常恬漠累積其德、狗吠而不驚、自信其情、

君子は善を爲すも、福をして必らず來らしむる能はず、非を爲さざるも、禍をして至る無からしむる能はず、福の至るは、其の求むる所に非ず、故に其の功に誇らず、禍の來るは、其の生ずる所に非ず、故に其の行を悔いず、內に修めたる德極りて、橫暴の禍至るは、皆天なり、人に非ず、是の故に、君子は中心常に恬靜にして沖漠なり、其の德を累積す、狗吠えて我は驚かず、自から其の情を信ず、

故知道者不惑、知命者不憂、萬

失時與人、無道者失於時而取人、直己而待命、時之至不可迎而反也、要遮而求合、時之去不可追而援也、故不曰我無以爲而天下遠、不曰我不欲而天下不至、

天道は親無し、唯德に是れ與みす、道有るものは、時と人とを失はず、道無きものは、時に失ひて人に取る、蓋し自己を直くして、天命を待つも、時の來るは、之を迎へて背くべからず、我は要し遮りて、合はんことを求むるも、時の去るは、之を追ひて援くべからず、故に我は事を爲す無くして、天下遠く去ると曰はず、我は物を欲せずして、天下至らずと曰はず、聖人は虛靜にして、自然の來去に任すのみ、

○時之至は、一本に時之去に作る、迎の字を解するには、去の字を用ふるを便とす、此の時には、反の字を返すと讀むなり、然れども至の字は、下の句の去に對比して、妙とす、

古之存己者、樂德而忘賤、故名不動志、樂道而忘貧、故利不動心、名利充天下、不足以概志、故兼而能樂、靜而能澹、故其身治者、可與言道矣、

古の自己を守るものは、德を樂みて、賤しきを忘れたり、故に名を揚ることは、其の志を動かすに足らず、道を樂みて貧しきを忘れたり、故に利を取ることは、其の心を動かすに足らず、名利は天下に滿つるも、以て其の志に觸るゝに足らず、故に物を兼ねて能く樂み、心を靜にして能く澹し、是の故に其の身治るものは、始めて與に道を語るべきなり、

○概は觸るゝなり、感動することなり、

自身以上至於荒芒亦遠矣、自死而天地無窮亦滔矣、以數雜

水は山より出で〻海に入る、稼は野より生じて廩に藏る、其の始る所を見れば、其の終る所を知る、故に物は美材を用ひず、粗樸を尙ぶ、席は蘿蕈を先にし、樽は玄酒を上び、俎は生魚を先にし、供へ進むるには太羹を先にす、此れ皆粗物なり、耳目に快ならず、口腹に適せず、然れども先生は之を貴ぶ、蓋し本を先にして、末を後にすればなり、

○稼は苗なり、苗より長じて實を結ぶに至る、故に穀物の義となる、○廩は米倉なり、○蘿蕈は萑葦なり、○玄酒は素質の水なり、○俎は供物の臺なり、○豆は祭りの供物を盛る器なり、○泰羹は太羹なり、五味を調へざる粗羹なり、

聖人之接物、千變萬軫、必有不化而應化者、夫寒之與煖相反、大寒地坼水凝、火弗爲衰其暑、大熱鑠石流金、火弗爲益其烈、寒暑之變無損益於己、質有之也、聖常後而不先、常應而不唱、不進而求、不退而讓、隨時三年、時去我先、去時三年、時在我後、無去無就、中立其所、

聖人の物に接するや、千變萬轉す、自から化せずして、能く化に應ずるもの有り、夫れ寒の煖とは、相反す、然れども身は能く之に應ず、大寒にして地坼け水凝るも、我に於て火は其の熱を減ずるを爲さず、大暑にして石鑠け金流るも、我に於て火は其の烈を益すを爲さず、寒暑の變は、我に損益無し、蓋し我の身の本質、能く化に應ずる有ればなり、聖人は常に後れて先を爲さず、常に他に應ずるのみ、我は唱へず進み求むることを爲さず、退き讓ることを爲さず、時に隨ふ三年なれば、時去りて我は先だつ、時を去る三年なれば、時在るも我は後る、去ることも無く、就くことも無く、其の所に中立す、

○軫は轉なり、○凝は凍るなり、○質は人身なり、

天道無親、唯德是與、有道者不

るに其の滿酌の酒間に爭ひ、却て鬪を生じ、鬪ひて相傷ひ、父母妻の三族相怨み、其の歡ぶ所は、却て其の悄む所と爲る、此れ酒の敗れたる害なり、夫れ詩書禮樂は敎化の用なり、然れども詩の弊害は、情を僻らしむるに在り、樂の弊害は、人を刺るに在り、禮の弊害は、人を責るに在り、五音に於ても、徵音の中には、羽聲無きに非ず、羽音の中には、徵聲無きに非ず、五音皆其の音中に、他聲を有せざる無し、然るに宮、商、角徵、羽を以て名を定るものは、其の音の勝つものを以てするなり、故に事は總て其の本に復るを要す、
○盈爵は、杯を以て滿飮する意なり、

故仁義智勇聖人之所備有也、然而皆立一名者、言其大者也、陽氣起於東北、盡於西南、陰氣起於西南、盡於東北、陰陽之始、皆調適相似、日長其類以浸相遠、或熱焦沙、或寒凝水、故聖人謹愼其所積、

是の故に、仁、義、智、勇は聖人の備へ有する所なれども、其の仁義智勇を合稱せず、皆其の一名を立て、或は仁と曰ひ、或は義と稱す、是れ其の大なるものを言ふなり、陽氣は東北より起りて、西南に盡く、陰氣は西南より起りて、東北に盡く、陰陽の始は、皆調ひ適ひて相似たり、然れども日に其の類を長じ、以て漸く相距る遠し、或は熱くして沙を焦し、或は寒くして水凍らしむ、故に聖人は、其の積む所の弊を謹愼して、其の本に復る、
○備有は、總て領するなり、○浸は漸なり、

水出於山而入於海、稼生於野而藏於廩、見所始則知終矣、席之先雚蕈、樽之上玄酒、俎之先生魚、豆之先泰羹、此皆不快於耳目、不適於口腹、而先王貴之、先本而後末、

○今は、然るにといふが如し、○佚は逸なり、○槩は大略なり、全體よりも少きをいふ、○廋は隱るなり、○澀は觸れ及ぶなり、

太沖

大道無形、大仁無親、大辯無聲、大廉不嗛、大勇不矜、五者無棄而幾鄉方矣、軍多令則亂、酒多約則辯、亂則降北、辯則相賊、故始於都者常大於鄙、始於樂者常大於悲、其作始簡者、其終本必調、

大道は形無し、大仁は親無し、大辯は聲無し、大廉は不足を言はず、大勇は誇ること無し、此の五者を棄ること無ければ、道に向ふに近し、軍陣に號令多ければ、其の兵は紛亂し、酒宴に約條多ければ、其の人は爭論す、紛亂すれば逃げ走り、爭論すれば相賊ふ、故に都雅に始るものは、常に野鄙に大なり、樂に始るものは常に悲に大なり、其の始を作すこと簡なるものは、其の終に至り、必らず調ふ、

○嗛は足らざるなり、○矜は傲るなり、○鄉は向ふなり、○方は道なり、○大は卒と解すべしとの說有り、亦可なり、

今有美酒嘉肴以相饗、卑體婉辭以接之、欲以合歡、爭盈爵之間反生鬪、鬪而相傷、三族結怨、反其所憎、此酒之敗也、詩之失僻、樂之失刺、禮之失責、徵音非無羽聲也、羽音非無徵聲也、五音莫不有聲、而以徵羽定名者、以勝者也、

今爰に美酒嘉肴有り、以て相饗す、體を卑下し、辭を婉曲にして、之を接待し、以て歡を交へんと欲す、然

弗能樂也、患解憂除、然後食甘寢寧、居安游樂、由是觀之、生有以樂也、死有以哀也、

夫れ心に憂有るものは、平なる牀に柔なる席有るも、安居する能はず、菰米の飯も、飼牛の肉も、甘きを覺えず、琴瑟鳴竽も、樂む能はず、其の患解け、憂除きて然る後に食甘く寢安し、寧きに居りて遊樂す、是に由りて觀れば、生は以と樂しむべき有り、死は以て哀むべき有り、
○筐牀は、竹の平なる牀なり、○衽席は茵の敷きたる處なり、○菰は水草にして、米の如き實を結ぶもの、○犓は芻なり、家に飼ふことなり、

今務益性之所不能樂、而以害性之所以樂、故雖富有天下、貴爲天子、而不免爲哀之人、凡人之性、樂恬而憎憫、樂佚而憎勞、心常無欲、可謂恬矣、形常無事、可謂佚矣、遊心於恬、舍形於佚、以俟天命、自樂於內、無急於外、雖天下之大、不足以易其一槩、日月廋而無溉於志、故雖賤如貴、雖貧如富、

今の人は、務めて天性の樂しむ能はざる所を益し、以て天性の樂しむ所以を害す、故に富は天下を有つと雖も、貴は天子と爲ると雖も、悲哀の人たるを免れず、凡そ人の天性は、恬安を樂み、憂憫を憎む、逸遊を樂み、煩勞を憎む、夫れ心の常に欲望無きは、恬安と謂ふべし、形の常に事故無きは、逸遊と謂ふべし、心を恬安に處き、形を逸遊に舍き、以て天命を待ち、自から内に樂しみて、外物に急なること無ければ、天下の大を以てするも、其の天性の一片に換るに足らず、日月の明も隱れて、其の志に觸るゝこと無し、故に賤と雖も貴の如く、貧と雖も富の如し、

意なり、○矜は誇るなり、○反は道に歸るなり、

員之中規、方之中矩、行成獸、止成文、可以將少、而不可以將衆、蓼菜成行、瓶甌有堤、量粟而舂、數米而炊、可以治家、而不可以治國、滌杯而食、洗爵而飲、浣而後饋、可以養家老、而不可以饗三軍、非易不可以治大、非簡不可以合衆、大樂必易、大禮必簡、易故能天、簡故能地、大樂無怨、大禮不責、四海之內、莫不繫統、故能帝也、

夫れ圓の規に中り、方の矩に中る、皆小法なり、其の行くときに、古禮を成し、其の止るときに、文采を成す、皆小禮なり、是等の禮法は、以て少を將ゆべし、以て衆を將ゆべからず、蓼菜は小草にして列を成し、瓶甌は小器にして土臺有り、粟を量りて舂き、米を數へて炊く、是れ皆小事なり、家を治むべきも、國を治むるに足らず、杯を滌ひて食し、爵を洗ひて飲み、浣ひ淸めて後に食を進む、以て一家の老人を養ふべきも、以て三軍に饗するに足らず、蓋し易きに非れば、以て大を治むるに足らず、簡なるに非れば、以て衆を合同するに足らず、大樂は必らず易し、大禮は必らず簡なり、易き故に能く天なり、簡なる故に能く地なり、大樂は怨むこと無く、大禮は責むること無し、四海の內總て繫ぎ統めざる無し、故に能く帝たり、

○員は圓なり、○獸は、羔鹿等を贈物とする古禮なり、○文は文采威儀なり、○堤は器の底の臺なり、○爵は酒を盛る器なり、杯は羹を盛るに用ふ、故に上句の杯に對して言ふなり、○三軍は、上中下三軍の大衆なり、

心有憂者、筐牀衽席弗能安也、菰飯犓牛弗能甘也、琴瑟鳴竽

爲直、不能相聽、一人雖愚必從旁而決之、非以智不爭也、兩人相鬪、一羸在側、助一人則勝、救一人則免、鬪者雖强必制一羸、非以勇也、以不鬪也、

今試に、卞氏の璧を以て人に與ふ、其の未だ受けざるは、先なり、求められて之を致し、怨むと雖も、其の求めに逆はざるは、後なり、三人其の舍を同くし、二人相爭ふ、其の爭ふ者は、各自から以て直とす、相聽從する能はず、一人は愚なるも、必らず其の傍より之を決せん、是れ智を以てするに非ず、爭はざるを以てするなり、兩人相鬪ふ、一人の弱者は、其の側に在り、之を助くれば、一方は勝ち、之を救へば、一方は免る、其の鬪者は强しと雖も、必らず一人の弱者に制せらる、是れ勇を以てするに非ず、鬪はざるを以てするなり、○卞氏之璧は、楚國の名璧なり、○旁は傍なり、○羸は弱なり、○非以智、不爭也は、非以智也、以不爭也の意なり、下文の例に依りて、之を知るべし、

由此觀之、後之制先、靜之勝躁數也、倍道棄數以求苟遇、變常易故以知要道、過則自非、中則以爲候、闇行繆改、終身不寤、此之謂狂、有禍則詘、有福則羸、有過則悔、有功則矜、遂不知反、此謂狂人、

此に由りて觀れば、後の先を制し、靜の躁に勝つは、數理なり、道術に背き數理を棄て、苟且を以て、世に處せんことを求め、常を變へ、故きを易へ、以て要道を知らんと欲し、過てば自から非るも、中れば之を要道の徵候と思惟し、闇に行ひ繆りに改めて、身を終るまで寤らず、此れを狂と謂ふ、禍有れば屈し、福有れば伸び、過有れば悔ゆ、功有れば矜る、遂に天性の至道に歸るを知らず、此れを狂人と謂ふ、○倍は背くなり、○詘は屈なり、○羸は伸なり、餘る

無虧、俎豆之列次、黍稷之先後、雖知弗教也、弗能無害也、不能祝者不可以爲祝、無害於爲尸、不能御者不以爲僕、無害於爲佐、故位愈尊而身愈佚、身愈大而事愈少、譬如張琴、小絃雖急大絃必緩、無爲者道之體也、執後者道之容也、無爲制有爲術也、執後之制先數也、放於術則强、審於數則寧、

尊位に處るものは、神體の如く、官を守るものは、神を祭る人の如し、神體は狗を剝ぎ彘を燒くことを能くすと雖も、之を爲さず、之を爲さゞるも、用に虧くこと無ければなり、其の祭具の列べ方、其の供物の先後は、之を知ると雖も、之を敎へず、神體は之を祭る人に敎へざるも、害無ければなり、祭る人は然らず、祭る能はざるものは、以て祭る人も爲るべからず、然れども、其の祭る能はざる人も、神體と爲るには害無し、車馬を御する能はざる人は、以て僕と爲るべからず、然れども、其の車上の主人たるには害無し、故に位愈尊くして、身愈逸び、身愈大にして事愈少し、譬へば琴を張るが如し、小絃は急ると雖も、大絃は必らず緩し、蓋し無爲は道の本體なり、後を執るは道の外容なり、無爲を以て有爲を制するは、道術なり、後を執ることを以て先を制するは、數理なり、道術に依れば强し、數理に審なれば寧し、
○尸は神體なり、神の座に居りて、神の代りと爲り、祭を享る人なり、○祝宰は神體を祭る人なり、○俎豆は大小の祭器なり、○佐は左に通じ用ふ、車上の左に居る主人なり、○佚は逸なり、○放は依るなり、

今與人卞氏之璧、未受者先也、求而致之、雖怨不逆者後也、三人同舍、二人相爭、爭者各自以

儀一也、其儀一也、心如結也、君子其結於一乎、

賈人は其の業を多くすれば貧し、工人は其の技を多くすれば窮す、其の心の一ならざればなり、故に木の大に茂るものは、其の枝を傷ひ、水の大に漫るものは、其の深きを減ず、人は智有るも、術無きに於ては、物を鑚るも貫通する能はず、百技有るも一道無ければ、利を得ると雖も、之を守る能はず、故に詩に曰く、淑人君子、其の儀は一なり、其の儀は一なり、心結ぶが如しと、君子は其れ一の道に結ぶならんか、

○條は枝なり、○淑人は善人なり、○儀は道なり、○其乎は兩字を以て、也の一字と見るべし、

舜彈五絃之琴、而歌南風之詩、以治天下、周公殽臑不收於前、鍾鼓不解於縣、以輔成王而海內平、匹夫百晦一守、不遑啓處、無所移之也、以一人兼聽天下、日有餘而治不足、使人爲之也、

舜帝は五絃の琴を彈じ、南風の詩を歌ひ、以て天下を治む、周公は美肴良肉を列ねて、之を取り去らず、鐘鼓を懸けて、其の樂を止めず、以て成王を輔け、海內の平治を致せり、此の時に當り、匹夫は百畝の田を守りて、農事を力め、安坐するに遑無し、其の業を他に移すを得ざればなり、周公は一人にして、天下を兼ね聽くも、日に餘り有り、其の治を行ふこと猶足らずとして、之を力むるに餘裕有り、是れ人をして各其の務を執らしむればなり、

○南風は和樂の意を述べたるもの、○殽臑は肴と肉とあり、肴は酒の下物なり、臑は美肉なり、○收は取り去るなり、○前は食前なり、縣は懸なり、○匹夫は一夫一妻の賤民なり、○晦は畝なり、○啓處は逸び居るなり、

後先

處尊位者如尸、守官者如祝宰、尸雖能剝狗燒彘弗爲也、弗能

平心定意、捉得其齊、行由其理、雖不必勝、得籌必多、何則勝在於數、不在於欲、馳者不貪最先、不恐獨後、緩急調乎手、御心調乎馬、雖不能必先載、馬力必盡矣、何則先在於數、而不在於欲也、是故滅欲則數勝、棄智則道立矣、

故に已むを得ずして歌ふものは、悲歎の爲めにするを事とせず、已むを得ずして舞ふものは、美麗の爲めにするを事とせず、夫れ歌ひ或は舞ひて、悲歎と美麗とを事とせざるは、皆其の心に歌舞を存せざればなり、善く博奕するものは、貪ることを求めず、勝たざるを恐れず、心を平にし意を定め、捉ること其の道を得て、行ること其の理に依る、勝を必せずと雖も、籌を得ること必らず多し、何となれば勝は數理に在り、欲望に在らず、競馬するものは、最先を貪らず、獨後るゝを恐れず、緩急の術は、其の手に調ひ、駕御する心は、其の馬に調ふ、最先を必する能はずと雖も、馬は必らず其の力を盡す、何となれば最先は數理に在り、欲望に在らざればなり、是の故に欲望を滅すれば、數理勝つ、智を棄つれば道立つ、

○不矜は不事なり、異字にして同意を述べ、前の句に對偶としたるのみ、○根心は、心中に存在するなり、○牟は貪なり、○捉は取るなり、或は曰く、投に作るべしと、亦可なり、○齊は道なり、○馳は競馬なり、○先載は最先を取るなり、載は乘ると讀むべし、超乘なり、

賈多端則貧、工多技則窮、心不一也、故木之大者害其條、水之大者害其深、有智而無術、雖鑽之不通、有百技而無一道、雖得之弗能守、故詩曰、淑人君子、其

舍は容るゝなり、○怨無レ所レ生の意なり、怨は既に生ぜず、故に之を滅するを要せずとの義なり、或は曰く、無レ所二怨惐一に作るべしと、亦可なり、

聖人無二屈奇之服一、無二瑰異之行一、服不レ視、行不レ觀、言不レ議、通而不レ華、窮而不レ懾、榮而不レ顯、隱而不レ窮、異而不レ見レ怪、容而與レ衆同、無二以名一レ之、此之謂二大通一、升降揖讓趨翔周遊、不レ得レ已而爲也、非二性所一レ有二於身一、情無二符檢一、行二所レ不レ得レ已之事一、而不レ解二構耳一、豈加レ故爲一哉、

聖人は長短の奇服無し、怪異の特行無し、其服は視るに足らず、其の行は觀るに足らず、其の言は議するに足らず、通達するも、華美ならず、窮困するも、懾伏せず、榮ゆるも顯れず、隱るゝも窮せず、異に就きて怪しまれず、容るゝことを能くして、衆と同じくす、之を名づくる所無し、此れを稱して大通といふ、其の升り降り揖し讓る禮より、趨行し周遊する事に至るまで、皆已むを得ずして、之を爲すなり、天性の我身に有する所に非れば、其の情は依る所無し、故に唯其の已むを得ざる事を行ひて、之を捨てざるのみ、豈に故意を以て爲すことを加へんや、

○屈奇は短長なり、屈は短をいひ、奇は長をいふ、皆其の身に相當せざるを稱す、○瑰は奇怪なり、○揖は立禮なり、○翔は行なり、○符檢は依るべきものなり、證憑の信頼すべきものをいふ、○解構は解き去るなり、構へたるを解くをいふ、

故不レ得レ已而歌者、不レ事レ爲レ悲、不レ得レ已而舞者、不レ矜レ爲レ麗、歌舞而不レ事レ爲二悲麗一者、皆無レ有二根レ心者一、善博者不レ欲レ牟、不レ恐レ不レ勝、

憂、中未嘗平、持無所監、謂之狂生、

道を知らざるものは、其の自己の有する所を釋て丶、其の未だ得ざる所を求む、心を苦しめ慮を勞し、以て曲を行ふ、故に福到れば喜び、禍來れば怖る、神は謀に勞れ、智は事に迫られ、禍福萌生するも、身を終るまで、自己の成したる所を悔いず、乃ち却て他人を怨む、其の平生は喜ばざれば憂ふ、心の中未だ嘗て平靜ならず、自から持して監する所の玄德無し、之を狂生と謂ふ、

○愁慮は、慮を勞すること、○遽は迫るなり、或は曰く、劇に作るべしと、劇も迫る意なり、○所生は成す所なり、○愁人は他人を怨むなり、愁を尤むと讀むも、可なり、

博騶

人主好仁、則無功者賞、有罪者釋、好刑則有功者廢、無罪者誅、及無好者、誅而無怨、施而不德、放準循繩、身無與事、若天若地、何不覆載、故合而舍之者君也、制而誅之者法也、民已受誅怨無所滅、謂之道、道勝則人無事矣、

人主が仁を好めば、功無きもの賞せられ、罪有るもの釋さる、刑を好めば、功有るもの廢せられ、罪無きもの誅せらる、故に好む所有るは、道に非ず、其の好む所無き者に至りては、誅を行ふも、之を怨むもの無し、施を布くも、之を德とするもの無し、準に倣ひ繩に循ひ、我の身は事に關係する所無し、天の若く地の若し、何をか覆はざらん、何をか載せざらん、故に和合して之を容すは、君なり、規制して之を誅するは、法なり、民は既に誅を受けて、怨は生ずる所無し、之を道と謂ふ、道勝てば人は事無し、

○放は倣ふなり、○準は道なり、○合は和同なり、○

て、天地の自然に隨ふものは、唯能く理に任して、名の興るを待ち受く、其の名興れば其の道行はる、其の道行はれて、其の人は位の高下を論ずるに足る無し、○賚は賜ふなり、與ふること、○喜レ得は喜レ德なり、○善レ奪は多レ奪なり、○勝レ理は、理に任せて從ふなり、○名は至德の名なり、

故譽生則毀隨之、善見則怨從之、利則爲害始、福則爲禍先、唯不求利者爲無害、唯不求福者爲無禍、侯而求霸者必失其侯、霸而求王者必喪其霸、故國以全爲常、霸主其寄也、身以生爲常、富貴其寄也、能不以天下傷其國、而不以國害其身者、爲可以託天下也、

故に譽生ずれば、毀は之に從ふ、善見れて怨は之に從ふ、利は害の始と爲り、福は禍の先と爲る、唯利を求めざるものは、害無し、唯福を求めざるものは、禍無し、侯にして霸を求むるものは、必らず其の侯を失ふ、霸にして王を求むるものは、必らず其の霸を喪ふ、故に國は全を以て常とす、霸王は其の奇福なり、身は生を以て常とす、富貴は其の奇利なり、能く天下を以て其の國を傷けず、國を以て其の身を害はざるものは、始めて之に天下を託すべきなり、○怨は一本に惡に作る、固意なり、○全は生存なり、○寄は常に反する貌なり、奇と解すべし、一時の福利なり、○託は托なり、委任すること、○爲可は、一本に焉可に作る、焉を此と讀む、亦可なり、

不知道者、釋其所已有、而求其所未得也、苦心愁慮以行曲、故福至則喜、禍至則怖、神勞於謀、智遽於事、禍福萌生、終身不悔己之所生、乃反愁人、不喜則

害根莖、能兩美者天下無之也、

故に羽翼の美なる鳥は、其の骨骸を傷ひ、枝葉の美なる草は、其の根莖を害ふ、能く內外の兩者を美にするものは、天下に之れ無し、

狂生

天有明、不憂民之晦也、百姓穿戶鑿牖自取照焉、地有財、不憂民之貧也、百姓伐木芟草自取富焉、至德道者若丘山、塊然不動、行者以爲期也、

天は明有りて、民の晦きを憂へず、是を以て衆民は、戶を穿ち牖を鑿ちて、自から照を取る、地は財有りて、民の貧きを憂へず、是を以て衆民は、木を伐り草を芟りて、自から富を取る、至德の道は、丘山の如し、塊然として動かず、是を以て行く者は之を指して、自から至る所を期す、

直己而足物、不爲人贛、用之者亦不受其德、故寧而能久、天地無予也、故無奪也、日月無德也、故無怨也、喜得者必多怨、喜予者必善奪、唯滅迹於無爲、而隨天地自然者、唯能勝理、而爲受名、名興則道行、道行則人無位矣、

聖人は自己を直くして、外物を贍に足らしむ、人の爲めに與ふるに非ず、之を用ふるものは、其の恩德を受くるを覺えず、故に聖人は寧くして、能く久し、是れ丘山の如しと謂ふ所以なり、天地は人に物を與ふる無し、故に之を奪ふ無し、日月は人を照して、之を德とすること無し、故に怨を引くこと無し、蓋し德とするを喜ぶものは、必らず怨を引く多し、與ふるを喜ぶものは、必らず奪ふ多し、唯其の迹を無爲の中に滅し

所無く、兕も其の角を措く所無しと、是れ聖人の事功の捕捉すべからざるを謂ふなり、
○在レ智は智に任ずる意なり、下句の在レ力も、此の例に從ふべし、○兕は野牛の一角にして猛きもの、○措は用るなり、○見諸は、見則諸の三字と見るべし、

鼓不レ滅二於聲一、故能有レ聲、鏡不レ沒二於形一、故能有レ形、金石有レ聲、弗レ叩弗レ鳴、管簫有レ音、弗レ吹無レ聲、聖人內藏、不レ爲二物先倡一、事來而制、物至而應、飾二其外一者傷二其內一、扶二其情一者害二其神一、見二其文一者蔽二其質一、無二須臾忘一爲レ質者、必困二於性一、百步之中不レ忘二其容一者、必累二其形一、

鼓は聲を用ひ盡さず、故に能く聲を成す有り、鏡は形に沒し入らず、故に能く形を生ずる有り、金石は聲を有するも、叩かざれば鳴らず、管簫は音を有するも、吹かざれば聲無し、聖人は內に藏めて、外物の先唱と爲らず、事の來るを待ちて、之を制し、物の至るを待ちて、之に應ず、蓋し其の外を飾るものは、其の內を傷ふ、其の情を扶くるものは、其の神を害ふ、其の文を現すものは、其の質を蔽ふ、常に質を治むることを怠るものは、必らず天性を窮困せしむ、百步の近き巾にも、其の外容を忘れざるものは、必らず其の形體を煩勞せしむ、

○滅は用ひ盡すことなり、下句の沒も、同意に通じて見るべし、蓋し滅といふも、沒といふも、皆均しく餘力無きを稱するなり、故に鼓不レ滅二於聲一は、鼓は聲に餘力無きに非ずと解すべし、沒も此の例に依る、○內藏は餘力を藏蓄することなり、○先倡は先唱なり、事物の來らざるに、自から率先して爲すこと、○扶は一本に失に作る、失は過ぐる意にして、之を用ふる多きを稱す、扶くると同義となる、○無二須臾一は多時なり常にといふが如し、○忘レ爲レ質は、文飾を思ふなり、○容は外飾なり、○形は實體なり、

故羽翼美者傷二骨骸一、枝葉美者

可得而不可取也、霸王可受而不可求也、在智則人與之訟、在力則人與之爭、未有使人無智者、有使人不能用其智於己者也、未有使人無力者、有使人不能施其力於己者也、此兩者常在久見、故君賢不見、諸侯不備、不肖不見則百姓不怨、百姓不怨則民用可得、諸侯弗備則天下之時可承、事所與衆同也、功所與時成也、聖人無焉、故老子曰、虎無所措其爪、兕無所措其角、蓋謂此也、

夏、殷、周三代の道とする所は、因ることなり、故に禹王は、江河を決す、是れ水利に因る、后稷は、種を播き穀を樹ゆ、是れ地質に因る、湯武の兩王は、暴亂を鎭む、是れ時宜に因る、是の故に、天下は自然にして得べきのみ、強て取るべからず、霸王の業は、自然にして受くべきのみ、強て求むべからず、智に任せば人來りて、之と訟を起し、力に任せば人來りて之と爭を生ず、天下未だ人をして智無からしむるもの有らず、然れども人をして其の智を我に用ふる能はざらしむるもの有り、天下未だ人をして力無らしむるもの有らず、然れども人をして其の力を我に施す能はざらしむるもの有り、此の兩者は常に存在し、久しく現出す、故に君の賢明なると世に見れざれば、諸侯は安心して之に備へず、君の愚昧なること、世に見れざれば、衆民は安堵して、之を怨まず、衆民怨まざれば、君は之を用ひて其の利を享くるを得べし、諸侯備へざれば、君は時勢を用ひて、天下を承るを得べし、蓋し事は衆人と相共にして成る所なり、功は時勢と相共にして建つ所なり、聖人は事を事とする無し、功を功とする無し、是の故に、老子曰く、虎も其の爪を措く

非ず、聖人は唯求むることを爲さず、而して能く人の求むる所のものを領有す、
○飾は適當にすることなり、一本に適に作る同義なり、○在己者は天性なり、○豈若は、普通の語法にては、不若の意となり、不及といふに同じけれども、此の處にては、遠く勝る意とす、故に若の字を如くならんかと讀むべし、○瑕疵は內臟の病なり、○痤疽は皮膚の病なり、○蚋は蠣なり、○瑱は耳飾りの玉なり、

處尊位者、以有公道而無私說、故稱尊焉、不稱賢也、有大地者、以有常術而無鈐謀、故稱平焉、不稱智也、內無暴事以離怨於百姓、外無賢行以見忌於諸侯、上下之禮襲而不離、而爲論者莫然不見所觀焉、此所謂藏無形者、非藏無形、孰能形、

尊位に處るものは、公道を行ふ有り、私說を持する無し、故に其の德の尊を稱す、其の才の賢を稱せざるなり、大地を有つものは、常術に從ふ有り、權謀を用ふる無し、故に其の政の平を稱す、其の主の智を稱せざるなり、蓋し內は暴事の以て衆民に離怨せらるゝこと無く、外は賢行の以て諸侯に忌憚せらるゝこと無く、上下の禮、相依りて離反せず、之を評論するものは、漠然として觀る所無し、此れ君德の至れるものなり、謂はゆる無形に藏するものとは、是れなり、既に無形に藏す、誰か能く其の形態を知らん、
○鈐は制する意なり、權略なり、一本には矜に作る、矜は傲るなり、他を制する貌なり、鈐と相通じて見るを得べし、○襲は依るなり、○莫は漠なり、○者非は者也に作るべしとの說有り、從ふべきに似たり、

三代之所道者因也、故禹決江河因水也、后稷播種樹穀因地也、湯武平暴亂因時也、故天下

て、體に寧からず、之を聽きて道に合はず、之を視て性に便ならず、食視聽の三官相爭ふ、此の時に、義を以て制を爲すものは、心なり、夫れ惡疽を割くは、痛まざるに非ず、劇藥を飲むは、苦まざるに非ず、然れども之を爲すは、身に便なればなり、渴きて水を飲むは、快ならざるに非ず、饑ゑて大に食ふは、贍らざるに非ず、然れども之を爲さざるは、性に害なればなり、此の疽藥渴饑の四者は、耳目口の三官に於て、取捨する所を知らず、心は之が制を成し、各、其の所を得しむ、是に由りて觀れば、慾の任すべからざるは明なり、

○痤疽は惡しき腫物なり、○毒は劇なり、○飧は食ふなり、○耳目鼻口は、耳目口といふべきを、鼻の字を加へて、語勢を調へたるなり、

凡治身養性、節寢處、適飲食、和喜怒、便動靜、使在己者得而邪氣因而不生、豈若憂瘕疵之與痤疽之發而豫備之哉、夫函牛之鼎沸而蠅蚋弗敢入、崑山之玉瑱而塵垢弗能汚也、聖人無去之心而心無醜、無取之美而美不失、故祭祀思親不求福、饗賓脩敬不思德、唯弗求者能有之、

凡そ身を治め性を養ひ、寢むことゝ處ることゝを調節し、飲食を適當にし、喜怒を和げ、動靜を便にし、我の天性をして自得せしむれば、邪氣は因りて生ぜず、是れ内臟と外膚との病を憂へて、豫備を勞するに比すれば、其の勝ること遠し、夫れ一牛を函るゝ大鼎沸騰すれば、蠅蚋は入るを得ず、崑山の美玉を耳飾とすれば、塵垢は汚す能はず、聖人は醜を去る心無くして、其の心に醜の入ること無し、美を取る行無くして、其の行に美の失ふこと無し、故に祭祀には親を思へども、其の福を享ることを求むるに非ず、賓客を饗するに、恭敬を修むるも、其の德を行ふことを思ふに

氣、小人行邪氣、內便於性、外合於義、循理而動、不繫於物者、正氣也、推於滋味、淫於聲色、發於喜怒、不顧後患者、邪氣也、邪與正相傷、欲與性相害、不可兩立、一置一廢、

聖人は心に任し、衆人は慾に任し、君子は正氣を行ひ、小人は邪氣を行ふ、蓋し內は性に便にし、外は義に合ひ、理に循ひて動き、外物に繫累せざるは、正氣なり、滋味に耽り、聲色に溺れ、喜怒に激し、後患を顧みざるは、邪氣なり、邪と正とは、相傷ひ、慾と性とは相害す、兩立すべからず、一は置けば、一は廢す、
○勝は任すなり、○心は正氣なり、○慾は邪氣なり、
○推は推し重んずるなり、一本に重に作る、從ふべし、耽る意なり、

故聖人損欲而從事於性、目好色、耳好聲、口好味、接而說之、不知利害嗜慾也、食之不寧於體、聽之不合於道、視之不便於性、三官交爭、以義爲制者心也、割痤疽非不痛也、飲毒藥非不苦也、然而爲之者便於身也、渴而飲水非不快也、饑而大飱非不贍也、然而弗爲者害於性也、此四者、耳目鼻口不知所取去、心爲之制、各得其所、由是觀之、欲之不可勝明矣、

故に聖人は、慾を抑損して、天性に從事す、目は色を好み、耳は聲を好み、口は味を好む、接して之を悅び、其の利害を顧みざるは、嗜慾なり、然れども之を食ひ

贍博、未有能者也、獨任其智、失必多矣、故好智窮術也、好勇則輕敵而簡備、自偩而辭助、一人之力以圍強敵、不杖衆多而專用身才、必不堪也、故好勇危術也、好與則無定分、上之分不定、則下之望無止、若多賦斂實府庫、則與民爲讐、少取多與、數未之有也、故好與來怨之道也、仁智勇力人之美才也、而莫足以治天下、由此觀之、賢能之不足任也、而道術之可脩明矣、

君は智を好めば、時宜に背きて自己に任じ、術數を棄て丶思慮を用ふ、然れども天下の物は博し、人智は淺し、淺を以て博を贍すは、未だ之を能くするもの有らず、君獨其の智に任ずるときは、失ふこと必らず多からん、故に智を好むは、窮困の術なり、君は勇を好めば、敵を輕視して、我の備を疎略にし、自から負みて、外援を謝絶す、斯の如くして、一人力以て強敵を禦ぎ、衆多に依らず、我身の才を專用す、是れ必らず堪へず、故に勇を好むは、危亡の術なり、君は仁惠を好めば、定りたる領分無し、上の領分の定らざるときは、下の望み止むこと無し、若しも租稅を多くし、府庫を實せば、民と讐を爲す、然れども、少く取りて多く與へんとすれば、其の數量は、未だ之に應ずるに足るもの有らず、故に仁惠を好むは、怨を來たす道なり、夫れ仁智勇力は、人の美才なり、然れども以て天下を治むるに足る無し、此に由りて觀れば、賢能の任ずるに足らず、道術の修むべきは明なり、
○倍は背くなり、○數は術なり、○偩は負なり、恃むこと、○圍は圉の誤りなり、圉は禦ぐなり、○杖は依るなり、○與は仁惠なり、○賦斂は租稅なり、

聖人勝心、衆人勝欲、君子行正

るが爲めに、君を立て以て民を統一す、君は一の道を執れば民治る、常の道無ければ民亂る、蓋し君たる道は爲す所以に非ず、爲す無き所以なり、何をか無爲と謂ふ、曰く智者は其の地位に在るも、事を爲さず、勇者は暴を爲さず、仁者は惠を爲さず、是れ無爲と謂ふべきなり、夫れ天の無爲なるは、一の道に得ればなり、一の道は、萬物の本なり、無敵の道なり、
○同道は同じく依るなり、○相必は相定るなり、○以位は其の地位に據る意なり、○患は一本に惠に作る、從ふべし、

智勇仁

凡人之性、少則猖狂、壯則暴強、老則好利、一身之身、既數變矣、又況君數易法、國數易君、人以其位通其好憎、下之徑衢不可勝理、故君失一、則亂甚於無君之時、故詩曰、不愆不忘、率由舊章、此之謂也、

凡そ人の性は、少ければ猖狂なり、壯なれば暴強なり、老ゆれば利を好む、一身の情態なるも、猶數變化す、又況んや君は數其の法を易へ、國は屢其の君を改め、人は其の地位に據りて、各其の智勇仁の性質を恣に用ひ、其の好む所と憎む所とを行ふに於てをや、下民の好憎に趨る徑路は、多くして理するに勝ふべからざるに至らん、故に君が一の道を失へば、其の國の亂は、君無き時より甚し、是の故に詩經に曰く、愆らず忘れず、舊章に率由すと、此れ道の守るべきを謂ふなり、
○壯は三十歲なり、○一身之身は、一人の身と謂ふに同じ、○通は施し行ふなり、○徑衢は細く分れたる路なり、○率は循ふなり、

君好智則倍時而任己、棄數而用慮、天下之物博而智淺、以淺

凡そ人に事ふるものは、二法に依る、其の一は寶幣を以てするなり、其の一は卑辭を以てするなり、然れども二法皆其の功無し、事ふるに玉帛を以てすれば、其の貨盡くるも外國の慾は厭かず、體を卑下し辭を婉曲にすれば、虚文空言なるを以て、論說するも、交は結ばず、約束誓盟すれば、約定るも違反すること近し、其の國の利を割きて、錙錘の小に至るまでを盡し、以て人に事ふと雖も、自から恃む所の道無ければ、以て安全を致すに足らず、若し誠に外交の策を釋てゝ、自から愼み、其の境内の事を修め、其の地力を盡して、其の產物を多くし、其の民を厲して、死力を出さしめ、以て其の城を堅固にし、上下は心を一にし、君臣は志を固くし、相共に國家を守り、死を致して民は離れず、斯の如くなれば、名の爲めにするものは、罪無きを伐たず、利の爲にするものは、勝ち難きを攻めず、此れ必全の道なり、

○非以寶幣必以卑辭は、或以寶幣、或以卑辭の意なり、卑辭は謙遜したる言語なり、○殫は盡なり、○無日は切迫なり、日の數ふべき無く、差し迫りたるなり、○錙錘は小量なり、六兩を錙とし、十二兩を錘とす、○外釋交は、釋外交の誤りならんとの說有り、從ふべし、○積は產物なり、○社稷は其の國の土神を祭ることにて、其の國家といふ意なり、○斅は效なり、

民有道所同道、有法所同守、爲義之不能相固、威之不能相必也、故立君以一民、君執一則治、無常則亂、君道者非所以爲也、所以無爲也、何謂無爲、智者不以位爲事、勇者不以位爲暴、仁者不以位爲患、可謂無爲矣、天無爲則得於一也、一也者萬物之本也、無敵之道也、

民は道の同じく依る所有り、法の同じく守る所有り、然れども義の相固むる能はず、威の相定むる能はざ

爭者生、雖有賢者弗能治、故聖人揜跡於爲善、而息名於爲仁也、外交而爲援、事大而爲安、不若內治而待時、

君子は行を修む、然れども善をして名無からしむ、君子は施を布く、然れども仁をして章無からしむ、故に君子の道を行ふ國に於て、士は善を爲すも、其の善の由りて來る所を知らず、民は利に贍るも、其の利の由りて來る所を知らず、是の故に其の國は、無爲にして自から治る、蓋し善を爲して、其の章の見るべき有れば、士は名を爭ふ、利を贍して其の本の知るべき有れば、民は功を爭ふ、此の二爭の生じたるときは、賢者有りと雖も、之を治むる能はず、故に聖人は跡を善を爲すに揜ひて、名を仁を爲すに息む、其の善も仁も、他人に誇示せざるなり、夫れ外に交りて我の援と爲し、大に事へて我の安を爲すは、我の內治りて時を待つに若かず、
○章は外面に見えたる飾なり、贍は滿足なり、○揜は掩なり、

凡事人者、非以寶幣、必以卑辭、事以玉帛、則貨殫而欲不饜、卑體婉辭、則諭說而交不結、約束誓盟、則約定而反無日、雖割國之錙錘以事人、而無自恃之道、不足以爲全、若誠外釋交之策、而愼脩其境內之事、盡其地力以多其積、厲其民死以牢其城、上下一心、君臣同志、與之守社稷、斅死而民弗離、則爲名者不伐無罪、而爲利者不攻難勝、此必全之道也、

○桀二於辯一は、辯を巧に弄するなり、○貿レ名は、氷を熱とし炭を寒とする類の所謂白馬を馬に非ずとする異說にして、本來の物名を變易することなり、○亡國は亡身の誤なるべしとの說有り、從ふべし、○陽は利なり、善なり、喜なり、○陰は害なり、惡なり、怒なり、○揜は掩なり、○邪巧は巧の勝ちたる意なり、邪は下の正の字に對していふなり、○之也は也の一字と見るべし、

德可以自脩、而不可以使人暴、道可以自治、而不可以使人亂、雖有聖賢之寶、不遇暴亂之世、可以全身、而未可以霸王也、湯武之王也、遇桀紂之暴也、桀紂非以湯武之賢暴也、湯武遭桀紂之暴而王也、故雖賢王必待遇、遇者能遭於時而得之也、非智能所求而成也、

夫れ德は以て自から修むべし、然れども他人をして暴ならしむるを得ず、道は以て自から治むべし、然れども他人をして亂れしむるを得ず、聖賢の資有りと雖も、暴亂の世に遇はざれば、以て身を全くするを得るのみ、以て霸王たるを得ざるなり、湯武の兩聖が、王業を成したるは、桀紂二君の暴に遇へばなり、桀紂は湯武の聖賢なるに遇ひて、暴なるに非ず、湯武は桀紂の暴に遇ひて、王たるのみ、故に賢王と雖も、必らず遇ふことを待つ、蓋し遇ふとは、能く時に遭ひて、之を得るを謂ふなり、智能の求めて成る所に非ず、○寶は資なり、其の人の器量なり、

君子脩行而使善無名、布施而使仁無章、故士行善而不知善之所由來、民贍利而不知利之所由來、故無爲而自治、善有章、則士爭名、利有本則民爭功、二

見其醜則善鑑、人能接物而不與己爲則免於累矣、

天下には信を守る士無きに非ず、然れども貨に臨み財を分つときは、必らず算を執りて、其の分つべき額を定む、蓋し謂ふ、心有るものゝ平を持するは、心無きものに若かざるなりと、天下には廉を守る士無きに非ず、然れども重寶を守るものは、必らず戸を閉ぢて封鎖を全くす、蓋し謂ふ、慾有るものゝ廉を持するは、慾無きものに若かざるなりと、爰に人有り、我を視て其の疵を擧げ論ずれば、我は其の人を怨む、然れども鏡有り、我を照して其の醜を現し示せば、我は其の鏡を善しとす、故に人能く外物に接して、自己の利害を顧みざれば、煩累より免るを得べし、

○籌は算數の具なり、○廉は貪らざるなり、○以爲は謂なり、○鑑は鏡なり、

公孫龍粲於辭而貿名、鄧析巧辯而亂法、蘇秦善說而亡國、由其道則善無章、脩其理則巧無名、故以巧鬭力者、始於陽常卒於陰、以慧治國者、始於治常卒於亂、使水流下、孰弗能治、激而上之、非巧不能、故文勝則質揜、邪巧則正塞之也、

公孫龍は辯に明なれども、物の名を變じて論ずるに過ぎず、鄧析は辭に巧みなれども、法を亂し、蘇秦は說くことを善くすれども、其の身を亡すに至れり、蓋し人は至道に由れば、善も章を成すこと無し、至理を修むれば、巧も名を揚ること無し、故に巧を以て力を鬭はしむるものは、利に始りて、常に害に終る、慧を以て國を治むるものは、治に始りて、常に亂に卒る、蓋し水をして下に流れしめば、孰か之を治むる能はざらん、然れども水を激して之を上騰せしむるは、巧に非れば能はず、故に文勝てば質は掩はる、巧勝てば正は塞がる、

則無功、責多功鮮、無以塞之、則妄發而邀當、妄爲而要中、功之成也不足以更責、事之敗也不足以弊身、故重爲善若重爲非、而幾於道矣、

蓋し名を求めんと欲するものは、必らず善を爲し、善を爲さんと欲するものは、必らず事を生ず、事生ずれば公道を棄てゝ、私意に就く、術數を捨てゝ自己に任ず、其の譽を善を爲すに現はさんと欲し、其の名を實質の上に立てんと欲すれば、其の治は故道を修めず、其の事は時宜を待たず、斯くして、其の治が故道を修めざるときは、責多し、其の事が時宜を待たざるときは、功無し、責多く功無ければ、之を塞ぎ止むるを要す、之を塞ぎ止むること無ければ、妄りに發し企てゝ中ることを求むるに至る、其の妄りに發し企てゝ中ることを求むるに至れば、功の成るや、其の責を償ふに足らず、事の敗るゝや、其の身を捨るも、之を償ふに足らず、故に善を爲すを重視して、之を畏れ憚ること、非を爲すを重視して、之を畏れ憚るが如くするものは、始めて道を行ふに近し、

○尸名は名の主とならんとするなり、尸は主なり、故に求むることゝなる、○貨數は、術を貨物として、之を賣り去るなり、數は術なり、術を賣り去るとは、術を捨つることとなり、○功鮮は功無なり、○邀當は要中なり、中るを求むるなり、○更は償ふなり、○不足以弊身は、其の身を捨つるも、猶未だ之を償ふに足らずとの意なり、○重は畏れ憚るなり、

天下非無信士也、臨貨分財、必探籌而定分、以爲有心者之於平不若無心者也、天下非無廉士也、然而守重寶者、必關戸而全封、以爲有欲者之於廉不若無欲者也、人擧其疵則怨人、鑑

無智、有能若無能、道理爲正也、

蓋し聖人は、智有れども爲すこと無し、智無きものも道を同くす、能有れども事無し、能無きものと德を同くす、其の智は之に告ぐるもの至りて、然る後に其の動く所を覺り、其の能は之を使ふもの至りて、然る後に其の爲す所を覺る、智有れども、智無きが若くし、能有れども、能無きが若くす、是れ道理以て我の正しきを爲せばなり、

○使之者は、其の上に其能也の三字を加へて讀むを便とす、

故功蓋天下、不施其美、澤及後世、不有其名、道理通而人僞滅也、名與道不兩明、人受名則道不用、道勝人則名息矣、道與人競長、章人者息道者也、人章道息則危不遠矣、故世有聖名則衰之日至矣、

故に聖人は其の功德天下を蓋ふも、其の美を顯はさず、其の恩澤後世に及ぶも、其の名を有たず、是れ道理通じて、人僞滅すればなり、蓋し名と道とは、兩者同時に明なるを得ず、人は名を受くれば、道は用ひられず、道は人に勝てば、名は息む、道と人とは、互に其の長を競ふ、人に章なるものは、道に息むものなり、人章にして道息めば、其の危きこと遠からず、故に世に聖人たる名を得ること有れば、其の德の衰る日至る、

○聖名は一本に盛名に作る、大意相通ず、

欲尸名者必爲善、欲爲善者必生事、事生則釋公而就私、貨數而任己、欲見譽於爲善而立名於爲質、則治不脩故、而事不須時、治不脩故則多責、事不須時

を求めず、禍を辭せず、以て天の則に從ふ、是の故に聖人は無き所を求めず、得る所を失はず、心の內にも、奇禍の至る無し、身の外にも、奇福の來る無し、禍福皆生ぜず、何ぞ他人の我を賊害する有らん、蓋し人は、善を爲せば、衆に觀覽せらる、不善を爲せば、衆に評議せらる、觀覽せられて貴を致し、評議せられて患を致す、故に道術は、以て進みて名を求むべからず、以て退きて身を修むべし、以て利を得べからず、以て害を離るべし、

○旁禍は、臨時に發生する禍なり、側面より起る意にて、旁の字を用ふ、是れ正に對する奇と同義なり、下句の旁福も、此の例に從ふ、

故聖人不以行求名、不以智見譽、法脩自然、己無所與、慮不勝數、行不勝德、事不勝道、爲者有不成、求者有不得、人有窮而道無不通、與道爭則凶、故詩曰、弗識弗知、順帝之則、

是の故に聖人は、行を以て名を求めず、智を以て譽を現さず、其の法は、自然を修めて、我は關係する所無し、其の慮は、術に勝たず、其の行は、德に勝たず、其の事は、道に勝たず、蓋し事を爲すものは、成らざる有り、物を求むるものは、得ざる有り、人は窮困する有れども、道は通達せざる無し、道と爭へば凶なり、故に詩に曰く、識らず知らず、帝の則に順ふと、其の自然の道に從ひて、自から意を用ふること無きを謂ふなり、

○法修自然は、一本に法循自然に作る、大意相通ず、○與は關係する意なり、○數は道術なり、○識は知の輕きなり、

有智而無爲、與無智者同道、有能而無事、與無能者同德、其智也告之者至、然後覺其動也、使之者至、然後覺其爲也、有智若

則益は、不レ益則損といふべきを反語にしたるなり、

故道不レ可二以勸而就一レ利者、而可
以寧避レ害者、故常無レ禍、不レ常有
福、常無レ罪、不レ常有レ功、聖人無二思
慮一、無二設儲一、來者弗レ迎、去者弗レ將、
人雖二東西南北一、獨立二中央一、故處二
衆枉之中一、不レ失二其直一、天下皆流、
獨不レ離二其壇域一、

故に道は、以て勸めて利に就くべからざるものなり、而も以て寧んじて害を避くべきものなり、是の故に禍無きを常として、福有るを常とせず、罪無きを常として、功有るを常とせず、蓋し聖人は、思慮無し、設備無し、來る者を迎へず、去る者を送らず、他人は東西南北すと雖も、我は獨り中央に立つ、故に衆の枉りたる中に處りて、其の道を失はず、天下皆浮び流るも、我は獨り其の壇域に居りて離れず、

○設儲は設備なり、事の未だ發生せざるに先きだちて、豫じめ準備することなり、○將は送るなり、

故不レ爲レ善不レ避レ醜、遵二天之道一、不
爲レ始不レ專レ己、循二天之理一、不二豫謀一、
不レ棄レ時、與レ天爲レ期、不レ求レ得不レ辭
福、從二天之則一、不レ求レ所レ無、不レ失レ所
得、內無二旁禍一、外無二旁福一、禍福不
生、安有二人賊一、爲レ善則觀、爲二不善一
則議、觀則生レ貴、議則生レ患、故道
術不レ可二以進而求一レ名、而可二以退
而脩一レ身、不レ可二以得一レ利、而可二以離
害一、

故に聖人は善を爲さず、醜を避けず、以て天の道に遵ふ、始を爲さず、我を專にせず、以て天の理に循ふ、謀を豫めせず、時を棄てず、以て天と相期す、得ること

而海內從レ化、文王修二之岐周一而天下移レ風、使三舜趨二天下之利一而忘中脩二己之道上、身猶弗レ能レ保、何尺地之有、

故に兵を用るものは、先づ我の敗るべからざるを爲して、敵の勝つべきを待つ、國を治むるものは、先づ我の失ふべからざるを爲して、敵の奪ふべきを待つ、舜帝は此の道を歷山に修めて、海內其の德化に從ひ、文王は此の道を岐周に修めて、天下其の風俗を移せり、舜帝をして天下の利に趨らしめ、其の自己を修むる道を忘れしめば、身も猶保つ能はず、何ぞ能く尺寸の地を有たん、

○不レ可レ勝は不レ可レ敗なり、敵が我に勝つべからざるなり、○不レ可レ奪は不レ可レ失なり、敵が我の地を奪ふべからざるなり、○尺地は挾小の地なり、

故治未レ固二於不一レ亂、而事爲レ治者必危、行未レ固二於無一レ非、而急求レ名者必刲也、福莫レ大二無レ禍一、利莫レ美二不一レ喪、動之爲レ物、不レ損則益、不レ成則毀、不レ利則病、皆險也、道レ之者危、故秦勝二乎戎一而敗二乎殽一、楚勝二乎諸夏一而敗二乎栢莒一、

蓋し治を力むるも、未だ亂れざるに固ならず、故に治を爲すを事とするものは、必らず危し、行を力むるも、未だ非無きに固ならず、故に名を求むるに急なるものは、必らず削らる、福は禍無きより大なるは無し、利は喪はざるより美なるは無し、動の物たるや、益せざれば損し、成らざれば毀れ、利せざれば病む、皆險惡なり、之に道るものは危し、故に秦は西戎に勝ちたるも、中原に向ひて、殽の戰に敗れたり、楚は中原に向ひて、諸夏に勝ちたるも、栢莒の戰に敗れたり、

○故治は蓋治といふが如し、○而事は故事の意なり、下句の而急も、此の例に從ふ、○刲は削なり、○不レ損

とせず、其の殺す所のものは、我を怨まず、斯の如くなれば、道に幾し、
○釋は棄るなり、○數は術なり、○授は自然に與ふべき理に由りて、我より去ることなり、

聖人不爲可非之行、不憎人之非己也、修足譽之德、不求人之譽己也、不能使禍不至、信己之不迎也、不能使福必來、信己之不攘也、禍之至也、非其求所至、故窮而不憂、福之至也、非其求所成、故通而弗矜、知禍福之制不在於己也、故閑居而樂、無爲而治、聖人守其所以有、不求其所未得、求其所無則所有者亡矣、脩其所有則所欲者至、

聖人は誹るべき行を爲さず、他人の我を誹るを憎まず、譽るに足るの德を修めて、他人の我を譽るを求めず、我は禍を迎へざるを信ず、我は禍をして必らず來らしむる能はず、我の禍を攘はざるを信ず、禍の至るは其の求めて至る所に非ず、故に我は窮困するも、之を憂へず、福の至るは、其の求めて成る所に非ず、故に我は通達するも、之を矜らず、禍福の來り制するは我に由るに非るを知ればなり、故に閑居して樂しみ、無爲にして治る、蓋し聖人は其の自から有する所を守り、其の未だ得ざる所を求めず、其の無き所を求むれば、有る所のものは亡ぶ、其の有る所を修むれば、欲む所のものは至る、
○攘は攘ひ斥くるなり、○矜は傲るなり、○閑は閒なり、

故用兵者、先爲不可勝、以待敵之可勝也、治國者、先爲不可奪、以待敵之可奪也、舜修之歷山、

然れども一人有り、其の舟中に在り、我より之を張り遠けよと謂ひ、或は之を歙せ近けよと謂ひ、再三呼べども應ぜず、遂に相觸るゝを致さば、必らず醜惡の語を以て、其の後に隨はん、前には怒らずして、後には怒る、何ぞや、是れ前には虛舟なりしも、今は人の乘りたる實舟なればなり、故に人は能く其の心を虛にして世に遊ばゞ、誰か能く之を訾らん、

○忮心は他を惡む心なり、○張は舟を岸より離れしむること、○歙は舟を岸に著かしむること、○訾は毀るなり、○方船は二船相竝ぶなり、

釋道而任智者必危、棄數而用才者必困、有以欲多而亡者、未有以無欲而危者也、有以欲治而亂者、未有以守常而失者也、故智不足免患、愚不足以至於失寧、守其分、循其理、失之不憂、得之不喜、故成者非所爲也、得者非所求也、入者有受而無取、出者有授而無予、因春而生、因秋而殺、所生者弗德、所殺者非怨、則幾於道也、

夫れ道を棄てゝ智に任ずれば、必らず危し、術を釋てて才を用れば、必らず困む、慾多きを以て亡ぶるもの有り、慾無きを以て危きもの有らず、慾を以て治を圖り、其國の亂るるもの有り、常を守るを以て、之を失ふもの有らず、故に智は患を免るに足らず、愚は寧きを失ふに至るに足らず、蓋し道を知るものは、其の分を守り、其の理に循ひ、之を失へども憂へず、之を得れども喜ばず、故に其の成るは、爲す所に非ず、其の得るは、求むる所に非ず、其の我に入るものは、受くる有るのみ、之を取ること無し、其の我より出るものは授くる有るのみ、之を與ること無し、春に因りて生じ、秋に因りて殺す、其の生ずる所のものは、我を德

霜雪雨露生殺萬物、天無爲焉、猶之貴天也、厭文搔法、治官理民者有司也、君無事焉、猶尊君也、辟地墾草者后稷也、決河濬江者禹也、聽獄制中者皐陶也、有聖名者堯也、

故に天下を以て爲すに足らずとするものは、必らず能く天下を治むるものなり、霜雪雨露は、萬物を生殺す、天は無爲なり、然れども民は猶其の天を貴ぶ、文を持し法を執り、官を治め民を理むるものは、有司なり、君は之を事とする無し、然れども民は猶其の君を尊ぶ、地を開き草を除くものは、后稷なり、河を決し江を浚へたるものは、禹なり、獄訟を聽き其の中正を制するものは、皐陶なり、然れども聖の名有るものは、帝堯なり、

○厭は把るなり、○搔は執るなり、○濬は浚るなり、

故得道以御者、身雖無能必使能者爲己用、不得其道、伎藝雖多未有益也、方船濟乎江、有虛舟從一方來觸而覆之、雖有忮心必無怨色、有一人在其中、一謂張之、一謂歙之、再三呼而不應、必以醜聲隨其後、向不怒而今怒、向虛而今實也、人能虛己以遊於世、孰能訾之、

故に道を得て駕御すれば、身は能無しと雖も、必らず能者をして、我の用と爲らしむ、之に反して、道を得ざれば、我は伎藝多しと雖も、未だ益する所有らず、船を竝べて江を渡るに方り、別に無人の舟有り、一方より來り觸れて、我の船を覆す、此の時に、我は惡む心有るも、必らず怨む色無し、彼は虛舟なればなり、

く敵に勝つものは、必らず强きものなり、能く强きものは、必らず人力を用るものなり、能く人力を用るものは、必らず人心を得るものなり、能く人心を得るものは、必らず自から道を得るものなり、能く自から道を得るものは、必らず柔弱なるものなり、蓋し强は自己に若かざるものに勝つ、其の與に同じきものに至れば、勝つ能はず、相拒ぎ戰ふのみ、之に反して柔は自己よりも、上に出でたる優者に勝つ、其の力は度るべからず、故に能く衆人の勝つを得ざる大敵に對して、大勝を成すものは、唯聖人の之を能くする有るのみ、

○霸王は天下の盟主なり、○格は抵抗なり、

善游者不學刺舟而便用之、勁筋者不學騎馬而便居之、輕天下者身不累於物、故能處之、泰王亶父處邠、狄人攻之、事之以皮幣珠玉而不聽、乃謝耆老而徙岐周、百姓携幼扶老而從之、遂成國焉、推此意四世而有天下、不亦宜乎、

善く泳ぐものは、舟を使ふことを學ばずして、能く之を用ふ、筋力の强きものは、馬に騎るを學ばずして、能く之に乘る、天下を輕んずるものは、外物に累はされずして、能く之に處る、周の太王亶父の邠に居るや、狄人來り攻む、乃ち之に事るに、皮幣珠玉を以てす、然れども狄人は滿足せず、是に於て亶父は、民の父老に謝して岐周に徙り去る、其の民は幼を携へ老を扶けて、之に從ふ、遂に周國を成すに至れり、此の意を推せば、此の後四代にして全天下を有する王業の成就も、亦宜なり、

○筋は筋なり、○皮幣は獸皮の幣物なり、○耆老は民の老人なり、耆は六十歲なり、老は七十歲なり、○邠は豳に同じ、○泰は太なり、

無以天下爲者、必能治天下者、

むるものは、必ず其の身を遺れず、能く其の身を修むるものは、必ず其の心を忘れず、能く其の心に原くものは、必らず其の性を虧かず、能く其の性を全くするものは、必らず道に惑はず、
○爲治之本務は、務の字を除くべしとの說有り、是れ下句の安民之本、或は足用之本等の例に依るなり、從ふべきに似たり、然れども之を存するも、妨無し、

故廣成子曰、愼守而內、周閉而外、多知爲敗、毋視毋聽、抱神以靜、形將自正、不得之己而能知彼者、未之有也、故易曰、括囊無咎無譽、

故に廣成子曰く、愼みて汝の內を守り、周く汝の外を閉ぢよ、知ることを多くするは、敗を爲す道なり、視る勿れ、聽く勿れ、精神を抱きて靜を守れば、形は將に自から正しからんとす、之を自己に得ずして、能く彼を知るものは、未だ之れ有らず、故に周易に曰く、括囊す、咎も無く、譽も無しと、
○廣成子は、黃帝の時の人なり、○而は汝なり、○括囊は囊を括るなり、自から守る貌なり、是れ坤爲地☷☷の六四の卦なり、

勝

能成霸王者、必得勝者也、能勝敵者、必强者也、能强者、必用人力者也、能用人力者、必得人心也、能得人心者、必自得者也、能自得者、必柔弱也、强勝不若己者、至於與同則格、柔勝出於己者、其力不可度、故能以衆不勝成大勝者、唯聖人能之、

能く霸王を成すものは、必らず勝を得るものなり、能

皆是れ人才なり、然れども德盛ならざれば、此の五者の一をも成功する能はず、德立てば、五者皆成功し、其の危殆なること無し、五者唯見はるゝ時は德立たず、其の坐位を失ふ、故に道を得れば、愚者も成功するに餘り有り、道を失へば、智者も成功するに足らず、夫れ水を渡りて、遊泳の術無ければ、强しと雖も必らず沈む、游泳の術有れば、羸しと雖も、必らず渡ることを遂ぐ、又況んや舟航の上に託するものをや、
○慧は敏なり、○游數は游泳の術なり、○羸は弱きなり、

爲治之本、務在於安民、安民之本、在於足用、足用之本、在於勿奪時、勿奪時之本、在於省事、省事之本、在於節欲、節欲之本、在於反性、反性之本在於去載、去載則虛、虛則平、平者道之素也、虛者道之舍也、能有天下者必不失其國、能有其國者必不喪其家、能治其家者必不遺其身、能脩其身者必不忘其心、能原其心者必不虧其性、能全其性者必不惑於道、

治道の本務は、民を安んずるに在り、民を安んずる本は、民の用を滿足せしむるに在り、民の用を滿足せしむる本は、民の時を奪ふ無きに在り、民の時を奪ふ無き本は、政法の事を省減するに在り、政法の事を省減する本は、情慾を節制するに在り、情慾を節制する本は、天性に復歸するに在り、天性に復歸する本は、心に載する所の事物を去るに在り、心に載する所の事物を去るときは、淸虛なり、淸虛なれば平靜なり、平靜は道の本源なり、淸虛は道の居る所なり、蓋し能く天下を有つものは、必らず其の國を失はず、能く其の國を有つものは、必らず其の家を喪はず、能く家を治

とす、○滑は亂すなり、○員は圓なり、

原天命則不惑禍福、治心術則不妄喜怒、理好憎則不貪無用、適情性則欲不過節、不惑禍福則動靜循理、不妄喜怒則賞罰不阿、不貪無用則不以欲用害性、欲不過節則養性知足、凡此四者、弗求於外、弗假於人、反己而得矣、

天命に原けば、禍福に惑はず、心術を治むれば、喜怒を妄にせず、好憎を理むれば、無用を貪らず、情性に適すれば、慾望は節度を超過せず、禍福に惑はざれば、動靜は其の理に循ふ、喜怒を妄にせざれば、賞罰は人に阿らず、無用を貪らざれば、慾望を以て、情性を害せず、慾望が其の節度を超過せざれば、性を養ひ足るを知る、凡そ此の四者は、外物に求めず、他人に假らず、自己に反り求めて得るものなり、○阿は諂ひて曲るなり、○用は衍字なり、或は以てと讀むも可なり、

天下不可以智爲也、不可以慧識也、不可以事治也、不可以仁附也、不可以强勝也、五者皆人才也、德不盛不能成一焉、德立則五無殆、五見則德無位矣、故得道則愚者有餘、失道智者不足、度水而無游數雖强必沉、有游數雖羸必遂、又況託於舟航之上乎、

天下は智を以て爲むべからず、慧を以て識るべからず、事を以て理む可らず、仁を以て懷くべからず、强を以て勝つべからず、蓋し智、慧、事、仁、强の五者は

猿狖の捷きは、繩の害に遭ふ、人は能く其の平生の賤しむ所を貴ぶに至り、其の貴ぶ所を賤むに至れば、始めて與に至道の論を談ずるに足るべきなり、

○慶忌、羿、子路は三人均しく勇者なれども、殺されたり、是れ勇の頼むに足らざる例なり、○桃棓は、桃の木を以て造りたる大杖なり、○葅は漬物なり、○所有は所長の意なり、○朕は物の兆候なり、極微なる象なり、○彊は强なり、○蝯狖は猿狖なり、狖は尾の長き猿なり、○措は捕繩なり、

自信者不可以誹譽遷也、知足者不可以勢利誘也、故通性之情者不務性之所無以爲、通命之情者不憂命之所無奈何、通於道者、物莫不足滑其調、詹何曰、未嘗聞身治而國亂者也、未嘗聞身亂而國治者也、矩不正不可以爲方、規不正不可以爲員、身者事之規矩也、未聞枉己而能正人者也、原天命、治心術、理好憎、適情性、則治道通矣、

夫れ自から信ずるものは、誹譽を以て遷すべからず、足るを知るものは、勢利を以て誘ふべからず、故に天性の性態に通曉したるものは、天性の以て爲す無き所を務めず、天命の情態に通曉したるものは、天命の奈何にともする無き所を憂へず、天道に通曉したるものは、外物來り犯すも、其の調和を亂すに足らず、詹何曰く、未だ嘗て其の身治りて其の國亂ることを聞かず、未だ嘗て其の身亂れて、其の國治まることを聞かずと、蓋し矩正しからざれば、以て方形を爲すべからず、規正しからざれば、以て圓形を爲すべからず、身は事の規矩なり、未だ自己を枉げて、能く他人を正す者を聞かず、天命に原き、心術を治め、好憎を理め、情性に適すれば治道は通達す、

○莫不足は不足なり、莫の字を除きて解するを便

危、無事而治者、失其所以治則亂、星列於天而明、故人指之、義列於德而見、故人視之、人之所指、動則有章、人之所視、行則有迹、動有章則詞、行有迹則議、故聖人揜明於不形、藏迹於無爲、

蓋し禍を欲めば、或は禍を受け、利を欲めば、或は害に遭ふ、故に無爲にして寧きものは、其寧き所以の無爲を失へば危し、無事にして治まるものは、其の治まる所以の無事を失へば亂る、夫れ星は天に列して明なり、故に人は之を指す、義は德に列して見る、故に人は之を視る、人の指す所に就きて、動けば章有り、人の視る所に就きて、行けば迹有り、夫れ動くこと章有れば詞有り、行くこと迹有れば議有り、故に聖人は、明を無形に掩ひ、迹を無爲に藏す、

○離は罹るなり、遭ふことなり、○揜は掩ふなり、

王子慶忌死於劍、羿死於桃棓、子路菹於衞、蘇秦死於口、人莫不貴其所有而賤其所短、然而皆溺其所貴、而極其所賤、所貴者有形、所賤者無朕也、故虎豹之彊來射、蝯貁之捷來措、人能貴其所賤、賤其所貴、可與言至論矣、

吳の王子慶忌は、劍に刺されて死し、羿は桃の杖に打たれて死し、子路は衞に菹にせられ、蘇秦は口辯に由りて殺されたり、人は其の長とする所を貴ばざる無し、而して其の短とする所を賤まざる爲し、然れども皆其の貴ぶ所に溺れて、賤しむ所を極む、蓋し貴ぶ所のものは形有ればなり、賤む所のものは象無ければなり、然れども形有るを視て、象無きを視ざるは、害の來る所以なり、故に虎豹の强きは、射の害に遭ひ、

獸有り、之を方物と謂ふ、方とは類を以て別つなり、物とは群を以て分つなり、其の性命は同じからざるも、皆有に形す、隔てゝ通ぜず、分れて萬物たり、既に萬物たれば、能く其の本宗の素樸に及ぶこと無し、故に動けば、之を生と謂ひ、死すれば之を窮と謂ふ、是れ皆物たり、物の未だ物と爲らずして、能く物を物とするに非ず、物を物とするは、太一なり、卽ち元神なり、是れ萬物の中に居ること亡し、
○洞同は冲虛和同なり、一體と爲ることなり、○分物は方物なり、方は分つことなり、故に方物を分物と稱す、○及宗は本宗に復歸することなり、歸及宗と見るべし、或は反宗とするも可なり、○爲之生は、謂之生の意なり、一本には爲を謂に作る、從ふべし、

稽古、太初人生於無、形於有、有形而制於物、能反其所生、若未有形、謂之眞人、眞人者未始分於太一者也、聖人不爲名尸、不爲謀府、不爲事任、不爲智主、藏無形、行無迹、遊無朕、不爲福先、不爲禍始、保於虛無、動於不得已、

古の太初の狀態を稽るに、人は無に生じて有に形す、既に形有れば物に制せらる、其の生じたる後に於て、能く其の生ずる所の本宗に復歸し、未だ形有らざるが若くなるもの、之を眞人と謂ふ、眞人とは、未だ始より太一に分れざるもの是れなり、聖人は眞人なり、名の主と爲らず、謀の本と爲らず、事の力と爲らず、智の源と爲らず、無形に藏れ、無迹に行き、無象に遊ぶ、故に福の先と爲らず、禍の始と爲らず、虛無に保ちて、已むを得ざるに動く、
○尸は主なり、○府は本なり、○任は力なり、○朕は兆なり、象の端緒なり、

欲福者或爲禍、欲利者或離害、故無爲而寧者、失其所以寧則

つ、此の時に當りて、政事堂及び大廟は、官吏安逸にして、冠を懸け劍を解き、帶を緩くして寢に就く、是れ郊亭の大にして、廟堂の小なるに由るに非ず、天子の之に居るを以てなり、蓋し天道の貴きは、特に天子の至尊たるのみに非ず、天道の在る所なれば、萬物齊しく之を仰ぐ、夫れ蟲の穴に居るも、鵲の巢を造るも、皆均しく天に嚮ふこと一なり、是れ天の至和の道存在すればなり、故に帝位に在るもの、誠に能く萬物を包み容れ、其の政道が至和に合すれば、鳥獸草木と雖も、亦其の澤を被らざる無し、而るを況んや、衆民をや、

○九卿は、秦漢に於て、太常、光祿勳、大鴻臚、大司農、衛尉、太僕、廷尉、宗正、少府を稱す、相公に次ぎたる高官なり、○包稟は包み容るゝなり、一本には包裹に作る、從ふべし、○兆は衆なり、

詮言訓

詮は就くなり、萬物の指歸に就きて、其の徵候を言ふ、人事を譬類し、治亂を解明す、以て道の依る所を知る、故に詮言と曰ふ、

眞人

洞同天地、渾沌爲樸、未造而成物、謂之太一、同出於一、所爲各異、有鳥有魚有獸、謂之分物、方以類別、物以羣分、性命不同、皆形於有、隔而不通、分而爲萬物、莫能及宗、故動而爲之生、死而爲之窮、皆爲物矣、非不物而物物者也、物物者亡乎萬物之中、

天地を和同して、一體と爲し、渾沌として、素樸たり、物の未だ成らざるに先だちて、物を造り成す、之を太一と謂ふ、太一は元神なり、物は同じく一體の素樸より出でゝ、其の成る所は、各異なり、鳥有り、魚有り

の上に、轅に接して設けたる軸なり、○玦は佩玉なり、○蒐は兎なり、○逐疾は疾きを加るなり、一本に逐疾に作る、従ふべし、○珮は佩なり、

夫鴟目大而眎不若鼠、蚈足衆而走不若蛇、物固有大不若小、衆不若少者、及至夫彊之弱弱之彊危之安存之亡也、非聖人孰能觀之、大小尊卑未足以論也、唯道之在者爲貴、何以明之、

夫れ鴟は目大なれども、其の視ることは、鼠に若かず、蚈は足多けれども、其の走ることは、蛇に若かず、物は誠に大の小に若かざる有り、多の少に若かざる有り、夫の強の弱に於ける、弱の強に於ける、危の安に於ける、存の亡に於けるが如きに至りては、聖人に非れば孰か能く之を觀ん、故に大小尊卑は、未だ論ずるに足らず、唯之を定るは道なり、道の在る所は貴しとす、何を以て其の貴きを明にするか、請ふ之を說かん、

○眎は視に同じ、○蚈は蠸なり、○彊は強なり、

天子處於郊亭、則九卿趨、大夫走、坐者伏、倚者齊、當此之時、明堂大廟懸冠解劍緩帶而寢、非郊亭大而廟堂狹小也、至尊居之也、天道之貴也、非特天下之爲尊也、所在而衆仰之、夫蟄蟲鵲巢皆嚮天一者、至和在焉爾、帝者誠能包稟道合至和、則禽獸草木莫不被其澤矣、而況兆民乎、

天子が政府の大宮を出でゝ、郊野の小亭に處れば、九卿は此に趨り、大夫は此に走り、坐せしものは此に伏し、物に倚りしものは倚ることを止めて、齊しく立

藏財所以出也、爲論如此、豈不
勃哉、

宋人、其の女を他に嫁入せしむるもの有り、父は女に告げて曰く、嫁入は成るを必定とするを得ず、或は出で去る如き場合有らん、故に嫁入の後は、私に物を藏蓄せざるべからず、私に藏蓄して富めば、復び嫁入するに於て易しと、其の女は此の計を聽きて、其の嫁入したる家の物を竊み、之を藏蓄す、其の夫は之を知り、逐ひ出して之を去る、其の女の父は、自から非なりと思惟せず、反て其の計を得たりとす、是れ出るが爲めに財を藏するを知りて、財を藏するは、出る所以なるを知らざるなり、論を爲すこと此の如きは、豈に悖らずや、

○若公は其の夫なり、呂覽には姑妐に作る、妐は舅なり、姑妐の字畫より、若公に變じたるものならんか、
○勃は悖るなり、

今夫僦載者、救一車之任、極一
牛之力、爲軸之折也、有加轅軸
其上以爲造、不知軸轅之趣軸
折也、楚王之佩玦而逐菟、爲走
而破其玦也、因佩兩玦以爲之
豫、兩玦相觸破乃逐疾、亂國之
治有似於此、

今夫れ車を以て人に雇はれ、物を載するものは、一車の力を極め、一牛の用を盡す、其の荷の重くして、軸の折るゝ恐れ有るが爲めに、別に轅軸を其の上部に加へ設けて、之を造る、然れども其の添へたる轅軸有るが爲めに、重荷と爲りて、本來の軸の折るゝを促すを知らざるなり、楚王の玦を佩びて兎を逐ふや、其の走りて玦を破る恐れ有るが爲めに、兩玦を佩びて、これが豫備と爲す、しかれども兩玦は、相觸れて、其の破るゝこと逾〻疾し、亂國の政事は、これに似たるもの有り、

○僦載は、雇はれて物を運ぶことなり、○救は極むるなり、○任は力なり、○轅軸は軸轅に同じ、本來の軸

所以なり、

○於レ火は、一本に爲レ火に作る、同意なり、○稼穡は種を穡くこと丶、實を收むること丶なり、終年の農事なり、

北楚有ニ任俠者一、其子孫數諫而止レ之不レ聽也、縣有レ賊、大搜ニ其廬一、事果發覺、夜驚而走、追レ道及レ之、其所レ施德者皆爲レ之戰、得レ免而遂反、語ニ其子一曰、汝數止ニ吾爲一レ俠、今有レ難、果賴而免レ身、而諫レ我不レ可レ用也、知ニ所三以免ニ於難一而不レ知ニ所三以無レ難、論レ事如レ此、豈不レ惑哉、

北楚に義賊有り、其の子孫數々諫めて、之を止むれども聽かず、其の縣に別人の賊有るに當り、執法の吏來りて、義賊の廬を搜る、是に於て其の惡事遂に發覺し、夜驚きて走る、吏は其の道を追ひ、之に及ぶ、此の時、其の義賊の德惠を受けたるもの、皆出で丶之が爲めに戰ひ、義賊は免るを得て、遂に廬に還る、乃ち其の子に語りて曰く、汝數吾の俠に任ずるを止む、然れども今や厄難に遭ひ、果して此の俠に任ずる行に賴り、身を免れたり、汝の我を諫むることは用ふべからざるなりと、是れ厄難より免れたる所以を知りて、厄難無き所以を知らざるなり、事を論ずる此の如きは、豈に惑ならずや、

○任俠は、義氣を以て人を救ひ、國法を顧みざるもの、謂はゆる義賊なり、

宋人有ニ嫁レ子者一、告ニ其子一曰、嫁未ニ必成一也、有レ如レ出不レ可レ不ニ私藏一、私藏而富、其於ニ以復嫁一易、其子聽ニ父之計一、竊而藏レ之、若公知ニ其盜一也、逐而去レ之、其父不ニ自非一也、而反得ニ其計一、知ニ爲レ出藏一レ財而不レ知ニ

は其の功を忘れざるなり、
○竹帛は史傳なり、○禨祥は禍福なり、○狠は戾るなり、頑固を稱す、

觸石而出膚寸而合、不崇朝而雨天下者、唯太山、赤地三年而不絕流、澤及百里而潤草木者、唯江河也、是以天子秩而祭之、故馬免人於難者、其死也葬之、牛其死也葬、以大車為薦、牛馬有功、猶不可忘、又況人乎、此聖人所以重仁襲恩、

夫れ石に觸れて湧き出で、細小にして合ひ、朝を終らざる間に、雨を天下に行ふものは、泰山の雲なり、大旱三年に及び、天下赤地と為るも、其の流を絕たず、澤百里に彌りて、草木を潤すものは、唯是れ江河の水なり、是を以て天子は位を設け序を正して、名山大川を祭る、故に馬も人を厄難より免れしめたるものは、其の死するや、禮を以て之を葬る、牛も功有るものは、其の死するや、葬るに大車を以て薦とす、牛馬の功勞も猶忘るべからず、又況んや人をや、此れ聖人が仁を重ね恩を襲ぬる所以なり、
○膚寸は、手を側てゝ四指を列したる小形なり、○崇朝は終朝なり、朝の時間なり、○秩は秩序なり、其の位次を定るなり、○襲は重なり、

故炎帝於火而死為竈、禹勞天下而死為社、后稷作稼穡而死為稷、羿除天下之害而死為宗布、此鬼神之所以立、

故に炎帝は、火德を行ひ、其の死するや、竈の神と為る、禹王は、天下に勞苦して、水土を治む、其の死するや、國土の神と為る、后稷は、稼穡を作して、農產を開く、其の死するや、五穀の神と為る、羿は、弓の名手なるを以て、河伯風伯等を射て、天下の害を除く、其の死するや、宗布として室內に祀る、此れ鬼神の立つ

循ふ、既に虚に循ひて出入すれば、能く人を履むこと無し、然るに臥したるものゝ首を踏むとは、何の謂ひぞや、夫れ戸牖は、風氣の從りて往來する所なり、而して風氣は陰陽相交るものなり、之に遭ふもの必らず病む、故に聖人は鬼神に託して、戸限に臥するを戒しめ、衆人に向ひて、之を申ね誡むるなり、
○軵は押して制するなり、○橉は橉なり、戸限の木なり、○使鬼神能玄化は、鬼神能玄化といふ意を、婉曲に述べたるなり、○若循虚而出入は、若の字を除きたる意なれども、上の句の使といふ字の用法と均しく、假定の貌として、若の字を加へたるのみ、○拗は角なり、交り爭ふ貌なり、一本には通に作る、亦可なり、○離は遭ふなり、○伸は申なり、

凡此之屬、皆不可勝著於書策竹帛而藏於宮府者也、故以禨祥明之、爲愚者之不知其害、乃借鬼神之威以聲其教、所由來者遠矣、而愚者以爲禨祥、而狼者以爲非、唯有道者能通其志、今世之祭井竈門戸箕箒臼杵者、非以其神爲能饗之也、恃賴其德、煩苦之無已也、是故以時見其德、所以不忘其功也、

凡そ此の種の世俗に傳へたる聖人の餘教は、甚だ多し、之を書策竹帛に載せて、宮府に藏するに勝ふべからず、故に吉凶禍福を以て、之を明にす、愚者の其の害を知らざるが爲めに、乃ち鬼神の威を借りて、其の教を聲らし宣ぶ、其の由りて來る所は遠し、而して愚者は其の吉凶を信ずれども、頑固の人は、之を非なりと思惟す、唯獨り至道を有するものは、能く其の志に通ず、今の世の井竈門戸箕箒臼杵を祭るものは、其の神が能く我の祭る所を饗くると謂ふに非ず、其の神の德を恃みて、之に倚賴し、自から煩苦して已むこと無きなり、是の故に神は時を以て其の德を見せば、民

て、之を尊ぶなり、裘は其の棺中に藏むべからず、是れ厚き綿或は細き絹の能く身に溫煖なるが爲めに非ず、蓋し謂ふ、裘は得難し、其の價貴き物なり、之を棺中に藏むれば、以て後世に傳ふべからず、死者に益して、其の生を養ふに足るに非ず、故に裘を埋めざるは、其の資用に因りて、之を忌み除くなり、

○非三能其綈綿曼帛溫煖二於身一は、非四裘能具三綈綿曼帛溫煖二於身一の誤りなるべしとの說有り、要するに其の字を具の誤りとするなり、從ふべきに似たり、綈は厚き木綿なり、曼は細く長き貌なり、○不可傳は、可傳ならんとの說有り、可傳なれば、裘の本質を貴ぶ意なり、不の字を存すれば、埋めたる結果を稱するなり、兩者共に解するを得べし、

相戲以刃太祖軵其肘者、夫以刃相戲必爲過失、過失相傷、其患必大、無涉血之讐爭忿鬪、而以小事自內於刑戮、愚者所不知忌也、故因太祖以累其心、枕戶橉而臥鬼神履其首者、使鬼神能玄化、則不待戶牖之行、若循虛而出入、則亦無能履也、夫戶牖者、風氣之所從往來、而風氣者、陰陽相捔者也、離者必病、故託鬼神以伸誡之也、

相戲るに刃を以てすれば、太祖の靈來りて、其の刃を執るものゝ肘を押し、之を制す、夫れ刃を以て相戲るときは、必らず過失有り、過失相傷ふ、其の患必らず大なり、血を蹀み涉る程の讐爭忿鬪無くして、小事を以て自から刑戮に陷るは、愚者の忌むを知らざる所なり、故に聖人は、太祖の靈に因りて、衆人の心を累し恐れしむ、戶限の木を枕にして臥すれば、鬼神來りて其の首を履む、夫れ鬼神は能く玄化す、既に玄化すれば、戶牖を待たずして之れ行かん、鬼神は能く虛に

首、此皆不著於法令、而聖人之所不口傳也、

夫れ聖人は、其の見聞に於て、衆人の及ばざる所に在り、其の見る所を、海内に布き難し、其の聞く所を、百姓に明にし難し、是の故に鬼神吉凶に因りて、之が爲めに禁制を立つ、形を總べ類を推して、之が爲めに物の象を變じ示す、斯くして、衆人に其の從ふべき所を知らしむ、何を以て、聖人が斯の如くしたること、今日推知することを得るか、是れ世俗を視て、之を知る、世俗の言に曰く、家祖を祭るときには、彘を上牲として供ふ、死人を葬るときには、其の棺中に裘を藏むべからず、相戲るに刄を以てするものは、太祖の靈來りて、其の肘を制す、戸限の木を枕にして臥するものは、鬼神來りて、其の首を踏む、是等の言は、法令に著れず、聖人の口を以て傳ふる所に非ず、感化を以て之を致すなり、

○禨祥は吉凶なり、禨は禍なり、祥は瑞なり、○饗は祭りて物を供るなり、○大高は其の家の高祖なり、或は曰く、上帝なり、○軵は押して制するなり、○橉は戸限の木なり、說山訓及び說林訓には、橉の字を用ふ、同意なり、○蹠は踏むなり、

夫饗大高而彘爲上牲者、非彘能賢於野獸麋鹿也、而神明獨饗之何也、以爲彘者家人所常畜、而易得之物也、故因其便以尊之、裘不可以藏者、非能其綈綿曼帛溫煖於身也、世以爲裘者難得貴賈之物也、而不可傳於後世、無益於死者、而足以養生、故因其資以讋之、

夫れ家祖を祭りて、彘を上牲と爲す、是れ彘の能く野獸麋鹿よりも勝れるが爲めに非ず、然るに神明獨り之を饗くるは何ぞや、蓋し謂ふ、彘は家人の常に畜ふ所にして、得易き物なり、故に其の便なるに因り

堅者爲齒角、人弗怪也、水生蠬蜄、山生金玉、人弗怪也、老槐生火、久血爲燐、人弗怪也、山出㠑陽、水生罔象、木生畢方、井生墳羊、人怪之、聞見鮮而識物淺也、天下之怪物、聖人之所獨見、利害之反覆、知者之所獨明達也、同異嫌疑者、世俗之所眩惑也、

夫れ雌雄相接し、陰陽相逼り、羽族は鷄の子と爲り、雀の子と爲る、毛族は馬の子と爲り、牛の子となる、柔なるは皮肉と爲り、堅なるは齒角となる、人は之を怪まず、水は蠬蜃を生じ、山は金玉を生ず、人は之を怪まず、老いたる槐は火を生じ、久しく曝したる血は燐火と爲る、人は之を怪まず、然れども山は山鬼を生じ、水は水鬼を生じ、木は木精を生じ、井は土精を生ず、人は之を怪む、是れ聞見鮮くして、物を識る淺ければなり、天下の怪物は、聖人の獨り見る所なり、利害の反覆は、智者の獨り明に達する所なり、同異嫌疑は、世俗の眩惑する所なり、

○薄は逼るなり、○雛は鷄雛の子の如く、自から食を取るもの、○鷇は燕雀の子の如く、親の哺食を受くるもの、○蠬蜃は貝類なり、○㠑陽は山鬼なり、黑色にして足は後に向きて附きたるもの、○罔象は龍屬の水鬼なり、○畢方は木精なり、青色にして一脚を有するもの、○墳羊は土中の羊なり、

夫見不可布於海內、聞不可明於百姓、是故因鬼神禨祥而爲之立禁、總形推類而爲之變象、何以知其然也、世俗言曰、饗大高者、而彘爲上牲、葬死人者、裘不可以藏、相戲以刃者、太祖䡵其肘、枕戸橉而臥者、鬼神蹠其

に足る、若しも道術の度量を以て、自から儉約すること無ければ、萬乘の位も尊とするに足らず、天下の富も樂とするに足らず、
○霤は小量の水を指す、○食充レ虚衣御レ寒則は、群書治要に於て、則の字を食の上に置く、是れ從ふべし、

孫叔敖三去二令尹一而無二憂色一、爵祿不レ能レ累也、荊佽非兩蛟夾二繞其船一而志不レ動、怪物不レ能レ驚也、聖人心平志易、精神內守、物莫二足以惑一レ之、夫醉者俛入二城門一、以爲二七尺之閨一也、超二江淮一以爲二尋常之溝一也、酒濁二其神一也、怯者夜見二立表一以爲レ鬼也、見二寢石一以爲レ虎也、懼揜二其氣一也、又況無二天地之怪物一乎、

楚の孫叔敖は、三度宰相を罷めて、憂色無し、是れ爵位俸祿の我を累すに足らざればなり、荊の佽非は、兩蛟に其の船を挾まれて、志の動くこと無し、怪物の我を驚かすに足らざればなり、聖人は心平なり、志易し、精神能く內を守る、何等の外物を以てするも、我を惑すに足る無し、夫れ醉人は、俯して城門に入り、之を七尺の小門と思惟し、江淮を超えて、之を八尺十六尺の細溝と思量す、是れ酒を以て、其の精神を濁らせばなり、怯者は、夜に於て立標を見て、之を幽靈と謂ひ、臥石を見て、之を猛虎と謂ふ、是れ懼を以て、其の氣魄を奪へばなり、又況んや天下の怪物無きをや、
○令尹は、楚の宰相たる官名なり、○俛は俯なり、○閨は小門なり、○表は標なり、○寢は臥なり、○揜は掩ふなり、奪ふこと、

怪物

夫雌雄相接、陰陽相薄、羽者爲二雛鷇一、毛者爲二駒犢一、柔者爲二皮肉一、

なり、○恐死は死するならんとの意思をいふ、○徒は只なり、

是故聖人審動靜之變、而適受與之度、理好憎之情、和喜怒之節、夫動靜得則患弗過也、受與適則罪弗累也、好憎理則憂弗近也、喜怒節則怨弗犯也、故達道之人不苟得、不讓福、其有弗棄、非其有弗索、常滿而不溢、恆虛而易足、

是の故に、聖人は動靜の變を審にして、受與の度を適當にし、好憎の情を理めて、喜怒の節を調和す、夫れ動靜整ひ得れば、患は來らず、受與適當なれば、罪は累を成さず、好憎理り正しければ、憂は近かず、喜怒調和すれば、怨は我を犯さず、故に至道に達したる人は、得ることを苟くもせず、福を讓らず、其の有する所は棄てず、其の有する所に非れば索めず、是の故に、常に滿つれども溢れず、恆に虛なれども足り易し、

○過は來るなり、○受與は、取ると捨るとなり、

今夫霤水足以溢壺榼、而江河不能實漏巵、故人心猶是也、自當以道術度量、食充虛衣御寒、則足以養七尺之形矣、若無道術度量而以自險約、則萬乘之勢不足以爲尊、天下之富不足以爲樂矣、

今夫れ霤水の小も、以て壺榼に溢るに足る、然れども、江河の大も漏巵に實る能はず、故に人心も是の如きなり、自から道術の度量を用ふべし、斯くすれば、食は虛を充たし、衣は寒を禦ぎ、以て七尺の身を養ふ

之、適足以失之、或避之、適足以就之、

夫れ今の戰に於て、卒を陳ね兵を設け、兩軍相當るとき、其の將帥は、令を施して曰く、敵の首を斬らば、位爵を授けん、屈撓するものは、腰斬に處せんと、然れども其の隊の卒は、前に進みて、斬首の功を成す能はず、後に退きて、腰斬の罪を被る、是れ恐死を去り、必死に就くなり、故に利害の相反すると、禍福の相接するとは、審にせざるべからざるなり、事或は之を欲す、適に以て之を失ふに足り、事或は之を避く、適に以て之に就くに足る、

○要は腰なり、○隊階は群書治要に於て隊伯に作る、從ふべし、隊は五十人なり、伯は百人なり、隊伯は多少といふが如し、○恐死は、或は死する事有らんといふ意なり、必死よりは輕きなり、

楚人有乘船而遇大風者、波至而自投於水、非不貪生而畏死也、惑於恐死而反忘生也、故人之嗜慾亦猶此也、齊人有盜金者、當市繁之時、至掇而走、勒問其故曰、而盜金於市中何也、對曰、吾不見人、徒見金耳、志所欲則忘其爲矣、

楚人の或るものは、船に乘りて大風に遇ひ、波至りて危し、乃ち自から水に投じて死せり、是れ生を貪らざるに非ず、死を畏れざるに非ず、恐死に惑ひて、其の生を忘れたるなり、故に人は嗜慾に於ても、亦此の如きなり、齊人の或るものは金を盜み、市の繁き時に當り、市に至りて金を取り走る、執法の吏は、之を捕へて其の故を問ふ、曰く、汝は金を市中に盜めり、何ぞやと、其の盜對へて曰く、吾は人を見ず、只金を見るのみと、蓋し志の欲する所は、其の爲す所を忘るゝなり、

○掇は攫み取るなり、○勒は執法の吏なり、○而は汝

蠢婦皆知爲姦之無脫也、犯禁之不得免也、然而不材子不勝其欲、蒙死亡之罪而被刑戮之羞、然而立秋之後、司寇之徒繼踵於門、而死市之人血流於路、何則惑於財利之得、而蔽於死亡之患也、

今茲に人有り、牢獄に入るべき罪を犯して、刑戮の患に陷る所以のものは、何ぞや、其の嗜慾に於て、饜くこと無く、道の度量に循はざるに由る故なり、何を以て其の然るを知るか、天下の大法に曰く、墓を發くものは誅す、竊盜するものは刑すと、此れ執政の司る所なり、夫れ法令は、其の姦邪を網す、當該の吏は、率ひて其の蹤跡を追ひ、之を捕ふ、愚夫愚婦に論無く、人は皆其の姦を爲すことの法を脫する能はずして、禁を犯すことの罪を免れざるを知る、然れども不材の子は、其の慾に勝へず、死亡の罪を犯して、刑戮の羞辱を被る、斯の如くして、毎年立秋の後に、天子が刑を行ふに當り、司法の吏は、足を接して起ち、刑を以て市に死する人は、血流れて路に滿つ、何となれば人は財利の得ることに惑ひて、死亡の患に暗ければなり、

○縣官法は、天子の法なり、縣官は天子といふ意なり、○勒は法を執る吏なり、○蠢は愚なり、○蒙は犯すなり、○立秋は、刑を行ふ季節なり、○司寇は司法なり、○蔽は、暗くして見ること無きなり、

夫今陳卒設兵、兩軍相當、將施令曰、斬首拜爵、而屈撓者要斬、然而隊階之卒、皆不能前遂斬首之功、而後被要斬之罪、是去恐死而就必死也、故利害之反、禍福之接、不可不審也、事或欲

故に聖人が守ること簡約にして、治むること廣大なりとは此の謂なり、
○少正卯は、少正の官に在り、其の名を卯といふ、魯の諂諛の小人なり、○鄧析は雄辯なる姦人なり、○諭は覺るなり、

天下莫易於爲善、而莫難於爲不善也、所謂爲善者、靜而無爲也、所謂爲不善者、躁而多欲也、適情辭餘、無所誘惑、循性保眞、無變於己、故曰、爲善易、越城郭、踰險塞、姦符節、盜管金、篡弑矯誣、非人之性也、故曰爲不善難、

天下に於て、人は善を爲すより易きは無し、不善を爲すより難きは無し、謂はゆる善を爲すとは、靜を守りて爲すこと無きなり、謂はゆる不善を爲すとは、躁ぎ動きて慾多きなり、夫れ人は情に適ひ餘分を辭すれば、誘惑に遭ふこと無し、性に循ひ天眞を保てば、自己の本心に變化を生ずること無し、故に曰く、善を爲すは易しと、之に反して、人は城郭を越え、險塞を踰え、以て他の領域を凌犯し、信を取るべき符節を盜み、管籥財貨を奪ひ、位を篡ひ君を弑し、命を矯め言を誣ふ、是れ人の天性に非ず、故に曰く、不善を爲すは難しと、
○誘惑は、一本に誘慕に作る、大意相通ず、○循性は、一本に脩性に作る、意義大差無し、○姦は盜むなり、○管は管籥なり、鑰といふが如し、○金は印章なりとの説有り、

今人所以犯囹圄之罪、而陷於刑戮之患者、由嗜慾無厭、不循度量之故也、何以知其然、天下縣官法曰、發墓者誅、竊盜者刑、此執政之所司也、夫法令者網其姦邪、勒率隨其蹤跡、無愚夫

贖以金分、訟而不勝者、出一束箭、百姓皆說、乃矯箭爲矢、鑄金而爲刃、以伐不義而征無道、遂霸天下、此入多而無怨者也、

齊の桓公は征伐せんと欲して、甲兵足らず、是に於て制令を發し、重罪者には堅甲と一戟とを出さしめ、輕罪者には金を出さしめ、其の罪の等級に應じて、分釐の差を成し、以て甲兵の料に充てしむ、訴訟して勝たざるものには、箭十二本を出さしむ、百姓皆悦びて其の命に従へり、桓公乃ち其の箭を矯めて矢と爲し、其の金を鑄て刃と爲し、以て不義を伐ち、無道を征し、遂に天下に霸たり、此れ取り入るゝこと多くして、之を怨むもの無きなり、

○犀甲は、犀角の如く堅固なる鎧なり、一本には三甲に作る、三甲は下の一戟に對して、穩當なり、從ふべきに似たり、○戟は、其の刃に兩枝を成したる十文字槍の如き大矛なり、○金分は金の多少なり、○不勝は不正なり、○一束は十二本なり、○箭は細竹なり、矢に造る篠竹なり、○說は悅ぶなり、

故聖人因民之所喜而勸善、因民之所惡而禁姦、故賞一人而天下譽之、罰一人而天下畏之、故至賞不費、至刑不濫、孔子誅少正卯、而魯國之邪塞、子產誅鄧析、而鄭國之姦禁、以近諭遠、以小知大也、故聖人守約而治廣者、此之謂也、

故に聖人は、民の喜ぶ所に因りて、善を勸め、民の惡む所に因りて、姦を禁ず、是の故に、一人を賞して、天下は之を譽め、一人を罰して、天下は之を畏る、蓋し至極の賞は、費すこと無し、至極の刑は、濫にすること無し、孔子は少正卯一人を誅して、魯國の邪乃ち塞り止む、子產は鄧析を誅して、鄭國の姦乃ち禁じ止む、是れ近を以て遠を諭り、小を以て大を知るなり、

年、其の道路は遺棄の物を拾ふ人無し、此れ刑省きて姦止むなり、
○數は責むるなり、○倉廩は穀物を貯藏する所なり、○囹圄は牢獄なり、○禁は禁じて止むなり、

秦穆公出遊、而車敗、右服失馬、野人得之、穆公追而及之岐山之陽、野人方屠而食之、穆公曰、夫食駿馬之肉、而不還飲酒者、傷人、吾恐其傷汝等、偏飲而去之、處一年、與晉惠公爲韓之戰、晉師圍穆公之車、梁由靡扣穆公之驂、獲之、食馬肉者三百餘人、皆出死爲穆公戰於車下、遂克晉、虜惠公以歸、此用約而爲徳者也、

秦の穆公出で遊びて車敗れ、其の轅の右に服けたる馬を失ふ、野人は其の馬を得たり、穆公は追ひて、岐山の南に至る、野人は方に馬を屠りて、之を食ふ、穆公曰く、夫れ駿馬の肉を食ひて、酒を飲まざるものは、其の毒に害せらる、吾は汝等を傷害せんことを恐ると、因て酒を野人に與へ、偏く飲ましめて立ち去れり、其の後一年を經て、晉の惠公と韓に戰ふ、晉の兵は穆公の車を圍む、晉の大夫梁由靡は、穆公の驂を扣きて、穆公を捕へんとす、前年馬を食ひし三百餘人は、此の危急に當りて、皆其の死力を出し、穆公の爲めに、車下に戰ひ、遂に晉に克ち、惠公を捕へて凱旋するを得たり、此れ其の用ふる所を簡約にして、徳を爲すものなり、
○右服は、轅の右に用ひたる驂なり、○還は亦なり、反てと讀むも可なり、

齊桓公將欲征伐、甲兵不足、令有罪者、出犀甲一戟、有輕罪者、

る所を簡約にすれども、德を爲し、善く取るものは、入ること多くして、之を怨むもの無し、

趙襄子圍於晉陽、罷圍而賞有功者五人、高赫爲賞首、左右曰、晉陽之難、赫無大功、今爲賞首何也、襄子曰、晉陽之圍、寡人社稷危國家殆、羣臣無不有驕侮之心、唯赫不失君臣之禮、故賞一人而天下爲忠之臣者、莫不願忠於其君、此賞少而勸善者衆也、

趙襄子は晉陽に圍まれ、其の圍解けて、有功者五人を賞す、高赫を第一とす、侍臣曰く、晉陽の厄難に於て、赫は大功無し、今其の賞の第一たるは何ぞや、襄子曰く、晉陽の圍たるや、吾の社稷危し、國家危し、群臣は驕侮の心有らざる無し、唯獨り赫は君臣の禮を失はずと、是の故に一人を賞して、天下の忠を爲す臣は、忠を其の君に願はざる無し、此れ賞少くして、善を勸むるもの衆きなり、

○寡人は、諸侯の自から稱する謙語なり、○社稷は、其の國の土神を祀りたる所なり、○殆は危なり、

齊威王設大鼎於庭中、而數無鹽令曰、子之譽日聞吾耳、察子之事、田野蕪、倉廩虛、囹圄實、子以姦事我者也、乃烹之、齊以此三十二歲、道路不拾遺、此刑省姦禁者也、

齊の威王は大鼎を庭中に設け、無鹽の縣令を責めて曰く、子の譽は日に吾の耳に聞ゆ、然れども子の事業を察するに、田野は蕪れ倉廩は虛し、牢獄は罪人を實す、子は姦を以て我に事ふるものなりと、乃ち之を鼎に投じて烹殺す、齊は此を以て治平なること三十二

ざるに、敢て刃を握らざるは、其の害する所有るを知ればなり、

○刀鉤は、刀劍といふが如し、鉤は劍に似て曲りたる刃物を稱す、或は曰く、刀鉤は小錢なり、細利を指す、

○見は知るなり、

由此觀之、見者可以論未發也、而觀小節足以知大禮矣、故論人之道、貴則觀其所擧、富則觀其所施、窮則觀其所不受、賤則觀其所不爲、貧則觀其所不取、視其更難以知其勇、動以喜樂以觀其守、委以財貨以論其仁、振以恐懼以知其節、則人情備矣、

此に由りて觀れば、事物の利害を知るものは、其の未だ發せざるに先だちて、之を論ずるを得べきなり、小節を觀れば、以て大體を知るに足る、故に人を論ずる道は其の分に應じて、觀察するに在り、貴人に就ては、其の擧用する所を觀る、富者に就ては、其の施與する所を觀る、窮したるものには、其の受けざる所を觀る、賤しきものには、其の爲さゞる所を觀る、貧しきものには、其の取らざる所を觀る、其の難き處を經歷するを視て、其の勇を知る、之を感動せしむるに、喜樂を以てして、其の守る所を觀る、之に委任するに、財貨を以てして、其の仁を論ず、之を振動するに、恐懼すべき事を以てして、其の氣節を知る、斯の如くすれば、人情は備り知るを得べし、

○更は經歷なり、○振は振ひ威すなり、

古之善賞者、費少而勸衆、善罰者、刑省而姦禁、善予者、用約而爲德、善取者、入多而無怨、

古の善く賞するものは、費少くして衆を勸め、善く罰するものは、刑省きて姦は止む、善く與るものは、用

は、劒の莫邪に似たるものに惑ふ、唯獨り歐冶は、能く其の美惡の種に名く、玉工は玉の碧盧に似たるものに眩す、唯獨り猗頓は、其の玉石の情を失はず、闇主は姦臣小人の君子に似たるものに亂る、唯獨り聖人は、態、微を見て明を知る、

○芎藭は藁木に似たるも、其の質は良し、○蛇牀は麋蕪に似たるも、其の質は惡し、○歐冶は劍工の名家なり、○猗頓は魯の富人にして、玉の理に精通せり、○莫邪は名劍なり、○碧盧は玉に似たる石なり、

故蛇擧首尺而脩短可知也、象見其牙而大小可論也、薛燭庸子見若狐甲於劍而利鈍識矣、臾兒易牙淄澠之水合者嘗一哈水而甘苦知矣、故聖人之論賢也、見其一行而賢不肖分矣、

蓋し蛇は首を擧ぐる壹尺なれば、其の長短は知るべし、象は其の牙を見れば、其の大小は論ずるを得べし、薛燭と庸子とは、劍を視るに狐甲の如き小部分を見て、其の利鈍を識別す、臾兒と易牙とは、淄水と澠水との合したるものも、一口の水を嘗めて、其の甘苦の異なる所を知る、故に聖人の賢者を論ずるは、其の一行を見て賢愚を分つ、

○若狐甲は、狐甲の如き小局部を指す、或は曰く、若爪甲に作るべしと、○哈は一口に飮むことなり、

孔子辭廩丘、終不盜刀鉤、許由讓天子、終不利封侯、故未嘗灼而不敢握火者、見其有所燒也、未嘗傷而不敢握刃者、見其有所害也、

孔子は齊に於て廩丘の地を辭し、之を受けず、其の身を終るまで、刀鉤をも盜まず、許由は堯に向ひて、天子の位を辭し、之を受けず、其の身を終るまで、封侯を利取せず、故に未だ嘗て灼かざるに、敢て火を握らざるは、其の燒く所有るを知ればなり、未だ嘗て傷は

賢人を取る所以を知らざればなり、○堯之知舜は、堯之知舜也の五字に作るを正とす、○爲是は是故といふが如し、○朝肆は市人の居る所なり、市朝市井等の語と相通じて見るべし、

物類

夫物之相類者、世主之所亂惑也、嫌疑肖象者、衆人之所眩耀、故狠者類知而非知、愚者類仁而非仁、戇者類勇而非勇、使人之相去也、若玉之與石、美之與惡、則論人易矣、

夫れ物の相類するは、其の世の君主が、心亂れて惑ふ所なり、嫌疑と類似とは、衆人の眩み迷ふ所なり、故に頑者は智に類して智に非ず、愚者は仁に類して仁に非ず、戇者は勇に類して勇に非ず、若しも人の相去ることをして、玉の石に於ける美の惡に於ける若くならしめば、人を論ずること易し、○肖像は類似なり、○眩耀は眩惑なり、○狠者は、頑固にして他人の言を用ひざるもの、○愚者は、他人を制馭する能はざるもの、○戇者は、愚にして危難の畏るべきを知らざるもの、○美之與惡は、群書治要に於て、葵之與莧に作る、同意なり、

夫亂人者、芎藭之與藁本也、蛇牀之與麋蕪也、此皆相似者、故劍工惑劍之似莫邪者、唯歐冶能名其種、玉工眩玉之似碧盧者、唯猗頓不失其情、闇主亂于姦臣小人之疑君子者、唯聖人能見微以知明、

夫れ人を亂すものは、芎藭の藁木に於けるが如し、蛇牀の麋蕪に於けるが如し、此れ皆其の外形に於て相似たるものなり、其の內質を察するを要す、故に劍工

以て愚者とす、其の天子に仕へて三公と爲り、或は立ちて諸侯の賢相と爲るに及び、始めて其の才の衆人に異なるを信ず、

○負レ鼎は、割烹の役を執るなり、○鼓レ刀は、屠者の賤業なり、○商歌は、商調の悲壯なる歌なり、

夫發二于鼎俎之間一、出二于屠酤之肆一、解二于累紲之中一、興二于牛頷之下一、洗レ之以二湯沐一、祓レ之以二爟火一、立二之于本朝之上一、倚二之于三公之位一、內不レ慙二於國家一、外不レ愧二於諸侯一、符勢有三以內二合一、

夫れ鼎俎の間より發り、屠酤の肆より出で、累紲の中より解け、牛頷の下より興り、之を洗ふに湯沐を以てし、之を祓ひ清むるに日火を以てし、之を朝廷の上に立て、之を三公の位に置く、而して內は國家に慙ちず、外は諸侯に愧ぢず、是れ其の人の符瑞と情勢とが、能く當時の君に合ふ所有ればなり、

○屠酤之肆は、狗を屠り酒を賣る賤業者の居る所なり、○累紲は捕繩なり、刑囚を稱す、○頷は下顎なり、○爟火は太陽の光より取りたる火なり、○本朝は其の國の政府なり、○符は瑞兆なり、○內合は其の心に於て、君臣相合ふなり、

故未レ有二功而知一其賢者一、堯之知レ舜、功成事立而知二其賢者一、市人之知レ舜也、爲レ是釋二度數一而求二之於朝肆草莽之中一、其失レ人也、必多矣、何則能効二其求一、而不レ知三其所二以取一レ人也、

故に未だ功有らずして、其の賢者を知るは、堯の舜を知るなり、功成り事立ちて、其の賢者を知るは、市人の舜を知るなり、是の故に賢を知るは、之を度量する術數に由らざるべからず、其の度量の術數を釋てゝ、之を市井草莽の中に求むれば、其の賢人を失ふことも必らず多し、何となれば能く其の求を効すも、其の

は方正なるも、以て他を割くに非ず、我は廉直なるも、以て他を切るに非ず、我は博通なるも、以て他を訾るに非ず、我は文武なるも、以て他を責めるに非ず、一人に求むれば、之に任ずるに其の人に相當の力を以てす、自から修るには、道德を以てす、蓋し他人に責むるに、其の人相當の力を以てすれば、其の任は償ひ易し、自から修むるに、道德を以てすれば、其の事は爲し難し、爲し難ければ、其の行ふ所は高し、償ひ易ければ、其の求むる所は足る、

○不慈は、位を其の子に傳へざるを言ふ、○暴亂は、其の國內に於ける爭奪を指す、○割は責ることなり、○切は細に責るなり、○贍は足るなり、

夫夏后氏之璜、不能無考、明月之珠、不能無纇、然而天下寶之者何也、其小惡不足妨大美也、今志人之所短、而忘人之所脩、而求得其賢於天下、則難矣、

夫れ夏后氏の璜は、瑕無きに非ず、夜光の珠は、疵無きに非ず、然れども、天下の之を寶とするは何ぞや、其の小惡は、大美を妨るに足らざればなり、今其の人の短所を錄して、其の修め得たる所を忘れ、而して賢者を天下に求む、是れ難し、

○璜は半圭の珍玉なり、○考は瑕なり、○明月は夜光珠を稱す、○纇は絲の結びたる如き玉中の瑕疵なり、

夫百里奚之飯牛、伊尹之負鼎、太公之鼓刀、甯戚之商歌、其美有存焉者矣、衆人見其位之卑賤事之洿辱、而不知其大略、以爲不肖、及其爲天子三公、而立爲諸侯賢相、乃始信於異衆也、

夫れ百里奚の牛を飼ひ、伊尹の鼎を負ひ、太公望の刀を鼓し、甯戚の商歌したるは、其の業の賤しき中に、其の才の美は存す、衆人は其の位の卑賤なると、其の事の汚辱なるとを見て、其の大略の美なるを知らず、

君の朝市に入らず、亂世の食物を取らず、遂に餓死せり、其の功勞に於て、亡國を存する能はず、絶世を接ぐ能はず、是れ何に由りて然るか、其の小節伸びて、大行屈めばなり、故に小謹は成功無し、偏僻の行爲は、衆人に容れられず、夫れ體の大なるものは、其の關節長し、足の大なるものは、其の行歩遠し、古より今に及ぶまで、五帝三王を聖人と稱す、然れども未だ能く其の行を全くしたるもの有らず、其の體の大なる如く、大略の行に於て、善良なるを取るのみ、故に周易に曰く、小過は亨る、貞に利有りと、是れ人は過失有らざる無し、而も其の過失の大を欲せざる意なり、

○抗行は高行なり、○洿は汚なり、邪惡なり、○訾行は普通ならざる行なり、特異にして評論を速く行なり、○疏は長なり、○蹠は足なり、○距は亘なり、大なり、○擧は去るなり、○小過は雷山☳☶の卦なり、過の字を事と見るも可なり、

夫堯舜湯武、世主之隆也、齊桓晉文、五霸之豪英也、然堯有不慈之名、舜有卑父之謗、湯武有放弑之事、五伯有暴亂之謀、是故君子不責備於一人、方正而不以割、廉直而不以切、博通而不以訾、文武而不以責、求於一人、則任以人力、自脩則以道德、責人以人力、易償也、自脩以道德、難爲也、難爲則行高矣、易償則求贍矣、

夫れ堯舜湯武の四聖は、世主の盛德なるものなり、齊の桓公、晉の文公は、王霸の豪英なるものなり、然れども堯帝は、子を愛せざる名有り、舜帝は、父を卑みたる謗有り、湯王、武王は、君を放ち主を弑したる事有り、齊桓、晉文、宋襄、秦穆、楚莊の五霸は、暴亂の謀有り、是の故に君子は、備ることを一人に責めず、我

に於て是ならば、小過有りと雖も、以て累と爲すに足らず、若しも其の大略に於て非ならば、細行の是なるもの有りと雖も、大に擧用するに足らず、

○閭里之行は、其の鄕黨に於けるは善行なり、

夫顏喙聚梁父之大盜也、而爲齊忠臣、段干木晉國之大駔也、而爲文侯師、孟卯妻其嫂有五子焉、然而相魏寧其危解其患、景陽淫酒被髮而御於婦人、威服諸侯、此四人皆有所短、然而功名不滅者、其略得也、

夫れ顏涿聚は、齊の梁父の大盜なり、而も齊の忠臣たり、段干木は、晉の大仲買なり、而も魏の文侯の師たり、齊の孟卯は、其の嫂を奪ひて五子を生む、然れども魏に宰相として、危を寧んじ患を解き、其の國を治めたり、楚の景陽は、酒に淫れ髮を被りて、婦人を愛幸す、然れども其の將軍たるや、諸侯を威服せり、此の四人は、皆其の短所を有す、然れども功名の滅びざるは、其の大略の行に於て、道を得たればなり、

○顏喙聚は、顏涿聚に作るを正とす、○駔は、市場に於て賣買の媒介を爲すもの、所謂仲買なり、

季襄陳仲子立節抗行、不入洿君之朝、不食亂世之食、遂餓而死、不能存亡接給者何、小節伸而大略屈、故小謹者無成功、訾行者不容於衆、體大者節疏、蹠距者擧遠、自古及今五帝三王、未有能全其行者也、故易曰、小過亨利貞、言人莫不有過、而不欲其大也、

魯の季襄、齊の陳仲子は、清節を立て高行を持し、汚

管仲は齊の公子糺を輔けて、其の志を遂る能はず、是れ智と謂ふべからず、遁逃奔走して、公子糺の厄難に死せず、是れ勇と謂ふべからず、束縛せられて其の恥を諱まず、是れ貞と謂ふべからず、此の三行に當るものは、賤者も之を友とせず、人君も之を臣とせず、然れども管仲は、累紲の刑囚より免れて、齊國の政を立て、諸侯を九合し、天下を一匡せり、若しも管仲をして、死を決し軀を捐て、後圖を顧みざらしめば、豈に此の霸業の大功有るを得んや、

○糺は糾に同じ、○桎梏は足械と手枷となり、○布衣は麻の衣なり、賤者を稱す、○累紲は縲絏に同じ、捕繩なり、○九合は九度の會盟なり、或は普通を以て、糾合の意に解す、○出死は決死なり、

今人君論其臣也、不計其大功、總其略行而求小善、則失賢之數也、故人有厚德無問其小節、而有大譽無疵其小故、夫牛蹏之涔不能生鱣鮪、而蜂房不容鵠卵、小形不足以包大禮也、

今若し人君が、其の臣を論ずるに於て其の大功を計らず、其の大略の行爲を總べて、其の小善を求むれば、是れ賢を失ふ術なり、故に人は厚德有れば、其の小節を問ふ勿れ、人は大譽有れば、其の小故を疵とする勿れ、夫れ牛蹏の小水は、大魚を生ずる能はず、蜂の巣は、鵠の卵を容れず、小形は大體を包るゝに足らざればなり、

○數は術數なり、○蹏は蹄に同じ、○涔は溜りたる小水なり、○鱣鮪は丈餘の大魚なり、○房は巢なり、

夫人之情莫不有所短、誠其大略是也、雖有小過不足以爲累、若其大略非也、雖有閭里之行未足大擧、

夫れ人の情態は、短所の存せざる無し、誠に其の大略

む、然れども高下の差は、尋常のみ、其の大勢は、猶之れ平夷たり、

○冢は塚なり、○易は平夷なり、○尋常は八尺十六尺なれども、小きことの意なり、

昔者曹子爲魯將、兵三戰不勝、亡地千里、使曹子計不顧後、足不旋踵刎頸於陳中、則終身爲破軍擒將矣、然而曹子不羞其敗、恥死而無功、柯之盟、揄三尺刃、造桓公之胷、三戰所亡、一朝而反之、勇聞于天下、功立於魯國、

昔時曹沫は魯の爲めに兵に將たり、三戰して皆勝たず、地を亡ふこと千里の及べり、是の時に當り、曹沫をして計ること後を顧みず、足其の踵を旋さず、陣中に自殺せしめば、其の身は敗軍の擒はれたる將として、畢らんのみ、然れども曹沫は、其の敗軍を羞ぢず、功無くして死するを恥ぢ、柯の會盟に於て、三尺の刄を以て、齊桓の胸に威し、三戰の亡ひし所を一朝に恢復し、勇を天下に顯はし、功を魯國に立てたり、

○足不旋踵は、卽坐にといふ意なり、○刎頸は自殺なり、○柯は地名なり、○揄は擧るなり、○造は擬て威すなり、

管仲輔公子糾而不能遂、不可謂智、遁逃奔走不死其難、不可謂勇、束縛桎梏不諱其恥、不可謂貞、當此三行者、布衣弗友、人君弗臣、然而管仲免於累紲之中、立齊國之政、九合諸侯、一匡天下、使管仲出死捐軀不顧後圖、豈有此霸功哉、

ふべからざるものとは、取捨進退なり、言ふべきも、行ふべからざるものとは、僞詐なり、始めて爲すは易きも、完く成るに難きものとは、事業なり、完く成るに難きも、敗れ失ふに易きものとは、名譽なり、此の四策は、聖人の獨能く見て意を留むる所なり、

大直

詘寸而伸尺、聖人爲之、小枉而大直、君子行之、周公有殺弟之累、齊桓有爭國之名、然而周公以義補缺、桓公以功滅醜、而皆爲賢、今以人之小過、揜其大美、則天下無聖主賢相矣、

寸を屈めて尺を伸ぶ、是れ聖人の爲す所なり、小く枉げて大に直くす、是れ君子の行ふ所なり、周公は弟を殺したる累有り、齊の桓公は國家を爭奪したる醜名有り、然れども周公は義を以て其の缺點を補ひ、桓公は功を以て其の醜名を滅し、皆其の賢たるを失はず、今若しも、人の小過を以て、其の大美を掩ふときは、天下に賢相無く、聖主無し、

○詘は屈なり、○揜は掩ふなり、○爭國は內亂の爭を指す、○功は霸を指す、

故目中有疵、不害於視、不可灼也、喉中有病、無害於息、不可鑿也、河上之丘冢不可勝數、猶之爲易也、水激興波、高下相臨、差以尋常、猶之爲平、

故に目の中に疵有るも、視力に害無きときは、之を灼くべからず、喉の中に病有るも、呼吸に害無きときは、之を鑿つべからず、是れ其の大勢に於て、能く平を持するに妨無ければなり、河上の地には、塚を造ること多くして、數ふるに勝ふべからず、然れども河上の地は、廣きを以て、其の大勢の平を害せず、猶之れ平夷たり、水激して波を興せば、其の波は高下相臨

○窕は薄弱なり、○尋常は八尺十六尺なり、○屬吏は謹愼の貌なり、

天下安寧、政教和平、百姓肅睦、上下相親、而乃始立氣矜、奮勇力、則必不免於有司中法矣、是故聖人者、能陰能陽、能弱能彊、隨時而動靜、因資而立功、物動而知其反、事萌而察其變、化則爲之象、運則爲之應、是以終身行而無所困、

天下は安寧なり、政教は和平なり、百姓は肅睦にして、上下は相親む、是の時に當り、乃ち始めて驕氣を立て勇力を奮へば、必らず有司の刑罰を免れず、是の故に聖人は、能く陰に能く陽に、能く弱く能く強し、時に隨ひて動靜し、事に因りて功を立て、物動きて其の反り至る所を知り、事萠して其の變じ成る所を察す、物化すれば其の化に從ひて、之が象を爲し、事運れば其の運るに從ひて、之が應を爲す、是を以て其の身を終るまで、之を行ふも困む所無し、

○氣矜は氣の驕傲なり、○資は事業なり、

故事有可行而不可言者、有可言而不可行者、有易爲而難成者、有難成而易敗者、所謂可行而不可言者、趨舍也、可言而不可行者、僞詐也、易爲而難成者、事也、難成而易敗者、名也、此四策者、聖人之所獨見而留意也、

蓋し事は行ふべきも、言ふ可らざるもの有り、言ふべきも、行ふべからざるもの有り、始めて爲すに易きも、完く成るに難きもの有り、完く成るに難きも、敗れ失ふに易きもの有り、其の謂はゆる行ふべきも、言

句踐を輔翼して、之が爲めに、怨を報じ恥を雪ぎ、吳王夫差を擒にし、地を開くこと數千里の廣きに及べり、然れども其身は、利劍に伏して死す、此れ皆其の世の治亂の機に達すれども、其の身の天性を全くする道を知らざるものなり、
○被服は服用する意なり、○屬鏤は利劍を造りたる地名なり、

故萇弘知天道、而不知人事、蘇秦知權謀、而不知禍福、徐偃王知仁義、而不知時、大夫種知忠而不知謀、

蓋し萇弘は、天道を知れども、人事を知らず、蘇秦は權謀を知れども、禍福を知らず、徐の偃王は仁義を知れども、時を知らず、大夫種は忠を知れども、謀を知らず、是れ其の身を亡ふ所以なり、

聖人則不然、論世而爲之事、權事而爲之謀、是以舒之天下而不窕、內之尋常而不塞、使天下荒亂、禮義絕、綱紀廢、彊弱相乘、力征相攘、臣主無差、貴賤無序、甲冑生蟣虱、燕雀處帷幄、而兵不休息、而乃始服屬臾之貌、恭儉之禮、則必滅抑、而不能興矣、

聖人は然らず、世を論じて之が事を爲し、事を權りて之が謀を爲す、是を以て之を天下に舒して、大と爲すも薄弱ならず、之を八尺十六尺の間に內れて、小と爲すも逼塞せず、是れ時に應じ變に處する要なり、若しも之に反し、天下荒亂し禮義絕え、綱紀廢れ强弱相凌ぎ、武力征討以て相攘ひ除き、臣と主と差別無し、貴と賤と秩序無く、甲冑は身を離れずして、之に蟣虱を生じ、燕雀は戰陣に慣れて帷幕に棲む、斯くして兵爭は休息せず、是の時に當り、乃ち始めて謹愼の貌を持し、恭儉の禮を行はゞ、必らず滅亡し、抑壓せられて、興起する能はず、

人也、軺轎嬴蓋經營萬乘之主、服諸諸侯、然不自免於車裂之患、

昔時萇弘は、周室の曆術を執り、天地の氣運、日月の周行、風雨の變災、律曆の數理、總て通曉せざる無し、然れども自から車裂の刑に死するを知ること能はず、蘇秦は匹夫徒步の人なり、草履を穿ち囊を負ひ蓑を着けて、萬乘の國主に遊說し、經營周旋して、遂に諸侯を服從せしめ、其の承諾を得たり、其の志を達したること至れり、然れども自から車裂の患害を免る能はず、此れ皆猩猩の未來を知らざるが如し、其の時に應ずる權道を知らざるものなり、

○數は曆術の數理なり、○車裂は磔の極刑なり、○徒走は一本に徒步に作る、大意相通ず、車馬無き賤者なり、○匹夫は從者無きもの、○軺蹻は草履なり、○嬴は囊なり、○蓋は蓑なり、

氾論訓下

得失の變を觀て、利病の反を察し、勢威に屈せず、事態に惑はず、能く造化と推移するを說く、

四策

徐偃王被服慈惠、身行仁義、陸地之朝者三十二國、然而身死國亡子孫無類、太夫種輔翼越王句踐、而爲之報怨雪恥、擒夫差之身、開地數千里、然而身伏屬鏤而死、此皆達於治亂之機、而未知全性之具者、

徐の偃王は、武力を用ひず、慈惠を主とし、其身能く仁義を行ふ、是に於て陸地の來朝するもの、三十二國の多きに及べり、然れども强敵に攻められ、其の身は死し國亡び、子孫は遺類無し、越の太夫種は、其の王

之知權、合而後舛者、謂之不知權、不知權者、善反醜矣、故禮者、實之華而僞之文也、方於卒迫窮遽之中也、則無所用矣、

故に孔子曰く、以て共に學ぶべきなり、而も未だ以て道に適くべからず、與に道に適くべし、未だ以て立つべからず、以て立つべし、未だ與に權るべからずと、權るとは其の時に應じて權道を行ふなり、是れ聖人の獨り見る所なり、故に一時は道に忤ひ、後には道に合す、之を權道を知ると謂ふ、一時は道に合して、後には舛ふ、之を權道を知らずと謂ふ、權道を知らざるときは、善美も反て醜惡と爲る、故に禮は實の華にして僞の文なり、事情の卒に迫り窮り遽てたる中に方りては、禮を用ひんとするも、用ふる所無し、
○忤は逆ふなり、○舛は忤ふなり、

是故聖人、以文交於世、而以實從事於宜、不結於一迹之塗、凝滯而不化、是故敗事少而成事多、號令行于天下、而莫之能非矣、猩猩知往而不知來、乾鵠知來而不知往、此修短之分也、

是の故に聖人は、禮文を以て世に交り、事實を以て時の宜しきに從ふ、一跡の塗に結ぶこと無し、凝滯すること無し、化せざること無し、是の故に敗事は少し、成事は多し、其の號令は天下に行はれて、之を能く非るもの無し、猩猩は往を知れども來を知らず、乾鵠は來を知れども往を知らず、是れ長短の別なり、
○猩猩は酒を飲むに當り、其の遂に醉ふを知らず、○乾鵠は鵲なり、其の歳に於ける風の多少を豫知す、

昔者萇弘周室之執數者也、天地之氣、日月之行、風雨之變、律曆之數、無所不通、然而不能自知車裂而死、蘇秦匹夫徒走之

時に屈し時に伸び、其の卑きに居りて弱柔なることは、蒲葦の如し、然れども、是れ奪はるゝを懾れて然るに非ず、其の剛强猛毅なることは、青雲を淩ぐ志有り、然れども、是れ矜傲に本くに非ず、斯くして時に乘じ變に應ずるなり、

○蒲葦は蒲葦なり、○攝は懾なり、○厲は淩ぐなり、

夫君臣之接、屈膝卑拜、以相尊禮也、至其迫於患也、則擧足蹵其體、天下莫能非也、是故忠之所在、禮不足以難之也、孝子之事親、和顏卑體、奉帶運履、至其溺也、則捽其髮而拯、非敢驕侮、以救其死也、故溺則捽父、祝則名君、勢不得不然也、此權之所設也、

夫れ君臣の相接するや、膝を屈し拜を卑くし、以て相尊ぶは禮なり、然れども其の患害に迫るに至れば、足を擧げて其の體を蹴る、而して天下能く之を非とするもの無し、是の故に忠の在る所は、禮以て之を非るに足らず、孝子の其の親に事ふるや、顏を和げ體を卑くし、帶を奉げ履を運ぶ、然れども其の溺るを觀れば、髮を捽みて之を救ふ、敢て驕り侮るに非ず、其死を救ふが爲めなり、故に溺るときは、父と雖も其髮を捽む、祭るときは君と雖も、其の名を呼ぶ、其の事情に於て然らざるを得ざればなり、此れ權道の設る所なり、

○拯は救ひ上るなり、○祝は鬼神を祭ることなり、祭るときに其の人の名を呼ぶは、意を告ぐるに急なればなり、

故孔子曰、可以共學矣、而未可以適道也、可與適道、未可以立也、可以立、未可與權、權者、聖人之所獨見也、故忤而後合者、謂

非ずして、之を稱することなり、○犒は牛羊を贈りて、慰勞するなり、○賓は敬禮すること、

故事有所至、信反爲過、誕反爲功、何謂失禮而有大功、昔楚恭王戰於陰陵、潘尫養由基黄衰微公孫丙相與纂之、恭王懼而失體、黄衰微擧足蹵其體、恭王乃覺怒其失禮、奮體而起、四大夫載而行、

故に事は至る所有り、其の權道を知らざれば、信實も反て過失となり、其の權道を知れば、虚誕も反て功績と爲る、何をか禮を失ひて大功有りと謂ふか、昔時楚の恭王は、晉兵と鄢陵に戰ひ、敵に攻圍せらる、楚の潘尫と養由基と黄衰微と公孫丙との四大夫は、相共に敵兵を纂ひ王を救ひ出せり、王懼れて起つ能はず、黄衰微は足を擧げて王を蹴る、王乃ち覺めて其の失禮を怒り、體を奮ひて起つ、是に於て、四大夫は王を載せて行れり、

○陰陵は鄢陵なり、此の戰況は、史傳と異なれども、左傳を參看すべし、○失體は氣を喪ひて仆れたるなり、

昔蒼吾繞娶妻而美、以讓兄、此所謂忠愛而不可行者也、是故聖人論事之局、曲直與之屈伸偃仰無常儀表、時屈時伸、卑弱柔如蒲葦、非攝奪也、剛强猛毅志厲靑雲、非本矜也、以乘時應變也、

昔時楚の蒼吾繞は、妻を娶りて美なり、因て之を兄に讓る、此れ謂はゆる忠愛なれども、行ふべからざるものなり、是の故に、聖人は事の局面を論ずるに、曲直共に其の事と一致し、屈伸し俯仰し、常の儀表無し、

也、下言者上用也、上言者常也、下言者權也、此存亡之術也、唯聖人爲能知權、言而必信、期而必當天下之高行也、

昔時、周書に言ふ有り曰く、上の位に在りて言へば、下の者は之を用ふ、下の者が言へば、上の位に在るものが之を用ふと、上の言ふは常態なり、下の言ふは一時の權道なり、此れ存亡の術なり、唯聖人は能く權道を知るものたり、故に言へば必らず信有り、期すれば必らず當る、是れ天下の高尙なる行なり、

知權

直躬其父攘羊、而子證之、尾生與婦人期而死之、直而證父、信而溺死、雖有直信孰能貴之、夫三軍矯命、過之大者也、秦穆公興兵襲鄭、過周而東、鄭賈人弦高將西販牛、道遇秦師於周鄭之間、乃矯鄭伯之命、犒以十二牛、賓秦師而却之、以存鄭國、

楚に直を守る人有り、其の父が他人の羊を攘むに當り、其の子は之を證明せり、魯の尾生は、婦人と約して橋下に待ち、水至りて死せり、直にして父を罪に證し、信にして溺るを知らず、直信有りと雖も、孰か能く之を貴ばん、夫れ三軍の前に、君命を矯げて稱するは、過失の大なるものなり、然れども、鄭の賈人弦高の如きは功有り、秦の穆公が、兵を興して鄭を襲はんと欲し、周を過ぎて東進するや、弦高は西行して牛を販はんと欲し、周鄭の間を道するに當り、秦軍に會せり、乃ち鄭伯の命を矯げて、十二頭の牛を秦軍に贈り、之を慰勞して退去せしめ、以て鄭國の危を救ひ得たり、

○直躬は其の躬の行を直くするなり、○三軍は、上中下の三陣に分ちたる諸侯の全軍なり、○矯は君命に

紂之所以處彊大而見奪者、以其無道也、今不行人之所以王者、而反益己之所以奪、是趨亡之道也、

若しも上に向ひて、日月星の明光を亂し、下に向ひて萬民の心を失はゞ、君の位は危し、殷湯周武無しと雖も、孰か奪ふ能はざらん、今其の自己に在る所の非行を察せず、却て他人の來り攻るに備ふ、是れ根本の過なり、天下は一人の湯武に非ず、一人を殺すも、必ず之に繼ぐ者有らん、且つ夫れ湯武の小弱に處りて、能く王たる所以は、其の道有るを以て在り、桀紂の强大に處りて、奪はれたる所以は、其の道無きを以てなり、然るに、人の王たる所以のものを行はず、却て自己の奪はるゝ所以のものを益す、是れ滅亡に趨く道なり、

武王尅殷、欲築宮於五行之山、周公曰、不可、夫五行之山、固塞險阻之地也、使我德能覆之、則天下納其貢職者廻也、使我有暴亂之行、則天下之伐我難矣、此所以三十六世而不奪也、周公可謂能持滿矣、

周の武王は、殷に克ちて宮を五行山に築かんと欲す、周公曰く、不可なり、夫れ五行山は、堅固なる要塞にして、險阻の地なり、我の德をして天下を蓋はしめば、天下の來りて其の貢職を納るゝものは、路の迂廻なるに苦しまん、我をして暴亂の行有らしめば、天下のものが、我を伐つに於て困難せん、故に險要に據るは、治亂共に他人を害すと、斯の如くにして、周は險を恃まず德に依れり、此れ其の三十六世の久しきに傳へて、奪はれざる所以なり、周公は能く滿ちたるを持し守りて、溢れざるものと謂ふべし、
○尅は克なり、○五行山は太行山なり、

昔者周書有言曰、上言者下用

此に由りて觀れば、存續は道を得るに在りて、大に在らず、滅亡は道を失ふに在りて、小に在らず、詩に云ふ、乃ち眷として西周を顧み、此に惟共に居ると、是れ天道人心が、東方の大なる殷を去りて、西方の小なる周に還るを言ふなり、
○眷は顧る貌なり、眷然といふに同じ、

故亂國之君、務廣其地、而不務仁義、務高其位、而不務道德、是釋其所以存、而造其所以亡也、故桀囚於焦門、而不能自非其所行、而不悔不殺湯於夏臺、紂拘於宣室、而不反其過、而悔不誅文王於羑里、二君處彊大勢位、修仁義之道、湯武救罪之不給、何謀之敢當、

故に亂國の君は、其の地を廣めんことを務めて、仁義を務めず、其の位を高くすることを務めて、道德を務めず、是れ其の存する所以を釋て、其の亡ぶる所以を造るなり、故に桀王は焦門に囚はれて、自から其の行ふ所を非とする能はず、却て殷湯を夏臺に殺さゞりしを悔ゆ、紂王は宣室に拘はれて、其の過を反り思はず、却て周文を羑里に誅せざりしを悔ゆ、此の二君が、强大の勢位に處るに當り、仁義の道を修めば、湯武は自から罪を救ふも給らず、何の謀か之れ敢て企てん、

若上亂三光之明、下失萬民之心、雖微湯武、孰弗能奪也、今不審其在己者、而反備之于人、天下非一湯武也、殺一人、則必有繼之者也、且湯武之所以處小弱而能以王者、以其有道也、桀

人が、存亡の迹と成敗の際とを見るは、事實に先きだちて之を知る、鳴條の野に於ける桀の敗亡と、甲子の日に於ける紂の滅亡とを待つに非ず、
○朞年は期年なり、滿壹年なり、○終古、向藝は皆先見の士なり、

今謂彊者勝、則度地計衆、富者利、則量粟稱金、若此則千乘之君無不霸王者、而萬乘之國無不破亡者、存亡之迹、若此其易知也、愚夫惷婦皆能論之、

今の人は、强者が勝てりと謂へば、其の領地を度り、其の民衆を計る、富者が利せりと謂へば、其の穀を量り、其の金を稱る、此の若くなれば、千乘の國君は、皆霸主たるべき理なり、然れども事實に於て、萬乘の國君は、破亡せざるもの無し、存亡の迹は、此の若く其れ知り易し、愚夫愚婦も、皆能く之を論ず、
○千乘は、方百里の國より出す兵車の數なり、○彊は强に通ず、○惷は愚なり、惷の字を正とす、

趙襄子以晉陽之城霸、智伯以三晉之地擒、湣王以大齊亡、田單以卽墨有功、故國之亡也、雖大不足恃、道之行也、雖小不可輕、

趙襄子は、晉陽の孤城を以て、霸業を成し、智伯は三晉の領地を併せながら、敵に擒へらる、湣王は大齊を以て亡び、田單は卽墨の一城を以て、七十餘城を復したり、故に國の亡ぶるときは、大と雖も恃むに足らず、道の行はるゝときは、小と雖も輕んずべからず、

由此觀之、存在得道而不在於大也、亡在失道而不在於小也、詩云、乃眷西顧、此惟與宅、言去殷而遷于周也、

不過百里、而立爲天子者、有王道也、夏桀殷紂之盛也、人跡所至、舟車所通、莫不爲郡縣、然而身死人手、而爲天下笑者、有亡形也、

國の存在する所以は、道通ずればなり、家の亡滅する所以は、道塞ればなり、堯帝は百戸の郭をも有せず、舜帝は立錐の地をも有せず、然れども能く天下を有せり、禹王は十人の兵士無く、陽王は七里の領地無し、然れども能く諸侯に王たり、文王は岐周の間に處り、其の領地は百里に過ぎず、然れども立て天子と爲るは、王道有ればなり、夏桀殷紂の盛なるや、人跡の至る所も、舟車の通ずる所も、皆其の郡縣たらざる無し、然れども、身は他人の手に殺され、天下の笑と爲るは、道を失ひて滅亡の形有ればなり、
○理は道なり、○置錐は、錐を立つる程の小點なり、

故聖人見化以觀其徵、德有盛衰、風先萌焉、故得王道者、雖小必大、有亡形者、雖成必敗、

故に聖人は自然の化を見て、其の徵候を觀察す、蓋し德を行ふこと盛衰有り、風氣は先づ萌し現る、故に王道を得たる人は、小なるものも大となる、王道を失ひて滅亡の形有るものは、成ると雖も遂に敗る、

夫夏之將亡、太史令終古先奔於商、三年而桀乃亡、殷之將敗也、太史令向藝先歸文王、朞年而紂乃亡、故聖人之見存亡之迹成敗之際也、非待鳴條之野甲子之日也、

夫れ夏の亡びんとするや、其の太史令たる終古は、先づ商に奔り、後三年にして、其の王桀は亡びたり、殷の敗れんとするや、其の太史令たる向藝は、先づ周文に歸し、後壹年にして、其の王紂は亡びたり、故に聖

ち、咸池の樂を奏し、武を鎭する舞を演ず、此の時に當り、武を立つるもの有れば、叛亂者として嫌疑を受くるに至る、斯の如く、高皇帝の一世の間と雖も、文武の兩道は、相代りて雌雄と爲り、時有りて各其の用を成す、

○圖籍は版籍なり、領地なり、尊位の意義とす、○貌冠は、漢高の定めたる竹皮冠なり、○大路は大輅なり、天子の車、○九斿は九旒なり、斿は旒と同じく用ふ、旗の垂れたる装飾なり、○咸池は黄帝の樂なり、○干戚は盾と鉞となり、干戚を揚ぐとは、戰を罷め、此の兩器を執りて舞樂することなり、○雌雄は起伏といふが如し、進むと退くとなり、

今世之爲武者則非文也、爲文者則非武也、文武更相非、而不知時世之用也、此見隅曲之一指、而不知八極之廣大也、故東面而望不見西牆、南面而視不觀北方、唯無所嚮者則無所不通、

今の世の武を修るものは、文を非とし、文を修るものは、武を非とす、文武は互に相非として、時世の用を知らず、此れ片隅の一點を見て、八方の廣大を知らざるなり、故に東面して望めば、西牆を見ず、南面して視れば、北方を視ず、唯其の嚮ふ所無きものは、通觀せざる所なし、

○更は代るなり、互になり、○一指は一小點なり、

存亡

國之所以存者道德也、家之所以亡者理塞也、堯無百戶之郭、舜無置錐之地、以有天下、禹無十人之衆、湯無七里之分、以王諸侯、文王處岐周之間也、地方

之大義、身自奮袂執銳、以爲百姓請命于皇天、當此之時、天下雄儁豪英暴露于野澤、前蒙矢石、而後墮谿壑、出百死而紿一生、以爭天下之權、奮武厲誠、以決一旦之命、當此之時、豐衣博帶而道儒墨者以爲不肖、

漢の高皇帝に至るに逮びて、亡びたるものを存續せしめ、絕えたるものを繼ぎ興し、天下の大義を擧げ、身自ら袂を奮ひ武器を執り、以て百姓の爲めに、救濟の道を皇天に祈請せり、此の時に當り、天下の雄儁豪英は、野澤に暴露し、前には矢石を蒙り、後には溪壑に墮ち、百死を出でゝ一生に至り、以て天下の權を爭ひ、武を奮ひ誠を厲まし、以て一旦の命を決す、此の時に當り、豐衣博帶して、儒墨の道を說くものは、愚物として斥けらる、

○銳は武器なり、○請命は其の命を救ふことを請ふなり、○儁は儁なり、俊なり、○紿は至るなり、○不肖は愚なり、

逮至暴亂已勝、海內大定、繼文之業、立武之功、履天子之圖籍、造劉氏之貌冠、總鄒魯之儒墨、通先聖之遺敎、戴天子之旗、乘大路、建九斿、撞大鐘、擊鳴鼓、奏咸池、揚干戚、當此之時、有立武者見疑、一世之間、而文武代爲雌雄、有時而用也、

暴亂は既に治り、海內は大に定るに逮びて、周文の天命を受けたる業を繼ぎ、周武の無道を誅したる功を立て、天子の位を履み、劉氏の冠を造り、鄒魯の儒墨を總べ、先聖の遺敎を通じ、天子の旗を建て、天子の車に乘り、九斿の大旆を樹て、鐘を撞き鼓を擊

○鼓は一聲にして、陰陽の五音を調和す、故に道に喩す、○鐘は金聲にして、斷制に適す、故に義に喩す、○鐸は金口と木舌とも以て音を發す、故に多く起る事に喩す、○磬は石聲にして急なり、故に切迫したる憂に喩す、○鞀は小音群り發す、故に煩雜なる獄訟に喩す、○饋は食なり、○沐は頭を洗ふなり、○寡人は王侯の謙稱なり、

秦之時、高爲臺榭、大爲苑囿、遠爲馳道、鑄金人、發適戍、入芻稾、頭會箕賦、輸於少府、丁壯丈夫西至臨洮狄道、東至會稽浮石、南至豫章桂林、北至飛狐陽原、道路死人以溝量、當此之時、忠諫者謂之不祥、而道仁義者謂之狂、

秦の時には、高く遊覽の場所を造り、大に花園及び動物園を設け、遠く車馬行列の道を開き、金屬を以て巨人の像を製し、兵を發して長城を守らしめ、賤業者に課稅し、人口に應じて徵收し、之を取り入るゝは、箕を以て量る如く多くして、宮府に輸し納む、二十歲三十歲の健卒は、四方に征役し、西は臨洮縣及び狄道に至り、東は會稽山及び浮石の海に至り、南は豫章郡及び桂林に至り、北は飛狐山及び陽原に至る、其の道路の死人は多くして、溝に滿ち量る、此の時に當り、忠諫者有れば、之を不吉と謂ひ、仁義を說く者有れば、之を狂と謂ふ、

○榭は臺の上に樹木有るもの、○苑は花園、○囿は動物園、○適戍は謫戍なり、罪有るに由り、遠地を守る出役なり、○芻稾は芻蕘なり、草刈り枯木拾ひ等の賤業者はり、○入は租稅を取り入るゝなり、○頭會は人頭稅なり、一人に一定の課稅なり、○箕賦は、箕を以て量る程の多きを稱す、○少府は、帝室附屬の收納局なり、○丁壯は二十歲と三十歲との人なり、○浮石は、水に隨ひ浮び流るゝ輕石なり、

逮至高皇帝、存亡繼絕、擧天下

に在り、○反踵は、其の國の人が、南向して歩すれば、其の足跡北向する異形なるに由り、此の名有り、○空同、大夏は、西北の兩國なり、○北戸は南方に在り、北に向ひて戸を設く、故に此の稱有り、○奇肱、脩股は、手長、足長の兩國なり、

君臣上下夫婦父子有以相使也、此之是非彼之是也、此之非非彼之非也、譬若斤斧椎鑿之各有所施也、

然れども、君臣上下夫婦父子は、其の國俗に由りて、相使ふこと有り、此の國の是は、彼國の是に非ず、此の民の非は、彼の民の非に非ず、之を譬ふるに、斤斧椎鑿の、各其の施す所有るが若し、

禹之時以五音聽治、懸鐘鼓磬鐸置鞀、以待四方之士、爲號曰、教寡人以道者擊鼓、諭寡人以義者擊鐘、告寡人以事者振鐸、語寡人以憂者擊磬、有獄訟者搖鞀、當此之時、一饋而十起、一沐而三捉髮、以勞天下之民、此而不能達善效忠者、則才不足也、

禹王の時には、治を聽くに五音を用ふ、鐘鼓磬鐸を懸け、鞀を置き、以て四方の士を待ち、號令を爲して曰く、我に教ふるに道を以てするものは、鼓を擊つべし、我に諭すに、義を以てするものは、鐘を擊つべし、我に告るに事を以てするものは、鐸を振ふべし、我に語るに憂を以てするものは、磬を擊つべし、獄訟有るものは、鞀を搖り鳴らすべしと、此の時に當り、禹王は一食の間に、十たび起ち、一沐の間に、三たび髮を捉りて出で、以て天下の民を慰勞す、此の如くにして、善を達し忠を効す能はざるもの有らば、是れ其の才の足らざるに由るのみ、

致せり、是れ兩君が、我の心に本主有り、其の術の以て權臣を駕御するに足ればなり、
○覇は諸侯の長と爲り、大權を制するものなり、覇に同じ、或は伯の字をも用ふ、

夫弦歌鼓舞以爲レ樂、盤旋揖讓以修レ禮、厚葬久喪以送レ死、孔子之所レ立也、而墨子非レ之、兼愛上レ賢右レ鬼非レ命、墨子之所レ立也、而楊子非レ之、全レ性保レ眞、不三以レ物累二形、楊子之所レ立也、而孟子非レ之、

夫れ弦歌鼓舞して、樂を奏し、進退揖讓して、禮を修め、厚葬久喪して、死を送る、是れ孔子の立てたる制なり、而るに墨子は之を非とす、親疎を兼ね愛し、親を後にして、先づ賢を尙び、自己を修るよりも、鬼神を右び、天命の說を非として、人の盡すべき道を說く、是れ墨子の立てたる制なり、而るに楊子は之を非とす、本性を全くし、天眞を保ち、外物の爲めに、我の身を煩累に致さず、是れ楊子の立てたる制なり、而るに孟子は之を非とす、
○盤旋は進退周旋なり○、久喪は長期の喪なり、○右は尊敬することなり、

趨捨人異、各有二曉心一、故是非有レ處、得二其處一則無レ非、失二其處一則無レ是、丹穴太蒙反踵空同大夏北戶奇肱脩股之民、是非各異二習俗一相反、

其の趨く所と捨つる所とは、人に由りて異なれども、各其の通曉したる心有り、故に是と非とは、其の居るべき處有り、其の處を得れば非無し、其の處を失へば是無し、丹穴、大蒙、反踵、空同、大夏、北戶、奇肱、脩股の八國民、其の是非する所は各相當なり、其の習俗は相反す、
○曉は知覺なり、○丹穴は南方に在り、○大蒙は西方

く調ひたるをいふ、○憔は、聲の枯れ衰へたる貌なり、

及至韓娥秦青薛談之謳侯同曼聲之歌、憤於志積於内、盈而發音、則莫不比於律而和於人心、何則中有本主、以定清濁、不受於外而自爲儀表也、

韓娥秦青薛談三人の妙謳、或は侯同が長聲の歌の如きに至りては、志より起り心に積み、其の精氣盈ちて音を發すれば、律呂に比して人心に和せざる無し、何となれば、其の心の中に本主有りて、清濁を定め、外物に受けずして、自から表式を爲せばなり、○曼聲は長聲なり、或は曰く、人名なり、○憤は盛に起るなり、

今夫盲者行於道、人謂之左則左、謂之右則右、遇君子則易道、遇小人則陷溝壑、何則目無以接物也、故魏兩用樓翟吳起而亡西河、湣王專用淖齒而死于東廟、無術以御之也、文王兩用呂望召公奭而王、楚莊王專任孫叔敖而霸、有術以御之也、

今夫れ、盲者の道路を通行するや、人有り之を導きて、左せよと謂へば左し、右せよと謂へば右す、故に盲者は君子に遇へば、通行するに易し、然れども小人に遇へば、溝壑に陷る、何となれば、其の目は本主無し、物に接するに足らざればなり、故に魏の文侯は樓翟を用ひ、竝びに吳起を用ひて、其の西河の地を亡へり、齊の湣王は淖齒に專任して、其の身は東廟に於て殺されたり、是れ兩君が、我の心に本主無く、其の術の以て權臣を駕御するに足らざればなり、之に反して、周の文王は、呂望を用ひ、竝びに召公奭を用ひて、王業を成せり、楚の莊王は孫叔敖に專任して、霸業を

門は黨を成して、公道は行はれず、故に陳成と鴟夷子皮とをして、其の叛亂を成さしめ、簡公は亡びて、其の祀は絕え、陳成の家は、齊國を有つに至れり、此れ柔懦の生じたる弊害なり、

○攝は執り行ふなり、○陳成は田常なり、注釋の兩字を本文に混入したるなり、○鴟夷子皮は、齊に入りて田常の謀を佐けたり、○呂氏は簡公の姓なり、

鄭子陽剛毅而好罰、其於罰也、執而無赦、舍人有折弓者、畏罪恐誅、則因猘狗之驚、以殺子陽、此剛猛之所致也、

鄭の子陽は、剛毅にして罰を好む、其の罰に於けるは、執へて赦す無し、其の家臣、誤りて子陽の弓を折り、罪を畏れて誅を恐る、其の國人が狂犬を逐ひて、驚擾するに當り、家臣は子陽を殺せり、此れ剛猛の致したる弊害なり、

○子陽は鄭の君なり、或は曰く、鄭の相なり、○舍人は、貴顯の家に居る事務官なり、○猘は狂犬なり、

今不知道者、見柔懦者侵、則矜爲剛毅、見剛毅者亡、則矜爲柔懦、此本無主於中、而見聞舛馳於外者也、故終身而無所定趨、譬猶不知音者之歌也、濁之則鬱而無轉、淸之則燋而不謳、

今の世に於て、道を知らざるものは、柔懦の人が、他より侵害せらるゝを見れば、剛毅を爲すことを務む、剛毅の人が、遂に滅亡に遭ふを見れば、柔懦を爲すことを務む、此れ其の中心に本主無くして、其の見聞が、誤りて外物に馳するものなり、故に其の身を終るまで、歸趨する所を安定する無し、之を譬ふるに、音律を知らざるものゝ歌ふが如し、之を濁音にすれば、湮み鬱りて宛轉の妙無し、之を淸音にすれば、燋き悴へて調和の趣無し、

○矜は謹みて務むるなり、一本に務に作る、同意なり、○舛は道に背き誤るなり、○謳は、歌の聲の善

寛にして烈なり、嚴にして和なり、柔にして剛なり、猛にして仁なり、夫れ物は剛に過ぐれば折る、柔に過ぐれば卷く、聖人は正に剛柔の間に在り、乃ち道の本を得たり、陰を積めば沈み、陽を積めば飛ぶ、陰陽相接し、乃ち能く和を成す、

○栗は栗烈なり、○溫は溫和なり、○直は剛直なり、

夫繩之爲度也、可卷而伸也、引而伸之可直而睎、故聖人以身體之、夫脩而不橫、短而不窮、直而不剛、久而不忘者、其唯繩乎、故恩推則懦、懦則不威、嚴推則猛、猛則不和、愛推則縱、縱則不令、刑推則虐、虐則無親、

夫れ繩の度たるや、卷きて懷にすべきなり、然れども引きて之を伸せば、直にして睎るべし、故に聖人は、身を以て之に從ふ、夫れ長くして橫恣ならず、短くして窮屈ならず、剛にして直ならず、久しくして忘れざるものは、其れ唯繩か、故に恩は、之を推せば懦となる、懦なれば威を成さず、嚴は之を推せば猛となる、猛なれば和を致さず、愛は之を推せば縱となる、縱なれば令に遵はず、刑は、之を推せば虐となる、虐なれば親しむ所無し、

○卷而伸は、一本に卷而懷とす、從ふべし、但し卷而伸にても、意は通ず、○體は遵ひ守ることなり、○脩は長なり、

昔者齊簡公釋其國家之柄、而專任其大臣、將相攝威擅勢、私門成黨、而公道不行、故使陳成田常鴟夷子皮得成其難、使呂氏絕祀、而陳氏有國者、此柔懦所生也、

昔時齊の簡公は、其の國家の權柄を棄てゝ、其の大臣に專任す、是に於て將相は、威を取り勢を擅にし、私

今夫圖工好畫鬼魅、而憎圖狗馬者、何也、鬼魅不世出、而狗馬可日見也、夫存危治亂、非智不能、道而先稱古、雖愚有餘、故不用之法、聖王弗行、不驗之言、聖王弗聽、

今夫れ畫工は、鬼魅を寫すことを好むも、狗馬を寫すを好まず、其の故は何ぞや、是れ鬼魅は常に出づるものに非ずして、狗馬は日に見るべきを以てなり、夫れ危きを存し亂れたるを治むるは、智に非れば之を道ふと能はず、是れ萬人の目撃する狗馬を寫して、其の巧妙を極めんとするが如し、至難の業なり、之に反して、先づ古を稱するは、鬼魅を寫すが如し、萬人の實見せざる所を説く、是れ愚者と雖も、之を能くして餘り有り、故に其の時に當りて、不用の法は、聖王之を行はず、實驗せざる言は、聖王之を聽かず、
〇非智不能道、而先稱古は、群書治要に於て、非智不能、而道先稱古に作る、大要は相似たりと雖も、道先として解するを便とす、

寛嚴

天地之氣、莫大於和、和者陰陽調、日夜分而生物、春分而生、秋分而成、生之與成、必得和之精、故聖人之道、寛而栗、嚴而溫、柔而直、猛而仁、太剛則折、太柔則卷、聖人正在剛柔之間、乃得道之本、積陰則沈、積陽則飛、陰陽相接、乃能成和、

夫れ天地の氣は、和より大なるもの無し、和とは陰陽の調ひたるなり、日夜分れて物を生ず、春分の節に於て生じ、秋分の節に於て成る、其の物の生ずると成るとは、必らず和の精を得たればなり、故に聖人の道は

生、則應時而變、不知法治之源、雖循古終亂、今世之法籍與時變、禮義與俗易、爲學者循先襲業、據籍守舊敎、以爲非此不治、是猶持方枘而周員鑿也、欲得宜適致固焉則難矣、

大人作りて弟子循ふ、其の法治の由りて生ずる所を知れば、時に應じて變ずるを得べし、其の法治の源を知らざれば、古に循ふと雖も、終に今を亂すのみ、夫れ世の法籍は時勢と共に變じ、禮義は民俗と共に易る、然るに學を爲すものは、先に循ひ業を襲ぎ、籍に據り舊敎を守り、自から謂らく、此に非れば治らずと、是れ方形の枘を持ちて、圓形の鑿に周く容れんとするが如し、其の宜しく適ふを得て、堅固を致さんと欲するも甚だ難し、
○枘は鑿の栓なり、○員は圓なり、

今儒墨者稱三代文武而弗行、是言其所不行也、非今時之世而弗改、是行其所非也、稱其所是、行其所非、是以盡日極慮而無益於治、勞形竭智而無補於主也、

今の世に於て、儒者と墨者とは、夏殷周の文武を唱道す、然れども行はれず、是れ其の行はれざる所を言へばなり、儒墨は今時の世を非として、之を改めんと欲す、然れども改められず、是れ其の非とする所を行へばなり、口には其の是とする所を稱道するも、身には其の非とする所を實行す、是を以て、終日其の慮を極むれども、治に益無し、形を勞し智を竭せども、君に補ふ所無し、
○智は一本に精に作る、大要は相通ずと雖も、精に從ふを可とす、

制宜適也、

夫れ神農伏羲の二帝は、賞罰を施さずして、民は非を爲さず、然れども政を立つるものは、法を廢すれば、民を治る能はず、舜帝は武樂の舞を以て、苗人を服從せり、然れども征伐を行ふものは、甲兵を釋けば、强暴を制する能はず、此に由りて觀れば、法度は民俗を論じて、緩急を調節する所以なり、器械は時變に因りて、宜適を制定する所以なり、○干戚は盾と鉞となり、盾と鉞とを執りて舞ふは、戰を用ひずして敵を服するなり、○有苗は三苗の蠻族なり、

夫聖人作法、而萬物制焉、賢者立禮、而不肖者拘焉、制法之民、不可與遠擧、拘禮之人、不可使應變、耳不知清濁之分者、不可令調音、心不知治亂之源者、不可令制法、必有獨聞之耳、獨見之明、然後能擅道而行矣、夫殷變夏、周變殷、春秋變周、三代之禮不同、何古之從、

夫れ聖人は法を作りて、萬物は之に制馭せらる、賢者は禮を立てゝ、愚者は之に拘束せらる、其の法に制馭せられたる民は、遠く擧るに足らず、其の禮に拘束せられたる人は、變に應ずるに足らず、耳に清濁の分を知らざるものは、音を調べしむべからず、心に治亂の源を知らざるものは、法を制せしむべからず、必らず獨聞の耳と、獨見の目と有りて、然る後に、能く道を擅にして、遠く擧り、變に應じて行くを得べし、夫れ殷は夏を變じ、周は殷を變じ、春秋は周を變ず、三代の禮は同じからず、何ぞ古に之れ從ふを用ひん、○不肖は愚なり、○獨聞之耳は聽なり、耳の外物に惑はざるなり、

大人作而弟子循、知法治所由

士が官を辭して隱れ處れば、鄕黨の下に沈淪せん、豈に同じきを得んや、

古之兵、弓劍而已矣、槽柔無擊、脩戟無刺、晚世之兵、隆衝以攻、渠幨以守、連弩以射、銷車以鬭、古之伐國、不殺黃口、不獲二毛、於古爲義、於今爲笑、古之所以爲榮者、今之所以爲辱也、古之所以爲治者、今之所以爲亂也、

古代の兵器は、弓劍のみ、擊つに木矛無く、刺すに長戟無し、晚世の兵は、攻むるに高車を用ひ、守るに大幕を用ふ、連弩以て射る、牛車以て鬭ふ、古の敵國を伐つや、幼兒を殺さず、白髮有るものを捕へず、是れ古に於ては義たり、今に於て笑たり、古の榮たる所以は、今の辱たる所以なり、古の治たる所以は、今の亂たる所以なり、

○槽柔は一本に槽矛とす、從ふべし、槽は木なり、木矛は鐵の刄無し、然れども擊つに便なり、○脩は長なり、○隆衝は、高く衝擊する兵車なり、○渠幨は、大幕にて矢を防ぐ具なり、渠は大なり、幨は幕なり、或は曰く、渠は甲の名なり、○連弩は、一弦を以て數弩を連接し、一齊に發射するなり、弩は臺を設け、機械を以て放つ具なり、而して其の放つものは、矢或は石なるを以て、之を大弓或は石弓と稱す、○銷車は牛を以て挽く、弓車なり○黃口は幼兒なり、○二毛は頭髮の半白なり、

夫神農伏羲不施賞罰、而民不爲非、然而立政者、不能廢法而治民、舜執干戚、而服有苗、然而征伐者、不能釋甲兵而制彊暴、由此觀之、法度者、所以論民俗而節緩急也、器械者、因時變而

益衰、民俗益薄、欲以樸重之法
治既弊之民、是猶無鏑銜橛策
錣而御馯馬也、

古代に於て、人情は醇厚なり、工業は堅實なり、商賈は質樸なり、婦女は貞正なり、是を以て、政教は導き易く、風俗は移し易し、今世に於て、德性は益衰へ、民俗は益薄し、質樸貞正の法を以て、既に弊れたる民を治めんと欲す、是れ鐵銜鞭針を用ひずして、馯馬を使役せんとするが如し、

○工は工業の製器なり、○麗は堅實なり、○重は重厚なり、貞正なり、○鏑銜は鐵の口輪なり、○橛は銜の口外に出でたる部分なり、○策は馬鞭なり、○錣は鞭の末端に附したる針なり、馬を刺して激勵するに用ふ、○馯は馯なり、惡く猛しきなり、

昔者神農無制令而民從、唐虞
有制令而無刑罰、夏后氏不負
言、殷人誓、周人盟、逮至當今之
世、忍詢而輕辱、貪得而寡羞、欲
以神農之道治之、則其亂必矣、

古昔神農氏は、制令を用ひずして民從ふ、唐虞の二代は、制令を用ひたれども、刑罰を用ひず、夏后氏は言ふ所、必らず行ふ、民は言に背かず、殷人は言を以て誓を要す、既に誓ひて之に違はず、周人は事有れば會盟す、當今の世に至るに逮びて、人は羞を忍び、辱を輕視し、唯其の利得を貪りて、廉恥の念少し、斯く利欲の民に向ひて、神農の道を用ひ、之を治めんと欲せば、其の亂るること必せり、

○盟は彼我相對し、牲を殺し其の血を飲み、以て信約を結ぶなり、○詢は羞なり、○負は背くなり、

伯成子高辭爲諸侯而耕、天下
高之、今之時人、辭官而隱處、爲
鄕邑之下、豈可同哉、

唐堯の世に於て、伯成子高は諸侯たるを辭して、農耕に就き、天下の人は、之を尊敬せり、今の時に於て、人

移の後に於てをや、此の時に當り、人は其の權位に居りて其の好む所と其の憎む所とを行ひ、其の威勢を以て、其の嗜欲に供へながら、而も一行の禮と一定の法とを以て、時に應じ變に當らんと企望するは、誤れり、斯の如きは、其の時勢順應の道に、適中すること能はざるも明なり、

○達は行ふなり、○偶は變に竝ぶなり、變化と一致して行くことなり、○權は其の時に應じたる道なり、

故聖人所由曰道、所爲曰事、道猶金石、一調不更、事猶琴瑟、每絃改調、故法制禮義者、治人之具也、而非所以爲治也、

故に、聖人の由る所を道と曰ひ、其の爲す所を事と曰ふ、道は金石の如し、一定したる音調は變更せず、事は琴瑟の如し、每絃必らず其の音調を變更す、故に法制禮義は、人を治むる具なり、琴瑟の如し、道の本體に非ず、治を爲す所以に非ず、

故仁以爲經、義以爲紀、此萬世不更者也、若乃人考其才、而時省其用、雖日變可也、天下豈有常法哉、當於世事、得於人理、順於天地、祥於鬼神、則可以正治矣、

故に仁を經と爲し、義を紀と爲すは、此れ萬世變更せざることなり、然れども其の仁義を用ふる方法は、時に應じて變更を要す、乃ち人に由りて其の才を考へ、時に順ひて其の用を省る若きは、每日變更すと雖も可なり、天下豈に常の法有らんや、世事に合ひ人理に得て、天地に順ひ鬼神に從へば、道の要を以て、治を正すを得べきなり、

○當は合なり、○祥は正しく從ふなり、

古者人醇工龎、商樸女重、是以政教易化、風俗易移也、今世德

矣、

既にして武王崩じ、成王立ちて、幼少なり、周公は文王の業を繼ぎ、天子の位を履み、天下の政を聽き、夷狄の騷亂を平げ、管蔡の叛逆を誅し、政事堂に立ち、屛風を背にして、諸侯を參朝せしめ、誅賞制斷の萬機を總攬して、顧問する所無く、其の威は天地を震動し、其の聲は海内を懾伏す、能く武の道を盡すものと謂ふべし、

○籍は位なり、一本には阼に從ふべし、○扆は堂上に於て、人君の背後に立たる屛風なり、

成王既壯、周公屬籍致政、北面委質而臣事之、請而後爲、復而後行、無擅恣之志、無伐矜之色、可謂能臣矣、

成王既に壯年に至れば、周公は天子の位を成王に屬け、其政權を返上し、北面して其の身命を成王に委せ、之に臣事し、其の務を奉ずるには、請ひて後に爲し、白して後に行ふ、其の志は恣にする所無く、其の顏は矜る色無し、能く臣の道を盡すものと謂ふべし、

○委質は、玉帛を獻納して、臣の禮を執るなり、其の身命を君に捧ぐる意なり、○復は白すなり、言上することなり、○擅恣は自己の意に任せるなり、○伐矜は驕り傲るなり、

故一人之身而三變者、所以應時矣、何況乎、君數易世、國數易君、人以其位達其好憎、以其威勢供嗜欲、而欲以一行之禮一定之法、應時偶變、其不能中權亦明矣、

故に周公は、一人の身にして、其の道を三變す、是れ其の時に應ずる所以なり、一人と雖も、其の時の化に從ひ、其の道を新にするに必要有り、何ぞ況んや、君は數其の世を易へ、國は數其の君を易へたる時勢推

も、更に其の上代に於て、未だ詩と春秋とを作らざる盛時有るなり、

○造は製作なり、○詩春秋は、六經の中の二經なり、

夫道之缺也、不若道其全也、誦先王之詩書、不若聞得其言、聞得其言、不若得其所以言、得其所以言者、言弗能言也、故道可道者、非常道也、

夫れ道の缺けたるは、其の道の全きに若かず、先王の詩書を誦するは、先王の言を聞き得るに若かず、其の言を聞き得るは、其の言ふ所以の道を得るに若かず、其の言ふ所以の道を得るも、聖人に非れば之を言ふこと能はず、蓋し道は幽玄微妙なり、物に應じて推移す、口に言ふ能はず、書に筆する能はず、故に道の道として言ふべきは、常の道に非ず、

周公事文王也、行無專制、事無由己、身若不勝衣、言若不出口、有奉持於文王、洞洞屬屬如將不能、恐失之、可謂能子矣、

周公は道を行ひ、自然の化に從ふ、其の父たる文王に事るや、行ふ所は專制せず、事を執るは自己に由らず、必らず父の命を待つ、其の身は衣に勝へざるが如く、其の言は口を出でざるが如く、和順にして謹愼す、其の物を文王の前に奉持するに當りては、洞洞として忠實なり、屬屬として恭敬なり、能へざらんとするが如く、之を失はんことを恐るゝ如し、能く子たる道を盡すものと謂ふべし、

武王崩、成王幼少、周公繼文王之業、履天子之籍、聽天下之政、平夷狄之亂、誅管蔡之罪、負扆而朝諸侯、誅賞制斷、無所顧問、威動天地、聲懾海內、可謂能武

す、政敎には常經有り、而も命令の民に行はるゝを上と爲す、故に苟くも民に利なれば、其の利なるに從ひ行ふべし、必らずしも古制に遵ふを要せず、苟くも事に周く行き届けば、其の行き届くに用ふべし、必らずしも舊令に循ふを要せず、

變化

夫夏商之衰也、不變法而亡、三代之起也、不相襲而王、故聖人法與時變、禮與俗化、衣服器械各因其宜、故變古未可非、而循俗未足多也、

夫れ夏商二代の衰へたるや、古法を變せずして亡びたり、夏商周三代の起りたるや、各其の前代の法を踏襲せずして、王業を成せり、故に聖人の立つや、其の法は時勢と共に變じ、其の禮は民俗と共に化し、其の衣服器械は、各其の時の宜しきに因る、故に古制を變ずることは、未だ非とすべからず、舊俗に循ふことは、未だ是とするに足らず、

○商は殷なり、○多は是なり、贊美なり、

百川異源而皆歸於海、百家殊業而皆務於治、王道缺而詩作、周室廢禮義壞而春秋作、詩春秋學之美者也、皆衰世之造也、儒者循之以敎導於世、豈若三代之盛哉、以詩春秋爲古之道而貴之、又有未作詩春秋之時、

百川は其の源を異にして、其の海に歸するは皆同じ、百家は其の業を殊にして、其の治に務むるは皆同じ、王道缺けて詩作り、周室廢れ禮義壞れて、春秋作る、詩と春秋とは、學の美なるものなり、然れども皆是れ衰世の產物のみ、儒者は詩と春秋とに循ひて、世に敎導するも、豈ぞ夏殷周三代の盛時に於ける王道に若かんや、詩と春秋とを以て、古の道と爲して之を貴ぶ

其の事を殊にして、名は各其の後世に施す、此れ其の時變に因りて、禮樂を制定したるものなり、之を譬ふるに師曠の琴笙を施すが如し、推移し上下する所は、寸尺の規度を用ふること無きも、音律に中らざる無し、故に禮樂の情性に通じたるものは、能く音を作る、是れ其の心の中に音律の本主有り、以て其の方法の周き所を知ればなり、
○師曠は音樂の名手なり、○瑟柱は琴瑟の笙なり、笙、筐、柱の三字均しく用ふ、○靡は無なり、○榘彠は法度なり、

魯昭公有慈母、而愛之、死爲之練冠、故有慈母之服、陽侯殺蓼侯而竊其夫人、故大饗廢夫人之禮、先王之制、不宜則廢之、末世之事、善則著之、是故禮樂未始有常也、故聖人制禮樂而不制於禮樂、

魯の昭公は、其の身を養育したる女有りて、之を愛す、其の女死して、之が爲めに白衣冠を着けたり、故に魯國には、國君を養育したる女に對する喪服有り、陽侯は蓼侯を殺して、其の夫人を奪へり、故に國君が他國の君を大饗する席に、自國の夫人參列する禮を廢せり、蓋し先王の制も宜しからざるものは、之を廢し、末世の事も、善きものは之を著す、是の故に、禮樂は始より常有るに非ず、時に應じて之を改むるを要す、是の故に、聖人は禮樂を制す、禮樂に制せられず、
○慈母は家母に非ず、他人の子を養育したる女なり、○練は素絲なり、喪服なり、○大饗は、國君が他の國君を饗する禮なり、

治國有常、而利民爲本、政教有經、而令行爲上、苟利於民、不必法古、苟周於事、不必循舊、

國を治むるには、常道有り、而も民を利するを本と爲

牆置翣、此葬之不同者也、夏后氏祭於闇、殷人祭於陽、周人祭於日出以朝、此祭之不同者也、堯大章、舜九韶、禹大夏、湯大濩、周武象、此樂之不同者也、

死者の遺骸を、柩に納めて、未だ葬らざる前に、夏后氏は之を東階の上に置き、殷人は之を堂上兩楹の間に置き、周人は之を西階の上に置く、此れ禮の同じからざるものなり、有虞氏は瓦の棺を用ひ、夏后氏は廣二尺長四尺の瓦を用ふ、殷人は柏を以て塗りたる槨を用ふ、周人は棺槨を兼ね用ひ、棺側に羽の飾物を置く、此れ葬の同じからざるものなり、夏后氏は中夜に祭り、室に於てす、殷人は晝に祭り、堂に於てす、周人は日出の時に祭り、庭に於てす、此れ祭の同じからざるものなり、樂を奏するには、唐堯の大章に於ける、虞舜の九韶に於ける、夏禹の大夏に於ける、殷湯の大濩に於ける、周武の武象に於ける、此れ樂の同じからざるものなり、

○殯は死者の葬らざる前に、棺に納めて置くことなり、○阼階は堂の東階なり、○楹は堂上の大柱なり、○堲周は廣二尺長四尺の瓦なり、○槨は椁なり、棺の外箱なり、○牆は棺側なり、○翣は扇形に造りたる羽飾なり、○朝は庭なり、○大章は樂の名なり、九韶以下も、各其の時代の樂名なり、

故五帝異道、而德覆天下、三王殊事、而名施後世、此皆因時變而制禮樂者、譬猶師曠之施瑟柱也、所推移上下者、無寸尺之度、而靡不中音、故通於禮樂之情者、能作音、有本主於中、而以知榘矱之所周者也、

故に、伏羲炎帝黃帝堯舜の五帝は、其の道を異にして、德は各其の天下を覆ひ、夏禹殷湯周武の三王は、

なり、

故民迫其難、則求其便、困其患、則造其備、人各以其所知、去其所害、就其所利、常故不可循、器械不可因也、則先王之法度、有移易者矣、

故に民は、其の患難に迫れば、其の便法を求め、其の災厄に困めば、其の防備を造す、人は各其の知る所を以て、其の害とする所を去り、其の利とする所に就く、蓋し平常の故き態は、長く循ふべきに非ず、器械は永く因るべきに非ず、故に先王の法度は、其の時に應じて、移り易る所のもの有り、

○循は因と竝べて用ひたるなり、循も因も隨ひ守る意なり、○則先王は故に先王はといふが如し、

古制

古之制婚禮、不稱主人、舜不告而娶、非禮也、立子以長、文王舍伯邑考而用武王、非制也、禮三十而娶、文王十五而生武王、非法也、

古代の制度に於て、婚禮には、其の婚に當りたる主人の名を稱せず、父兄或は師友の名を以てす、帝舜は婚禮を父に告げず、自己の名を以て娶る、是れ古禮に非ず、古の制度に於て、子を立て嗣を定るには、長を以てす、周の文王は其の長子の伯邑考を舍てゝ、武王を用ひたり、是れ古制に非ず、禮には、男子三十歳にして娶る、周の文王は十五歳にして、武王を生めり、是れ法に非ず、

夏后氏殯於阼階之上、殷人殯於兩楹之間、周人殯於西階之上、此禮之不同者也、虞氏用瓦棺、夏后氏堲周、殷人用槨、周人

太古の世は、木の耜を鋭く剡りて耕し、蜃の貝を摩り磨きて耨り、木を曲げて樵するに用ひ、瓶を抱きて汲むに用ふ、民は勞して利薄し、後世に至り、之が耒を作りて、耜に添へ、耰鋤を作りて、蜃の貝に代へ、斧に柯を附けて、木の曲げたるものに換へ、此の斧を以て樵し、桔皐を以て水を汲み、瓶を用ひず、民は勞を減じて利多し、

○耨は草を除くなり、○鉤は曲げるなり、○甀は一本に瓶に作る、意同じ、小瓶なり、○桔皐は桔皐なり、○逸は勞せざるなり、

古者大川名谷、衝絶道路、不通往來也、乃爲窬木方版以爲舟航、故地勢有無得相委輸、乃爲靻蹻而超千里、肩荷負儋之勤也、而作爲之揉輪建輿、駕馬服牛、民以致遠而不勞、爲鷙禽猛獸之害傷人而無以禁御也、而作爲之鑄金鍛鐵以爲兵刃、猛獸不能爲害、

古代に於て、大川名谷は、道路を衝き絶ちて、往來を通ぜず、是に於て、剡りたる木と竝べたる板とを作り、之を舟航とす、故に、地勢に應じて、有る物を運輸し、之を其の無き處に致すを得たり、其の草履にして、千里を走り、肩に荷ひ、背に荷を負ふことの勤勞有るが爲めに、之が曲りたる輪と建てたる輿とを作り、馬を駕御し、牛を服役す、民は之に由りて遠きに行き、務を致して勞を見ず、其の鷙鳥猛獸の來りて、人を傷害し、之を禁禦すること無きが爲めに、之が鑄たる金と鍛へたる鐵とを作りて、兵刃と爲し、暴鷙も猛獸も、傷害を恣にする能はざるに至れり、

○窬木は中空の木なり、剡り凹めたる材なり、○窬は空なり、○方版は竝べたる木板なり、○航は舟の多く連りたる貌なり、○委輸は輸ることを致すなり、○靻蹻は草履なり、○揉輪は曲りたる輪なり、○御は禦

甫は古の冠の名なり、

古者民澤處復穴、冬日則不勝霜雪霧露、夏日則不勝暑熱蚉蝱、聖人乃作、爲之築土構木、以爲宮室、上棟下宇、以蔽風雨、以避寒暑、而百姓安之、

太古の世は、民皆澤邊に處り、重窟を設く、其の冬に於けるや、霜雪霧露に勝へず、其の夏に於けるや、暑熱蚊蚉に勝へず、聖人乃ち作りて、之が爲めに土を築き、木を構へ、以て宮室と爲し、棟を高くし、軒を低くし、以て風雨を蔽ひ、以て寒暑を避けしむ、斯くして百姓は之に安息するを得たり、○復穴は野りだる窟なり、○蟁蚉は蚊と虻となり、○宮は身分の上下に拘らず、上等の室を稱す、○宇は屋根の端なり、

伯余之初作衣也、緂麻索縷、手經指挂、其成猶網羅、後世爲之機杼勝複、以便其用、而民得以揜形御寒、

古代、伯余の始めて衣を作るや、麻を緂み縷を索り、手に經り指に挂け、其の成ること網羅の如し、未だ緻密なる織物を造らず、後世に至り、之が機と杼とを製し、其の複雜なる織紝に勝るを得て、其の用を便にす、而して民は身を掩ひ寒を禦ぐを得たり、○伯余は黄帝の臣なり、或は曰く是れ黄帝の別號なり、○緂は績むなり、○索は拈るなり、○經は縱の絲を引くなり、○杼は横に絲を織る具なり、○揜は掩ふなり、○御は禦ぐなり、

古者剡耜而耕、摩蜃而耨、木鉤而樵、抱甀而汲、民勞而利薄、後世爲之耒耜耰鉏、斧柯而樵、桔皐而汲、民逸而利多焉、

淮南子國字解下

晩香　菊池三九郎講述

氾論訓上

氾は博なり、博く古今の得失を說き、道を以て化を爲し、全く一に歸せしむ、故に氾論と曰ふ、

衣帶

古者有鍪而綣領、以王天下者矣、其德生而不辱、予而不奪、天下不非其服、同懷其德、

太古の世には、亂髮にして頸飾を着くるのみ、未だ冠を造らず、以て天下に王たるもの有り、其の德は物を生育するに在りて、之を戮辱せず、物を與へて之を奪はず、故に天下の民は、其の服從を非とせずして、同じく其の德に懷く、

○鍪は瞀と音通なるを以て代用す、瞀は亂髮を被りたる貌なり、○綣領は頸を飾るなり、

當此之時、陰陽和平、風雨時節、萬物蕃息、烏鵲之巢可俯而探也、禽獸可羈而從也、豈必褒衣博帶句襟委章甫哉、

此の時に當り、陰陽は和平なり、風雨は時節に適ひ、萬物は蕃殖す、烏鵲は巢を造ること低し、人は俯して之を探るを得べし、禽獸は來り遊ぶこと馴る、人は羈ぎて之を牽くを得べし、何ぞ必らずしも衣帶襟冠の裝飾を要せんや、

○蕃息は蕃殖し生息するなり、○羈而從は羈絆して之を牽き用るなり、○褒衣は裾の大なる衣なり、○句襟は衣の襟を曲げて飾るなり、○委章甫は端章甫といふに同じ、禮式の冠なり、委は正しき貌なり、章

（了）

淮南子國字解下目次

第四十四巻

淮南子 下

菊池晩香講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版